

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 添付資料]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="293 489 2368 1058"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 489 468 552">相違No.</th> <th data-bbox="468 489 2368 552">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 552 468 615">①</td> <td data-bbox="468 552 2368 615">島根2号炉は中央制御室待避室用の照明として、資機材のLEDライト（ランタンタイプ）を使用する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 615 468 678">②</td> <td data-bbox="468 615 2368 678">島根2号炉はSA設備は可搬型代替交流電源から給電可能であることを記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 678 468 741">③</td> <td data-bbox="468 678 2368 741">島根2号炉は、常設空調を用いて正圧化、系統隔離運転のいずれも実施可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 741 468 804">④</td> <td data-bbox="468 741 2368 804">島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 804 468 867">⑤</td> <td data-bbox="468 804 2368 867">島根2号炉は、無線通信設備（固定型）を設置する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 867 468 930">⑥</td> <td data-bbox="468 867 2368 930">島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 930 468 993">⑦</td> <td data-bbox="468 930 2368 993">島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽は常設のみ設置する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 993 468 1058">⑧</td> <td data-bbox="468 993 2368 1058">島根2号炉の中央制御室換気系の一部は廃棄物処理建物内に配置</td> </tr> </tbody> </table>				相違No.	相違理由	①	島根2号炉は中央制御室待避室用の照明として、資機材のLEDライト（ランタンタイプ）を使用する	②	島根2号炉はSA設備は可搬型代替交流電源から給電可能であることを記載	③	島根2号炉は、常設空調を用いて正圧化、系統隔離運転のいずれも実施可能	④	島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない	⑤	島根2号炉は、無線通信設備（固定型）を設置する	⑥	島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する	⑦	島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽は常設のみ設置する	⑧	島根2号炉の中央制御室換気系の一部は廃棄物処理建物内に配置
相違No.	相違理由																				
①	島根2号炉は中央制御室待避室用の照明として、資機材のLEDライト（ランタンタイプ）を使用する																				
②	島根2号炉はSA設備は可搬型代替交流電源から給電可能であることを記載																				
③	島根2号炉は、常設空調を用いて正圧化、系統隔離運転のいずれも実施可能																				
④	島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない																				
⑤	島根2号炉は、無線通信設備（固定型）を設置する																				
⑥	島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する																				
⑦	島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽は常設のみ設置する																				
⑧	島根2号炉の中央制御室換気系の一部は廃棄物処理建物内に配置																				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16 原子炉制御室【59条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交替要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p> <p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、<u>現場において、人力により容易かつ確実に閉止操作ができること。</u></p>	<p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p> <p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	<p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p> <p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は中央制御室待避室用の照明として、資機材のLEDライト(ランタンタイプ)を使用する(以下, ①の相違)</p>
<p>3.16 原子炉制御室</p> <p>3.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室及び中央制御室待避室の照明を確保するための設備、居住性を確保するための設備、<u>運転員の被ばくを低減するための設備及び汚染の持ち込みを防止するための設備を設置又は保管する。</u></p> <p>(1) 照明を確保するための設備(設置許可基準規則解釈の第2項a))</p> <p>重大事故等時において、<u>中央制御室及び中央制御室待避室の照明がすべて消灯した場合に、可搬型蓄電池内蔵型照明</u>により中央制御室及び中央制御室待避室での監視又は操作に必要な照度を確保できる設計とする。</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>3.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針</p> <p><u>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p>3.16.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) <u>居住性を確保するための設備</u></p> <p><u>重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるための設備として、可搬型照明(SA)、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室待避室差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</u></p> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>3.16.1 設置許可基準規則第59条への適合方針</p> <p>原子炉制御室(以下「中央制御室」という。)には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、<u>中央制御室及び中央制御室待避室の照明を確保するための設備、居住性を確保するための設備、運転員の被ばくを低減するための設備及び汚染の持ち込みを防止する設備を設置及び保管する。</u></p> <p>(1) 照明を確保するための設備(設置許可基準規則解釈の第2項a))</p> <p>重大事故等時において、<u>中央制御室の照明がすべて消灯した場合にLEDライト(三脚タイプ)により中央制御室での監視又は操作に必要な照度を確保できる設計とする</u>とともに、<u>中央制御室待避室の照明を確保するための資機材として、LEDライト(ランタンタイプ)を配備する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、<u>可搬型蓄電池内蔵型照明は、常設代替交流電源設備である第一ガスタービン発電機からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>(2) 居住性を確保するための設備 (設置許可基準規則解釈の第2項 a), b))</p> <p>(i) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>中央制御室遮蔽に囲まれた中央制御室換気空調系バウンダリを、中央制御室換気空調系の給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ) を閉確認することにより外気との連絡口を遮断し、高性能フィルタ (粒子用フィルタ) 及び活性炭フィルタ (よう素用フィルタ) を内蔵した中央制御室可搬型陽圧化空調機により陽圧化することで、高性能フィルタ及び活性炭フィルタを介さない中央制御室内への外気の流入を遮断可能な設計とする。</u></p> <p>さらに、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる際のプルームの影響による運転員の被ばくを低減するため、<u>中央制御室換気空調系バウンダリ内に中央制御室待避室を設ける設計とする。中央制御室待避室は、中央制御室待避室遮蔽に囲まれた気密空間を、気密扉を閉操作することにより中央制御室バウンダリから遮断し、中央制御室待避室陽圧化装置により陽圧化することで、外気の流入を一定時間完全に遮断可能な設計とする。</u></p>	<p>想定される重大事故等時において、<u>設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明 (SA) は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、<u>中央制御室換気系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室換気系フィルタユニット並びに中央制御室換気系フィルタ系ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気系フィルタユニットを通る閉回路循環方式とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</u></p> <p>また、<u>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ) で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</u></p>	<p>また、<u>LEDライト (三脚タイプ) は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>(2) 居住性を確保するための設備 (設置許可基準規則解釈の第2項 a), b))</p> <p>(i) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室は、<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室バウンダリを、中央制御室換気系の中央制御室排気内側隔離弁及び中央制御室排気外側隔離弁を閉、中央制御室給気内側隔離弁、中央制御室給気外側隔離弁及び中央制御室外気取入調節弁を開とすることにより、粒子用高効率フィルタ及びチャコール・フィルタを内蔵した非常用チャコール・フィルタ・ユニットを介してチャコール・フィルタ・ブースタ・ファン及び再循環用ファンにより外気を取入れながら正圧化することで、粒子用高効率フィルタ及びチャコール・フィルタを介さない中央制御室への外気の流入を遮断可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>炉心の著しい損傷後の格納容器フィルタベント系を使用する際のプルームを取込むことによる運転員の被ばくを低減するため、中央制御室換気系は、中央制御室外気取入調節弁を閉とすることにより、中央制御室バウンダリを外気から隔離することができる設計とする。</u></p> <p>さらに、<u>炉心の著しい損傷後の格納容器フィルタベント系を使用する際のプルームの影響による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室バウンダリ内に中央制御室待避室を設ける設計とする。中央制御室待避室は、中央制御室待避室遮蔽に囲まれた気密空間を、気密扉を閉操作することにより中央制御室バウンダリから遮断し、中央制御室待避室正圧化装置により正圧化することで、外気の流入を一定時間完全に遮断可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の SA 設備は可搬型代替交流電源からも給電可能であることを記載 (以下, ②の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は常設空調を用いて正圧化, 系統隔離運転のいずれも実施可能 (以下, ③の相違)</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(ii) 差圧計, <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u></p> <p>中央制御室には<u>可搬型の差圧計を保管</u>することで, <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>により<u>中央制御室換気空調系</u>バウンダリを<u>陽圧化</u>できていることを把握可能な設計とする。また, 中央制御室待避室には<u>可搬型の差圧計を保管</u>することで, <u>中央制御室待避室陽圧化装置</u>により中央制御室待避室遮蔽に囲まれた気密空間を<u>陽圧化</u>できていることを把握可能な設計とする。</p> <p>また, 中央制御室及び中央制御室待避室には, 可搬型の<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>を保管することで, 中央制御室及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握可能な設計とする。</p> <p>(iii) <u>無線連絡設備(常設)</u>, <u>衛星電話設備(常設)</u>及び<u>データ表示装置(常設)</u></p> <p>中央制御室は, 重大事故等時において, 発電所内の通信連絡が必要な場所との通信連絡を行うための設備として<u>無線連絡設備(常設)</u>及び<u>衛星電話設備(常設)</u>を設置する設計とする。また, <u>無線連絡設備(常設)</u>及び<u>衛星電話設備(常設)</u>は, 中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避室には, 炉心の著しい損傷が発生した場合において, 中央制御室待避室に待避した場合においても, <u>データ表示装置(待避室)</u>を設置することで, 継続的にプラントの監視を行うことが可能な設計とし, 必要に応じ中央制御室制御盤でのプラント操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>e. <u>中央制御室待避室差圧計</u>, <u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として, 中央制御室待避室と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握するため, <u>中央制御室待避室差圧計</u>を使用する。</p> <p>また, 中央制御室内及び中央制御室待避室内の<u>酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握</u>するため, <u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u>を使用する。</p> <p>b. <u>通信連絡設備</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として, 中央制御室待避室に待避した運転員が, 緊急時対策所と通信連絡を行うため, <u>衛星電話設備(可搬型)(待避室)</u>を使用する。</p> <p><u>衛星電話設備(可搬型)(待避室)</u>は, <u>全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>c. <u>データ表示装置(待避室)</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として, 中央制御室待避室に待避した運転員が, 中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために<u>データ表示装置(待避室)</u>を設置する。</p> <p><u>データ表示装置(待避室)</u>は, <u>全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>(ii) <u>中央制御室差圧計</u>, <u>待避室差圧計</u>, <u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u></p> <p>中央制御室には<u>中央制御室差圧計</u>を設置することで, <u>中央制御室換気系</u>により中央制御室バウンダリを正圧化できていることを把握可能な設計とする。</p> <p>また, 中央制御室待避室には<u>待避室差圧計</u>を設置することで, <u>中央制御室待避室正圧化装置</u>により中央制御室待避室遮蔽に囲まれた気密空間を正圧化できていることを把握可能な設計とする。</p> <p>また, 中央制御室及び中央制御室待避室には, 可搬型の<u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u>を配備することで, 中央制御室及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握可能な設計とする。</p> <p>(iii) <u>無線通信設備(固定型)</u>, <u>衛星電話設備(固定型)</u>及び<u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u></p> <p>中央制御室は, 重大事故等時において, 発電所内の通信連絡が必要な場所との通信連絡を行うための設備として<u>無線通信設備(固定型)</u>及び<u>衛星電話設備(固定型)</u>を設置する設計とする。また, <u>無線通信設備(固定型)</u>及び<u>衛星電話設備(固定型)</u>は, 中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避室には, 炉心の著しい損傷が発生した場合において, 中央制御室待避室に待避した場合においても, <u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u>を設置することで, 継続的にプラントの監視を行うことが可能な設計とし, 必要に応じ中央制御室制御盤でのプラント操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない(以下, ④の相違)</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は中央制御室差圧計を設置する。</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 無線通信設備(固定型)を設置する(以下, ⑤の相違)</p> <p>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根2号は代替電源からの給電について(2)最終段落にて記載(以下同じ)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>上記の中央制御室及び中央制御室待避室の居住性機能として、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また運転員の交替を見込み、その実施のための交替要員の体制整備、及び交替時のマスク着用の手順整備を行い、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>、<u>無線連絡設備</u>（常設）、<u>衛星電話設備</u>（常設）及び<u>データ表示装置</u>（待避室）は、<u>常設代替電源設備</u>である<u>第一ガスタービン発電機</u>からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備（設置許可基準規則解釈の第2項d）、e）</p> <p>(i) 非常用ガス処理系</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器から原子炉建屋内に放射性物質を含む気体が漏えいした場合において、運転員の被ばくを低減するため、<u>原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、主排気筒（内筒）を通して原子炉建屋外に排気する重大事故等対処設備</u>として非常用ガス処理系を設置する設計とする。なお、非常用ガス処理系を用いることで、緊急時対策要員の現場作業における被ばくを低減することも可能である。</p> <p>非常用ガス処理系は、<u>非常用ガス処理系排風機</u>、<u>電源設備</u>、<u>計測制御装置</u>、<u>流路である非常用ガス処理系乾燥装置</u>、<u>非常用ガス処理系フィルタ装置</u>、<u>非常用ガス処理系配管及び弁並びに主排気筒（内筒）</u>から構成される設計とする。非常用ガス処理系は、<u>非常用ガス処理系排風機</u>により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持し、<u>非常用ガス処理系乾燥装置</u>、<u>非常用ガス処理系フィルタ装置及び主排気筒（内筒）</u>を通して排気することで、運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p>	<p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、<u>中央制御室換気系及び中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）の機能とあいまって</u>、<u>運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>また、<u>全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</u></p> <p>中央制御室換気系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、<u>外気を中央制御室換気系フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>は、<u>全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備</u>からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(3) <u>運転員の被ばくを低減するための設備</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置</u>を使用する。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</u></p>	<p><u>上記の中央制御室及び中央制御室待避室の居住性機能として、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>また、<u>運転員の交替を見込み、その実施のための交替要員の体制整備、及び交替時のマスク着用の手順整備を行い、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>中央制御室換気系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、<u>外気を非常用チャコール・フィルタ・ユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</u></p> <p>なお、<u>中央制御室換気系</u>、<u>無線通信設備</u>（固定型）、<u>衛星電話設備</u>（固定型）及び<u>プラントパラメータ監視装置</u>（中央制御室待避室）は、<u>常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備</u>から給電が可能な設計とする。</p> <p>(3) <u>運転員の被ばくを低減するための設備</u>（<u>設置許可基準規則解釈の第2項d）、e）</u>）</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器から原子炉建物内に放射性物質を含む気体が漏えいした場合において<u>運転員の被ばくを低減するため、原子炉建物原子炉棟内を負圧に維持するとともに、排気筒に沿わせて設ける排気管を通して原子炉建物外に排気する重大事故等対処設備として非常用ガス処理系を設置する設計とする。なお、非常用ガス処理系を用いることで、緊急時対策要員及び自衛消防隊の現場作業における被ばくを低減することも可能である。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排気ファン、電源設備、計測制御装置、流路である前置ガス処理装置、後置ガス処理装置、非常用ガス処理系配管及び弁並びに非常用ガス処理系排気管から構成される設計とする。非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排気ファンにより原子炉建物原子炉棟内を負圧に維持し、前置ガス処理装置、後置ガス処理装置及び非常用ガス処理系排気管を通して排気することで、運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は非常用ガス処理系排気管の設置状況を詳細に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉には、非常用ガス処理系再循環系統はない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、非常用ガス処理系を用いる際は、<u>非常用ガス処理系フィルタ装置</u>のよう素用チャコール・フィルタ及び<u>高性能粒子フィルタ</u>を通すため、放射性物質除去能力が期待できるが、<u>本系統を重大事故等時に使用する場合には、流入する気体の温度が非常用ガス処理系フィルタ装置の設計条件を上回る条件になることから、放射性物質除去能力が低下する可能性がある。したがって、被ばく評価にあたっては保守的にフィルタ装置の放射性物質の除去能力には期待しないこととし、非常用ガス処理系フィルタ装置は、流路としてのみ扱うものとする。</u></p> <p>なお、原子炉建屋ブローアウトパネルについては、3.24項に詳細を示す。</p>	<p><u>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実にブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は現場において、人力により操作できる設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>なお、非常用ガス処理系を用いる際は、前置ガス処理装置及び後置ガス処理装置のよう素用チャコール・フィルタ及び粒子用高効率フィルタを通すため、放射性物質除去能力が期待できるが、被ばく評価にあたっては保守的に前置ガス処理装置及び後置ガス処理装置の放射性物質の除去能力には期待しないこととし、前置ガス処理装置及び後置ガス処理装置は、流路としてのみ扱うものとする。</u></p> <p><u>原子炉建物原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建物に設置する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル及び主蒸気管トンネル室ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室の居住性確保のために原子炉建物原子炉棟の気密バウンダリを形成する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止可能な設計とする。なお、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室から遠隔操作又は現場において人力による操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</u></p> <p>なお、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル及び主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル</u>については、3.24項に詳細を示す。</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は設計条件を上回ることはないが保守的に放射性物質の除去能力に期待しない</p> <p>【東海第二】 島根2号炉は非常用ガス処理系の放射性物質の除去能力に期待しない旨を記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する（以下、⑥の相違）</p> <p>・操作判断基準の相違 【東海第二】 島根2号炉は原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの開放に加え、次の条件が全て成立した場合に閉止する。 ○原子炉冷却材圧力バウンダリが破損した状況においては、漏えい箇所の隔離又は原子炉圧力容器の減圧が完了していること ○非常用ガス処理系が運転中又は起動操作が必要な状況であること ○当直副長が炉心損傷を判断していること</p> <p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 汚染の持ち込みを防止するための設備 (設置許可基準規則解釈の第2項c))</p> <p>炉心の著しい損傷等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けるために必要な資機材を配備する設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう、必要な資機材を配備する。また、照明については、資機材として乾電池内蔵型照明を配備する。</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p><u>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</u></p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、<u>可搬型照明 (S A) により確保できる設計とする。</u></p> <p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1 a)」を満足するための資機材 (放射線防護措置) として位置付ける。</p>	<p>(4) 汚染の持ち込みを防止するための設備 (設置許可基準規則解釈の第2項c))</p> <p>炉心の著しい損傷等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けるために必要な資機材を配備する設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう、<u>必要な資機材を配備する。また、照明については、資機材としてチェンジングエリア用照明を配備する。</u></p> <p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1 a)」を満足するための資機材 (放射線防護措置) として位置付ける。</p>	<p>【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉の照明は資機材を使用する</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(5) <u>カードル式空気ポンベユニット (自主対策設備)</u>  <u>運転員の更なる被ばく線量低減のため、中央制御室待避室の陽圧化時間の延長を可能な設計とする。そのため、屋外に空気ポンベカードル車を配備し、屋外から空気ポンベを中央制御室待避室陽圧化装置に接続可能な設計とする。</u></p> <p>(6) <u>乾電池内蔵型照明及び非常用照明 (自主対策設備)</u>  <u>運転員が中央制御室及び中央制御室待避室にとどまり監視操作を行うことができるため、必要な照度を確保する設計とする。また、チェンジングエリアにおいて身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うことができるため、必要な照度を確保する設計とする。</u></p>	<p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合（<u>重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。</u>）においても運転員が中央制御室にとどまるために、<u>自主対策設備として以下の設備を設置する。</u></p> <p>(4) <u>ブローアウトパネル強制開放装置</u>  <u>原子炉建屋内側から、油圧ジャッキにより原子炉建屋外側ブローアウトパネルを強制的に開放する装置を設置する。油圧配管は、屋内に敷設し、屋外に設置する油圧発生装置と接続する。また、開放機構を原子炉建屋内に設置し、ブローアウトパネル閉止装置及び竜巻飛来物防護対策の防護ネットとの干渉を回避する設計とする。</u>  <u>状況に応じて必要な箇所全てを開放するまでに時間を要するが、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを強制的に開放する必要が生じた場合の手段として有効である。</u></p> <p>(5) 非常用照明  非常用照明は、耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電が可能であるため、照明を確保する手段として有効である。</p>	<p>また、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(5) <u>非常用照明 (自主対策設備)</u>  <u>非常用照明は、運転員が中央制御室にとどまり監視操作を行うことができるため、必要な照度を確保する設計とする。非常用照明は、耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能であるため、照明を確保する手段として有効である。</u></p>	<p>・自主対策設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  島根 2 号炉は運転員の居住性を確保するために必要な容量を有する中央制御室待避室空気ポンベを設置する</p> <p>・自主対策設備の相違  <b>【東海第二】</b>  島根 2 号炉はブローアウトパネル閉止装置を原子炉建物原子炉棟内に設置し、ブローアウトパネルの開閉状態に関わらず閉止動作が可能であるため、ブローアウトパネル閉止装置の関連設備として強制開放装置は設置しない</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  島根 2 号炉の LED ライト（ランタンタイプ）は SA 資機材と位置付けている</p> <p>①、②の相違  また、島根 2 号炉はチェンジングエリアの照明は資機材と位置付ける LED ライト（三脚タイプ）により確保する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.16.2.1 照明を確保するための設備</p> <p>3.16.2.1.1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、運転員が中央制御室及び中央制御室待避室にとどまり監視操作に必要な照度を確保することを目的として設置するものである。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、常設代替交流電源設備である第一ガスタービン発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、<u>12時間以上無充電で点灯する蓄電池を内蔵し、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備による給電が開始されるまでの間(事故発生後70分以内)、中央制御室及び中央制御室待避室の照明が消灯した場合に照明を確保可能な設計とする。</u></p> <p>照明を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧を表3.16-1に示す。</p>	<p>3.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.16.2.1 <u>中央制御室の居住性を確保するための設備</u></p> <p>3.16.2.1.1 設備概要</p> <p>(3) <u>可搬型照明(SA)</u></p> <p><u>可搬型照明(SA)</u>は、重大事故等時において、運転員が中央制御室又は中央制御室待避室にとどまり、監視操作に必要な照度を確保することを目的として設置するものである。</p> <p><u>本設備は、蓄電池を内蔵した可搬型照明(SA)で構成する。</u></p> <p><u>可搬型照明(SA)は、通常待機時、常用電源設備により内蔵している蓄電池を充電し、全交流動力電源喪失時に蓄電池により点灯させるとともに、常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置からの給電を可能とし、運転員が中央制御室又は中央制御室待避室にとどまり監視操作に必要な照度の確保が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明(SA)は、12時間以上無充電で点灯が可能な蓄電池を内蔵しており、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置による給電を再開するまでの間(95分以内)に必要な照度の確保が可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>運転員が中央制御室待避室に待避している間(約300分)の中央制御室待避室の照明についても、可搬型照明(SA)により確保が可能な設計とする。</u></p>	<p>3.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.16.2.1 中央制御室の照明を確保するための設備</p> <p>3.16.2.1.1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>LEDライト(三脚タイプ)</u>は、運転員が中央制御室にとどまり監視操作に必要な照度を確保することを目的として設置するものである。</p> <p><u>LEDライト(三脚タイプ)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>LEDライト(三脚タイプ)は、満充電から連続4.5時間無充電で点灯する蓄電池を内蔵し、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備による給電が開始されるまでの間(事故発生後約70分以内)、中央制御室の照明が消灯した場合に照明を確保可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室の照明を確保するための資機材として、LEDライト(ランタンタイプ)を配備する。照明を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧を表3.16-1に示す。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料構成の相違</li> <li>【東海第二】東海第二は居住性確保の設備の項目にて照明を記載</li> <li>設備の相違</li> <li>【柏崎6/7, 東海第二】①の相違</li> <li>運用の相違</li> <li>【東海第二】島根2号炉では、LEDライト(三脚タイプ)を常時接続としない</li> <li>設備の相違</li> <li>【柏崎6/7, 東海第二】点灯可能な時間の差異</li> <li>運用の相違</li> <li>【東海第二】設備の相違</li> <li>【柏崎6/7, 東海第二】①の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																								
<p>表 3.16-1 照明を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型蓄電池内蔵型照明【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路，電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※<sup>1</sup> （燃料補給設備を含む）</td> <td>           常設代替交流電源設備            第一ガスタービン発電機【常設】            軽油タンク【常設】            タンクローリ（16kL）【可搬】            第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】            第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】            可搬型代替交流電源設備            電源車【可搬】            燃料補給設備            軽油タンク【常設】            タンクローリ（4kL）【可搬】         </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型蓄電池内蔵型照明【可搬】	附属設備	—	水源（水源に関する流路，電源設備を含む）	—	流路	—	注水先	—	電源設備※ <sup>1</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 電源車【可搬】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ（4kL）【可搬】	計装設備	—	<p>3.16.2.1.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(9) <u>可搬型照明 (S.A)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>蓄電池内蔵型照明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>4 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(59-3-11)</p>	種類	蓄電池内蔵型照明	個数	4 (予備1)	設置場所	原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室及び中央制御室待避室)	保管場所	原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)	<p>表 3.16-1 照明を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>LEDライト（三脚タイプ）【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路，電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※<sup>1</sup> （燃料補給設備を含む）</td> <td>           常設代替交流電源設備            ガスタービン発電機【常設】            ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】            ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】            ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】            可搬型代替交流電源設備            高圧発電機車【可搬】            ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】            非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】            高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】            タンクローリ【可搬型】            代替所内電気設備            緊急用メタクラ【常設】            メタクラ切替盤【常設】            高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】            緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】            非常用高圧母線C系【常設】            非常用高圧母線D系【常設】         </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料 59-2 に示す。        なお、電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	LEDライト（三脚タイプ）【可搬】	附属設備	—	水源（水源に関する流路，電源設備を含む）	—	流路	—	注水先	—	電源設備※ <sup>1</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】	計装設備	—	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請号炉数の相違【柏崎 6/7】</li> <li>設備の相違【柏崎 6/7，東海第二】</li> </ul> <p>島根 2 号炉は，中央制御室で使用する 2 個に予備 1 個を加えた計 3 個を保管する</p>
設備区分	設備名																																										
主要設備	可搬型蓄電池内蔵型照明【可搬】																																										
附属設備	—																																										
水源（水源に関する流路，電源設備を含む）	—																																										
流路	—																																										
注水先	—																																										
電源設備※ <sup>1</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 電源車【可搬】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ（4kL）【可搬】																																										
計装設備	—																																										
種類	蓄電池内蔵型照明																																										
個数	4 (予備1)																																										
設置場所	原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室及び中央制御室待避室)																																										
保管場所	原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)																																										
設備区分	設備名																																										
主要設備	LEDライト（三脚タイプ）【可搬】																																										
附属設備	—																																										
水源（水源に関する流路，電源設備を含む）	—																																										
流路	—																																										
注水先	—																																										
電源設備※ <sup>1</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】																																										
計装設備	—																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>3.16.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>LEDライト (三脚タイプ)</u></p> <p>種類 : 蓄電池内蔵型照明</p> <p>個数 : <u>2 (予備1)</u></p> <p>使用場所 : <u>制御室建物4階</u></p> <p>保管場所 : <u>制御室建物4階</u></p> <p style="text-align: right;">(59-3, 59-7)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は、コントロール建屋内に保管する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合におけるコントロール建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.16-2に示す設計とする。</u></p> <p>(59-3)</p>	<p>3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件(設置許可基準規則第43条第1項第1号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空調機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室差圧計、可搬型照明(SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、原子炉建屋付属棟内に、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に、ブローアウトパネル閉止装置は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における原子炉建屋付属棟内、原子炉建屋原子炉棟内又は屋外の環境条件を考慮し、第3.16-2表に示す設計とする。</u></p> <p>(59-3-2~12)</p>	<p>3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>LEDライト(三脚タイプ)は、制御室建物内に保管される設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における制御室建物内の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.16-2に示す設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-7)</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、居住性を確保するための設備に関する環境条件及び荷重条件は3.16.2.2.3.1に記載</p> <p>運転員の被ばくを低減するための設備に関する環境条件及び荷重条件は3.16.2.3.3.1に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉には、非常用ガス処理系再循環系統はない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3.16-2 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度, 圧力, 湿度, 放射線</td> <td>コントロール建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>コントロール建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度, 圧力, 湿度, 放射線	コントロール建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	コントロール建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3.16-2 表 想定する環境条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度, 圧力, 湿度及び放射線</td> <td>設置場所である原子炉建屋付属棟内, 原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 天候による影響を受けない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響</td> <td>ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し, 機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>機械装置のため, 電磁波の影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度, 圧力, 湿度及び放射線	設置場所である原子炉建屋付属棟内, 原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 天候による影響を受けない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し, 機器が損傷しない設計とする。	電磁的影響	機械装置のため, 電磁波の影響を受けない。	<p>表 3.16-2 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度, 圧力, 湿度, 放射線</td> <td>制御室建物で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御室建物内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度, 圧力, 湿度, 放射線	制御室建物で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	制御室建物内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 非常用ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置に関する当該表を表 3.16-18 に記載</p>
環境条件等	対応																																														
温度, 圧力, 湿度, 放射線	コントロール建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。																																														
風(台風)・積雪	コントロール建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度, 圧力, 湿度及び放射線	設置場所である原子炉建屋付属棟内, 原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 天候による影響を受けない設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し, 機器が損傷しない設計とする。																																														
電磁的影響	機械装置のため, 電磁波の影響を受けない。																																														
環境条件等	対応																																														
温度, 圧力, 湿度, 放射線	制御室建物で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。																																														
風(台風)・積雪	制御室建物内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第 43 条第 1 項二) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性  可搬型蓄電池内蔵型照明は, 全交流動力電源喪失発生時, 内蔵している蓄電池により自動で点灯する設計とする。  可搬型蓄電池内蔵型照明は, 人力による持ち運びが可能な設計とする。  (59-3, 59-5, 59-7)</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第2号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 <u>中央制御室の居住性を確保するための設備のうち, 操作が必要となる設備の操作は, スイッチ又は手動により中央制御室又は中央制御室待避室から操作が可能な設計とする。</u>  <u>可搬型照明(SA)は, 人力による持ち運びが可能で, 運転員又は放射線管理班員が中央制御室の保管場所から照度の確保が必要な場所へ移動させて使用する設計とする。</u> <u>可搬型照明(SA)は, 全交流動力電源喪失時には内蔵している蓄電池により点灯が可能な設計とする。</u></p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第 43 条第 1 項二) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性  <u>LEDライト(三脚タイプ)は, 全交流動力電源喪失発生時, 付属のスイッチを操作することで内蔵している蓄電池により点灯する設計とする。</u>  <u>LEDライト(三脚タイプ)は, 人力による持ち運びができる設計とする。</u></p>	<p>・資料構成の相違 【東海第二】 東海第二は居住性確保の設備の項目にて照明を記載</p>																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は、表3.16-3に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</u></p> <p>また、機能・性能試験として内蔵している蓄電池の電圧確認及び照明の点灯確認が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p>	<p>また、<u>可搬型照明 (SA) は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置からの給電開始後は、緊急用電源設備のコンセントに接続することで、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置からの給電による点灯に切り替えることを可能とし、確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明 (SA) の操作場所である中央制御室及び中央制御室待避室には、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</u></p> <p><u>可搬型照明 (SA) の操作が必要な対象機器について第3.16-9表に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(59-3-11)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3.16-9表 操作対象機器 (可搬型照明 (SA))</b></p> <table border="1" data-bbox="961 1026 1700 1125"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項第3号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型照明 (SA) は、第3.16-18表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明 (SA) は、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷の有無を確認する。また、可搬型照明 (SA) は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査として内蔵している蓄電池による点灯確認が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(59-5-18)</p>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	人力接続	中央制御室又は中央制御室待避室	<p>また、<u>LEDライト (三脚タイプ) は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電開始後は、コンセントにより非常用所内電気設備と接続することで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による点灯に切り替えることを可能とし、確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ) の操作場所である中央制御室には、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</u></p> <p>表3.16-3に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(59-3, 59-7)</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.16-3 操作対象機器</b></p> <table border="1" data-bbox="1754 1026 2493 1125"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>操作内容</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LEDライト (三脚タイプ)</td> <td>消灯→点灯</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ) は、表3.16-4に示すよう発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、機能・性能試験として内蔵している蓄電池の電圧確認及び照明の点灯確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p>	機器名称	操作内容	操作場所	操作方法	LEDライト (三脚タイプ)	消灯→点灯	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	<p>・資料構成の相違 <b>【柏崎6/7】</b> 島根2号炉は、SA照明設備が代替交流電源から給電可能であることについて記載</p> <p>・設備の相違 <b>【東海第二】</b> ②の相違</p> <p>・設備の相違 <b>【東海第二】</b> ①の相違</p> <p>・記載方針の相違 <b>【柏崎6/7】</b> 島根2号炉は照明の点灯に必要な操作を記載 <b>【東海第二】</b> ①の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																
可搬型照明 (SA)	ケーブル接続	人力接続	中央制御室又は中央制御室待避室																
機器名称	操作内容	操作場所	操作方法																
LEDライト (三脚タイプ)	消灯→点灯	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>表 3.16-3 <u>可搬型蓄電池内蔵型照明の試験・検査</u></p> <table border="1" data-bbox="157 296 923 527"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池電圧の確認 点灯確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 <u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、本来の用途以外の用途には使用しない。また、通常保管状態から切り替えることなく使用可能な設計とする。 (59-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池電圧の確認 点灯確認	外観確認	外観の確認	<p>第 3.16-18 表 <u>可搬型照明 (SA) の試験検査</u></p> <table border="1" data-bbox="952 306 1703 457"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>点灯確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第4号) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 <u>ブローアウトパネル閉止装置</u>、<u>中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ)</u>、<u>中央制御室待避室差圧計</u>、<u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</u>、<u>データ表示装置 (待避室)</u>、<u>可搬型照明 (SA)</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。  <u>なお、可搬型照明 (SA) は、中央制御室及び中央制御室待避室において、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電する緊急用電源設備への接続方法をコンセントタイプとすることで、速やかに接続が可能な設計とする。</u></p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認	機能・性能検査	点灯確認	<p>表 3.16-4 <u>LEDライト (三脚タイプ) の試験及び検査</u></p> <table border="1" data-bbox="1739 296 2502 527"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池電圧の確認 点灯確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 <u>LEDライト (三脚タイプ)</u> は、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。 (59-5)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池電圧の確認 点灯確認	外観検査	外観の確認	<p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、居住性を確保するための設備に関する切り替えの容易性は 3.16.2.2.3.1(4) に記載 運転員の被ばくを低減するための設備に関する切り替えの容易性は 3.16.2.3.3.1(4) に記載 ・記載場所の相違 【東海第二】 島根 2 号炉の SA 電源への接続に関しては、3.16.2.1.3.2 (2) に記載</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池電圧の確認 点灯確認																									
	外観確認	外観の確認																									
原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認																									
	機能・性能検査	点灯確認																									
原子炉の状態	項目	内容																									
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池電圧の確認 点灯確認																									
	外観検査	外観の確認																									



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>可搬型蓄電池内蔵型照明は, 通常時, 内蔵している蓄電池を充電して保管している設計とする。そのため, 可搬型蓄電池内蔵型照明内部で不具合が発生した場合に設計基準対象施設である中央制御室の非常用照明に悪影響を与えないよう遮断器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は, コントロール建屋内にて架台への固定等により転倒防止対策が可能な設計とする。</u> (59-2, 59-5)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 <u>可搬型蓄電池内蔵型照明は, 放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所であるコントロール建屋地上2階の中央制御室又は中央制御室待避室内に保管し, 保管場所で操作可能な設計とする。</u> (59-3)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項第5号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>可搬型照明 (SA) は, 他の設備から独立して使用が可能なことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> (59-2-2~3, 59-3-2~11)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第6号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 <u>可搬型照明 (SA) は, 第3.16-25表に示すように, 原子炉建屋原子炉棟外のため放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室及び中央制御室待避室に設置し, 設置場所で操作が可能な設計とする。</u> これらの設備の設置場所, 操作場所を第3.16-20表に示す。 (59-3-2~12)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>LEDライト (三脚タイプ) は, 通常時, 内蔵している蓄電池を充電して保管し, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>また, 非常用電源設備, 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備と接続中にLEDライト (三脚タイプ) 内部で不具合が発生した場合に非常用電源設備, 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備に悪影響を与えないよう遮断器を設置する設計とする。</u> <u>LEDライト (三脚タイプ) は, 制御室建物内にて三脚を開いて設置することにより容易に転倒しない設計とする。</u> (59-2, 59-5)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 <u>LEDライト (三脚タイプ) は, 放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所である制御室建物4階の中央制御室内に設置し, 設置場所で操作可能な設計とする。</u> 操作対象機器設置場所を表3.16-5に示す。 (59-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は, 電源設備との接続時について記載 ②の相違 ・設備の相違 【柏崎6/7】 転倒防止対策の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p style="text-align: center;">表 3.16 - 4 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="157 294 920 514"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型蓄電池</td> <td>コントロール建屋地上2階</td> <td>コントロール建屋地上2階</td> </tr> <tr> <td>内蔵型照明</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型蓄電池	コントロール建屋地上2階	コントロール建屋地上2階	内蔵型照明	中央制御室又は中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室	<p style="text-align: center;">第 3.16-20 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="946 300 1700 1176"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気系空気調和機ファン</td> <td>原子炉建屋付属棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気系フィルタ系ファン</td> <td>原子炉建屋付属棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気系給排気隔離弁</td> <td>原子炉建屋付属棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス再循環系排風機</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>原子炉建屋原子炉棟壁面(屋外)</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンベユニット空気ポンベ集合弁</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンベユニット空気供給出口弁</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンベユニット空気供給流量調整弁</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(可搬型)(待避室)</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置(待避室)</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>中央制御室及び中央制御室待避室</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>中央制御室及び中央制御室待避室</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	中央制御室換気系空気調和機ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	中央制御室換気系フィルタ系ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	中央制御室換気系給排気隔離弁	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	非常用ガス処理系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	非常用ガス再循環系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建屋原子炉棟壁面(屋外)	中央制御室	中央制御室待避室空気ポンベユニット空気ポンベ集合弁	中央制御室	中央制御室	中央制御室待避室空気ポンベユニット空気供給出口弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室	中央制御室待避室空気ポンベユニット空気供給流量調整弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室	衛星電話設備(可搬型)(待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室	データ表示装置(待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室	酸素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室	二酸化炭素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室	<p style="text-align: center;">表 3.16-5 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1739 294 2502 462"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LEDライト(三脚タイプ)</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	LEDライト(三脚タイプ)	制御室建物4階 中央制御室	制御室建物4階 中央制御室	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>東海第二は居住性確保の設備の項目にて照明を記載</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
可搬型蓄電池	コントロール建屋地上2階	コントロール建屋地上2階																																																										
内蔵型照明	中央制御室又は中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室																																																										
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
中央制御室換気系空気調和機ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室																																																										
中央制御室換気系フィルタ系ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室																																																										
中央制御室換気系給排気隔離弁	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室																																																										
非常用ガス処理系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																										
非常用ガス再循環系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																										
ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建屋原子炉棟壁面(屋外)	中央制御室																																																										
中央制御室待避室空気ポンベユニット空気ポンベ集合弁	中央制御室	中央制御室																																																										
中央制御室待避室空気ポンベユニット空気供給出口弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																										
中央制御室待避室空気ポンベユニット空気供給流量調整弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																										
衛星電話設備(可搬型)(待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																										
データ表示装置(待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																										
酸素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室																																																										
二酸化炭素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室																																																										
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
LEDライト(三脚タイプ)	制御室建物4階 中央制御室	制御室建物4階 中央制御室																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 <u>可搬型蓄電池内蔵型照明は、重大事故等時に中央制御室での監視操作に必要な照度を有するものを6号及び7号炉の大型表示盤エリアに各1台、重大事故等の対処のための制御盤等を配備したエリアに1台の計3台を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室待避室内での監視等に必要な照度を有するものを1台設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明を中央制御室での監視操作に使用する場合と、中央制御室待避室での監視等に使用する場合は、同時に使用することがないため、重大事故等時に必要な個数3台を保管する設計とする。また、これに加えて予備1台を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明の照度は各設置場所にて照度を確認し、監視操作が可能な設計とする。</u></p> <p>(59-10)</p>	<p>3.16.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項第1号) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>3.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 <u>LEDライト (三脚タイプ) は、重大事故等時に中央制御室での監視操作及び重大事故等時の対処のための制御盤等の操作に必要な照度を有するものを中央制御室の制御盤エリアに2台設置する設計とする。</u></p> <p>また、これに加えて予備1台を有する設計とする。 <u>LEDライト (三脚タイプ) の照度は各設置場所にて照度を確認し、監視操作が可能な設計とする。</u></p> <p>(59-10)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、制御盤エリアに SA 操作盤を設置しており、LED ライト (三脚タイプ) により制御盤と SA 操作盤の照明を同時に確保可能。また、必要によりヘッドライトやLED ライト (ランタンタイプ) も活用可能</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。  <u>可搬型蓄電池内蔵型照明は、常設代替交流電源設備である第一ガスタービン発電機から給電された非常用所内電気設備との接続を、一般的なコンセントプラグによる接続とすることで確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>また、コンセントプラグ接続を用いることにより6号及び7号炉で相互に使用可能な設計とする。</u></p> <p>(59-5)</p>	<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項第2号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ) は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電された非常用所内電気設備と、一般的なコンセントプラグにより確実に接続できる設計とする。</u></p> <p>(59-2, 59-5)</p>	<p>・設備の相違  <b>【柏崎6/7, 東海第二】</b>  ②の相違  ・資料構成の相違  <b>【東海第二】</b>  東海第二は照明の電源との接続について「(2) 操作性」と「(4) 切替えの容易性」に記載  ・申請号炉数の相違  <b>【柏崎6/7】</b></p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)ではないことから対象外である。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所である<u>コントロール建屋地上2階の中央制御室又は中央制御室待避室</u>に保管し、想定される重大事故等が発生した場合においても使用が可能な設計とする。</p> <p>(59-3)</p>	<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項第3号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項第4号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>LEDライト(三脚タイプ)</u>は、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。)ではないことから対象外である。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>LEDライト(三脚タイプ)</u>は、線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所である<u>制御室建物4階</u>に設置し、想定される重大事故等が発生した場合においても使用が可能な設計とする。</p> <p>(59-3)</p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は, 風(台風), 竜巻, <u>低温(凍結)</u>, 降水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学的事象, 火災・爆発(森林火災, 近隣工場等の火災・爆発, <u>航空機墜落火災</u>), 有毒ガス, 船舶の衝突及び電磁的障害に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋地上2階中央制御室内</u>に保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-7)</p>	<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項第5号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p>	<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>LEDライト(三脚タイプ)</u>は, 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 地滑り・<u>土石流</u>, 火山の影響, 生物学的事象, 火災・爆発(森林火災, 近隣工場等の火災・爆発, <u>航空機落下火災等</u>), 有毒ガス, 船舶の衝突及び電磁的障害に対して, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物4階</u>に保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-7)</p>	<p>備考</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は設計上考慮する事象として土石流を考慮している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。  <u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、<u>低温(凍結)</u>、積雪、降水、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、<u>航空機墜落火災</u>)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋内</u>に保管する設計とすることで、重大事故等時においてアクセスのための必要な通路を確保可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-8)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項第6号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。  <u>LEDライト(三脚タイプ)</u>は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、凍結、積雪、降水、落雷、地滑り・<u>土石流</u>、火山の影響、生物学的事象による影響、<u>外部人為事象</u>として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、<u>航空機落下火災等</u>)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物内</u>に保管する設計とすることで、重大事故等時においてアクセスのための必要な通路を確保可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-8)</p>	<p>備考</p> <p>・設計方針の相違  <b>【柏崎6/7】</b>  島根2号炉は設計上考慮する事象として土石流を考慮している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、遮断器を設けることで設計基準対象施設である中央制御室の非常用照明設備と電気的分離を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>また、予備を分散して配置することにより位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2, 59-7)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項第7号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ)</u>は、遮断器を設けることで、設計基準事故対処施設である非常用照明と電気的分離を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>また、予備を分散して配置することにより位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-2, 59-3)</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.2 居住性を確保するための設備</p> <p>3.16.2.2.1 設備概要</p> <p>居住性を確保するための設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合においても、居住性を確保するための設備を設置または保管することで、運転員が中央制御室及び中央制御室待避室にとどまることができる設計とする。</p> <p>本設備は、「中央制御室遮蔽」、<u>「中央制御室可搬型陽圧化空調機」</u>、「中央制御室待避室遮蔽(常設)」、<u>「中央制御室待避室遮蔽(可搬型)」</u>、「中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)」、「差圧計」、「酸素濃度・二酸化炭素濃度計」、「無線連絡設備(常設)」、「衛星電話設備(常設)」及び「データ表示装置(待避室)」等から構成し、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>居住性を確保するための設備の重大事故等対処設備一覧を表3.16-5に、遮蔽及び換気設備の系統概略図を図3.16-1に、<u>無線連絡設備(常設)</u>、<u>衛星電話設備(常設)</u>及び<u>データ表示装置(待避室)</u>の系統概略図を図3.16-2に示す。</p>	<p>3.16.2.1 中央制御室の居住性を確保するための設備</p> <p>3.16.2.1.1 設備概要</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合(<u>重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。)</u>が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が中央制御室にとどまることを目的として設置するものである。</p> <p>本設備は、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、<u>中央制御室換気系空気調和機ファン</u>、<u>中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>、<u>中央制御室換気系フィルタユニット</u>、<u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>、<u>ブローアウトパネル閉止装置</u>、<u>中央制御室待避室空気ボンベユニット(空気ボンベ)</u>、<u>中央制御室待避室差圧計</u>、<u>衛星電話設備(可搬型)(待避室)</u>、<u>データ表示装置(待避室)</u>、<u>可搬型照明(SA)</u>、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等で構成する。</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備の重大事故等対処設備一覧を表3.16-1表に、中央制御室換気系の系統概要図を第3.16-1図に、原子炉建屋ガス処理系の系統概要図を第3.16-2図に、衛星電話設備(可搬型)(待避室)及びデータ表示装置(待避室)の系統概要図を第3.16-3図に示す。</p>	<p>3.16.2.2 居住性を確保するための設備</p> <p>3.16.2.2.1 設備概要</p> <p>居住性を確保するための設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合においても、居住性を確保するための設備を設置又は保管することで、運転員が中央制御室及び中央制御室待避室にとどまることができる設計とする。</p> <p>本設備は、「中央制御室遮蔽」、「<u>中央制御室換気系</u>」、「中央制御室待避室遮蔽」、「中央制御室待避室正圧化装置(空気ボンベ)」、「中央制御室差圧計」、「待避室差圧計」、「<u>酸素濃度計</u>」、「<u>二酸化炭素濃度計</u>」、「<u>無線通信設備(固定型)</u>」、「<u>衛星電話設備(固定型)</u>」及び「<u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u>」等から構成し、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>居住性を確保するための設備の重大事故等対処設備一覧を表3.16-6に、遮蔽及び換気設備の系統概略図を図3.16-1に、<u>無線通信設備(固定型)</u>、<u>衛星電話設備(固定型)</u>及び<u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u>の系統概略図を図3.16-2に示す。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>③, ④の相違</li> <li>島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽は常設のみ設置する(以下, ⑦の相違)</li> <li>【東海第二】</li> <li>⑤の相違</li> <li>・資料構成の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>島根2号炉の非常用ガス処理系, ブローアウトパネル閉止装置については3.16.2.3に記載している。なお, 島根には非常用ガス再循環系はない</li> <li>LED照明(三脚タイプ)については3.16.2.1に記載している</li> <li>・設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>⑤の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>コントロール建屋</u>と一体のコンクリート構造を有しており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内にとどまる運転員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>高性能フィルタ及び活性炭フィルタ</u>により浄化した外気を<u>専用の給気口から中央制御室換気空調系</u>バウンダリ内に給気することにより<u>中央制御室換気空調系</u>バウンダリを陽圧化し、フィルタを介さない外気の中央制御室換気空調系バウンダリ内への流入を防止可能な設計とする。</p> <p>また、本設備は常設代替電源設備である<u>第一ガスタービン発電機</u>による給電が可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気空調系のMCR 排気ダンパ、MCR 外気取入ダンパ及びMCR 非常用外気取入ダンパ</u>を閉操作することで、<u>中央制御室の外気との連絡口を遮断</u>することが可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気空調系のMCR 外気取入ダクト及びMCR 排気ダクト</u>は、コントロール建屋の躯体壁とともに<u>中央制御室換気空調系</u>バウンダリを形成しており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内にとどまる運転員の被ばく線量を低減するために必要な気密性を有する設計とする。</p> <p>さらに、炉心の著しい損傷後に<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を作動させる際のプルーム通過による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設置する設計とする。中央制御室待避室は、中央制御室待避室遮蔽に囲まれた気密性を有する空間を、<u>中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンペ)</u>により陽圧化可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室は、<u>コントロール建屋と一体のコンクリート構造の中央制御室待避室遮蔽 (常設)</u>と、<u>可搬型である中央制御室待避室遮蔽 (可搬型)</u>により必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</p>	<p>(1) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>原子炉建屋付属棟</u>と一体の中央制御室バウンダリを形成するコンクリート構造物であり、重大事故等時において、中央制御室にとどまる運転員の被ばくを低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p> <p>中央制御室換気系は、<u>重大事故等時において、放射性物質等が環境に放出された場合に、中央制御室換気系を給排気隔離弁により外気との連絡口を遮断し、空気調和機ファン及びフィルタ系ファンにより高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを通した閉回路循環方式とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</u></p> <p>また、本設備は、<u>非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機からの給電のほか、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置</u>から給電が可能な設計とする。</p> <p>さらに、炉心の著しい損傷後に<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を作動させる際のプルームの影響による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設置する。本設備は、<u>中央制御室待避室遮蔽並びに中央制御室待避室の居住性を確保するための中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ) 及び中央制御室待避室差圧計</u>で構成する。</p> <p>中央制御室待避室遮蔽は、<u>原子炉建屋付属棟と一体のコンクリート構造物</u>であり、<u>重大事故等時における運転員の被ばくを低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</u></p>	<p>(1) 遮蔽及び換気設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>制御室建物</u>と一体のコンクリート構造を有しており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内にとどまる運転員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p> <p>中央制御室換気系は、<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、非常用チャコール・フィルタ・ユニットにより浄化した外気を、中央制御室バウンダリ内に給気することにより中央制御室バウンダリを正圧化し、フィルタを介さない外気の中央制御室バウンダリ内への流入を防止可能とする</u>とともに、<u>炉心の著しい損傷発生後の格納容器フィルタベント系を使用する際のプルームが通過している期間には、中央制御室外気取入調節弁を閉止することにより外気との連絡口を遮断し、非常用チャコール・フィルタ・ユニットを通した閉回路循環方式とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</u></p> <p>また、本設備は常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系ダクトは、<u>制御室建物及び廃棄物処理建物の躯体壁とともに中央制御室バウンダリ</u>を形成しており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内にとどまる運転員の被ばく線量を低減するために必要な気密性を有する設計とする。</p> <p>さらに、炉心の著しい損傷後に<u>格納容器フィルタベント系</u>を使用する際のプルーム通過による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設置する設計とする。<u>中央制御室待避室は、中央制御室待避室遮蔽に囲まれた気密性を有する空間を、中央制御室待避室正圧化装置 (空気ボンベ) により正圧化可能な設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室は、<u>中央制御室待避室遮蔽により必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違 ・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、炉心損傷後加圧運転し、ベントによるプルーム通過中には再循環運転に切替える ・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ②の相違 ・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 中央制御室バウンダリの構成が異なる ・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の中央制御室待避室遮蔽は鉛等により遮蔽性能を確保する 【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中央制御室待避室陽圧化装置は中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)及び中央制御室待避室陽圧化装置(配管・弁)から構成され、中央制御室待避室を、中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)の空気により陽圧化することで外気の流入を一定時間完全に遮断することが可能な設計とする。</p> <p>(2) 差圧計、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u></p> <p>差圧計は、炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室可搬型陽圧化空調機を使用する場合、また炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器圧力逃がし装置を作動させる際、中央制御室待避室陽圧化装置により陽圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断する場合、<u>コントロール建屋と中央制御室との間の差圧を把握可能な設計とする。</u>また、<u>コントロール建屋と中央制御室待避室との間の差圧を把握可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は、炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室可搬型陽圧化空調機を使用する場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握可能な設計とする。</p> <p>また、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を作動させる際、陽圧化装置により外気の流入を一定時間完全に遮断する場合、中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握可能な設計とする。</p>	<p>中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)は、中央制御室待避室遮蔽によって囲まれ、気密扉により外気から遮断された気密空間を空気ポンベの空気で加圧し、待避室内を正圧化することで、一定時間外気の流入を完全に遮断することが可能な設計とする。</p> <p>(4) <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u></p> <p>重大事故等時において、中央制御室換気系を閉回路循環方式とする場合又は中央制御室待避室を中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)により正圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断する場合に、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が運転員の活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を中央制御室内に保管する。なお、中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)による中央制御室待避室の正圧化は、重大事故等時において、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を作動させる際のプルーム影響による運転員の被ばくを低減するために実施する。</p>	<p>中央制御室待避室正圧化装置は、中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)及び中央制御室待避室正圧化装置(配管・弁)から構成され、中央制御室待避室を、中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)の空気により正圧化することで外気の流入を一定時間完全に遮断することが可能な設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室<u>差圧計</u>、<u>待避室差圧計</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u></p> <p>中央制御室差圧計は、炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室換気系による正圧化を実施する場合に外気と中央制御室との間の差圧を把握可能な設計とする。</p> <p><u>待避室差圧計は、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器フィルタベント系を使用する際、中央制御室待避室内を中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)により正圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断する場合に中央制御室と中央制御室待避室との間の差圧を把握可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>中央制御室換気系を系統隔離運転又は加圧運転</u>とする場合、中央制御室室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握可能な設計とする。</p> <p>また、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は、<u>格納容器フィルタベント系</u>を使用する際、<u>正圧化装置</u>により外気の流入を一定時間完全に遮断する場合、中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は中央制御室差圧計を設置する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違 ・設計方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室待避室は隣接区画である中央制御室からのインリークを防ぐために中央制御室との差圧を監視する設計としている</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違 ・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は正圧化運転を行うため循環運転を行わない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) <u>無線連絡設備(常設)</u>、<u>衛星電話設備(常設)</u>及び<u>データ表示装置(待避室)</u></p> <p>中央制御室は、重大事故等時において、発電所内の通信連絡が必要な場所との通信連絡を行うための設備として<u>無線連絡設備(常設)</u>及び<u>衛星電話設備(常設)</u>を設置する設計とする。</p> <p>中央制御室待避室は、<u>無線連絡設備(常設)</u>及び<u>衛星電話設備(常設)</u>を設置することで、炉心の著しい損傷が発生した場合に中央制御室待避室に待避した場合においても、発電所内の緊急時対策所及び屋外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、<u>データ表示装置(待避室)</u>を設置することで中央制御室待避室の外に出ることなく継続的にプラントの監視を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、<u>無線連絡設備(常設)</u>、<u>衛星電話設備(常設)</u>及び<u>データ表示装置(待避室)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備である<u>第一ガスタービン発電機</u>からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>(2) <u>衛星電話設備(可搬型)</u> (待避室) 及び <u>データ表示装置(待避室)</u></p> <p>中央制御室待避室に<u>衛星電話設備(可搬型)</u> (待避室) を設けることで、重大事故等時に正圧化した中央制御室待避室に運転員が待避した場合においても発電所内の緊急時対策所及び屋外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避室は、<u>中央制御室待避室にデータ表示装置(待避室)</u>を設けることで、運転員が中央制御室待避室の正圧化バウンダリ外に出ることなく継続的にプラントの監視が可能な設計とする。</p> <p>なお、<u>衛星電話設備(可搬型)</u> (待避室) 及び <u>データ表示装置(待避室)</u> は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備である<u>常設代替高圧電源装置</u>から給電が可能な設計とする。</p>	<p>(3) <u>無線通信設備(固定型)</u>、<u>衛星電話設備(固定型)</u> 及び <u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u></p> <p>中央制御室は、重大事故等時において、発電所内の通信連絡が必要な場所との通信連絡を行うための設備として<u>無線通信設備(固定型)</u> 及び <u>衛星電話設備(固定型)</u> を設置する設計とする。</p> <p>中央制御室待避室は、<u>無線通信設備(固定型)</u> 及び <u>衛星電話設備(固定型)</u> を設置することで、炉心の著しい損傷が発生した場合に中央制御室待避室に待避した場合においても、発電所内の緊急時対策所及び屋外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、<u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u> を設置することで、中央制御室待避室の外に出ることなく継続的にプラントの監視を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、<u>無線通信設備(固定型)</u>、<u>衛星電話設備(固定型)</u> 及び <u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u> は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
表 3.16-5 <u>居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</u>	第3.16-1表 <u>中央制御室の居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</u>	表 3.16-6 <u>居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</u>	・設備の相違 【柏崎6/7】																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽(常設)【常設】 中央制御室待避室遮蔽(可搬型)【可搬】 中央制御室可搬型陽圧化空調機【可搬】 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 無線連絡設備(常設)【常設】 衛星電話設備(常設)【常設】 データ表示装置(待避室)【常設】 差圧計【可搬】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 中央制御室待避室陽圧化装置(配管・弁)【常設】 中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR 外気取入ダンパ, MCR非常用外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ)【常設】 中央制御室換気空調系ダクト(MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト)【常設】  無線連絡設備(常設)(屋外アンテナ)【常設】 衛星電話設備(常設)(屋外アンテナ)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup>(燃料補給設備を含む)</td> <td>常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽(常設)【常設】 中央制御室待避室遮蔽(可搬型)【可搬】 中央制御室可搬型陽圧化空調機【可搬】 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 無線連絡設備(常設)【常設】 衛星電話設備(常設)【常設】 データ表示装置(待避室)【常設】 差圧計【可搬】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】	附属設備	—	水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路(伝送路)	中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 中央制御室待避室陽圧化装置(配管・弁)【常設】 中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR 外気取入ダンパ, MCR非常用外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ)【常設】 中央制御室換気空調系ダクト(MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト)【常設】  無線連絡設備(常設)(屋外アンテナ)【常設】 衛星電話設備(常設)(屋外アンテナ)【常設】	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup> (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽【常設】 中央制御室換気系空調機ファン【常設】 中央制御室換気系フィルタ系ファン【常設】 中央制御室換気系フィルタユニット【常設】 非常用ガス処理系排風機【常設】 非常用ガス再循環系排風機【常設】 ブローアウトパネル閉止装置【常設】 中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)【可搬型】 中央制御室待避室差圧計【常設】 衛星電話設備(可搬型)(待避室)【可搬型】 データ表示装置(待避室)【可搬型】 可搬型照明(SA)【可搬型】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源<sup>※1</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>中央制御室換気系ダクト・ダンパ【常設】 中央制御室換気系給排気隔離弁【常設】 中央制御室換気系排煙装置隔離弁【常設】 非常用ガス処理系配管・弁・フィルタトレイン【常設】 非常用ガス再循環系配管・弁・フィルタトレイン【常設】 非常用ガス処理系排気筒【常設】 ブローアウトパネル【常設】 原子炉建屋原子炉棟【常設】 中央制御室待避室空気ポンプユニット(配管・弁)【常設】 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】 衛星制御装置【常設】 衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連設備</td> <td>常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup>(燃料給油設備含む)</td> <td>燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※3</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽【常設】 中央制御室換気系空調機ファン【常設】 中央制御室換気系フィルタ系ファン【常設】 中央制御室換気系フィルタユニット【常設】 非常用ガス処理系排風機【常設】 非常用ガス再循環系排風機【常設】 ブローアウトパネル閉止装置【常設】 中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)【可搬型】 中央制御室待避室差圧計【常設】 衛星電話設備(可搬型)(待避室)【可搬型】 データ表示装置(待避室)【可搬型】 可搬型照明(SA)【可搬型】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】	付属設備	—	水源 <sup>※1</sup>	—	流路	中央制御室換気系ダクト・ダンパ【常設】 中央制御室換気系給排気隔離弁【常設】 中央制御室換気系排煙装置隔離弁【常設】 非常用ガス処理系配管・弁・フィルタトレイン【常設】 非常用ガス再循環系配管・弁・フィルタトレイン【常設】 非常用ガス処理系排気筒【常設】 ブローアウトパネル【常設】 原子炉建屋原子炉棟【常設】 中央制御室待避室空気ポンプユニット(配管・弁)【常設】 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】 衛星制御装置【常設】 衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路【常設】	注水先	—	関連設備	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】	電源設備 <sup>※1</sup> (燃料給油設備含む)	燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】	計装設備 <sup>※3</sup>	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽【常設】 再循環用ファン【常設】 チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン【常設】 非常用チャコール・フィルタ・ユニット【常設】 中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 無線通信設備(固定型)【常設】 衛星電話設備(固定型)【常設】 プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)【可搬型】 中央制御室差圧計【常設】 待避室差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>中央制御室換気系ダクト【常設】 中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁, 中央制御室給気外側隔離弁, 中央制御室給気内側隔離弁, 中央制御室非常用再循環装置入口隔離弁)【常設】 中央制御室待避室正圧化装置(配管・弁)【常設】 無線通信設備(固定型)(屋外アンテナ)【常設】 衛星電話設備(固定型)(屋外アンテナ)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup></td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽【常設】 再循環用ファン【常設】 チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン【常設】 非常用チャコール・フィルタ・ユニット【常設】 中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 無線通信設備(固定型)【常設】 衛星電話設備(固定型)【常設】 プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)【可搬型】 中央制御室差圧計【常設】 待避室差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】	附属設備	—	水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路(伝送路)	中央制御室換気系ダクト【常設】 中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁, 中央制御室給気外側隔離弁, 中央制御室給気内側隔離弁, 中央制御室非常用再循環装置入口隔離弁)【常設】 中央制御室待避室正圧化装置(配管・弁)【常設】 無線通信設備(固定型)(屋外アンテナ)【常設】 衛星電話設備(固定型)(屋外アンテナ)【常設】	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】	計装設備	—	③, ④の相違 【東海第二】 ⑤の相違
設備区分	設備名																																																				
主要設備	中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽(常設)【常設】 中央制御室待避室遮蔽(可搬型)【可搬】 中央制御室可搬型陽圧化空調機【可搬】 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 無線連絡設備(常設)【常設】 衛星電話設備(常設)【常設】 データ表示装置(待避室)【常設】 差圧計【可搬】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】																																																				
附属設備	—																																																				
水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																				
流路(伝送路)	中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 中央制御室待避室陽圧化装置(配管・弁)【常設】 中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR 外気取入ダンパ, MCR非常用外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ)【常設】 中央制御室換気空調系ダクト(MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト)【常設】  無線連絡設備(常設)(屋外アンテナ)【常設】 衛星電話設備(常設)(屋外アンテナ)【常設】																																																				
注水先	—																																																				
電源設備 <sup>※1</sup> (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】																																																				
計装設備	—																																																				
設備区分	設備名																																																				
主要設備	中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽【常設】 中央制御室換気系空調機ファン【常設】 中央制御室換気系フィルタ系ファン【常設】 中央制御室換気系フィルタユニット【常設】 非常用ガス処理系排風機【常設】 非常用ガス再循環系排風機【常設】 ブローアウトパネル閉止装置【常設】 中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)【可搬型】 中央制御室待避室差圧計【常設】 衛星電話設備(可搬型)(待避室)【可搬型】 データ表示装置(待避室)【可搬型】 可搬型照明(SA)【可搬型】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】																																																				
付属設備	—																																																				
水源 <sup>※1</sup>	—																																																				
流路	中央制御室換気系ダクト・ダンパ【常設】 中央制御室換気系給排気隔離弁【常設】 中央制御室換気系排煙装置隔離弁【常設】 非常用ガス処理系配管・弁・フィルタトレイン【常設】 非常用ガス再循環系配管・弁・フィルタトレイン【常設】 非常用ガス処理系排気筒【常設】 ブローアウトパネル【常設】 原子炉建屋原子炉棟【常設】 中央制御室待避室空気ポンプユニット(配管・弁)【常設】 衛星電話設備(屋外アンテナ)【常設】 衛星制御装置【常設】 衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路【常設】																																																				
注水先	—																																																				
関連設備	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】																																																				
電源設備 <sup>※1</sup> (燃料給油設備含む)	燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】																																																				
計装設備 <sup>※3</sup>	—																																																				
設備区分	設備名																																																				
主要設備	中央制御室遮蔽【常設】 中央制御室待避室遮蔽【常設】 再循環用ファン【常設】 チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン【常設】 非常用チャコール・フィルタ・ユニット【常設】 中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 無線通信設備(固定型)【常設】 衛星電話設備(固定型)【常設】 プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)【可搬型】 中央制御室差圧計【常設】 待避室差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】																																																				
附属設備	—																																																				
水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																				
流路(伝送路)	中央制御室換気系ダクト【常設】 中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁, 中央制御室給気外側隔離弁, 中央制御室給気内側隔離弁, 中央制御室非常用再循環装置入口隔離弁)【常設】 中央制御室待避室正圧化装置(配管・弁)【常設】 無線通信設備(固定型)(屋外アンテナ)【常設】 衛星電話設備(固定型)(屋外アンテナ)【常設】																																																				
注水先	—																																																				
電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】																																																				
計装設備	—																																																				
<p>※1：単線結線図を補足説明資料 59-2 に示す。</p> <p>なお、電源設備の適合性については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</p> <p>また、無線連絡設備(常設)及び衛星電話設備(常設)の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</p>	<p>※1 電源設備については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」に示す</p>	<p>※1：単線結線図を補足説明資料 59-2 に示す。</p> <p>なお、電源設備の適合性については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</p>																																																			

また、無線通信設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)の適合性については「3.19 通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。

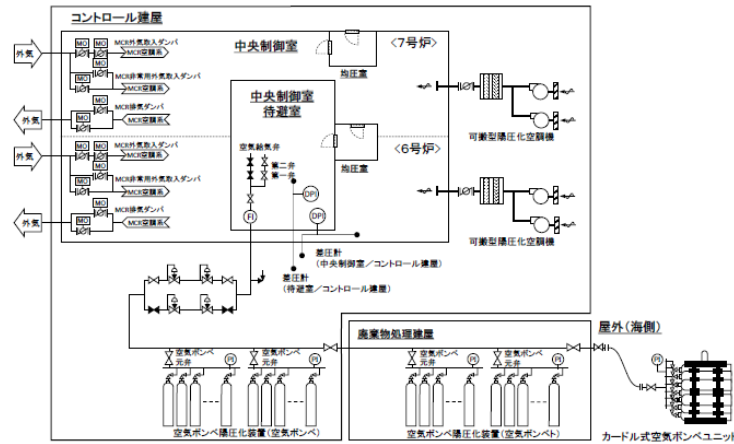
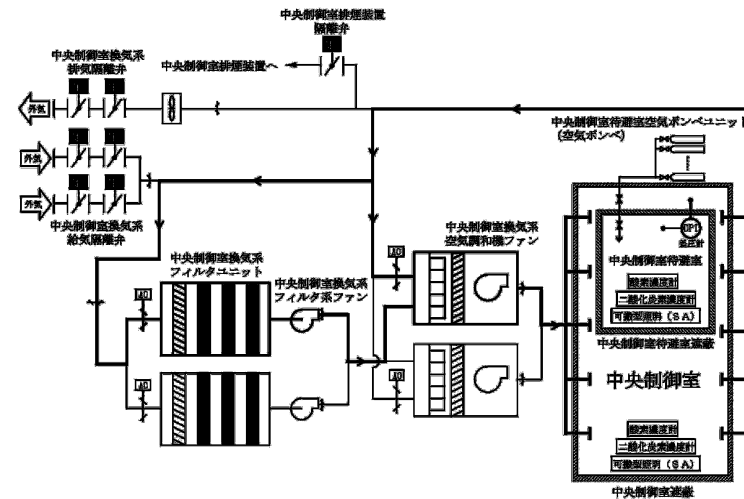


図3.16-1 遮蔽及び換気設備 系統概要図



中央制御室換気系は、2系列(A系及びB系)で構成する。  
図は、A系供用時を示す。

第3.16-1図 中央制御室換気系 系統概要図

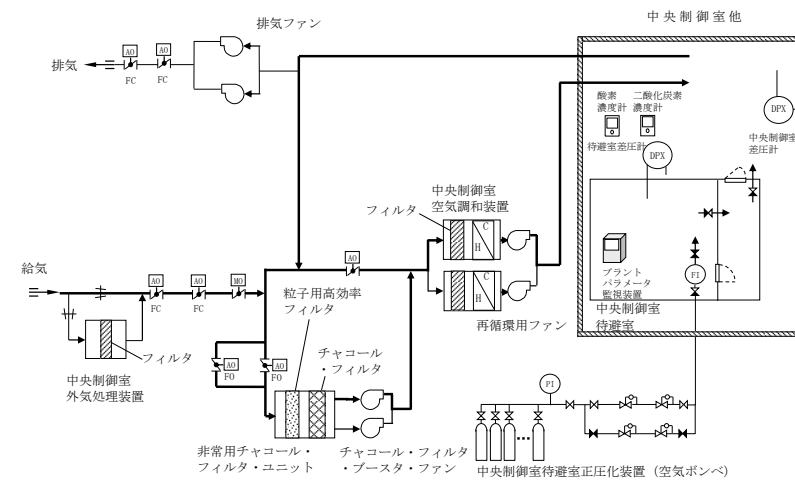


図 3.16-1 遮蔽及び換気設備 系統概要図

・設備の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】

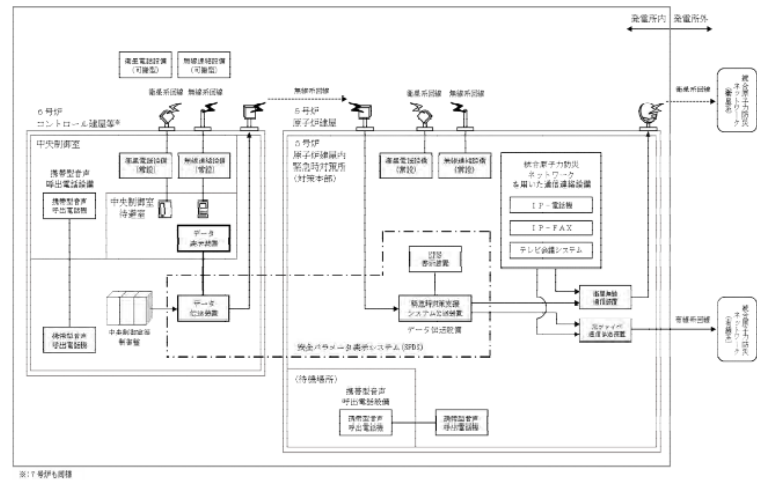
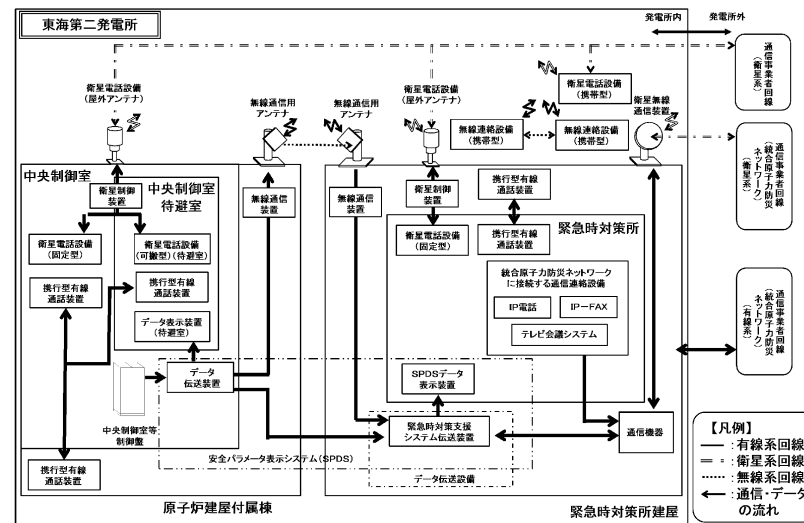


図3.16-2 無線連絡設備(常設), 衛星電話設備(常設)及びデータ表示装置(待避室) 系統概要図



第3.16-3図 衛星電話設備(可搬型)(待避室)及びデータ表示装置(待避室) 系統概要図

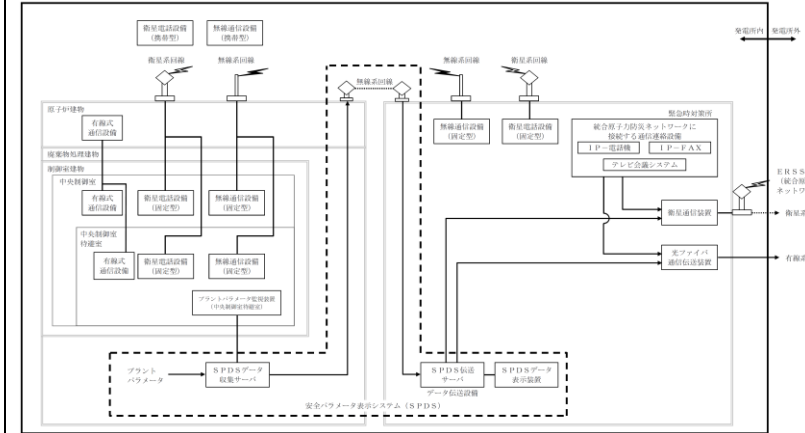


図3.16-2 無線通信設備(固定型), 衛星電話設備(固定型), 及びプラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室) 系統概要図

・設備の相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
設置する設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.2.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(1) <u>中央制御室遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u>  材料 : <u>コンクリート</u>  厚さ : <u>          </u> mm 以上  取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p> <p>(2) <u>中央制御室待避室遮蔽<sup>*1</sup></u>  <u>&lt;中央制御室待避室遮蔽 (常設)&gt; (6号及び7号炉共用)</u>  材料 : <u>コンクリート及び鉛</u>  遮蔽厚 : <u>コンクリート          </u> mm 以上  <u>          鉛          </u> mm 以上  取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階</u>  <u>&lt;中央制御室待避室遮蔽 (可搬型)&gt; (6号及び7号炉共用)</u>  材料 : <u>鉛</u>  厚さ : <u>          </u> mm 以上  使用場所 : <u>コントロール建屋地上2階</u>  保管場所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p> <p>(3) <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機<sup>*2</sup> (6号及び7号炉共用)</u>  <u>&lt;フィルタユニット&gt;</u>  捕集効率<sup>*3</sup> : <u>高性能フィルタ 99.9%</u>  <u>          : 活性炭フィルタ 99.9%</u>  個数 : <u>2 (1/号炉ごと)</u>  <u>          (予備<sup>*4</sup> 1)</u>  使用場所 : <u>コントロール建屋地上1階</u>  <u>          6号炉側 1, 7号炉側 1</u>  保管場所 : <u>コントロール建屋地上1階</u>  <u>          6号炉側 1, 7号炉側 1</u></p> <p><u>&lt;ブロワユニット&gt;</u>  容量 : <u>1,500 m<sup>3</sup>/h/個</u>  個数 : <u>4 (2/号炉ごと)</u>  <u>          (予備<sup>*4</sup> 2)</u>  使用場所 : <u>コントロール建屋地上1階</u>  <u>          6号炉側 2, 7号炉側 2</u>  保管場所 : <u>コントロール建屋地上1階</u>  <u>          6号炉側 2, 7号炉側 2</u></p>	<p>3.16.2.1.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽  材 料 : <u>普通コンクリート</u>  遮 蔽 厚 : <u>395mm以上</u>  取付箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階</u></p> <p>(2) 中央制御室待避室遮蔽  材 料 : <u>普通コンクリート</u>  遮 蔽 厚 : <u>395mm以上</u>  取付箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階</u></p> <p>(3) 中央制御室換気系  c. <u>中央制御室換気系フィルタユニット</u>  型 式 : <u>高性能粒子フィルタ及びチャ           コールフィルタ内蔵型</u>  基 数 : <u>1 (予備1)</u>  粒子除去効率 : <u>99.97%以上 (直径0.5μm以上           の粒子に対して)</u>  よう素除去効率 (総合除去効率) : <u>97%以上</u>  取付箇所 : <u>原子炉建屋付属棟4階</u></p> <p>a. <u>中央制御室換気系空気調和機ファン</u>  台 数 : <u>1 (予備1)</u>  容 量 : <u>約42,500m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</u>  取付箇所 : <u>原子炉建屋付属棟4階</u></p>	<p>3.16.2.2.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽 (1号及び2号炉共用)  材質 : <u>コンクリート</u>  遮蔽厚 : <u>          </u> mm 以上  取付箇所 : <u>制御室建物4階</u></p> <p>(2) 中央制御室待避室遮蔽  材質 : <u>鉛及び鋼板</u>  遮蔽厚 : <u>鉛          </u> mm 相当 以上  取付箇所 : <u>制御室建物4階</u></p> <p>(3) <u>中央制御室換気系<sup>*1</sup></u>  <u>&lt;非常用チャコール・フィルタ・ユニット&gt;</u>  除去効率<sup>*2</sup> : <u>粒子用高効率フィルタ 99.9%</u>  <u>          : チャコール・フィルタ 95%</u>  基数 : <u>1</u>  取付箇所 : <u>廃棄物処理建物2階</u></p> <p><u>&lt;再循環用ファン&gt;</u>  容量 : <u>120,000 m<sup>3</sup>/h/台</u>  台数 : <u>1 (予備1)</u>  取付箇所 : <u>廃棄物処理建物2階</u></p>	<p>・申請号炉数の相違  【柏崎6/7】</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽は鉛等により遮蔽性能を確保する</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7】  ⑦の相違</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7】  ③の相違</p> <p>・設備の相違  【東海第二】  設備仕様値の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) (6号及び7号炉共用)</u>            個数 : <u>174 (予備20)</u>            容量 : <u>約47L/個</u>            充填圧力 : <u>約15MPa</u>            使用場所 : <u>コントロール建屋地上1階及び2階、            廃棄物処理建屋地上1階</u>            保管場所 : <u>コントロール建屋地上1階及び2階、            廃棄物処理建屋地上1階</u></p> <p>(5) <u>差圧計 (6号及び7号炉共用)</u>            個数 : <u>2 (予備1)</u>            使用場所 : <u>コントロール建屋地上2階</u>            保管場所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p> <p>(6) <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (6号及び7号炉共用)</u>            個数 : <u>3 (予備1)</u>            使用場所 : <u>コントロール建屋地上2階</u>            保管場所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p>	<p>b. <u>中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>            台数 : <u>1 (予備1)</u>            容量 : <u>約5,100m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</u>            取付箇所 : <u>原子炉建屋付属棟4階</u></p> <p>(5) <u>中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ)</u>            本数 : <u>13 (予備7)</u>            容量 : <u>約47L (1本当たり)</u>            充填圧力 : <u>約15MPa (35℃)</u>            設置場所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</u>            保管場所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</u></p> <p>(8) <u>中央制御室待避室差圧計</u>            個数 : <u>1</u>            測定範囲 : <u>0~60Pa [gage]</u>            取付箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室待避室)</u></p> <p>(10) <u>酸素濃度計</u>            個数 : <u>1 (予備1)</u>            測定範囲 : <u>0.0~40.0vol%</u>            設置場所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</u></p> <p>(11) <u>二酸化炭素濃度計</u>            個数 : <u>1 (予備1)</u>            測定範囲 : <u>0.0~5.0vol%</u>            設置場所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</u></p>	<p>&lt;<u>チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>&gt;            容量 : <u>32,000 m<sup>3</sup>/h/台</u>            台数 : <u>1 (予備1)</u>            取付箇所 : <u>廃棄物処理建物2階</u></p> <p>(4) <u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ボンベ)</u>            ボンベ本数 : <u>15 (予備35)</u>            ボンベ容量 : <u>約50L/本</u>            ボンベ充填圧力 : <u>約20MPa (35℃)</u>            使用場所 : <u>廃棄物処理建物1階</u>            保管場所 : <u>廃棄物処理建物1階及び2階</u></p> <p>(5) <u>中央制御室差圧計</u>            個数 : <u>1</u>            取付箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室)</u></p> <p>(6) <u>待避室差圧計</u>            個数 : <u>1</u>            取付箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室待避室)</u></p> <p>(7) <u>酸素濃度計</u>            個数 : <u>2 (予備1)</u>            測定範囲 : <u>0.0~25.0vol%</u>            使用場所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室)</u></p> <p>(8) <u>二酸化炭素濃度計</u>            個数 : <u>2 (予備1)</u>            測定範囲 : <u>0~10,000ppm</u>            使用場所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室)</u></p>	<p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            設備仕様値の相違</p> <p>・申請号炉数の相違  <b>【柏崎6/7】</b>            ・設備の相違  <b>【柏崎6/7, 東海第二】</b>            中央制御室待避室内の容積及び待避要員数の相違に伴うボンベ必要本数・容量・圧力の相違</p> <p>・申請号炉数の相違  <b>【柏崎6/7】</b>            ・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            島根2号炉は中央制御室差圧計を設置</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎6/7】</b>            ④の相違            申請号炉数の相違により配備数が異なる            ・個数の相違  <b>【東海第二】</b>            島根2号炉は中央制御室用とは別に待避室用の酸素濃度計及び二酸化炭素計を配備する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) <u>データ表示装置 (待避室)</u>            個数 : <u>2</u>            取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p> <p>(8) <u>無線連絡設備 (常設) (6号及び7号炉共用)</u>            設備名 : <u>無線連絡設備 (常設)</u>            使用回線 : <u>無線系回線</u>            個数 : <u>一式</u>            取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p> <p>(9) <u>衛星電話設備 (常設) (6号及び7号炉共用)</u>            設備名 : <u>衛星電話設備 (常設)</u>            使用回線 : <u>衛星系回線</u>            個数 : <u>一式</u>            取付箇所 : <u>コントロール建屋地上2階</u></p> <p>※1: 「<u>中央制御室待避室遮蔽 (常設)</u>」と「<u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型)</u>」とをまとめた中央制御室待避室遮蔽全体を指す場合、単に「<u>中央制御室待避室遮蔽</u>」と記載する。</p> <p>※2: 「<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニット</u>」と「<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機ブロウユニット</u>」とをまとめた空調機全体を指す場合、単に「<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>」と記載する。</p> <p>※3: フィルタの捕集効率は、総合除去効率を示す。</p> <p>※4: <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は6号及び7号炉で共用とし、フィルタユニットは6号及び7号炉で合計3台、ブロウユニットは6号及び7号炉で合計6台を保管する。</u></p>	<p>(7) <u>データ表示装置 (待避室)</u>            式数 : <u>1 (予備1)</u>            設置場所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</u></p> <p>(6) <u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</u>            式数 : <u>1 (予備1)</u>            使用回線 : <u>衛星系回線</u>            設置場所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>原子炉建屋付属棟3階 (中央制御室)</u></p>	<p>(9) <u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u>            個数 : <u>1 (予備1)</u>            使用箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室待避室)</u>            保管箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u></p> <p>(10) <u>無線通信設備 (固定型)</u>            設備名 : <u>無線通信設備 (固定型)</u>            使用回線 : <u>無線系回線</u>            個数 : <u>一式</u>            取付箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u></p> <p>(11) <u>衛星電話設備 (固定型)</u>            設備名 : <u>衛星電話設備 (固定型)</u>            使用回線 : <u>衛星系回線</u>            個数 : <u>一式</u>            取付箇所 : <u>制御室建物4階 (中央制御室及び中央制御室待避室)</u></p> <p>※1: 「<u>非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u>」, 「<u>再循環用ファン</u>」, 「<u>チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>」, 等をまとめて系統全体を指す場合、単に「<u>中央制御室換気系</u>」と記載する。</p> <p>※2: フィルタの除去効率は、総合除去効率を示す。</p>	<p>・個数の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            申請号炉数の相違により            配備数が異なる</p> <p>・申請号炉数の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            ・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            ⑤の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            島根 2号炉は固定型の            衛星電話設備を設置する</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            ⑦の相違</p> <p>・申請号炉数の相違  <b>【柏崎 6/7】</b></p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>3.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽(常設)及びデータ表示装置(待避室)は、コントロール建屋内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合におけるコントロール建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-6に示す設計とする。</p> <p>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、中央制御室可搬型陽圧化空調機、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、コントロール建屋内に保管する機器であることから、想定される重大事故等が発生した場合におけるコントロール建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-7に示す設計とする。</p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)は、コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内に保管する機器であることから、想定される重大事故等が発生した場合におけるコントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-7に示す設計とする。</p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項第1号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空調機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ボンベ)、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室差圧計、可搬型照明(SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、原子炉建屋付属棟内に、</p> <p>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に、ブローアウトパネル閉止装置は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における原子炉建屋付属棟内、原子炉建屋原子炉棟内又は屋外の環境条件を考慮し、第3.16-2表に示す設計とする。</p> <p>(59-3-2~12)</p>	<p>3.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>3.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系、中央制御室差圧計及び待避室差圧計は、制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における制御室建物内及び廃棄物処理建物内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-7に示す設計とする。</p> <p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ボンベ)、プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、制御室建物内及び廃棄物処理建物内に保管する機器であることから、想定される重大事故等が発生した場合における制御室建物内及び廃棄物処理建物内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-8に示す設計とする。</p> <p>(59-3, 59-7)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室換気系の一部は廃棄物処理建物内に配置(以下、⑧の相違)</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</li> <li>・資料構成の相違 【東海第二】 運転員の被ばくを低減するための設備については3.16.2.3に記載している</li> <li>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉には、非常用ガス処理系再循環系統はない</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
表3.16-6 中央制御室遮蔽, 中央制御室待避室遮蔽(常設)及びデータ表示装置(待避室)の想定する環境条件及び荷重条件	第3.16-2表 想定する環境条件	表3.16-7 中央制御室遮蔽, 中央制御室待避室遮蔽, 中央制御室換気系, 中央制御室差圧計及び待避室差圧計の想定する環境条件及び荷重条件	・設備の相違 【柏崎6/7】 常設・可搬の相違																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>コントロール建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>コントロール建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	コントロール建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	コントロール建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度, 圧力, 湿度及び放射線</td> <td>設置場所である原子炉建屋付属棟内, 原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 天候による影響を受けない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響</td> <td>ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し, 機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>機械装置のため, 電磁波の影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度, 圧力, 湿度及び放射線	設置場所である原子炉建屋付属棟内, 原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 天候による影響を受けない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し, 機器が損傷しない設計とする。	電磁的影響	機械装置のため, 電磁波の影響を受けない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御室建物内及び廃棄物処理建物内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は2.1.2 耐震設計の基本方針に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御室建物内及び廃棄物処理建物内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は2.1.2 耐震設計の基本方針に示す)	風(台風)・積雪	制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	・設備の相違 【柏崎6/7】 常設・可搬の相違  ・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑧の相違 ・資料構成の相違 【東海第二】 運転員の被ばくを低減するための設備については3.16.2.3に記載している
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	コントロール建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																														
風(台風)・積雪	コントロール建屋内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度, 圧力, 湿度及び放射線	設置場所である原子炉建屋付属棟内, 原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 天候による影響を受けない設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は, 「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響	ブローアウトパネル閉止装置は, 屋外に設置するため, 想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し, 機器が損傷しない設計とする。																																														
電磁的影響	機械装置のため, 電磁波の影響を受けない。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御室建物内及び廃棄物処理建物内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は2.1.2 耐震設計の基本方針に示す)																																														
風(台風)・積雪	制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表3.16-7 <u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</u>，<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>，<u>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）</u>，<u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="157 384 923 1199"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。	風（台風）・積雪	コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>表 3.16-8 <u>中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）</u>，<u>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）</u>，<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1739 384 2504 1245"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御室建物内及び廃棄物処理建物内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。 (詳細は 2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御室建物内及び廃棄物処理建物内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。 (詳細は 2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風（台風）・積雪	制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 常設・可搬の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪止め等により転倒防止対策を行う。																														
風（台風）・積雪	コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御室建物内及び廃棄物処理建物内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。 (詳細は 2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																														
風（台風）・積雪	制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、<u>中央制御室待避室遮蔽 (常設)</u> は、<u>コントロール建屋と一体のコンクリート構造を有し、重大事故等が発生した場合においても特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型)</u> は、<u>中央制御室待避室の均圧室内の壁面に固定して保管することで、重大事故等が発生した場合においても直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u> は、<u>中央制御室近傍のコントロール建屋内に保管し、重大事故等時において、速やかに使用できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより保管場所で確実に操作が可能な設計とする。中央制御室可搬型陽圧化空調機は仮設ダクトを設置して容易かつ確実に中央制御室を陽圧化が可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気空調系の給排気隔離弁 (MCR 排気ダンパ、MCR 外気取入ダンパ及びMCR 非常用外気取入ダンパ)</u> は電動駆動方式の隔離ダンパであるが、電源供給ができない場合においても、<u>手動操作ハンドルが設置されており、現場での手動操作は、想定される重大事故等発生時において、現場で人力により確実に操作可能な設計とする。</u></p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第 1 項第 2 号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、原子炉建屋付属棟と一体で構成しており、通常待機時及び重大事故等時において、特段の操作を必要とせず使用が可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、重大事故等時でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用が可能な設計とする。通常待機時の運転状態から重大事故等時の閉回路循環運転への運転モード切替は、中央制御室換気系隔離信号により自動切替するほか、中央制御室でのスイッチによる手動切替操作も可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系の操作が必要な対象機器について、第3.16-3表に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(59-3-3)</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽は、制御室建物と一体のコンクリート構造を有し、重大事故等が発生した場合においても特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽は、重大事故等が発生した場合においても特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系は、制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置し、重大事故等時において、通常時の系統構成から中央制御室でのスイッチ操作及び現場での手動操作により、速やかに切り替えることが可能であり、確実に中央制御室を正圧化が可能な設計とする。また、格納容器フィルタベント系を使用する際の系統隔離運転及びブルーム通過後の加圧運転への運転モード切替は、中央制御室でのスイッチ操作により速やかに実施可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉の中央制御室待避室は中央制御室内に設置</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>③の相違</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号炉は表 3.16-9 に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)の空気を供給するために必要な操作対象弁(空気ポンベ元弁, 空気供給第一弁及び第二弁)は, 重大事故等時において, 現場及び中央制御室待避室での弁操作により, 通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切り替えが可能な設計とする。</p>	<p>中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)を運転するための弁操作は, 重大事故等時において, 中央制御室の環境条件を考慮の上, 中央制御室にて操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)の操作が必要な対象機器について, 第3.16-6表に示す。</p> <p>(59-3-7)</p> <p>衛星電話設備(可搬型)(待避室)は, 重大事故等時において, 保管場所である中央制御室から衛星電話設備(可搬型)(待避室)を運搬し, 中央制御室待避室内に設置する衛星制御装置と衛星電話設備(可搬型)(待避室)をコネクタで容易かつ確実に接続が可能な設計とする。また, 衛星電話設備(可搬型)(待避室)は, 一般の携帯電話と同様の操作により通信連絡が可能であり, 特別な技量を要することなく容易に操作が可能な設計とするとともに, 緊急時対策所と中央制御室待避室との確実な通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡を行うための操作をするにあたり, 操作場所である中央制御室待避室内は, 十分な操作空間を確保する。</p> <p>また, 衛星電話設備(可搬型)(待避室)は, 人力による持ち運びが可能であるとともに, 保管場所である中央制御室にて保管ラックと固縛する等により転倒防止対策を実施する。</p> <p>衛星電話設備(可搬型)(待避室)の操作が必要な対象機器について第3.16-7表に示す。</p> <p>(59-3-8)</p>	<p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)の空気を供給するために必要な操作対象弁(空気ポンベ操作弁, 流量調節弁, 空気供給出口止め弁)は, 重大事故等時において, 現場及び中央制御室待避室での弁操作により, 通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切り替えが可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の空気ポンベ操作弁は廃棄物処理建物一階に設置</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の中央制御室で使用する通信連絡設備については3.16.2.2.1(3)に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>データ表示装置(待避室)</u>は、<u>6号及び7号炉のパラメータを監視するにあたり、重大事故等が発生した場合、設置場所であるコントロール建屋中央制御室待避室において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを操作することにより、確実に監視を行うことが可能な設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、1台で酸素濃度計と二酸化炭素濃度計の役割を担っており、付属の切り替えスイッチを操作することにより、容易かつ確実に切り替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びができるとともに、必要により保管場所である中央制御室内にて保管ケースによる固縛等により転倒対策が可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計は汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、指示を監視することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計は、人力による持ち運びができるとともに、必要により保管場所である中央制御室内にて保管ケースによる固縛等により転倒対策が可能な設計とする。</u></p> <p>表 3.16-8 に操作対象機器を示す。</p>	<p><u>データ表示装置(待避室)</u>の操作は、重大事故等時において、<u>中央制御室内及び中央制御室待避室内の環境条件(被ばく影響等)を考慮の上、中央制御室待避室内にて操作が可能な設計とする。</u>操作場所である中央制御室待避室内は、<u>十分な操作空間を確保する。</u>また、<u>データ表示装置(待避室)</u>は、<u>人力による持ち運びが可能であるとともに、保管場所である中央制御室にて保管ラックと固縛する等により転倒防止対策を実施する。</u></p> <p><u>データ表示装置(待避室)の操作が必要な対象機器について第3.16-8表に示す。</u></p> <p>(59-3-8)</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の操作は、重大事故等時において、<u>中央制御室内及び中央制御室待避室内の環境条件を考慮の上、中央制御室内及び中央制御室待避室内にて操作が可能な設計とする。</u>操作場所である中央制御室内及び中央制御室待避室内は、<u>十分な操作空間を確保する。</u></p> <p>また、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の操作は、容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p>加えて、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能であるとともに、保管場所である中央制御室内にて保管ケース固縛等により転倒防止対策が可能な設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の操作が必要な対象機器について第3.16-10表に示す。</u></p>	<p><u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u>は、<u>パラメータを監視するにあたり、重大事故等が発生した場合、操作場所である中央制御室待避室において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを操作することにより、確実に監視を行うことが可能な設計とする。</u>また、<u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u>は、<u>人力による持ち運びが可能であるとともに、保管場所である中央制御室及び中央制御室待避室にて保管ラックと固縛する等により転倒防止対策を実施する。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の操作は、重大事故等時において、<u>中央制御室内及び中央制御室待避室内の環境条件を考慮の上、中央制御室内及び中央制御室待避室内にて操作が可能な設計とする。</u>操作場所である中央制御室内及び中央制御室待避室内は、<u>十分な操作空間を確保する。</u></p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、付属の操作スイッチ(スイッチ操作)により容易かつ確実に操作ができる設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びができるとともに、必要により保管場所である中央制御室内にて保管ケースによる固縛等により転倒防止対策が可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室差圧計及び待避室差圧計は、重大事故等時において、容易かつ確実に指示を監視することが可能な設計とする。</u></p> <p>表 3.16-9 に操作対象機器を示す。</p> <p>(59-3)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根2号炉は表 3.16-9 に記載</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</li> <li>・記載箇所の相違 【東海第二】 島根2号炉は表 3.16-9 記載</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設</li> <li>・記載箇所の相違 【東海第二】 東海第二は第 3.16-3, 6, 7, 8, 10 表に記載</li> </ul>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																														
<p align="center"><b>表 3.16-8 操作対象機器</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室 可搬型陽圧化空調機 フィルタユニット</td> <td>フィルタ装着</td> <td>コントロール建屋 地上1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 可搬型陽圧化空調機 ブロウユニット</td> <td>停止 ⇒ 起動</td> <td>コントロール建屋 地上1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>MCR 外気取入 ダンパ</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>MCR 非常用外気取入 ダンパ</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>MCR 排気 ダンパ</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室 陽圧化装置 空気ポンベ元弁</td> <td>閉 ⇒ 開</td> <td>コントロール建屋 地上1階及び廃棄物 処理建屋地上1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室 陽圧化装置 空気供給第一弁</td> <td>閉 ⇒ 開</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室 陽圧化装置 空気供給第二弁</td> <td>閉 ⇒ 開</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置 (待避室)</td> <td>起動・停止 (パラメータ 監視)</td> <td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室待避室</td> <td>スイッチ操 作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	中央制御室 可搬型陽圧化空調機 フィルタユニット	フィルタ装着	コントロール建屋 地上1階	手動操作	中央制御室 可搬型陽圧化空調機 ブロウユニット	停止 ⇒ 起動	コントロール建屋 地上1階	手動操作	MCR 外気取入 ダンパ	開 ⇒ 閉	コントロール建屋 地上2階	手動操作	MCR 非常用外気取入 ダンパ	開 ⇒ 閉	コントロール建屋 地上2階	手動操作	MCR 排気 ダンパ	開 ⇒ 閉	コントロール建屋 地上2階	手動操作	中央制御室待避室 陽圧化装置 空気ポンベ元弁	閉 ⇒ 開	コントロール建屋 地上1階及び廃棄物 処理建屋地上1階	手動操作	中央制御室待避室 陽圧化装置 空気供給第一弁	閉 ⇒ 開	コントロール建屋 地上2階	手動操作	中央制御室待避室 陽圧化装置 空気供給第二弁	閉 ⇒ 開	コントロール建屋 地上2階	手動操作	データ表示装置 (待避室)	起動・停止 (パラメータ 監視)	コントロール建屋 地上2階 中央制御室待避室	スイッチ操 作	<p align="center"><b>第3.16-3表 操作対象機器 (中央制御室換気系)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>操作内容</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気系空調和機フ ァン</td> <td>起動・停止</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気系フィルタ系フ ァン</td> <td>起動・停止</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気系給排気隔離弁</td> <td>弁開⇒弁閉</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center"><b>第 3.16-6 表 操作対象機器 (中央制御室待避室空気ポンベ ユニット)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>操作内容</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気ポンベ集合弁</td> <td>弁閉⇒弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給出口弁</td> <td>弁閉⇒弁開</td> <td>中央制御室 待避室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給流量調整弁</td> <td>弁閉⇒弁開</td> <td>中央制御室 待避室</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center"><b>第 3.16-7 表 操作対象機器 (衛星電話設備 (可搬型) (待避室))</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</td> <td>—</td> <td>運搬・設置</td> <td rowspan="3">中央制御室 待避室</td> </tr> <tr> <td>コネクタ接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center"><b>第 3.16-8 表 操作対象機器 (データ表示装置 (待避室))</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">データ表示装置 (待避室)</td> <td>—</td> <td>運搬・設置</td> <td rowspan="3">中央制御室 待避室</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center"><b>第3.16-10表 操作対象機器 (酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>—</td> <td>スイッチ操作</td> <td>中央制御室 中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>—</td> <td>スイッチ操作</td> <td>中央制御室 中央制御室待避室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	操作内容	操作場所	操作方法	中央制御室換気系空調和機フ ァン	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作	中央制御室換気系フィルタ系フ ァン	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作	中央制御室換気系給排気隔離弁	弁開⇒弁閉	中央制御室	スイッチ操作	機器名称	操作内容	操作場所	操作方法	中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気ポンベ集合弁	弁閉⇒弁開	中央制御室	手動操作	中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給出口弁	弁閉⇒弁開	中央制御室 待避室	手動操作	中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給流量調整弁	弁閉⇒弁開	中央制御室 待避室	手動操作	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	衛星電話設備 (可搬型) (待避室)	—	運搬・設置	中央制御室 待避室	コネクタ接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	データ表示装置 (待避室)	—	運搬・設置	中央制御室 待避室	ケーブル接続	人力接続	起動・停止	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	酸素濃度計	—	スイッチ操作	中央制御室 中央制御室待避室	二酸化炭素濃度計	—	スイッチ操作	中央制御室 中央制御室待避室	<p align="center"><b>表 3.16-9 操作対象機器</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>操作内容</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チョコレート・フィルタ・ ブースタ・ファン</td> <td>停止⇒起動</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室外気取入調 節弁</td> <td>開⇒閉 閉⇒調整開 調整開⇒閉</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室給気 外側隔離弁</td> <td>開⇒閉</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>閉⇒開</td> <td>廃棄物処理 建物2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室給気 内側隔離弁</td> <td>開⇒閉</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>閉⇒開</td> <td>廃棄物処理 建物2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気 外側隔離弁</td> <td>開⇒閉</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排気 内側隔離弁</td> <td>開⇒閉</td> <td>制御室建物4階 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室 空気ポンベ操作弁</td> <td>閉⇒開</td> <td>廃棄物処理建物 1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室 流量調節弁</td> <td>閉⇒調整開</td> <td>制御室建物4階 中央制御室待避 室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室 空気供給出口止め弁</td> <td>閉⇒開</td> <td>制御室建物4階 中央制御室待避 室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>プラントパラメータ 監視装置 (中央制御室待避室)</td> <td>起動・停止 (パラメー タ監視)</td> <td>制御室建物4階 中央制御室待避 室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	操作内容	操作場所	操作方法	チョコレート・フィルタ・ ブースタ・ファン	停止⇒起動	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室外気取入調 節弁	開⇒閉 閉⇒調整開 調整開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室給気 外側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	閉⇒開	廃棄物処理 建物2階	手動操作	中央制御室給気 内側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	閉⇒開	廃棄物処理 建物2階	手動操作	中央制御室排気 外側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室排気 内側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作	中央制御室待避室 空気ポンベ操作弁	閉⇒開	廃棄物処理建物 1階	手動操作	中央制御室待避室 流量調節弁	閉⇒調整開	制御室建物4階 中央制御室待避 室	手動操作	中央制御室待避室 空気供給出口止め弁	閉⇒開	制御室建物4階 中央制御室待避 室	手動操作	プラントパラメータ 監視装置 (中央制御室待避室)	起動・停止 (パラメー タ監視)	制御室建物4階 中央制御室待避 室	スイッチ操作	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は常設の空 調を用いるため可搬空 調へのフィルタ装着操 作を必要としない ・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 加圧運転の準備操作と して,現場における中央 制御室給気隔離弁の開 操作を実施</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																																														
中央制御室 可搬型陽圧化空調機 フィルタユニット	フィルタ装着	コントロール建屋 地上1階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室 可搬型陽圧化空調機 ブロウユニット	停止 ⇒ 起動	コントロール建屋 地上1階	手動操作																																																																																																																																																														
MCR 外気取入 ダンパ	開 ⇒ 閉	コントロール建屋 地上2階	手動操作																																																																																																																																																														
MCR 非常用外気取入 ダンパ	開 ⇒ 閉	コントロール建屋 地上2階	手動操作																																																																																																																																																														
MCR 排気 ダンパ	開 ⇒ 閉	コントロール建屋 地上2階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室 陽圧化装置 空気ポンベ元弁	閉 ⇒ 開	コントロール建屋 地上1階及び廃棄物 処理建屋地上1階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室 陽圧化装置 空気供給第一弁	閉 ⇒ 開	コントロール建屋 地上2階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室 陽圧化装置 空気供給第二弁	閉 ⇒ 開	コントロール建屋 地上2階	手動操作																																																																																																																																																														
データ表示装置 (待避室)	起動・停止 (パラメータ 監視)	コントロール建屋 地上2階 中央制御室待避室	スイッチ操 作																																																																																																																																																														
機器名称	操作内容	操作場所	操作方法																																																																																																																																																														
中央制御室換気系空調和機フ ァン	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
中央制御室換気系フィルタ系フ ァン	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
中央制御室換気系給排気隔離弁	弁開⇒弁閉	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
機器名称	操作内容	操作場所	操作方法																																																																																																																																																														
中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気ポンベ集合弁	弁閉⇒弁開	中央制御室	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給出口弁	弁閉⇒弁開	中央制御室 待避室	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給流量調整弁	弁閉⇒弁開	中央制御室 待避室	手動操作																																																																																																																																																														
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																																																																																																																														
衛星電話設備 (可搬型) (待避室)	—	運搬・設置	中央制御室 待避室																																																																																																																																																														
	コネクタ接続	人力接続																																																																																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作																																																																																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																																																																																																																														
データ表示装置 (待避室)	—	運搬・設置	中央制御室 待避室																																																																																																																																																														
	ケーブル接続	人力接続																																																																																																																																																															
	起動・停止	スイッチ操作																																																																																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																																																																																																																														
酸素濃度計	—	スイッチ操作	中央制御室 中央制御室待避室																																																																																																																																																														
二酸化炭素濃度計	—	スイッチ操作	中央制御室 中央制御室待避室																																																																																																																																																														
機器名称	操作内容	操作場所	操作方法																																																																																																																																																														
チョコレート・フィルタ・ ブースタ・ファン	停止⇒起動	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
中央制御室外気取入調 節弁	開⇒閉 閉⇒調整開 調整開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
中央制御室給気 外側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
	閉⇒開	廃棄物処理 建物2階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室給気 内側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
	閉⇒開	廃棄物処理 建物2階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室排気 外側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
中央制御室排気 内側隔離弁	開⇒閉	制御室建物4階 中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室 空気ポンベ操作弁	閉⇒開	廃棄物処理建物 1階	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室 流量調節弁	閉⇒調整開	制御室建物4階 中央制御室待避 室	手動操作																																																																																																																																																														
中央制御室待避室 空気供給出口止め弁	閉⇒開	制御室建物4階 中央制御室待避 室	手動操作																																																																																																																																																														
プラントパラメータ 監視装置 (中央制御室待避室)	起動・停止 (パラメー タ監視)	制御室建物4階 中央制御室待避 室	スイッチ操作																																																																																																																																																														
(59-3)																																																																																																																																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、表3.16-9に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、外観検査として、目視により機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表 3.16-9 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="157 963 923 1148"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、表3.16-10に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、機能・性能試験としてブロワユニット単体の運転状態の確認を行うことが可能な設計とする。また、外観検査としてブロワユニット及びフィルタユニットの表面状態に目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行えたとともに、フィルタの保管状態を確認し、保管容器がフィルタ性能に影響を与えるような状態にないことについて外観確認が可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項第3号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、断面寸法の確認が可能で、第3.16-11表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>(59-5-2)</p> <p>第 3.16-11 表 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 970 1715 1087"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>遮蔽のひび割れ 表面劣化状態の外観確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系は、第3.16-12表に示すように、原子炉の運転中には外観検査及び機能・性能検査が、原子炉の停止中には外観検査、機能・性能検査及び分解検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンベ)は、原子炉の運転中又は停止中には外観検査及び機能・性能検査が、原子炉の停止中には分解検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査として閉回路循環ラインによる運転状態の確認が可能な設計とする。中央制御室換気系空気調</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	遮蔽のひび割れ 表面劣化状態の外観確認	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、表 3.16-10 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、外観検査として、目視により機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表 3.16-10 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="1745 963 2507 1148"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室換気系は、表 3.16-11 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が、発電用原子炉の停止中に分解検査が可能な設計とする。</p> <p>再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン及び非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が、発電用原子炉の停止中に分解検査が可能な設計とする。</p> <p>再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン及び非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として系統隔離運転による運転状態の確認が可能な設計とする。再循環用ファン、チャコール・</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	傷、割れ等の外観の確認	<p>備考</p> <p>・構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉の非常用ガス処理系の試験・検査は表 3.16-20 に記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉には、非常用ガス処理系再循環系統はない</p> <p>・設備の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																			
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																			
原子炉の状態	項目	内容																			
運転中又は停止中	外観検査	遮蔽のひび割れ 表面劣化状態の外観確認																			
原子炉の状態	項目	内容																			
運転中又は停止中	外観検査	傷、割れ等の外観の確認																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
	<p>和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、原子炉の停止中に分解検査としてファンの分解点検が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査として差圧確認が可能な設計とする。また、中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として点検口を設け、内部の目視による確認が可能な設計とする。</p> <p>(59-5-3~9)</p>	<p>フィルタ・ブースタ・ファン及び非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、発電用原子炉の停止中に機能・性能試験として加圧運転による中央制御室の正圧化の確認が可能な設計とする。再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファンは、発電用原子炉の停止中に分解検査としてファンの分解点検が可能な設計とする。</p> <p>非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能試験として差圧確認が可能な設計とする。また、非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査として点検口を設け、内部の目視による確認が可能な設計とする。</p>	<p>【東海第二】 ③の相違</p>																																										
表 3.16-10 中央制御室可搬型陽圧化空調機の試験及び検査	第3.16-12表 中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系の試験検査	表 3.16-11 中央制御室換気系の試験及び検査	・設備の相違																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>ブロウユニット単体の運転性能の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室可搬型陽圧化空調機の表面状態の外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>ブロウユニット単体の運転性能の確認 中央制御室の陽圧化試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室可搬型陽圧化空調機の表面状態の外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	ブロウユニット単体の運転性能の確認	外観確認	中央制御室可搬型陽圧化空調機の表面状態の外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認	停止中	機能・性能試験	ブロウユニット単体の運転性能の確認 中央制御室の陽圧化試験	外観確認	中央制御室可搬型陽圧化空調機の表面状態の外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">試験検査</th> </tr> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各機器<sup>※1</sup>の表面状態を目視により確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>ファンの運転状態の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>分解検査</td> <td>ファンの分解点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 各機器とは、以下のとおり： 中央制御室換気系空調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</p>	試験検査			原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	各機器 <sup>※1</sup> の表面状態を目視により確認	機能・性能検査	ファンの運転状態の確認 フィルタ差圧の確認	停止中	分解検査	ファンの分解点検	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの運転性能の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>中央制御室換気系の表面状態の外観確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの運転性能の確認 中央制御室の正圧化試験</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの分解点検</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室換気系の表面状態の外観確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの運転性能の確認	外観検査	中央制御室換気系の表面状態の外観確認	停止中	機能・性能試験	再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの運転性能の確認 中央制御室の正圧化試験	分解検査	再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの分解点検	外観確認	中央制御室換気系の表面状態の外観確認	<p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ③の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																											
運転中	機能・性能試験	ブロウユニット単体の運転性能の確認																																											
	外観確認	中央制御室可搬型陽圧化空調機の表面状態の外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認																																											
停止中	機能・性能試験	ブロウユニット単体の運転性能の確認 中央制御室の陽圧化試験																																											
	外観確認	中央制御室可搬型陽圧化空調機の表面状態の外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認																																											
試験検査																																													
原子炉の状態	項目	内容																																											
運転中又は停止中	外観検査	各機器 <sup>※1</sup> の表面状態を目視により確認																																											
	機能・性能検査	ファンの運転状態の確認 フィルタ差圧の確認																																											
停止中	分解検査	ファンの分解点検																																											
原子炉の状態	項目	内容																																											
運転中	機能・性能試験	再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの運転性能の確認																																											
	外観検査	中央制御室換気系の表面状態の外観確認																																											
停止中	機能・性能試験	再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの運転性能の確認 中央制御室の正圧化試験																																											
	分解検査	再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファンの分解点検																																											
	外観確認	中央制御室換気系の表面状態の外観確認																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																					
<p>中央制御室可搬型陽圧化装置(空気ポンペ)は、表3.16-11に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)は、機能・性能試験として空気ポンペ残圧の確認により空気ポンペ容量確認を行えるとともに、外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表 3.16-11 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 787 923 1199"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避室の陽圧化試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、中央制御室及び中央制御室待避室は、発電用原子炉停止中に機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室及び中央制御室待避室は、機能・性能試験として、中央制御室換気空調系バウンダリ及び中央制御室待避室内を陽圧化した状態において差圧測定を行うことにより、気密性能確認が可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、表3.16-12に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、機能・性能試験として計器単品での点検・校正が可能であり、また中央制御室換気空調系バウンダリ及び中央制御室待避室の陽圧化機能確認時に合わせて指示値の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(59-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認	外観確認	中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認	停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避室の陽圧化試験	外観確認	中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認	<p>中央制御室待避室空気ポンペユニット(空気ポンペ)は、第3.16-14表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とするとともに、機能・性能検査として空気ポンペ残圧の確認により空気ポンペ容量の確認が可能な設計とする。また、原子炉の停止中に機能・性能検査として正圧化試験を行い、系統全体の気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>(59-5-11~12)</p> <p>第3.16-14表 中央制御室待避室空気ポンペユニット(空気ポンペ)の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 795 1709 999"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>表面状態を目視により確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>空気ポンペ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>中央制御室待避室の正圧化試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室待避室差圧計は、第3.16-15表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避室差圧計は、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能であるとともに、機能・性能検査として計器の校正が可能な設計とする。</p> <p>(59-5-13)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	表面状態を目視により確認	機能・性能検査	空気ポンペ残圧の確認	停止中	機能・性能検査	中央制御室待避室の正圧化試験	<p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)は、表3.16-12に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)は、機能・性能試験として空気ポンペ残圧の確認により空気ポンペ容量確認を行えるとともに、外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に機能・性能試験として、中央制御室待避室の正圧化試験を行い、系統全体の気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>表 3.16-12 中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1739 787 2502 1199"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避室の正圧化試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室差圧計及び待避室差圧計は、表3.16-13に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室差圧計及び待避室差圧計は、機能・性能試験として計器単品での点検・校正が可能であり、また、中央制御室バウンダリ及び中央制御室待避室の正圧化機能確認時に合わせて指示値の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(59-5)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認	外観確認	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認	停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避室の正圧化試験	外観確認	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認																																						
	外観確認	中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認																																						
停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避室の陽圧化試験																																						
	外観確認	中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認																																						
原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中又は停止中	外観検査	表面状態を目視により確認																																						
	機能・性能検査	空気ポンペ残圧の確認																																						
停止中	機能・性能検査	中央制御室待避室の正圧化試験																																						
原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認																																						
	外観確認	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認																																						
停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認 中央制御室待避室の正圧化試験																																						
	外観確認	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)の表面状態の外観の確認																																						

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p align="center">表 3.16-12 差圧計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 247 917 478"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>差圧計単体の点検・校正 陽圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、表3.16-13に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、校正ガスによる指示値等の確認により機能・性能試験を行える設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。 (59-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	差圧計単体の点検・校正 陽圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p align="center">第3.16-15表 中央制御室待避室差圧計の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 258 1703 415"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>計器校正</td> </tr> </tbody> </table> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、第3.16-19表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能であるとともに、機能・性能検査として校正ガスによる指示値等の確認が可能な設計とする。 (59-5-19)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認	機能・性能検査	計器校正	<p align="center">表 3.16-13 中央制御室差圧計及び待避室差圧計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1739 247 2502 478"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>差圧計単体の点検・校正 正圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、表 3.16-14 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、校正ガスによる指示値等の確認により機能・性能試験を行える設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。 (59-5)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	差圧計単体の点検・校正 正圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	差圧計単体の点検・校正 陽圧化機能確認時の性能検査																									
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																									
原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認																									
	機能・性能検査	計器校正																									
原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	差圧計単体の点検・校正 正圧化機能確認時の性能検査																									
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																									
<p align="center">表 3.16-13 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 1018 917 1249"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>データ表示装置(待避室)は、表3.16-14に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ表示装置(待避室)は、機能・性能試験としてデータの表示機能の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能試験	外観確認	外観の確認	<p align="center">第3.16-19表 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1018 1703 1176"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>データ表示装置(待避室)は、第3.16-17表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に、外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。</p> <p>また、データ表示装置(待避室)は、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能であるとともに、機能・性能検査としてデータ表示の確認が可能な設計とする。 (59-5-16~17)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認	機能・性能検査	校正ガスによる性能検査	<p align="center">表 3.16-14 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1739 1018 2502 1249"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能試験</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)は、表 3.16-15 に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能試験及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)は、機能・性能試験としてプラントパラメータの表示機能の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能試験	外観検査	外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能試験																									
	外観確認	外観の確認																									
原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認																									
	機能・性能検査	校正ガスによる性能検査																									
原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能試験																									
	外観検査	外観の確認																									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>表3.16-14 データ表示装置(待避室)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="157 247 923 478"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データの表示)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの表示)の確認	外観確認	外観の確認	<p>第3.16-17表 データ表示装置(待避室)の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 262 1703 409"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>機能(データの表示)の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>衛星電話設備(可搬型)(待避室)は、第3.16-16表に示すように、原子炉の運転中又は停止中、外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。また、衛星電話設備(可搬型)(待避室)は、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能であるとともに、機能・性能検査として通話通信の確認が可能な設計とする。</u></p> <p>(59-5-14~15)</p> <p>第3.16-16表 衛星電話設備(可搬型)(待避室)の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1024 1703 1171"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認	機能・性能検査	機能(データの表示)の確認	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認	機能・性能検査	通話通信の確認	<p>表3.16-15 プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1739 289 2496 520"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(プラントパラメータの表示)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(プラントパラメータの表示)の確認	外観点検	外観の確認	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は第62条に記載</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの表示)の確認																																	
	外観確認	外観の確認																																	
原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認																																	
	機能・性能検査	機能(データの表示)の確認																																	
原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認																																	
	機能・性能検査	通話通信の確認																																	
原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(プラントパラメータの表示)の確認																																	
	外観点検	外観の確認																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、<u>コントロール建屋と一体のコンクリート構造とする</u>。本来の用途である遮蔽以外の用途として使用することなく、中央制御室及び中央制御室待避室の使用にあたり、重大事故等時において、切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及びデータ表示装置(待避室)</u>は通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)の空気を供給するために必要な操作対象弁(空気ポンベ元弁、<u>空気給気第一弁及び第二弁</u>)は、重大事故等時において、現場及び中央制御室待避室での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気空調系の給排気隔離弁(MCR 排気ダンパ、MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ)</u>は、中央制御室の近傍に設置することで重大事故等時において、速やかな切替え操作が可能な設計とする。</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第4号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、<u>原子炉建屋付属棟と一体で設置する</u>うえ、本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要な設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で切替えが発生しないため、速やかに使用が可能な設計とする</u>。起動のタイムチャートを、第3.16-4図に示す。</p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置、中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)、中央制御室待避室差圧計、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、可搬型照明(SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする</u>。</p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>制御室建物と一体のコンクリート構造とする</u>。本来の用途である遮蔽以外の用途として使用することなく、中央制御室の使用にあたり、重大事故等時において、切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽は、本来の用途である遮蔽以外の用途として使用することなく、中央制御室待避室の使用にあたり重大事故等時において切り替えることなく使用できる設計とする</u>。</p> <p><u>中央制御室換気系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合は系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えて使用する</u>。なお、当該系統の使用にあたり切り替え操作が必要となることから、速やかに切り替え操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける。中央制御室換気系の起動のタイムチャートを、図3.16-3に示す。</p> <p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)、中央制御室差圧計、待避室差圧計、<u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及びプラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)</u>は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)の空気を供給するために必要な操作対象弁(空気ポンベ操作弁、<u>流量調節弁、空気供給出口止め弁</u>)は、重大事故等時において、現場及び中央制御室待避室での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁、中央制御室給気外側隔離弁、中央制御室給気内側隔離弁、中央制御室排気内側隔離弁、中央制御室排気外側隔離弁)</u>は、中央制御室でスイッチ操作又は現場での手動操作を行うことにより、重大事故等時において、速やかな切替え操作が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の待避室は中央制御室内に設置する</li> <li>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉中央制御室の正圧化には、常設空調を使用するため、切替を要する</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</li> <li>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉の非常用ガス処理系、ブローアウトパネル閉止装置については3.16.2.3に記載している</li> <li>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</li> </ul>

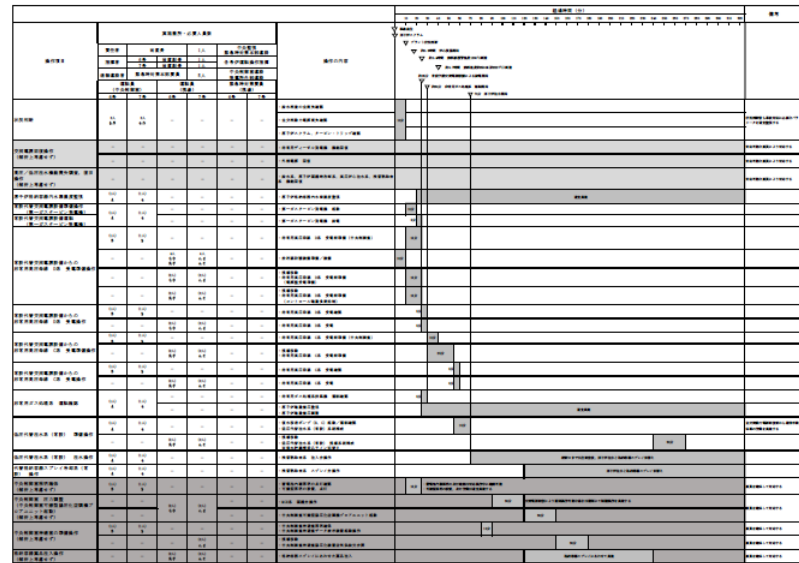
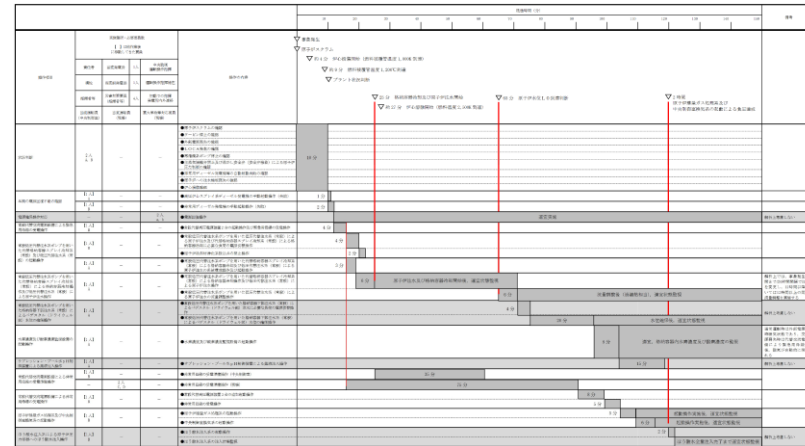
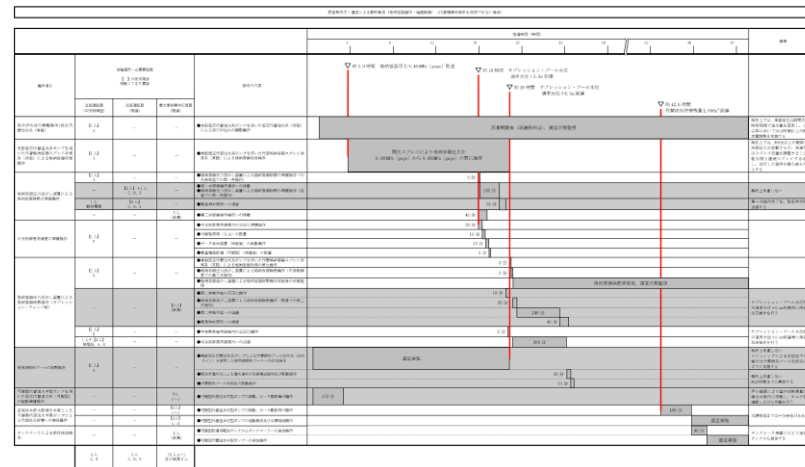


図 3.16-3 「大 LOCA+注水機能喪失+全交流動力電源喪失」シーケンス 居住性を確保するための設備及び運転員の被ばくを低減するための設備のタイムチャート\*

\*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.16 で示すタイムチャート



第 3.16-4 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温破損）」の作業と所要時間（代替循環冷却系を使用できない場合） (1/2)



第 3.16-4 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温破損）」の作業と所要時間（代替循環冷却系を使用できない場合） (2/2)

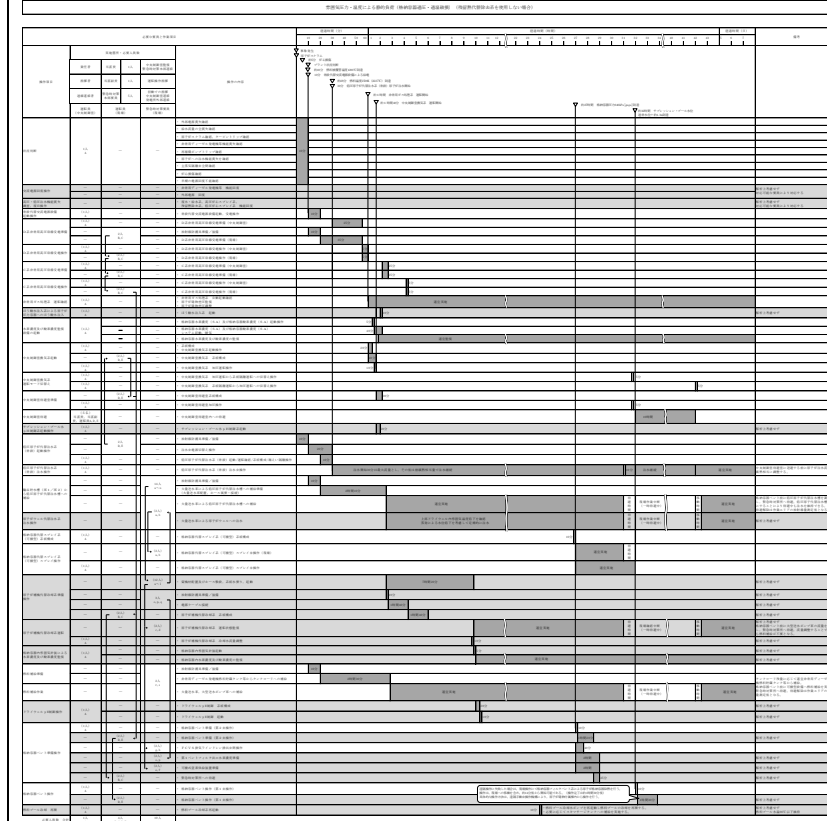


図 3.16-3 「冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」シーケンス 居住性を確保するための設備及び運転員の被ばくを低減するための設備のタイムチャート\*

\*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.16 で示すタイムチャート

・設備及び運用の相違に伴うタイムチャートの相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽(常設)</u>は、<u>コントロール建屋と一体のコンクリート構造とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)</u>、<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>、<u>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)</u>、<u>差圧計</u>、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及びデータ表示装置(待避室)</u>は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>は、<u>使用場所及び保管場所であるコントロール建屋内にて架台への固定等により転倒防止対策が可能な設計とする。</u></p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項第5号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、原子炉建屋付属棟と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等のおそれなく、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、中央制御室遮蔽は、設計基準対象施設として使用する場合と同様に、重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン</u>、<u>中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>、<u>中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、<u>設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>中央制御室遮蔽は、制御室建物と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>中央制御室待避室遮蔽は、制御室建物内に設置し、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系</u>、<u>中央制御室待避室正圧化装置(空気ボンベ)</u>、<u>中央制御室差圧計</u>、<u>待避室差圧計</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽はコンクリート構造ではない</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③, ④, ⑦の相違</li> <li>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ③の相違</li> <li>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉の非常用ガス処理系, ブローアウトパネル閉止装置については3.16.2.3に記載している。また, 島根2号炉には非常用ガス再循環系はない</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機のブロワ羽根は回転軸との一体型であるが、中央制御室可搬型陽圧化空調機の運転中に羽根が破損したとしても、羽根がブロワケーシング内にとどまり、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>中央制御室換気空調系は給排気隔離弁(MCR 排気ダンパ, MCR 外気取入ダンパ, MCR 非常用外気取入ダンパ)の閉操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離が可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p><u>中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)、中央制御室待避室差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、通常待機時は使用しない系統であり、他の設備から独立して単独での使用が可能とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)は、転倒等のおそれがないように、固縛して保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備(可搬型)(待避室)は、通常待機時は接続先の系統と分離した状態で保管し、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>データ表示装置(待避室)は、通常待機時は接続先の系統と分離した状態で保管し、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(59-2-2~3, 59-3-2~11)</p>	<p><u>中央制御室換気系のファンは、運転中にインペラが破損したとしても、飛散しない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系は中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁, 中央制御室排気内側隔離弁, 中央制御室排気外側隔離弁, 中央制御室給気内側隔離弁, 中央制御室給気外側隔離弁)の開閉操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離が可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(59-2, 59-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③, ④, ⑦の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉の待避室用の衛星電話設備は常設</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等時に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表3.16-15に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽(常設)は、<u>コントロール建屋と一体のコンクリート構造とし、操作を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室換気空調系の給排気隔離弁(MCR 排気ダンパ、MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ)、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及びデータ表示装置(待避室)は、コントロール建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)は、<u>コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンペ)、中央制御室換気空調系の給排気隔離弁(MCR 排気ダンパ、MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ)、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及びデータ表示装置(待避室)の接続及び操作は、<u>想定される重大事故等時において、設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第6号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、<u>原子炉建屋付属棟と一体のコンクリート構造物に設置し、重大事故等時において、操作及び作業を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、原子炉建屋付属棟内に設置し、放射線量が高くなるおそれが少ない中央制御室から操作が可能な設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室空気ポンペユニット(空気ポンペ)は、<u>放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所である中央制御室に設置し、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所である中央制御室及び中央制御室待避室に設置することで、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備(可搬型)(待避室)及びデータ表示装置(待避室)は、<u>放射線量が高くなるおそれが少ない中央制御室待避室に設置することで、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明(SA)は、第3.16-25表に示すように、原子炉建屋原子炉棟外のため放射線量が高くなるおそれが少ない中央制御室及び中央制御室待避室に設置し、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>これらの設備の設置場所、操作場所を表3.16-20に示す。</p> <p>(59-3-2~12)</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等時に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表3.16-16に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>制御室建物と一体のコンクリート構造とし、操作を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽は制御室建物内に設置し、操作を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン、中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁、中央制御室排気内側隔離弁、中央制御室排気外側隔離弁、中央制御室給気内側隔離弁、中央制御室給気外側隔離弁)は、廃棄物処理建物2階に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、廃棄物処理建物2階に設置し、重大事故時に操作及び作業を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、中央制御室差圧計、待避室差圧計、中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)は、制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件及び荷重条件を考慮した設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンペ)、中央制御室換気系弁(中央制御室外気取入調節弁、中央制御室排気内側隔離弁、中央制御室排気外側隔離弁、中央制御室給気内側隔離弁、中央制御室給気外側隔離弁)、<u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及びプラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)の接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽は中央制御室内に設置</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の空気ポンペの操作場所は中央制御室正圧化バウンダリ内であり放射線量が高くおそれが少ない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)			東海第二発電所 (2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉			備考
表 3.16-15 操作対象機器設置場所			第 3.16-20 表 操作対象機器設置場所			表 3.16-16 操作対象機器設置場所			・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑦の相違
機器名称	設置場所	操作場所	機器名称	設置場所	操作場所	機器名称	設置場所	操作場所	
中央制御室可搬型 陽圧化空調機	コントロール建屋 地上1階	コントロール建屋 地上1階	中央制御室換気系空気調和機 ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	再循環用ファン	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室	
差圧計	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室待避室	中央制御室換気系フィルタ系 ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	チャコール・フィルタ・ ブースタ・ファン	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室	
酸素濃度・二酸化炭 素濃度計	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室及び中央制 御室待避室	中央制御室換気系給排気隔離 弁	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	酸素濃度計	制御室建物4階 中央制御室及び 中央制御室待避室	制御室建物4階 中央制御室及び中央 制御室待避室	
データ表示装置 (待 避室)	コントロール建屋 地上2階 中央制御室待避室	コントロール建屋 地上2階 中央制御室待避室	非常用ガス処理系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	二酸化炭素濃度計	制御室建物4階 中央制御室及び 中央制御室待避室	制御室建物4階 中央制御室及び中央 制御室待避室	
MCR 排気ダンパ	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階	非常用ガス再循環系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	プラントパラメータ監視装 置 (中央制御室待避室)	制御室建物4階 中央制御室待避室	制御室建物4階 中央制御室待避室	
MCR 外気取入ダン パ	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階	ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建屋原子炉棟 壁面 (屋外)	中央制御室	中央制御室外気取入調節弁	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室	
MCR 非常用外気取 入ダンパ	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階	中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気ポンベ集合弁	中央制御室	中央制御室	中央制御室給気内側隔離弁	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室及び廃棄 物処理建物2階	
中央制御室待避室 陽圧化装置 空気ポンベ元弁	コントロール建屋地上1 階及び廃棄物処理建屋 地上1階	コントロール建屋地上1 階及び廃棄物処理建屋 地上1階	中央制御室待避室空気ポンベ ユニット空気供給流量調整弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室	中央制御室給気外側隔離弁	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室及び廃棄 物処理建物2階	
中央制御室待避室 陽圧化装置 空気給気第一弁	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階	衛星電話設備 (可搬型) (待 避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室	中央制御室排気内側隔離弁	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室	
中央制御室待避室 陽圧化装置 空気給気第二弁	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階	データ表示装置 (待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室	中央制御室排気外側隔離弁	廃棄物処理建物2階	制御室建物4階 中央制御室	
			酸素濃度計	中央制御室及び 中央制御室待避室	中央制御室又は 中央制御室待避室	中央制御室待避室 空気ポンベ操作弁	廃棄物処理建物1階	廃棄物処理建物1階	
			二酸化炭素濃度計	中央制御室及び 中央制御室待避室	中央制御室又は 中央制御室待避室	中央制御室待避室 空気流量調節弁	制御室建物4階 中央制御室待避室	制御室建物4階 中央制御室待避室	
						中央制御室待避室 空気供給出口止め弁	制御室建物4階 中央制御室待避室	制御室建物4階 中央制御室待避室	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽(常設)は、<u>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)</u>、<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)</u>の機能とあいまって、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオにおいても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにするために必要な遮蔽性を確保可能な設計とする。</p> <p><u>データ表示装置(待避室)</u>は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避室にて監視するために必要なデータの表示を行うことができる設計とする。また、必要な台数として6号炉及び7号炉用に各1台を設置する設計とする。</p> <p>(59-10)</p>	<p>3.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項第1号) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室換気系、<u>原子炉建屋ガス処理系及び中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)</u>の機能と併せて、運転員がとどまる中央制御室又は中央制御室待避室の居住性を確保するために必要な遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために中央制御室内の換気に必要な容量を有する設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系フィルタユニット</u>は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p><u>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時において、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることで、中央制御室の居住性の確保が可能な設計とする。この重大事故等時の中央制御室の居住性を確認する上で想定する事故シナリオとして早期に炉心損傷に至るシナリオ「大破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗」(代替循環冷却系を使用しない場合)を選定する。さらに、被ばくを厳しく評価する観点から、全交流動力電源喪失の重畳を考慮した事故シナリオを設定する。</u></p>	<p>3.16.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合状況 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、<u>中央制御室換気系及び中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)</u>の機能とあいまって、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオにおいても、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにするために必要な遮蔽性を確保可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系の再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>は、中央制御室の居住性を確保することを目的として使用するものであり、<u>設計基準事故対処設備としての容量等の仕様が、運転員の放射線被ばくを防止するとともに中央制御室内の換気をするために必要となる容量等の仕様に対して十分であることから、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</u></p> <p><u>非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u>は、中央制御室の居住性を確保することを目的として使用するものであり、<u>設計基準事故対処設備としての放射性物質の除去効率及び吸着能力が、運転員を過度の放射線被ばくから防護するために必要となる放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様の設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は可搬型の為3.16.2.2.5に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽 (常設) は、重大事故等時において、6号及び7号炉の事故対応を一つの中央制御室にて実施し、プラント状態に応じた運転員の融通により安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p><u>データ表示装置 (待避室) は、6号及び7号炉で共用しない設計とする。</u></p>	<p><u>中央制御室待避室差圧計は、中央制御室待避室の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</u></p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項第2号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p><u>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件 (重大事故等に対処するための必要な機能) を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</u></p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室の居住性を確保するための設備である中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに中央制御室待避室差圧計は、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p>	<p><u>中央制御室差圧計は、中央制御室の正圧化された室内と外気との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。待避室差圧計は、中央制御室待避室の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</u></p> <p>(59-10)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p><u>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽は、重大事故等時において1号及び2号炉の事故対応を一つの中央制御室にて実施し、プラント状態に応じた運転員の融通により安全性の向上が図れることから、1号及び2号炉で共用する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室の居住性を確保するための設備である中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系、中央制御室差圧計、待避室差圧計及びプラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室) は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は中央制御室換気系による加圧運転を行う</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は待避室を共用しない</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は中央制御室遮蔽を1号炉と共用</p> <p>・資料構成の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉の非常用ガス処理系、ブローアウトパネル閉止装置については3.16.2.3に記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽(常設)は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、<u>低温(凍結)</u>、積雪、降水、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、<u>航空機墜落火災</u>)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋内</u>に設置する設計とする。</p> <p><u>データ表示装置(待避室)</u>は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、積雪、降水、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、<u>航空機墜落火災</u>)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋地上2階中央制御室待避室内</u>に設置する設計とする。</p> <p><u>データ表示装置(待避室)の多様性を表3.16-16に示す。</u></p>	<p>(3) 設計基準対象設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第3号)</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに中央制御室待避室差圧計は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた<u>原子炉建屋付属棟内</u>及び原子炉棟内に設置する。</p> <p>また、<u>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びにブローアウトパネル閉止装置は、非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、凍結、積雪、降水、落雷、地滑り・<u>土石流</u>、火山の影響、生物学的事象による影響、外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、<u>航空機落下火災等</u>)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物内</u>に設置する設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、凍結、積雪、降水、落雷、地滑り・土石流、火山の影響、生物学的事象による影響、外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御室建物内及び廃棄物処理建物内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できることで、非常用交流電源設備からの給電に対して多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は設計上考慮する事象として土石流を考慮している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉はDB設備である中央制御室換気系をSA設備としても用いる</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 ②の相違 島根2号炉の非常用ガス処理系、ブローアウトパネル閉止装置については3.16.2.3に記載している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉のプラントパラメータ監視装置は可搬型の為3.16.2.2.5(1)に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考			
<p data-bbox="252 212 825 243">表 3.16-16 <u>データ表示装置 (待避室) の多様性</u></p> <table border="1" data-bbox="160 247 923 569"> <tr> <td data-bbox="299 258 774 289">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 300 694 331">データ表示装置 (待避室)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 342 911 558"> <p>データ表示装置 (待避室) は、耐震性を有するコントロール建屋に設置し、使用する有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要なデータ表示装置の機能が損なわれない設計とする。</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="842 573 923 604">(59-3)</p>	防止でも緩和でもない重大事故対処設備	データ表示装置 (待避室)	<p>データ表示装置 (待避室) は、耐震性を有するコントロール建屋に設置し、使用する有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要なデータ表示装置の機能が損なわれない設計とする。</p>			<p data-bbox="2534 212 2694 243">・設備の相違</p> <p data-bbox="2534 254 2674 285">【柏崎 6/7】</p> <p data-bbox="2534 296 2813 464">島根 2号炉のプラントパラメータ監視装置は可搬型の為 3.16.2.2.5(1)に記載</p>
防止でも緩和でもない重大事故対処設備						
データ表示装置 (待避室)						
<p>データ表示装置 (待避室) は、耐震性を有するコントロール建屋に設置し、使用する有線 (ケーブル) を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり必要なデータ表示装置の機能が損なわれない設計とする。</p>						



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.2.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 <u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) は、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽 (常設)、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室空気ポンプ陽圧化装置 (空気ポンプ) の機能とあいまって、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスにおいても、運転員の実効線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、中央制御室内の運転員の窒息を防止するとともに、中央制御室換気空調系バウンダリを陽圧化し、中央制御室バウンダリ内へのフィルタを介さない外気の流入を一定時間遮断するために十分な給気量及び差圧を確保する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンプ) は、中央制御室待避室内の運転員の窒息を防止するとともに、中央制御室待避室を陽圧化し、給気ライン以外からの中央制御室待避室内への外気の流入を一定時間遮断するために十分な空気ポンプ容量を確保可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室) の保有数は、重大事故等時であって、送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) が使用できない状況において、発電所内で必要な通信連絡を行うために必要な式数以上を保管する。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室) の保有数は、重大事故等時に正圧化した中央制御室待避室に待避した場合において、中央制御室待避室と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な連絡を行うために必要な衛星電話設備 (可搬型) (待避室) 1式に、故障時及び保守点検による待機除外時の予備として予備1式を加えた合</u></p>	<p>3.16.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項第1号) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室空気ポンプユニット (空気ポンプ) は、中央制御室待避室内の運転員の窒息を防止するとともに、中央制御室待避室内への外気の流入を一定時間遮断するのに必要な空気容量を有する設計とする。</u></p> <p>空気ポンプの本数は、必要な空気ポンプ容量を有する本数に加え、保守点検又は故障時の予備として自主的に十分に余裕のある容量を有する設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室) の保有数は、重大事故等時であって、送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) が使用できない状況において、発電所内で必要な通信連絡を行うために必要な式数以上を保管する。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室) の保有数は、重大事故等時に正圧化した中央制御室待避室に待避した場合において、中央制御室待避室と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な連絡を行うために必要な衛星電話設備 (可搬型) (待避室) 1式に、故障時及び保守点検による待機除外時の予備として予備1式を加えた合</u></p>	<p>3.16.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況 (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ポンプ) は、中央制御室待避室内の運転員の窒息を防止するとともに、中央制御室待避室を正圧化し、給気ライン以外からの中央制御室待避室内への外気の流入を一定時間遮断するために十分な空気ポンプ容量を確保する設計とする。</u></p> <p>空気ポンプの本数は、必要な空気ポンプ容量を有する本数に加え、保守点検又は故障時の予備として自主的に十分に余裕のある容量を有する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は第62条に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>差圧計は、中央制御室内とコントロール建屋、中央制御室待避室内とコントロール建屋との差圧範囲を測定できるものを、7号炉中央制御室、中央制御室待避室それぞれ1個を保管する設計とする。保管数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲であることの測定が可能なものを、6号炉中央制御室、7号炉中央制御室、中央制御室待避室それぞれ1個で3個を使用する。保管数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計4個を分散して保管する設計とする。</u></p> <p>(59-6, 59-8)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性に」を示す。</p>	<p><u>計2式を中央制御室内に保管する。</u></p> <p>中央制御室には、<u>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することで、中央制御室及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が運転員の活動に支障がない範囲にあることの把握が可能な設計とする。酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の居住環境における酸素及び二酸化炭素濃度を想定される範囲で測定が可能な設計とし、それぞれ1個を1セットとし、1セット使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時の予備1セットを加え合計2セットを中央制御室内に保管する。</u></p> <p><u>中央制御室には、データ表示装置 (待避室) を保管することで、中央制御室待避室内に待避している場合において、継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ表示が可能な設計とする。重大事故等時に必要なデータ表示装置 (待避室) 1式に、故障時及び保守点検による待機除外時の予備1式を加えた合計2式を中央制御室内に保管する。</u></p> <p>(59-6-2~13)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項第2号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」を示す。</p>	<p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲であることの測定が可能なものを、各1個を1セットとし、中央制御室及び中央制御室待避室において各1セット使用する。保管数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セットを加えた合計3セットを中央制御室内に保管する。</u></p> <p><u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室) は、重大事故等発生時、中央制御室待避室に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータを表示が可能なものを1個使用する。保管数は、1個に加えて故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する。</u></p> <p>(59-6, 59-8)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」を示す。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧系は常設のため3.16.2.2.4に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は中央制御室と待避室それぞれに設置する</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉のプラントパラメータ監視装置は可搬型</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機及び差圧計との接続は、簡便な接続とし一般的な工具を用いて容易かつ確実に接続可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-8)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項三）  (i) 要求事項  常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。  (ii) 適合性  基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  <u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから対象外とする。</u></p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p><u>中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）は、系統に接続した状態で保管し、使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立しており、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（可搬型）（待避室）と衛星制御装置との接続については、同一規格のコネクタ接続とすることで、特殊な工具及び技量は必要とせず容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</u></p> <p><u>データ表示装置（待避室）の接続ケーブルは、工具を用いない簡便な方法により容易に接続が可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3-7~8)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第3号）  (i) 要求事項  常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。  (ii) 適合性  基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  <u>中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）、衛星電話設備（可搬型）（待避室）、データ伝送装置（待避室）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外とする。</u></p> <p>(59-3-7~8)</p>	<p><u>中央制御室待避室正圧化装置（空気ボンベ）は、系統に接続した状態で保管し、使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>(59-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項三）  (i) 要求事項  常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。  (ii) 適合性  基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。  <u>中央制御室待避室正圧化装置（空気ボンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及びプラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから対象外とする。</u></p> <p>(59-3)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違  【柏崎6/7】  島根2号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設のため接続を伴わない</li> <li>・設備の相違  【柏崎6/7】  ④、⑦の相違</li> <li>・資料構成の相違  【東海第二】  島根2号炉は第62条にて記載</li> <li>・設備の相違  【柏崎6/7】  ③、⑦の相違</li> <li>・設備の相違  【柏崎6/7、東海第二】  常設・可搬型設備の相違</li> <li>・設備の相違  【柏崎6/7】  ④の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) は、重大事故等が発生した場合において速やかに設置ができるよう、中央制御室待避室入口に隣接した位置に保管する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、コントロール建屋内に保管し、保管場所で操作可能な設計とする。中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) は、コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内に保管し、保管場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項第4号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ)、衛星電話設備 (可搬型) (待避室)、データ表示装置 (待避室)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室内又は中央制御室待避室内に設置し、重大事故等時においても使用が可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3-7~8)</p>	<p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は放射線量の高くなるおそれの少ない中央制御室内及び中央制御室待避室内に設置し、設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室) は放射線量の高くなるおそれの少ない中央制御室待避室内に設置し、設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ボンベ) は、系統に接続した状態で保管し、使用のための接続を伴わない設計とし、放射線量の高くなるおそれの少ない制御室建物内の操作弁設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 常設・可搬型設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・記載表現の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉はボンベの保管・設置場所での接続作業はない</p>
<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型)、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、風 (台風)、竜巻、低温 (凍結)、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・</u></p>	<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項第5号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ)、衛星電話設備 (可搬型) (待避室)、データ表示装置 (待避室)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内に保管する。</u></p>	<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室) 及び中央制御室待避室正圧化装置 (空気ボンベ) は、風 (台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り・土石流、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発 (森林火災、近</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 常設・可搬型設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は設計上考慮する事象として土石流を考慮している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>爆発（森林火災，近隣工場等の火災・爆発，<u>航空機墜落火災</u>），有毒ガス，船舶の衝突及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋内</u>に保管する設計とする。</p> <p>(59-3, 59-8)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項六）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備を運搬し，又は他の設備の被害状況を把握するため，工場等内の道路及び通路が確保できるよう，適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</u>，<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>，<u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は，使用場所及び保管場所が中央制御室及び中央制御室待避室近傍のため，重大事故等が発生した場合において<u>確実なアクセスが可能な設計</u>とする。</p> <p><u>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）</u>は，自然現象として考慮する津波，風（台風），竜巻，<u>低温（凍結）</u>，積雪，降水，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発（森林火災，近隣工場等の火災・爆発，<u>航空機墜落火災</u>），有毒ガス，船舶の衝突及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内</u>に保管し，地震時の迂回路も考慮して複数の屋内アクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお，溢水等に対しては，アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用することとし，運用については，「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に，火災防護については，「2.2 火災による損傷の防止（設置許可基準規則第41条に対する設計方針を示す章）」に示す。</p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>(59-3-7~8)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第6号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備を運搬し，又は他の設備の被害状況を把握するため，工場等内の道路及び通路が確保できるよう，適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）</u>，<u>衛星電話設備（可搬型）（待避室）</u>，<u>データ表示装置（待避室）</u>，<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は，地震，津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた<u>中央制御室内</u>に保管し，中央制御室又は中央制御室待避室で使用することから<u>アクセス不要であり，対象外とする。</u></p> <p>(59-3-7~8)</p>	<p>隣工場等の火災・爆発，<u>航空機落下火災等</u>），有毒ガス，船舶の衝突及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物及び廃棄物処理建物内</u>に保管する設計とする。</p> <p>(59-7)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項六）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備を運搬し，又は他の設備の被害状況を把握するため，工場等内の道路及び通路が確保できるよう，適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は，使用場所及び保管場所が中央制御室及び中央制御室待避室のため，重大事故等が発生した場合において<u>確実なアクセスが可能な設計</u>とする。</p> <p><u>中央制御室待避室正圧化装置（空気ボンベ）</u>は，自然現象として考慮する津波，風（台風），竜巻，凍結，積雪，降水，落雷，地滑り・<u>土石流</u>，火山の影響，生物学的事象による影響，<u>外部人為事象</u>として考慮する火災・爆発（森林火災，近隣工場等の火災・爆発，<u>航空機落下火災等</u>），有毒ガス，船舶の衝突及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>制御室建物内及び廃棄物処理建物内</u>に保管し，地震時の迂回路も考慮して<u>複数の屋内アクセスルートを確保する設計</u>とする。</p> <p>なお，アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用することとし，運用については，「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に，火災防護については，「2.2 火災による損傷の防止（設置許可基準規則第41条に対する設計方針を示す章）」に示す。</p> <p>(59-3, 59-8)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>④の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7，東海第二】</li> <li>常設・可搬型設備の相違</li> <li>・設計方針の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>島根2号炉は設計上考慮する事象として土石流を考慮している</li> <li>・操作場所の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>島根2号炉は，操作場所へのアクセスについて記載</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故等に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央性御室待避室遮蔽 (可搬型)、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンプ)</u> は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>コントロール建屋内</u>に保管し、設計基準対象施設である<u>中央制御室換気空調系設備</u>とは位置的分散し、系統構成上も分離し保管する設計とする。</p> <p><u>また、中央制御室可搬型陽圧化空調機は、設計基準事故対処設備の中央制御室換気空調系に給電しているディーゼル発電機に対して、第一ガスタービン発電機からの給電を可能とすることで、設計基準対象設備に対して多様化された電源からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項第7号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故等に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室空気ポンプユニット (空気ポンプ)、データ表示装置 (待避室)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、同一目的の重大事故等対処設備又は代替する機能を有する設計基準対象施設はない。</u></p> <p><u>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない可搬型重大事故等対処設備である衛星電話設備 (可搬型) (待避室) は、同様の機能を有する送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、第3.16-21表に示すとおり、多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (携帯型) の駆動電源については、充電機とすることで、同様な機能を有する送受信器 (ページング) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPHS端末) の駆動電源である非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に対して多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故等に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ポンプ)、プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、同一目的の重大事故等対処設備又は代替する機能を有する設計基準対象施設はない。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③、⑦の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は第62条にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内及び中央制御室待避室内に保管し、複数個数を位置的に分散させて保管する設計とする。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置の多様性、位置的分散を表3.16-17に示す。</p> <p>(59-3, 59-4, 59-8)</p>	<p>なお、中央制御室待避室空気ボンベユニット(空気ボンベ)、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内に固縛して保管することで、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>(59-3-8~10)</p>	<p>なお、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及びプラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内及び中央制御室待避室内に固縛して保管することで可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>(59-3, 59-4, 59-7)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 常設・可搬型設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室換気系及び中央制御室待避室空気ボンベは機能を代替する設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
表3.16-17 中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置の多様性、位置的分散						
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備			
	中央制御室送風機/排風機	中央制御室再循環送風機	中央制御室可搬型陽圧化空調機	中央制御室待避室陽圧化装置		
空気源	外気	中央制御室再循環	コントロール建屋内	空気ポンプ		
潤滑油	不要	不要	不要	不要		
冷却水	不要	不要	不要	不要		
駆動電源	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機)	不要		
	原子炉建屋地上1階		屋外(7号炉タービン建屋南側)	-		
主要設備設置場所	コントロール建屋地上2階	コントロール建屋地上1階	コントロール建屋地上1階	コントロール建屋地上1階及び2階, 廃棄物処理建屋地上1階		

・設備の相違  
【柏崎6/7】  
③の相違



第3.16-21表 衛星電話設備(可搬型)(待避室)の多様性

項目	設計基準対象施設		防止でも緩和でもない 重大事故対処設備
	送受信器 (ページング)	電力保安通信用電話 設備(固定電話機及 びPHS端末)	衛星電話設備 (可搬型)(待避室)
主要設備	制御装置	交換機	衛星電話設備 (可搬型)(待避室)
	サービス建屋3階	事務本館3階	中央制御室 (保管場所)
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	蓄電池	非常用 ディーゼル 発電機	蓄電池
	サービス建屋 3階	原子炉建屋 附属棟 地下1階	事務本館 3階
			常設代替高圧電源装置
			常設代替高圧電源装置 置場

・資料構成の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は第62条  
にて記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.3 <u>非常用ガス処理系</u></p> <p>3.16.2.3.1 設備概要</p> <p><u>非常用ガス処理系</u>は、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器から原子炉建屋内に放射性物質を含む気体が漏えいした場合において、<u>原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、主排気筒（内筒）を通して原子炉建屋外に排気することで、運転員の被ばくを低減する目的として使用する。</u></p> <p>なお、本システムを用いることで、緊急時対策要員の現場作業における被ばくを低減することも可能である。</p> <p>本システムは、<u>非常用ガス処理系排風機</u>、電源設備（<u>非常用交流電源設備</u>、<u>常設代替交流電源設備</u>）、計測制御装置（<u>非常用ガス処理系排気流量</u>、<u>原子炉建屋外気差圧</u>）、流路である<u>非常用ガス処理系乾燥装置（湿分除去装置、加熱コイル）</u>、<u>非常用ガス処理系フィルタ装置</u>、<u>非常用ガス処理系配管及び弁並びに主排気筒（内筒）</u>から構成される。</p> <p>本システムの系統概要図を図3.16-4、重大事故等対処設備一覧を表3.16-18に示す。</p> <p>本システムは、<u>原子炉建屋原子炉区域を水柱約6mmの負圧に保ち、原子炉建屋原子炉区域内空気を50%/dayで処理する能力をもっている。</u>また、本システムにより排気する気体は、<u>主排気筒（内筒）</u>を通して地上高さ約73mの排気口から放出する設計とする。</p> <p>本システムの操作に当たっては、<u>自動起動インターロック条件成立時における第一ガスタービン発電機の起動操作による自動起動、もしくは中央制御室からの非常用ガス処理系排風機操作スイッチの手動操作により運転を行う。</u></p>	<p>3.16.2.1 中央制御室の居住性を確保するための設備</p> <p>3.16.2.1.1 設備概要</p> <p><u>中央制御室の居住性を確保するための設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が中央制御室にとどまることを目的として設置するものである。</u></p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系は、原子炉格納容器から漏えいしたガスに含まれる放射性物質を低減しつつ原子炉建屋外に排出することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。また、本設備は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機からの給電のほか、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</u></p> <p>本設備は、<u>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機、ブローアウトパネル閉止装置、中央制御室待避室空気ポンプユニット（空気ポンプ）、中央制御室待避室差圧計、衛星電話設備（可搬型）（待避室）、データ表示装置（待避室）、可搬型照明（SA）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等</u>で構成する。</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための設備の重大事故等対処設備一覧を第3.16-1表に、中央制御室換気系の系統概要図を第3.16-1図に、原子炉建屋ガス処理系の系統概要図を第3.16-2図に、衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）の系統概要図を第3.16-3図に示す。</p>	<p>3.16.2.3 <u>運転員の被ばくを低減するための設備</u></p> <p>3.16.2.3.1 設備概要</p> <p><u>非常用ガス処理系は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟内に放射性物質を含む気体が漏えいした場合において、原子炉建物原子炉棟内を負圧に維持するとともに、非常用ガス処理系排気管を通して原子炉建物外に排気することで、運転員の被ばくを低減することを目的として使用する。</u></p> <p>なお、本設備を用いることで、緊急時対策要員及び自衛消防隊の現場作業における被ばくを低減することも可能である。</p> <p>本設備は、<u>非常用ガス処理系排気ファン、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置、電源設備（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備）</u>、計測設備（<u>非常用ガス処理系流量</u>、<u>原子炉建物外気差圧</u>）、流路である<u>前置ガス処理装置及び後置ガス処理装置</u>、<u>非常用ガス処理系配管及び弁並びに非常用ガス処理系排気管</u>から構成される。</p> <p>本設備の系統概要図を図3.16-4、重大事故等対処設備一覧を表3.16-17に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排気ファン2台のうち1台により原子炉建物原子炉棟内を水柱約6mmの負圧に保ち、原子炉建物原子炉棟内空気を100%/dayで処理する能力をもっている。</u>また、本システムにより排気する気体は、<u>非常用ガス処理系排気管</u>を通して地上高さ約120mの排気口から放出する設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系の操作に当たっては、自動起動インターロック条件成立時における非常用M/C及び非常用C/Cの常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの受電操作による自動起動、もしくは中央制御室からの非常用ガス処理系排気ファン操作スイッチの手動操作により運転を行う。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した状態で非常用ガス処理系の機能を期待する場合には、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル開口部に設置する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置により原子炉建物の気密性を確保することが可能な設計とす</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎6/7】</li> <li>②、⑥の相違</li> <li>・資料構成の相違【東海第二】</li> <li>島根2号炉の中央制御室換気系、待避室空気ポンプ、遮蔽等については3.16.2.2に記載している</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】</li> <li>島根2号炉は非常用M/C及び非常用C/Cの受電操作が必要</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】</li> <li>⑥の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>る。</u></p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、開閉状態を中央制御室にて確認可能な設計とし、中央制御室から遠隔操作可能な設計とする。また、現場において人力による操作が可能な設計とする。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

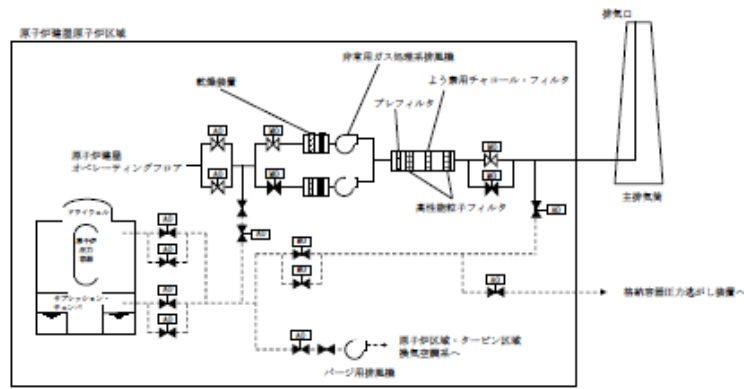
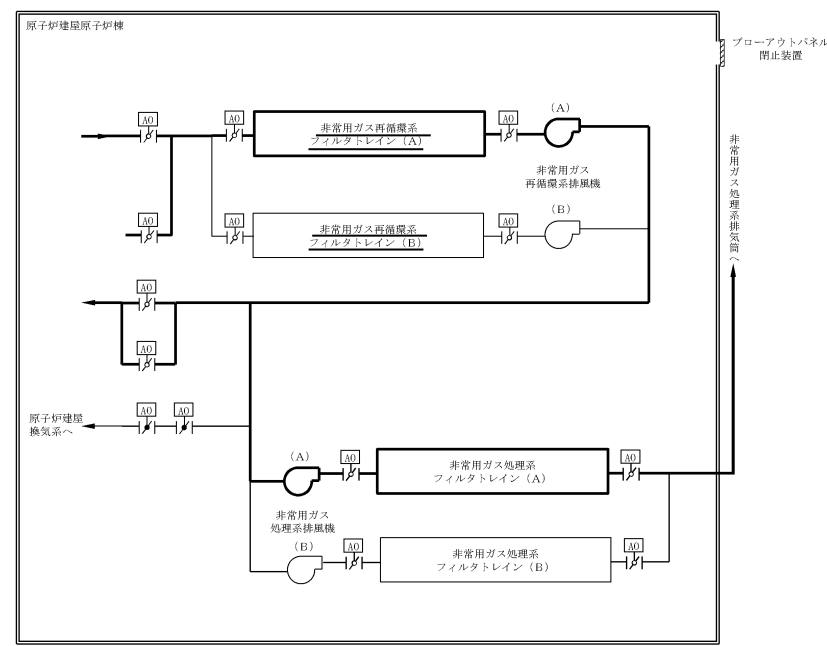


図 3.16-4 非常用ガス処理系 系統概要図

東海第二発電所 (2018.9.18版)



非常用ガス処理系及び非常用ガス再循環系は、2系列（A系及びB系）で構成する。  
図は、A系供用時を示す。

第3.16-2図 原子炉建屋ガス処理系 系統概要図

島根原子力発電所 2号炉

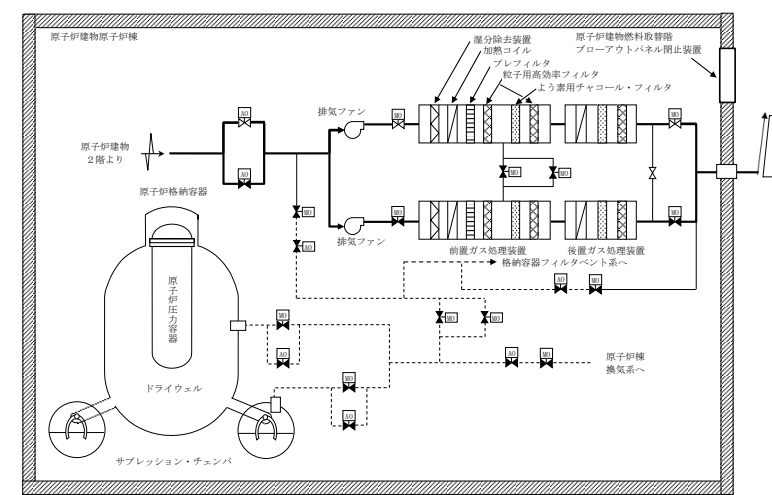


図 3.16-4 運転員の被ばくを低減するための設備の系統概要図

備考

・設備の相違  
【柏崎6/7】  
⑥の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、非常用ガス処理系再循環系統を持たない

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>表 3.16-18 非常用ガス処理系に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>非常用ガス処理系排風機【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置【常設】 非常用ガス処理系乾燥装置【常設】 非常用ガス処理系 配管・弁【常設】 主排気筒(内筒)【常設】 原子炉建屋原子炉区域【常設】</td> </tr> <tr> <td>注入先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>非常用ガス処理系排気流量【常設】 原子炉建屋外気差圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	非常用ガス処理系排風機【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	非常用ガス処理系フィルタ装置【常設】 非常用ガス処理系乾燥装置【常設】 非常用ガス処理系 配管・弁【常設】 主排気筒(内筒)【常設】 原子炉建屋原子炉区域【常設】	注入先	—	電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】	計装設備	非常用ガス処理系排気流量【常設】 原子炉建屋外気差圧【常設】		<p>表 3.16-17 運転員の被ばくを低減するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>非常用ガス処理系排気ファン【常設】 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>前置ガス処理装置【常設】 後置ガス処理装置【常設】 非常用ガス処理系 配管・弁【常設】 非常用ガス処理系排気管【常設】 原子炉建物原子炉棟【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備*1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 SAロードセンタ【常設】 SA2コントロールセンタ【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>非常用ガス処理系流量【常設】 原子炉建物外気差圧【常設】 ブローアウトパネル開閉状態表示【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	非常用ガス処理系排気ファン【常設】 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	前置ガス処理装置【常設】 後置ガス処理装置【常設】 非常用ガス処理系 配管・弁【常設】 非常用ガス処理系排気管【常設】 原子炉建物原子炉棟【常設】	注水先	—	電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 SAロードセンタ【常設】 SA2コントロールセンタ【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】	計装設備	非常用ガス処理系流量【常設】 原子炉建物外気差圧【常設】 ブローアウトパネル開閉状態表示【常設】	<p>・設備の相違【柏崎6/7】 ②, ⑥の相違</p>
設備区分	設備名																																		
主要設備	非常用ガス処理系排風機【常設】																																		
附属設備	—																																		
水源	—																																		
流路	非常用ガス処理系フィルタ装置【常設】 非常用ガス処理系乾燥装置【常設】 非常用ガス処理系 配管・弁【常設】 主排気筒(内筒)【常設】 原子炉建屋原子炉区域【常設】																																		
注入先	—																																		
電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 第一ガスタービン発電機【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(16kL)【可搬】																																		
計装設備	非常用ガス処理系排気流量【常設】 原子炉建屋外気差圧【常設】																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備	非常用ガス処理系排気ファン【常設】 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置【常設】																																		
附属設備	—																																		
水源	—																																		
流路	前置ガス処理装置【常設】 後置ガス処理装置【常設】 非常用ガス処理系 配管・弁【常設】 非常用ガス処理系排気管【常設】 原子炉建物原子炉棟【常設】																																		
注水先	—																																		
電源設備*1 (燃料補給設備を含む)	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】 常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用サービスタンク【常設】 ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 代替所内電気設備 緊急用メタクラ【常設】 メタクラ切替盤【常設】 高圧発電機車接続プラグ収納箱【常設】 緊急用メタクラ接続プラグ盤【常設】 SAロードセンタ【常設】 SA2コントロールセンタ【常設】 非常用高圧母線C系【常設】 非常用高圧母線D系【常設】																																		
計装設備	非常用ガス処理系流量【常設】 原子炉建物外気差圧【常設】 ブローアウトパネル開閉状態表示【常設】																																		
<p>※1：単線結線図を補足説明資料59-2に示す。</p>																																			
<p>電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考		
<p>3.16.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>非常用ガス処理系排風機</u></p> <p>種類 : 遠心式</p> <p>容量 : 約2,000m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>最高使用圧力 : 0.025MPa</p> <p>最高使用温度 : 150℃</p> <p>個数 : 1 (予備1)</p> <p>取付箇所 : <u>原子炉建屋 地上3階</u></p> <p>原動機出力 : 22kW (<u>6号炉</u>) 15kW (<u>7号炉</u>)</p>	<p>(4) 原子炉建屋ガス処理系</p> <p>a. <u>非常用ガス処理系排風機</u></p> <p>台数 1 (予備1)</p> <p>容量 <u>約3,570m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</u> (<u>原子炉建屋原子炉棟内空気を1日に1回換気が可能な量</u>)</p> <p>取付箇所 原子炉建屋原子炉棟5階</p> <p>b. <u>非常用ガス再循環系排風機</u></p> <p>台数 1 (予備1)</p> <p>容量 <u>約17,000m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</u></p> <p>取付箇所 <u>原子炉建屋原子炉棟5階</u></p>	<table border="1" data-bbox="1745 205 2496 289"> <tr> <td data-bbox="1745 205 1923 289"></td> <td data-bbox="1923 205 2496 289">原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置閉状態表示【常設】</td> </tr> </table> <p>※1: 単線結線図を補足説明資料59-2に示す。 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>3.16.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>非常用ガス処理系排気ファン</u></p> <p>種類 : 遠心式</p> <p>容量 : 約4,400m<sup>3</sup>/h/台 (<u>原子炉建物原子炉棟内空気を1日に1回換気できる量</u>)</p> <p>最高使用圧力 : 0.02MPa</p> <p>最高使用温度 : 66℃</p> <p>台数 : 1 (予備1)</p> <p>取付箇所 : <u>原子炉建物 3階</u></p> <p>原動機出力 : 22kW</p> <p>(2) <u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u></p> <p>個数 : 2</p>		原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置閉状態表示【常設】	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設計の相違に伴う設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉には, 非常用ガス処理系再循環系統はない</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉はブローアウトパネル閉止装置の設置個数を記載</p>
	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置閉状態表示【常設】				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系排風機は、<u>原子炉建屋原子炉区域内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉建屋原子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の表3.16-19に示す設計とする。</u>なお、非常用ガス処理系に流入する気体の水素濃度は、保守的な条件においても約0.8%であるため、水素が燃焼する濃度である4%に到達することはなく水素爆発は生じない。</p> <p>非常用ガス処理系排風機の操作は、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</p> <p>(59-3, 59-12)</p>	<p>3.16.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件(設置許可基準規則第43条第1項第1号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室差圧計、可搬型照明(SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、原子炉建屋付属棟内に、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に、ブローアウトパネル閉止装置は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における原子炉建屋付属棟内、原子炉建屋原子炉棟内又は屋外の環境条件を考慮し、</u>第3.16-2表に示す設計とする。</p> <p>(59-3-2~12)</p>	<p>3.16.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系排気ファンは、<u>原子炉建物原子炉棟内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉建物原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の表3.16-18に示す設計とする。</u>なお、非常用ガス処理系に流入する気体の水素濃度は、保守的な条件においても約0.03%であるため、水素が燃焼する濃度である4%に到達することはなく水素爆発は生じない。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建物原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建物原子炉棟内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建物原子炉棟内及び屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.16-18に示す設計とする。</u></p> <p>非常用ガス処理系排気ファンの操作は、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の操作は、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</u></p> <p>(59-3, 59-12)</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、居住性を確保するための設備に関する環境条件及び荷重条件は3.16.2.2.3.1(1)に記載</p> <p>・評価結果の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、原子炉建物原子炉棟内にブローアウトパネル閉止装置を設置する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
表 3.16-19 想定する環境条件及び荷重条件		第 3.16-2 表 想定する環境条件		表 3.16-18 想定する環境条件及び荷重条件		
環境条件等	対応	環境条件	対応	環境条件等	対応	
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	温度、圧力、湿度及び放射線	設置場所である原子炉建屋付属棟内、原子炉建屋原子炉棟内又は屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	温度・圧力・湿度・放射線	非常用ガス処理系排気ファンは、原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、原子炉建物原子炉棟内にブローアウトパネル閉止装置を設置する</p>
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	屋外の天候による影響	<u>ブローアウトパネル閉止装置は、屋外に設置するため、天候による影響を受けない設計とする。</u>	屋外の天候による影響	非常用ガス処理系排気ファンは、屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風（台風）・積雪	非常用ガス処理系排気ファンは、原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、その機能が損なわれない設計とする。	
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響	<u>ブローアウトパネル閉止装置は、屋外に設置するため、想定される風（台風）及び竜巻の風荷重、積雪並びに火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。</u>	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
		電磁的影響	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。			



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系の起動操作は、自動起動インターロック条件成立時における<u>第一ガスタービン発電機の起動操作</u>による自動起動、もしくは中央制御室からの<u>非常用ガス処理系排風機操作スイッチ</u>の手動操作により実施する。手動操作の場合には、<u>非常用ガス処理系排風機操作スイッチ</u>を「起動」にすることで、<u>非常用ガス処理系乾燥装置の加熱コイルが「停止」から「起動」、非常用ガス処理系乾燥装置入口弁及び非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁が「閉」から「開」となり、非常用ガス処理系排風機が起動する。</u>自動起動の場合も起動シーケンスは同一である。なお、系統流量低下による停止インターロックはない。表3.16-20に操作対象機器を示す</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>(59-3)</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項第2号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用が可能な設計とする。原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系及び<u>非常用ガス再循環系の起動は、原子炉建屋隔離信号により自動起動するほか、中央制御室でのスイッチ操作による手動起動も可能な設計とする。</u>原子炉建屋ガス処理系の起動に使用する空気作動ダンパは、駆動源(空気)が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり、現場での人力による操作が不要な構造とする。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の操作が必要な対象機器について、第3.16-4表に示す。</u></p> <p>(59-3-4)</p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置</u>は、中央制御室の操作盤のスイッチでの操作が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、電源供給ができない場合においても、現場で人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置の操作が必要な対象機器について、第3.16-5表に示す。</u></p> <p>(59-3-5~6)</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系の起動操作は、自動起動インターロック条件成立時における<u>非常用M/C及び非常用C/Cの常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの受電操作</u>による自動起動、もしくは中央制御室からの<u>非常用ガス処理系排気ファン操作スイッチ</u>の手動操作により実施する。手動操作の場合には、<u>R/B給排気隔離弁の全閉操作及びR/B連絡弁の全開操作を実施し、非常用ガス処理系排気ファン操作スイッチを「起動」にすることで、非常用ガス処理系排気ファンが起動する。</u>非常用ガス処理系排気ファンが起動することによって、<u>非常用ガス処理系排気ファン入口弁及び非常用ガス処理系入口弁が「閉」から「全開」となり、非常用ガス処理系出口弁が「閉」から「調整開」となる。</u>自動起動の場合も起動シーケンスは同一である。なお、系統流量低下による停止インターロックはない。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室から遠隔操作又は現場において人力による操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</u></p> <p>表3.16-19に操作対象機器を示す。</p> <p>(59-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉には非常用ガス再循環系統はない</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は非常用M/C及び非常用C/Cの受電操作が必要</p> <p>②の相違</p> <p>・起動手順の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑥の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考
表 3.16-20 操作対象機器				第 3.16-4 表 操作対象機器 (原子炉建屋ガス処理系)				表 3.16-19 操作対象機器				・設備の相違 <b>【東海第二】</b> 島根2号炉には非常用ガス処理系再循環系統は無い <b>【柏崎6/7】</b> ⑥の相違
機器名称	状況の変化	操作場所	操作方法	機器名称	操作内容	操作場所	操作方法	機器名称	状況の変化	操作場所	操作方法	
非常用ガス処理系乾燥装置 (A)	停止→起動	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	非常用ガス処理系排風機	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作	非常用ガス処理系排気ファン (A)	停止→起動	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理系乾燥装置 (B)	停止→起動	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	非常用ガス再循環系排風機	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作	非常用ガス処理系排気ファン (B)	停止→起動	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理系排風機 (A)	停止→起動	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	非常用ガス処理系弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	非常用ガス処理系入口弁 (A)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理系排風機 (B)	停止→起動	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	非常用ガス再循環系弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	非常用ガス処理系入口弁 (B)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理系乾燥装置 入口弁 (A)	弁閉→弁開	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	第 3.16-5 表 操作対象機器 (ブローアウトパネル閉止装置)				非常用ガス処理系出口弁 (A)	弁閉→弁調 整開	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理系乾燥装置 入口弁 (B)	弁閉→弁開	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	機器名称	操作内容	操作場所	操作方法	非常用ガス処理系出口弁 (B)	弁閉→弁調 整開	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理フィルタ装置 出口隔離弁 (A)	弁閉→弁開	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作	ブローアウトパネル閉止装置	開 → 閉	中央制御室	スイッチ操作	非常用ガス処理系排気ファン 入口弁 (A)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ 操作	
非常用ガス処理フィルタ装置 出口隔離弁 (B)	弁閉→弁開	コントロール 建屋地上2階 中央制御室	スイッチ 操作					非常用ガス処理系排気ファン 入口弁 (B)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ 操作	
								R/B 連絡弁 (A)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ 操作	
								R/B 連絡弁 (B)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ 操作	
								R/B 給排気隔離弁	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ 操作	
								原子炉建物燃料取替階ブロー アウトパネル閉止装置	開→閉	中央制御室 原子炉建物 4階	スイッチ 操作 人力操作	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系は、表3.16-21に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、及び弁動作試験が可能な設計とする。また、<u>非常用ガス処理系排風機</u>は、発電用原子炉の停止中に分解検査、及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排風機</u>は、発電用原子炉の停止中にケーシングカバーを取り外して、排風機部品(主軸、羽根車)の状態を確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系を運転するために必要な操作対象弁(非常用ガス処理系乾燥装置入口弁、非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作試験可能な構成とすることで、弁動作試験が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中及び停止中に、<u>非常用ガス処理系排風機</u>を起動させ、<u>主排気筒(内筒)</u>へ排気する試験を行うことで、非常用ガス処理系の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>運転性能の確認として、<u>非常用ガス処理系排風機</u>の流量、系統(排風機廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系排風機</u>部品の表面状態の確認として、浸透探</p>	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項第3号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系は、第3.16-12表に示すように、原子炉の運転中には外観検査及び機能・性能検査が、原子炉の停止中には外観検査、機能・性能検査及び分解検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)は、原子炉の運転中又は停止中には外観検査及び機能・性能検査が、原子炉の停止中には分解検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査として運転状態の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、原子炉の停止中に分解検査としてファンの分解点検が可能な設計とする。</p> <p>(59-5-3~9)</p>	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系は、表3.16-20に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、及び弁動作試験が可能な設計とする。また、<u>非常用ガス処理系排気ファン</u>は、発電用原子炉の停止中に分解検査、及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排気ファン</u>は、発電用原子炉の停止中にケーシングカバーを取り外して、排気ファン部品(主軸、羽根車)の状態を確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系を運転するために必要な操作対象弁(非常用ガス処理系入口弁、非常用ガス処理系出口弁、非常用ガス処理系排気ファン入口弁、R/B連絡弁、R/B給排気隔離弁)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作試験可能な構成とすることで、弁動作試験が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中及び停止中に、<u>非常用ガス処理系排気ファン</u>を起動させ、<u>非常用ガス処理系排気管</u>へ排気する試験を行うことで、非常用ガス処理系の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>運転性能の確認として、<u>非常用ガス処理系排気ファン</u>の流量、系統(排気ファン廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系排気ファン</u>部品の表面状態の確認として、浸</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、居住性を確保するための設備に関する試験及び検査は3.16.2.2.3.1(3)に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉には非常用ガス処理系再循環系統は無い</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>傷検査により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れなどがいないことの確認が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系乾燥装置</u>のうち加熱コイルは、機能・性能試験として、絶縁抵抗及びエレメント抵抗について測定を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p>		<p>透探傷検査により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れなどがいないことの確認が可能な設計とする。</p> <p><u>前置ガス処理装置</u>のうち加熱コイルは、機能・性能試験として、絶縁抵抗及びエレメント抵抗について測定を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																	
<p>表 3.16-21 非常用ガス処理系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="163 247 911 506"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認、漏えいの確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認、漏えいの確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>非常用ガス処理系排風機部品の表面状態を、試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>非常用ガス処理系排風機の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能の確認、漏えいの確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能の確認、漏えいの確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	分解検査	非常用ガス処理系排風機部品の表面状態を、試験及び目視により確認		外観検査	非常用ガス処理系排風機の外観の確認	<p>第3.16-12表 中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 296 1703 506"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各機器<sup>※1</sup>の表面状態を目視により確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>ファンの運転状態の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>分解検査</td> <td>ファンの分解点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 各機器とは、以下のとおり： 中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</p> <p>ブローアウトパネル閉止装置は、第3.16-13表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉の停止中に機能・性能検査として動作状態の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-5-10)</p> <p>第3.16-13表 <u>ブローアウトパネル閉止装置の試験検査</u></p> <table border="1" data-bbox="952 1249 1703 1396"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>表面劣化状態の外観確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>スライド扉の動作状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	各機器 <sup>※1</sup> の表面状態を目視により確認	機能・性能検査	ファンの運転状態の確認 フィルタ差圧の確認	停止中	分解検査	ファンの分解点検	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	表面劣化状態の外観確認	停止中	機能・性能検査	スライド扉の動作状態の確認	<p>表 3.16-20 非常用ガス処理系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1745 247 2496 747"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えいの確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えいの確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>非常用ガス処理系排気ファン部品の表面状態を試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>非常用ガス処理系排気ファンの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、表 3.16-21 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査を、また、発電用原子炉の停止中に性能試験が可能な設計とする。</p> <p>表 3.16-21 <u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の試験及び検査</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1188 2496 1507"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の外観の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の動作状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	分解検査	非常用ガス処理系排気ファン部品の表面状態を試験及び目視により確認		外観検査	非常用ガス処理系排気ファンの外観の確認	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の外観の確認	停止中	機能・性能試験	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の動作状態の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																		
運転中	機能・性能試験	運転性能の確認、漏えいの確認																																																																		
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																																																		
停止中	機能・性能試験	運転性能の確認、漏えいの確認																																																																		
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																																																		
	分解検査	非常用ガス処理系排風機部品の表面状態を、試験及び目視により確認																																																																		
	外観検査	非常用ガス処理系排風機の外観の確認																																																																		
原子炉の状態	項目	内容																																																																		
運転中又は停止中	外観検査	各機器 <sup>※1</sup> の表面状態を目視により確認																																																																		
	機能・性能検査	ファンの運転状態の確認 フィルタ差圧の確認																																																																		
停止中	分解検査	ファンの分解点検																																																																		
原子炉の状態	項目	内容																																																																		
運転中又は停止中	外観検査	表面劣化状態の外観確認																																																																		
停止中	機能・性能検査	スライド扉の動作状態の確認																																																																		
原子炉の状態	項目	内容																																																																		
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認																																																																		
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																																																		
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認																																																																		
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																																																		
	分解検査	非常用ガス処理系排気ファン部品の表面状態を試験及び目視により確認																																																																		
	外観検査	非常用ガス処理系排気ファンの外観の確認																																																																		
原子炉の状態	項目	内容																																																																		
運転中又は停止中	外観検査	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の外観の確認																																																																		
停止中	機能・性能試験	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の動作状態の確認																																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>なお、当該系統の使用にあたり切り替え操作が必要となることから、速やかに切り替え操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける。</p> <p>非常用ガス処理系は、図3.16-3で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替え操作を実施することが可能である。</p> <p>(59-4)</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第4号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で切替えが発生しないため、速やかに使用が可能な設計とする。</u>起動のタイムチャートを、第3.16-4図に示す。</p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置、中央制御室待避室空気ポンベユニット (空気ポンベ)、中央制御室待避室差圧計、衛星電話設備 (可搬型) (待避室)、データ表示装置 (待避室)、可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。</u></p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。</u></p> <p><u>なお、当該系統の使用にあたり切り替え操作が必要となることから、速やかに切り替え操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける。</u></p> <p>非常用ガス処理系の起動のタイムチャートを図3.16-3に示す。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。</u></p> <p>(59-4)</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は通常時からの切替え操作について記載</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 非常用ガス処理系は, 設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお, 非常用ガス処理系に流入する気体には水素が含まれるが, 流入する気体の水素濃度は保守的な条件においても約0.8%であり水素が燃焼する濃度である4%に到達することはないこと, 及び, 非常用ガス処理系の運転中においては強制的に水素を含む気体を屋外に排出すること等により水素爆発を防止する機能を有していると評価できること, 並びに, 非常用ガス処理系の停止中においては系統内に流入した水素は継続的に供給されず, また, 拡散により局所的に滞留しないことから可燃限界以上の濃度にならないため, 非常用ガス処理系は水素爆発を生じる可能性はなく, 他の設備に対して悪影響を及ぼさない。 <u>また, 非常用ガス処理系停止後, 非常用ガス処理系フィルタ装置内は除湿のためスペースヒータにより昇温される。そのため, 系統停止後に非常用ガス処理系フィルタ装置内にドレン水が発生することはないことから, 水の放射線分解による水素の発生は考慮する必要はない。</u> (59-4, 59-13)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項第5号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 中央制御室換気系空気調和機ファン, 中央制御室換気系フィルタ系ファン, 中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保に使用するブローアウトパネル閉止装置は, 他の設備から独立して使用が可能なことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また, ブローアウトパネル閉止装置は, 閉動作により, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 非常用ガス処理系は, 設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することとで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお, 非常用ガス処理系に流入する気体には水素が含まれるが, 流入する気体の水素濃度は保守的な条件においても約0.03%であり水素が燃焼する濃度である4%に到達することはないこと, 及び, 非常用ガス処理系の運転中においては強制的に水素を含む気体を屋外に排出すること等により水素爆発を防止する機能を有していると評価できること, 並びに, 非常用ガス処理系の停止中においては系統内に流入した水素は継続的に供給されず, また, 拡散により局所的に滞留しないことから可燃限界以上の濃度にならないため, 非常用ガス処理系は水素爆発を生じる可能性はなく, 他の設備に対して悪影響を及ぼさない。  原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は, 他の設備から独立して使用が可能なことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また, 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は, 閉動作により, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  (59-4, 59-12, 59-13)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉には非常用ガス処理系再循環系統は無い</li> <li>・評価結果の相違 【柏崎6/7】</li> <li>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の非常用ガス処理系起動後は停止しない手順となっている</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系の系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表3.16-22 に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系排風機</u>、<u>非常用ガス処理系乾燥装置入口弁</u>、<u>非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁</u>、<u>非常用ガス処理系乾燥装置の加熱コイル</u>は、<u>原子炉建屋原子炉区域</u>に設置されている設備であるが、操作位置である中央制御室は放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(59-3)</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第6号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、<u>原子炉建屋原子炉棟内</u>に設置し、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置</u>は、<u>原子炉建屋原子炉棟の壁面(屋外)</u>に設置し、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室から操作が可能な設計とする。</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系</u>、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>の操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表3.16-22 に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系排気ファン</u>、<u>非常用ガス処理系排気ファン入口弁</u>、<u>非常用ガス処理系入口弁</u>、<u>非常用ガス処理系出口弁</u>、<u>前置ガス処理装置の加熱コイル</u>は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置されている設備であるが、操作位置である中央制御室は放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置し、放射線量が高くなるおそれの少ない中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違 ・設備の相違 【東海第二】 島根 2号炉には非常用ガス処理系再循環系統は無い</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																												
<p style="text-align: center;">表 3.16-22 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機器名称</th> <th style="width: 30%;">設置場所</th> <th style="width: 40%;">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系乾燥装置 (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系乾燥装置 (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排風機 (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排風機 (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>コントロール建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	非常用ガス処理系乾燥装置 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系乾燥装置 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系排風機 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系排風機 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室	<p style="text-align: center;">第 3.16-20 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機器名称</th> <th style="width: 30%;">設置場所</th> <th style="width: 40%;">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気系空調和機ファン</td> <td>原子炉建屋付属棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気系フィルタ系ファン</td> <td>原子炉建屋付属棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気系給排気隔離弁</td> <td>原子炉建屋付属棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス再循環系排風機</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>原子炉建屋原子炉棟壁面 (屋外)</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンプユニット空気ポンプ集合弁</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンプユニット空気供給出口弁</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室空気ポンプユニット空気供給流量調整弁</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置 (待避室)</td> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>中央制御室及び中央制御室待避室</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>中央制御室及び中央制御室待避室</td> <td>中央制御室又は中央制御室待避室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	中央制御室換気系空調和機ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	中央制御室換気系フィルタ系ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	中央制御室換気系給排気隔離弁	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室	非常用ガス処理系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	非常用ガス再循環系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建屋原子炉棟壁面 (屋外)	中央制御室	中央制御室待避室空気ポンプユニット空気ポンプ集合弁	中央制御室	中央制御室	中央制御室待避室空気ポンプユニット空気供給出口弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室	中央制御室待避室空気ポンプユニット空気供給流量調整弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室	衛星電話設備 (可搬型) (待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室	データ表示装置 (待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室	酸素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室	二酸化炭素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室	<p style="text-align: center;">表 3.16-22 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機器名称</th> <th style="width: 30%;">設置場所</th> <th style="width: 40%;">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系排気ファン (A)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気ファン (B)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系入口弁 (A)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系入口弁 (B)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系出口弁 (A)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系出口弁 (B)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気ファン入口弁 (A)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気ファン入口弁 (B)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>R/B連絡弁 (A)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>R/B連絡弁 (B)</td> <td>原子炉建物3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>R/B給排気隔離弁</td> <td>原子炉建物2階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>原子炉建物4階</td> <td>中央制御室 原子炉建物4階</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	非常用ガス処理系排気ファン (A)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系排気ファン (B)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系入口弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系入口弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系出口弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系出口弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系排気ファン入口弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室	非常用ガス処理系排気ファン入口弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室	R/B連絡弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室	R/B連絡弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室	R/B給排気隔離弁	原子炉建物2階	中央制御室	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建物4階	中央制御室 原子炉建物4階	<p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉には非常用ガス処理系再循環系統は無い</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																													
非常用ガス処理系乾燥装置 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系乾燥装置 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系排風機 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系排風機 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 (A)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁 (B)	原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階 中央制御室																																																																																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																													
中央制御室換気系空調和機ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室																																																																																																													
中央制御室換気系フィルタ系ファン	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室																																																																																																													
中央制御室換気系給排気隔離弁	原子炉建屋付属棟4階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス再循環系排風機	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																																																													
ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建屋原子炉棟壁面 (屋外)	中央制御室																																																																																																													
中央制御室待避室空気ポンプユニット空気ポンプ集合弁	中央制御室	中央制御室																																																																																																													
中央制御室待避室空気ポンプユニット空気供給出口弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																																																																													
中央制御室待避室空気ポンプユニット空気供給流量調整弁	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																																																																													
衛星電話設備 (可搬型) (待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																																																																													
データ表示装置 (待避室)	中央制御室待避室	中央制御室待避室																																																																																																													
酸素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室																																																																																																													
二酸化炭素濃度計	中央制御室及び中央制御室待避室	中央制御室又は中央制御室待避室																																																																																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																																													
非常用ガス処理系排気ファン (A)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系排気ファン (B)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系入口弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系入口弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系出口弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系出口弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系排気ファン入口弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
非常用ガス処理系排気ファン入口弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
R/B連絡弁 (A)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
R/B連絡弁 (B)	原子炉建物3階	中央制御室																																																																																																													
R/B給排気隔離弁	原子炉建物2階	中央制御室																																																																																																													
原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置	原子炉建物4階	中央制御室 原子炉建物4階																																																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系の<u>非常用ガス処理系排風機</u>は、運転員の被ばくを低減することを目的として使用するものであり、設計基準事故対処設備としての容量等の仕様が、<u>原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持し、主排気筒 (内筒) を通して原子炉建屋外に排気するため</u>に必要な容量等の仕様に対して十分であることから、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p> <p>(59-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>3.16.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項第1号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機</u>は、重大事故等時において、<u>運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置</u>は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項第2号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件 (重大事故等に対処するための必要な機能) を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>3.16.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排気ファン</u>は、運転員の被ばくを低減することを目的として使用するものであり、設計基準事故対処設備としての容量等の仕様が、<u>原子炉建物原子炉棟内を負圧に維持し、非常用ガス処理系排気管を通して原子炉建物外に排気するために必要となる容量等の仕様に対して十分であることから、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(59-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉には非常用ガス処理系再循環系統は無い</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排風機は、6号炉及び7号炉において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排風機は、重大事故緩和設備であり、同一目的の重大事故等対処設備はない。</p> <p>非常用ガス処理系は、常設代替交流電源設備からの給電により駆動できることで、非常用交流電源設備からの給電に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p><u>中央制御室の居住性を確保するための設備である中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに中央制御室待避室差圧計は、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p> <p>(3) 設計基準対象設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第3号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに中央制御室待避室差圧計は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた原子炉建屋付属棟内及び原子炉棟内に設置する。</u></p> <p>また、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びにブローアウトパネル閉止装置は、<u>非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排気ファン及び原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>非常用ガス処理系の非常用ガス処理系排気ファン及び原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、重大事故緩和設備であり、同一目的の重大事故等対処設備はない。</u></p> <p>非常用ガス処理系は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動できることで、非常用交流電源設備からの給電に対して多様性を有する設計とする。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、重大事故緩和設備であり、同一目的の設計基準事故対処設備はない。</u></p>	<p>・資料構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉には非常用ガス再循環系はない</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																	
	<p><b>3.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための設備</b></p> <p>3.16.2.2.1 設備概要</p> <p>汚染の持ち込みを防止するための設備は、放射線管理班員が原子炉建屋付属棟4階の空調機械室におけるチェンジングエリアの設置に必要な照度を確保することを目的として設置するものである。</p> <p>本設備は、蓄電池を内蔵した可搬型照明（SA）で構成する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、汚染の持ち込みを防止するための設備として放射線管理班員がチェンジングエリアにおける身体の汚染検査に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、12時間以上無充電で点灯が可能な蓄電池を内蔵しており、全交流動力電源喪失発生から常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置による給電を再開するまでの間（95分以内）に必要な照度の確保が可能な設計とする。</p> <p>汚染の持ち込みを防止するための設備の重大事故等対処設備一覧を第3.16-22表に示す。</p> <p>第3.16-22表 汚染の持ち込みを防止するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="952 1125 1709 1633"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型照明（SA）【可搬型】</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">関連設備</td> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※1 (燃料給油設備含む)</td> <td>常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電源設備については、「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」に示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型照明（SA）【可搬型】	関連設備	付属設備	—	水源※1	—	流路	—	注水先	—	電源設備※1 (燃料給油設備含む)	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】	計装設備	—		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉では、チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材、照明等を資機材で対応する</p>
設備区分	設備名																			
主要設備	可搬型照明（SA）【可搬型】																			
関連設備	付属設備	—																		
	水源※1	—																		
	流路	—																		
	注水先	—																		
	電源設備※1 (燃料給油設備含む)	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】																		
	計装設備	—																		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
	<p>3.16.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型照明 (SA)</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>蓄電池内蔵型照明</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>3 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>原子炉建屋付属棟4階 (空調機械室)</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>原子炉建屋付属棟4階 (空調機械室) (59-3-12)</td> </tr> </table> <p>3.16.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.16.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項第1号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 可搬型照明 (SA) は、空調機械室内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における空調機械室内の環境条件を考慮し、第3.16-23表に示す設計とする。 可搬型照明 (SA) は、設置場所である空調機械室内で操作が可能な設計とする。 (59-3-12)</p>	種類	蓄電池内蔵型照明	個数	3 (予備1)	設置場所	原子炉建屋付属棟4階 (空調機械室)	保管場所	原子炉建屋付属棟4階 (空調機械室) (59-3-12)		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉では、チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材、照明等を資機材で対応する</p>
種類	蓄電池内蔵型照明										
個数	3 (予備1)										
設置場所	原子炉建屋付属棟4階 (空調機械室)										
保管場所	原子炉建屋付属棟4階 (空調機械室) (59-3-12)										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
	<p style="text-align: center;">第3.16-23表 想定する環境条件</p> <table border="1" data-bbox="952 264 1709 856"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度, 圧力, 湿度及び放射線</td> <td>設置場所である空調機械室内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮した上で, 機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し, 防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響</td> <td>空調機械室に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項第2号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型照明 (SA) は, 人力による持ち運びが可能で, 運転員又は放射線管理班員が空調機械室の保管場所から照度の確保が必要な場所へ移動させて使用する設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) は, 全交流動力電源喪失時には内蔵している蓄電池により点灯が可能な設計とする。また, 可搬型照明 (SA) は, 常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置からの給電開始後は, 緊急用電源設備のコンセントに接続することで, 常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置からの給電による点灯に切り替えることを可能とし, 確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明 (SA) の操作場所である空調機械室には, 操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p style="text-align: right;">(59-3-11~12)</p>	環境条件	対応	温度, 圧力, 湿度及び放射線	設置場所である空調機械室内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮した上で, 機器が損傷しない設計とする。	津波	津波を考慮し, 防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響	空調機械室に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉では, チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材, 照明等を資機材で対応する</p>
環境条件	対応																		
温度, 圧力, 湿度及び放射線	設置場所である空調機械室内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																		
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																		
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																		
地震	保管場所で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮した上で, 機器が損傷しない設計とする。																		
津波	津波を考慮し, 防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																		
風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響	空調機械室に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。																		
電磁的障害	重大事故等時においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項第3号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型照明 (S A) は、第3.16-24表に示すように、原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び機能・性能検査が可能な設計とする。 可搬型照明 (S A) は、原子炉の運転中又は停止中に外観検査として目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷の有無を確認する。また、可搬型照明 (S A) は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査として内蔵している蓄電池による点灯確認が可能な設計とする。 (59-5-18)</p> <p>第3.16-24表 可搬型照明 (S A) の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1024 1706 1171"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>点灯確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第4号)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 搬型照明 (S A) は、本来の用途以外の用途として使用しない設計とする。 なお、可搬型照明 (S A) は、空調機械室において、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電する緊急用電源設備への接続方法をコンセントタイプとすることで、速やかに接続が可能な設計とする。</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認	機能・性能検査	点灯確認		<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉では、チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材、照明等を資機材で対応する</p>
原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認									
	機能・性能検査	点灯確認									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項第5号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 可搬型照明 (SA) は他の設備から独立して使用が可能なことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (59-2-2~3)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第6号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 可搬型照明 (SA) は, 第3.16-25表に示すように, 原子炉建屋原子炉棟外のため放射線量が高くなるおそれの少ない空調機械室に設置し, 設置場所で操作が可能な設計とする。 (59-3-11~12)</p> <p style="text-align: center;">第 3.16-25 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="952 1381 1706 1579"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可搬型照明 (SA)</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室</td> <td>中央制御室待避室</td> </tr> <tr> <td>空調機械室</td> <td>空調機械室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.16.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項第1号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え, 十分に余裕のある容量を有するものであること。</p>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型照明 (SA)	中央制御室	中央制御室	中央制御室待避室	中央制御室待避室	空調機械室	空調機械室		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b> 島根2号炉では, チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材, 照明等を資機材で対応する</p>
機器名称	設置場所	操作場所											
可搬型照明 (SA)	中央制御室	中央制御室											
	中央制御室待避室	中央制御室待避室											
	空調機械室	空調機械室											



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 可搬型照明（SA）は、中央制御室及び中央制御室待避室において、操作又は監視が可能な照度を確保するため、中央制御室用として1セット3個、中央制御室待避室用として1セット1個設置し、空調機械室におけるチェンジングエリアの設置に必要な照度を確保するため、空調機械室用として3個設置する。</p> <p>保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の予備を2個とし、合計9個の可搬型照明（SA）を中央制御室及び空調機械室に保有する。</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第2号） (i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型照明（SA）の接続部は、コンセントタイプで統一しており、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第3号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>		<p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉では、チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材、照明等を資機材で対応する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>可搬型照明（S A）は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから、対象外である。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第4号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第5号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型照明（S A）は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内及び空調機械室内に固縛して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(59-7-2~3)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第6号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉では、チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材、照明等を資機材で対応する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型照明(SA)は、地震、津波及びその他の外部事象による損傷の防止が図られた中央制御室内及び空調機械室内に保管し、中央制御室、中央制御室待避室又は空調機械室で使用することからアクセス不要であり、対象外とする。 (59-3-2~3)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第7号)</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型照明(SA)は、設計基準事故対処設備である中央制御室非常用照明設備とは別に遮断器を設け、電気的分離を図ることで、同時に機能が損なわれることのない設計とする。 可搬型照明(SA)は、運転員が中央制御室又は中央制御室待避室にとどまり監視操作に必要な照度及びチェンジングエリアにおける身体の汚染検査等に必要な照度の確保が可能なように、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内及び空調機械室内に固縛して保管することで、可能な限りの頑健性を有する設計とする。 可搬型照明(SA)は、通常待機時、常用電源設備により内蔵している蓄電池を充電し、全交流動力電源喪失時に蓄電池により点灯するとともに、常用電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。可搬型照明(SA)の多様性を第3.16-26表に示す。 なお、電源設備の詳細については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」に示す。 (59-2-2~3)</p>		<p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉では、チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材、照明等を資機材で対応する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
	<p data-bbox="1062 212 1605 239">第 3.16-26 表 可搬型照明 (S A) の多様性</p> <table border="1" data-bbox="952 262 1703 768"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 262 1086 331">項 目</th> <th data-bbox="1086 262 1427 331">設計基準事故対処設備 中央制御室非常用照明</th> <th data-bbox="1427 262 1703 331">防止でも緩和でもない 重大事故対処設備 可搬型照明 (S A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 331 1086 380">ポンプ</td> <td data-bbox="1086 331 1427 380">不要</td> <td data-bbox="1427 331 1703 380">不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 380 1086 428">水 源</td> <td data-bbox="1086 380 1427 428">不要</td> <td data-bbox="1427 380 1703 428">不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 428 1086 476">駆動用空気</td> <td data-bbox="1086 428 1427 476">不要</td> <td data-bbox="1427 428 1703 476">不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 476 1086 525">潤滑油</td> <td data-bbox="1086 476 1427 525">不要</td> <td data-bbox="1427 476 1703 525">不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 525 1086 573">冷却水</td> <td data-bbox="1086 525 1427 573">不要</td> <td data-bbox="1427 525 1703 573">不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 573 1086 642" rowspan="2">駆動電源</td> <td data-bbox="1086 573 1427 642">2D 非常用ディーゼル発電機</td> <td data-bbox="1427 573 1703 642">常設代替高圧電源装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 642 1427 711">原子炉建屋付属棟地下1階</td> <td data-bbox="1427 642 1703 711">屋外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 711 1086 768">設置場所</td> <td data-bbox="1086 711 1427 768">中央制御室</td> <td data-bbox="1427 711 1703 768">中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設計基準事故対処設備 中央制御室非常用照明	防止でも緩和でもない 重大事故対処設備 可搬型照明 (S A)	ポンプ	不要	不要	水 源	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	潤滑油	不要	不要	冷却水	不要	不要	駆動電源	2D 非常用ディーゼル発電機	常設代替高圧電源装置	原子炉建屋付属棟地下1階	屋外	設置場所	中央制御室	中央制御室		<p data-bbox="2534 212 2813 464">・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉では,チェンジングエリアの設置に必要な設営資機材,照明等を資機材で対応する</p>
項 目	設計基準事故対処設備 中央制御室非常用照明	防止でも緩和でもない 重大事故対処設備 可搬型照明 (S A)																											
ポンプ	不要	不要																											
水 源	不要	不要																											
駆動用空気	不要	不要																											
潤滑油	不要	不要																											
冷却水	不要	不要																											
駆動電源	2D 非常用ディーゼル発電機	常設代替高圧電源装置																											
	原子炉建屋付属棟地下1階	屋外																											
設置場所	中央制御室	中央制御室																											

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔原子炉压力容器〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 20 原子炉压力容器</p> <p>3. 20. 1 設備概要</p> <p>原子炉压力容器（炉心支持構造物を含む。）は、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>3. 20. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉压力容器</p> <p>種類：たて置円筒形</p> <p>最高使用圧力：8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度：302℃</p> <p>胴内径：6号機：7122mm, 7号機：7120 mm（母材内径）</p> <p>材料：JIS G 3120（压力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種）及びJIS G 3204（压力容器用調質型合金鋼鍛鋼品）（母材）</p> <p>ステンレス鋼及び高ニッケル合金（内張材）</p> <p>3. 20. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>原子炉压力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、原子炉格納容器内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 20-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 20 原子炉压力容器</p> <p>3. 20. 1 設備概要</p> <p>原子炉压力容器（炉心支持構造物を含む。）は、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>3. 20. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉压力容器</p> <p>種類：たて置円筒形</p> <p>最高使用圧力：8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度：302℃</p> <p>胴内径：5587 mm（母材内径）</p> <p>材料：JIS G 3120（压力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種）及びJIS G 3204（压力容器用調質型合金鋼鍛鋼品）（母材）</p> <p>ステンレス鋼及び高ニッケル合金（内張材）</p> <p>3. 20. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>原子炉压力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、原子炉格納容器内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3. 20-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>・島根2号炉は単独申請        ・設備の相違        【柏崎6/7】        設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p style="text-align: center;">表 3. 20-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 247 914 1060"> <tr> <td data-bbox="172 247 388 380">温度・圧力・湿度・放射線</td> <td data-bbox="388 247 914 380">原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 380 388 474">屋外の天候による影響</td> <td data-bbox="388 380 914 474">屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 474 388 699">海水通水による影響</td> <td data-bbox="388 474 914 699">淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 699 388 835">地震</td> <td data-bbox="388 699 914 835">適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 835 388 930">風(台風)・積雪</td> <td data-bbox="388 835 914 930">原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 930 388 1060">電磁的障害</td> <td data-bbox="388 930 914 1060">重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </table> <p>原子炉圧力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。</p> <p>原子炉圧力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉停止中に、内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p style="text-align: center;">表 3. 20-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1745 247 2487 1060"> <tr> <td data-bbox="1745 247 1961 380">温度・圧力・湿度・放射線</td> <td data-bbox="1961 247 2487 380">原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 380 1961 474">屋外の天候による影響</td> <td data-bbox="1961 380 2487 474">屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 474 1961 699">海水通水による影響</td> <td data-bbox="1961 474 2487 699">淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 699 1961 835">地震</td> <td data-bbox="1961 699 2487 835">適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 835 1961 930">風(台風)・積雪</td> <td data-bbox="1961 835 2487 930">原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 930 1961 1060">電磁的障害</td> <td data-bbox="1961 930 2487 1060">重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </table> <p>原子炉圧力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。</p> <p>原子炉圧力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉停止中に、内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																										
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																										
風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																										
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																										
風(台風)・積雪	原子炉格納容器内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																										

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [原子炉格納容器]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 21 原子炉格納容器</p> <p>3. 21. 1 設備概要</p> <p>原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウエル圧力がサブプレッション・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッション・チェンバのプール水逆流並びにドライウエルとサブプレッション・チェンバの差圧によるダイヤフラム・フロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止できる設計とする。</p> <p>3. 21. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>種 類：圧力抑制形</p> <p>最高使用圧力 <u>310kPa[gage]</u>  <u>約 620kPa[gage]</u> (重大事故等時における使用時の値)</p> <p>最高使用温度 ドライウエル 171℃        サプレッション・チェンバ 104℃</p> <p>材 料：<u>鉄筋コンクリート (シェル部)</u>  <u>炭素鋼及びステンレス鋼 (鋼製ライナ)</u>  <u>炭素鋼 (ドライウエル・ヘッド)</u></p> <p>3. 21. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p>原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建屋原</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 21 原子炉格納容器</p> <p>3. 21. 1 設備概要</p> <p>原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウエル圧力がサブプレッション・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッション・チェンバのプール水逆流及びドライウエルの外圧による破損を防止することができる設計とする。</p> <p>3. 21. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>種 類：圧力抑制形</p> <p>最高使用圧力：<u>427kPa[gage]</u>  <u>約 853kPa[gage]</u> (重大事故等時における使用時の値)</p> <p>最高使用温度：ドライウエル 171℃        サプレッション・チェンバ 104℃</p> <p>材 料：<u>炭素鋼 (JIS G 3118 (相当品) 及び JIS G 3115 (相当品))</u></p> <p>3. 21. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p>原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建物原子</u></p>	<p>・炉型の違い  <b>【柏崎 6/7】</b>        島根 2 号炉の格納容器型式は Mark- I 改であり、ABWR の柏崎 6/7 とは格納容器の構造が異なる</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>        設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、並びに想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう原子炉格納容器内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 21-1 に示す設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>		<p>炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、並びに想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう原子炉格納容器内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 21-1 に示す設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>																													
<p>表 3. 21-1 想定する環境条件及び荷重条件</p>		<p>表 3. 21-1 想定する環境条件及び荷重条件</p>																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、原子炉格納容器内の環境条件も考慮し、閉じ込め機能を損なわない設計とする。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水通水による影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉格納容器内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
<p>原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		<p>原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>																													



実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔燃料貯蔵設備〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 22 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 22. 1 設備概要</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、<u>使用済燃料プール</u>の冷却機能喪失又は注水機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール</u>水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。また、<u>使用済燃料プール</u>に接続する配管の破損等により、<u>使用済燃料プール</u>ディフューザ配管からサイフォン現象によるプール水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、<u>ディフューザ配管上部にサイフォンブレイク孔</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合及び<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により<u>使用済燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料ラックの形状により臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>3. 22. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>使用済燃料プール</u></p> <p>種類：ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>容量：<u>6号機:3410体, 7号機:3444体</u></p> <p>寸法：<u>17.9m×14.0m×11.8m</u>（たて×横×深さ）</p> <p>材料：ステンレス鋼（内張材）</p> <p>3. 22. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 22-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 22 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 22. 1 設備概要</p> <p><u>燃料プール</u>は、<u>燃料プール</u>の冷却機能喪失又は注水機能が喪失し、又は<u>燃料プール</u>水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。また、<u>燃料プール</u>に接続する配管の破損等により、<u>燃料プール</u>戻り配管からサイフォン現象によるプール水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、<u>燃料プール</u>戻りラインの逆止弁に<u>サイフォンブレイク配管</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>燃料プール</u>の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は<u>燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により<u>燃料プール</u>の水位が低下した場合及び<u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により<u>燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料ラックの形状により臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>3. 22. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>燃料プール</u></p> <p>種類：ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>容量：<u>3518体</u></p> <p>寸法：<u>14.0m×13.5m×12.1m</u>（たて×横×深さ）</p> <p>材料：ステンレス鋼（内張材）</p> <p>3. 22. 3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p><u>燃料プール</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>燃料プール</u>は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における<u>原子炉建物原子炉棟内</u>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 22-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は、配管に穴を設けてサイフォンブレイクを行う構造であるが、島根 2号炉は、逆止弁のボンネットにサイフォンブレイク配管を設置する構造としている</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p style="text-align: center;">表 3. 22-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 289 923 1289"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、使用済燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料プールは、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、使用済燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p style="text-align: center;">表 3. 22-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1745 289 2507 1157"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>燃料プールは、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																															
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																															
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																															
海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、使用済燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																															
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																															
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																															
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																															
環境条件等	対応																															
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																															
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																															
海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、燃料プール内への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																															
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																															
風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																															
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																															

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔非常用取水設備〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉は引き波時において、貯留堰を設置しなくても取水可能な設計とする		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 設備概要</p> <p>非常用取水設備の<u>海水貯留堰</u>、<u>スクリーン室</u>、<u>取水路</u>、<u>補機冷却用海水取水路</u>、<u>補機冷却用海水取水槽</u>については、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.23.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p><u>(1) 海水貯留堰 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類：<u>貯留堰</u></p> <p>個数：<u>1</u></p> <p>容量※1：<u>10000m<sup>3</sup> (6号機：公称値) / 8000m<sup>3</sup> (7号機：公称値)</u></p> <p>高さ：<u>2000mm (公称値)</u></p> <p>材料：<u>鋼管矢板</u></p> <p><u>(2) スクリーン室 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類：<u>鉄筋コンクリート函渠</u></p> <p>個数：<u>1</u></p> <p>容量※1：<u>10000m<sup>3</sup> (6号機：公称値) / 8000m<sup>3</sup> (7号機：公称値)</u></p> <p>高さ：<u>7100mm (最大内のり高さ：公称値)</u></p> <p>材料：<u>鉄筋コンクリート</u></p> <p><u>(3) 取水路 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類：<u>鉄筋コンクリート函渠</u></p> <p>個数：<u>1</u></p> <p>容量※1：<u>10000m<sup>3</sup> (6号機：公称値) / 8000m<sup>3</sup> (7号機：公称値)</u></p> <p>高さ：<u>6520mm (最大内のり高さ：公称値)</u></p> <p>材料：<u>鉄筋コンクリート</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 設備概要</p> <p>非常用取水設備の<u>取水口</u>、<u>取水管及び取水槽</u>については、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>3.23.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p><u>(1) 取水口</u></p> <p>種類：<u>鋼製円筒管</u></p> <p>個数：<u>2</u></p> <p>材料：<u>炭素鋼</u></p> <p><u>(2) 取水管</u></p> <p>種類：<u>鋼管</u></p> <p>個数：<u>2</u></p> <p>材料：<u>炭素鋼</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>島根2号炉は引き波時において、貯留堰を設置しなくても取水可能な設計とする(以下、①の相違)</li> <li>・他号炉と共用しない</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>①の相違及び設備仕様の相違</li> <li>・他号炉と共用しない</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>設備仕様の相違</li> <li>・他号炉と共用しない</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>設備仕様の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 補機冷却用海水取水路 種類：鉄筋コンクリート函渠 個数：1 容量※1：10000m<sup>3</sup>（6号機：公称値）／8000m<sup>3</sup>（7号機：公称値） 高さ：3200mm（最大内のり高さ：公称値） 材料：鉄筋コンクリート</p> <p>(5) 補機冷却用海水取水槽 種類：鉄筋コンクリート函渠 個数：1 容量※1：10000m<sup>3</sup>（6号機：公称値）／8000m<sup>3</sup>（7号機：公称値） 高さ：12100mm（最大内のり高さ：公称値） 材料：鉄筋コンクリート</p> <p>※1：容量は、海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽で確保する水量の合計値を示す。</p> <p>3. 23. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況 非常用取水設備の海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。 非常用取水設備である海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、共用により他号炉の海水取水箇所も使用することで安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な取水容量を十分に有する設計とする。なお、海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、重大事故等時のみ6号及び7号炉共用とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、屋外に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 23-1 に示す設計である。</p>		<p>(3) 取水槽 種類：鉄筋コンクリート取水槽 個数：1 容量：—※1</p> <p>材料：鉄筋コンクリート</p> <p>※1：基準津波に対する引波時において、海水ポンプの設計取水可能水位は下回らない。</p> <p>3. 23. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況 非常用取水設備の取水口、取水管及び取水槽は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。取水口、取水管及び取水槽は、屋外に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 23-1 に示す設計である。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・他号炉と共用しない</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.23-1 想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="160 363 917 1329"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>海水貯留堰は、機能・性能の確認が可能な設計とする。</u></p> <p>スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.23-1 想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="1754 373 2490 1283"> <thead> <tr> <th>境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置することを想定した設計とする。取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>取水口、取水管及び取水槽は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。	海水を通水する系統への影響	取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置することを想定した設計とする。取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置することを想定した設計とする。取水槽は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水することを想定した設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	設置場所である屋外での風荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [原子炉建物原子炉棟]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 24 <u>原子炉建屋原子炉区域</u></p> <p>3. 24. 1 設備概要</p> <p><u>原子炉建屋原子炉区域</u>は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。<u>原子炉建屋原子炉区域</u>の気密バウンダリの一部として<u>原子炉建屋</u>に設置する<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場にて人力により再閉止することができる設計とする。</p> <p>また、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、原子炉格納容器外での配管破断事故時に<u>原子炉建屋原子炉区域</u>の圧力が上昇し、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>の開放設定圧力に到達した場合に開放する機能を有する設計とする。原子炉格納容器外での原子炉冷却材が漏えいするインターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備としての<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>については、「3. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>3. 24. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、ブローアウトパネル付き）</p> <p>形状 直方体</p> <p>寸法 たて横 <u>約 56m×約 59m</u> 高さ <u>約 58m</u></p> <p>気密度 建物内空間容積の <u>50%day</u> 以下（6. 4mmAq の負圧時）</p> <p>3. 24. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p><u>原子炉建屋原子炉区域</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>また、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、誤開放しない設計又は開放した場合においても容易かつ確実に閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3. 24 <u>原子炉建物原子炉棟</u></p> <p>3. 24. 1 設備概要</p> <p><u>原子炉建物原子炉棟</u>は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。<u>原子炉建物原子炉棟</u>の気密バウンダリの一部として<u>原子炉建物原子炉棟</u>に設置する<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>は、閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場にて人力により再閉止することができる設計とする。</p> <p>また、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>は、原子炉格納容器外での配管破断事故時に<u>原子炉建物原子炉棟内</u>の圧力が上昇し、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>の開放設定圧力に到達した場合に開放する機能を有する設計とする。原子炉格納容器外での原子炉冷却材が漏えいするインターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備としての<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>については、「3. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>3. 24. 2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、ブローアウトパネル付き）</p> <p>形状 直方体</p> <p>寸法 たて横 <u>約 52m×約 52m</u> 高さ <u>約 62m</u></p> <p>気密度 建物内空間容積の <u>100%day</u> 以下（6. 4mmAq の負圧時）</p> <p>3. 24. 3 設置許可基準規則第 43 条への適合状況</p> <p><u>原子炉建物原子炉棟</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>また、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>は、誤開放しない設計又は開放した場合においても容易かつ確実に閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>      設計仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>等」に示す。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域は、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉区域内及び屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 24-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 24-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="157 562 914 1318"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。	屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。	海水通水による影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>等」に示す。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、想定される重大事故等時における原子炉建物原子炉棟内及び屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3. 24-1 に示す設計である。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 24-1 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1739 562 2496 1318"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>海水通水による影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。	屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。	海水通水による影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。																														
屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。																														
海水通水による影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内及び屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられることを確認する。																														
屋外の天候による影響	重大事故等が発生した場合においても、降水及び凍結によりその機能が損なわれないことを確認する。																														
海水通水による影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	風（台風）荷重及び積雪荷重を考慮しても損傷しないことを確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
<p>原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、遠隔又は現場にて人力により閉止できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域は、発電用原子炉運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		<p>原子炉建物原子炉棟に設置する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは、遠隔又は現場にて人力により閉止できる設計とする。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、発電用原子炉運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>																													



実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [別添資料-1 格納容器フィルタベント系について]

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>50-12 <u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</u>  <u>(格納容器圧力逃がし装置)について</u></p>	<p>別添資料-1  <u>格納容器フィルタベント系について</u></p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;"><u>目次</u></p> <p>1. 概要 ..... 50-12-8</p> <p>  1.1 設置目的 ..... 50-12-8</p> <p>  1.2 基本性能 ..... 50-12-8</p> <p>  1.3 系統概要 ..... 50-12-9</p> <p>2. 系統設計 ..... 50-12-11</p> <p>  2.1 設計方針 ..... 50-12-11</p> <p>  2.2 設計条件 ..... 50-12-15</p> <p>  2.3 格納容器圧力逃がし装置 ..... 50-12-16</p> <p>    2.3.1 系統構成 ..... 50-12-16</p> <p>    2.3.2 フィルタ装置 ..... 50-12-20</p> <p>    2.3.3 配置 ..... 50-12-32</p> <p>  2.4 付帯設備 ..... 50-12-42</p> <p>    2.4.1 計装設備 ..... 50-12-42</p> <p>    2.4.2 電源設備 ..... 50-12-51</p> <p>    2.4.3 給水設備 ..... 50-12-54</p> <p>    2.4.4 可搬型窒素供給装置 ..... 50-12-55</p> <p>    2.4.5 排水設備 ..... 50-12-57</p> <p>3. フィルタ性能 ..... 50-12-59</p> <p>  3.1 フィルタ装置による放射性物質の除去原理 ..... 50-12-59</p> <p>    3.1.1 エアロゾルの除去原理 ..... 50-12-59</p> <p>    3.1.2 ガス状放射性よう素の除去原理 ..... 50-12-66</p> <p>  3.2 運転範囲 ..... 50-12-70</p> <p>  3.3 性能検証試験結果 ..... 50-12-71</p> <p>    3.3.1 性能検証試験の概要 ..... 50-12-71</p> <p>    3.3.2 エアロゾルの除去性能試験結果 ..... 50-12-77</p> <p>    3.3.3 ガス状放射性よう素の除去性能試験結果 ..... 50-12-84</p> <p>    3.3.4 フィルタ装置の継続使用による性能への影響 ..... 50-12-89</p> <p>4. 運用方法 ..... 50-12-94</p> <p>  4.1 有効性評価の事故シーケンスにおける運用方法 ..... 50-12-94</p> <p>    4.1.1 炉心が損傷していない場合 ..... 50-12-94</p> <p>    4.1.2 炉心が損傷している場合 ..... 50-12-99</p> <p>    4.1.3 格納容器圧力逃がし装置操作手順について ..... 50-12-105</p> <p>  4.2 現場における操作について ..... 50-12-131</p>	<p style="text-align: center;"><u>目次</u></p> <p>1. 概要 ..... 1</p> <p>  1.1 設置目的 ..... 1</p> <p>  1.2 基本性能 ..... 1</p> <p>  1.3 系統概要 ..... 1</p> <p>2. 設計方針 ..... 3</p> <p>  2.1 系統設計 ..... 3</p> <p>  2.2 機器設計 ..... 5</p> <p>  2.3 電気・計装設計 ..... 5</p> <p>  2.4 耐震設計及び耐津波設計 ..... 5</p> <p>  2.5 その他考慮事項 ..... 6</p> <p>  2.6 設計条件 ..... 6</p> <p>  2.7 格納容器フィルタベント系 ..... 13</p> <p>    2.7.1 系統構成 ..... 13</p> <p>    2.7.2 フィルタ装置 ..... 16</p> <p>    2.7.3 配管及び弁類 ..... 25</p> <p>  2.8 付帯設備 ..... 36</p> <p>    2.8.1 計装設備 ..... 36</p> <p>    2.8.2 電源設備 ..... 42</p> <p>    2.8.3 補給設備 ..... 45</p> <p>    2.8.4 可搬式窒素供給装置 ..... 47</p> <p>    2.8.5 排水設備 ..... 51</p> <p>3. フィルタ装置の性能 ..... 53</p> <p>  3.1 フィルタ装置による放射性物質の除去原理 ..... 53</p> <p>    3.1.1 粒子状放射性物質の除去原理 ..... 53</p> <p>    3.1.2 ガス状放射性よう素の除去原理 ..... 58</p> <p>  3.2 運転範囲 ..... 62</p> <p>  3.3 性能検証試験結果 ..... 63</p> <p>    3.3.1 性能検証試験の概要 ..... 63</p> <p>    3.3.2 粒子状放射性物質の除去性能検証試験結果及び評価 ..... 67</p> <p>    3.3.3 ガス状放射性よう素の除去性能検証試験結果及び評価 ..... 72</p> <p>    3.3.4 フィルタ装置に関する留意事項 ..... 76</p> <p>4. 運用方法 ..... 80</p> <p>  4.1 有効性評価の事故シーケンスにおける運用方法 ..... 80</p> <p>    4.1.1 炉心が損傷していない場合 ..... 80</p>	<p>・各項目の相違点については、本文及び別紙の比較表を参照</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
4.2.1 隔離弁の現場操作……………50-12-131	4.1.2 炉心が損傷している場合…………… 83	
4.2.2 スクラビング水の補給……………50-12-135	4.1.3 格納容器フィルタベント系操作手順について…………… 88	
4.2.3 窒素の供給……………50-12-137	4.2 現場における操作について…………… 111	
4.2.4 排水操作……………50-12-139	4.2.1 隔離弁の現場操作…………… 111	
4.3 一般公衆の被ばくを可能な限り低減するための運用……………50-12-142	4.2.2 スクラビング水・薬剤の補給…………… 113	
	4.2.3 窒素の供給及び水素濃度測定…………… 116	
4.4 設備の維持管理……………50-12-144	4.2.4 排水操作…………… 117	
5. 新規制基準への適合性……………50-12-152	4.3 一般公衆の被ばくを可能な限り低減するための運用…………… 118	
	4.4 格納容器フィルタベント系の運用に係る考慮事項…………… 119	
5.1 第38条(重大事故等対処施設の地盤)……………50-12-152	4.5 格納容器フィルタベント系の維持管理…………… 120	
5.2 第39条(地震による損傷の防止)……………50-12-153	5. 新規制基準への適合性…………… 125	
5.3 第40条(津波による損傷の防止)……………50-12-154	5.1 設置許可基準規則への適合性…………… 125	
5.4 第41条(火災による損傷の防止)……………50-12-155	5.1.1 第38条 重大事故等対処施設の地盤…………… 125	
5.5 第43条(重大事故等対処設備)……………50-12-157	5.1.2 第39条 地震による損傷の防止…………… 127	
5.6 第48条(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)……………50-12-173	5.1.3 第40条 津波による損傷の防止…………… 128	
5.7 第50条(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)	5.1.4 第41条 火災による損傷の防止…………… 129	
……………50-12-175	5.1.5 第43条 重大事故等対処設備…………… 130	
5.8 第52条(水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)……………50-12-178	5.1.6 第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備…………… 140	
	5.1.7 第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備…………… 142	
	5.1.8 第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備…………… 147	

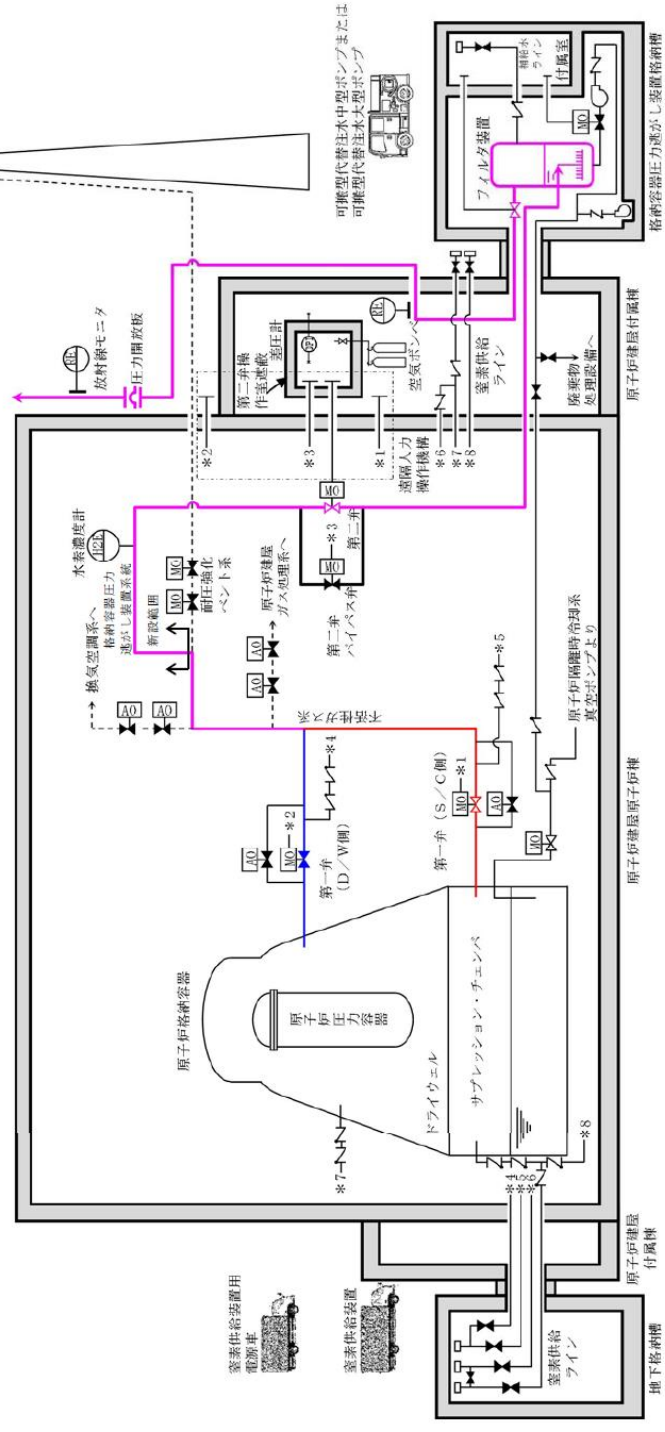
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">＜別紙 目次＞</p> <p>別紙1 可燃性ガスの爆発防止対策について</p> <p>別紙2 格納容器圧力逃がし装置の系統設計条件の考え方について</p> <p>別紙3 格納容器圧力逃がし装置の漏えいに対する考慮について</p> <p>別紙4 フィルタ装置の各構成要素における機能について</p> <p>別紙5 金属フィルタドレン配管の閉塞及び逆流防止について</p> <p>別紙6 流量制限オリフィスの設定方法について</p> <p>別紙7 ベント実施時の放射線監視測定 of の考え方について</p> <p>別紙8 電源構成の考え方について</p> <p>別紙9 エアロゾルの再浮遊・フィルタの閉塞について</p> <p>別紙10 ベンチュリスクラバにおける無機よう素の再揮発・薬剤の容量不足について</p> <p>別紙11 よう素除去部におけるよう素の再揮発, 吸着材の容量減少及び変質について</p> <p>別紙12 スクラビング水の保有水量の設定根拠について</p> <p>別紙13 スクラビング水が管理範囲を超えた場合の措置について</p> <p>別紙14 よう素除去部へのスクラビング水の影響について</p> <p>別紙15 圧力開放板の信頼性について</p> <p>別紙16 フレキシブルシャフトが常時接続されている状態における弁操作の詳細メカニズム</p> <p>別紙17 ベント実施に伴うベント操作時の作業員の被ばく評価</p> <p>別紙18 スクラビング水補給及び窒素供給作業の作業員の被ばく評価</p> <p>別紙19 格納容器内の圧力が計測できない場合の運用について</p> <p>別紙20 ベント停止手順について</p> <p>別紙21 格納容器雰囲気温度によるベントの運用について</p> <p>別紙22 格納容器減圧に伴うベント管からサブプレッション・チェンバへの冷却水の流入について</p> <p>別紙23 有効性評価における炉心損傷の判断根拠について</p> <p>別紙24 格納容器からの異常漏えい時における対応について</p> <p>別紙25 格納容器スプレイが実施できない場合のベント運用について</p> <p>別紙26 ベント準備操作開始タイミングについて</p> <p>別紙27 格納容器圧力逃がし装置の計装設備の網羅性について</p> <p>別紙28 格納容器圧力逃がし装置の計装設備の概略構成図</p> <p>別紙29 フィルタ装置入口水素濃度計の計測時間遅れについて</p> <p>別紙30 配管内面に付着した放射性物質による発熱の影響について</p> <p>別紙31 地震による損傷の防止に関する耐震設計方針の説明</p> <p>別紙32 格納容器圧力逃がし装置の外部事象に対する考慮について</p> <p>別紙33 主ライン・弁の構成について</p> <p>別紙34 各運転モードにおける系統構成と系統内の水素濃度について</p>	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p>別紙1 ベント方法及び放出位置を変更することによる公衆被ばくへの影響について</p> <p>別紙2 水素の滞留に対する設計上の考慮について</p> <p>別紙3 フレキシブルシャフトが常時接続されている状態における弁操作の詳細メカニズム</p> <p>別紙4 格納容器フィルタベント系隔離弁の人力操作について</p> <p>別紙5 圧力開放板の信頼性について</p> <p>別紙6 格納容器減圧に伴うベント管からサブプレッション・チェンバへの冷却水の流入について</p> <p>別紙7 主ライン・弁の構成について</p> <p>別紙8 ベント実施に伴う現場操作地点等における被ばく評価について</p> <p>別紙9 格納容器フィルタベント系の系統設計条件の考え方について</p> <p>別紙10 エアロゾルの保守性について</p> <p>別紙11 フィルタ装置における化学反応熱について</p> <p>別紙12 スクラビング水の粘性の変化が除去性能に与える影響について</p> <p>別紙13 フィルタ装置 (スクラバ容器) の基数の違いによる影響について</p> <p>別紙14 格納容器フィルタベント系の漏えいに対する考慮について</p> <p>別紙15 格納容器フィルタベント系の外部事象に対する考慮について</p> <p>別紙16 地震による損傷の防止に関する耐震設計方針の説明</p> <p>別紙17 格納容器フィルタベント系使用後の保管管理</p> <p>別紙18 第1ベントフィルタ格納槽内における漏えい対策について</p> <p>別紙19 配管内面に付着した放射性物質による発熱の影響について</p> <p>別紙20 ステンレス構造材, 膨張黒鉛パッキンの妥当性について</p> <p>別紙21 スクラビング水の保有水量の設定根拠について</p> <p>別紙22 フィルタ装置の各構成要素における機能について</p> <p>別紙23 スクラビング水のpHについて</p> <p>別紙24 金属フィルタドレン配管の閉塞及び逆流防止について</p> <p>別紙25 流量制限オリフィスの設定方法について</p> <p>別紙26 格納容器フィルタベント系の計装設備の網羅性について</p> <p>別紙27 格納容器フィルタベント系の計装設備の概略構成図</p> <p>別紙28 第1ベントフィルタ出口水素濃度の計測時間遅れについて</p> <p>別紙29 計装設備が計測不能になった場合の推定方法, 監視場所について</p> <p>別紙30 ベント実施時の放射線監視測定 of の考え方について</p> <p>別紙31 電源構成の考え方について</p> <p>別紙32 窒素供給装置の容量について</p> <p>別紙33 エアロゾルの密度の変化が慣性衝突効果に与える影響について</p> <p>別紙34 JAVA 試験及び JAVA PLUS 試験の適用性について</p> <p>別紙35 JAVA PLUS 試験結果を踏まえた銀ゼオライトフィルタの設計</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
別紙 35 ベント実施によるプルーム通過時の要員退避について 別紙 36 エアロゾルの保守性について 別紙 37 希ガスの減衰効果に期待したドライウェルベント実施時の影響評価 別紙 38 コリウムシールド侵食時のガス及びエアロゾル発生について 別紙 39 格納容器圧力逃がし装置使用後の保管管理 別紙 40 ベント放出高さの違いによる被ばくへの影響について 別紙 41 スクラビング水のpHについて 別紙 42 計装設備が計測不能になった場合の推定方法, 監視場所について 別紙 43 ステンレス構造材, 膨張黒鉛パッキンの妥当性について 別紙 44 エアロゾルの粒径分布が除去性能に与える影響について 別紙 45 エアロゾルの密度の変化が慣性衝突効果に与える影響について 別紙 46 JAVA 試験及び JAVA PLUS 試験の適用性について 別紙 47 格納容器圧力逃がし装置格納槽内における漏えい対策について 別紙 48 格納容器フィルタベント設備隔離弁の人力操作について 別紙 49 格納容器圧力制御のための代替格納容器スプレイの運用について 別紙 50 フィルタ装置における化学反応熱について 別紙 51 スクラビング水の粘性の変化が除去性能に与える影響について 別紙 52 窒素供給装置の容量について 別紙 53 フィルタ装置入口配管の位置について	別紙 36 エアロゾルの再浮遊・フィルタの閉塞について 別紙 37 ベンチュリスクラバにおける無機よう素の再揮発・薬剤の容量不足について 別紙 38 銀ゼオライトフィルタにおけるよう素の再揮発, 吸着飽和及び吸着材の変質について 別紙 39 格納容器内の圧力が計測できない場合の運用について 別紙 40 有効性評価における炉心損傷の判断根拠について 別紙 41 格納容器スプレイが実施できない場合のベント運用について 別紙 42 ベント停止手順について 別紙 43 格納容器pH制御について 別紙 44 設備の維持管理についての補足事項 別紙 45 銀ゼオライトフィルタへのスクラビング水の影響について 別紙 46 格納容器からの異常漏えい時における対応について 別紙 47 ベント実施によるプルーム通過時の要員退避について 別紙 48 エアロゾルの粒径分布が除去性能に与える影響について 別紙 49 適合性審査において確認を行う事項(第50条等, FCVS)に対する記載事項について 別紙 50 セシウムの放出割合の評価方法 別紙 51 高温使用時におけるフランジ漏えい評価について 別紙 52 格納容器雰囲気温度によるベントの運用について 別紙 53 ベント実施時の影響を踏まえた接続口の優先順位について	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 概要</p> <p>1.1 設置目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）破損及び格納容器内の水素による爆発を防止するため、格納容器圧力逃がし装置を設置する。本系統はフィルタ装置を通して放射性物質を低減した上で、格納容器内の雰囲気ガスを放出することで、格納容器内の圧力及び温度を低下させるとともに、格納容器内に滞留する水素を大気へ放出する機能を有する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために、大気を最終ヒートシンクとして熱を輸送する機能を有する。</p> <p>1.2 基本性能</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器に発生するガスを、フィルタ装置を通して大気に逃がすことで、放出される粒子状の放射性物質（セシウム等）を低減する。このため、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものとして定められているCs-137の放出量が100TBqを下回ることができる性能を有したものとする。</p> <p>フィルタ装置としては、上述したCs-137の放出量制限を満足させるため、粒子状放射性物質除去効率99.9%以上の性能を有する装置を採用する。</p> <p>また、当該装置は、ガス状放射性よう素の除去効率として、無機よう素は99%以上、有機よう素は98%以上の性能を有する。</p> <p>1.3 系統概要</p> <p>第1.3-1図に系統概要を示す。</p> <p>本系統は、フィルタ装置、圧力開放板等で構成する。本系統は、中央制御室からの操作で、第一弁及び第二弁を「全開」とすることにより、格納容器内の雰囲気ガスを、ドライウェル又はサプレッション・チェンバより抜き出し、フィルタ装置にて放射性物質を低減させた後に、排気管を通して原子炉建屋屋上位置（標高約65m）で放出する。（別紙40）</p> <p>本系統は、排気ラインに圧力開放板を設け、水素爆発防止のため系統内を不活性ガス（窒素）</p>	<p>1. 概要</p> <p>1.1 設置目的</p> <p>格納容器フィルタベント系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内の圧力及び熱を外部に放出し、格納容器の圧力及び温度を、限界圧力及び限界温度未満に維持することで、格納容器の破損を防止する目的で設置する。</p> <p>格納容器フィルタベント系の排気ラインに設置するフィルタ装置（スクラバ容器）により、サプレッション・チェンバの排気ライン又はドライウェルの排気ラインを経由して排出する格納容器内の雰囲気ガスに含まれる放射性物質を低減することで、格納容器フィルタベント系使用時の環境への影響を緩和する。</p> <p>また、格納容器フィルタベント系は、格納容器内に滞留する水素ガスを環境へ放出する機能、及び、設計基準事故対処設備に係る最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷又は格納容器の破損を防止するため、大気を最終ヒートシンクとして熱を輸送するための機能を有する。</p> <p>なお、フィルタ装置（スクラバ容器）を設置することにより、格納容器フィルタベント系より排出される格納容器内の雰囲気ガスに含まれる放射性物質を十分に低減できると考えているが、環境への影響を更に低減させるため、フィルタ装置（スクラバ容器）の下流に、格納容器内の雰囲気ガスに含まれるよう素を除去するためのフィルタ装置（銀ゼオライト容器）を設置する。</p> <p>1.2 基本性能</p> <p>格納容器フィルタベント系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器に発生するガスを、フィルタ装置を通して大気に逃がすことで、放出される粒子状の放射性物質（セシウム等）を低減する。このため、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものとして定められているCs-137の放出量が100TBqを下回ることができる性能を有したものとする。</p> <p>フィルタ装置としては、上述したCs-137の放出量制限を満足させるため、粒子状放射性物質除去効率99.9%以上の性能を有する装置を採用する。</p> <p>また、当該装置は、ガス状放射性よう素の除去効率として、無機よう素は99%以上、有機よう素は98%以上の性能を有する。</p> <p>1.3 系統概要</p> <p>格納容器フィルタベント系の全体概要図を図1.3-1に示す。</p> <p>本系統は、スクラバ容器、銀ゼオライト容器、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構等で構成する。本系統は、中央制御室からの操作で、第1弁及び第2弁を「全開」とすることにより、格納容器内の雰囲気ガスを、ドライウェル又はサプレッション・チェンバより抜き出し、フィルタ装置にて放射性物質を低減させた後に、排気管を通して原子炉建物屋上位置（標高約65m）で放出する。（別紙1）</p> <p>本系統は、排気ラインに圧力開放板を設け、水素爆発防止のため系統内を不活性ガス（窒素）</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>で置換した状態で待機する際の大気との隔壁とする。この圧力開放板は、格納容器からの排気の妨げにならないように、格納容器からの排気圧力と比較して十分小さい圧力に設定する。</p> <p>本系統は、中央制御室からの操作を可能とするため、<u>代替電源設備</u>からの給電を可能とするが、電源の確保ができない場合であっても、放射線量率の低い<u>原子炉建屋付属棟</u>（二次格納施設外）より遠隔で操作することができる。</p> <p>なお、格納容器からの排気時に、高線量率となるフィルタ装置等からの被ばくを低減するために、必要な遮蔽等を行う。</p>	<p>で置換した状態で待機する際の大気との隔壁とする。この圧力開放板は、格納容器からの排気の妨げにならないように、格納容器からの排気圧力と比較して十分小さい圧力に設定する。</p> <p>本系統は、中央制御室からの操作を可能とするため、<u>常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備</u>からの給電を可能とするが、電源の確保ができない場合であっても、放射線量率の低い<u>原子炉建物付属棟</u>（二次格納施設外）より遠隔で操作することができる。</p> <p>なお、格納容器からの排気時に、高線量率となるフィルタ装置等からの被ばくを低減するために、必要な遮蔽等を行う。</p> <div data-bbox="1424 577 2300 1102" data-label="Diagram"> </div> <p>図 1.3-1 格納容器フィルタベント系 全体概要図</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p>

- トライウエル (D/W) ベントの流路
  - ウェットウエル (W/W) ベントの流路
  - D/Wベント及びW/Wベント共通の流路
- ※系統構成はW/Wベント時の状態を示す。



第 1.3-1 図 格納容器圧力逃がし装置 系統概要図



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 系統設計</p> <p>2.1 設計方針</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、想定される重大事故等が発生した場合において、格納容器の過圧破損及び格納容器内の水素による爆発を防止するとともに、大気を最終ヒートシンクとして熱を輸送できるよう、以下の事項を考慮した設計とする。</p> <p>(1) 格納容器圧力逃がし装置の設置 (設置許可基準規則解釈第1項 a) , b) )</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内の圧力及び温度を低下させるために格納容器圧力逃がし装置を設置する。</p> <p>i) 格納容器圧力逃がし装置は、排気中に含まれる放射性物質を低減するためのフィルタ装置を設置する設計とする。</p> <p>フィルタ装置は、排気中に含まれるエアロゾル (粒子状放射性物質) に対して99.9%以上、ガス状の無機よう素に対して99%以上及びガス状の有機よう素に対して98%以上を除去可能な設計とする。</p> <p>ii) 格納容器圧力逃がし装置は、可燃性ガスの爆発防止等の対策として不活性ガス (窒素) に置換した状態で待機させ、系統内に可燃性ガス (水素) が蓄積する可能性のある箇所にはバントラインを設け、可燃性ガスを排出できる設計とするとともに、使用後においても不活性ガスで置換できるよう、可搬型窒素供給装置 (窒素供給装置及び窒素供給装置用電源車) を用いて系統内に窒素を供給できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。</p> <p>格納容器内酸素濃度をドライ条件に換算して5vol%未満で管理することで、格納容器</p>	<p>2. 設計方針</p> <p>格納容器フィルタバント系は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下「設置許可基準規則」という。) 等の関係法令の要求を満足するよう設計する。以下に設計方針を示す。</p> <p>2.1 系統設計</p> <p>(1) 残留熱除去系の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び炉心の著しい損傷に先行する格納容器破損を防止するため、格納容器内のガスを排気することにより、最終的な熱の逃がし場である大気に熱を輸送し、格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">《設置許可基準規則第 48 条》</p> <p>(2) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">《設置許可基準規則第 43 条, 48 条》</p> <p>(3) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器内の水素を含むガスを排気することにより、格納容器内の圧力及び温度を低下させるとともに格納容器内での水素爆発を防止することができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">《設置許可基準規則第 50 条, 52 条》</p> <p>(4) 格納容器内のガスをフィルタ装置に通すことにより、放射性物質の大気への放出量を低減できる設計とする。</p> <p>フィルタ装置は、排気中に含まれるエアロゾル (粒子状放射性物質) に対して 99.9%以上、ガス状の無機よう素に対して 99%以上及びガス状の有機よう素に対して 98%以上を除去可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">《設置許可基準規則第 50 条, 52 条》</p> <p>(5) 格納容器フィルタバント系は、可燃性ガスの爆発防止等の対策として不活性ガス (窒素) に置換した状態で待機させ、系統内に可燃性ガス (水素) が蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを排出できる設計とするとともに、使用後においても不活性ガスで置換できるよう、可搬式窒素供給装置を用いて系統内に窒素を供給できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。</p> <p>格納容器内酸素濃度をドライ条件に換算して 5 vol%未満で管理することで、格納容器</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 島根 2 号炉は、設置許可基準規則 50 条のみではなく、43 条, 48 条, 52 条への適合方針も記載している (以下、本文においては①の相違)</li> <li>・記載方針の相違 ①の相違</li> <li>・記載方針の相違 ①の相違</li> <li>・記載方針の相違 ①の相違</li> </ul>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>力逃がし装置内で可燃性ガス濃度が可燃域に達することはない。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の使用によりスクラビング水内に捕集された放射性物質による水の放射線分解によって発生する水素・酸素は、崩壊熱により発生する蒸気とともに排出されることから、格納容器圧力逃がし装置内で可燃性ガス濃度が可燃域に達することはない。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置内で可燃性ガスが蓄積する可能性がある箇所については、可燃性ガスを連続して排出するベントラインを設置し、可燃性ガスが局所的に滞留しない設計とする。(別紙1)</p> <p>iii) 東海第二発電所は、単一の発電用原子炉施設であり、格納容器圧力逃がし装置を使用する際に流路となる不活性ガス系、耐圧強化ベント系及び格納容器圧力逃がし装置の配管は、他の原子炉とは共用しない。また、格納容器圧力逃がし装置と他の系統・機器を隔離する弁は、直列で2弁設置し、格納容器圧力逃がし装置と他の系統・機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>iv) 格納容器圧力逃がし装置の使用に際して、格納容器の負圧破損を防止するため、窒素供給ラインを設け、格納容器へ窒素供給できる設計とする。</p> <p>v) 格納容器圧力逃がし装置の隔離弁は、現場でも操作が可能となるよう、遠隔人力操作機構を設け、原子炉建屋原子炉棟外から容易かつ確実に開閉操作できる設計とする。(別紙16, 別紙48)</p> <p>vi) 炉心の著しい損傷時においても、現場において、人力で格納容器圧力逃がし装置の隔離弁の操作ができるよう、遠隔人力操作機構を介した操作場所又は操作室を放射線量の低い原子炉建屋付属棟に設置する設計とする。さらに、第二弁及び第二弁バイパス弁の操作室には、格納容器圧力逃がし装置使用後に高線量となる配管に対する遮蔽及び格納容器内雰囲気ガスの操作室への流入防止装置(空気ポンプユニット)を設ける設計とする。</p>	<p>フィルタベント系内で可燃性ガス濃度が可燃域に達することはない。</p> <p>格納容器フィルタベント系の使用によりスクラビング水内に捕集された放射性物質による水の放射線分解によって発生する水素・酸素は、崩壊熱により発生する蒸気とともに排出されることから、格納容器フィルタベント系内で可燃性ガス濃度が可燃域に達することはない。(別紙2)</p> <p>《設置許可基準規則第50条, 52条》</p> <p>(6) 格納容器フィルタベント系を使用する際に流路となる窒素ガス制御系、非常用ガス処理系及び格納容器フィルタベント系の配管は、他の原子炉とは共用しない。また、格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は、直列で2個設置し、格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計とする。《設置許可基準規則第43条, 50条》</p> <p>(7) 格納容器フィルタベント系の使用に際して、格納容器の水素爆発を防止するため、窒素供給ラインを設け、格納容器へ窒素供給できる設計とする。《設置許可基準規則第52条》</p> <p>(8) 格納容器フィルタベント系のベント弁は、現場でも操作が可能となるよう、遠隔手動弁操作機構を設け、原子炉建物原子炉棟外から容易かつ確実に開閉操作できる設計とする。(別紙3, 別紙4)</p> <p>《設置許可基準規則第43条, 50条》</p> <p>(9) 炉心の著しい損傷時においても、現場において、人力で格納容器フィルタベント系のベント弁の操作ができるよう、遠隔手動弁操作機構を介した操作場所又は操作室を放射線量の低い原子炉建物付属棟に設置する設計とする。《設置許可基準規則第43条, 50条》</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違 ①の相違</p> <p>・島根2号炉は、サイト内に複数号炉がある</p> <p>・記載方針の相違 ①の相違</p> <p>・設計方針の相違 島根2号炉は、格納容器に窒素を注入し、格納容器内の酸素濃度を可燃限界未満に維持する設計としている。なお、有効性評価で窒素を注入せずに負圧に至らないことを確認している</p> <p>・記載方針の相違 ①の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>vii) <u>格納容器圧力逃がし装置待機時に格納容器圧力逃がし装置内を不活性ガス(窒素)にて置換する際の大気との障壁として、圧力開放板を設置する設計とする。</u>            圧力開放板は、格納容器からのベントガス圧力(0.31MPa [gage] ~0.62MPa [gage])と比較して十分に低い圧力である0.08MPa [gage]にて開放する設計であり、<u>格納容器圧力逃がし装置の使用の妨げにならない設計であるため、バイパス弁は併置しない。(別紙15)</u></p> <p>viii) <u>格納容器圧力逃がし装置は、サブプレッション・チェンバ側及びドライウエル側のいずれからも排気できる設計とする。サブプレッション・チェンバ側からの排気ではサブプレッション・チェンバの水面からの高さを確保し、ドライウエル側からの排気では燃料有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで、長期的にも熔融炉心及び水没の影響を受けない設計とする。(別紙22, 別紙33)</u></p> <p>ix) <u>格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置は、格納容器圧力逃がし装置格納槽(地下埋設)に格納し、十分な厚さのコンクリート及び覆土により地上面の放射線量を十分に低減する設計とする。また、フィルタ装置に接続する配管等は、原子炉建屋原子炉棟内及び原子炉建屋付属棟内に設置することにより、事故時の復旧作業における被ばくを低減する設計とする。(別紙17, 別紙18, 別紙48)</u></p>	<p>(10) <u>格納容器フィルタベント系待機時に格納容器フィルタベント系統内を不活性ガス(窒素)にて置換する際の大気との障壁として、圧力開放板を設置する設計とする。</u>            圧力開放板は、格納容器からのベントガス圧力(384kPa [gage] ~853kPa [gage])と比較して十分に低い圧力である80kPa [gage]にて開放する設計であり、<u>格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならない設計であるため、バイパス弁は併置しない。(別紙5)</u>  <u>《設置許可基準規則第50条》</u></p> <p>(11) <u>格納容器フィルタベント系は、サブプレッション・チェンバ側及びドライウエル側のいずれからも排気できる設計とする。サブプレッション・チェンバ側からの排気ではサブプレッション・チェンバの水面からの高さを確保し、ドライウエル側からの排気では燃料有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで、長期的にも熔融炉心及び水没の影響を受けない設計とする。(別紙6, 別紙7)</u>  <u>《設置許可基準規則第50条》</u></p> <p>(12) <u>格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は、第1ベントフィルタ格納槽(地下埋設)に格納し、十分な厚さのコンクリート及び覆土により地上面の放射線量を十分に低減する設計とする。また、フィルタ装置に接続する配管等は、原子炉建屋原子炉棟内及び原子炉建屋付属棟内に設置することにより、事故時の復旧作業における被ばくを低減する設計とする。(別紙4, 別紙8)</u>  <u>《設置許可基準規則第43条, 50条》</u></p> <p>(13) <u>水素を含むガスの排出経路において水素濃度及び放射性物質濃度を監視できる設計とする。</u>  <u>《設置許可基準規則第52条》</u></p> <p>(14) <u>想定される重大事故等時の使用条件下において、確実に操作ができ、性能を発揮できるよう、運転モード(系統待機モード、ベント運転モード、ベント後収束モード)を考慮し、排気容量にも十分な余裕を持たせた設計とする。</u>  <u>《設置許可基準規則第43条》</u></p> <p>(15) <u>ベント機能の確実性を担保する観点から、可能な限り、系統に冗長性を持たせた設計とする。</u></p> <p>2.2 機器設計</p>	<p>・設備の相違            島根2号炉は、被ばく評価上遮蔽等の対策が不要(以下、本文においては②の相違)</p> <p>・記載方針の相違            ①の相違</p> <p>・炉型の違い            東海第二(Mark-II)と島根2号炉(Mark-I改)の最高使用圧力の相違による(以下、本文においては③の相違)</p> <p>・記載方針の相違            ①の相違</p> <p>・記載方針の相違            ①の相違</p> <p>・記載方針の相違            ①の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(1) 配管及び弁類は、想定される重大事故等時において、格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とするとともに、ベント実施の妨げにならない設計とする。 《設置許可基準規則第 50 条》</p> <p>(2) ベント弁は、想定される重大事故等時の使用条件下においても容易かつ確実に操作できるように、遮蔽や隔離等の放射線防護対策を行う設計とするとともに、操作方法に多様性を持たせた設計とする。 《設置許可基準規則第 43 条, 50 条》</p> <p>(3) 健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。 《設置許可基準規則第 43 条》</p> <p>(4) フィルタ装置は、想定される重大事故等時の使用期間において、所定の性能を維持できる設計とし、ベント後に人的操作が可能な限り発生しないような設計とする。</p> <p><u>2.3 電気・計装設計</u></p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時においても確実に操作できるよう、運転に必要な機器、弁及び計装設備の電源は、代替電源から受電可能な設計とする。 《設置許可基準規則第 52 条》</p> <p><u>2.4 耐震設計及び耐津波設計</u></p> <p>(1) 格納容器フィルタベント系は、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力が作用した場合においても十分に支持することができる地盤に設置するとともに、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 《設置許可基準規則第 38 条, 39 条》</p> <p>(2) 格納容器フィルタベント系は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 《設置許可基準規則第 40 条》</p> <p><u>2.5 その他考慮事項</u></p> <p>(1) 格納容器フィルタベント系は、火災に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。 《設置許可基準規則第 41 条》</p> <p>(2) 格納容器フィルタベント系は、地震、津波以外の自然現象等に対しても重大事故等に対処するために可能な限り必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
2.2 設計条件	<p>2.6 設計条件</p> <p><u>格納容器フィルタベント系は、格納容器のウェットウェル及びドライウェル貫通孔から配管を引き出し、ベント弁及び連結管（ヘッド）を介してフィルタ装置にガスを引き込む。フィルタ装置で処理されたガスは排気配管を通して原子炉建物屋上から排出する設計としており、以下の設備で構成している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>フィルタ装置</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>スクラバ容器（第1ベントフィルタスクラバ容器）：4基</u> ベンチュリスクラバ及び金属フィルタを備え、主として粒子状放射性物質及び無機よう素を除去</li> <li>➤ <u>銀ゼオライト容器（第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器）：1基</u> 銀ゼオライトフィルタを備え、主として有機よう素を除去</li> </ul> </li> <li>・<u>配管</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>ベント弁（第3弁）からスクラバ容器入口：200A～300A</u></li> <li>➤ <u>スクラバ容器から銀ゼオライト容器：200A～300A</u></li> <li>➤ <u>銀ゼオライト容器から大気開放端：300A～400A</u></li> </ul> </li> <li>・<u>伸縮継手</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>第1ベントフィルタ格納槽から原子炉建物：300A</u></li> <li><u>銀ゼオライト容器から大気開放端：300A</u></li> </ul> </li> <li>・<u>流量制限オリフィス：4個</u> <u>スクラバ容器から銀ゼオライト容器間の各配管に1個設置</u></li> <li>・<u>圧力開放板：1個</u> <u>銀ゼオライト容器から大気開放端間の配管に1個設置</u></li> <li>・<u>ベント弁（電動駆動弁）：5個</u></li> <li>・<u>計装設備</u></li> </ul> <p><u>格納容器フィルタベント系の系統概略図を図2.6-1に示す。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p>

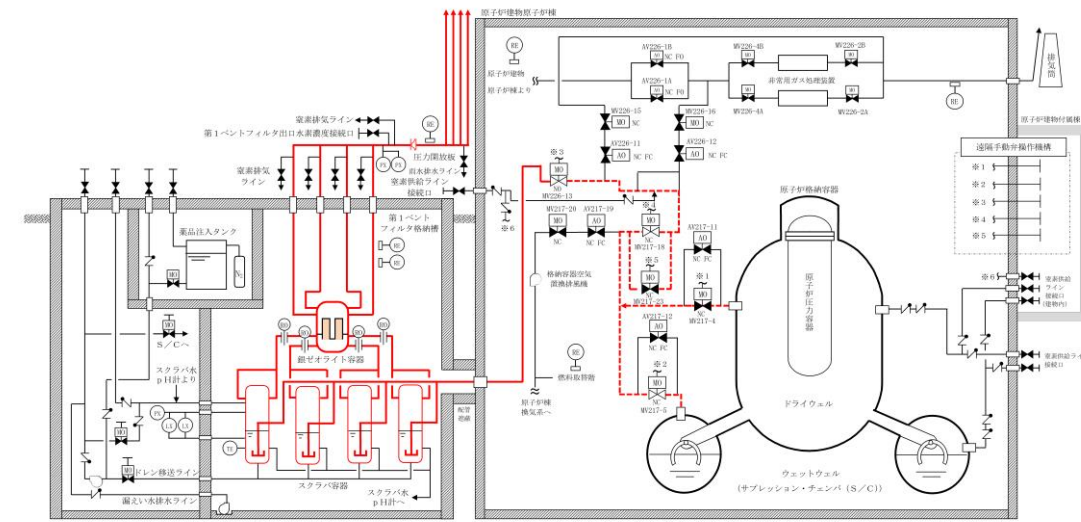


図 2.6-1 格納容器フィルタベント系 系統概略図

格納容器フィルタベント系については、想定される重大事故等時での使用条件下において、確実に操作ができ、性能を発揮できる設計とするため、以下の運転モードを考慮し、系統設計条件を定めている。主な系統設計条件を表 2.6-1 に示す。(別紙 9, 別紙 10, 別紙 11, 別紙 12)

**【格納容器フィルタベント系で考慮する運転モード】**

**(1) 系統待機モード**

格納容器に閉じ込め機能を期待する期間において系統待機状態を維持し、系統起動時の水素対策として、系統内を窒素雰囲気中に維持する。

**(2) ベント運転モード**

格納容器フィルタベント系の使用(ベント開始)のタイミングは、重大事故等の事象収束シナリオにより異なり、炉心損傷を伴わない事故シーケンスのうち「高圧・低圧注水機能喪失」等では、サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達すれば格納容器スプレイを停止し、ベントの実施を判断する。炉心損傷を伴う格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」に対する事象収束シナリオでは、サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達すれば格納容器スプレイを停止するとともにベントを実施する。これにより確実に 853kPa [gage] (2Pd) 到達までに格納容器ベントが実施できる。

**(3) ベント後収束モード**

ベント後のフィルタ装置(スクラバ容器)には多量の放射性物質を保持することになり、放射性物質の崩壊熱によりフィルタ装置(スクラバ容器)内の水は加熱され蒸発する。

本系統における設備の設計条件を第 2.2-1 表に示す。(別紙 2, 別紙 36, 別紙 38, 別紙 50, 別紙 51)

- ・記載方針の相違
- ・記載方針の相違
- ・記載方針の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉			備考
<u>第2.2-1表 設計条件</u>			<u>表2.6-1 格納容器フィルタベント系の主な系統設計条件</u>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>・資料構成の相違</li> </ul>
設計条件		設定根拠	項目	設計条件		
最高使用圧力	620kPa [gage]	格納容器の限界圧力を考慮し、2Pd（最高使用圧力310kPa [gage] の2倍）とする。	最高使用圧力	853kPa[gage] （流量制限オリフィスまで）	格納容器フィルタベント系を使用する有効性評価の結果（格納容器圧力の推移）を踏まえ、格納容器の限界圧力である853kPa[gage]とする。	
最高使用温度	200℃	格納容器の限界温度を考慮し、200℃とする。		427kPa[gage] （流量制限オリフィス以降）	格納容器フィルタベント系の系統圧力損失を評価した結果から、流量制限オリフィス以降に発生しうる最大の圧力を考慮し、427kPa[gage]とする。	
設計流量	13.4kg/s （格納容器圧力310kPa [gage] において）	原子炉定格熱出力1%相当の飽和蒸気量を、ベント開始圧力が低い場合（310kPa [gage]）であっても排出可能な流量とする。	最高使用温度	格納容器フィルタベント系を使用する有効性評価の結果（格納容器温度の推移）を踏まえ、格納容器の限界温度である200℃とする。		
フィルタ装置内発熱量	500kW	想定されるフィルタ装置に捕集及び保持される放射性物質の崩壊熱に対して十分な余裕を見込み、原子炉定格熱出力の0.015%に相当する発熱量とする。	系統流量 （ベントガス流量）	格納容器フィルタベント系を使用する有効性評価の結果（ベントタイミング）を踏まえ、原子炉定格熱出力の1%相当の蒸気流量（9.8kg/s @427kPa[gage]）とする。		
エアロゾル移行量	400kg	想定されるフィルタ装置に移行するエアロゾルの量（38kg）に対して十分な余裕を見込み、400kgとする。	スクラバ容器内発熱量	格納容器フィルタベント系を使用する有効性評価の結果（ソースターム評価）に基づく放射性物質の崩壊熱に対して、十分な余裕を見込み、370kWとする。		
よう素の炉内内蔵量	24.4kg	BWRプラントにおける代表炉心（ABWR）の平衡炉心末期を対象としたORIGEN2コードの計算結果に対して、東海第二発電所の熱出力（3,293MW）を考慮して算出した結果、24.4kgとする。				
耐震条件	基準地震動 $S_s$ にて機能維持	基準地震動 $S_s$ にて機能を維持する。				

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>格納容器フィルタベント系の系統設計における主な考慮事項を以下に示す。</u></p> <p>a. <u>系統の冗長性</u>  <u>ベントガスはウェットウェル気相部とドライウェル気相部から排気することが可能な構成とし、系統の冗長性を確保しており、格納容器の接続位置も長期的にも熔融炉心及び水没の悪影響を受けない場所としている。(別紙7)</u>  <u>また、系統内唯一の動的機器であるベント弁は、中央制御室から遠隔操作できるとともに現場での操作が可能な構成とし、操作性上の冗長性を備える設計としている。</u></p> <p>b. <u>位置的分散</u>  <u>フィルタ装置は、原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に配置し、フィルタ装置入口配管については地下ダクトを通過しての第1ベントフィルタ格納槽内に接続される構成としており、残留熱除去系等に対して位置的分散を図った設計としている。</u>  <u>機器配置図を図2.6-2-1～3、第1ベントフィルタ格納槽内断面図を図2.6-3に示す。</u></p> <p>c. <u>水素対策</u>  <u>フィルタ装置出口配管に圧力開放板を設置し、系統待機モードにおいて系統内を窒素雰囲気維持することで不活性化し、ベントの際の水素爆発を防止する設計としている。また、フィルタ装置出口配管に可搬型設備(車両)である第1ベントフィルタ出口水素濃度接続口を設け、水素濃度を監視できる設計としている。(別紙2)</u></p> <p>d. <u>悪影響防止</u>  <u>格納容器からフィルタ装置間の主ラインに接続している他系統としては、非常用ガス処理系、原子炉棟換気系及び耐圧強化ベントラインがあり、他系統との接続配管については、隔離弁を2重に設置することで隔離機能の信頼性向上を図る設計としている。また、2つの隔離弁は、通常時「閉」とするとともに、第1隔離弁については空気作動弁を採用し、重大事故等時に想定される弁の駆動源喪失時においても自動的に隔離できるよう、フェイル・クローズの設計としている。第2弁については電動駆動弁を採用し、他系統と接続状態において流量調整が可能な設計としている。(別紙7)</u></p> <p>e. <u>現場操作</u>  <u>ベント弁は、原子炉建物原子炉棟外(二次格納施設外)から現場操作可能とし、運転員の放射線防護を考慮した設計としている。</u></p> <p>f. <u>排気処理</u>  <u>放射性物質による環境への影響を抑えるために、ベントガスはフィルタ装置を通した後、大気拡散による希釈効果を考慮して原子炉建物屋上から排出する設計としている。また、フィルタ装置出口配管に第1ベントフィルタ出口放射線モニタを設け、放射性物質濃度を監視できる設計としている。(別紙1)</u></p> <p>g. <u>格納容器との取り合い</u>  <u>格納容器フィルタベント系は、以下の理由から既設の格納容器から吸気する窒素ガス制御系と非常用ガス処理系のラインを経由する設計としている。なお、格納容器フィル</u></p>	<p>・記載方針の相違</p>



東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>タバント系は、原子炉建物から給気する非常用ガス処理系のラインを經由しない設計としている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>これらの系統はもとより格納容器から格納容器雰囲気ガスを抜くために設計されていることから、配管口径や格納容器からの取り出し口の設置高さが格納容器ベントに適している。</u></li> <li>・<u>格納容器フィルタバント系を使用する場合に、經由する窒素ガス制御系及び非常用ガス処理系のラインは、それぞれの系統として使用することはない。</u></li> <li>・<u>兼用する配管は静的機器であり損傷リスクは小さいこと、及び動的機器である弁については遠隔での人力操作を可能とするなど高い信頼性を確保していることから、独立して設置するメリットは小さい。</u></li> </ul> <p>h. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>フィルタ装置のうちスクラバ容器を4基構成としているため、フィルタ装置入口には連結管（ヘッダ）を設け、フィルタ装置の流れに偏りが出ない設計としている。（別紙13）</u></li> <li>・<u>フィルタ装置（スクラバ容器）への補給水ラインを設置し、ベント後収束モードにおいてフィルタ装置（スクラバ容器）へ水・薬剤を補給できる設計としている。</u></li> <li>・<u>フィルタ装置（スクラバ容器）からのドレン移送ラインを設置し、ベント後収束モードにおいてフィルタ装置（スクラバ容器）からスクラビング水をサプレッション・チェンバ等へ排水できる設計としている。</u></li> <li>・<u>格納容器フィルタバント系は、使用環境を考慮した構造設計を行い、スクラビング水の漏えいを防止できる設計としている。（別紙14）</u></li> <li>・<u>フィルタ装置の配管経路は、連続下り勾配又は連続上り勾配とし、配管内の蒸気凝縮によるドレンの滞留防止を考慮した設計としている。</u></li> <li>・<u>格納容器フィルタバント系は、外部事象に対して、原子炉建物外の第1ベントフィルタ格納槽内に配置する等の考慮をした設計としている。（別紙15）</u></li> <li>・<u>格納容器フィルタバント系は、ベント中のフィルタ装置等からの放熱による周囲温度上昇を低減するため、保温材（断熱材）を設置する設計としている。</u></li> <li>・<u>格納容器フィルタバント系は、常設耐震重要重大事故防止設備かつ常設重大事故緩和設備であり、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計としている。（別紙16）</u></li> </ul>	

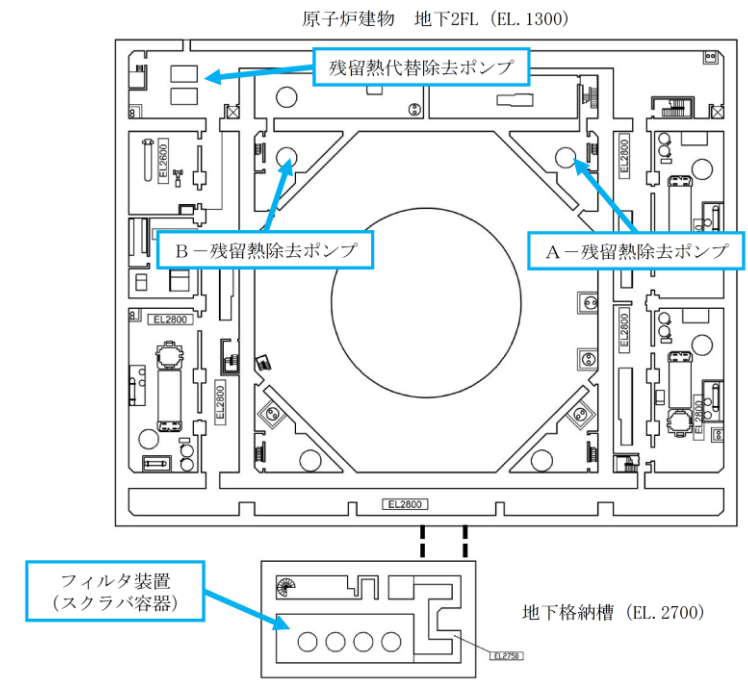


図 2.6-2-1 機器配置図 (その1)

・記載方針の相違

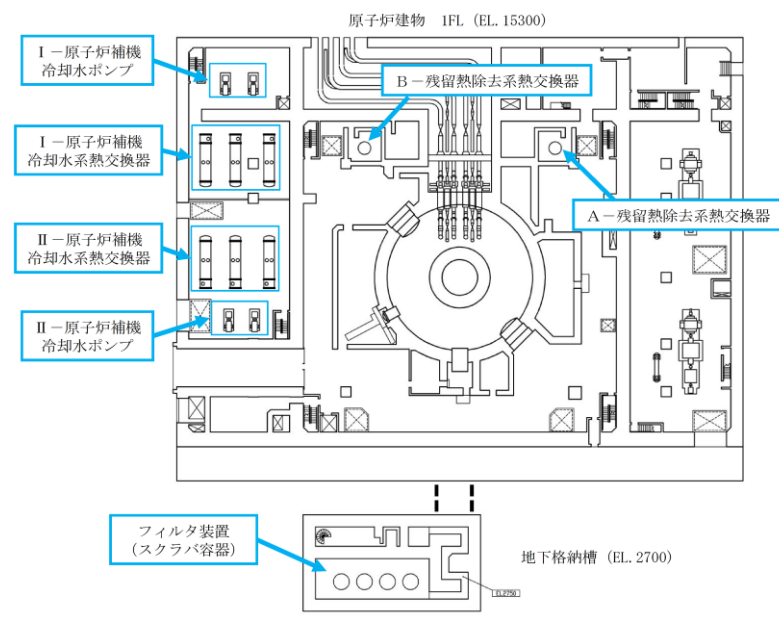


図 2.6-2-2 機器配置図 (その2)

・記載方針の相違

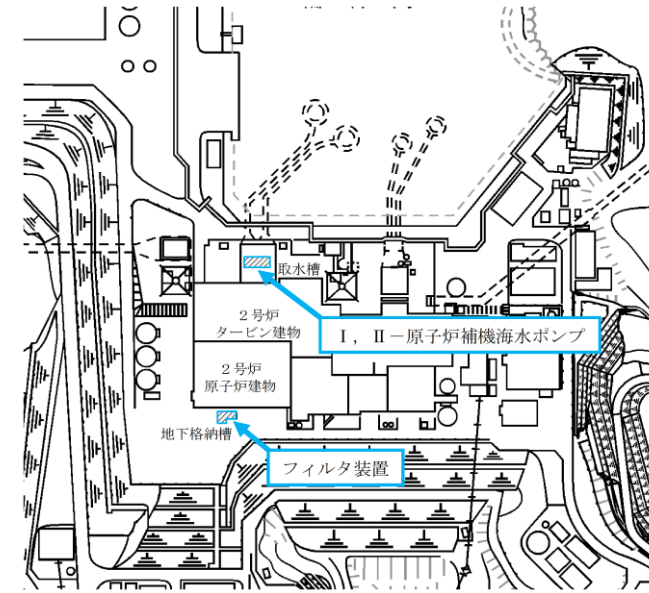


図 2.6-2-3 機器配置図 (その3)

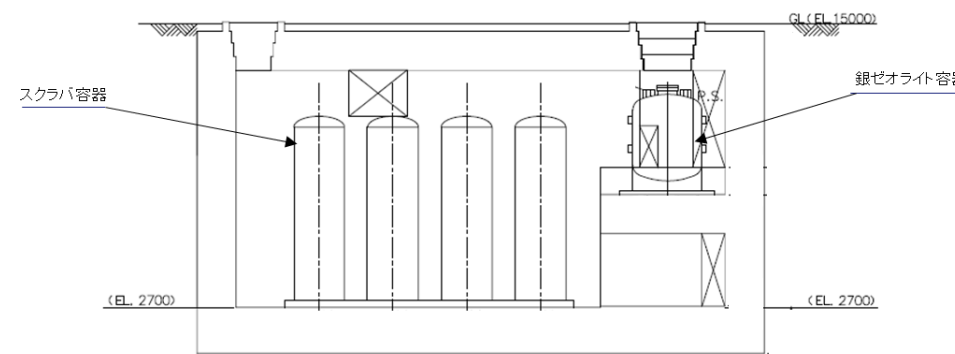


図 2.6-3 第1ベントフィルタ格納槽 断面図

2.3 格納容器圧力逃がし装置

2.3.1 系統構成

本系統は、屋外地下の格納容器圧力逃がし装置格納槽内に設置するフィルタ装置、格納容器からフィルタ装置までの入口配管、フィルタ装置から大気開放される出口配管、圧力開放板、計装設備、電源設備、給水設備、可搬型窒素供給装置及び排水設備で構成される。

(1) 配管等の構成

入口配管は、格納容器のサプレッション・チェンバ及びドライウェルに接続された不活性ガス系配管が合流した下流に接続する耐圧強化ベント系配管から分岐し、弁を経由してフィルタ装置に接続する。

出口配管には、待機時に窒素置換された系統と大気を隔離する圧力開放板を設置する。圧

2.7 格納容器フィルタベント系

2.7.1 系統構成

本系統は、屋外地下の第1ベントフィルタ格納槽内に設置するフィルタ装置、格納容器からフィルタ装置までの入口配管、フィルタ装置から大気開放される出口配管、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、計装設備、電源設備、給水設備、可搬式窒素供給装置及び排水設備で構成される。

(1) 配管等の構成

入口配管は、格納容器のサプレッション・チェンバ及びドライウェルに接続された窒素ガス制御系配管が合流した下流に接続する非常用ガス処理系配管から分岐し、弁を経由してフィルタ装置に接続する。

出口配管には、待機時に窒素置換された系統と大気を隔離する圧力開放板を設置する。圧

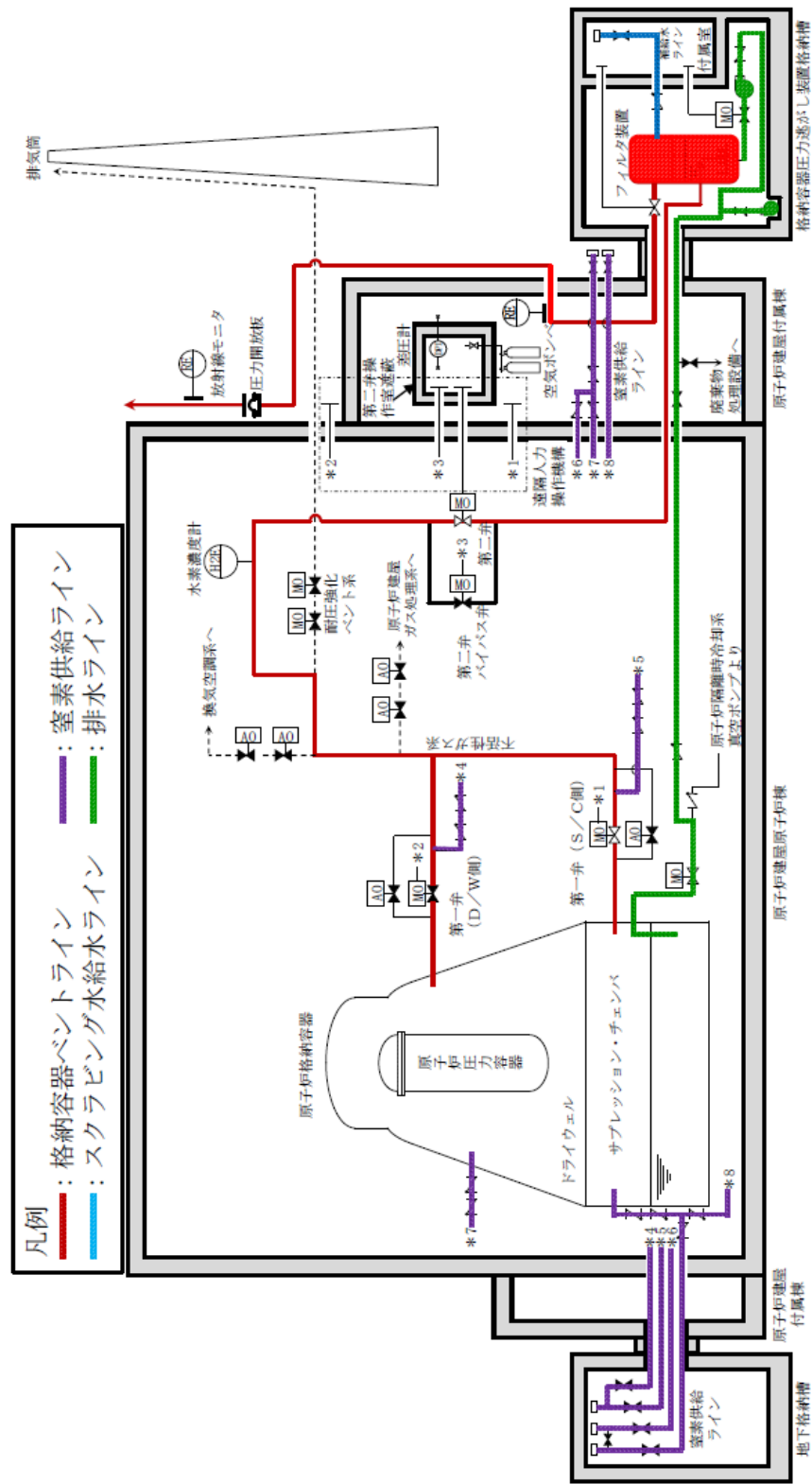
・記載方針の相違

・記載方針の相違

・設備の相違  
系統構成の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>力開放板はベント開始時に微正圧で動作するものとし、信頼性の高いものを使用する。(別紙15)</p> <p><u>フィルタ装置</u>には、外部からスクラビング水を補給できるよう給水配管を設置する。また、外部から系統に窒素を供給できるよう窒素供給配管を設置する。また、ベント後の放射性物質を含むスクラビング水を格納容器(サプレッション・チェンバ)に移送するための移送ポンプ及び配管、さらに、万一、放射性物質を含むスクラビング水が格納容器圧力逃がし装置格納槽に漏えいした場合に、漏えい水を格納容器(サプレッション・チェンバ)に移送するための排水ポンプ及び配管を設置する。(別紙39, 別紙47)</p> <p>第2.3.1-1図に格納容器圧力逃がし装置の系統構成を示す。</p> <p>(2) 材質及び構造</p> <p>配管及び弁は、重大事故等クラス2機器として、「日本機械学会 発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005/2007)」クラス2の規定に準拠して設計する。材質は炭素鋼を基本とするが、使用環境に応じて耐食性の高いステンレス鋼を使用する。炭素鋼配管外面には防錆のため塗装を施し、特に屋外に敷設される配管の外表面については、海塩粒子の付着による腐食防止の観点から、<u>シリコン系等の防食塗装</u>を行う。(別紙3, 別紙30, 別紙43)</p> <p>系統を構成する主要な機器の仕様を第2.3.1-1表に、フィルタ装置及び配管の材質範囲を第2.3.1-2図に示す。</p> <p>(3) 系統の切替性</p> <p>格納容器からフィルタ装置へ至る配管は、ベントを実施する際、接続する他系統と隔離し、流路を構成する必要がある。対象となる系統は、<u>原子炉建屋ガス処理系、換気空調系及び耐圧強化ベント系</u>である。これらの系統との取合いの弁は通常全閉状態であるが、開状態の場合でも中央制御室からの操作により、速やかに閉操作が可能である。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系及び換気空調系との取合いの弁は、フェイルクローズの空気駆動弁であることから、全交流動力電源喪失時には、全閉状態となる。また、耐圧強化ベント系との取合い弁は、電動駆動弁であり、耐圧強化ベント系は格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合に使用する系統であるため、全閉状態を維持する。</u></p> <p>以上より、格納容器からフィルタ装置へ至る配管は、ベントを実施する際、他系統と隔離し、流路の構成が可能である。</p>	<p>力開放板はベント開始時に微正圧で動作するものとし、信頼性の高いものを使用する。(別紙5)</p> <p><u>スクラバ容器</u>には、外部からスクラビング水を補給できるよう給水配管を設置する。また、外部から系統に窒素を供給できるよう窒素供給配管を設置する。また、ベント後の放射性物質を含むスクラビング水を格納容器(サプレッション・チェンバ)に移送するためのドレン移送ポンプ及び配管、さらに、万一、放射性物質を含むスクラビング水が<u>第1ベントフィルタ格納槽</u>に漏えいした場合に、漏えい水を格納容器(サプレッション・チェンバ)に移送するための排水ポンプ及び配管を設置する。(別紙17, 別紙18)</p> <p>図2.7-1に格納容器フィルタベント系の系統構成を示す。</p> <p>(2) 材質及び構造</p> <p>配管及び弁は、重大事故等クラス2機器として、「日本機械学会 発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005/2007)」クラス2の規定に準拠して設計する。材質は炭素鋼を基本とするが、使用環境に応じて耐食性の高いステンレス鋼を使用する。炭素鋼配管外面には防錆のため塗装を施し、特に屋外に敷設される配管の外表面については、海塩粒子の付着による腐食防止の観点から、<u>エポキシ樹脂系等の防食塗装</u>を行う。(別紙14, 別紙19, 別紙20)</p> <p>系統を構成する主要な機器の仕様を表2.7-1に、フィルタ装置及び配管の材質範囲を図2.7-2に示す。</p> <p>(3) 系統の切替性</p> <p>格納容器からフィルタ装置へ至る配管は、ベントを実施する際、接続する他系統と隔離し、流路を構成する必要がある。対象となる系統は、<u>原子炉棟換気系及び非常用ガス処理系</u>である。これらの系統との取合いの弁は通常全閉状態であるが、開状態の場合でも中央制御室からの操作により、速やかに閉操作が可能である。</p> <p><u>原子炉棟換気系及び非常用ガス処理系との取合いの弁は、フェイルクローズの空気駆動弁及びフェイルアズイズの電動駆動弁であることから、空気駆動弁については全交流動力電源喪失時には、全閉状態となり、電動駆動弁については、全閉状態を維持する。</u></p> <p>以上より、格納容器からフィルタ装置へ至る配管は、ベントを実施する際、他系統と隔離し、流路の構成が可能である。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 島根2号炉の他系統との隔離弁は、空気作動弁と電動駆動弁にて構成している(以下、本文においては④の相違)</p> <p>・設備の相違 島根2号炉の耐圧強化ベントラインは、新規制基準施行以前にアクシデントマネジメント対策として設置しており、設置許可基準規則第48条としても必要な容量を有する設備である</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>が、格納容器フィルタベント系を新たに重大事故等対処設備として設置することから、耐圧強化ベントラインは同規則第 48 条の自主対策設備として位置付け、万一、炉心損傷前に格納容器フィルタベント系が使用できない場合に耐圧強化ベントラインを使用する運用としている。</p> <p>なお、格納容器フィルタベント系は、同規則第 48 条、第 50 条及び第 52 条を満足する重大事故等対処設備として、以下に示すとおり、信頼性の高い系統構成としている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベント弁（第 1 弁及び第 2 弁）の並列 2 重化及び操作機構の多様化によるベント弁開放の信頼性を確保</li> <li>・他系統との隔離弁の直列 2 重化による格納容器フィルタベントラインの隔離機能の信頼性を確保</li> </ul> <p>（以下、本文においては⑤の相違）</p>



第 2.3.1-1 図 格納容器圧力逃がし装置 系統概要図

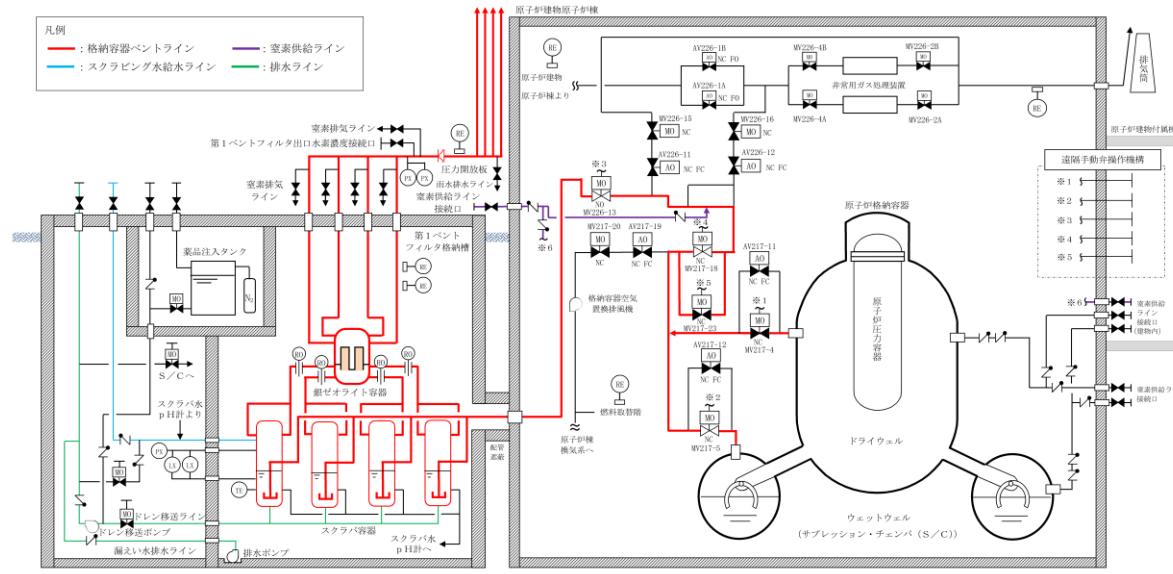
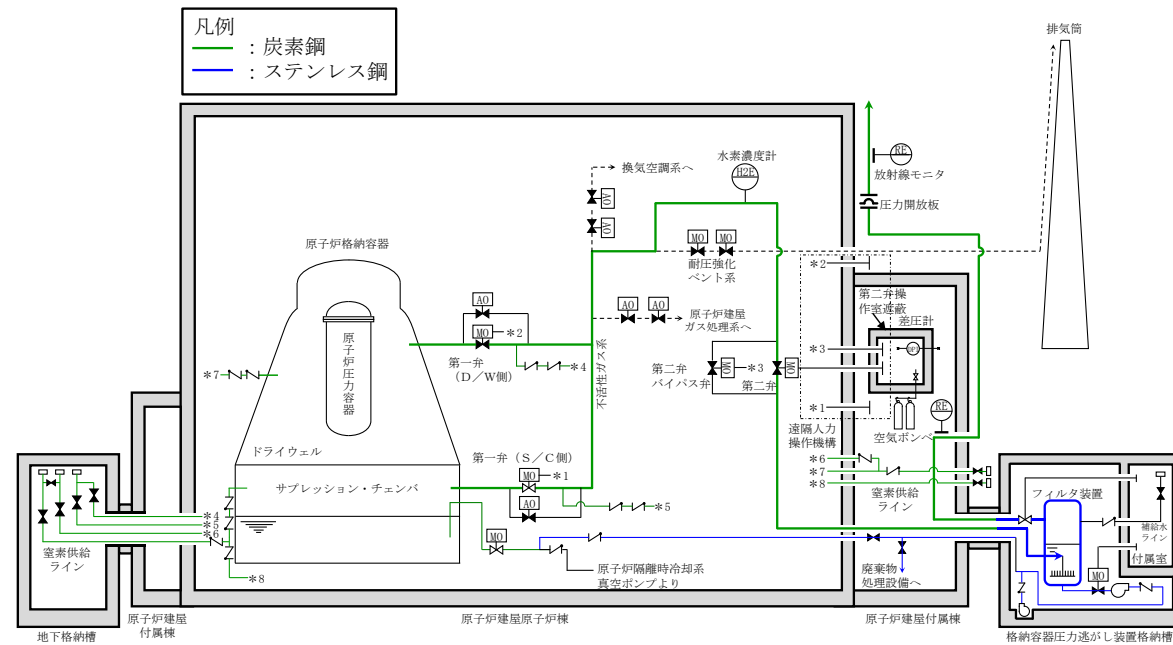


図 2.7-1 格納容器フィルタベント系 系統概略図

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考	
第2.3.1-1表 主要系統構成機器の仕様				表2.7-1 主要系統構成機器の仕様				・設備の相違	
(1) 配管				(1) 配管					
	口径	材質			口径	材質			
a. フィルタ装置入口配管 (b. の範囲を除く)	450A~600A	炭素鋼		a. フィルタ装置入口配管 (b. の範囲を除く)	300A	炭素鋼			
b. フィルタ装置周辺配管 (格納容器圧力逃がし装置格納槽内に設置する範囲)	450A (入口側), 350A~600A (出口側)	ステンレス鋼		b. フィルタ装置周辺配管	200A~300A	ステンレス鋼			
c. フィルタ装置出口配管 (b. の範囲を除く)	600A	炭素鋼		c. フィルタ装置出口配管 (b. の範囲を除く)	300A~400A	炭素鋼			
(2) 隔離弁				(2) 隔離弁					
	型式	駆動方式	口径		型式	駆動方式	口径		
a. 第一弁 (S/C側)	バタフライ弁	電動駆動 (交流) +遠隔人力操作機構	600A	a. ベント弁 (第1弁: MV217-4, 5) (格納容器第1隔離弁)	バタフライ弁	電動駆動 (交流) +遠隔手動弁操作機構	600A		
b. 第一弁 (D/W側)	バタフライ弁	電動駆動 (交流) +遠隔人力操作機構	600A	b. ベント弁 (第2弁: MV217-18, 23) (格納容器第2隔離弁)	バタフライ弁	電動駆動 (交流) +遠隔手動弁操作機構	400A		
c. 第二弁	バタフライ弁	電動駆動 (交流) +遠隔人力操作機構	450A						
d. 第二弁バイパス弁	バタフライ弁	電動駆動 (交流) +遠隔人力操作機構	450A						
S/C: サプレッション・チェンバ D/W: ドライウエル									
(3) 圧力開放板				(3) 圧力開放板					
型式	設定破裂圧力	呼び径	材質	個数	型式	設定破裂圧力	呼び径	材質	個数
引張型ラプチャー ディスク	0.08MPa	600A	ステンレス鋼	1	反転型ラプチャー ディスク	80kPa (差圧)	400A	ステンレス鋼	1



第 2.3.1-2 図 フィルタ装置及び配管の材質範囲

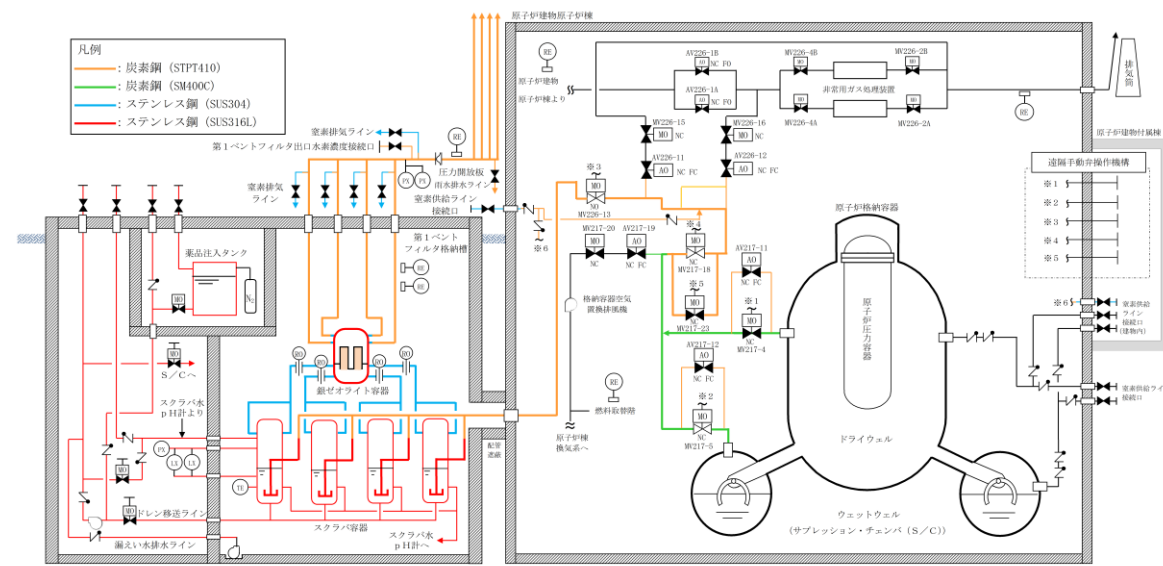


図 2.7-2 格納容器フィルタベント系の材料範囲

2.3.2 フィルタ装置

(1) フィルタ装置仕様

フィルタ装置は、スカート支持される円筒たて形容器であり、常時スクラビング水を貯留する。容器下部にはベンチュリスクラバ（ベンチュリノズル及びスクラビング水）、上部には金属フィルタが設置され、これらを組み合わせてエアロゾルを除去する。

さらに、金属フィルタの後段として、容器内部による素除去部を設け、ガス状放射性元素を捕集する物質（銀ゼオライト）を収納している。

2.7.2 フィルタ装置

(1) フィルタ装置（スクラバ容器）

フィルタ装置（スクラバ容器）は、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものとして定められているCs-137の放出量が100TBqを下回ることができる性能を有するものとし、粒子状の放射性物質に対して除去効率（DF）99.9%の除去性能を有する装置を採用している。

フィルタ装置（スクラバ容器）は、スカート支持される円筒たて形容器であり、容器内にはスクラビング水を貯留し、下部にベンチュリノズル [ ] 及び多孔板を、上部には金属フィルタ [ ] を設置し、湿式のベンチュリスクラバ及び乾式の金属フィルタの2つのセクションを組み合わせて粒子状放射性物質を除去するものである。

・設備の相違

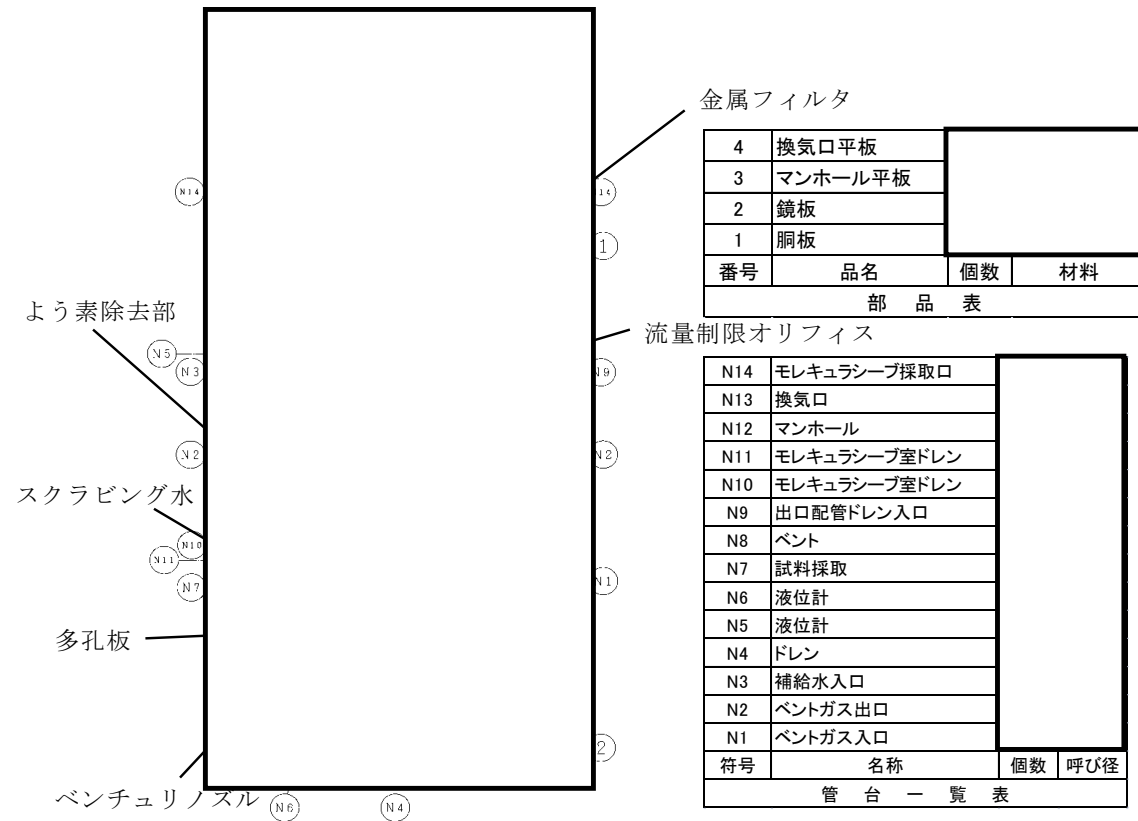
・記載方針の相違

・設備の相違

島根2号炉は、ベンチュリスクラバ及び金属フィルタとよう素フィルタは、別の容器で構成している  
(以下、本文においては⑥の相違)



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>フィルタ装置の主な仕様を以下に示す。</p> <p>a. 容器は、重大事故等クラス2容器として「日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005/2007)」クラス2容器の規定に準拠して設計する。</p> <p>b. 容器内に貯留するスクラビング水量は、捕集した放射性物質の崩壊熱による減少を考慮し、設計条件である<u>フィルタ装置内発熱量 500kW</u>に対して、ベント開始後24時間はベンチュリスクラバによる所定の放射性物質の除去性能が確保できるように設定する。 (別紙12)</p> <p>c. <u>容器及び内部構造物の材料は、スクラビング水に添加されるアルカリ性の薬剤に対して、耐性に優れたステンレス鋼を使用する。</u></p> <p>d. 容器には、スクラビング水の減少分を補充するための注水用ノズル、<u>スクラビング水を採取するための試料採取用ノズル及びスクラビング水を移送するためのドレン用ノズル</u>を設ける。</p> <p>e. 容器は、ベンチュリノズル及び金属フィルタを内蔵する。</p> <p>f. <u>容器内部には、よう素除去部を設け、銀ゼオライトを収納する。</u></p> <p>g. <u>金属フィルタとよう素除去部の連絡管には、流量制限オリフィスを設け、格納容器より排出されるガスの体積流量をほぼ一定に保つ設計とする。</u></p> <p>フィルタ装置の仕様を第2.3.2-1表に、構造を第2.3.2-1図に示す。(別紙4, 別紙53)</p>	<p>フィルタ装置の主な仕様を以下に示す。</p> <p>a. 容器は、重大事故等クラス2容器として「日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005/2007)」クラス2容器の規定に準拠して設計する。</p> <p>b. 容器内に貯留するスクラビング水量は、捕集した放射性物質の崩壊熱による減少を考慮し、設計条件である<u>スクラバ容器内発熱量 370kW</u>に対して、ベント開始後24時間はベンチュリスクラバによる所定の放射性物質の除去性能が確保できるように設定する。<u>なお、事象発生後7日で規定の水位を維持できることを確認している。</u>(別紙21)</p> <p>c. <u>スクラビング水に接液するスクラバ容器等の材料は、スクラビング水の性状を考慮して、耐食性の高いステンレス鋼としている。</u>(別紙20)</p> <p>d. 容器には、スクラビング水の減少分を補充するための注水用ノズル、<u>各容器水位に差異が出ないようにするための連絡配管用ノズル及びスクラビング水を移送するためのドレン用ノズル</u>を設ける。<u>なお、スクラビング水のサンプリングは、連絡配管から行う設計としている。</u></p> <p>e. 容器は、ベンチュリノズル及び金属フィルタを内蔵する。</p> <p>フィルタ装置(スクラバ容器)の仕様を表2.7.2-1に、概略構造を図2.7.2-1に示す。(別紙22)</p>	<p>・設備の相違 原子炉定格熱出力が相違するため、フィルタ装置内発熱量が異なる</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・設備の相違 島根2号炉のスクラバ容器は、海外での適用実績及び地下格納槽内の配置スペースの観点で容器をコンパクトに設計するため、複数基で構成することとし、必要な容量を確保するため、4基で構成する</p> <p>・設備の相違 ⑥の相違</p>



第2.3.2-1 図 フィルタ装置概略図

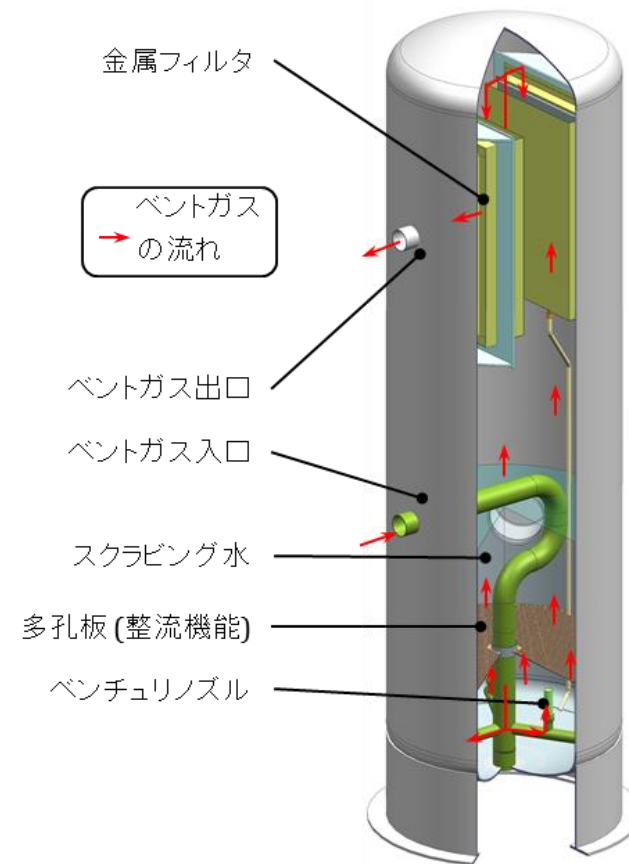


図2.7.2-1 フィルタ装置 (スクラバ容器) 概略構造

・設備の相違

(2) フィルタ仕様

a. ベンチュリスクラバ

ベンチュリスクラバは、ベンチュリノズル、スクラビング水等で構成され、ベントガス中に含まれるエアロゾル及び無機よう素を捕集し、スクラビング水中に保持する。

ベンチュリノズルは、上部に行くにつれて緩やかに矩形断面の流路面積を増やして断面変化させており、上端は閉じて、側面に出口開口を設けている。また、ノズル中下部の一番流路断面積が小さくなるスロート部の側面にスクラビング水を取り込む開口を設けている。これにより、ノズルスロート部で高流速とすることで、スロート部の圧力を周囲スクラビング水領域よりも低下させて側面開口からノズル周囲のスクラビング水を吸込み、ノズル内に噴霧させる。ノズル内ではガスと噴霧水滴の流速の差でエアロゾルの捕集効率を高め、上端吐出部からスクラビング水中に排出させる。

ベンチュリノズルは、分配管に設置し、同一分配管上のベンチュリノズルは、分配管に対して直行させるとともに、同心円状のベンチュリノズルは、離隔距離を確保した配置とする。また、ベントガスは、スクラビング水中に斜め下方向に排出されたのち、減速し分配管の間を浮き上がっていく流れとなるため、同一分配管上の隣接ノズル及び同心円状の

【ベンチュリスクラバ】

第1セクションのベンチュリスクラバは、主にベンチュリノズルとスクラビング水で構成され、ベントガスに含まれる粒子状放射性物質及び無機よう素の大部分を除去し、スクラビング水中に保持できる。

ベンチュリノズルは、上部に行くにつれて緩やかに矩形断面の流路面積を増やして断面変化させており、上端は閉じて、側面に出口開口を設けている。ベンチュリノズルには、流路断面積が小さくなるスロート部の側面にスクラビング水を取り込む開口を設けており、流入したガスをスロート部で高流速とすることでノズル周囲のスクラビング水を吸込み、ノズル内の流速差で気液混合させてから、上端吐出部からスクラビング水中に排出させる。

ベンチュリノズルは、分配管に対して直行する向きに設置されており、ノズル上部に設けた1本あたり2ヶ所の噴出口から、ベントガスを水平下向きに噴き出す。その噴出口を隣接するベンチュリノズルに向けないことで、隣接するベンチュリノズルに影響を与えない設計としている。

隣接ノズルへ与える影響はない。



ベンチュリノズルの材質は、耐アルカリ性に優れる [ ] とする。

ベンチュリノズルの機器仕様を第2.3.2-1表に、スクラビング水の仕様を第2.3.2-2表に、概略図を第2.3.2-2図に、配置を第2.3.2-3図に、ベンチュリノズルからのベントガスの流れの概要を第2.3.2-4図に示す。

また、スクラビング水には化学薬剤として [ ] 及び水酸化ナトリウム (NaOH) を添加しており、無機よう素 (I<sub>2</sub>) の除去と再揮発防止を図っている。



[ ] スクラビング水を高アルカリ性の状態に維持するものである。(別紙23)

ベンチュリノズルの材質は、耐アルカリ性に優れるステンレス鋼 とする。

スクラバ容器内のスクラビング水は地震発生時におけるスロッシングを考慮しても、金属フィルタ下端まで到達しないことを確認している。(別紙21)

なお、高流速となるスロート部においては、性能検証試験に使用した後のベンチュリノズルの内面観察結果から、エロージョンは発生しないと考えている。(別紙20)

フィルタ装置(スクラバ容器)の機能模式図を図2.7.2-2、ベンチュリノズルの概略図を図2.7.2-3、主要仕様を表2.7.2-1、スクラビング水の仕様を表2.7.2-1、ベンチュリノズルの配置及びベンチュリノズルからのベントガスの流れの概要を図2.7.2-4に示す。

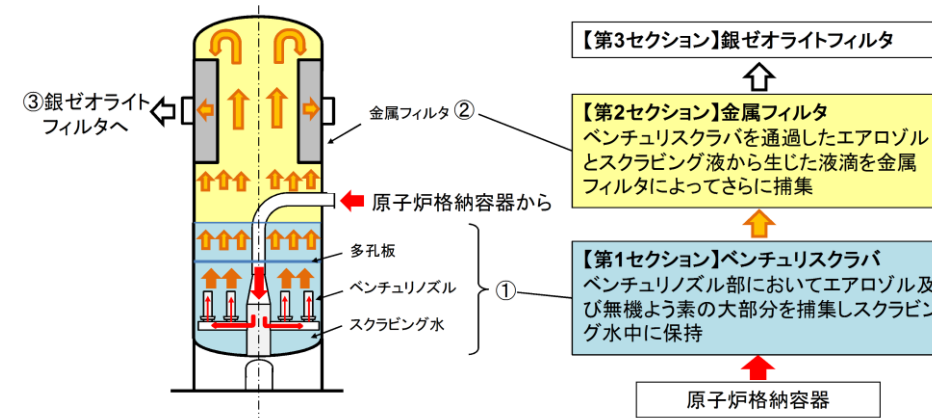




図2.7.2-2 フィルタ装置(スクラバ容器)の機能模式図

・記載方針の相違

・記載方針の相違

・記載方針の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="477 747 970 781">第 2.3.2-2 図 ベンチュリノズル概略図</p>  <p data-bbox="463 1331 985 1365">第 2.3.2-3 図 ベンチュリノズルの配置図</p>	 <p data-bbox="1635 793 2080 827">図 2.7.2-3 ベンチュリノズル概略図</p>	



第 2.3.2-4 図 ベンチュリノズルからのベントガスの流れの概要

b. 金属フィルタ

金属フィルタは、ベンチュリスクラバで除去しきれなかったエアロゾルを除去する。

金属フィルタは、必要なフィルタ面積と最適なフィルタ流速が得られるように、容器の上部に縦向きに配置される。金属フィルタは [ ] 製で、プレフィルタとメインフィルタを [ ] であり、周囲の型枠により容器内部に直接取り付けられる。

ベントガスは、スクラビング水を出た後、スクラビング水から生じる湿分（液滴）を含んでいる。長時間の運転でも高い除去効率を確保するため、 [ ] [ ] 除去した液滴は、スクラビング水内にドレンされる。

金属フィルタの機器仕様を第 2.3.2-1 表に、概略図及びフィルタ容器内の配置を第 2.3.2-5 図及び第 2.3.2-6 図に示す。

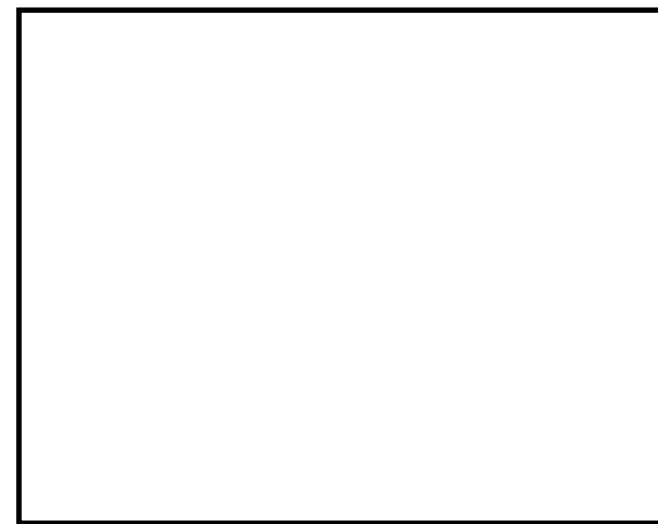
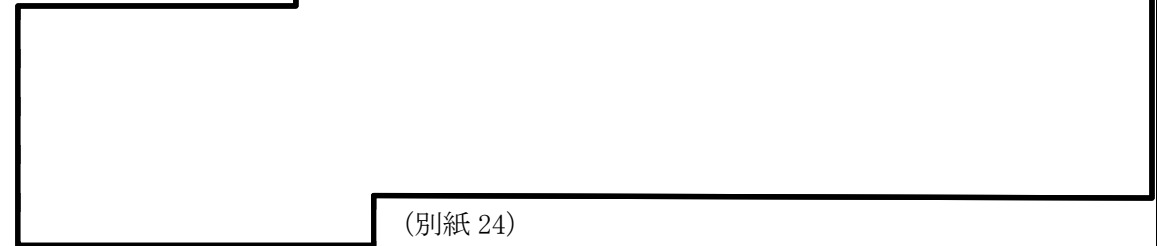


図 2.7.2-4 ベンチュリノズルからのベントガスの流れの概要

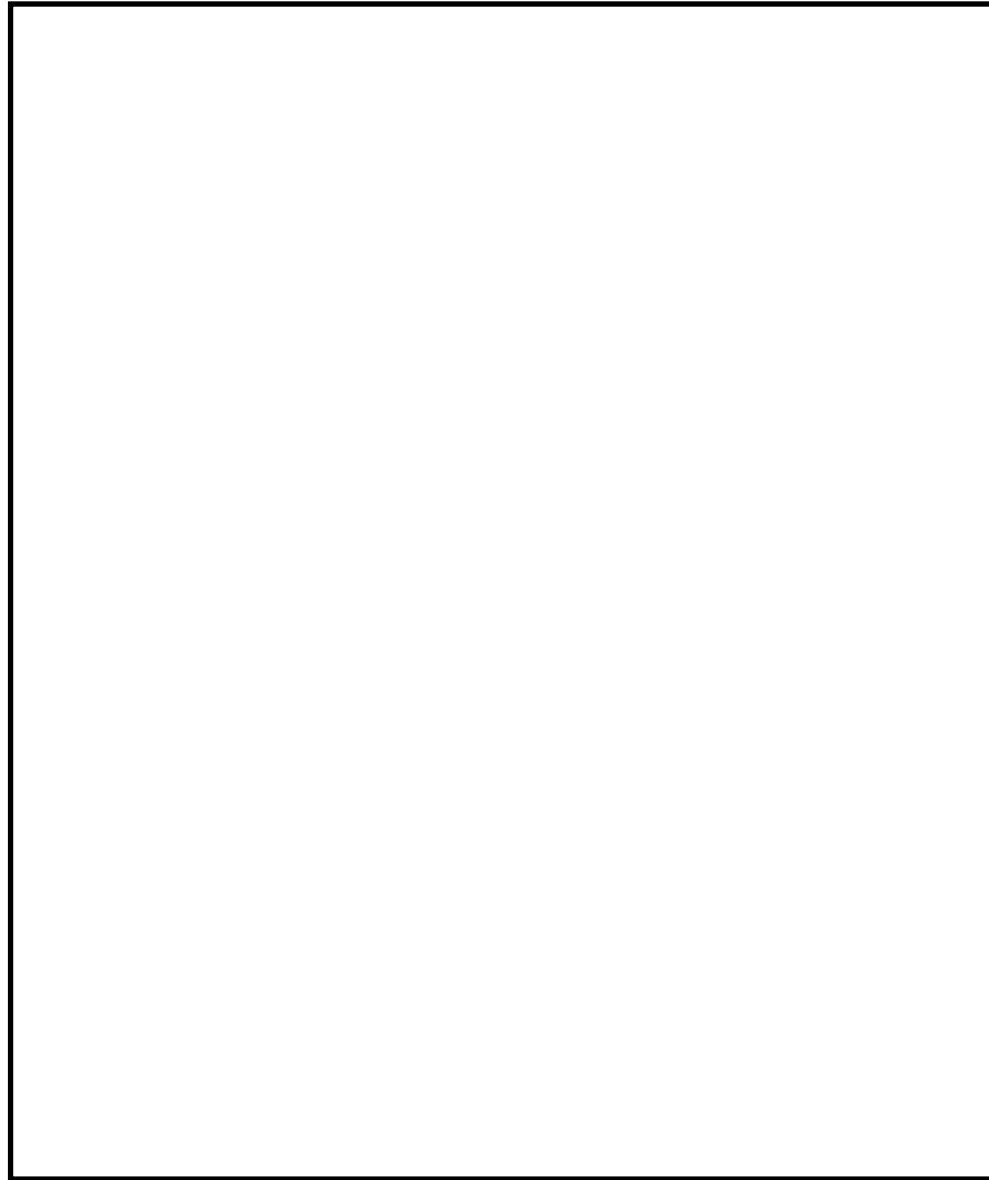
【金属フィルタ】

第 2 セクションの金属フィルタは、ベンチュリスクラバでは除去しきれなかった粒子状放射性物質を除去できる。金属フィルタは容器の上部に縦向きに置かれ、必要なフィルタ面積を確保している。



(別紙 24)

金属フィルタの機器仕様を表 2.7.2-1 に、概略図及びフィルタ容器内の配置を図 2.7.2-5 に示す。



第 2.3.2-5 図 金属フィルタ概略図

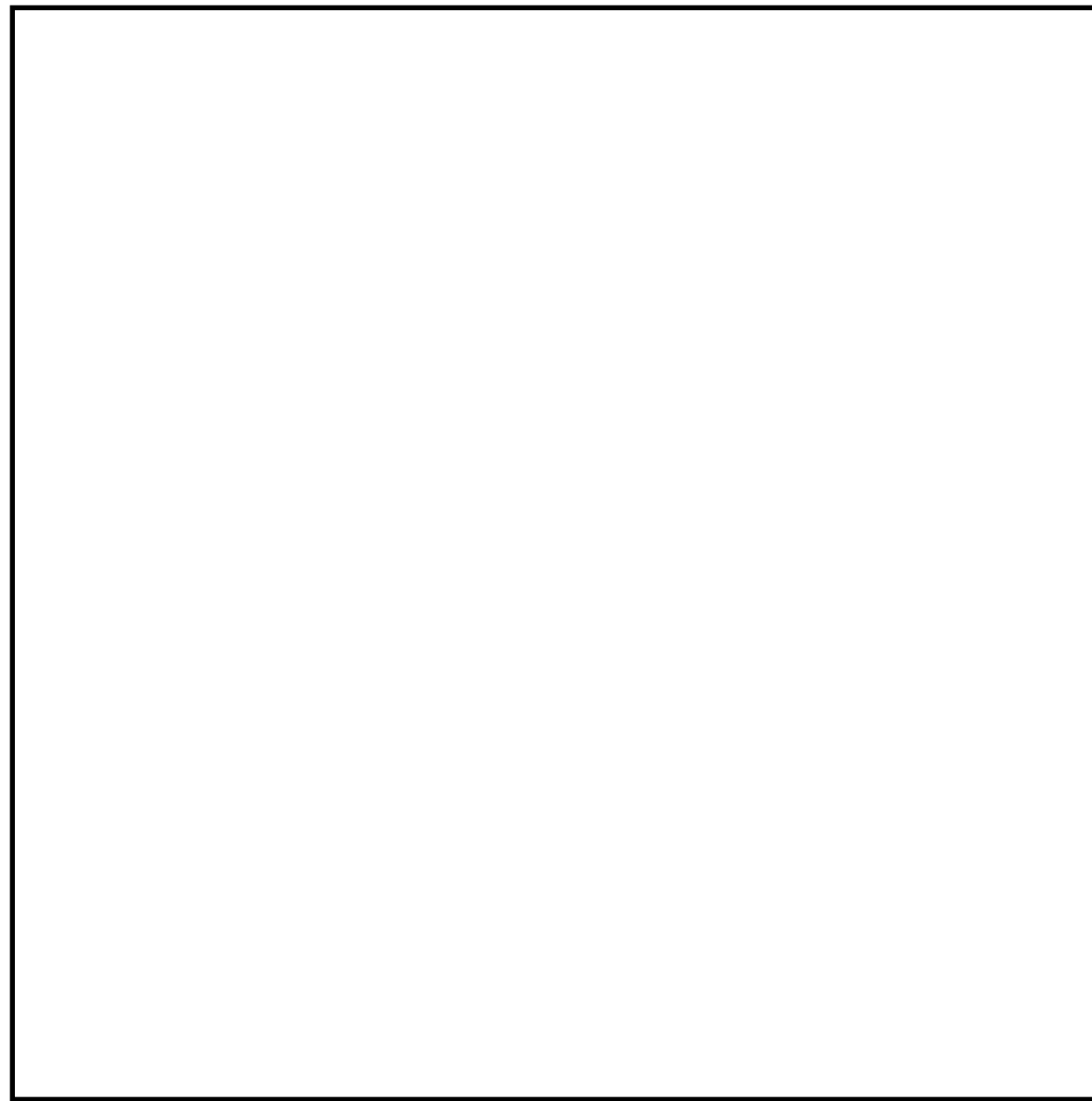



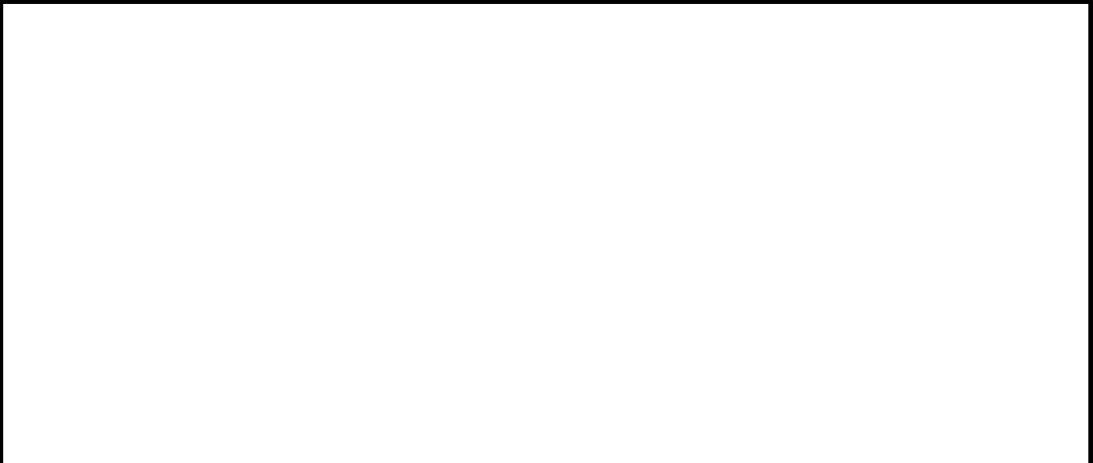


図 2.7.2-5 金属フィルタ概略図

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		
<p>第 2.3.2-6 図 フィルタ装置の断面図 (金属フィルタ高さ)</p>		
<p>(a) プレフィルタ及び湿分分離機構</p>	<p>(a) プレフィルタ及び湿分分離機構</p>	
		
<p>湿分分離機構の概要を第 2.3.2-7 図に、ドレン配管接続部の概要を第 2.3.2-8 図に示す。</p>	<p>湿分分離機構の概要を図 2.7.2-6 に、ドレン配管接続部の概要を図 2.7.2-7 に示す。</p>	
		
<p>第 2.3.2-7 図 湿分分離機構の概略図</p>	<p>図 2.7.2-6 湿分分離機構の概略図</p>	



第 2.3.2-8 図 ドレン配管接続部の z x 概略図



図 2.7.2-7 ドレン配管接続部の概略図

(b) メインフィルタ



(b) メインフィルタ



c. 流量制限オリフィス

ベントフィルタ内の体積流量をほぼ一定に保つため、金属フィルタ下流に流量制限オリフィスを設置する。流量制限オリフィスの穴径は、システムの圧力損失を考慮した上で、ベント開始時の格納容器圧力 (1Pd~2Pd) のうち、低い圧力 (1Pd) において、設計流量が確実に排気できるよう設定する。



流量制限オリフィスの仕様を第 2.3.2-1 表に示す。(別紙 6)

(2) 流量制限オリフィス

スクラバ容器から銀ゼオライト容器までの 4 本の配管それぞれに、同一仕様の同心型流量制限オリフィスを設置し、フィルタ装置 (スクラバ容器) 内の体積流量をほぼ一定に保つ構成としている。(別紙 25)



流量制限オリフィスの主要仕様を表 2.7.2-1 に示す。


d. よう素除去部

よう素除去部には、銀ゼオライトを収納し、ベントガスを通過させることで、ガス中に含まれる放射性のよう素を除去する。

(3) フィルタ装置 (銀ゼオライト容器)

フィルタ装置 (銀ゼオライト容器) は、被ばく低減の観点から有機よう素に対して除去効率 (DF) 98%の除去性能を有する装置である。

フィルタ装置 (銀ゼオライト容器) は、スカート支持される円筒たて形容器であり、容器内には銀ゼオライトフィルタを設置し、第 1 セクションのベンチュリスクラバ、第 2 セクションの金属フィルタに続く第 3 セクションとして主に有機よう素を除去するものである。

銀ゼオライトフィルタには、有機よう素の除去を効果的に行えるよう、ゼオライト吸着剤 (銀ゼオライト) を充填している。

スクラバ容器から出たベントガスは、銀ゼオライト容器胴下部の 4 つの入口ノズルから流入する。流入したベントガスは、同心円状に配置された銀ゼオライト層を通過し、銀ゼ

・記載方針の相違

・記載方針の相違



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="210 390 1273 468">よう素除去部の仕様を第2.3.2-1表に、概略図を第2.3.2-9図に、フィルタ装置内のよう素除去部の配置を第2.3.2-10図に示す。</p> <div data-bbox="181 575 1240 1037" style="border: 1px solid black; height: 220px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="492 1062 928 1094">第2.3.2-9図 よう素除去部概略図</p> <div data-bbox="175 1108 1249 1583" style="border: 1px solid black; height: 226px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="338 1602 1065 1633">第2.3.2-10図 フィルタ装置の断面図 (よう素除去部高さ)</p>	<p data-bbox="1368 212 2418 289"><u>オライトで有機よう素を除去されてから、4つの出口ノズルからフィルタ装置出口配管を経て大気へ排出される。</u></p> <p data-bbox="1368 302 2418 380"><u>銀ゼオライト容器の材料は、スクラビング水による接液部ではないが、腐食生成物の発生を極力少なくできるステンレス鋼としている。</u></p> <p data-bbox="1368 392 2418 470"><u>フィルタ装置 (銀ゼオライト容器) の概略構造を図2.7.2-8、フィルタ装置全体の概略配置を図2.7.2-9、主要仕様を表2.7.2-1に示す。(別紙22)</u></p> <div data-bbox="1537 533 2160 1024"> </div> <p data-bbox="1516 1062 2199 1094">図2.7.2-8 フィルタ装置 (銀ゼオライト容器) 概略構造</p>	<p data-bbox="2599 165 2671 197">備考</p> <p data-bbox="2451 392 2605 470">・設備の相違 ⑥の相違</p>

第2.3.2-1表 フィルタ装置主要仕様

(1) 容器

型式	円筒たて形容器
材質	
胴内径	約5m
高さ	約10m

(2) ベンチュリノズル

材質	
個数	

※詳細設計により変更の可能性がある。

(3) 金属フィルタ

材質	
寸法	
繊維径	
個数	
総面積	

(4) 流量制限オリフィス

型式	同心オリフィス板
材質	
個数	

(5) よう素除去部

材質	銀ゼオライト
充填量	
ベッド厚さ	

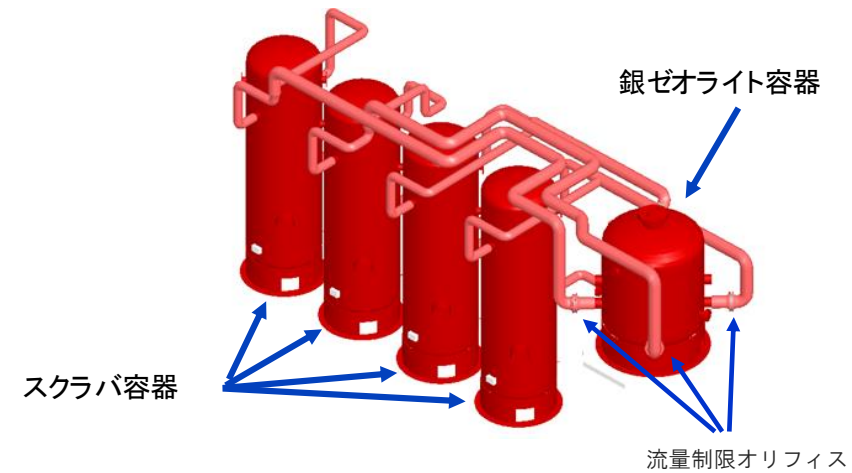


図2.7.2-9 フィルタ装置全体 概略配置

表2.7.2-1 フィルタ装置主要仕様

(1) フィルタ装置

除去効率 99.9%以上 (粒子状放射性物質に対して)  
 99%以上 (無機よう素に対して)  
 98%以上 (有機よう素に対して)

a. スクラバ容器

型式 円筒たて形  
 最高使用圧力 853kPa[gage]  
 最高使用温度 200℃  
 材料 ステンレス鋼 (SUS316L)  
 胴内径 約2m  
 高さ 約8m  
 基数 4  
 ベンチュリノズル  
 金属フィルタ  
 スクラビング水 約9m<sup>3</sup>/基 (初期水量)  
 添加薬剤 水酸化ナトリウム

b. 銀ゼオライト容器

型式 円筒たて形  
 最高使用圧力 427kPa[gage]  
 最高使用温度 200℃  
 材料 ステンレス鋼 (SUS316L)  
 胴内径 約3m

・記載方針の相違  
 ・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考				
<p style="text-align: center;">第2.3.2-2表 スクラビング水仕様 (待機水位時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3.3 配置</p> <p>フィルタ装置は、原子炉建屋外に地下埋設で設置する頑健な格納容器圧力逃がし装置格納槽の中に設置することで、地震や津波等の自然現象及び航空機衝突に対する耐性を高めている。格納容器圧力逃がし装置格納槽は、鉄筋コンクリート製であり、フィルタ装置に保持された放射性物質からの遮蔽を考慮した設計としている。また、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設計基準事故対処設備である残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器及び残留熱除去系海水ポンプ並びに重大事故等対処設備である緊急用海水ポンプに対して位置的分散を図っている。さらに、重大事故等対処設備である代替循環冷却系ポンプに対しても位置的分散を図っている。</p> <p>フィルタ装置の配置を第2.3.3-1図、第2.3.3-2図に示す。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の配管については、ベント時に発生する蒸気凝縮で発生するドレン水による閉塞やこれに起因する水素及び酸素の滞留を防止するため、配置に留意する。具体的には配管ルートにUシール部ができないよう配置する。なお、新設部分については、水平配管に適切な勾配を設ける。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の配管ルート図を第2.3.3-3図～15図に示す。</p>	項目	設定値			<p>高さ 約5m 基数 1 吸着剤 銀ゼオライト <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></p> <p>c. 流量制限オリフィス</p> <p>材料 ステンレス鋼 個数 4 穴径 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></p> <p>2.7.3 配管及び弁類</p> <p>配管及び弁類は以下のとおり設計している。</p> <p>(1) 格納容器フィルタベント系の主配管は、原子炉定格熱出力の1%相当の蒸気を排出可能とする設計としている。格納容器フィルタベント系の配管については、ベント時に発生する蒸気凝縮で発生するドレン水による閉塞やこれに起因する水素及び酸素の滞留を防止するため、配置に留意する。具体的には配管ルートにUシール部ができないよう配置する。なお、新設部分については、水平配管に適切な勾配を設ける。主配管の主要仕様を表2.7.3-1、格納容器フィルタベント系最上流部であるベント弁(第3弁)から大気開放端までの配管の配置を図2.7.3-1～7に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2.7.3-1 主配管主要仕様</p> <p>a. ベント弁(第3弁)からスクラバ容器入口</p> <p>呼び径 200A, 300A 材料 炭素鋼(STPT410)</p> <p>b. スクラバ容器入口からオリフィス入口</p> <p>呼び径 200A 材料 ステンレス鋼(SUS316L, SUS304)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料構成の相違</li> <li>島根2号炉は、残留熱除去系と残留熱代替除去系との位置的分散については、「2.6.d. 位置的分散」に記載</li> <li>・記載方針の相違</li> <li>・記載方針の相違</li> <li>・記載方針の相違</li> </ul>
項目	設定値					

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="189 621 1228 1308" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="350 1331 1056 1367" data-label="Caption"> <p>第 2.3.3-1 図 フィルタ装置配置図 (原子炉建屋地下 2 階)</p> </div>	<p>c. オリフィス入口から銀ゼオライト容器出口  呼び径 300A  材 料 ステンレス鋼 (SUS304)</p> <p>d. 銀ゼオライト容器出口から大気開放端  呼び径 300A, 400A  材 料 炭素鋼 (STPT410)</p>	

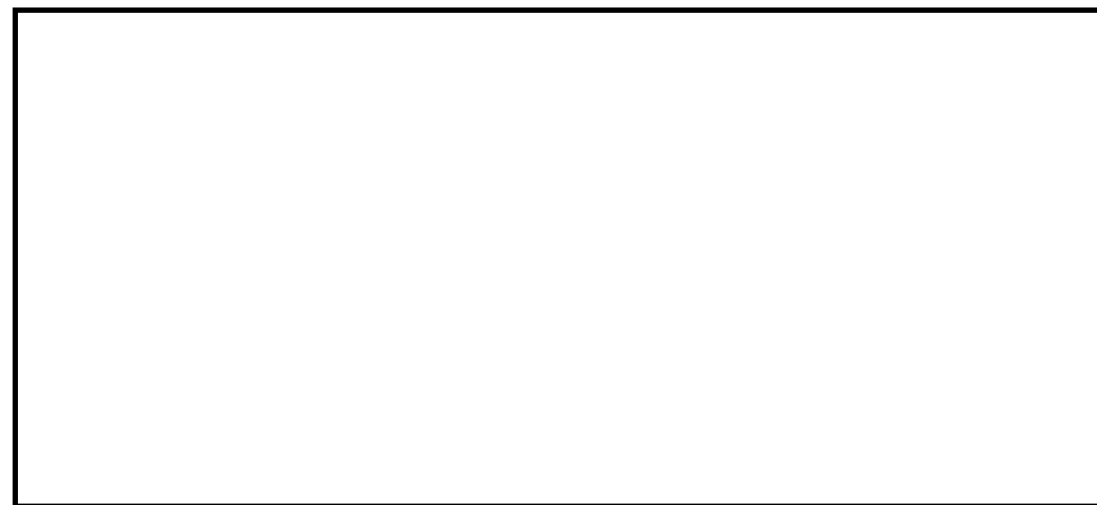
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="439 972 967 1003">第2.3.3-2図 フィルタ装置配置図(屋外)</p>		

第2.3.3-3図 格納容器圧力逃がし装置 配管ルート図 (全体図)

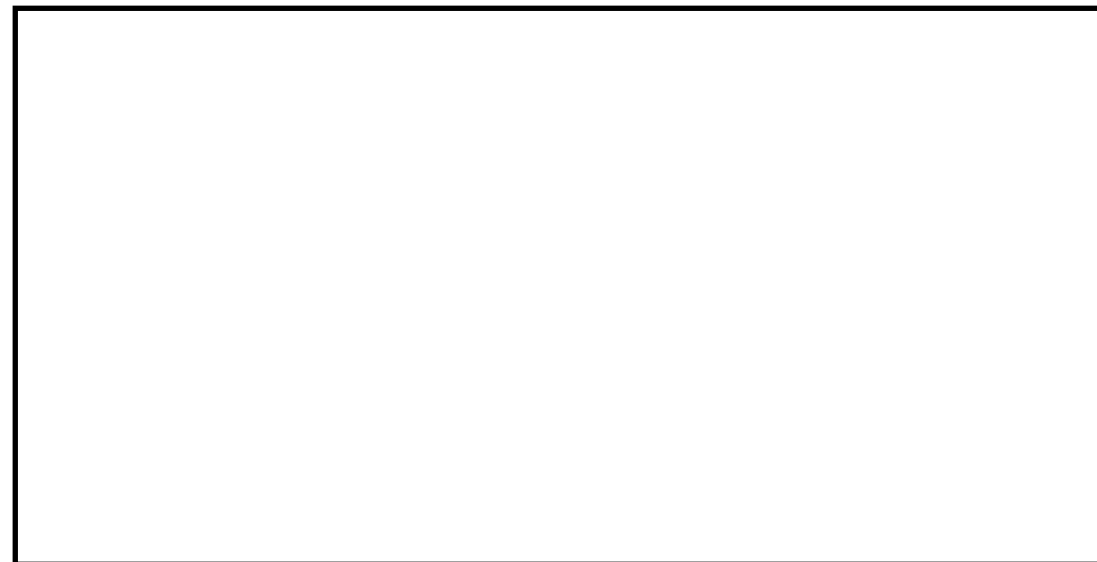
図 2.7.3-1 格納容器フィルタベント系 配管ルート図 (鳥瞰図)



第 2. 3. 3-4 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (1/12)



第 2. 3. 3-5 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (2/12)



第 2. 3. 3-6 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (3/12)

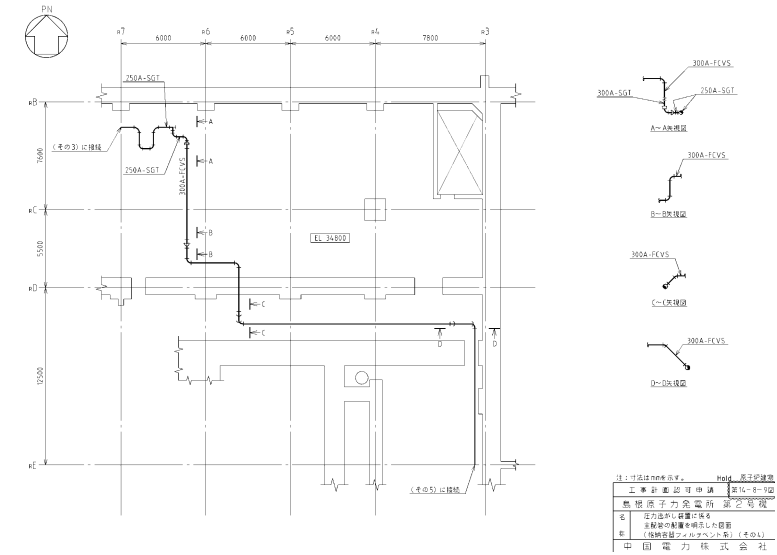


図 2. 7. 3-2 主配管の配置を明示した図面 (その 1)

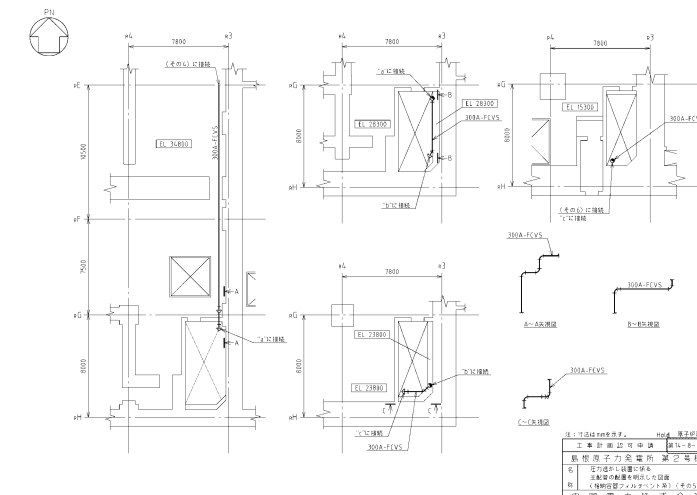


図 2. 7. 3-3 主配管の配置を明示した図面 (その 2)

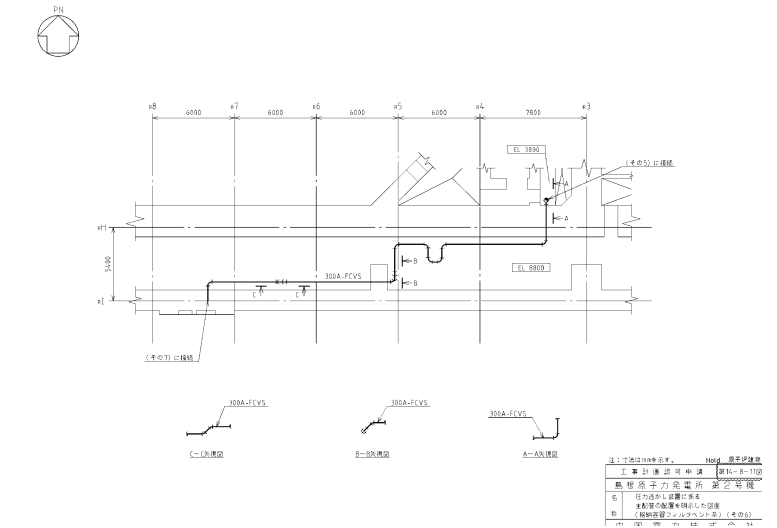
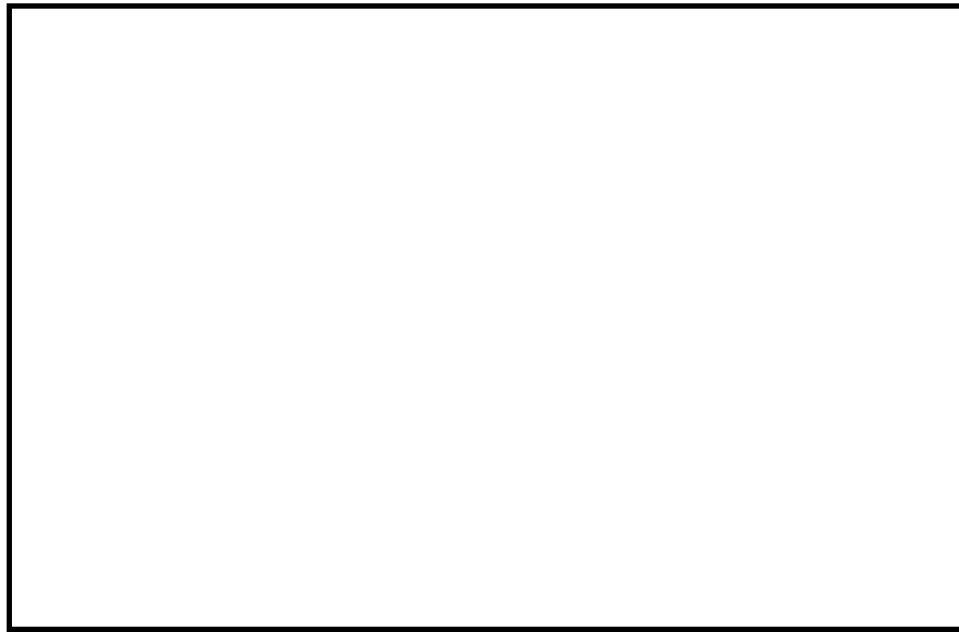


図 2. 7. 3-4 主配管の配置を明示した図面 (その 3)



第 2.3.3-7 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (4/12)



第 2.3.3-8 図 格納容器圧力逃がし装置系配管ルート拡大図 (5/12)

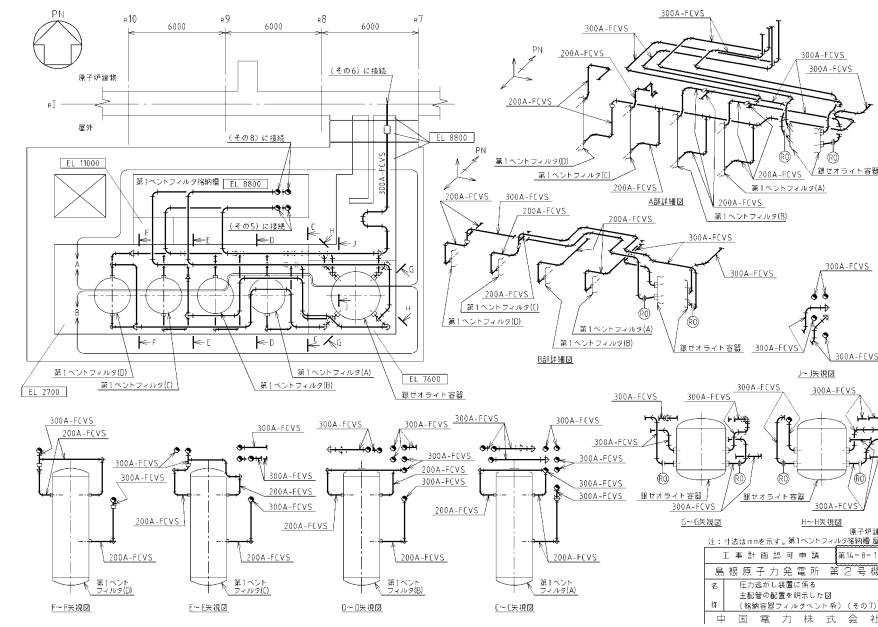


図 2.7.3-5 主配管の配置を明示した図面 (その4)

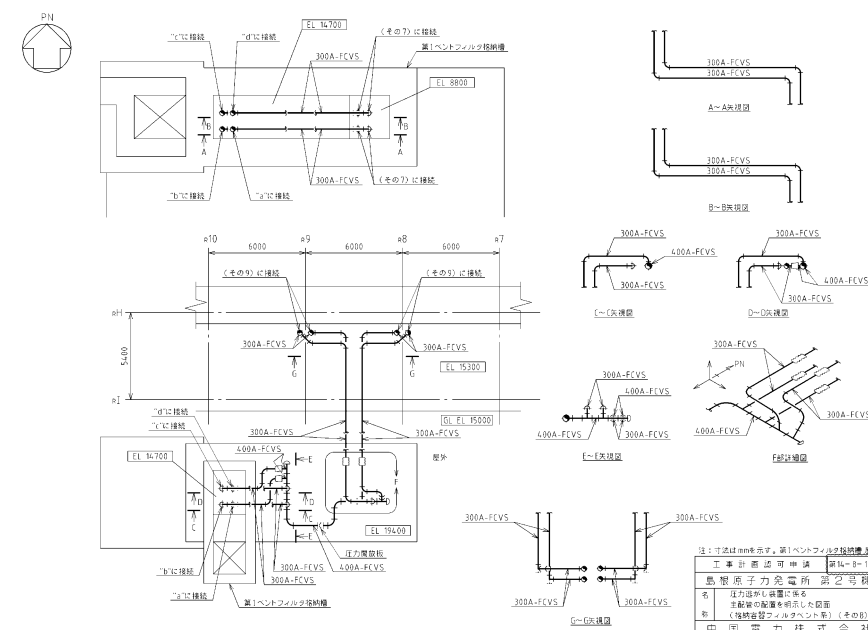
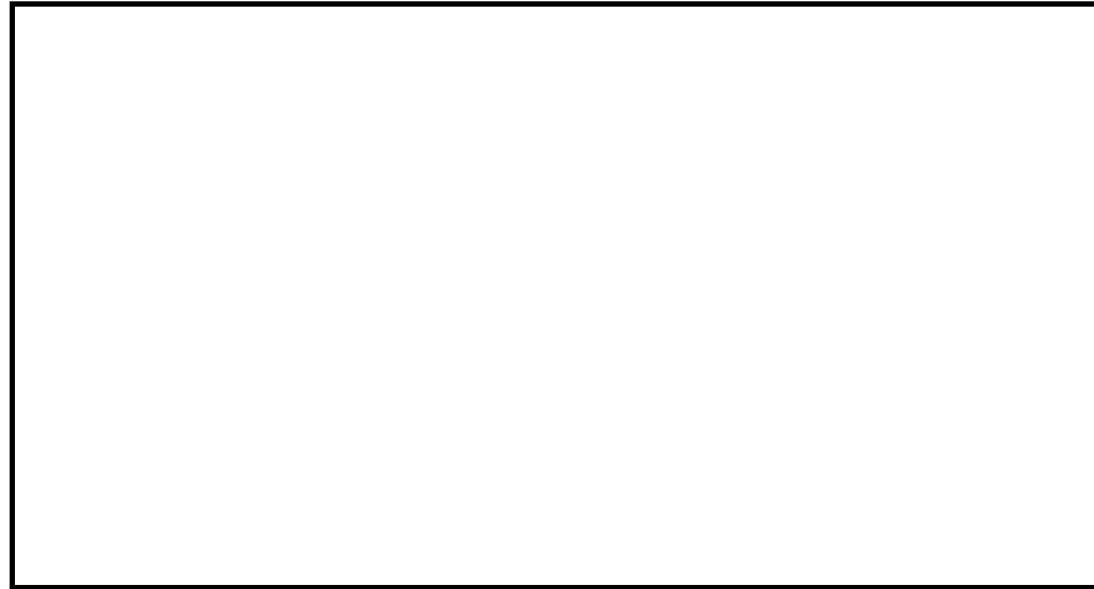


図 2.7.3-6 主配管の配置を明示した図面 (その5)

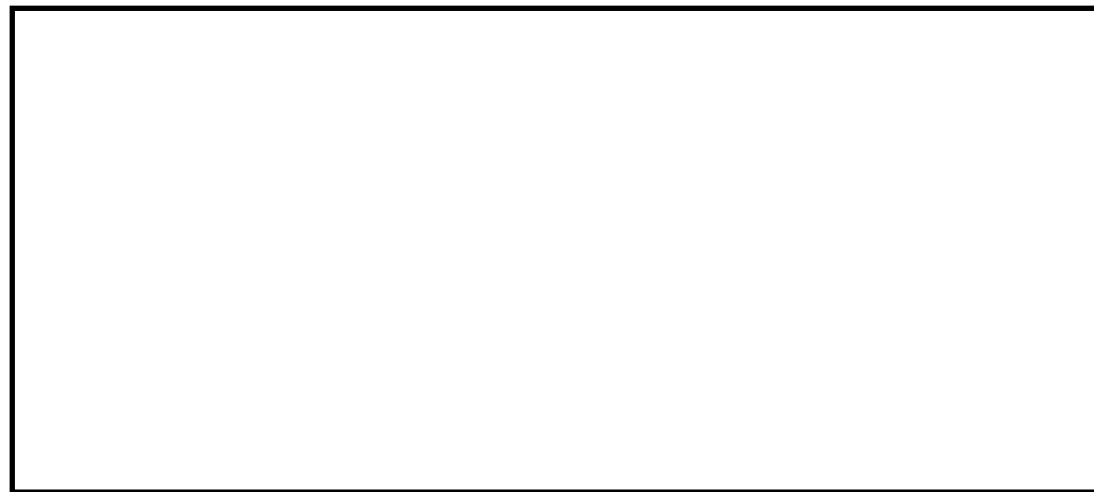




第 2.3.3-9 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (6/12)



第 2.3.3-10 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (7/12)



第 2.3.3-11 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (8/12)

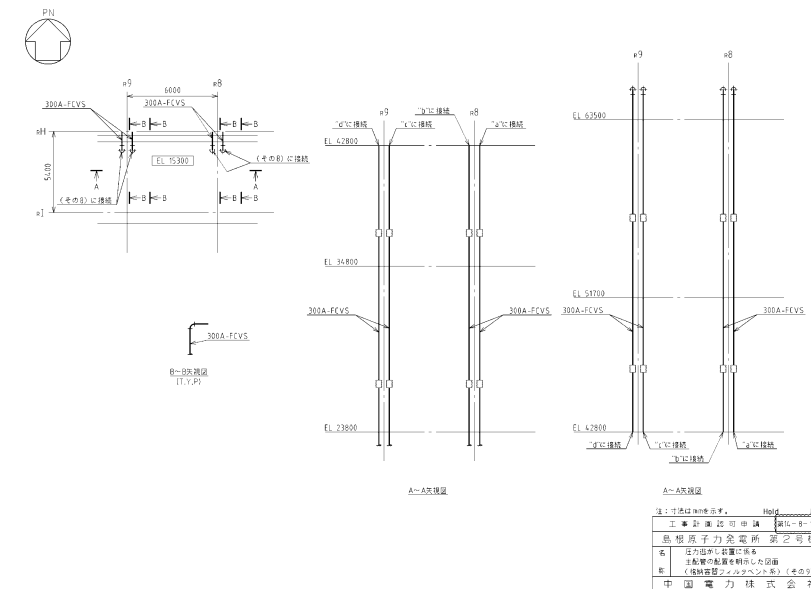
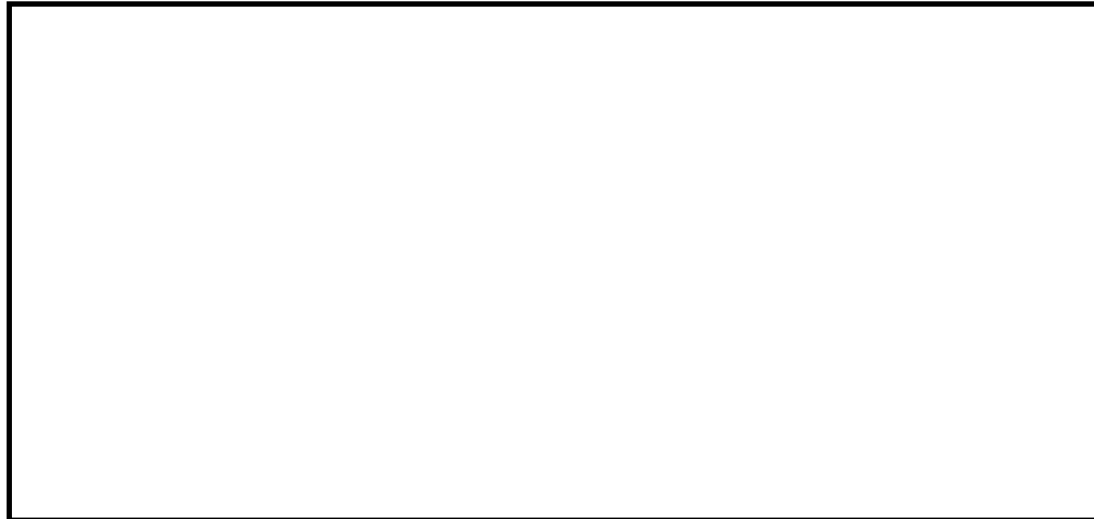


図 2.7.3-7 主配管の配置を明示した図面 (その6)

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		
<p>第2.3.3-12図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (9/12)</p>		
		
<p>第2.3.3-13図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (10/12)</p>		
		
<p>第2.3.3-14図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (11/12)</p>		



第 2.3.3-15 図 格納容器圧力逃がし装置配管ルート拡大図 (12/12)

(2) 配管の材料はスクラビング水の性状を考慮し、スクラビング水に接液するおそれのある範囲(フィルタ装置廻り)については耐食性の高いステンレス鋼とし、それ以外の範囲については基本的に炭素鋼としている。フィルタ装置及び配管の材料範囲を図 2.7.3-8 に示す。

・記載方針の相違

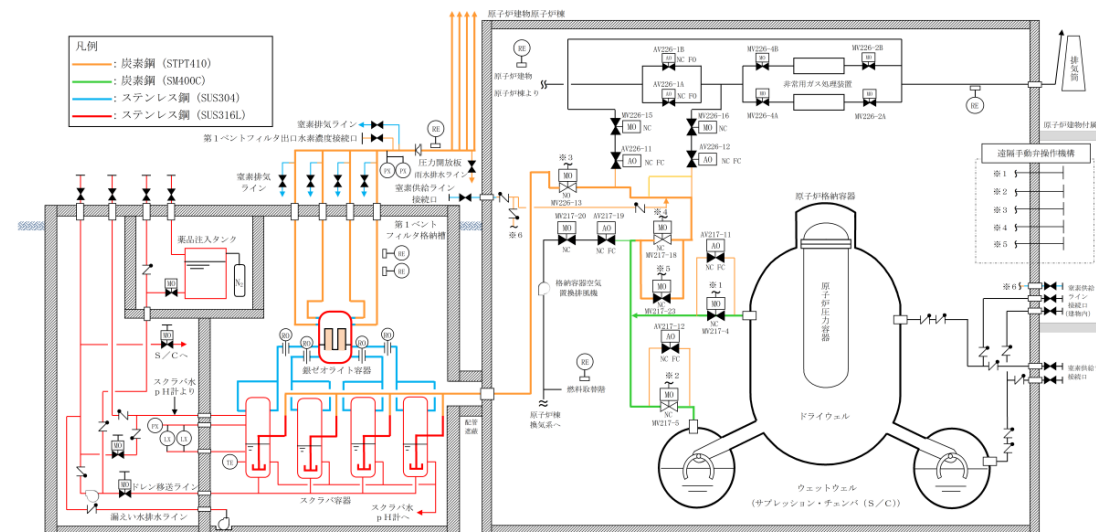


図 2.7.3-8 格納容器フィルタベント系の材料範囲

・記載方針の相違

(3) ベント弁(第1弁、第2弁及び第3弁)は、通常時、事故時(DBA及びSA)における弁への開閉要求及び遠隔手動弁操作機構の設置を考慮し、電動駆動弁としている。また、弁駆動に必要な電源は、代替交流動力電源からも給電可能な設計としている。さらに、駆動源喪失時にも弁作動が可能なよう、遠隔手動弁操作機構を設置することで、人力での開閉操作が可能な設計としており、操作の多様性を有した設計としている。電動駆動弁の主要仕様を表 2.7.3-2、概要図を図 2.7.3-9、遠隔手動弁操作機構の模式図を図 2.7.3-10、ベント弁の設置位置を図 2.7.3-11~14 に示す。(別紙 3)

・記載方針の相違



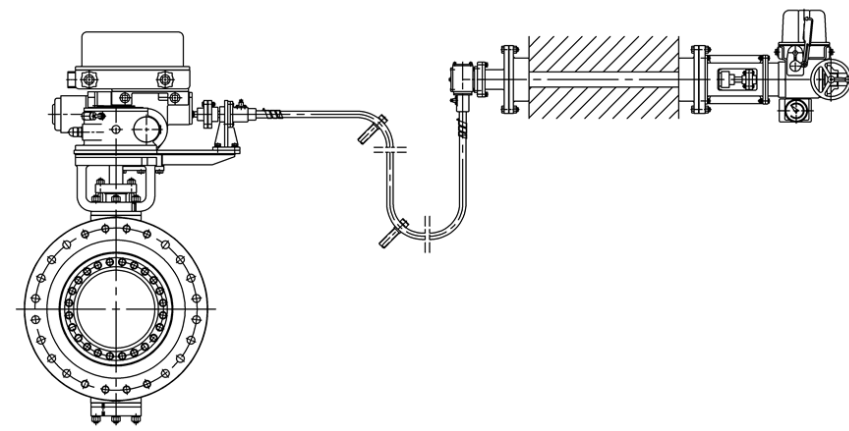
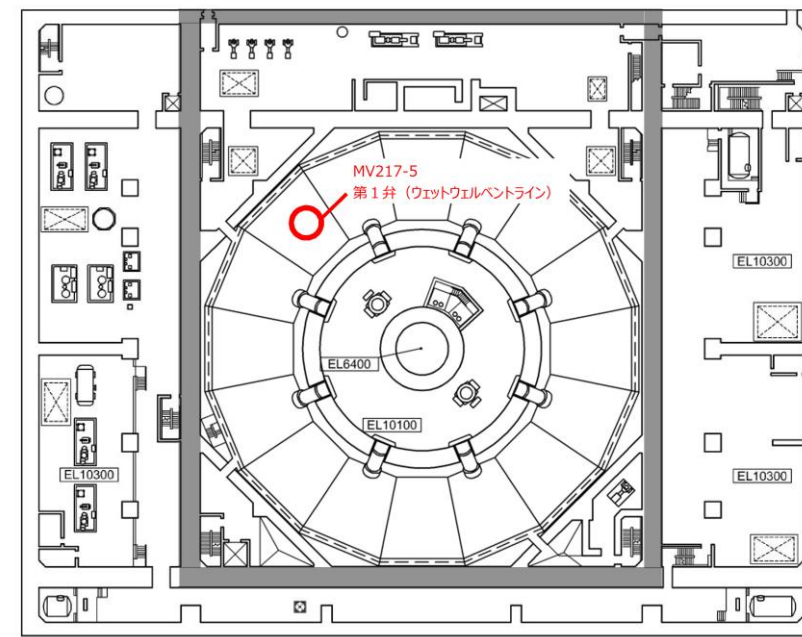


図 2.7.3-10 遠隔手動弁操作機構の模式図

・記載方針の相違



R/B B1FL (EL8800)

図 2.7.3-11 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その1)

・記載方針の相違

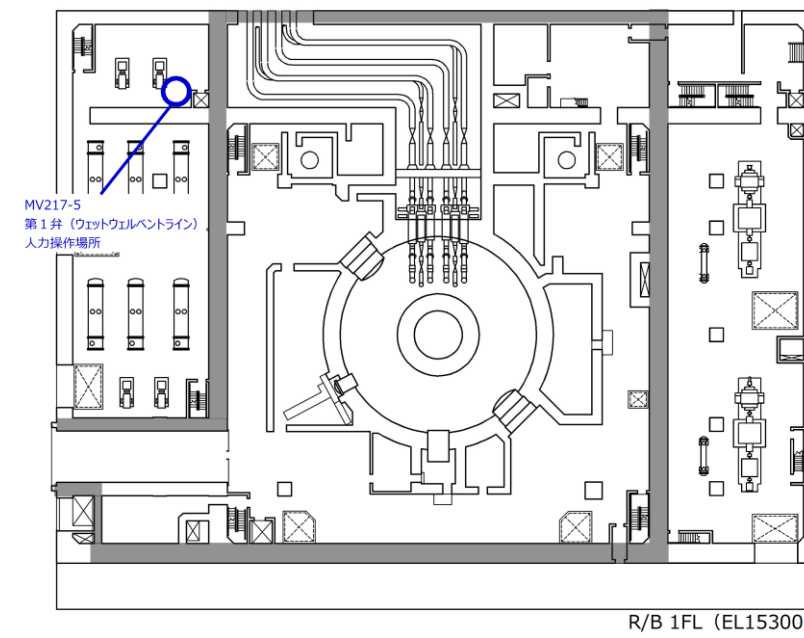


図 2.7.3-12 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その2)

・記載方針の相違

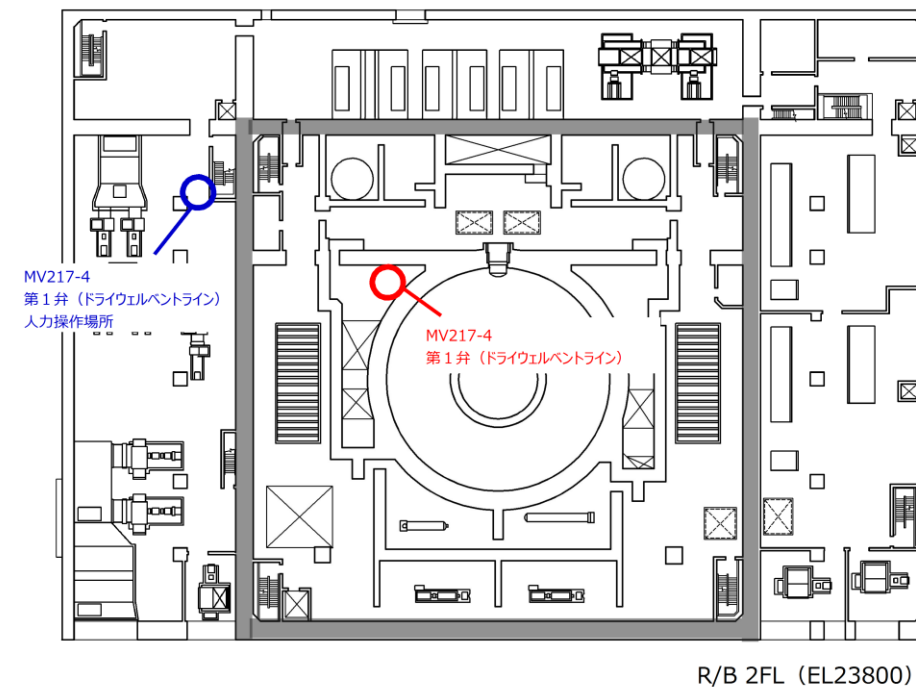


図 2.7.3-13 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その3)

・記載方針の相違

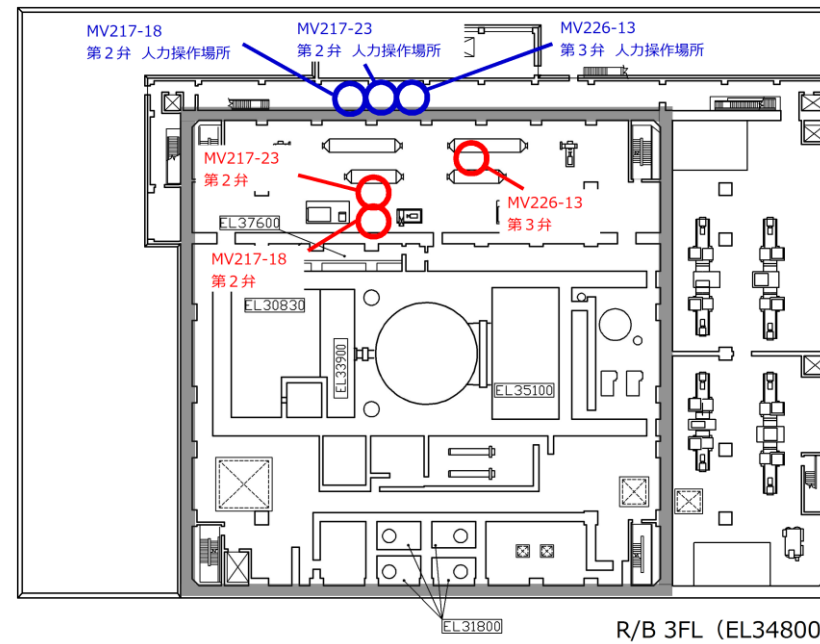


図 2.7.3-14 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その4)

(4) ベント弁は、第1弁及び第2弁を通常時閉とし、弁の閉固着等により開操作の妨げとならないように、弁を多重化(並列配置)し、開の信頼性向上を図る設計としている。また、第3弁については、ベント時の開要求を達成する観点から通常時開及び電源切保持とすることにより、弁の開状態が確実にとなるように管理するとともに、中央制御室において弁の開閉状態を表示させることにより、運転員が弁の開閉状態を目視で確認可能な設計としている。(別紙7)

(5) 系統待機モード時の窒素環境保持のバウンダリである圧力開放板の設定破裂圧力は、ベントガス排出の妨げにならないよう 80kPa(差圧)に設定している。圧力開放板の主要仕様を表 2.7.3-3、構造図を図 2.7.3-15 に示す。(別紙5)

表 2.7.3-3 圧力開放板 主要仕様

a. 圧力開放板	
型式	反転型ラプチャディスク
設定圧力	80kPa(差圧)
呼び径	400A
材料	ステンレス鋼
個数	1

・記載方針の相違

・記載方針の相違

・記載方針の相違

・記載方針の相違

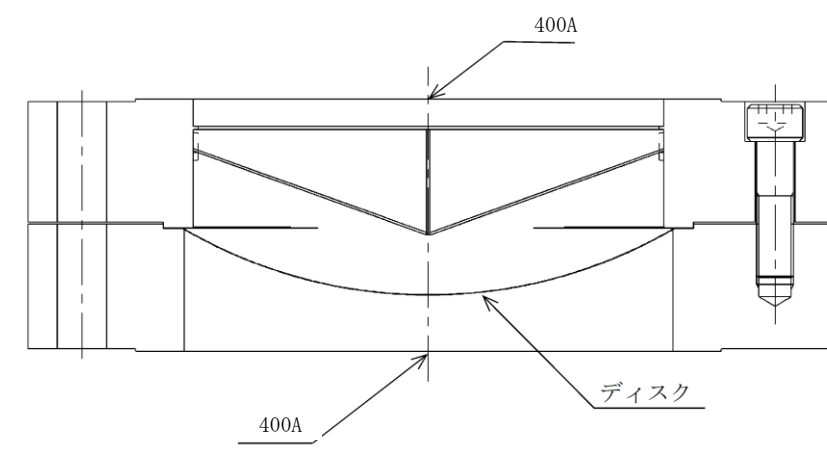


図 2.7.3-15 圧力開放板 構造図

(6) 原子炉建物から第1ベントフィルタ格納槽までの配管及び銀ゼオライト容器から大気開放端までの配管には、熱変形に加え、自重及び地震による変位（相対変位を含む）を考慮し、伸縮継手を使用する。当該変位量が繰返し付加された場合でも、構造上許容繰返し回数を満足する設計としている。

伸縮継手の主要仕様を表 2.7.3-4、構造図を図 2.7.3-16, 17 に示す。

表 2.7.3-4 伸縮継手 主要仕様

a. 伸縮継手		
呼 び 径		300A
材 料		ステンレス鋼

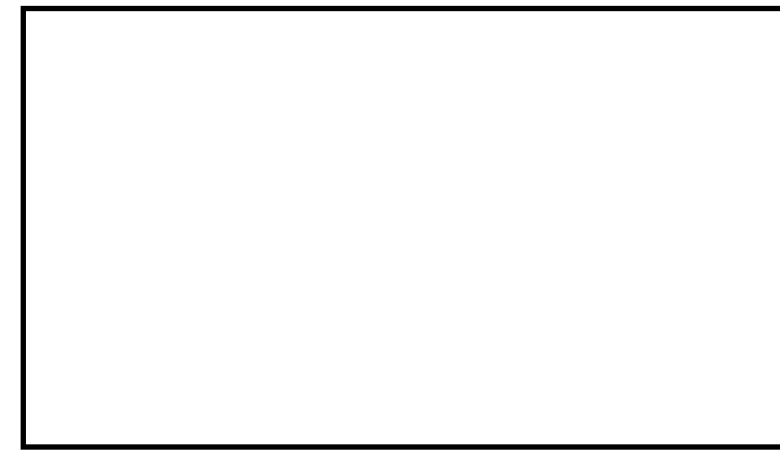


図 2.7.3-16 伸縮継手（排気配管）構造図

・記載方針の相違

・記載方針の相違

・記載方針の相違

・記載方針の相違

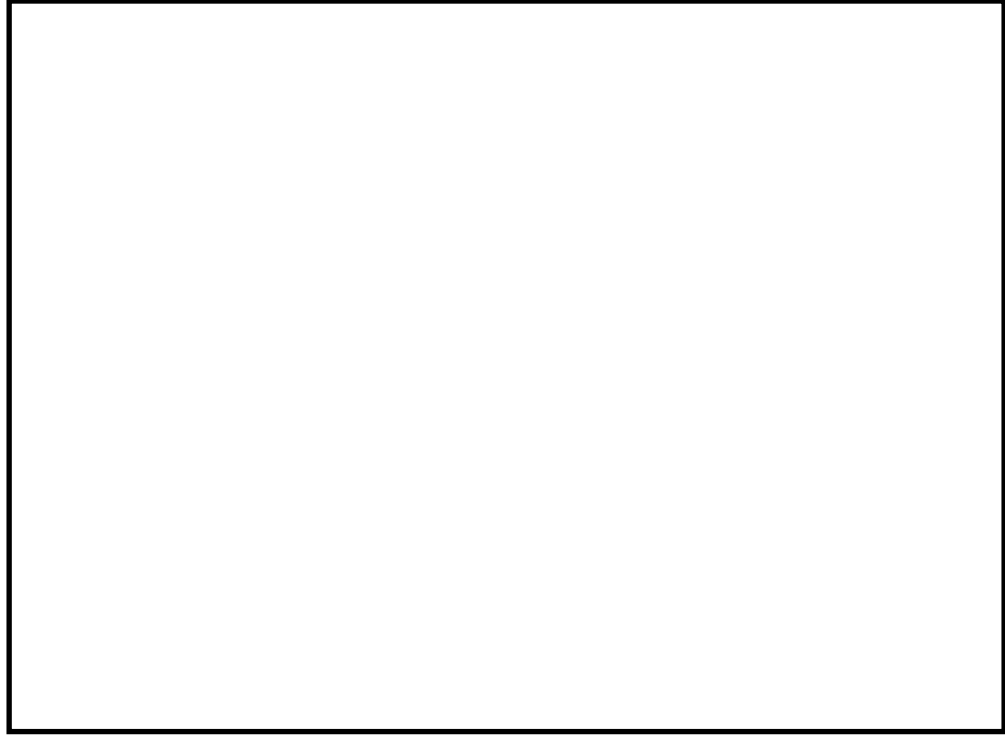


東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.4 付帯設備</p> <p>2.4.1 計装設備</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の計装設備は、各運転状態において、設備の状態を適切に監視するため、フィルタ装置入口水素濃度計、フィルタ装置出口放射線モニタ及びフィルタ装置周り計装設備にて構成する。(別紙 27, 別紙 28, 別紙 29, 別紙 42)</p> <p>(1) <u>フィルタ装置入口水素濃度計</u></p> <p><u>フィルタ装置入口水素濃度計</u>は、<u>ベント停止後の系統内の水素濃度が可燃限界 4vol%以下に維持されていることを監視するため、フィルタ装置入口配管に設置する。</u>(別紙 1, 別紙 34)</p> <p><u>ベント停止(第一弁を閉止)後は、フィルタ装置入口配管に窒素を供給し、系統内に残留するガスを掃気することで、水素が可燃限界に至ることはない。また、フィルタ装置内の放射性物質を保持するスクラビング水より放射線分解で発生する水素は、窒素供給することでフィルタ装置出口配管を通して掃気され、可燃限界に至ることはない。</u></p> <p><u>水素濃度の計測は、ベント停止後の窒素供給による系統パージ停止後に実施する。</u></p> <p><u>フィルタ装置入口水素濃度計の計測範囲は、0~100vol%とし、0~20vol%に切り替えて計測できるようにする。計測した水素濃度は、中央制御室及び緊急時対策所で監視可能な設計とする。</u></p> <p><u>フィルタ装置入口水素濃度計は、通常待機時には非常用母線より受電しているが、重大事故等時で非常用電源から受電できない場合には、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電可能な構成とする。</u></p>	<div data-bbox="1507 220 2220 590" data-label="Image"> </div> <p>図 2.7.3-17 <u>伸縮継手(原子炉建物~第1ベントフィルタ格納槽)構造図</u></p> <p>2.8 付帯設備</p> <p>2.8.1 計装設備</p> <p><u>格納容器フィルタベント系の計装設備は、各運転状態において、設備の状態を適切に監視するため、第1ベントフィルタ出口水素濃度、第1ベントフィルタ出口放射線モニタ及びフィルタ装置(スクラバ容器)周り計装設備にて構成する。</u>(別紙 26, 別紙 27, 別紙 28, 別紙 29)</p> <p>(1) <u>第1ベントフィルタ出口水素濃度</u></p> <p><u>第1ベントフィルタ出口水素濃度は、系統内の水素濃度が可燃限界 4vol%以下に維持されていることを監視するため、第1ベントフィルタ装置出口配管に設置する。</u>(別紙 2)</p> <p><u>ベント開始時以降、可搬式窒素供給装置による窒素を供給し、系統内に残留するガスを掃気することで、水素が可燃限界に至ることはない。また、フィルタ装置内の放射性物質を保持するスクラビング水より放射線分解で発生する水素は、窒素供給することでフィルタ装置出口配管を通して掃気され、可燃限界に至ることはない。</u></p> <p><u>水素濃度の計測は、格納容器への窒素供給を実施するベント停止前のタイミングで実施する。</u></p> <p><u>第1ベントフィルタ出口水素濃度の計測範囲は、0~100vol%とし、0~20vol%に切り替えて計測できるようにする。計測した水素濃度は、中央制御室及び緊急時対策所で監視可能な設計とする。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉は、ベント開始時以降、窒素供給を行う運用となっている</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉は、ベント開始時以降、窒素供給を行う運用となっている</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉は、ベント開始時以降、窒素供給を行う運用となっている</p> <p>(2.8.2 電源設備に記載している)</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																														
<p>フィルタ装置入口水素濃度計の主要仕様を第2.4.1-1表に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2.4.1-1表 フィルタ装置入口水素濃度計の仕様</u></p> <table border="1" data-bbox="249 294 1264 478"> <tr> <td>種 類</td> <td>熱伝導式水素濃度検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0~100vol%</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>使用電源</td> <td>交流電源</td> </tr> </table> <p>(2) <u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u></p> <p><u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>は、大気へ放出する放射性物質濃度を監視する目的で、排気中の放射性物質からのγ線強度を計測するため、<u>フィルタ装置出口配管近傍</u>に設置する。(別紙7)</p> <p><u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>の計測範囲は、フィルタ使用時に想定される排気中の放射性物質がフィルタ装置出口配管に内包された時の最大の放射線量率を計測できる範囲として、炉心損傷している場合は<math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math> (高レンジ用)を、炉心損傷していない場合は<math>10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}</math> (低レンジ用)を計測範囲としている。計測した放射線量率は、中央制御室及び緊急時対策所で監視可能な設計とする。</p> <p><u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>は、通常待機時には非常用母線より受電しているが、重大事故等時で非常用電源から受電できない場合には、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池並びに可搬型代替直流電源設備である可搬型低圧電源車及び可搬型整流器から給電可能な構成とする。</p> <p><u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>の主要仕様を第2.4.1-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2.4.1-2表 フィルタ装置出口放射線モニタの仕様</u></p> <table border="1" data-bbox="249 1331 1264 1608"> <tr> <td></td> <td>高レンジ用</td> <td>低レンジ用</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>イオンチェンバ式放射線検出器</td> <td>イオンチェンバ式放射線検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td><math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math></td> <td><math>10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}</math></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用電源</td> <td>直流電源</td> <td>直流電源</td> </tr> </table> <p>(3) <u>フィルタ装置周り計装設備</u></p> <p>通常待機時、系統運転時及び事故収束時の各状態において、フィルタ装置の水位、圧力及び温度並びにスクラビング水pHを監視するため、フィルタ装置周辺に水位計、圧力計、温度計及びpH計を設置し、中央制御室、緊急時対策所及び一部現場において監視できる設計とする。</p>	種 類	熱伝導式水素濃度検出器	計測範囲	0~100vol%	個 数	2	使用電源	交流電源		高レンジ用	低レンジ用	種 類	イオンチェンバ式放射線検出器	イオンチェンバ式放射線検出器	計測範囲	$10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$	$10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$	個 数	2	1	使用電源	直流電源	直流電源	<p>第1ベントフィルタ出口水素濃度の主要仕様を表2.8.1-1に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表2.8.1-1 第1ベントフィルタ出口水素濃度の仕様</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 294 2404 478"> <tr> <td>種 類</td> <td>熱伝導式水素濃度検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0~20 vol%/0~100vol%</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>使用電源</td> <td>交流電源</td> </tr> </table> <p>(2) <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u></p> <p><u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u>は、大気へ放出する放射性物質濃度を監視する目的で、排気中の放射性物質からのγ線強度を計測するため、<u>第1ベントフィルタ出口配管近傍</u>に設置する。(別紙30)</p> <p><u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u>の計測範囲は、フィルタ使用時に想定される排気中の放射性物質がフィルタ装置出口配管に内包された時の最大の放射線量率を計測できる範囲として、炉心損傷している場合は<math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math> (高レンジ用)を、炉心損傷していない場合は<math>10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}</math> (低レンジ用)を計測範囲としている。計測した放射線量率は、中央制御室及び緊急時対策所で監視可能な設計とする。</p> <p><u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u>の主要仕様を表2.8.1-2に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表2.8.1-2 第1ベントフィルタ出口放射線モニタの仕様</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 1331 2404 1562"> <tr> <td></td> <td>高レンジ用</td> <td>低レンジ用</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>電離箱式</td> <td>電離箱式</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td><math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math></td> <td><math>10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}</math></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用電源</td> <td>直流電源</td> <td>直流電源</td> </tr> </table> <p>(3) <u>フィルタ装置(スクラバ容器)周り計装設備</u></p> <p>通常待機時、系統運転時及び事故収束時の各状態において、フィルタ装置の水位、圧力及び温度並びにスクラビング水pHを監視するため、フィルタ装置周辺に水位計、圧力計、温度計及びpH計を設置し、中央制御室、緊急時対策所及び一部現場において監視できる設計とする。</p>	種 類	熱伝導式水素濃度検出器	計測範囲	0~20 vol%/0~100vol%	個 数	1(予備1)	使用電源	交流電源		高レンジ用	低レンジ用	種 類	電離箱式	電離箱式	計測範囲	$10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$	$10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$	個 数	2	1	使用電源	直流電源	直流電源	<p>・設備の相違 設備設計の相違による構成の相違</p> <p>(2.8.2 電源設備に記載している)</p> <p>・設備の相違 設備設計の相違による構成の相違</p>
種 類	熱伝導式水素濃度検出器																																															
計測範囲	0~100vol%																																															
個 数	2																																															
使用電源	交流電源																																															
	高レンジ用	低レンジ用																																														
種 類	イオンチェンバ式放射線検出器	イオンチェンバ式放射線検出器																																														
計測範囲	$10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$	$10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$																																														
個 数	2	1																																														
使用電源	直流電源	直流電源																																														
種 類	熱伝導式水素濃度検出器																																															
計測範囲	0~20 vol%/0~100vol%																																															
個 数	1(予備1)																																															
使用電源	交流電源																																															
	高レンジ用	低レンジ用																																														
種 類	電離箱式	電離箱式																																														
計測範囲	$10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$	$10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$																																														
個 数	2	1																																														
使用電源	直流電源	直流電源																																														

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>フィルタ装置周りの計装設備のうち水位計、圧力計及び温度計は、通常待機時には非常用母線より受電しているが、重大事故等時で非常用電源から受電できない場合には、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池並びに可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から給電可能な構成とする。また、pH計は、通常待機時には非常用母線より受電しているが、非常用電源から受電できない場合には、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電可能な構成とする。</u></p> <p>なお、<u>フィルタ装置周り計装設備のうち、フィルタ装置排気ライン圧力計及びフィルタ装置スクラビング水pH計は、系統待機時以外の系統運転時及び事故収束時は監視する必要がないため、自主対策設備とする。また、フィルタ装置水位計及びフィルタ装置圧力計は、中央制御室及び現場にて監視が可能であるため、現場計器は自主対策設備とする。</u></p> <p>(4) 各状態における監視の目的</p> <p>a. 系統待機状態</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の通常待機時の状態を、以下のとおり確認する設計としている。</u></p> <p>(a) <u>フィルタ装置の性能に影響するパラメータの確認</u></p> <p><u>フィルタ装置水位計にて、スクラビング水の水位が、通常待機時の設定範囲内</u> <input type="text"/> <u>にあることを監視することで、要求される放射性物質の除去性能が発揮できることを確認する。</u></p> <p>通常待機時における水位の範囲は、ベント時のスクラビング水の水位変動を考慮しても放射性物質の除去性能を維持し、ベント開始後7日間は水補給が不要となるよう設定している。(別紙12)</p> <p>また、<u>フィルタ装置スクラビング水pH計にて、pHがアルカリ性の状態(pH13以上)であることを監視することで、フィルタ装置の性能維持に影響がないことを確認する。(別紙41)</u></p> <p>(b) 系統不活性状態の確認</p> <p><u>フィルタ装置排気ライン圧力計及びフィルタ装置圧力計にて、封入した窒素圧力</u> <input type="text"/> <u>を継続監視することによって、系統内の不活性状態を確認する。</u></p> <p>b. 系統運転状態</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の運転時の状態を、以下のとおり確認する設計としている。</u></p> <p>(a) <u>格納容器内の雰囲気ガスがフィルタ装置へ導かれていることの確認</u></p> <p><u>フィルタ装置圧力計にて、ベント開始により圧力が上昇し、ベント継続により格納容器の圧力に追従して圧力が低下傾向を示すことで、格納容器内の雰囲気ガスがフィルタ</u></p>	<p>なお、<u>フィルタ装置(スクラバ容器)周り計装設備のうち、フィルタ装置出口配管圧力計及びスクラバ水pH計は、系統待機時以外の系統運転時及び事故収束時は監視する必要がないため、自主対策設備とする。また、スクラバ容器水位計は、中央制御室及び現場にて監視が可能であるため、現場計器は自主対策設備とする。</u></p> <p>(4) 各状態における監視の目的</p> <p>a. 系統待機状態</p> <p><u>格納容器フィルタベント系の通常待機時の状態を、以下のとおり確認する設計としている。</u></p> <p>(a) <u>フィルタ装置(スクラバ容器)の性能に影響するパラメータの確認</u></p> <p><u>スクラバ容器水位計にて、スクラビング水の水位が、通常待機時の設定範囲内(1,700mm~1,900mm)にあることを監視することで、要求される放射性物質の除去性能が発揮できることを確認する。</u></p> <p>通常待機時における水位の範囲は、ベント時のスクラビング水の水位変動を考慮しても放射性物質の除去性能を維持し、ベント開始後7日間は水補給が不要となるよう設定している。(別紙21)</p> <p>また、<u>スクラバ水pH計にて、pHがアルカリ性の状態(pH13以上)であることを監視することで、フィルタ装置の性能維持に影響がないことを確認する。(別紙23)</u></p> <p>(b) 系統不活性状態の確認</p> <p><u>フィルタ装置出口配管圧力計及びスクラバ容器圧力計にて、封入した窒素圧力</u> <input type="text"/> <u>[gage]程度を継続監視することによって、系統内の不活性状態を確認する。</u></p> <p>b. 系統運転状態</p> <p><u>格納容器フィルタベント系の運転時の状態を、以下のとおり確認する設計としている。</u></p> <p>(a) <u>格納容器内の雰囲気ガスがフィルタ装置へ導かれていることの確認</u></p> <p><u>スクラバ容器圧力計にて、ベント開始により圧力が上昇し、ベント継続により格納容器の圧力に追従して圧力が低下傾向を示すことで、格納容器内の雰囲気ガスがフィルタ</u></p>	<p>(2.8.2 電源設備に記載している)</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉は、スクラバ容器水位について、現場計器も設置している</p>

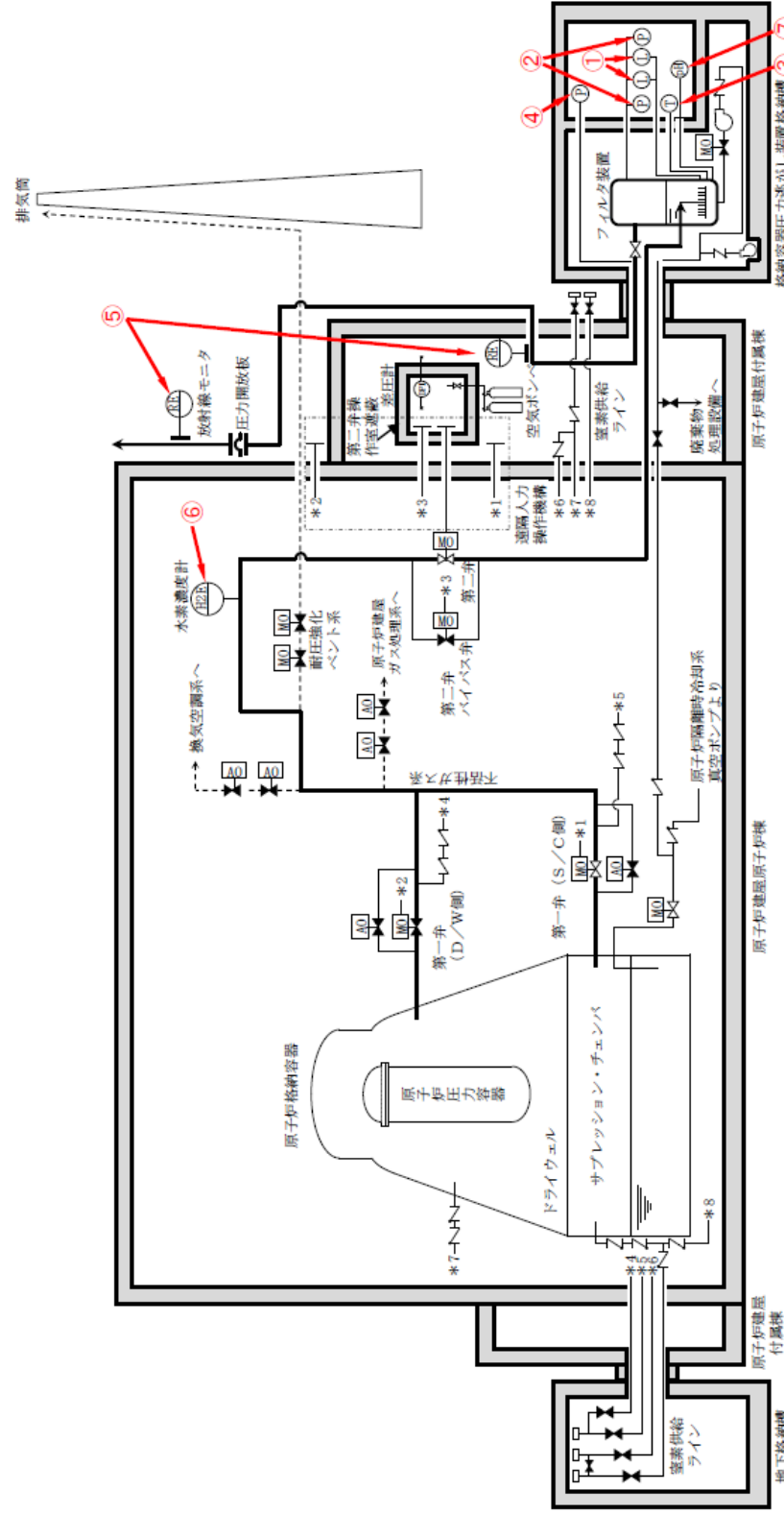
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>装置に導かれていることを確認する。</p> <p>また、<u>フィルタ装置スクラビング水温度計</u>にて、ベント開始によりスクラビング水が待機状態から飽和温度まで上昇することを監視することで、格納容器のガスがフィルタ装置に導かれていることを確認する。さらに、<u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>が初期値から上昇することを計測することにより、ガスが通気されていることを把握できる。</p> <p>(b) <u>フィルタ装置の性能に影響するパラメータの確認</u>  <u>フィルタ装置水位計</u>にて、スクラビング水の水位が、ベント後の下限水位から上限水位の範囲内 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> にあることを監視することで、要求される放射性物質の除去性能が維持できることを確認する。</p> <p>ベント後における下限水位については、ベンチュリノズルが水没していることを確認するため、上限水位については、金属フィルタの性能に影響がないことを確認するためにそれぞれ設定する。(別紙 12)</p> <p>(c) <u>ベントガスが放出されていることの確認</u>  <u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>にて、フィルタ装置出口を通過するガスに含まれる放射性物質からのγ線強度を計測することで、フィルタ装置出口配管よりベントガスが放出されていることを確認する。(別紙 7)</p> <p>c. 事故収束状態  <u>格納容器圧力逃がし装置の事故収束時の状態</u>を以下のとおり確認する設計としている。</p> <p>(a) <u>系統内に水素が滞留していないことの確認</u>  <u>フィルタ装置入口水素濃度計</u>にて、<u>窒素供給による系統パージ停止後</u>において、水素が長期的に系統内に滞留していないことを確認する。</p> <p>(b) <u>フィルタ装置の状態確認</u>  フィルタ装置に異常がないことを確認するため、<u>フィルタ装置水位計</u>にて、スクラビング水の水位が確保されていること(フィルタ装置のスクラビング水の移送後を除く。)、<u>フィルタ装置スクラビング水温度計</u>にて温度の異常な上昇がないこと及び<u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>にて放射性物質の放出がないことを確認する。(別紙 39)</p> <p>(5) <u>計装設備の仕様</u>  <u>フィルタ装置の水位</u>について第 2.4.1-1 図に、計装設備の概略構成図を第 2.4.1-2 図に、主要仕様を第 2.4.1-3 表に示す。</p>	<p>装置に導かれていることを確認する。</p> <p>また、<u>スクラバ容器温度計</u>にて、ベント開始によりスクラビング水が待機状態から飽和温度まで上昇することを監視することで、格納容器のガスがフィルタ装置に導かれていることを確認する。さらに、<u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u>が初期値から上昇することを計測することにより、ガスが通気されていることを把握できる。</p> <p>(b) <u>フィルタ装置(スクラバ容器)の性能に影響するパラメータの確認</u>  <u>スクラバ容器水位計</u>にて、スクラビング水の水位が、ベント後の下限水位から上限水位の範囲内 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> にあることを監視することで、要求される放射性物質の除去性能が維持できることを確認する。</p> <p>ベント後における下限水位については、ベンチュリノズルが水没していることを確認するため、上限水位については、金属フィルタの性能に影響がないことを確認するためにそれぞれ設定する。(別紙 21)</p> <p>(c) <u>ベントガスが放出されていることの確認</u>  <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u>にて、フィルタ装置出口を通過するガスに含まれる放射性物質からのγ線強度を計測することで、フィルタ装置出口配管よりベントガスが放出されていることを確認する。(別紙 30)</p> <p>c. 事故収束状態  <u>格納容器フィルタベント系の事故収束時の状態</u>を以下のとおり確認する設計としている。</p> <p>(a) <u>系統内に水素が滞留していないことの確認</u>  <u>可搬型設備(車両)である第1ベントフィルタ出口水素濃度</u>にて<u>格納容器への窒素供給を実施するベント停止前のタイミング</u>で測定を開始し、水素が長期的に系統内に滞留していないことを確認する。</p> <p>(b) <u>フィルタ装置(スクラバ容器)の状態確認</u>  フィルタ装置に異常がないことを確認するため、<u>スクラバ容器水位計</u>にて、スクラビング水の水位が確保されていること(フィルタ装置のスクラビング水の移送後を除く。)、<u>スクラバ容器温度計</u>にて温度の異常な上昇がないこと及び<u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</u>にて放射性物質の放出がないことを確認する。(別紙 17)</p> <p>(5) <u>計装設備の仕様</u>  <u>フィルタ装置(スクラバ容器)の水位</u>について図 2.8.1-1 に、計装設備の概略構成図を図 2.8.1-2 に、主要仕様を表 2.8.1-3 に示す。</p>	<p>・運用の相違</p>



第2.4.1-1図 フィルタ装置水位



図2.8.1-1 フィルタ装置(スクラバ容器)水位



第2.4.1-2図 格納容器圧力逃がし装置 計装設備概略構成図

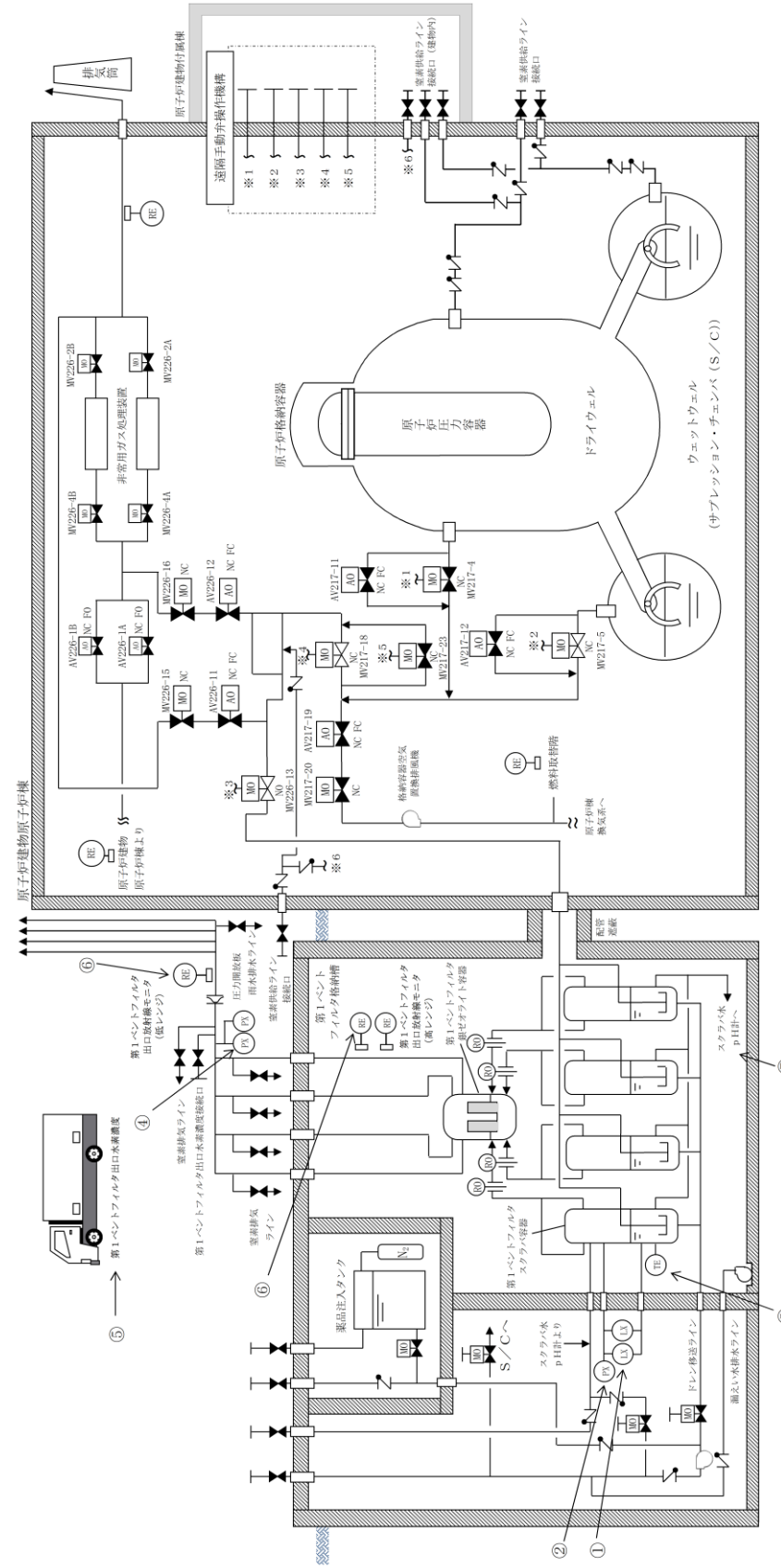


図2.8.1-2 格納容器フィルタバント系の計装設備 概略構成図

・設備の相違

第2.4.1-3表 計装設備主要仕様

監視パラメータ※1	設置目的	計測範囲	計測範囲の根拠	検出器 個数	監視場所
①フィルタ装置水位	フィルタ装置 性能維持のた めの水位監視	180~5,500mm		2	中央制御 室、緊急時 対策所
				1※2	現場
②フィルタ装置圧力	系統運転中に 格納容器雰囲気 ガスがフィル タ装置に導 かれているこ との確認	0~1.0MPa [gage]	系統の最高使用圧 力(620kPa [gage]) を監視できる範囲	1	中央制御 室、緊急時 対策所
				1※2	現場
③フィルタ装置スク ラビング水温度	フィルタ装置 の温度監視	0~300℃	系統の最高使用温 度(200℃)を監視 できる範囲	1	中央制御 室、緊急時 対策所
④フィルタ装置排気 ライン圧力※2	通常待機時の 窒素封入によ る不活性状態 の確認	0~100kPa [gage]		1	中央制御 室、緊急時 対策所
⑤フィルタ装置出口 放射線モニタ(高レ ンジ・低レンジ)	系統運転中に 放出される放 射性物質濃度 の確認	高レンジ: 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> Sv/h 低レンジ: 10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>4</sup> mSv/h	想定される放射性 物質がフィルタ装 置出口配管に内包 された時の最大の 放射線量率を計測 できる範囲	高レンジ: 2 低レンジ: 1	中央制御 室、緊急時 対策所
⑥フィルタ装置入口 水素濃度	事故収束時の 系統内の水素 濃度の確認	0~100vol%	想定される水素濃 度の変動範囲を計 測できる範囲	2	中央制御 室、緊急時 対策所
⑦フィルタ装置スクラ ビング水pH※2	フィルタ装置 性能維持のた めのpH監視	pH0~14	想定されるpHの 変動範囲を計測で きる範囲	1	中央制御 室、緊急時 対策所

※1 監視パラメータの数字は第2.4.1-2図の○数字に対応する。

※2 自主対策設備

表2.8.1-3 格納容器フィルタベント系の計装設備主要仕様

監視パラメータ※1	監視目的	計測範囲	計測範囲の根拠	検出器 個数	監視場所
①スクラバ容器水位	スクラバ容器性能維持の ための水位監視		系統待機時における水位の範囲(1,700mm~1,900mm)及び系統運転 時の下限水位から上限水位の範囲を計測可能な範囲とする。	8	中央制御室 緊急時対策所 現場
②スクラバ容器圧力	系統運転中に格納容器内 雰囲気ガスがフィルタ装 置へ導かれていること の確認	0~1MPa [gage]	系統運転時に格納容器フィルタベント系の最高使用圧力である 853kPa [gage] (2Pd) が監視可能。また、系統待機時に、窒素置換 [gage] 程度が維持されていることを計測可能な範囲と する。	4	中央制御室 緊急時対策所
③スクラバ容器温度	スクラバ容器の温度監視	0~300℃	系統の最高使用温度(200℃)を計測可能な範囲とする。	4	中央制御室 緊急時対策所
④フィルタ装置出口 配管圧力※2	系統待機時の窒素封入に よる不活性状態の確認	0~100kPa [gage]	系統待機時に、窒素置換 [gage] 程度が維持されている ことを計測可能な範囲とする。	2	中央制御室 緊急時対策所
⑤第1ベントフィル タ出口水素濃度	事故収束時の系統内の水 素濃度の確認	0~20vol%/ 0~100vol%	事故収束時に、フィルタ装置の配管内に滞留する水素濃度が可燃限 界(4vol%)未達であることを計測可能な範囲とする。	1 (予備1)	中央制御室 緊急時対策所
				2	中央制御室 緊急時対策所
⑥第1ベントフィル タ出口放射線モニ タ(高レンジ・低レ ンジ)	系統運転中に放出される 放射性物質濃度の確認	高レンジ: 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> Sv/h 低レンジ: 10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>4</sup> mSv/h	系統運転時に、想定される第1ベントフィルタ出口の最大放射線量 率を計測可能な範囲とする。	1	中央制御室 緊急時対策所
				2	中央制御室 緊急時対策所
⑦スクラバ水pH※2	スクラバ容器性能維持の ためのpH監視	pH 0~14	系統待機時に、フィルタ装置スクラビング水のpH (pH0~14)が 計測可能な範囲とする。	2	中央制御室 緊急時対策所

※1 監視パラメータの数字は図2.8.1-2の○数字に対応する。

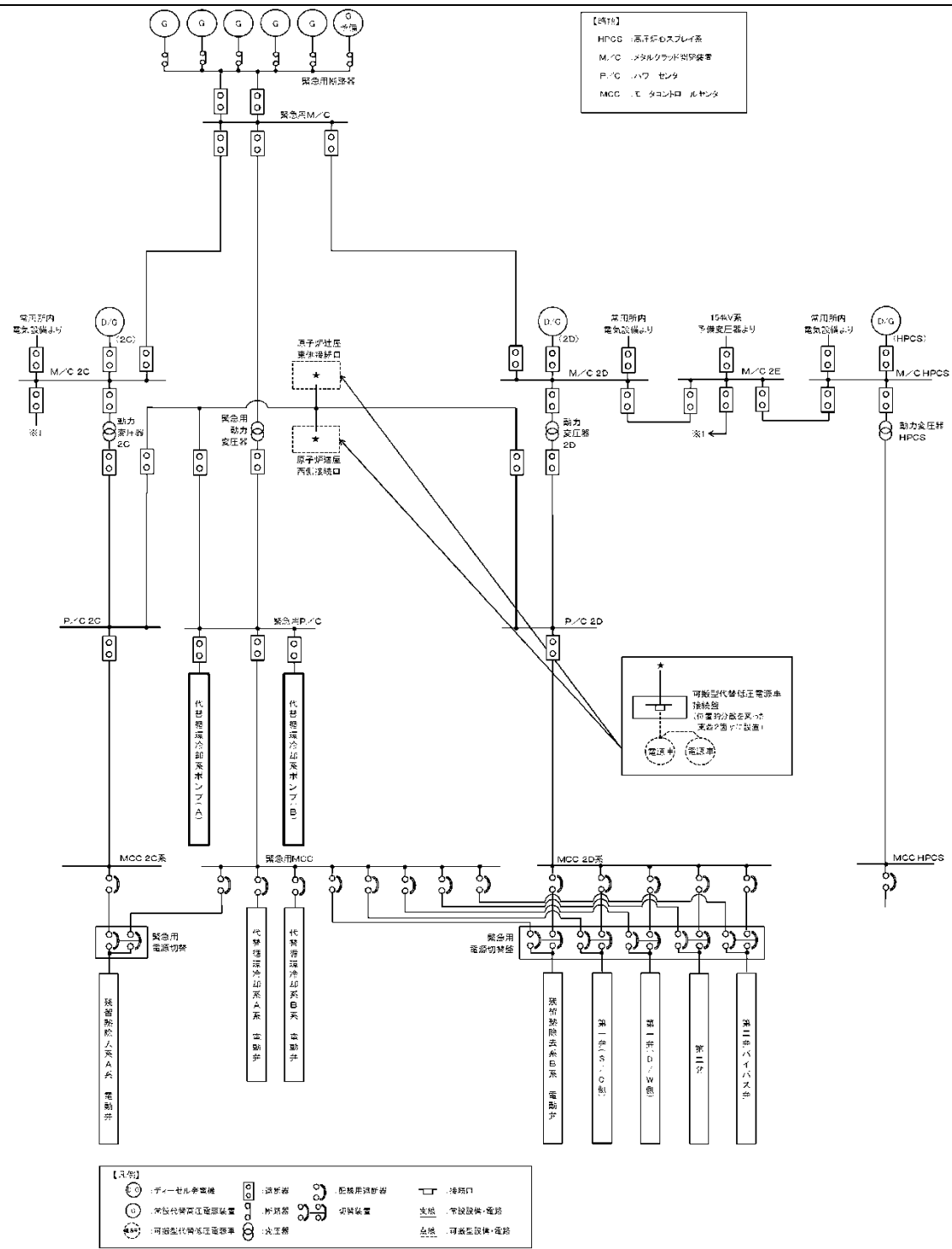
※2 自主対策設備

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.4.2 電源設備</p> <p>ベントガスの流路となる配管に設置される電動駆動弁及び計装設備については、通常待機時には非常用母線より受電しているが、重大事故等時で非常用母線から受電できない場合には、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置、可搬型代替交流電源設備である可搬型低圧電源車、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池並びに可搬型代替直流電源設備である可搬型低圧電源車及び可搬型整流器から給電可能な構成とする。電源構成図を第 2.4.2-1~2 に示す。(別紙 8)</p>	<p>2.8.2 電源設備</p> <p>ベントガスの流路となる配管に設置される電動駆動弁及び計装設備については、通常待機時には非常用母線又は常用電源(外部電源)を受電している SA 母線より受電しているが、重大事故等時で非常用母線から受電できない場合には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機、可搬型代替交流電源設備である高圧発電機車、常設代替直流電源設備である SA 用 115V 系蓄電池並びに可搬型直流電源設備である高圧発電機車及び常設充電器から給電可能な構成とする。電源構成図を図 2.8.2-1~2 に示す。(別紙 31)</p>	



東海第二発電所 (2018.9.18版)



第2.4.2-1 図 格納容器圧力逃がし装置 電源構成図 (交流電源)

島根原子力発電所 2号炉

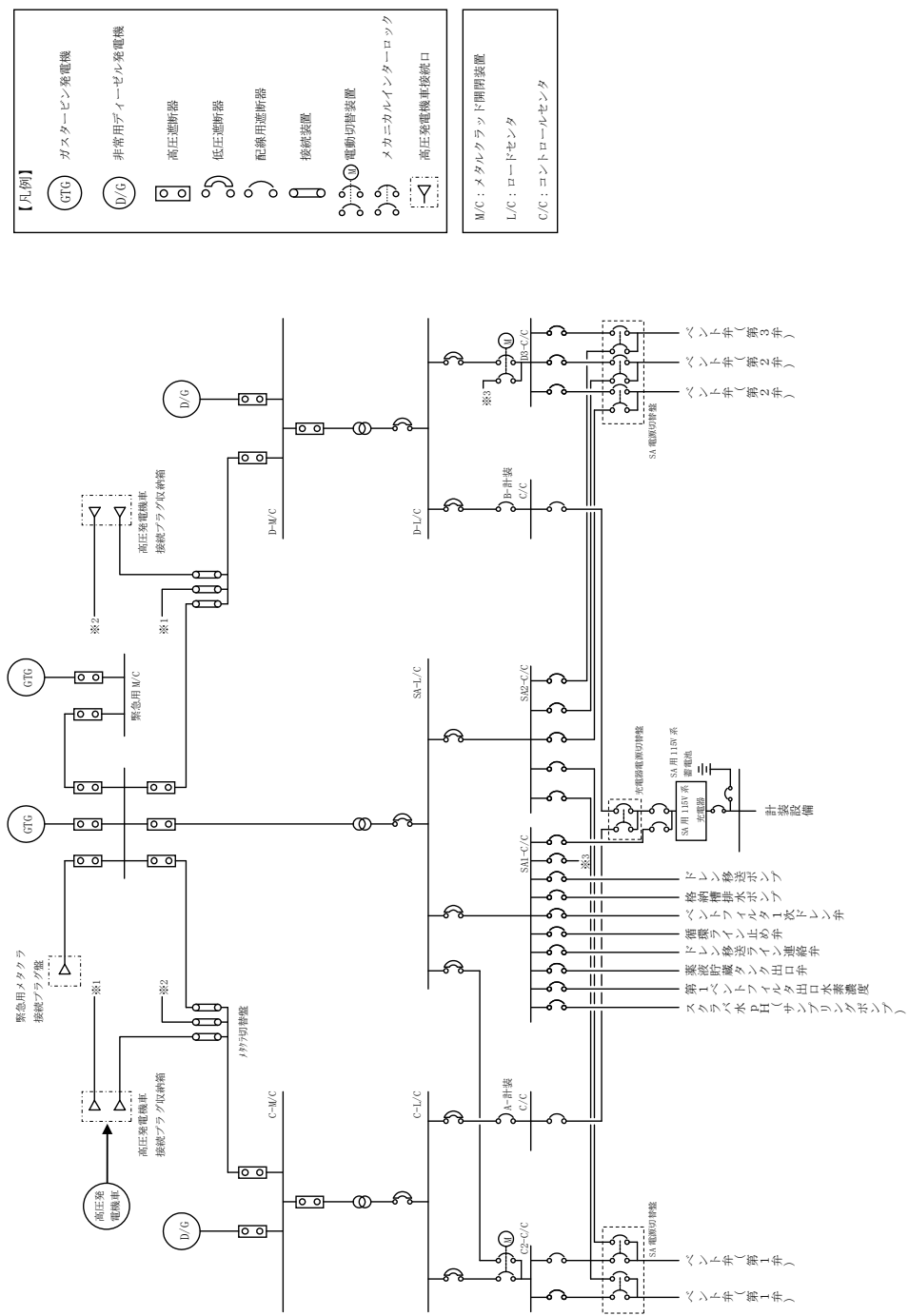
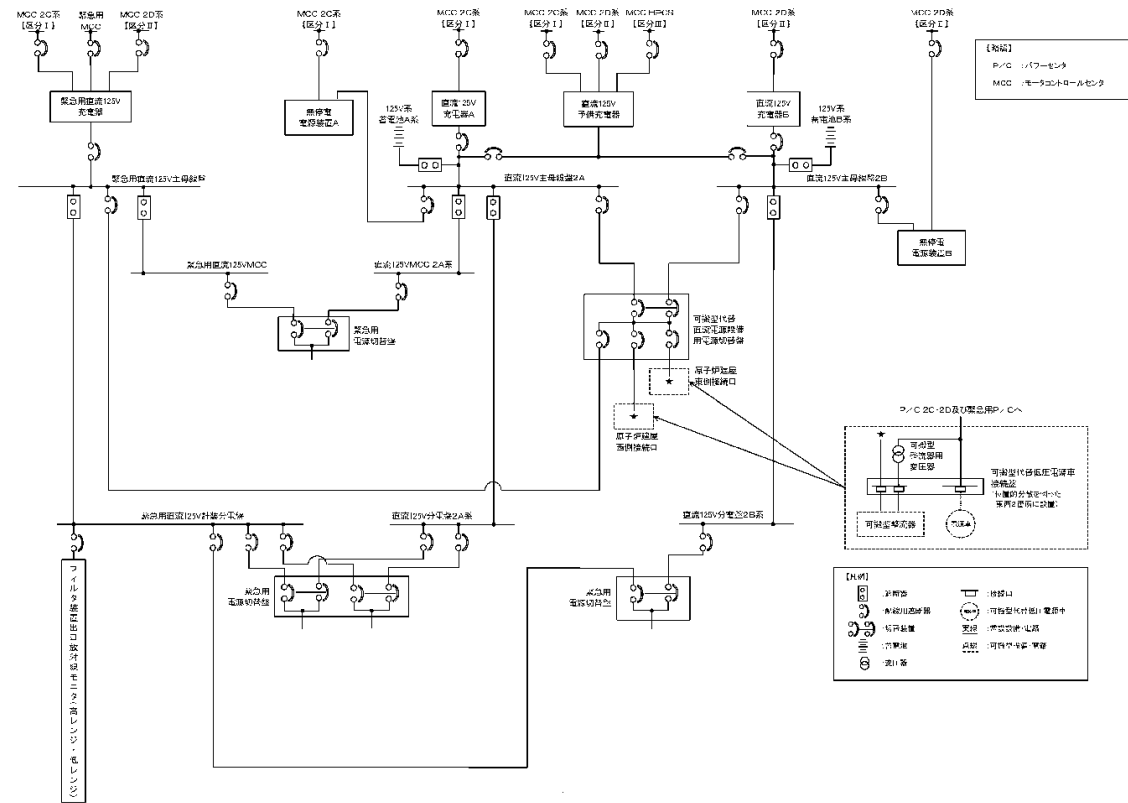


図 2.8.2-1 格納容器フィルタベント系 電源構成図 (交流電源)

備考

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)



第 2.4.2-2 図 格納容器圧力逃がし装置 電源構成図 (直流電源)

島根原子力発電所 2号炉

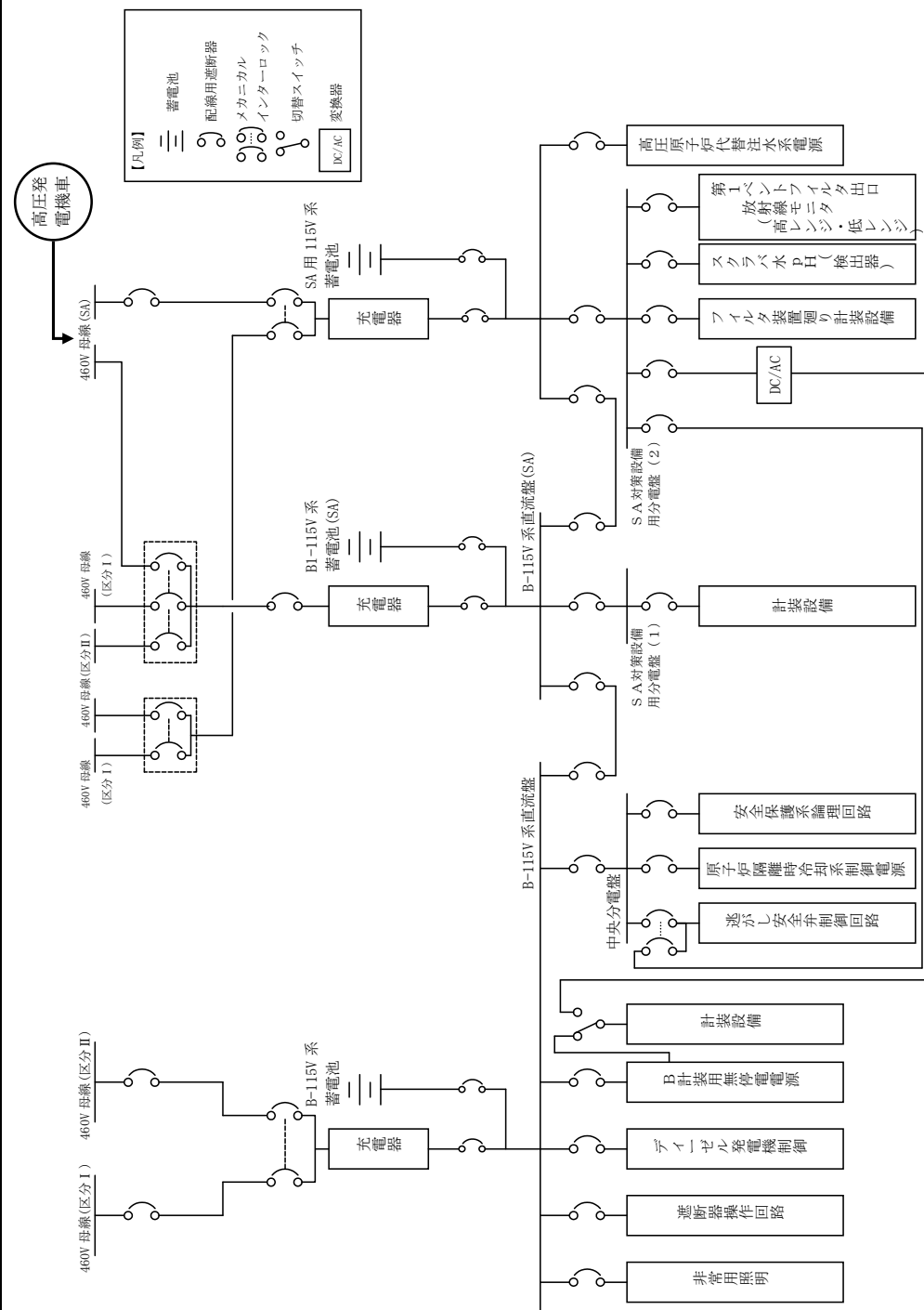
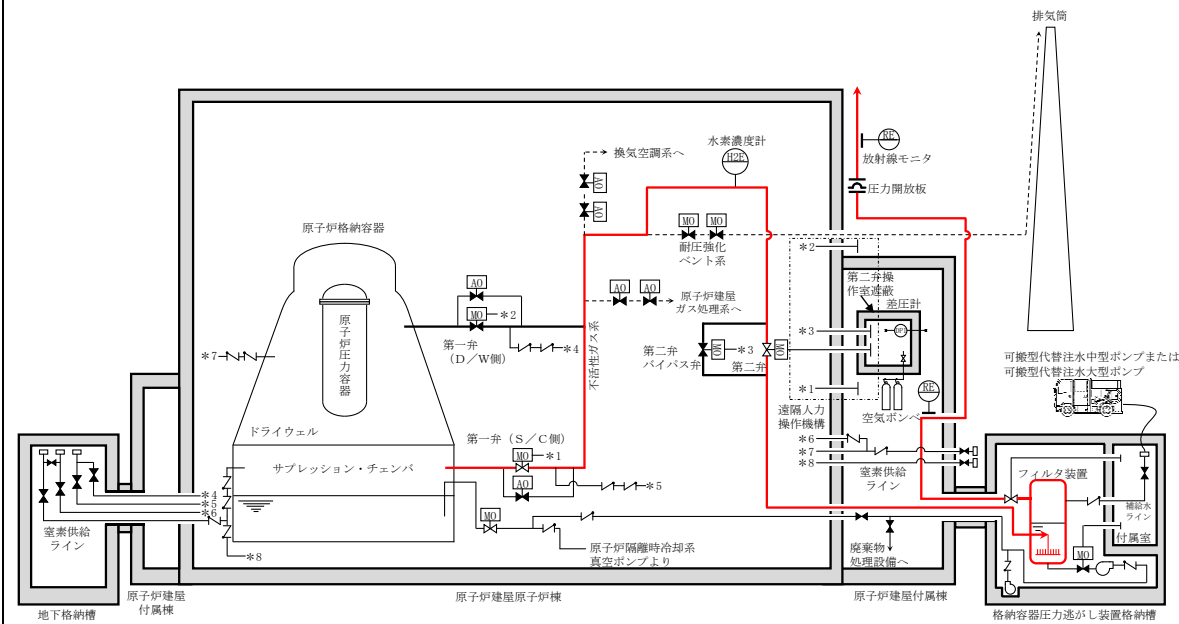


図 2.8.2-2 格納容器フィルタベント系 電源構成図 (直流電源)

備考

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>2.4.3 給水設備</p> <p>系統待機状態において、フィルタ装置はスクラビング水を貯留している状態であるが、重大事故時においてフィルタ装置を使用した場合、保持した放射性物質の崩壊熱によりスクラビング水が蒸発し、水位が低下する。このような状況に備え、フィルタ装置には格納容器圧力逃がし装置格納槽に設ける遮蔽外から給水できるよう接続口を設け、可搬型代替注水大型ポンプ車等からの給水を可能とする設計としている。(別紙13)</p> <p>給水配管の仕様を第2.4.3-1表に、概要を第2.4.3-1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2.4.3-1表 給水配管仕様</p> <table border="1" data-bbox="240 1056 1193 1150"> <tr> <td>口 径</td> <td>25A, 50A</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>ステンレス鋼 (SUS316LTP)</td> </tr> </table>	口 径	25A, 50A	材 質	ステンレス鋼 (SUS316LTP)	<p>2.8.3 補給設備</p> <p>補給設備は、薬品注入タンク、ドレン移送ポンプ、配管及び電動駆動弁等で構成する。予め薬剤を添加し、高アルカリ性に維持した溶液を常設の薬品注入タンクにて保管することにより、スクラバ容器へ水・薬剤を補給できる設計としている。第1ベントフィルタ格納槽内の電動駆動弁についてはフィルタ装置による被ばくを考慮し、第1ベントフィルタ格納槽外から人力による遠隔操作が可能な設計とする(薬品注入タンク出口弁はスクラバ容器等と隔離された部屋に設置しているため、アクセスし手動操作可能)。</p> <p>また、第1ベントフィルタ格納槽に外部接続口を設け、可搬設備により薬品注入タンクへの補給又は、直接スクラバ容器への補給が可能な設計としている。</p> <p>なお、通常時、薬品注入タンク内を窒素環境とすることにより、タンク内の薬剤の劣化及びタンクの腐食を防止する設計としている。</p> <p>補給設備は、中長期的に使用する設備であり、自主対策設備として設置及び保管する。補給設備の主要仕様を表2.8.3-1、系統概略図を図2.8.3-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2.8.3-1 補給設備主要仕様</p> <p>a. 薬品注入タンク</p> <table border="1" data-bbox="1359 1150 1810 1276"> <tr> <td>材 質</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約1m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>b. ドレン移送ポンプ (排水設備と兼用)</p> <table border="1" data-bbox="1359 1371 1757 1455"> <tr> <td>容 量</td> <td>約10m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>c. 配管</p> <table border="1" data-bbox="1359 1560 1929 1633"> <tr> <td>材 質</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>口 径</td> <td>100A, 80A, 50A, 25A</td> </tr> </table> <p>d. 電動駆動弁</p> <table border="1" data-bbox="1359 1728 2196 1864"> <tr> <td>型 式</td> <td>グローブ弁</td> </tr> <tr> <td>口 径</td> <td>100A, 50A</td> </tr> <tr> <td>駆 動 方 式</td> <td>電動 (交流) 及び遠隔手動弁操作機構<sup>※</sup></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※薬品注入タンク出口弁は除く</p>	材 質	ステンレス鋼	容 量	約1m <sup>3</sup>	基 数	1	容 量	約10m <sup>3</sup> /h	基 数	1	材 質	ステンレス鋼	口 径	100A, 80A, 50A, 25A	型 式	グローブ弁	口 径	100A, 50A	駆 動 方 式	電動 (交流) 及び遠隔手動弁操作機構 <sup>※</sup>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・設備の相違</p>
口 径	25A, 50A																									
材 質	ステンレス鋼 (SUS316LTP)																									
材 質	ステンレス鋼																									
容 量	約1m <sup>3</sup>																									
基 数	1																									
容 量	約10m <sup>3</sup> /h																									
基 数	1																									
材 質	ステンレス鋼																									
口 径	100A, 80A, 50A, 25A																									
型 式	グローブ弁																									
口 径	100A, 50A																									
駆 動 方 式	電動 (交流) 及び遠隔手動弁操作機構 <sup>※</sup>																									



第 2.4.3-1 図 給水設備概要図

2.4.4 可搬型窒素供給装置

ベント終了後、スクラビング水の放射線分解によって発生する水素により系統内の水素濃度が上昇する可能性があるため、窒素を供給し、系統内の水素濃度が可燃限界を超えないように希釈及び掃気するために、窒素供給装置及び窒素供給装置用電源車で構成する可搬型窒素供給装置を設ける。(別紙 52)

窒素の供給は、可搬型窒素供給装置(窒素供給装置及び窒素供給装置用電源車)により行う。系統の隔離弁(第一弁)の下流配管から供給ラインを分岐し、原子炉建屋外に接続口を設け、窒素供給装置を可搬ホースにて接続する。

窒素供給装置の仕様を第 2.4.4-1 表に、窒素供給配管の仕様を第 2.4.4-2 表に、窒素供給装置の概要を第 2.4.4-1 図に、窒素供給装置の構成概略を第 2.4.4-2 図に示す。

第 2.4.4-1 表 窒素供給装置仕様

種類	圧力変動吸着式
容量	約 200Nm <sup>3</sup> /h
窒素純度	約 99.0vol%
供給圧力	約 0.5MPa [gage]
個数	2 (予備 2)

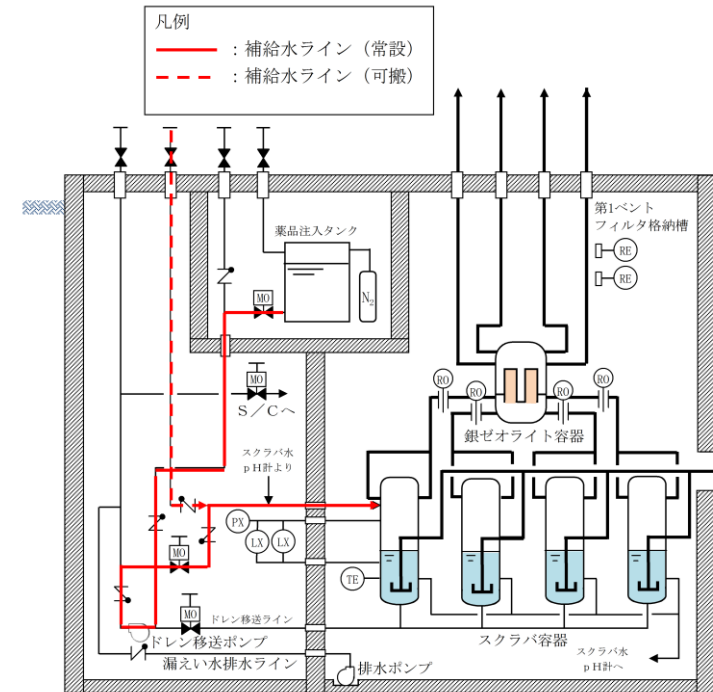


図 2.8.3-1 補給設備系統概略図

2.8.4 可搬式窒素供給装置

ベント後収束モードのうち、ベント弁が開状態において、系統が未飽和となり、蒸気量が少なくなってきた場合は、系統内の排気及び不活性化を行うため、格納容器に接続される窒素供給ラインの屋外又は屋内の接続口から窒素を注入できる設計としている。また、ベント弁を閉止した場合に格納容器内及び格納容器フィルタベント系の排出経路の水素爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により格納容器フィルタベント系の排出経路及び格納容器に接続される窒素供給ラインの屋外又は屋内の接続口から窒素を注入できる設計としている。(別紙 32)

可搬式窒素供給装置及び配管の主要仕様を表 2.8.4-1、系統概略図を図 2.8.4-1 に示す。

表 2.8.4-1 可搬式窒素供給装置主要仕様

a. 可搬式窒素供給装置

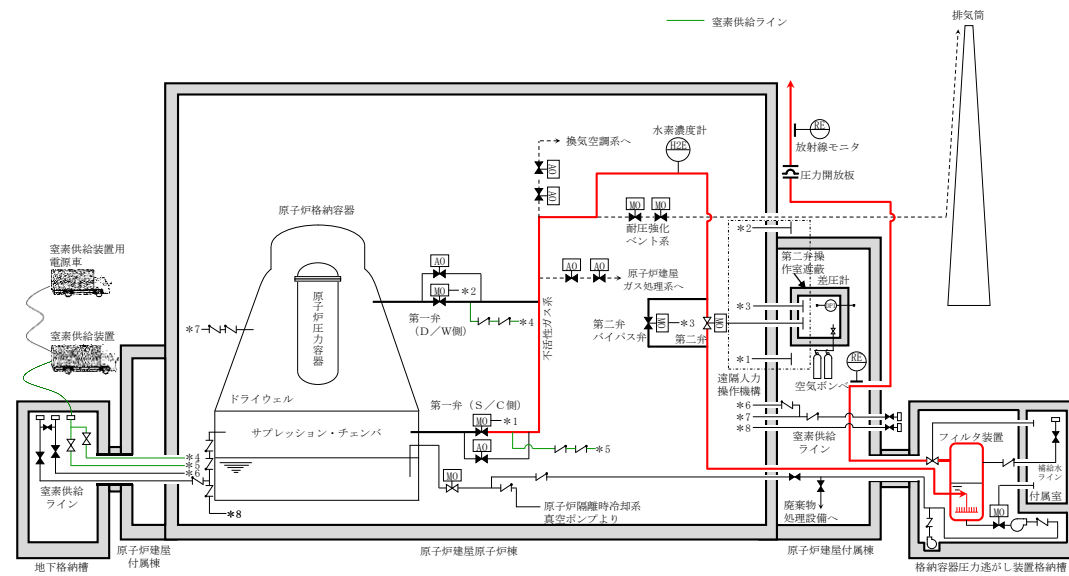
種類	圧力変動吸着式
容量	約 100m <sup>3</sup> /h[normal]
純度	約 99.9vol%
供給圧力	0.6MPa[gage]以上
台数	1 (予備 1)

- ・設備の相違
- ・記載方針の相違

- ・設備の相違

第 2.4.4-2 表 窒素供給配管仕様

口 径	50A
材 質	炭素鋼 (STPT410)



第 2.4.4-1 図 窒素供給設備概要図

b. 配管

呼 び 径 50A  
材 料 炭素鋼 (STPT410) , ステンレス鋼 (SUS304)

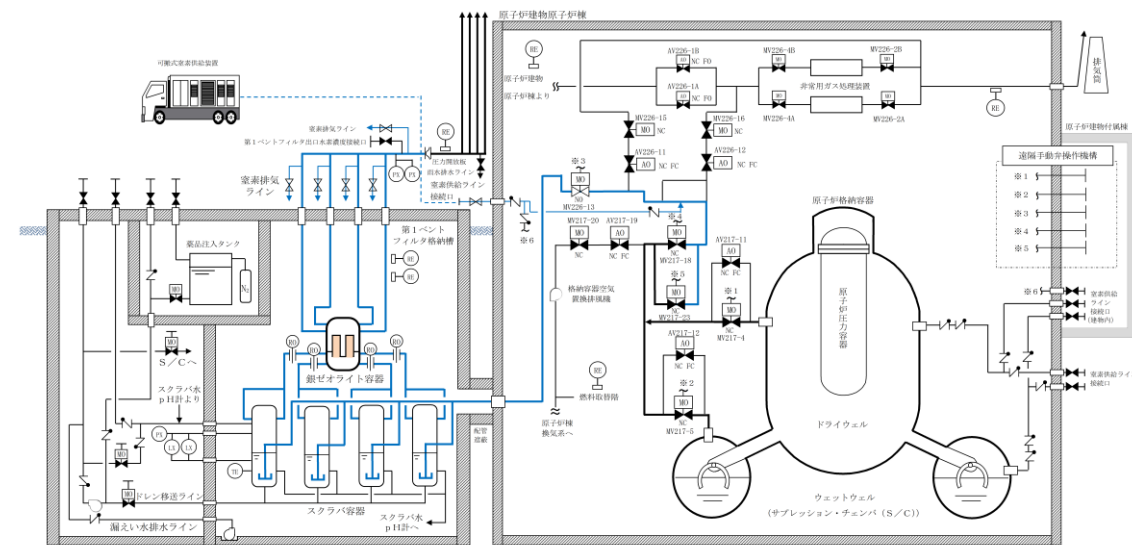


図 2.8.4-1 格納容器フィルタベント系 窒素パージ設備系統概略図 (窒素置換の例)

可搬式窒素供給装置は、図 2.8.4-2 に示す通り、トレーラーのコンテナ内に窒素発生装置、空気圧縮機、ディーゼル発電機及び付属機器を搭載したものである。窒素発生装置は圧力変動吸着式 (PSA: Pressure Swing Absorption) とし、圧力変動を利用して空気中の酸素分子を吸着し、残りの窒素ガスと分離することにより窒素を発生させる。図 2.8.4-3, 2.8.4-4 のように、空気圧縮機による加圧下で吸着、減圧下で吸着材の再生 (脱着) 工程を繰り返すことにより、純度の高い窒素ガスを連続して発生することが可能である。

また、窒素発生装置及びコンプレッサーについては、可搬式窒素供給装置に付属しているディーゼル発電機によって供給される電源のみで駆動し、燃料タンクに 1 回の給油で 18 時間連続して窒素ガスを供給することが可能である。

- ・ 設備の相違
- ・ 記載方針の相違

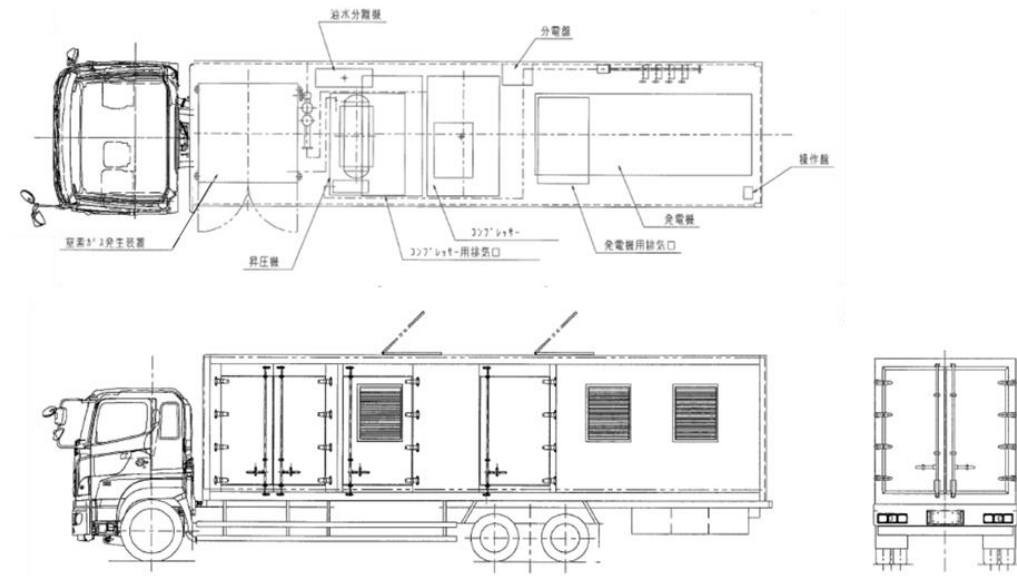
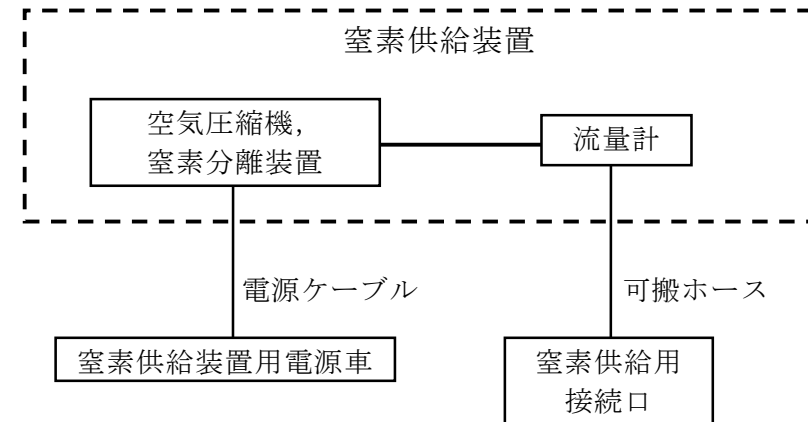


図 2. 8. 4-2 可搬式窒素供給装置 構造図



第 2. 4. 4-2 図 可搬型窒素供給装置構成概略

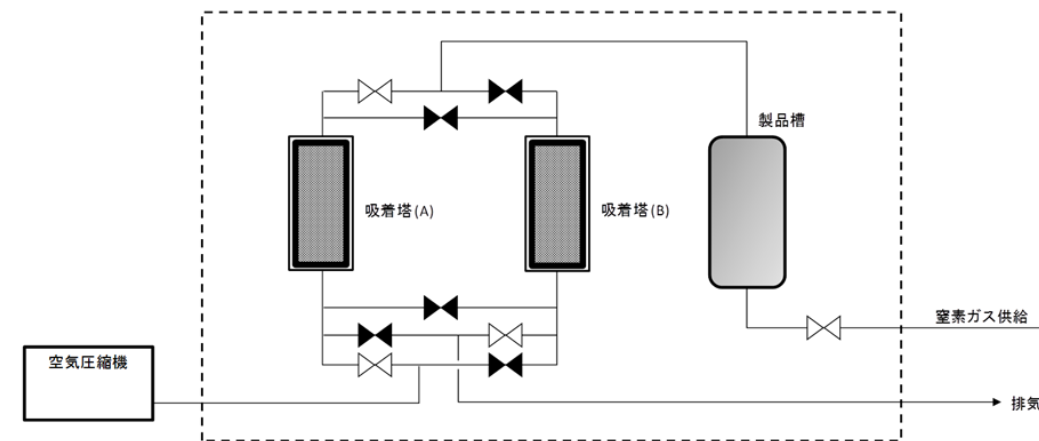


図 2. 8. 4-3 窒素発生装置(PSA 式) 概略系統図

・記載方針の相違

・設備の相違

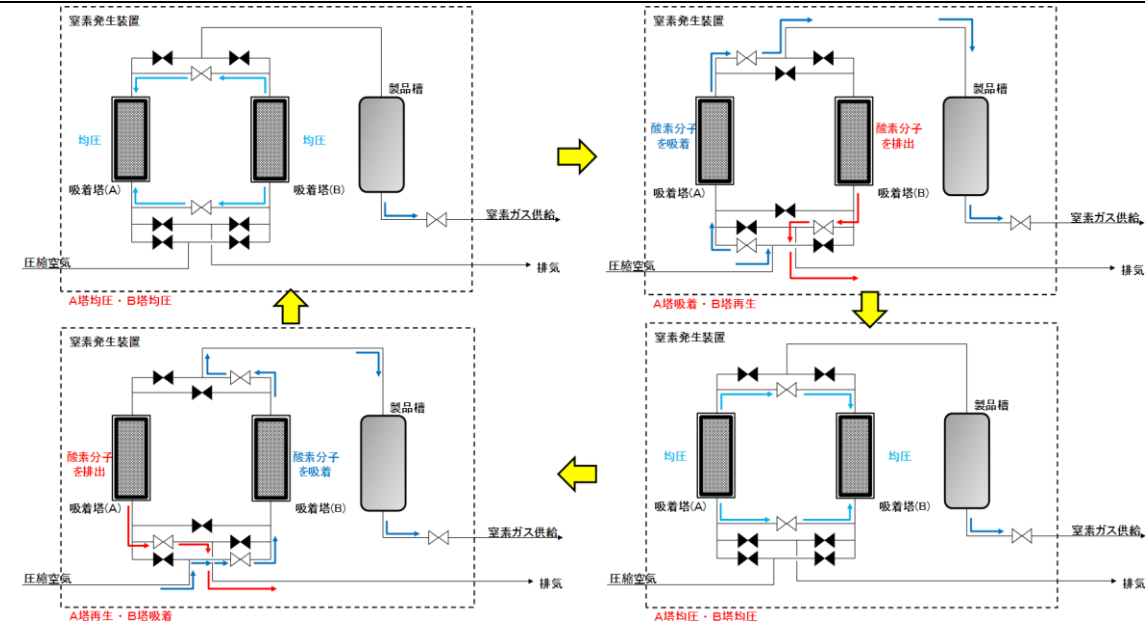


図 2.8.4-4 窒素発生装置 (PSA 式) 着・脱着工程概要図

2.4.5 排水設備

フィルタ装置の水位調整及びベント停止後の放射性物質を含んだスクラビング水の格納容器 (サブプレッション・チェンバ) への移送並びに放射性物質を含むスクラビング水が格納容器 圧力逃がし装置格納槽に漏えいした場合の漏えい水の格納容器 (サブプレッション・チェンバ) への移送のため、排水設備を設置する。(別紙 47)

排水設備の仕様を第 2.4.5-1 表に、排水設備の概要を第 2.4.5-1 図に示す。

2.8.5 排水設備

排水設備は、ドレン移送ポンプ、排水ポンプ、配管及び電動駆動弁等で構成し、ベント後の放射性物質を含むスクラビング水を常設のドレン移送ポンプにより、格納容器 (サブプレッション・チェンバ) へ移送できる設計としている。(別紙 18)

さらに、万一、スクラバ容器から第 1 ベントフィルタ格納槽に漏えいした場合、常設の排水ポンプにより格納容器 (サブプレッション・チェンバ) 若しくは外部へ排出できる設計としている。第 1 ベントフィルタ格納槽内の電動駆動弁についてはフィルタ装置による被ばくを考慮し、第 1 ベントフィルタ格納槽外から人力による遠隔操作が可能な設計とする (S/C 移送弁については、原子炉建物原子炉棟内に設置し、原子炉建物付属棟 (二次格納施設外) から人力により遠隔操作が可能な設計としている)。

また、漏えいを早期に検知できるようにベントフィルタ室に漏えい検知器を設置し、その警報を中央制御室に発報可能な構成としている。

排水設備は、中長期的に使用する設備であり、自主対策設備として設置する。

排水設備の主要仕様を表 2.8.5-1、系統概略図を図 2.8.5-1 に示す。

・記載方針の相違

・記載方針の相違

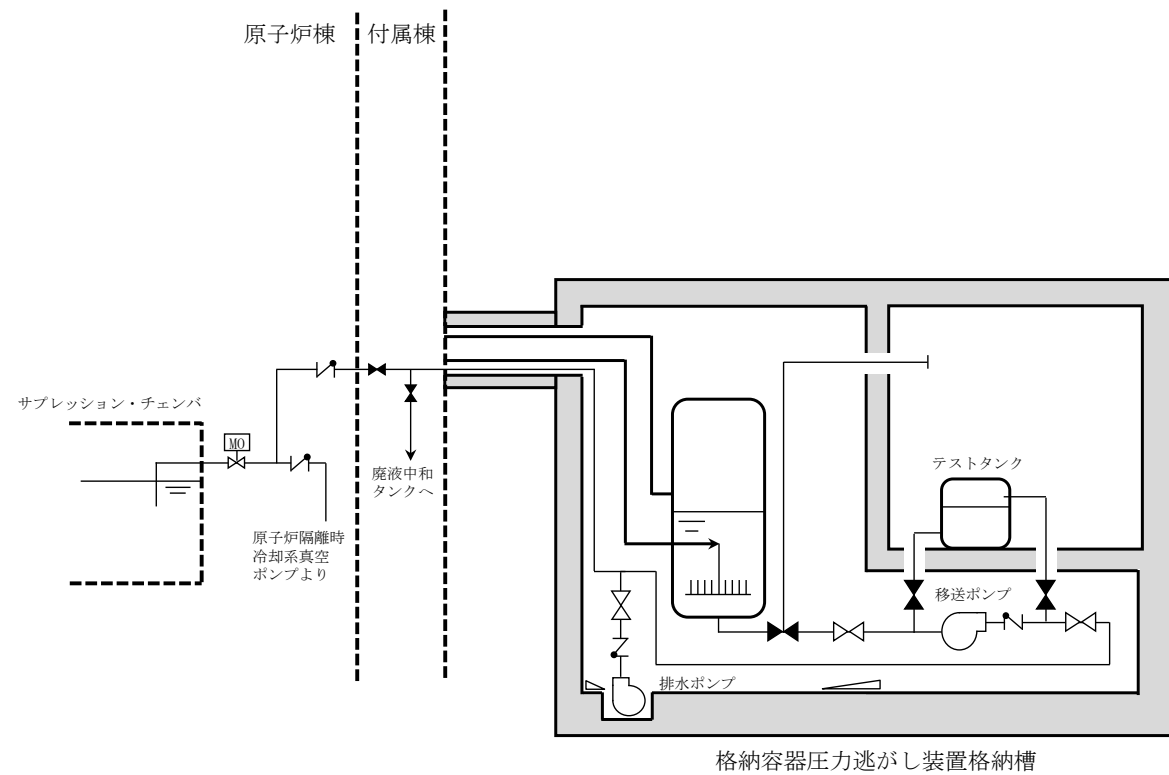
第2.4.5-1表 排水設備仕様

(1) 配管

口径	50A
材質	ステンレス鋼 (SUS316LTP)

(2) ポンプ

	移送ポンプ	排水ポンプ
型式	キャンドポンプ	水中ポンプ
定格流量	10m <sup>3</sup> /h	10m <sup>3</sup> /h
定格揚程	40m	40m
個数	1	1
駆動方式	電動駆動 (交流)	電動駆動 (交流)



注) 系統構成は現在の計画

第2.4.5-1図 排水設備概要図

表2.8.5-1 排水設備主要仕様

a. ドレン移送ポンプ (補給設備と兼用)

容量 約10m<sup>3</sup>/h  
基数 1

b. 排水ポンプ

容量 約2m<sup>3</sup>/min  
基数 1

c. 配管

材質 ステンレス鋼  
口径 100A, 80A, 65A, 50A

d. 電動駆動弁

型式 グローブ弁  
口径 100A  
駆動方式 電動 (交流) 及び遠隔手動弁操作機構

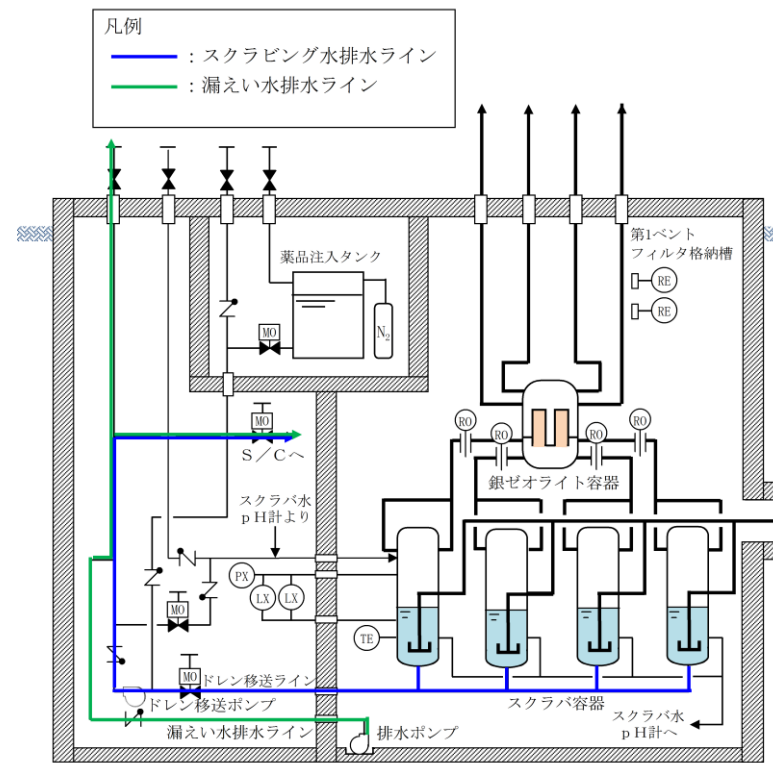


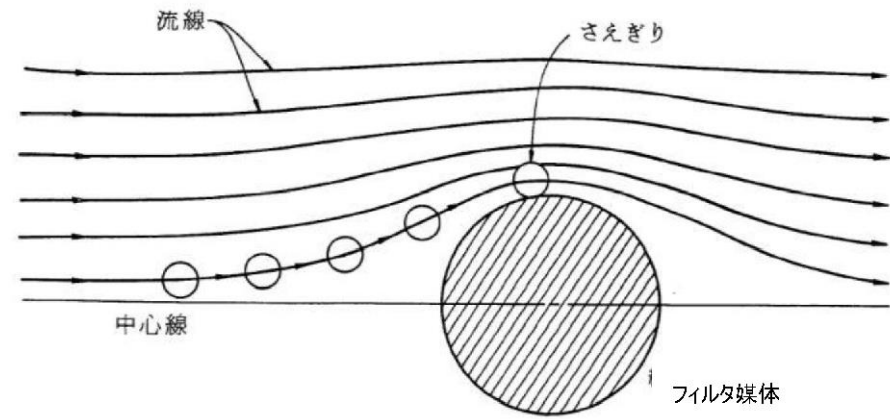
図2.8.5-1 排水設備系統概略図

・設備の相違

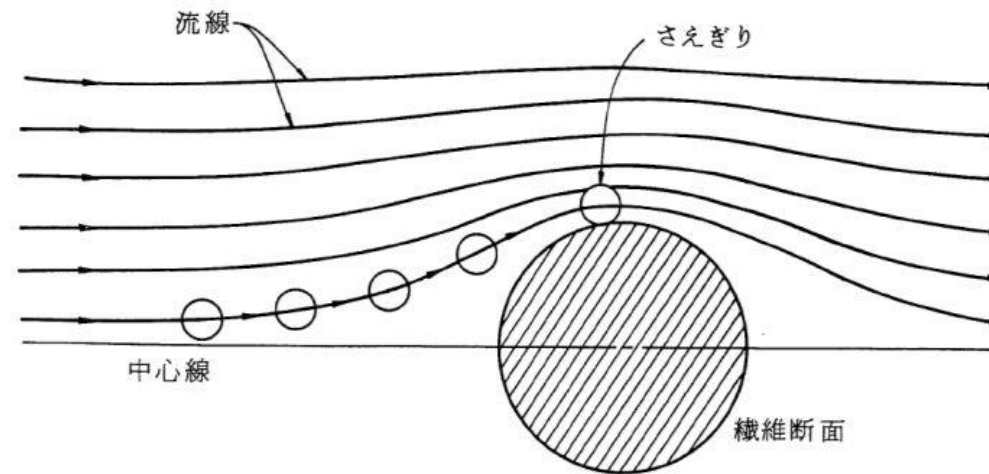
・設備の相違



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. フィルタ性能</p> <p>3.1 フィルタ装置による放射性物質の除去原理</p> <p>3.1.1 <u>エアロゾル</u>の除去原理</p> <p><u>エアロゾル</u>の除去原理は、一般にフィルタ媒体（ベンチュリスクラバの場合は水滴，金属フィルタの場合は金属繊維）の種類によらず，主に以下の3つの効果の重ね合わせとして記述できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さえぎり効果（Interception）：粒径が大きい場合に有効</li> <li>・拡散効果（Diffusion）：流速が遅い場合，粒径が小さい場合に有効</li> <li>・慣性衝突効果（Inertia effect）：流速が早い場合，粒径が大きい場合に有効</li> </ul> <p>(1)～(3)に，それぞれの除去効果についてその特性を記載する。これらの除去原理はフィルタ媒体が水滴でも金属繊維でも作用するが，フィルタの種類や系統条件により効果的に除去できる粒径，流速の範囲が異なることから，幅広い粒径，流速のエアロゾルを除去するためには異なる種類のフィルタを組み合わせることが有効である。</p> <p>(4)、(5)に，ベンチュリスクラバ及び金属フィルタにおけるエアロゾルの除去原理を示す。</p> <p>(1) さえぎり効果</p> <p>さえぎりによるエアロゾルの捕集は，<u>図3.1.1-1</u>に示すように，エアロゾルが流線にそって運動している場合に，フィルタ媒体表面から1粒子半径以内にエアロゾルが達したときに起こる。</p> <p>エアロゾル粒径が大きい場合，より遠くの流線に乗っていた場合でもフィルタ媒体と接触することが可能であるため，さえぎりによる除去効果は，エアロゾル粒径が大きい程大きくなる傾向にある。</p>	<p>3. フィルタ装置の性能</p> <p>3.1 フィルタ装置による放射性物質の除去原理</p> <p>3.1.1 <u>粒子状放射性物質</u>の除去原理</p> <p><u>粒子状放射性物質</u>（<u>エアロゾル</u>）の除去は，一般にフィルタ媒体（ベンチュリスクラバの場合は水滴，金属フィルタの場合は金属繊維）の種類によらず，主に以下の3つの効果の重ね合わせとして記述できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さえぎり効果（Interception）：粒径が大きい場合に有効</li> <li>・拡散効果（Diffusion）：流速が遅い場合，粒径が小さい場合に有効</li> <li>・慣性衝突効果（Inertia effect）：流速が早い場合，粒径が大きい場合に有効</li> </ul> <p>(1)～(3)に，それぞれの除去効果についてその特性を記載する。これらの除去原理はフィルタ媒体が水滴でも金属繊維でも作用するが，フィルタの種類や系統条件により効果的に除去できる粒径，流速の範囲が異なることから，幅広い粒径，流速のエアロゾルを除去するためには異なる種類のフィルタを組み合わせることが有効である。</p> <p>(4)に，ベンチュリスクラバ及び金属フィルタにおけるエアロゾルの除去原理を示す。</p> <p>(1) さえぎり効果</p> <p>さえぎりによるエアロゾルの捕集は，<u>図3.1.1-1</u>に示すように，エアロゾルが流線にそって運動している場合に，フィルタ媒体表面から1粒子半径以内にエアロゾルが達したときに起こる。</p> <p>エアロゾル粒径が大きい場合，より遠くの流線に乗っていた場合でもフィルタ媒体と接触することが可能であるため，さえぎりによる除去効果は，エアロゾル粒径が大きい程大きくなる傾向にある。</p>	

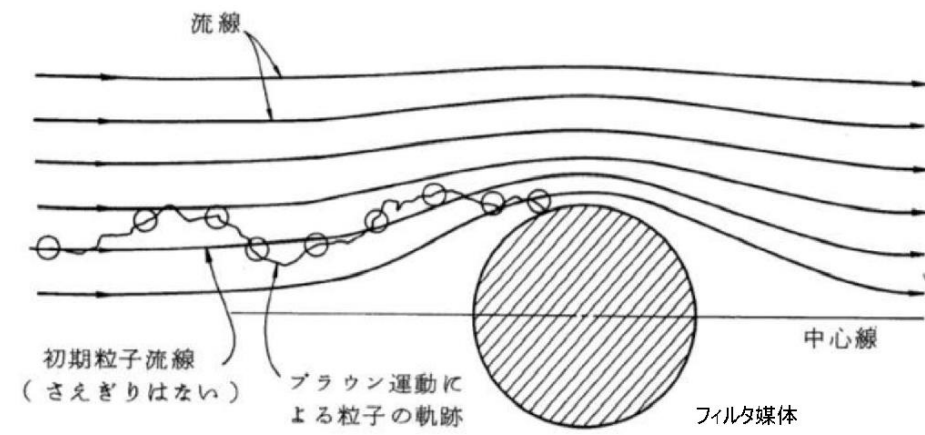


出典：W.C. ハイネズ，エアロゾルテクノロジー，(株)井上書院（1985）  
 第 3.1.1-1 図 さえぎりによる捕集

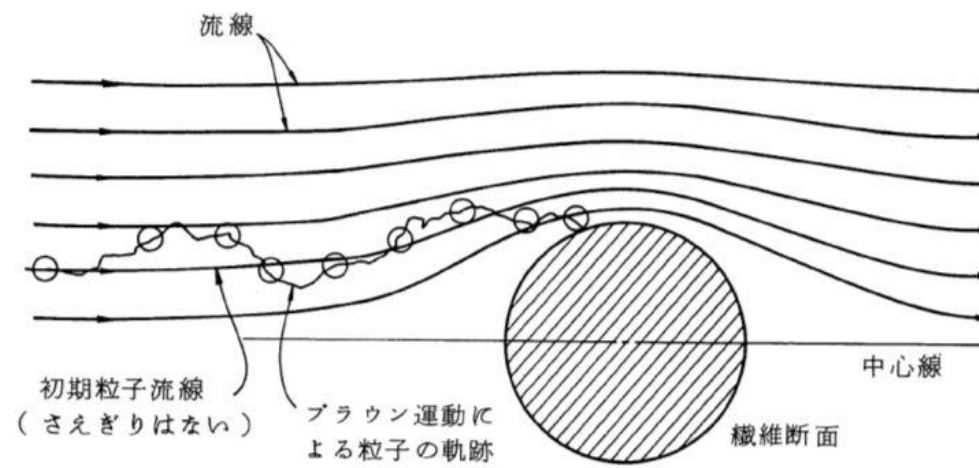


出典：W.C. ハイネズ，エアロゾルテクノロジー，(株)井上書院（1985）  
 図 3.1.1-1 さえぎりによる捕集

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 拡散効果</p> <p>拡散によるエアロゾルの捕集は、<u>第 3.1.1-2 図</u>に示すように、エアロゾルがフィルタ媒体をさえぎらない流線上を移動しているときでも、フィルタ媒体近傍を通過する際に、ブラウン運動によってフィルタ媒体に衝突することで起こる。</p> <p>エアロゾル粒径が小さい場合、ブラウン運動による拡散の度合いが大きくなるため、拡散による除去効果は、エアロゾル粒径が小さい程大きくなる傾向にある。また、フィルタ媒体の近傍にエアロゾルが滞在する時間が長い程ブラウン運動によりフィルタ媒体に衝突する可能性が高まるため、流速が遅い程大きくなる傾向にある。</p>	<p>(2) 拡散効果</p> <p>拡散によるエアロゾルの捕集は、<u>図 3.1.1-2</u>に示すように、エアロゾルがフィルタ媒体をさえぎらない流線上を移動しているときでも、フィルタ媒体近傍を通過する際に、ブラウン運動によってフィルタ媒体に衝突することで起こる。</p> <p>エアロゾル粒径が小さい場合、ブラウン運動による拡散の度合いが大きくなるため、拡散による除去効果は、エアロゾル粒径が小さい程大きくなる傾向にある。また、フィルタ媒体の近傍にエアロゾルが滞在する時間が長い程ブラウン運動によりフィルタ媒体に衝突する可能性が高まるため、<u>拡散による除去効果は、流速が遅い程大きくなる傾向にある。</u></p>	

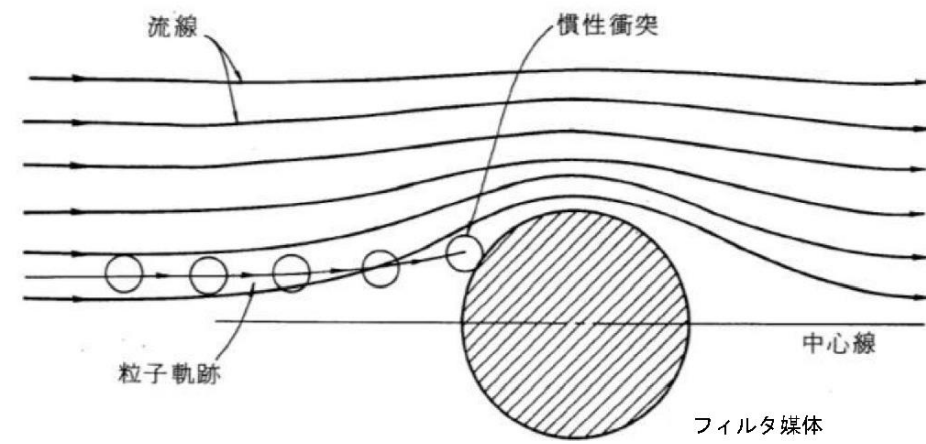


出典：W. C. ハイネズ，エアロゾルテクノロジー，(株)井上書院 (1985)  
 第3.1.1-2 図 拡散による捕集

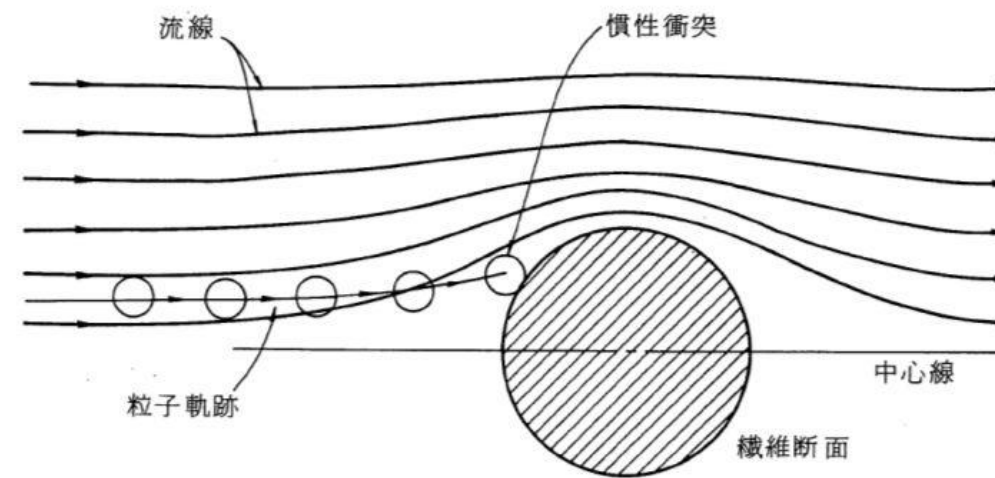


出典：W. C. ハイネズ，エアロゾルテクノロジー，(株)井上書院(1985)  
 図3.1.1-2 拡散による捕集

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 慣性衝突効果</p> <p>慣性衝突によるエアロゾルの捕集は、<u>第 3.1.1-3 図</u>に示すように、エアロゾルがその慣性のために、フィルタ媒体の近傍で急に変化する流線に対応することができず、流線を横切ってフィルタ媒体に衝突するときに起こる。</p> <p>エアロゾル粒径が大きい場合又はエアロゾルの流れが早い場合にエアロゾルの慣性が大きくなり、フィルタ媒体と衝突する可能性が高まるため、慣性衝突による除去効果はエアロゾル粒径が大きい程大きく、流速が早い程大きくなる傾向がある。</p>	<p>(3) 慣性衝突効果</p> <p>慣性衝突によるエアロゾルの捕集は、<u>図 3.1.1-3</u>に示すように、エアロゾルがその慣性のために、フィルタ媒体の近傍で急に変化する流線に対応することができず、流線を横切ってフィルタ媒体に衝突するときに起こる。</p> <p>エアロゾル粒径が大きい場合、若しくは、エアロゾルの流れが速い場合にエアロゾルの持つ慣性が大きくなり、フィルタ媒体と衝突する可能性が高まるため、慣性衝突による除去効果は、エアロゾル粒径が大きい程大きく、流速が早い程大きくなる傾向にある。</p>	

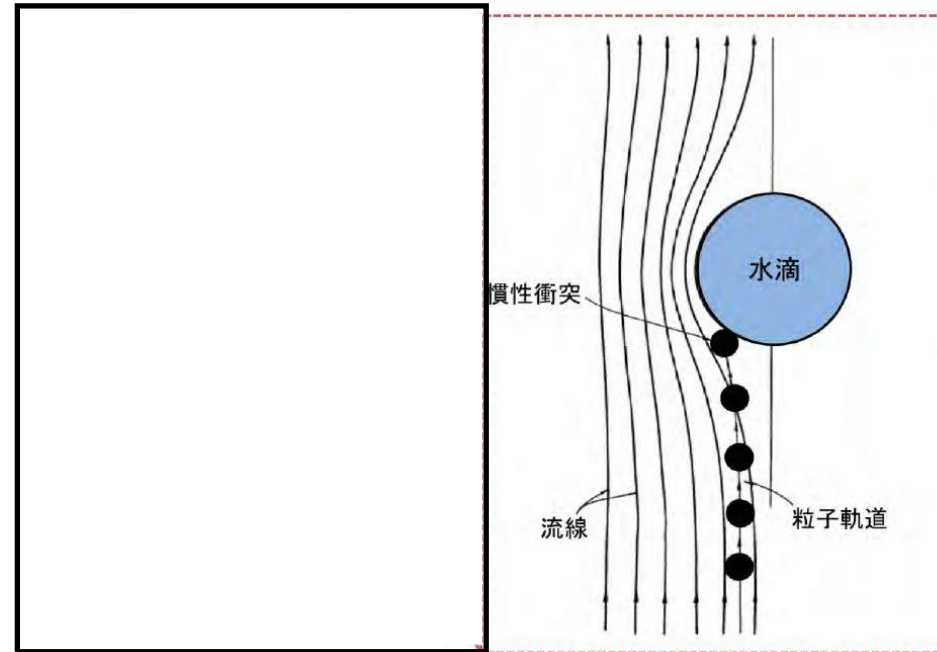
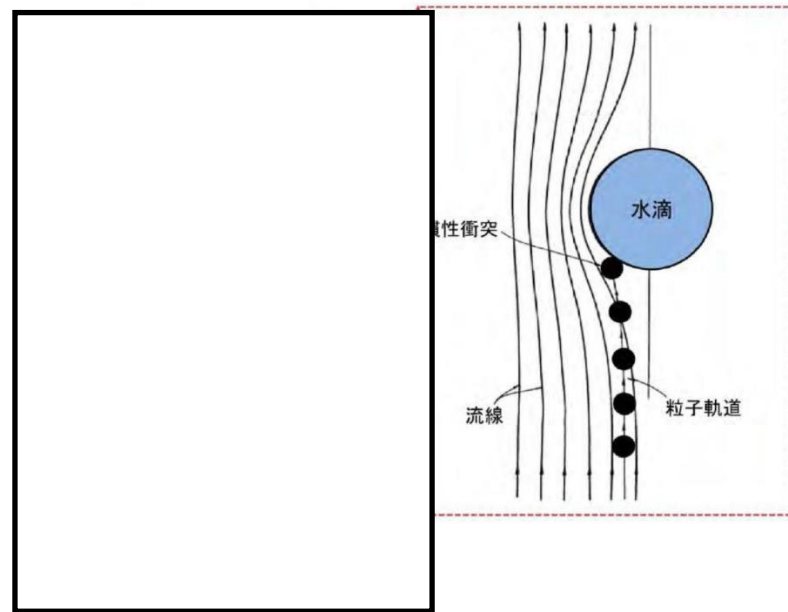


出典：W.C. ハイネズ，エアロゾルテクノロジー，(株)井上書院 (1985)  
 第 3.1.1-3 図 慣性衝突による捕集



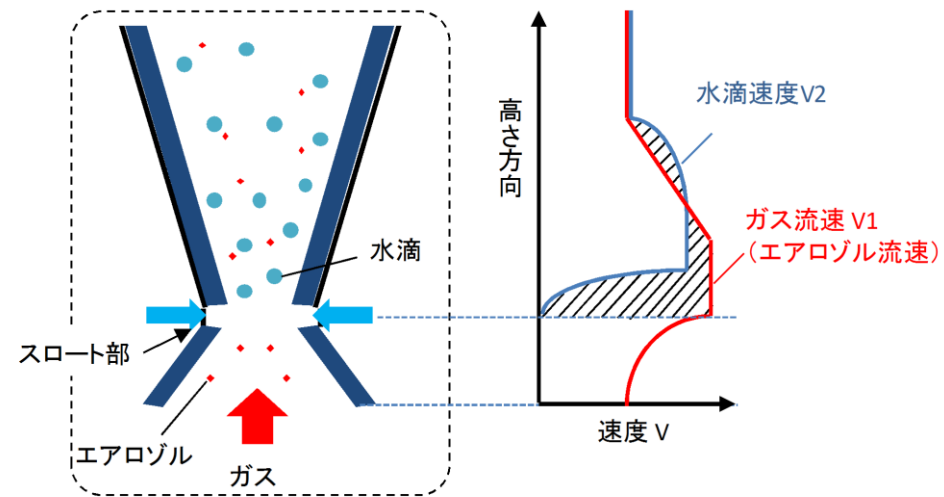
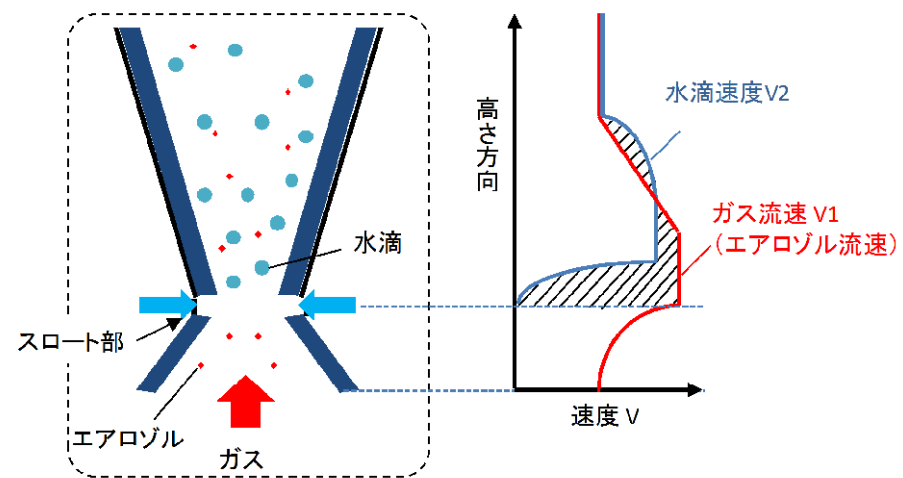
出典：W.C. ハイネズ，エアロゾルテクノロジー，(株)井上書院(1985)  
 図 3.1.1-3 慣性衝突による捕集

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>ベンチュリスクラバにおけるエアロゾルの除去原理</u></p> <p>ベンチュリスクラバは、断面積の小さいベンチュリノズルのスロート部にベントガスを通し、ガス流速を大きくすることで発生する負圧によって、ガス中にスクラビング水を噴霧(いわゆる霧吹き)し、微小水滴にすることでエアロゾルが水と接触する面積を大きくすることにより、効果的に<u>エアロゾル</u>を水滴に捕集する。</p> <p>ベンチュリノズルにおける除去原理を第3.1.1-4図に、ベンチュリノズルにおける速度模式図を第3.1.1-5図に示す。</p>	<p>(4) <u>フィルタ装置における粒子状放射性物質の除去原理</u></p> <p><u>エアロゾルの除去原理はフィルタ媒体が水滴でも金属繊維でも作用するが、フィルタの種類や系統条件により効果的に除去できる範囲は異なることから、幅広い粒径、流速のエアロゾルを除去するためには、異なる種類のフィルタを組み合わせることが有効である。</u></p> <p><u>本フィルタ装置においては、ベンチュリスクラバ及び金属フィルタを組み合わせ、エアロゾルの除去を行う。なお、ベンチュリスクラバではより粒径の大きいエアロゾルを除去し、金属フィルタではベンチュリスクラバの後段で、より粒径の小さいエアロゾルを除去する。</u></p> <p><u>以下にベンチュリスクラバ及び金属フィルタにおける粒子状放射性物質の除去原理を示す。</u></p> <p>a. <u>ベンチュリスクラバにおける粒子状放射性物質の除去原理</u></p> <p>ベンチュリスクラバは、断面積の小さいベンチュリノズルのスロート部にベントガスを通し、ガス流速を大きくすることで発生する負圧によって、ガス流中に水滴を噴霧(いわゆる霧吹き)し、微小水滴にすることで粒子状放射性物質がスクラビング水と接触する面積を大きくすることにより、効果的に<u>粒子状放射性物質</u>をスクラビング水に捕集する。</p> <p>ベンチュリノズルにおける除去原理を図3.1.1-4、ベンチュリノズルにおける速度模式図を図3.1.1-5に示す。</p>	<p>・記載方針の相違</p>



第3.1.1-4図 ベンチュリノズルにおける除去原理

図3.1.1-4 ベンチュリノズルにおける除去原理



第3.1.1-5図 ベンチュリノズルにおける速度模式図

図3.1.1-5 ベンチュリノズルにおける速度模式図

第3.1.1-5図に示すとおり、ベンチュリスクラバはガス流速  $V_1$  と水滴速度  $V_2$  が異なることで、ガス中のエアロゾルが水滴に衝突し水滴に付着する現象を利用していることから、慣性衝突による除去が支配的と考えられる。慣性衝突効果では「ガス流速」と「粒径」が主な影響因子である。(別紙45)

ベンチュリスクラバでは、ベンチュリノズルのスロート部下流でガス流速 ( $V_1$ ) と水滴流速 ( $V_2$ ) の速度差が大きくなり、ガス中のエアロゾルが高速で水滴に衝突し、付着する現象を活用していることから、慣性衝突による除去が支配的と考えられる。この慣性衝突効果では「流速」と「粒径」が主な影響因子である。(別紙33)

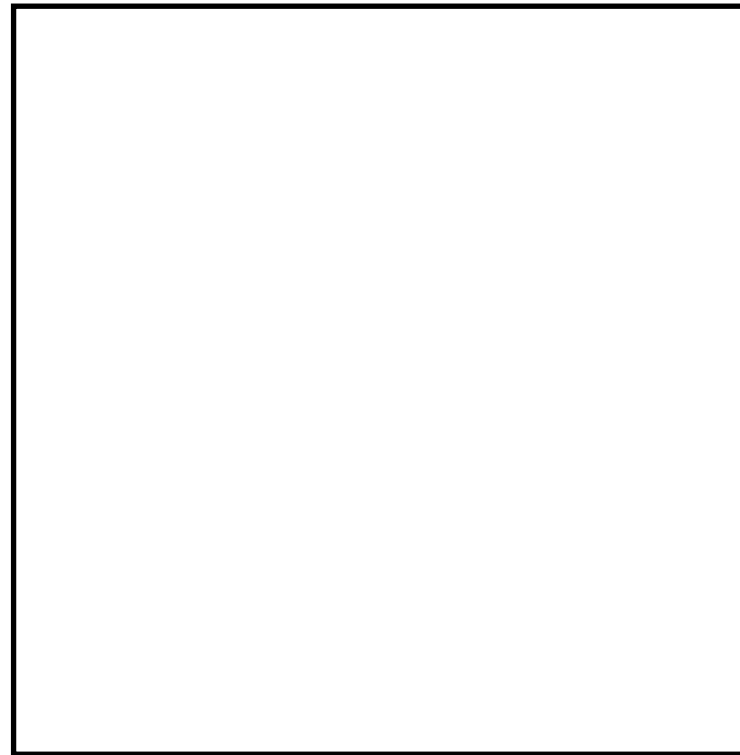




<補足>

第3.1.1-6図参照

- ①ベンチュリノズル下方よりベントガスが流入する。
- ②ベンチュリノズルのスロート部（絞り機構）によってベントガスの流速が加速される。
- ③ガス流速を大きくすることで発生する負圧によりスクラビング水が吸入され、ガス流中に水滴を噴霧（いわゆる霧吹き）する。
- ④噴霧によって、微小水滴にすることでエアロゾルが水と接触する面積が大きくなり、エアロゾルがフィルタ媒体と衝突し、ベントガスから捕集される。
- ⑤ベンチュリノズルの出口に設置した板によってベントガス及び水滴の方向が変わり、エアロゾルはスクラビング水に保持される。



第3.1.1-6図 ベンチュリスクラバにおける除去原理の補足

以上より、ベンチュリスクラバの除去性能に影響を与える可能性のある主要なパラメータは、ガス流速、水滴流速、エアロゾル粒径及び水滴の噴霧量が考えられるが、水滴流速及び水滴の噴霧量はガス流速から一義的に決まるものであるため、ガス流速及びエアロゾル粒径が主要なパラメータと整理できる。

<補足>

ベンチュリスクラバにおける除去原理を図3.1.1-6に示す。

- ①ベンチュリノズル下方よりベントガスが流入する。
- ②ベンチュリノズルのスロート部（絞り機構）によってベントガスが加速される。
- ③ガス流速が最高になるスロート部（絞り機構）において、スクラビング水が吸入される。
- ④ガス流速を大きくすることで発生する負圧によりガス流中に水滴を噴霧（いわゆる霧吹き）し、微小水滴にすることでエアロゾルが水と接触する面積を大きくすることにより、エアロゾルがフィルタ媒体（水滴）と衝突し、ベントガスから捕集される。
- ⑤ベンチュリノズルの出口に設置した板によってベントガス及び液滴の流れの方向が変わり、エアロゾルはスクラビング水中に保持される。

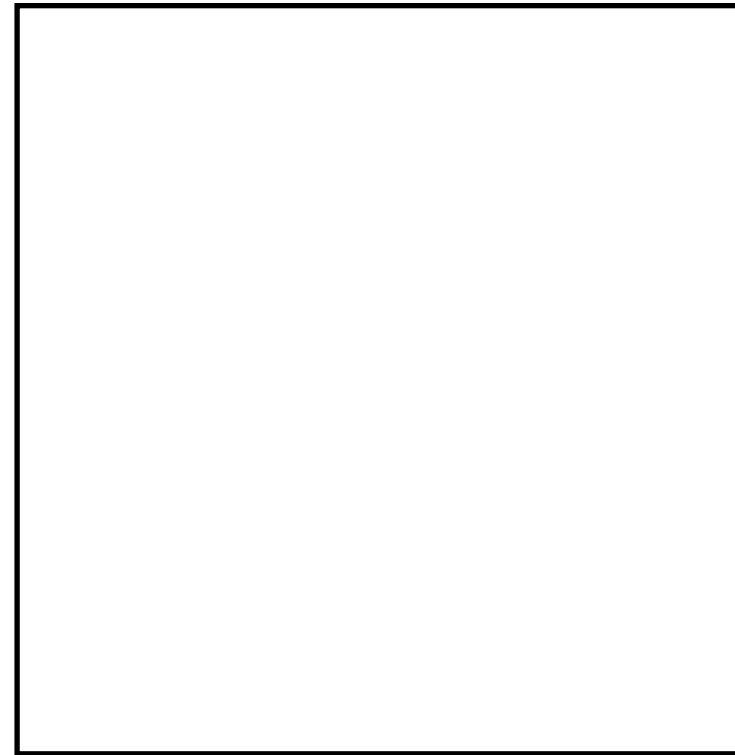


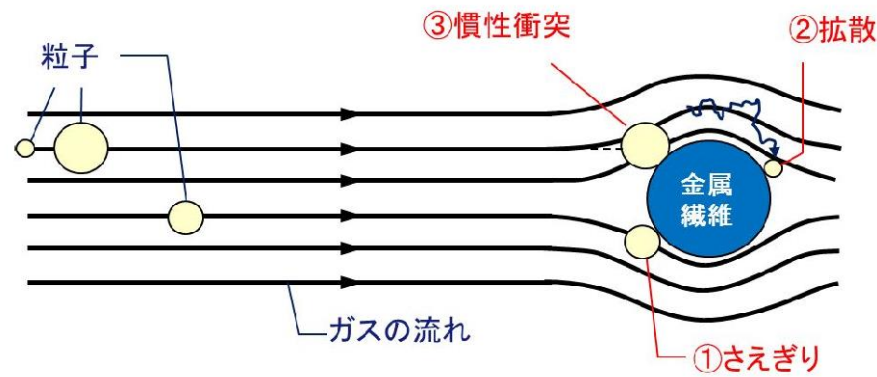
図3.1.1-6 ベンチュリスクラバにおける除去原理の補足図

(5) 金属フィルタにおけるエアロゾルの除去原理

金属フィルタは、ベンチュリスクラバの後段に設置され、より粒径の小さいエアロゾルを除去する。

金属フィルタの除去原理は、第3.1.1-7図に示すように、さえぎり、拡散、慣性衝突効果の重ね合わせにより、エアロゾルを金属繊維表面に付着させ捕集する。さえぎり、拡散、慣性衝突効果では「粒径」と「ガス流速」が主な影響因子である。

以上より、金属フィルタの除去性能に対して、影響を与える可能性のある主要なパラメータとしては、ガス流速、エアロゾル粒径を考慮する必要がある。



第3.1.1-7図 金属フィルタにおける除去原理

b. 金属フィルタにおける粒子状放射性物質の除去原理

金属フィルタの除去原理は、図3.1.1-7に示すように、さえぎり、拡散、慣性衝突効果の重ね合わせにより、エアロゾルを金属繊維表面に付着させ捕集する。さえぎり、拡散、慣性衝突効果では「流速」と「粒径」が主な影響因子である。

このため、金属フィルタの除去性能に対して、影響を与える可能性のある主要なパラメータとしては、ガス流速及びエアロゾル粒径を考慮する必要がある。

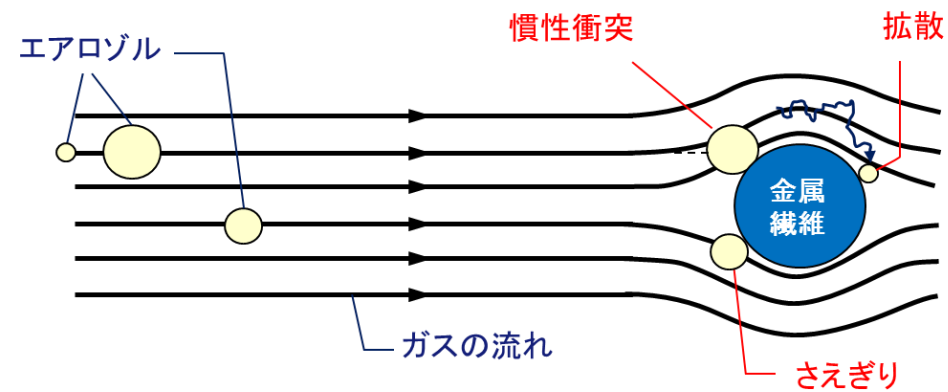


図3.1.1-7 金属フィルタにおける除去原理

3.1.2 ガス状放射性よう素の除去原理

重大事故時に発生する放射性よう素は、粒子状よう素 (CsI：よう化セシウム等) と、ガス状よう素として無機よう素 (I<sub>2</sub>：元素状よう素) と有機よう素 (CH<sub>3</sub>I：よう化メチル等) の形態をとる。大部分のよう素は粒子状よう素として格納容器内へ放出され、残りは無機よう素として格納容器内に放出されるが、無機よう素の一部は格納容器内の有機物 (塗装等) と結合し、有機よう素へ転換する。粒子状よう素については、エアロゾルの除去原理に基づき、ベンチュリスクラバと金属フィルタで捕集する。

有機よう素については、吸着材と化学反応させることにより、よう素除去部で捕集する。

(1) フィルタ装置内におけるベントガスの流れ

フィルタ装置内部の下部にベンチュリスクラバ (ベンチュリノズル・スクラビング水等)、上部に金属フィルタを設置し、金属フィルタの下流側に流量制限オリフィスを介してよう素除去部を設置する。ベントガスの流れを第3.1.2-1図に示す。

3.1.2 ガス状放射性よう素の除去原理

重大事故時に発生する放射性よう素は、粒子状よう素 (CsI：よう化セシウム等) と、ガス状よう素として無機よう素 (I<sub>2</sub>：元素状よう素) と有機よう素 (CH<sub>3</sub>I：よう化メチル等) の形態をとる。大部分のよう素は粒子状よう素として格納容器内へ放出され、残りは無機よう素として格納容器内に放出されるが、無機よう素の一部は格納容器内の有機物 (塗装等) と結合し、有機よう素へ転換する。粒子状よう素については、エアロゾルの除去原理に基づき、ベンチュリスクラバと金属フィルタで捕集する。

無機よう素については、ベンチュリスクラバでスクラビング水と化学反応させることにより捕集し、さらに銀ゼオライトフィルタで吸着剤と化学反応させることにより捕集する。また、有機よう素については、銀ゼオライトフィルタで吸着剤と化学反応させることにより捕集する。

(1) フィルタ装置内におけるベントガスの流れ

スクラバ容器内部の下部にベンチュリスクラバ (ベンチュリノズル・スクラビング水等)、上部に金属フィルタを設置し、スクラバ容器下流側の流量制限オリフィスを介して、銀ゼオライト容器を設置する。以下にベンチュリスクラバ及び銀ゼオライトフィルタにおけるガス状放射性よう素の除去原理を示す。

・設備の相違  
⑥の相違

オリフィス通過時の蒸気の状態変化のイメージを第3.1.2-2図に示す。

ベントガスの流れを図3.1.2-1に示す。

第3.1.2-1図 フィルタ装置内のベントガスの流れ

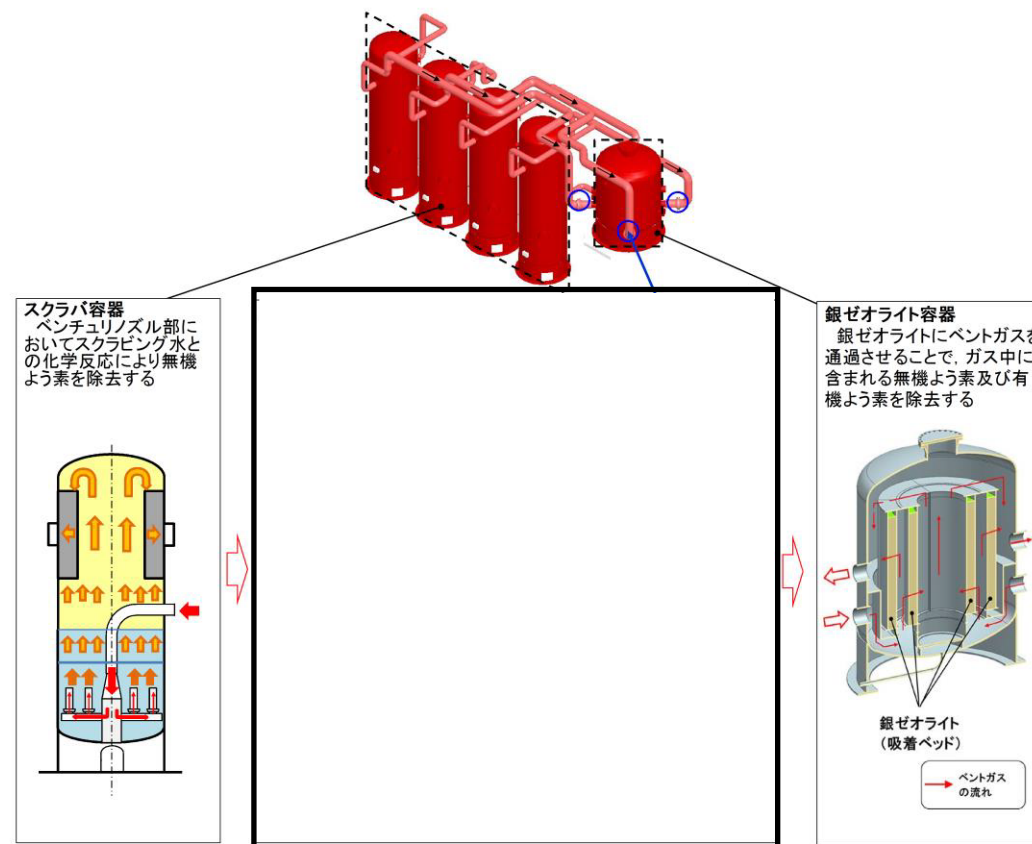


図3.1.2-1 フィルタ装置内のベントガスの流れ

第3.1.2-2図 流量制限オリフィス通過時の蒸気の状態変化 (イメージ)

(2) ベンチュリスクラバにおけるよう素の除去

ベントガスがベンチュリスクラバを通過する際、無機よう素を化学反応によりスクラビング水中に [ ] ために、スクラビング水には第 3.1.2-1 表に示す薬剤を添加する。

第 3.1.2-1 表 スクラビング水への添加薬剤

薬剤	化学式	目的
[ ]	[ ]	[ ]

以下に化学反応式を示す。

[ ]

[ ] の添加によって、スクラビング水はアルカリ性条件下となるため、式 (3.1.2-2) により、無機よう素を捕集する。

[ ]

したがって、ベンチュリスクラバにおける無機よう素の除去効率に影響を与える因子として「スクラビング水の pH」が挙げられる。

なお、一般的に有機よう素は、無機よう素に比べ活性が低く、反応しにくいいため、ベンチュリスクラバでの有機よう素の除去は期待していない。

(2) ベンチュリスクラバにおけるガス状放射性よう素の除去原理

ベンチュリスクラバでは、ベンチュリノズルの絞り部からスクラビング水を吸い込み、微細な液滴となったスクラビング水とベントガスが接触することにより、無機よう素を捕集する。

スクラビング水中に無機よう素を捕集・保持するため、スクラビング水には表 3.1.2-1 に示す薬剤を添加する。

表 3.1.2-1 スクラビング水に添加する薬剤

薬剤	化学式	目的
[ ]	[ ]	[ ]
水酸化ナトリウム	NaOH	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ]</li> <li>溶液を高アルカリ性とする。</li> <li>無機よう素の再揮発を防止する。</li> </ul>

[ ]

水酸化ナトリウム (NaOH) の添加によってスクラビング水中に水酸化物イオン (OH<sup>-</sup>) が多量に存在し、高アルカリ性となる。

また、スクラビング水中のよう化物イオンと無機よう素の平衡はスクラビング水の pH の影響を受け、アルカリ性環境下では酸性環境下と比較してよう化物イオンの割合が大きいため、スクラビング水に捕集されたよう化物イオンが再び無機よう素となる再揮発が抑制される。

以上より、ベンチュリスクラバにおける無機よう素の除去性能に影響を与える主要な因子として、スクラビング水の pH を考慮する必要がある。

なお、一般的に、有機よう素は無機よう素と比較して活性が低く、反応しにくい化学種であるため、ベンチュリスクラバにおける有機よう素の捕集は期待していない。

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) <u>よう素除去部</u>におけるよう素の除去</p> <div data-bbox="192 254 1270 1356" style="border: 1px solid black; height: 525px; width: 363px;"></div>	<p>(3) <u>銀ゼオライトフィルタ</u>における<u>ガス状放射性よう素の除去原理</u></p> <p>a. 銀ゼオライトフィルタにおける除去原理</p> <p>銀ゼオライトフィルタでは, <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span> 吸着剤を用い, 以下の化学反応により, 有機よう素及び無機よう素を捕集する。</p> <div data-bbox="1338 380 2421 1696" style="border: 1px solid black; height: 627px; width: 365px;"></div>	

3.2 運転範囲

3.1.1項で、エアロゾルの除去原理において主要なパラメータとしたガス流速及びエアロゾル粒径に加え、ベント時に変動するパラメータであるガス温度及びガス蒸気割合について、有効性評価に基づき、ベント実施中に想定する運転範囲を第3.2-1表に示す。また、3.1.2項で、ガス状放射性よう素の除去原理において主要なパラメータとしたスクラビング水のpH及びガスの過熱度について、ベント実施中に想定する運転範囲を第3.2-1表に示す。

第3.2-1表 ベント実施中における想定運転範囲

パラメータ	想定運転範囲
ガス流速	ベントからほぼ静定した格納容器圧力に対応するベンチュリノズル部のガス流速は、 <input type="text"/> となる。なお、金属フィルタ部におけるガス流速は、適切なガス流速となるよう金属フィルタの表面積を設定している。
エアロゾル粒径	サプレッション・チェンバからのベント時の粒径分布より、質量中央径を <input type="text"/> とする。
ガス温度	ベントから格納容器温度がほぼ静定した状態の運転範囲は <input type="text"/> となることから、上限を最高使用温度に合わせ包絡するよう、 <input type="text"/> とする。
ガス蒸気割合	ベントから事象発生7日後における、フィルタ装置に流入するガス蒸気割合は <input type="text"/> となるが保守的に0~100%を運転範囲とする。
スクラビング水のpH	スクラビング水は高アルカリに保つために、 <input type="text"/> が添加されていることから、運転範囲はアルカリ側で維持される。
ガス過熱度	ベントからほぼ静定した格納容器圧力に対応する、よう素除去部におけるベントガスの過熱度は、 <input type="text"/> となる。

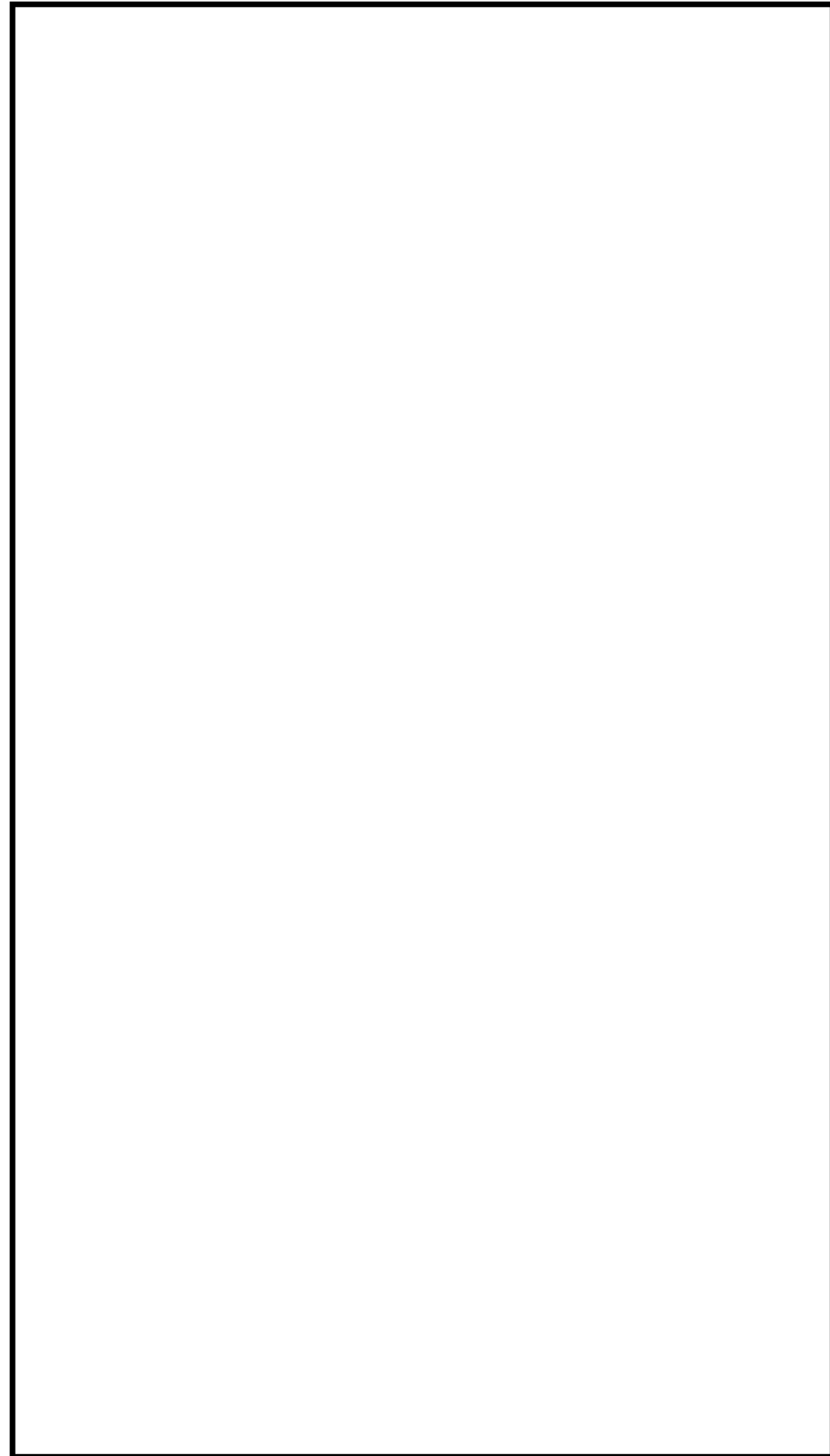
3.2 運転範囲

格納容器フィルタベント系の運転中（使用開始から事象静定まで）において、変動するパラメータとその想定変動範囲を表3.2-1に示す。

表3.2-1 パラメータの想定変動範囲

パラメータ	想定変動範囲
ガス流速	格納容器フィルタベント系は流量制限オリフィスによりフィルタ装置内の体積流量を幅広い圧力範囲に対してほぼ一定に保つ設計としており、ガス流速の変動幅も極力小さいものとなる。ベント実施のタイミング（格納容器圧力384kPa[gage]から853kPa[gage]の間で実施）を考慮し、格納容器圧力が853kPa[gage]から圧力低下率がほぼ横這いで静定した状態となる約100kPa[gage]に至る圧力変動を想定変動範囲とし、その圧力変動に相当するガス流速(@ベンチュリノズル部)は <input type="text"/> となる。なお、有効性評価のうち格納容器過圧・過温破損モード（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）における格納容器圧力の最大値は約659kPa[gage]である。
エアロゾル粒径	ベント時の粒径分布の質量中央径は <input type="text"/> となる。
ガス温度	格納容器の限界温度である200℃から温度低下率がほぼ横這いで静定した状態となる約120℃に至る温度範囲（約120~200℃）をフィルタ装置に流入するガス温度の想定変動範囲とする。 なお、有効性評価のうち格納容器過圧・過温破損モード（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）において、格納容器雰囲気温度は200℃以下に維持され、ベント時の格納容器雰囲気温度は約169℃となる。
蒸気割合	ベント～事象発生7日後におけるフィルタ装置に流入する蒸気割合は <input type="text"/> となる。
ガス過熱度	格納容器の限界圧力である853kPa[gage]及びほぼ静定した状態となる100kPa[gage]に対応するフィルタ装置（銀ゼオライト容器）におけるベントガスの過熱度は <input type="text"/> となる。

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.3 性能検証試験結果</p> <p>3.3.1 性能検証試験の概要</p> <p>AREVA 社製のフィルタ装置は、大規模なセクター試験装置により、実機使用条件を考慮した性能検証試験を行っており、その結果に基づき装置設計を行っている。以下に試験の概要を示す。(別紙 46)</p> <p>(1) エアロゾルの除去性能試験 (JAVA 試験)</p> <p>AREVA (当時 Siemens) 社は、1980 年代から 1990 年代にかけ、ドイツのカールシュタインにある試験施設 (以下、「JAVA」という。) にて、電力会社、ドイツ原子力安全委員会 (RSK) 及びその他第三者機関立会の下、フィルタ装置のエアロゾルに対する除去性能試験を行っている。</p> <p>試験装置には、実機に設置するものと同一形状のベンチュリノズルと、実機に設置するものと同一仕様の金属フィルタを設置し、試験条件として、実機の想定事象における種々のパラメータ (圧力、温度、ガス流量等の熱水力条件及びエアロゾル粒径、濃度等のエアロゾル条件) について試験を行うことにより、フィルタ装置の使用条件において所定の性能が発揮されることを確認している。試験装置の概要を第 3.3.1-1 図に、試験条件を第 3.3.1-1 表に示す。</p> <div data-bbox="192 1060 1270 1360" style="border: 1px solid black; height: 143px; width: 363px;"></div>	<p>3.3 性能検証試験結果</p> <p>3.3.1 性能検証試験の概要</p> <p>Framatome 社 (旧 AREVA 社) 製のフィルタ装置は、大規模なセクター試験装置により、実機使用条件を考慮した性能検証試験を行っており、その結果に基づき装置設計を行っている。以下に試験の概要を示す。(別紙 34)</p> <p>(1) 粒子状放射性物質の除去性能試験 (JAVA 試験)</p> <p>Framatome 社 (旧 AREVA 社) は、1980 年代後半から 1990 年にかけ、ドイツのカールシュタインにある試験施設 (以下、「JAVA」という。) にて、電力会社、ドイツ原子力安全委員会 (RSK) 及びその他第三者機関立会の下、フィルタ装置の粒子状放射性物質に対する除去性能試験を行っている。</p> <p>試験装置には、実機に使用したものと同一形状のベンチュリノズル及び実機と同一仕様の金属フィルタを設置し、試験条件として、実機の想定事象における種々のパラメータ (圧力・温度・ガス流量等の熱水力条件、エアロゾル粒径・濃度等のエアロゾル条件) について試験を行うことにより、フィルタ装置の使用条件において所定の性能が発揮されることを確認している。試験装置の概要を図 3.3.1-1、試験条件を表 3.3.1-1 に示す。</p> <div data-bbox="1335 1060 2412 1360" style="border: 1px solid black; height: 143px; width: 363px;"></div>	



第3.3.1-1図 JAVA試験装置概要



図3.3.1-1 JAVA試験装置概要

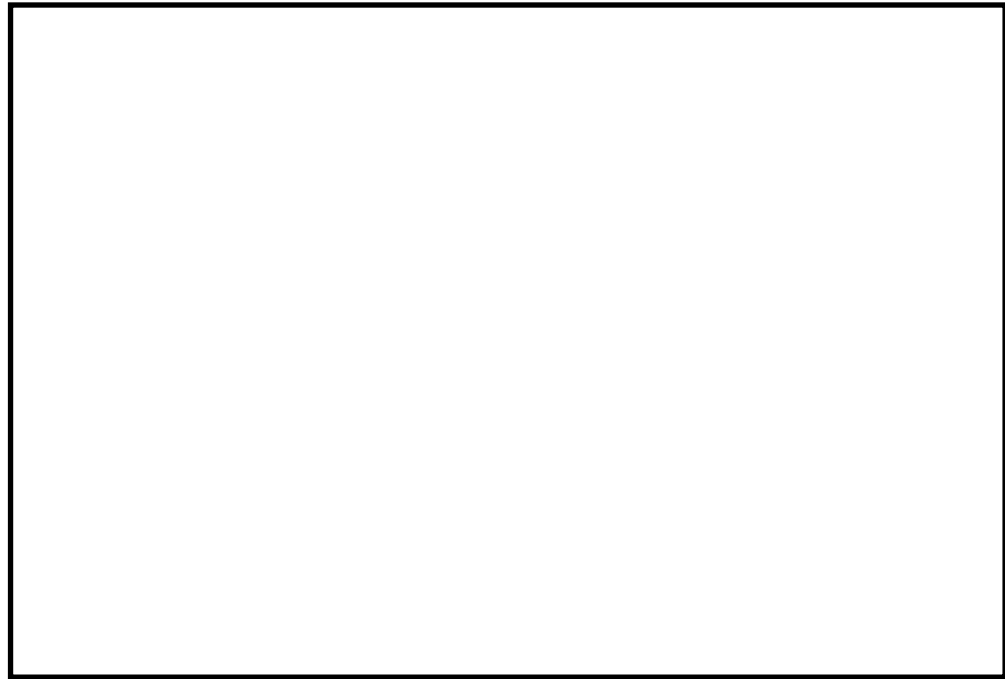


第3.3.1-1表 JAVA試験条件 (エアロゾル除去性能試験)

試験条件	
圧力	<input type="text"/> bar [abs] <input type="text"/> kPa [abs]
温度	<input type="text"/> °C
流量	<input type="text"/> m <sup>3</sup> /h
蒸気割合	<input type="text"/> %
エアロゾル	<input type="text"/>

表3.3.1-1 JAVA試験条件 (粒子状放射性物質)

試験範囲	
圧力	<input type="text"/>
温度	
流量	
蒸気割合	
試験用エアロゾル	



第 3.3.1-2 図 試験用エアロゾルの粒径分布

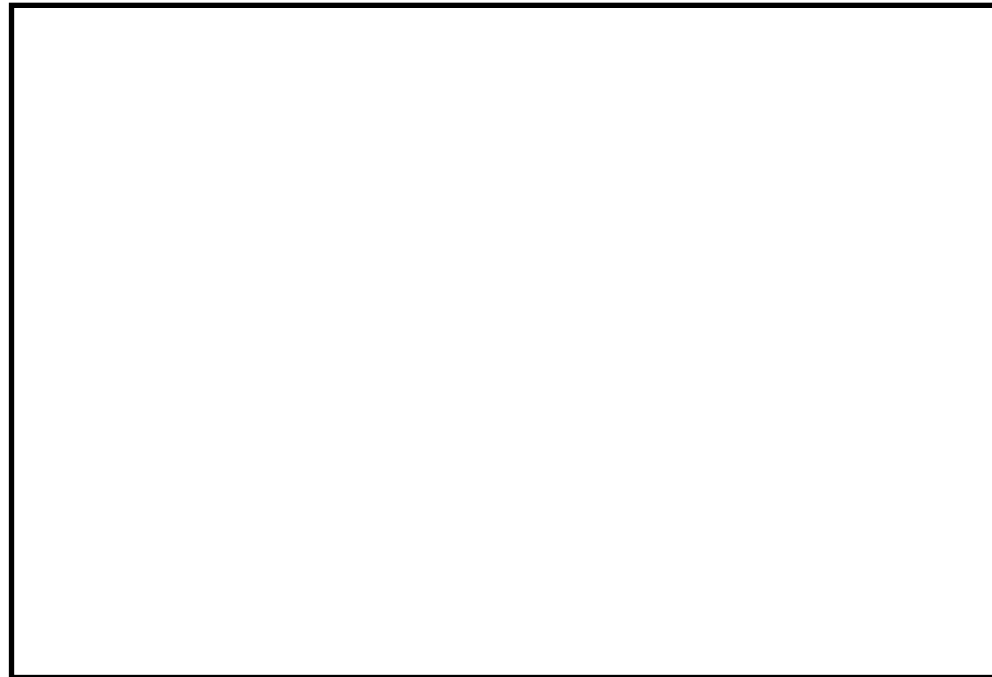


図 3.3.1-2 試験用エアロゾルの粒径分布

(2) 無機よう素の除去性能試験 (JAVA 試験)

AREVA 社は「JAVA」試験装置を使用し、(1)に示したエアロゾルの除去性能試験と同時期に電力会社、RSK 及びその他第三者機関立会の下、無機よう素の除去性能試験を実施している。

試験条件として、種々のパラメータ (圧力、温度、ガス流量等の熱水力条件、スクラビング水の pH 等の化学条件) にて試験を行うことにより、フィルタ装置における無機よう素の除去性能について確認している。JAVA 試験における無機よう素の試験条件を第 3.3.1-2 表に示す。

第 3.3.1-2 表 JAVA 試験条件 (無機よう素除去性能試験)

試験条件	
圧力	<input type="text"/> bar [abs] ( <input type="text"/> kPa [abs])
温度	<input type="text"/> °C
流量	<input type="text"/> m <sup>3</sup> /h
pH	<input type="text"/>
物質	<input type="text"/>

(2) 無機よう素の除去性能試験 (JAVA 試験)

Framatome 社(旧 AREVA 社)は、「JAVA」試験装置を使用し、(1)に示したエアロゾルの除去性能試験と同時期に電力会社、RSK 及びその他第三者機関立会の下、無機よう素の除去性能試験を実施している。

試験条件として、実機の想定事象における種々のパラメータ (圧力・温度・ガス流量等の熱水力条件、スクラビング水の pH 等の化学条件) について試験を行うことにより、フィルタ装置の使用条件において所定の性能が発揮されることを確認している。試験条件を表 3.3.1-2 に示す。

表 3.3.1-2 JAVA 試験条件 (無機よう素)

試験範囲	
圧力	<input type="text"/>
温度	
流量	
pH	
試験用物質	

(3) 有機よう素の除去性能試験 (JAVA PLUS 試験)

実機使用条件を想定した有機よう素の除去性能を確認するため、AREVA 社は「JAVA」試験装置に有機よう素除去部を設けた「JAVA PLUS」試験装置を用いて、2013年より有機よう素の除去性能試験を実施している。

試験装置には、実機に使用する吸着材を実機と同一の密度で充填し、試験条件として種々のパラメータ (圧力、温度、過熱度等の熱水力条件) にて試験を行うことにより、フィルタ装置における有機よう素の除去性能について確認している。

試験装置の概要を第 3.3.1-3 図に、試験条件を第 3.3.1-3 表に示す。

第 3.3.1-3 表 JAVA PLUS 試験条件 (有機よう素除去性能試験)

試験条件	
圧力	[ ] bar [abs] ( [ ] kPa [abs])
温度	[ ]
蒸気割合	[ ]
過熱度	[ ]
物質	[ ]

(3) 有機よう素の除去性能試験 (JAVA PLUS 試験)

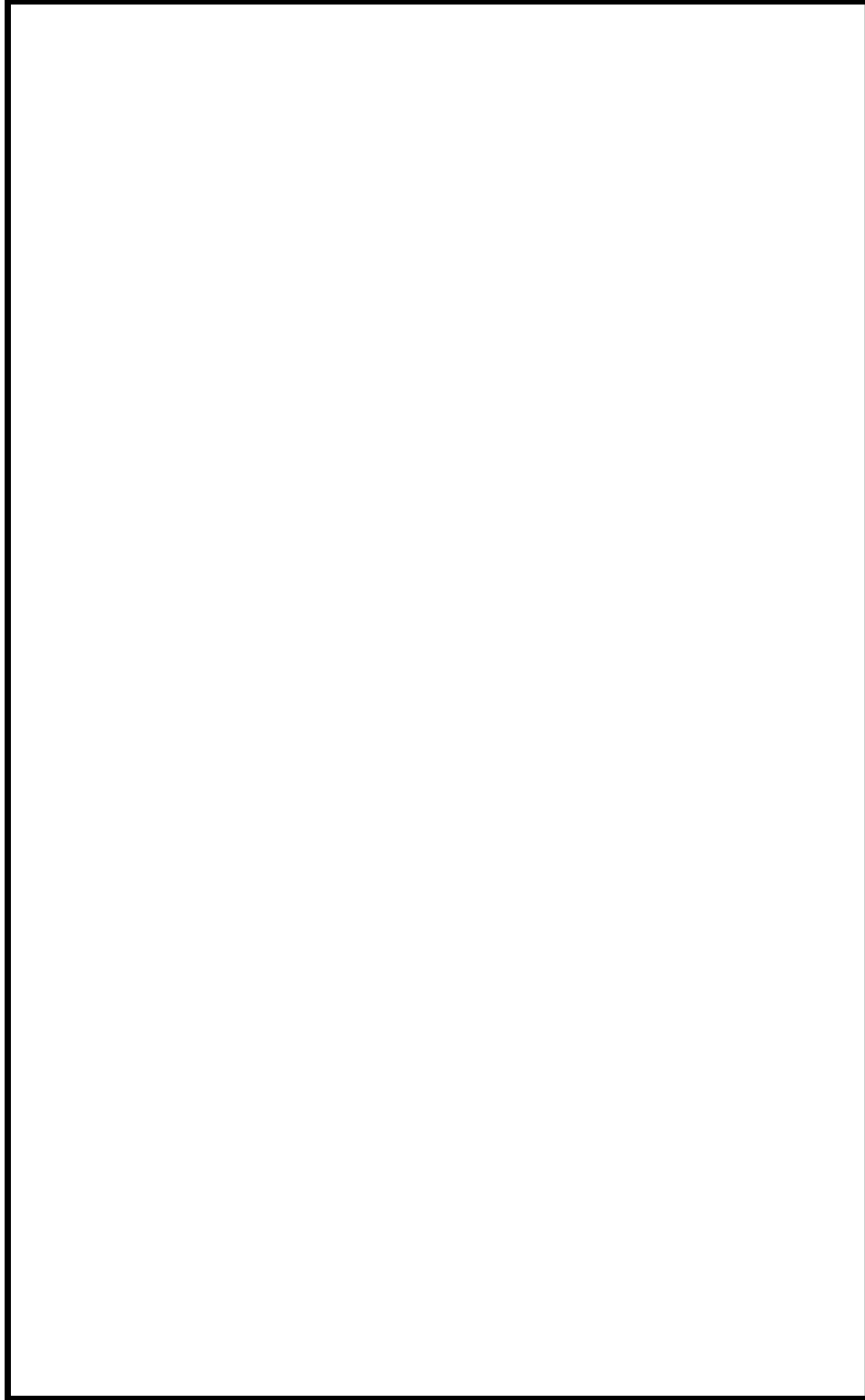
Framatome 社 (旧 AREVA 社) は、実規模を想定した有機よう素の除去性能を確認するため、JAVA 試験施設を改造した施設 (以下、「JAVA PLUS」という。) にて有機よう素に対する除去性能試験を行っている。

試験装置には、実機と同一仕様の銀ゼオライトを使用し、試験条件として、実機の想定事象における種々のパラメータについて試験を行うことにより、フィルタ装置の使用条件において所定の性能が発揮されることを確認している。

試験装置の概要を図 3.3.1-3、試験条件を表 3.3.1-3 に示す。

表 3.3.1-3 JAVA PLUS 試験条件

試験範囲	
圧力	[ ]
温度	
流量	
蒸気割合	
過熱度	
試験用物質	



第3.3.1-3図 JAVA PLUS 試験装置概要

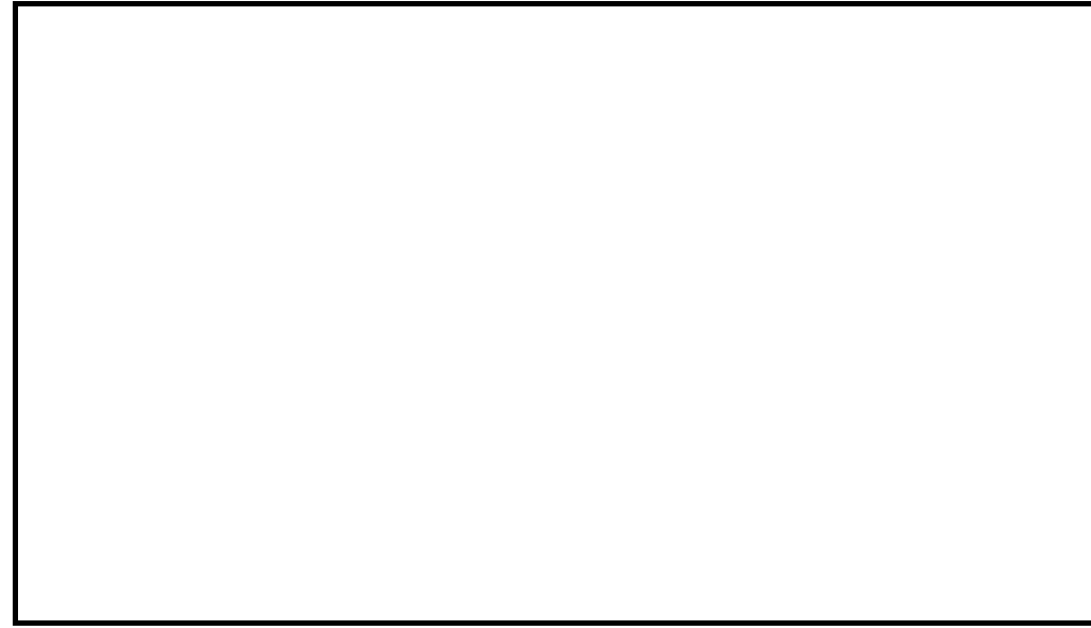
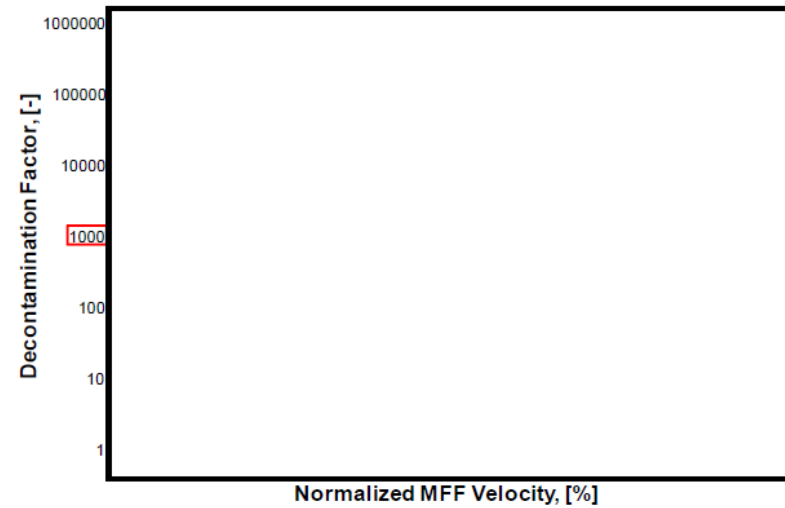


図 3.3.1-3 JAVA PLUS 試験装置概要

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.3.2 エアロゾルの除去性能試験結果</p> <p>JAVA 試験における性能検証試験結果を第 3.3.2-1 表～3 表に示す。エアロゾルの除去原理では、3.1.1 に示すとおり、「流速」と「粒径」が主な影響因子であるため、ガス流速とエアロゾル粒径に対しての性能評価を行った。さらに、その他の試験条件に用いたパラメータについてもフィルタ装置のエアロゾルの除去性能への影響を確認するため、ガス温度及びガス蒸気割合に対しての性能評価を行った。</p> <p>(1) ガス流速</p> <p>ガス流速の変化による除去性能を確認するために、流量からベンチュリノズル部のガス流速と金属フィルタ部のガス流速を計算して確認した。</p> <p>第 3.3.2-1 図及び第 3.3.2-2 図にベンチュリノズル部及び金属フィルタ部におけるガス流速に対して整理した性能検証試験結果を示す。</p> <p>この結果から、ベンチュリスクラバ部にて想定する運転範囲 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span> と金属フィルタ部にて想定する運転範囲全域にわたって要求される DF1,000 以上を満足していることがわかる。</p> <p>なお、運転範囲よりも小さいガス流速においても、ベンチュリスクラバ及び金属フィルタの組合せで、DF1,000 以上を満足しているため、フィルタ装置はガス流速によらず十分な性能を有していると言える。</p> <div data-bbox="326 1255 1098 1753" data-label="Figure"> </div> <p>第 3.3.2-1 図 ベンチュリノズル部におけるガス流速に対する除去係数</p>	<p>3.3.2 粒子状放射性物質の除去性能検証試験結果及び評価</p> <p>JAVA 試験における性能検証試験結果を表 3.3.2-1～4 に示す。粒子状放射性物質の除去原理では、3.1.1(4) a. 及び b. に示す通り、「流速」と「粒径」が主な影響因子であるため、ガス流速とエアロゾル粒径に対しての性能評価を行っている。さらに、その他のパラメータについてもフィルタ装置のエアロゾルの除去性能への影響を確認するため、ガス温度及び蒸気割合に対しての性能評価を行っている。</p> <p>(1) ガス流速</p> <p>ガス流速の変化による除去性能を確認するために、流量をベンチュリノズル部のガス流速と金属フィルタ部のガス流速に換算して確認した。</p> <p>図 3.3.2-1 及び図 3.3.2-2 にベンチュリノズル部及び金属フィルタ部におけるガス流速に対して整理した性能検証試験結果を示す。</p> <p>ガス流速によらず、試験を実施した全域にわたって要求される DF1,000 以上を満足していることが分かる。</p> <p>ベンチュリノズルにおけるガス流速が小さい場合は、ベンチュリノズル部においてガスと水滴の速度差が小さくなるため、DF が小さくなる可能性があるが、ベンチュリノズル部におけるガス流速の運転範囲 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span> は性能検証試験範囲内であり、金属フィルタ部におけるガス流速の運転範囲についても性能検証試験範囲内であることから、フィルタ装置 (スクラバ容器) は想定されるガス流速に対して十分な性能を示していると評価できる。</p> <p>なお、運転範囲よりも小さいガス流速でもベンチュリスクラバの後段の金属フィルタにおいてエアロゾルを捕集できるため、フィルタ装置 (スクラバ容器) はガス流速によらず十分な性能を示していると評価できる。</p> <div data-bbox="1469 1239 2270 1753" data-label="Figure"> </div> <p>図 3.3.2-1 ベンチュリノズル部におけるガス流速に対する除去係数</p>	



第 3.3.2-2 図 金属フィルタ部におけるガス流速に対するベンチュリスクラバと金属フィルタを組み合わせた除去係数

(2) エアロゾル粒径

第 3.3.2-3 図に試験用エアロゾル (エアロゾルの粒径) に対して整理した性能検証試験結果を示す。この結果からエアロゾル粒径 (質量中央径: ) の違いによって除去性能に影響が出ているような傾向は見られず、いずれの試験結果においても要求される DF1,000 を満足していることがわかる。

サブプレッション・チェンバからのベント実施時に想定する質量中央径は  である。試験用エアロゾルとしては質量中央径  を使用し、DF1,000 以上を満足していることから、フィルタ装置はエアロゾル粒径に対して十分な性能を有していると言える。

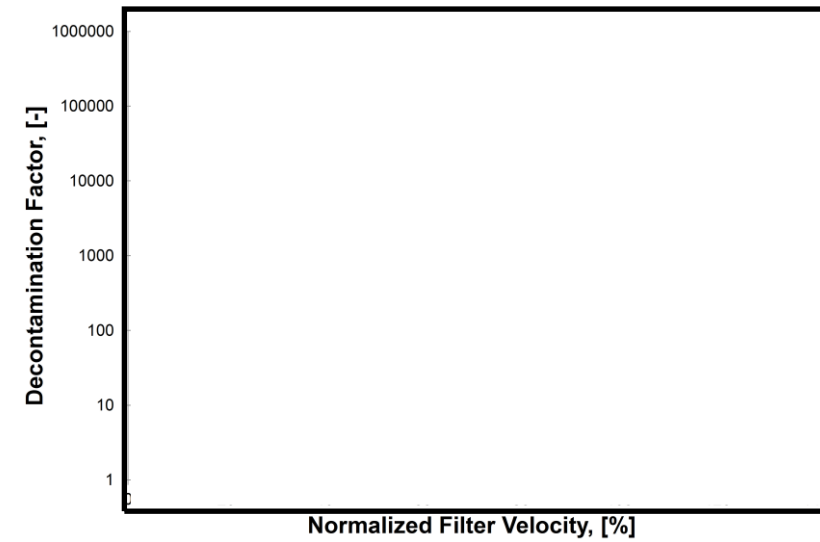
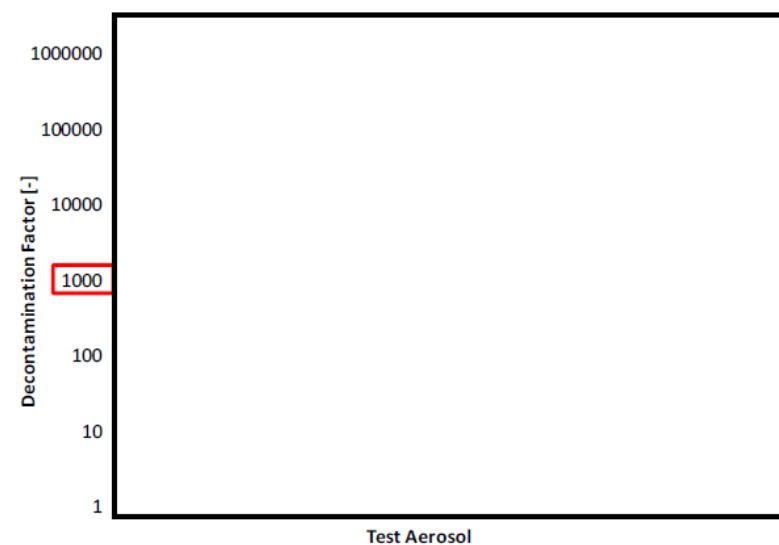


図 3.3.2-2 金属フィルタ部におけるガス流速に対する除去係数

(2) エアロゾル粒径

図 3.3.2-3 に試験用エアロゾル (エアロゾル粒径) に対して整理した性能検証試験結果を示す。この結果からエアロゾル粒径の大小によって除去性能に影響が出ているような傾向は見られておらず、いずれの試験結果においても要求される DF1,000 以上を満足していることが分かる。

ウェットウェルベントの際にフィルタ装置内に流入するエアロゾルの粒径分布の質量中央径は  と小さい粒径となることが想定されるが、試験用エアロゾルとして質量中央径が同等である  を使用していることから、フィルタ装置 (スクラバ容器) は想定されるエアロゾル粒径に対して十分な性能を示していると評価できる。



第 3.3.2-3 図 粒径に対する除去係数

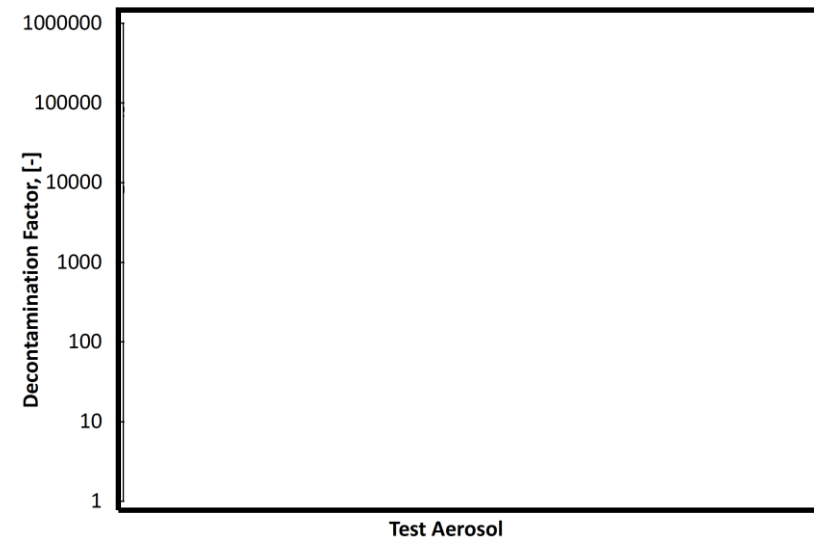


図 3.3.2-3 エアロゾル粒径に対する除去係数

(3) ガス温度

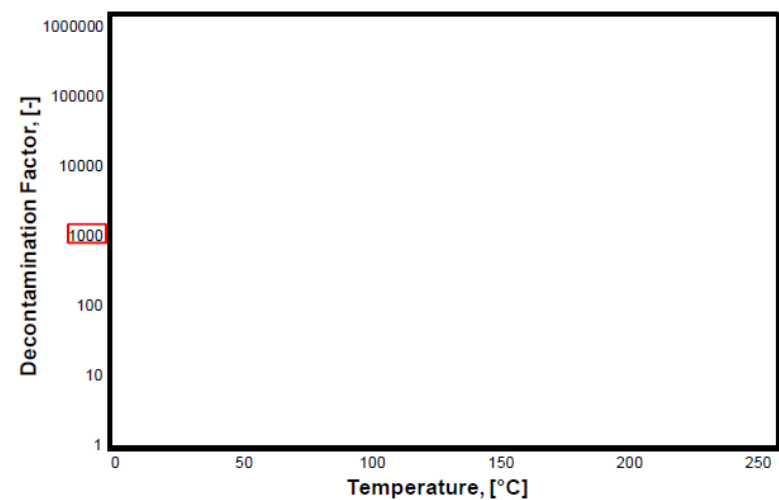
第 3.3.2-4 図にガス温度に対して整理した性能検証試験結果を示す。この結果から、ガス温度の違いによって除去性能に影響が出ているような傾向は見られず、試験を実施した全域にわたって要求される DF1,000 以上を満足していることがわかる。

したがって、ガス温度の運転範囲  に対して、フィルタ装置はガス温度に対して十分な性能を示していると言える。

(3) ガス温度

図 3.3.2-4 にガス温度に対して整理した性能検証試験結果を示す。ガス温度によらず、試験を実施した全域にわたって要求される DF1,000 以上を満足していることが分かる。

したがって、ガス温度の運転範囲 (約 120~200℃) に対して、フィルタ装置は十分な性能を示していると評価できる。



第 3.3.2-4 図 ガス温度に対する除去係数

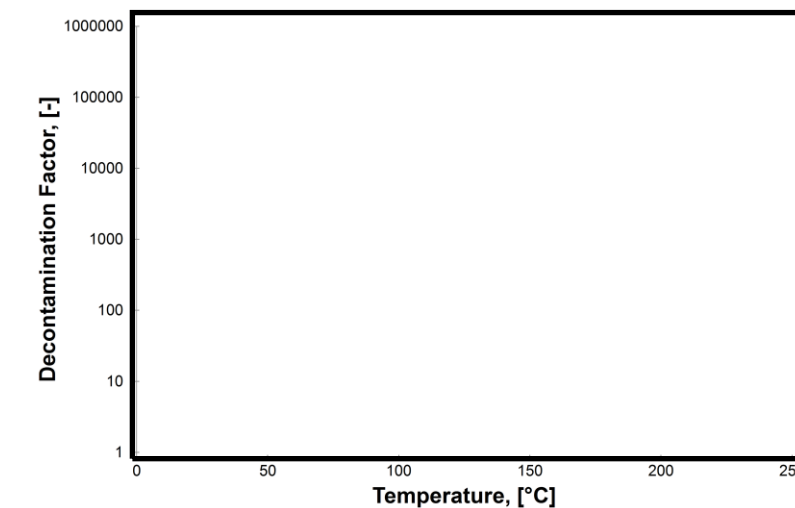
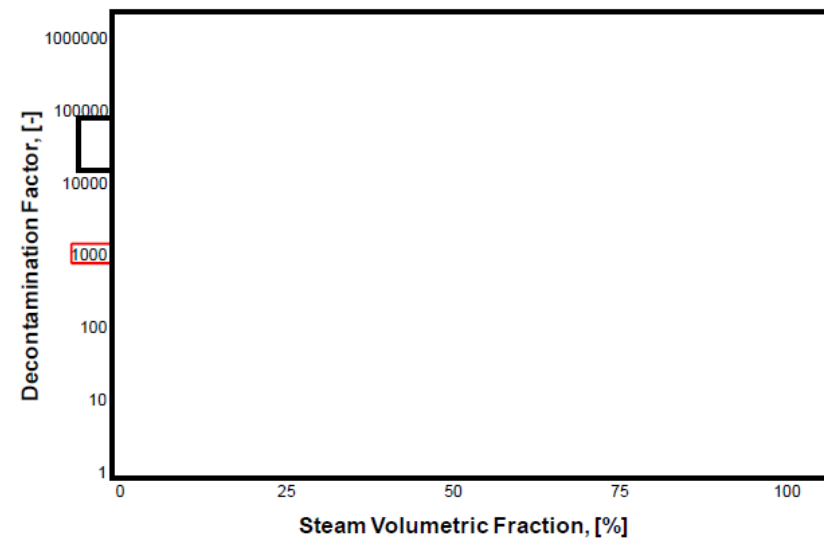


図 3.3.2-4 ガス温度に対する除去係数

(4) ガス蒸気割合

第3.3.2-5図にガス蒸気割合に対して整理した性能検証試験結果を示す。この結果から、ガス蒸気割合の違いによって除去性能に影響が出ているような傾向は見られず、試験を実施した全域にわたって要求されるDF1,000以上を満足していることがわかる。

ガス蒸気割合の運転範囲(0~100%)で性能検証試験が行われており、フィルタ装置はガス蒸気割合に対して十分な性能を有していると言える。



第3.3.2-5図 蒸気割合に対する除去係数

第3.3.2-1表 エアロゾル [ ] 除去性能試験結果

Test-No.	Test Aerosol	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m³/h)	Gas Composition	Contaminated Gas Concentration (mg/m³)	Total Removal Efficiency (%)
[ ]							

(4) 蒸気割合

図3.3.2-5に蒸気割合に対して整理した性能検証試験結果を示す。蒸気割合によらず、試験を実施した全域にわたって要求されるDF1,000以上を満足していることが分かる。

ベントガスは蒸気が支配的になるが、ベントガスには窒素や水素といった非凝縮性ガスが含まれるため、蒸気割合による除去性能への影響を確認したが、試験結果ではその影響は認められず、フィルタ装置は、蒸気割合によらず十分な性能を示していると評価できる。

蒸気割合の運転範囲 [ ] は性能検証試験範囲内であり、フィルタ装置(スクラバ容器)は想定される蒸気割合に対して十分な性能を示していると評価できる。

なお、一般に蒸気割合が大きいほど、ガスの凝縮効果が見込まれDFが大きくなることが考えられるが、0vol%の蒸気割合においても性能検証試験結果は要求性能を上回っており、フィルタ装置(スクラバ容器)は蒸気割合によらず十分な性能を示していると評価できる。

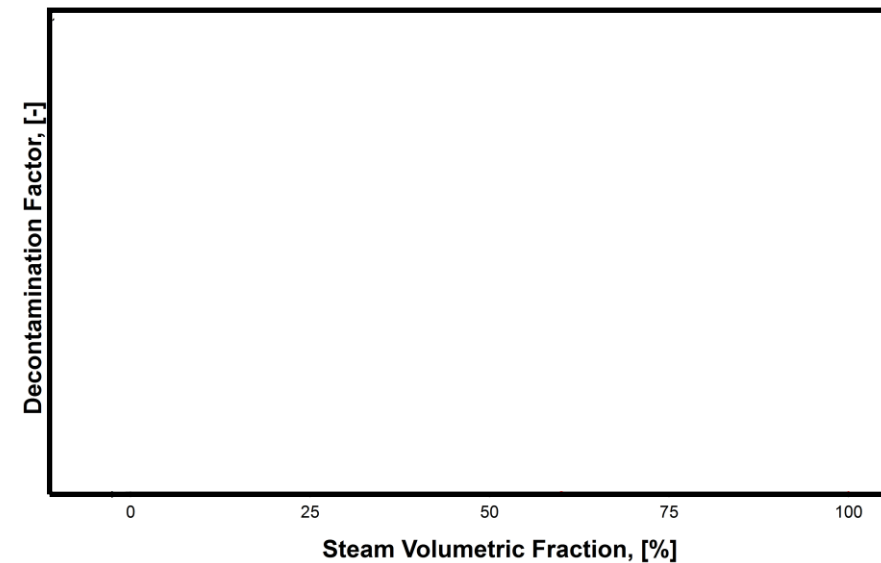


図3.3.2-5 蒸気割合に対する除去係数

表3.3.2-1 エアロゾル [ ] 除去性能試験結果

Test-No.	Test Aerosol	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m³/h)	Gas Composition	Contaminated Gas Concentration (mg/m³)	Total Removal Efficiency (%)
[ ]							

・記載方針の相違



第 3.3.2-2 表 エアロゾル [ ] 除去性能試験結果

Test-No.	Test Aerosol	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Gas Composition	Contaminated Gas Concentration (mg/m <sup>3</sup> )	Total Removal Efficiency (%)

表 3.3.2-2 エアロゾル [ ] 除去性能試験結果

Test-No.	Test Aerosol	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Gas Composition	Contaminated Gas Concentration (mg/m <sup>3</sup> )	Total Removal Efficiency (%)

第 3.3.2-3 表 エアロゾル [ ] 除去性能試験結果

Test-No.	Test Aerosol	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Gas Composition	Contaminated Gas Concentration (mg/m <sup>3</sup> )	Total Removal Efficiency (%)

表 3.3.2-3 エアロゾル [ ] 除去性能試験結果 (1/2)

Test-No.	Test Aerosol	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Gas Composition	Contaminated Gas Concentration (mg/m <sup>3</sup> )	Total Removal Efficiency (%)

表 3.3.2-4 エアロゾル  除去性能試験結果 (2/2)

Test-No.	Gas Composition	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Pressure (bar abs)	Total Removal Efficiency (%)	Test Aerosol	Contaminated Gas Concentration (mg/m <sup>3</sup> )

3.3.3 ガス状放射性よう素の除去性能試験結果

(1) 無機よう素除去性能試験結果

JAVA 試験における無機よう素の除去性能試験結果を第 3.3.3-1 表に示す。無機よう素のベンチュリスクラバ (スクラビング水) への捕集は化学反応によるものであり、その反応に影響を与える因子は、「スクラビング水の pH」である。第 3.3.3-1 図に、スクラビング水の pH に対する無機よう素の除去性能試験結果を示す。この結果から、スクラビング水が  の状態においても設計条件である除去効率 99% (DF100) 以上を満足していることがわかる。

一般的に無機よう素は、有機よう素と比べ活性が高く、反応しやすいため、よう素除去部でも捕集されやすい。したがって、ベンチュリスクラバによるよう素除去部を組み合わせることで、さらに除去性能が高くなるものと考えられる。

3.3.3 ガス状放射性よう素の除去性能検証試験結果及び評価

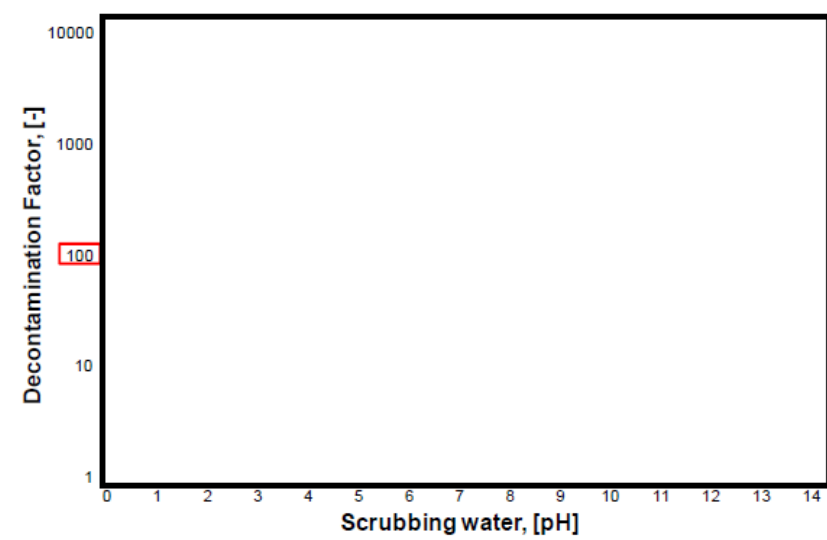
(1) ベンチュリスクラバにおける無機よう素の除去

JAVA 試験における無機よう素除去性能の試験結果を表 3.3.3-1 に示す。ベンチュリスクラバにおける無機よう素の捕集は化学反応によるものであり、その反応に影響を与えるパラメータであるスクラビング水の pH に対する無機よう素の除去係数を図 3.3.3-1 に示す。試験を実施した全域にわたって DF100 以上を満足していることがわかる。

スクラビング水の pH が低い場合は、無機よう素の DF が低くなる傾向が確認されているが、系統待機時のスクラビング水の pH は  に維持し、ベント時においてもアルカリ性を維持することから要求される性能を満足できると評価される。

一般的に無機よう素は、有機よう素と比べ反応しやすいため、銀ゼオライトフィルタでも捕集されやすい。したがって、ベンチュリスクラバに銀ゼオライトフィルタを組み合わせることで、更に除去性能が高くなるものと考えられる。

・記載方針の相違



第 3.3.3-1 図 pHに対する無機よう素除去係数

第 3.3.3-1 表 ベンチュリスクラバにおける無機よう素除去性能試験結果

Test-No.	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Gas Composition	Scrubbing Water (pH)	Removal Efficiency (%)

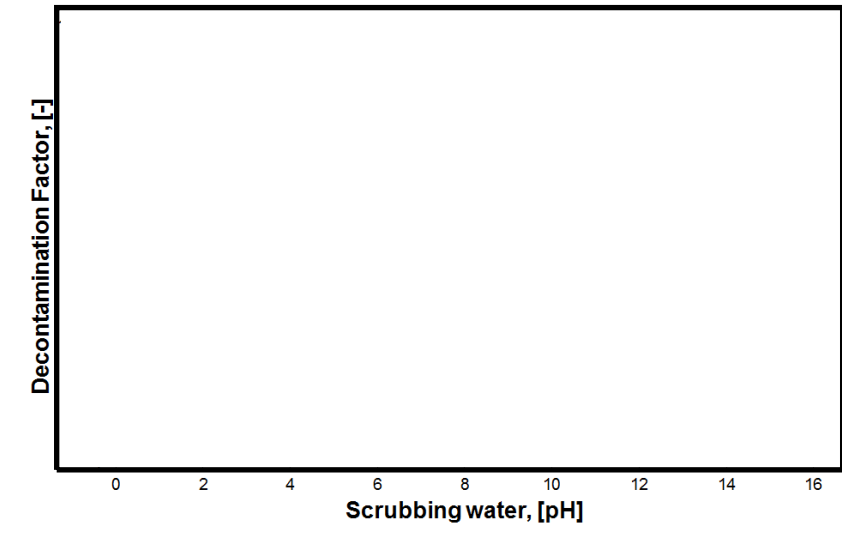


図 3.3.3-1 pHに対する無機よう素の除去係数

表 3.3.3-1 ベンチュリスクラバにおける無機よう素除去性能試験結果

Test-No.	Pressure (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (m <sup>3</sup> /h)	Gas Composition	Scrubbing Water (pH)	Removal Efficiency (%)

(2) 有機よう素除去性能試験結果

JAVA PLUS 試験における有機よう素の除去性能試験結果を第 3.3.3-2 表に示す。JAVA PLUS 試験で得られた除去係数を、過熱度で整理したものを第 3.3.3-2 図に示す



第 3.3.3-2 図 JAVA PLUS 試験結果

ここで、JAVA PLUS 試験装置と実機においては、ベッド厚さが異なるため、ベントガスの吸着ベッドにおける滞留時間が異なる。その補正をするために以下に示す関係を用いる。



(2) 銀ゼオライトフィルタにおけるガス状放射性よう素の除去

a. 有機よう素の除去

JAVA PLUS 試験における有機よう素除去性能の試験結果を表 3.3.3-2 に示す。試験で得られた除去係数を過熱度で整理したものを図 3.3.3-2 に示す。

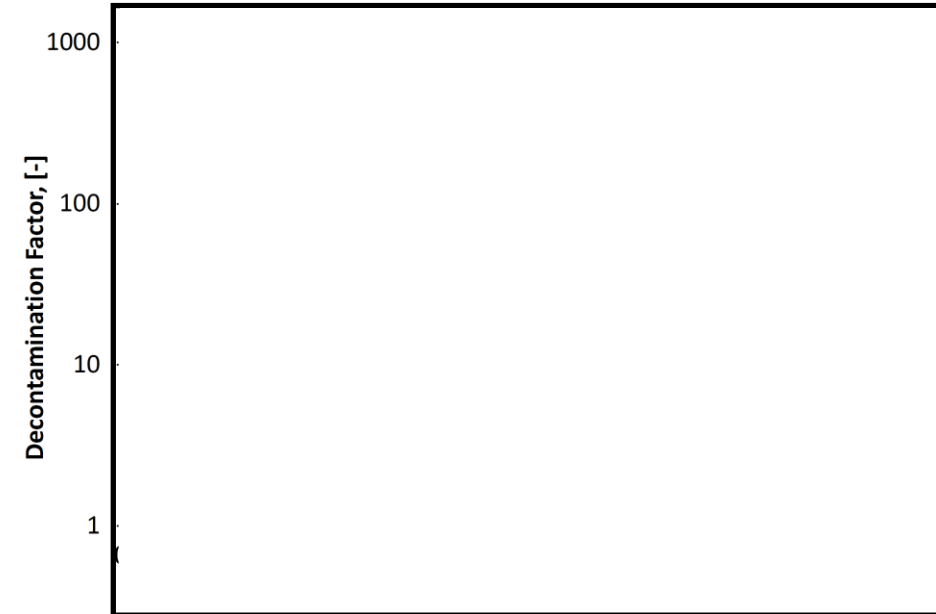
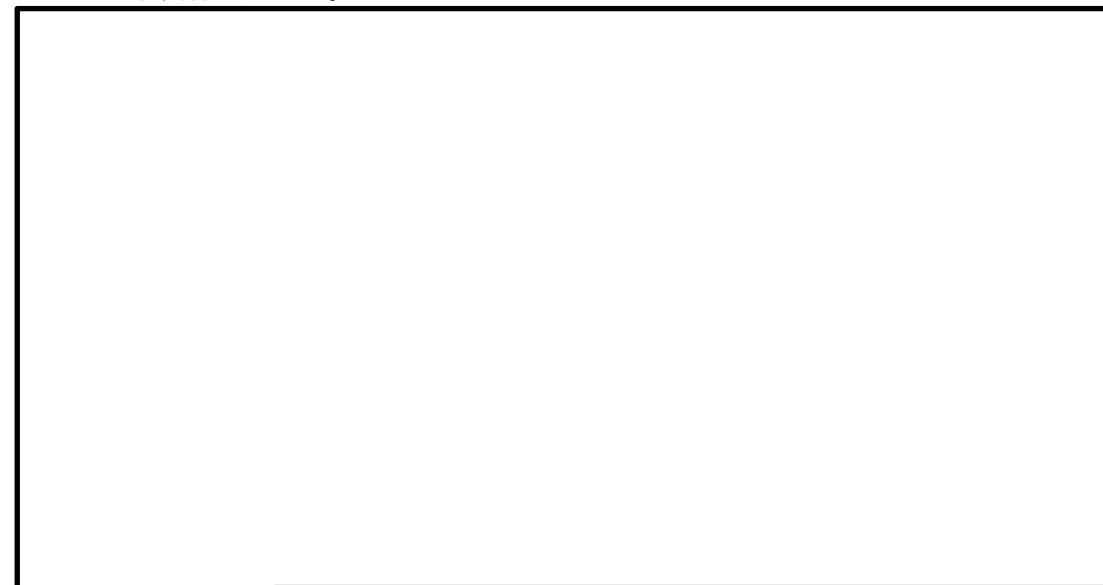


図 3.3.3-2 JAVA PLUS 試験結果

ここで、JAVA PLUS 試験装置と実機においては、吸着ベッドの形状等が異なるため、ベントガスの吸着ベッドにおける滞留時間が異なる。その補正をするために、以下に示す関係を用いる。



(別紙 35)



第 3. 3. 3-3 図 JAVA PLUS 試験結果 (補正後)

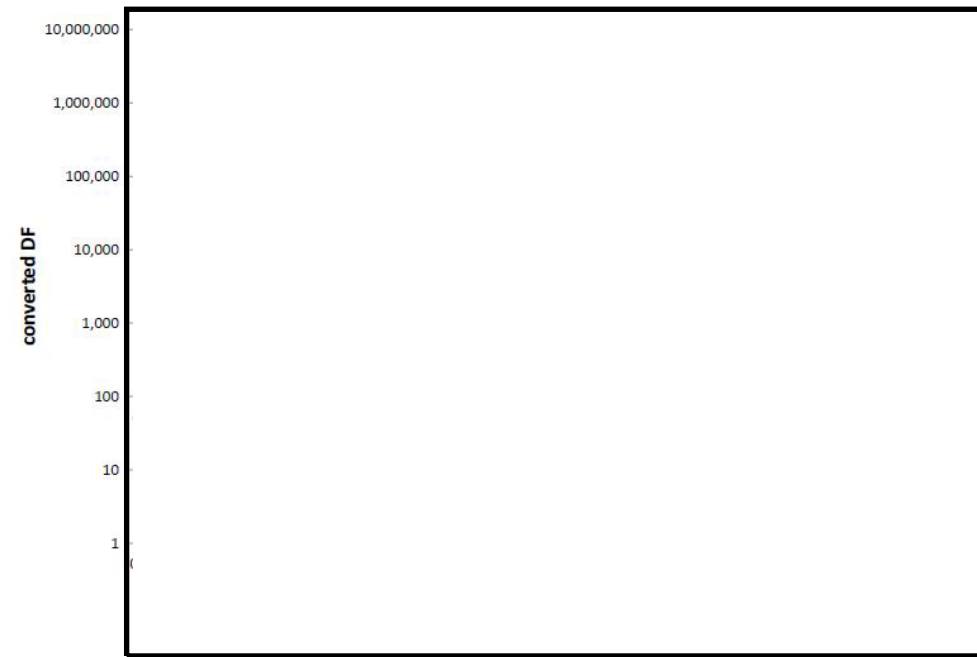


図 3. 3. 3-3 JAVA PLUS 試験結果 (実機条件補正)

第 3. 3. 3-2 表 有機よう素除去性能試験結果

Test-No.	VSV inlet Pressure (bar abs)	Pressure in the M/S (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (kg/s)	Gas Composition (Steam:Air) (vol. %)		Removal Efficiency (%)

表 3. 3. 3-2 有機よう素除去性能試験結果

Test-No.	VSV inlet Pressure (bar abs)	Pressure in the M/S (bar abs)	Temp. (°C)	Gas Flow (kg/s)	Gas Composition (Steam:Air) (vol. %)		Removal Efficiency (%)

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.3.4 フィルタ装置の継続使用による性能への影響</p> <p>フィルタ装置を継続使用することにより、放射性物質の除去性能に影響する可能性のある因子について検討する。</p> <p>(1) エアロゾルの再浮遊</p> <p>a. ベンチュリスクラバ部</p> <p>(a) 想定する状態</p> <p>フィルタ装置を継続使用すると、ベンチュリスクラバで捕集されたエアロゾルにより、ベンチュリスクラバ内のエアロゾル濃度は徐々に上昇する。スクラビング水の水面近傍には、水沸騰やベンチュリノズルを通るベントガスによる気流により、細かい飛沫(液滴)が発生するが、その飛沫にエアロゾルが含まれていると、エアロゾルがベンチュリスクラバの後段に移行することが考えられる。</p> <p>(b) 影響評価</p> <div data-bbox="240 1276 1270 1549" style="border: 1px solid black; height: 130px; width: 100%;"></div> <p>以上のとおり、フィルタ装置は、ベンチュリスクラバでのエアロゾルの再浮遊に対して考慮した設計となっている。(別紙9)</p> <p>b. 金属フィルタ部</p> <p>(a) 想定する状態</p>	<p>3.3.4 フィルタ装置に関する留意事項</p> <p>フィルタ装置を継続使用の際、粒子状放射性物質(エアロゾル)の除去に影響を与える可能性のある因子として以下の点を考慮する必要がある。(別紙36)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子状放射性物質(エアロゾル)の再浮遊</li> <li>・金属フィルタの閉塞</li> </ul> <p>また、ガス状放射性よう素の除去に影響を与える可能性のある因子として以下の点を考慮する必要がある。(別紙37, 別紙38)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス状放射性よう素の再揮発</li> <li>・銀ゼオライトフィルタの吸着飽和</li> </ul> <p>なお、フィルタ装置に移行してくるエアロゾル、ガス状放射性よう素との化学反応による発熱及び化学反応生成物の影響は小さいと評価している。(別紙11)</p> <p>また、フィルタ装置上流配管の内面に付着する放射性物質の崩壊熱による温度上昇を考慮しても、配管の構造健全性に与える影響は小さいと評価している。(別紙19)</p> <p>(1) 粒子状放射性物質(エアロゾル)の再浮遊</p> <p>a. ベンチュリスクラバにおけるエアロゾルの再浮遊</p> <p>(a) 想定する状態</p> <p>ベンチュリスクラバにおいて捕集されたエアロゾルが蓄積すると、ベンチュリスクラバ内のエアロゾル濃度は徐々に上昇する。ベンチュリスクラバでは、スクラビング水の沸騰やベントガスの気流により細かい液滴が発生し、その液滴に内包されるエアロゾルがフィルタ装置(スクラバ容器)下流側に放出されることが考えられる。</p> <p>(b) 影響評価</p> <p>フィルタ装置(スクラバ容器)は、ベンチュリスクラバの後段に金属フィルタが設置されている。この金属フィルタには、ベンチュリスクラバからの液滴を除去するための機構(プレフィルタ、湿分分離機構)及びドレンをスクラビング水内に戻すためのドレン配管が設置されている。そのため、ベンチュリスクラバで発生した液滴はメインフィルタに到達する前に除去される。また、液滴の微細化や蒸発によってエアロゾルが放出される可能性があるが、これはメインフィルタにて捕集される。</p> <p>以上のとおり、フィルタ装置(スクラバ容器)は、ベンチュリスクラバでのエアロゾルの再浮遊に対して考慮した設計としている。(別紙36)</p> <p>b. 金属フィルタにおけるエアロゾルの再浮遊</p> <p>(a) 想定する状態</p> <p>金属フィルタにおいて捕集されたエアロゾルが蓄積すると、崩壊熱によりフィルタ部の温度が上昇し、放射性物質の融点・沸点を超えた場合に液体・気体となる。</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 220 1193 409" style="border: 1px solid black; height: 90px; width: 100%;"></div> <p>(b) 影響評価  <u>金属フィルタに捕集されたエアロゾルの崩壊熱は、ベント中はベントガスの流れによって冷却され、ベント後はベンチュリスクラバに捕集したエアロゾルの崩壊熱により発生する蒸気によって冷却されることから、金属フィルタの温度は、エアロゾルの再浮遊が起こるような温度（参考：CsOHの融点：272.3℃）に対し十分低く抑えることができる。（別紙9）</u></p> <p>(2) ガス状放射性よう素の再揮発  a. ベンチュリスクラバにおける無機よう素の再揮発  (a) 想定する状態  <u>フィルタ装置を継続使用すると、スクラビング水の温度は上昇する。スクラビング水の温度上昇に伴い、スクラビング水中に捕集した無機よう素が気相中に再揮発することが考えられる。</u></p> <p>(b) 影響評価  <u>気液界面（フィルタ装置水面）における無機よう素の平衡については温度依存性があり、スクラビング水の水温が高い方が気相の無機よう素の割合が増える。しかし、アルカリ環境下では、無機よう素とよう素イオンの平衡により液相中に存在する無機よう素が極めて少なく、無機よう素の気相部への移行量は、スクラビング水の温度が上昇しても十分小さい値となる。（別紙10）</u>  <u>JAVA試験は、高温のベントガスを用いて、無機よう素が気相中に移行しやすい条件での試験を実施しており、温度上昇による影響に配慮したものとなっている。</u></p> <p>b. <u>よう素除去部における放射性よう素の再揮発</u>  (a) 想定する状態  <u>化学工業の分野ではゼオライトに高温の水素を通気することにより捕集されているよう素を再揮発させる技術がある。よう素除去部に充填された銀ゼオライトに、ベントガスに含まれる水素が通気されると、捕集された放射性よう素が再揮発することが考えられる。</u></p>	<p>これらの液体・気体がベントガスに流された場合、金属フィルタ下流側にエアロゾルが放出されることが考えられる。</p> <p>(b) 影響評価  <u>金属フィルタに捕集されたエアロゾルの崩壊熱は、ベント中はベントガス、格納容器を不活性化するための窒素ガス等によって冷却される。また、ベント停止後において、格納容器フィルタベント系を不活性化するための窒素ガス等により冷却されるが、窒素ガスを停止しても周囲への放熱によって冷却されることから、金属フィルタの温度はエアロゾルの再浮遊が起こるような温度（参考：CsOHの融点：272.3℃）に対して十分に低く抑えることができる。（別紙36）</u></p> <p>(2) ガス状放射性よう素の再揮発  a. ベンチュリスクラバにおける無機よう素の再揮発  (a) 想定する状態  <u>気液界面における無機よう素の平衡については温度依存性があり、温度の上昇に伴い気相中に移行する無機よう素が増えることが知られている。高温のベントガスによりスクラビング水の温度が上昇した場合、スクラビング水中に捕集された無機よう素が気相中へ再揮発することが考えられる。</u>  <u>さらに、酸性物質を含むベントガスが流入し、スクラビング水のpHが低下した場合、気相中への無機よう素の再揮発が促進されることが考えられる。</u></p> <p>(b) 影響評価  <u>アルカリ性環境下では、スクラビング水中に存在する無機よう素が極めて少なくなるため、無機よう素の気相部への移行量はスクラビング水の温度が上昇したとしても十分小さい値となる。（別紙37）</u>  <u>JAVA試験は、高温のベントガスを用いて、無機よう素が気相中に移行しやすい条件での試験を実施しており、温度上昇による影響に配慮したものとなっている。</u>  <u>また、スクラビング水には水酸化ナトリウムが添加されており、重大事故時においてもスクラビング水はアルカリ性に維持される。</u></p> <p>b. <u>銀ゼオライトフィルタにおけるガス状放射性よう素の再揮発</u>  (a) 想定する状態  <u>銀ゼオライトからのよう素の脱離反応は、400℃以上の高温状態において、数時間程度水素を通気した場合に起こることが知られている。炉心損傷後のベント時には、水-金属反応及び水の放射線分解等により発生した水素を含むベントガスがフィルタ装置（銀ゼオライト容器）に流入し、銀ゼオライトフィルタに捕集されたガス状</u></p>	<p>・評価方針の相違  島根2号炉は、スクラビング水から発生する蒸気を冷却源として期待していない</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p>



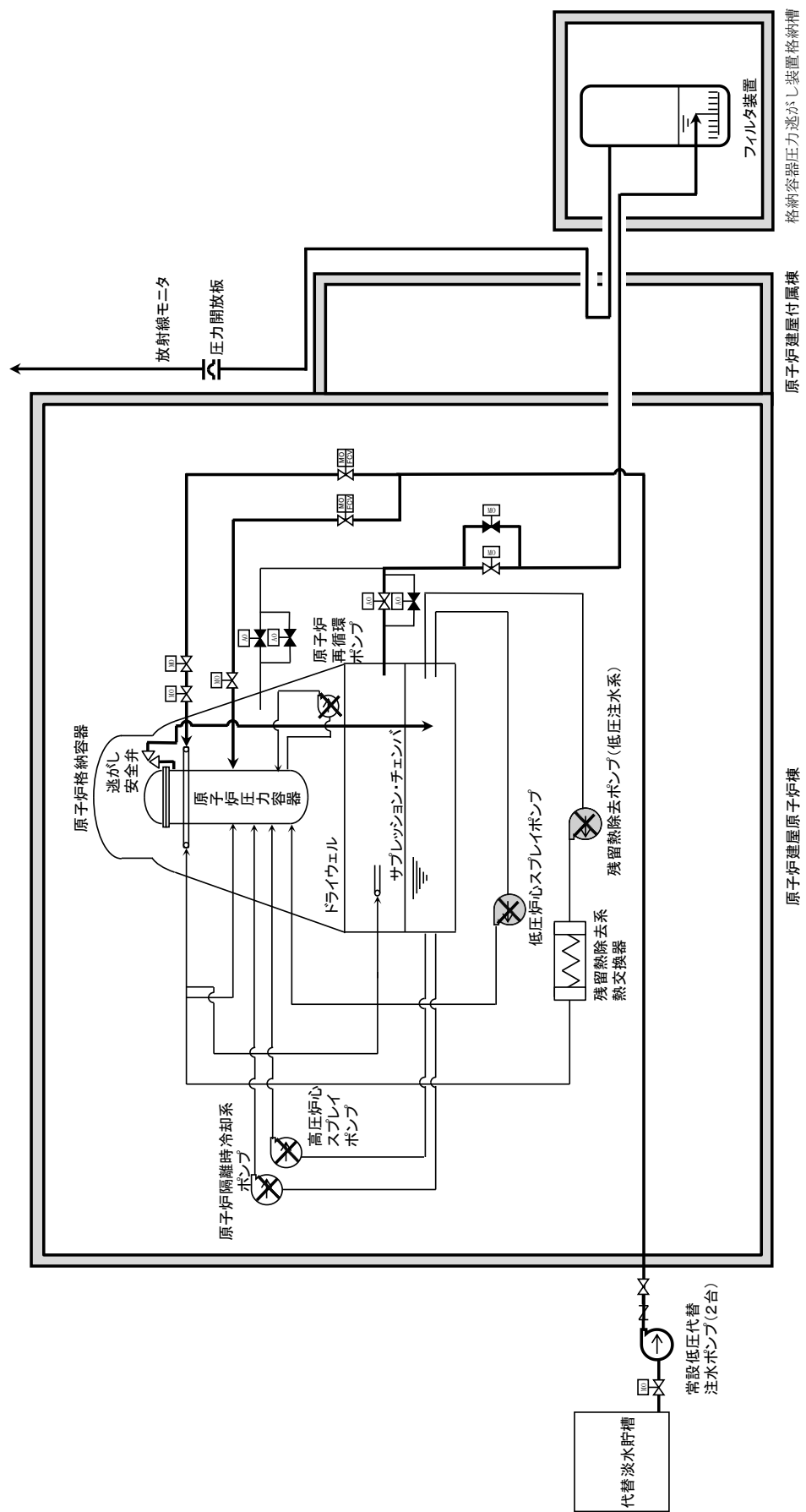
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 影響評価</p> <p>水素によるよう素の再浮遊は400℃以上の高温状態で数時間程度、水素を通気した場合に起こることが知られている。一方フィルタ装置に流入するガスは200℃以下であり、銀ゼオライトに水素を含むガスが通過したとしても、ゼオライトに捕集されているよう素が再揮発することはない。</p> <p>また、よう素除去部で捕集した放射性よう素の崩壊熱は、ベント中はベントガスにより冷却され、ベント後は系統を不活性化するために供給される窒素により冷却されることから、よう素除去部の温度上昇は、放射性よう素の再揮発が起こるような温度(400℃)に対して、十分低く抑えることができる。(別紙11)</p> <p>(3) フィルタの閉塞</p> <p>a. 想定する状態</p> <p>炉心損傷後のベント時には、<u>溶融炉心から発生するエアロゾルに加え、炉内構造物の過温などによるエアロゾル、コアコンクリート反応により発生するCaO<sub>2</sub>等のコンクリート材料に起因するエアロゾル及び保温材等の熱的・機械的衝撃により発生する粉塵が、フィルタ装置に移行する可能性がある。これらのエアロゾルの影響により、ベンチュリノズルの狭隘部や金属フィルタに付着し、閉塞することが考えられる。</u></p> <p>b. 影響評価</p> <p>ベンチュリノズルの狭隘部を通過するガス流速は、高速となる。ベンチュリノズルの狭隘部寸法に対して、エアロゾルの粒子径は極めて小さく、ベンチュリノズルが閉塞することはない。</p> <div data-bbox="213 1276 1282 1411" style="border: 1px solid black; height: 64px; width: 360px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>(別紙9)</p> <p>(4) 薬剤の容量減少</p> <p>a. 想定する状態</p> <p>無機よう素はベンチュリスクラバにて薬剤 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> との反応により捕集されるが、薬剤の容量を超える無機よう素が流入した場合には、無機よう素は捕集されずに下流に流出されることが考えられる。</p> <p>b. 影響評価</p> <p>スクラビング水に含まれる <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> の量は、格納容器から放出される無機よう素の量に対して十分大きいことから、容量に達することはない。(別紙10)</p>	<p>放射性よう素の崩壊熱によりフィルタ部の温度が上昇した場合、捕集されたガス状放射性よう素の脱離が生じ再揮発することが考えられる。</p> <p>(b) 影響評価</p> <p>銀ゼオライトフィルタに捕集されたガス状放射性よう素の崩壊熱は、ベント中はベントガスによって冷却される。また、ベント停止後においては、格納容器フィルタベント系を不活性化するための窒素ガス等によって冷却されるが、<u>窒素ガスを停止しても周囲への放熱によって冷却されることから、銀ゼオライトフィルタの温度はガス状放射性よう素の再揮発が起こるような温度(400℃以上)に対して十分低く抑えることができる。(別紙38)</u></p> <p>(3) 金属フィルタの閉塞</p> <p>a. 想定する状態</p> <p>炉心損傷後のベント時には、<u>放射性エアロゾルに加えて、炉内構造物の過温等により発生する非放射性エアロゾル、コアコンクリート反応により発生するCaO等の非放射性エアロゾル等がフィルタ装置(スクラバ容器)に移行する可能性がある。これらのエアロゾルがベンチュリノズルの狭隘部や金属フィルタに付着して閉塞することが考えられる。</u></p> <p>b. 影響評価</p> <p>ベンチュリノズルの狭隘部を通過するガス流速は、高速となる。ベンチュリノズルの狭隘部寸法に対して、エアロゾルの粒子径は極めて小さく、ベンチュリノズルが閉塞することはない。</p> <p>ベンチュリスクラバで捕集されなかったエアロゾルは後段の金属フィルタに移行する。この金属フィルタに移行するエアロゾル量は、金属フィルタの設計負荷量に対して十分小さいことから、閉塞が発生することはない。(別紙36)</p> <p>(4) 薬剤の容量減少</p> <p>a. 想定する状態</p> <p>無機よう素はベンチュリスクラバにて薬剤 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> との反応により捕集されるが、薬剤の容量を超える無機よう素が流入した場合には、無機よう素は捕集されずに下流に流出されることが考えられる。</p> <p>b. 影響評価</p> <p>スクラビング水に含まれる <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> の量は、格納容器から放出される無機よう素の量に対して十分大きいことから、容量に達することはない。(別紙37)</p>	<p>備考</p> <p>・評価方針の相違</p> <p>島根2号炉は、窒素ガスを冷却源として期待していない評価も実施している</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) <u>よう素除去部の容量減少</u></p> <p>a. 想定する状態  <u>ガス状放射性よう素は、銀ゼオライトに捕集されるが、銀ゼオライトの吸着容量に達した場合には、ガス状放射性よう素は捕集されずに系外に放出されることが考えられる。</u></p> <p>b. 影響評価  <u>よう素除去部で保持が可能なガス状放射性よう素の吸着容量(銀分子数)は、格納容器から放出されるよう素量に対して十分大きいことから吸着容量に達することはない。(別紙11)</u></p> <p>(6) <u>ベント時に生じるスウェリングによるよう素除去部への影響</u></p> <p>a. 想定する状態  <u>スクラビング水に蒸気が流入すると、スウェリングにより水位が上昇する。その結果、スクラビング水の水位は通常待機時に比べ上昇しており、よう素除去部の外壁はスクラビング水に接することとなり、スクラビング水の温度による除去性能に影響することが考えられる。</u></p> <p>b. 影響評価  <u>ベントガスの温度はベンチュリスクラバ(スクラビング水)を通過することで、スクラビング水の水温と同じになっているものと考えられ、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>よって、スクラビング水と接するよう素除去部の外壁はスクラビング水から入熱されるため、よう素除去部で蒸気が凝縮することはなく、よう素の除去性能への悪影響はない。(別紙14)</u></p>	<p>(5) <u>銀ゼオライトフィルタの吸着飽和</u></p> <p>a. 想定する状態  <u>銀ゼオライトフィルタにおいて捕集されたガス状放射性よう素が蓄積すると、銀ゼオライトフィルタ内のガス状放射性よう素量が徐々に増加する。多量のガス状放射性よう素により銀ゼオライトフィルタが吸着飽和に達した場合、ガス状放射性よう素が捕集されずに系外へ放出されることが考えられる。</u></p> <p>b. 影響評価  <u>銀ゼオライトフィルタに移行するガス状放射性よう素量は、銀ゼオライトフィルタの吸着容量に対して十分小さいことから、吸着飽和に達することはない。(別紙38)</u></p>	<p>・設備の相違  島根2号炉のベンチュリスクラバ及び金属フィルタとよう素フィルタは、別の容器で構成しているため、スクラビング水のスウェリングによる影響はない</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 運用方法</p> <p>4.1 有効性評価の事故シーケンスにおける運用方法</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>は、想定される重大事故等の拡大を防止するための設備であり、有効性評価の各事故シーケンスにおいても、事象の収束に本設備の機能に期待している。</p> <p>以下に、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>の使用に係る有効性評価の事故シーケンス及び<u>格納容器圧力逃がし装置</u>の操作手順の概要について示す。</p> <p>4.1.1 炉心が損傷していない場合</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価のうち、以下の3ケースにおいて最終ヒートシンクへ熱を輸送（除熱）するために、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を使用して事象を収束させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧・低圧注水機能喪失</li> <li>・ 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）</li> <li>・ <u>原子炉冷却材喪失時注水機能喪失（中小破断LOCA）</u></li> </ul> <p>3ケース全てにおいて、<u>格納容器圧力が310kPa [gage]（最高使用圧力：1Pd）</u>に到達した場合に<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を使用するケースであり、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>の操作方法に相違はないため、代表例として、高圧・低圧注水機能喪失の概要を以下に示す。</p>	<p>4. 運用方法</p> <p>4.1 有効性評価の事故シーケンスにおける運用方法</p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>は、想定される重大事故等の拡大を防止するための設備であり、有効性評価の各事故シーケンスにおいても、事象の収束に本設備の機能に期待している。</p> <p>以下に、<u>格納容器フィルタベント系</u>の使用に係る有効性評価の事故シーケンス及び<u>格納容器フィルタベント系</u>の操作手順の概要について示す。</p> <p>4.1.1 炉心が損傷していない場合</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価のうち、以下の3ケースにおいて最終ヒートシンクへ熱を輸送（除熱）するために、<u>格納容器フィルタベント系</u>を使用して事象を収束させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧・低圧注水機能喪失</li> <li>・ 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）</li> <li>・ <u>LOCA時注水機能喪失</u></li> </ul> <p>3ケース全てにおいて、<u>サブプレッション・プール水位が通常水位＋約1.3m</u>に到達した場合に<u>格納容器フィルタベント系</u>を使用するケースであり、<u>格納容器フィルタベント系</u>の操作方法に相違はないため、代表例として、高圧・低圧注水機能喪失の概要を以下に示す。</p>	<p>・ 運用の相違</p> <p>島根2号炉は、格納容器スプレイ停止基準（S/P 水位＋約1.3m）に到達以降、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなることからベントを実施</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 有効性評価における「高圧・低圧注水機能喪失」の概要</p> <p>給水流量の全喪失後、原子炉水位は急速に低下し、原子炉水位低（レベル3）設定点に到達することにより、原子炉はスクラムする。その後、高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失し、原子炉水位の低下が継続するため、<u>低圧代替注水系（常設）</u>を起動し、事象発生から <u>25分後</u>には手動操作で逃がし安全弁 <u>7個</u>（自動減圧機能）を開き原子炉を減圧することによって、<u>低圧代替注水系（常設）</u>による原子炉注水を開始する。</p> <p>原子炉の減圧を開始すると、逃がし安全弁（自動減圧機能）からの冷却材の流出によって原子炉水位の低下が進み、炉心の一部は露出するが、<u>低圧代替注水系（常設）</u>からの原子炉注水によって原子炉水位が回復し、炉心は再冠水する。</p> <p>原子炉内で崩壊熱により発生する蒸気が逃がし安全弁から格納容器内に放出されるが、崩壊熱除去機能を喪失しているため、格納容器圧力及び温度が徐々に上昇する。</p> <p><u>格納容器圧力が 279kPa [gage] に到達した時点で代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</u>による格納容器スプレイを <u>130m<sup>3</sup>/h</u>にて実施することにより格納容器圧力及び温度の上昇は緩和される。<u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</u>は、外部水源を使用するためサブプレッション・プール水位が徐々に上昇することから、<u>サブプレッション・チェンバのベント排気ラインの水没を防止するために</u>、サブプレッション・プール水位計の指示値が通常水位 <u>+6.5m</u>に到達した時点で格納容器スプレイを停止する。その後、事象発生約 28 時間後に <u>サブプレッション・チェンバ圧力が 310kPa [gage] に到達した時点で</u>、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>によるベントを実施する。</p> <p>有効性評価（高圧・低圧注水機能喪失）のシナリオの概要を第 4.1.1-1 図、系統概要図を第 4.1.1-2 図、格納容器圧力及び温度の推移を第 4.1.1-3 図及び第 4.1.1-4 図に示す。</p>	<p>(1) 有効性評価における「高圧・低圧注水機能喪失」の概要</p> <p>給水流量の全喪失後、原子炉水位は急速に低下し、原子炉水位低（レベル3）設定点に到達することにより、原子炉はスクラムする。その後、高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失し、原子炉水位の低下が継続するため、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>を起動し、事象発生から <u>30分後</u>には手動操作で逃がし安全弁（自動減圧機能付き） <u>6個</u>を開き原子炉を減圧することによって、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>による原子炉注水を開始する。</p> <p>原子炉の減圧を開始すると、逃がし安全弁（自動減圧機能付き）からの冷却材の流出によって原子炉水位の低下が進み、炉心の一部は露出するが、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>からの原子炉注水によって原子炉水位が回復し、炉心は再冠水する。</p> <p>原子炉内で崩壊熱により発生する蒸気が逃がし安全弁（自動減圧機能付き）から格納容器内に放出されるが、崩壊熱除去機能を喪失しているため、格納容器圧力及び温度が徐々に上昇する。</p> <p><u>格納容器圧力が 384kPa [gage] に到達した時点で</u>、格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器スプレイを <u>120m<sup>3</sup>/h</u>にて実施することにより格納容器圧力及び温度の上昇は緩和される。<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）</u>は、外部水源を使用するためサブプレッション・プール水位が徐々に上昇することから、サブプレッション・プール水位計の指示値が通常水位+約 1.3m に到達した時点で格納容器スプレイを停止し、<u>格納容器フィルタベント系</u>によるベントを実施する。</p> <p>有効性評価（高圧・低圧注水機能喪失）のシナリオの概要を図 4.1.1-1、系統概要図を第 4.1.1-2、格納容器圧力及び温度の推移を図 4.1.1-3 及び図 4.1.1-4 に示す。</p>	<p>・解析条件の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根 2 号炉は、格納容器スプレイの停止基準について、サブプレッション・チェンバのベント排気ラインの水没防止を目的に定めていない</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根 2 号炉は、格納容器スプレイ停止基準（S/P 水位+約 1.3m）に到達以降、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなることからベントを実施</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>解析上の時間</p> <p>(0秒)</p> <p>給水流量全喪失</p> <p>↓</p> <p>原子炉水位低 (レベル3) 設定点到達</p> <p>↓</p> <p>原子炉スクラム</p> <p>↓</p> <p>原子炉水位異常低下 (レベル2) 設定点到達</p> <p>↓</p> <p>高压注水系機能喪失判断</p> <p>↓</p> <p>低压注水系機能喪失判断</p> <p>↓</p> <p>低压代替注水系 (常設) の起動</p> <p>↓</p> <p>(25分後)</p> <p>逃がし安全弁7個 (自動減圧機能) による原子炉減圧開始</p> <p>↓</p> <p>低压代替注水系 (常設) による原子炉注水開始 炉心冠水</p> <p>↓</p> <p>格納容器圧力 279kPa [gage] 到達 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) の起動</p> <p>↓</p> <p>サプレッション・プール水位 通常水位+約5.5m 到達にてベント準備操作開始</p> <p>↓</p> <p>サプレッション・プール水位 通常水位+6.5m 到達にて代替格納容器 スプレイ冷却系 (常設) の停止</p> <p>↓</p> <p>格納容器圧力 310kPa [gage] 到達</p> <p>↓</p> <p>(約28時間後)</p> <p>格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント</p>	<p>解析上の時間</p> <p>(0秒)</p> <p>給水流量全喪失</p> <p>↓</p> <p>原子炉水位低 (レベル3) 設定点到達</p> <p>↓</p> <p>原子炉スクラム</p> <p>↓</p> <p>原子炉水位異常低下 (レベル2) 設定点到達</p> <p>↓</p> <p>高压注水系機能喪失判断</p> <p>↓</p> <p>低压注水系機能喪失判断</p> <p>↓</p> <p>(10分後)</p> <p>常設代替交流電源設備の起動</p> <p>↓</p> <p>低压原子炉代替注水系 (常設) の起動</p> <p>↓</p> <p>(30分後)</p> <p>逃がし安全弁 (自動減圧機能付き) 6個による 原子炉急速減圧開始</p> <p>↓</p> <p>低压原子炉代替注水系 (常設) による 原子炉注水開始 炉心冠水</p> <p>↓</p> <p>(約22時間後)</p> <p>格納容器圧力 384kPa [gage] 到達 格納容器代替スプレイ系 (可搬型) の起動</p> <p>↓</p> <p>(約30時間後)</p> <p>サプレッション・プール水位 通常水位+約1.3m 到達にて格納容器 代替スプレイ系 (可搬型) の停止</p> <p>↓</p> <p>格納容器フィルタベント系による格納容器ベント</p>	<p>備考</p> <p>・解析結果の相違</p>
<p>第4.1.1-1図 高压・低压注水機能喪失の重要事故シーケンスの概要</p>	<p>図4.1.1-1 高压・低压注水機能喪失の重要事故シーケンスの概要</p>	



第 4.1.1-2 図 高圧・低圧注水機能喪失時の系統概要図

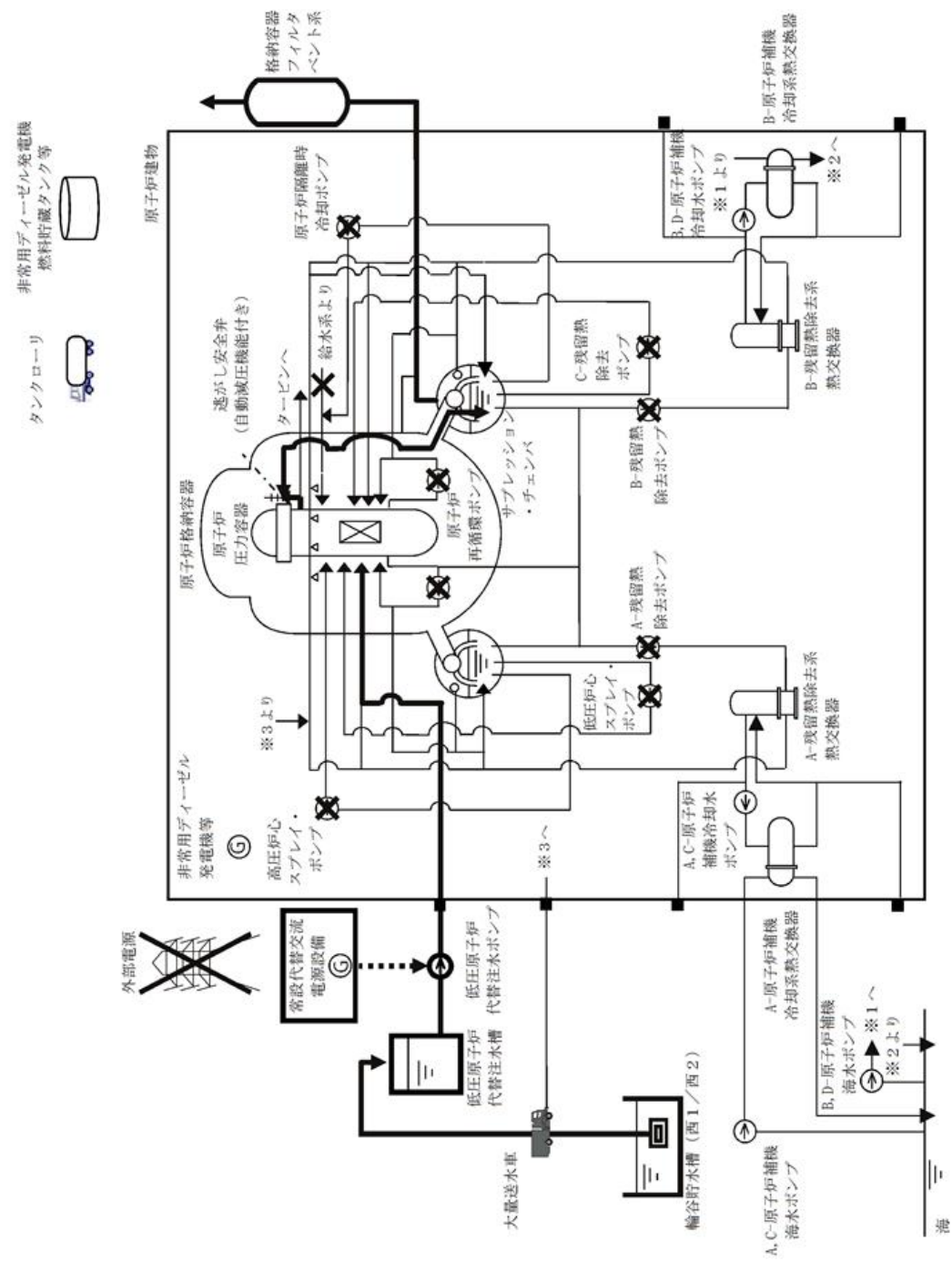
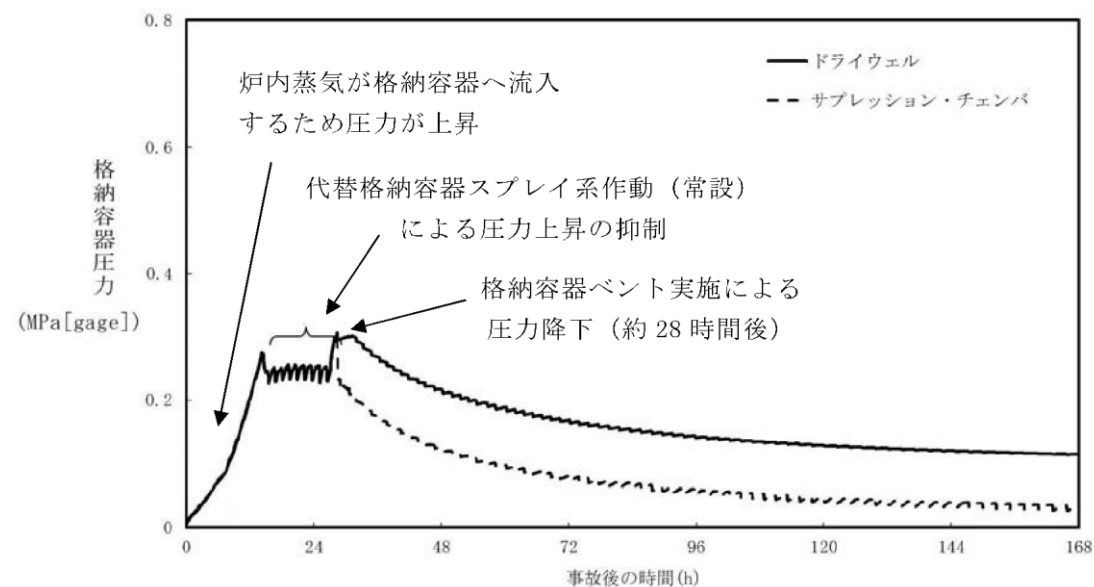


図 4.1.1-2 高圧・低圧注水機能喪失時の系統概要図

・解析条件の相違による使用設備の相違



第 4.1.1-3 図 高圧・低圧注水機能喪失時における格納容器圧力の推移

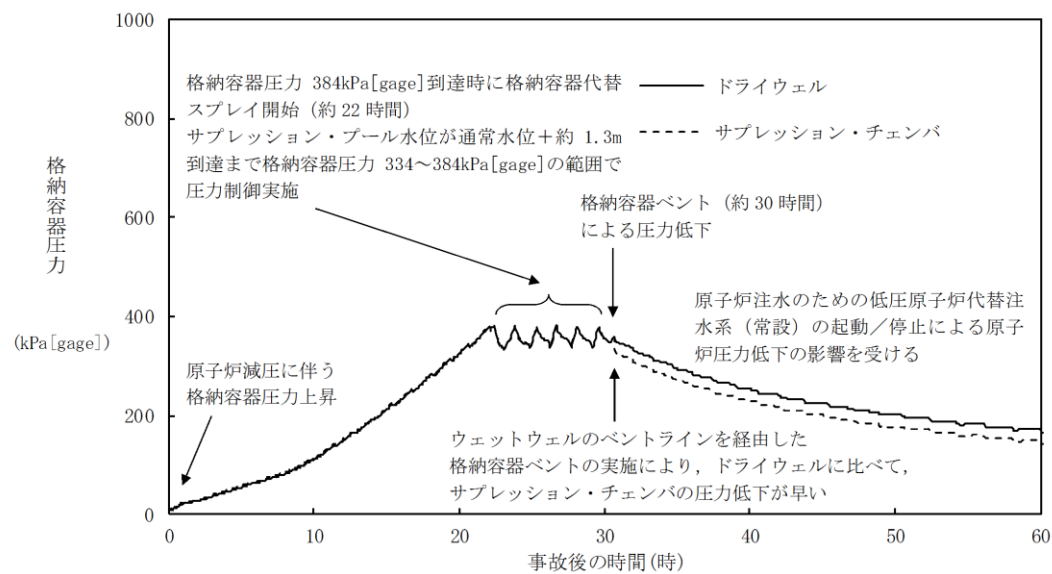
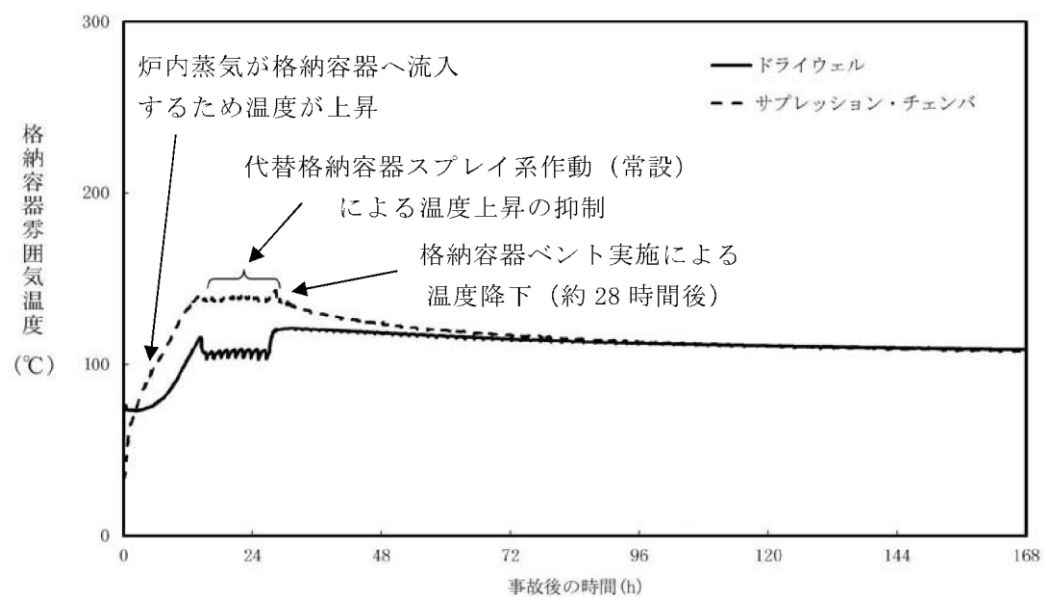


図 4.1.1-3 高圧・低圧注水機能喪失時における格納容器圧力の推移



第 4.1.1-4 図 高圧・低圧注水機能喪失時における格納容器温度の推移

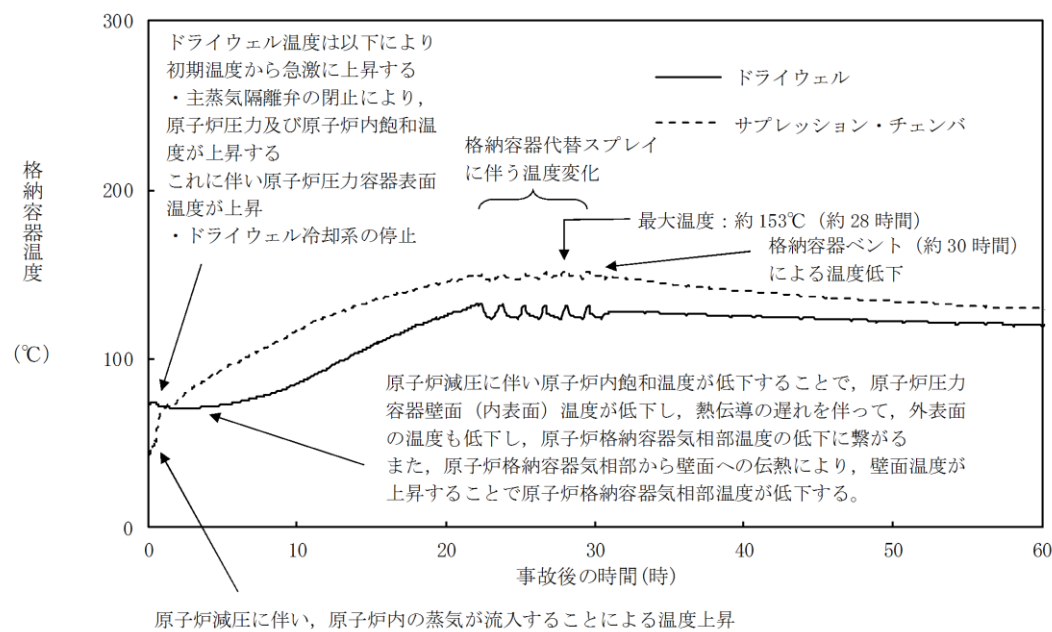


図 4.1.1-4 高圧・低圧注水機能喪失時における格納容器温度の推移

・評価条件等による解析結果の相違

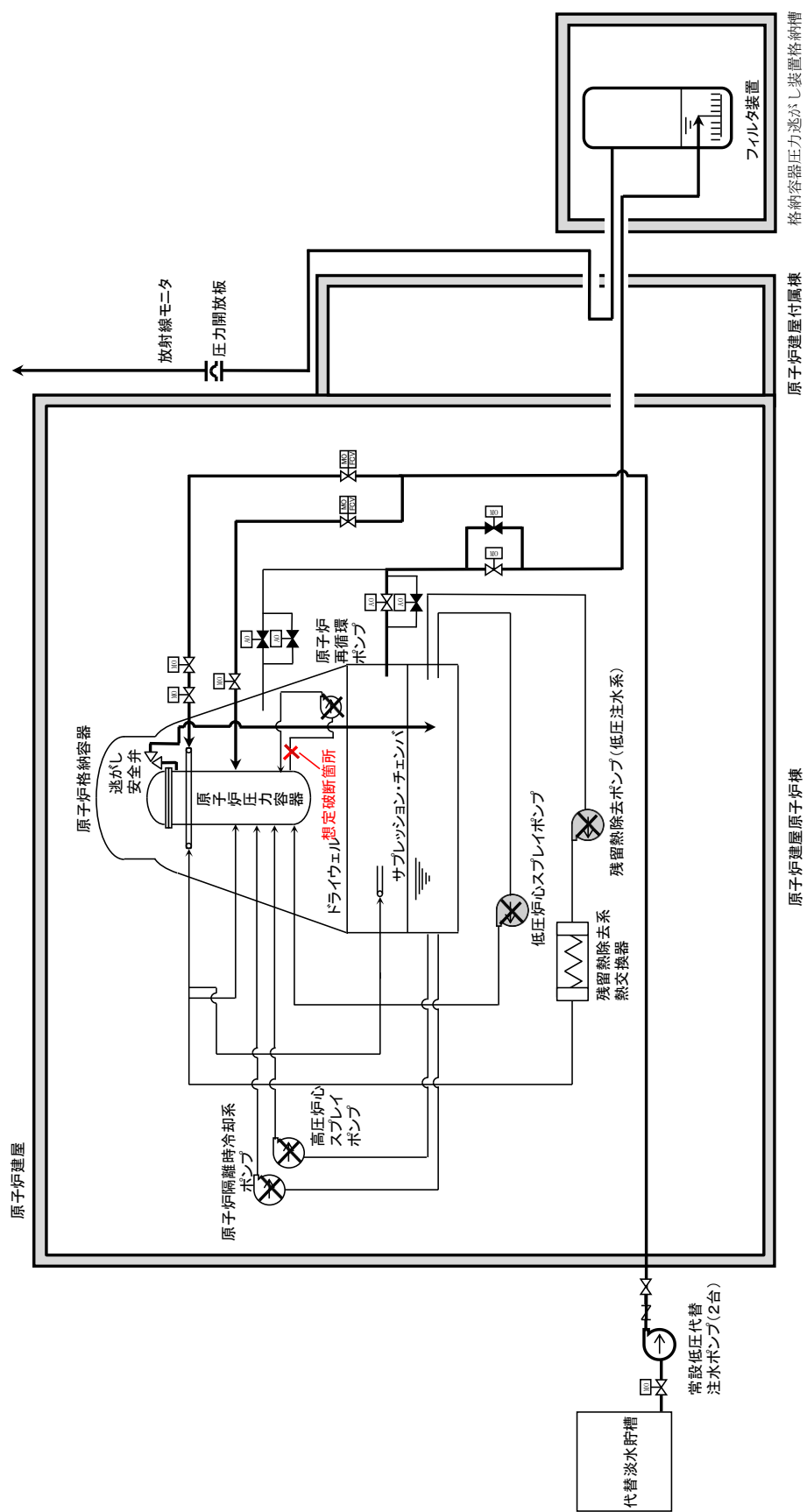
・評価条件等による解析結果の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>4.1.2 炉心が損傷している場合</p> <p>格納容器破損防止対策の有効性評価のうち、「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）</u>」において、格納容器圧力及び温度を低下させるために、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>を使用して事象を収束させている。</p> <p>以下に、「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）</u>」の概要について示す。</p> <p>なお、審査ガイドで確認が求められている Cs-137 に対しては、第 4.1.2-1 表に示すとおり、ベントにより格納容器の健全性を確保する場合、放射性物質が炉内から大気へ放出される過程において、格納容器内における FP の自然沈着効果、サプレッション・プール水によるスクラビング効果等に期待でき、炉内内蔵量に対して大気への放出量は大幅に低減できる。</p> <p>さらに、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>のフィルタ効果に期待する場合は、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>のフィルタ効果に期待しない場合に比べて、大気への放出量をより一層低減できることが分かる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 4.1.2-1 表 Cs-137 の炉内蓄積量とベント時の大気への放出量</u></p> <table border="1" data-bbox="246 877 1184 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">炉内蓄積量 (TBq)</th> <th colspan="2">ベント時の大気への放出量 (TBq)</th> </tr> <tr> <th>フィルタの効果を考慮しない場合</th> <th>フィルタの効果を考慮する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 <math>4.4 \times 10^5</math></td> <td>約 0.11</td> <td>約 <math>0.11 \times 10^{-3}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 有効性評価における「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）</u>」の概要</p> <p>大破断 L O C A 時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が喪失するため、原子炉水位は急速に低下する。水位低下により炉心は露出し、事象発生から約 <u>4 分</u>後に燃料被覆管温度が 1,000K に到達し、炉心損傷が開始されるが、事象発生から <u>25 分</u>経過した時点で、常設代替交流電源設備である <u>常設代替高圧電源装置</u>からの電源供給により、<u>低圧代替注水系（常設）</u>による原子炉注水を開始する。これにより、原子炉圧力容器は破損に至ることなく水位は回復し、炉心は再冠水する。<u>また、原子炉注水と同時に代替格納容器スプレイ系（常設）による格納容器スプレイを実施することで、破断口から流出する過熱蒸気による格納容器温度の上昇を抑制する。</u></p> <p><u>原子炉注水及び格納容器スプレイの実施後約 1 時間で炉心が再冠水することに伴い過熱蒸気の発生が抑えられるため、格納容器スプレイを停止するが、格納容器内に放出される蒸気により格納容器圧力及び温度は徐々に上昇する。</u></p> <p>格納容器圧力が <u>465kPa [gage]</u>（最高使用圧力の 1.5 倍）に達した時点で、格納容器スプレイ（<u>130m<sup>3</sup>/h の 465kPa [gage] ～400kPa [gage]</u> 間欠）を実施することで、格納容器圧力及び温度の上昇は緩和される。<u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は外部水源を使用するため、サプレッション・プール水位が徐々に上昇する。事象発生から約 19 時間経過した</u></p>	炉内蓄積量 (TBq)	ベント時の大気への放出量 (TBq)		フィルタの効果を考慮しない場合	フィルタの効果を考慮する場合	約 $4.4 \times 10^5$	約 0.11	約 $0.11 \times 10^{-3}$	<p>4.1.2 炉心が損傷している場合</p> <p>格納容器破損防止対策の有効性評価のうち、「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）</u>」において、格納容器圧力及び温度を低下させるために、<u>格納容器フィルタベント系</u>を使用して事象を収束させている。</p> <p>以下に、「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）</u>」の概要について示す。</p> <p>なお、審査ガイドで確認が求められている Cs-137 に対しては、表 4.1.2-1 に示すとおり、ベントにより格納容器の健全性を確保する場合、放射性物質が炉内から大気へ放出される過程において、格納容器内における FP の自然沈着効果、サプレッション・プール水によるスクラビング効果等に期待でき、炉内内蔵量に対して大気への放出量は大幅に低減できる。</p> <p>さらに、<u>格納容器フィルタベント系</u>のフィルタ効果に期待する場合は、<u>格納容器フィルタベント系</u>のフィルタ効果に期待しない場合に比べて、大気への放出量をより一層低減できることが分かる。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 4.1.2-1 Cs-137 の炉内蓄積量とベント時の大気への放出量</u></p> <table border="1" data-bbox="1317 877 2410 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">炉内蓄積量 (TBq)</th> <th colspan="2">ベント時の大気への放出量 (TBq)</th> </tr> <tr> <th>フィルタの効果を考慮しない場合</th> <th>フィルタの効果を考慮する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 <math>3.2 \times 10^5</math></td> <td>約 2.1</td> <td>約 <math>2.1 \times 10^{-3}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 有効性評価における「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）</u>」の概要</p> <p>大破断 L O C A 時に非常用炉心冷却系等の機能及び全交流動力電源が喪失するため、原子炉水位は急速に低下する。水位低下により炉心は露出し、事象発生から約 <u>5 分</u>後に燃料被覆管温度が 1,000K に到達し、炉心損傷が開始されるが、事象発生から <u>30 分</u>経過した時点で、常設代替交流電源設備である <u>ガスタービン発電機</u>からの電源供給により、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>による原子炉注水を開始する。これにより、原子炉圧力容器は破損に至ることなく水位は回復し、炉心は再冠水する。</p> <p>格納容器内に放出される蒸気により格納容器圧力及び温度は徐々に上昇する。</p> <p>格納容器圧力が <u>640kPa [gage]</u>（最高使用圧力の 1.5 倍）に達した時点で、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器スプレイ（120m<sup>3</sup>/h の 640kPa [gage] ～588kPa [gage]</u> 間欠）を実施することで、格納容器圧力及び温度の上昇は緩和される。<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）は外部水源を使用するため、サプレッション・プール水位が徐々に上昇する。</u></p>	炉内蓄積量 (TBq)	ベント時の大気への放出量 (TBq)		フィルタの効果を考慮しない場合	フィルタの効果を考慮する場合	約 $3.2 \times 10^5$	約 2.1	約 $2.1 \times 10^{-3}$	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果の相違</li> <li>・解析結果の相違</li> <li>・解析条件の相違</li> <li>・運用の相違 島根 2 号炉は、流量バランスの管理性を考慮し、同時注水は実施しない</li> <li>・炉型の違い 島根 2 号炉 (Mark-I 改) と東海第二 (Mark-II) の最高使用圧力の相違</li> </ul>
炉内蓄積量 (TBq)		ベント時の大気への放出量 (TBq)																
	フィルタの効果を考慮しない場合	フィルタの効果を考慮する場合																
約 $4.4 \times 10^5$	約 0.11	約 $0.11 \times 10^{-3}$																
炉内蓄積量 (TBq)	ベント時の大気への放出量 (TBq)																	
	フィルタの効果を考慮しない場合	フィルタの効果を考慮する場合																
約 $3.2 \times 10^5$	約 2.1	約 $2.1 \times 10^{-3}$																



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>時点で、サブプレッション・チェンバのベント排気ラインの水没を防止するために、サブプレッション・プール水位計の指示値が通常水位+6.5mに到達した時点で格納容器スプレイを停止する。その後、速やかに格納容器圧力逃がし装置によるベントを実施する。</u></p> <p>「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）</u>」のシナリオの概要を第4.1.2-1図、系統概要図を第4.1.2-2図、格納容器圧力及び温度の推移を第4.1.2-3図及び第4.1.2-4図に示す。</p>	<p><u>事象発生から約32時間後に、サブプレッション・プール水位計の指示値が通常水位+約1.3mに到達した時点で格納容器スプレイを停止する。その後、速やかに格納容器フィルタベント系によるベントを実施する。</u></p> <p>「<u>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）</u>」のシナリオの概要を図4.1.2-1、系統概要図を図4.1.2-2、格納容器圧力及び温度の推移を図4.1.2-3及び図4.1.2-4に示す。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解析条件の相違 島根2号炉は、可搬型設備にて格納容器スプレイを実施する解析</li> <li>・運用の相違 島根2号炉は、格納容器スプレイの停止基準について、サブプレッション・チェンバのベント排気ラインの水没防止を目的に定めていない</li> </ul>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>解析上の時間</p> <p>(0秒) 大破断LOCA発生, 全交流動力電源喪失</p> <p>↓</p> <p>原子炉スクラム</p> <p>↓</p> <p>(約4分後) 炉心損傷開始</p> <p>↓</p> <p>常設代替交流電源設備からの電源供給</p> <p>↓</p> <p>(25分後) 低圧代替注水系(常設)による原子炉注水 代替格納容器スプレイ系(常設)の起動</p> <p>↓</p> <p>過熱蒸気による格納容器温度の上昇抑制</p> <p>↓</p> <p>代替格納容器スプレイ系(常設)の停止</p> <p>↓</p> <p>格納容器圧力及び温度の上昇</p> <p>↓</p> <p>代替格納容器スプレイ系(常設)の作動(間欠スプレイ)</p> <p>↓</p> <p>サプレッション・プール水位 通常水位+5.5m 到達 ベント準備操作開始</p> <p>↓</p> <p>サプレッション・プール水位 通常水位+6.5m 到達 代替格納容器スプレイ系(常設)の停止</p> <p>↓</p> <p>(約19時間後) 格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント</p>	<p>解析上の時間</p> <p>(0秒) 大破断LOCA発生, 全交流動力電源喪失</p> <p>↓</p> <p>原子炉スクラム</p> <p>↓</p> <p>(約5分後) 炉心損傷開始</p> <p>↓</p> <p>常設代替交流電源設備からの電源供給</p> <p>↓</p> <p>(30分後) 低圧原子炉代替注水系(常設)による原子炉注水</p> <p>↓</p> <p>格納容器圧力及び温度の上昇</p> <p>↓</p> <p>(約27時間) 格納容器代替スプレイ系(可搬型)の起動(間欠スプレイ)</p> <p>↓</p> <p>(約32時間後) サプレッション・プール水位 通常水位+約1.3m 到達 格納容器代替スプレイ系(可搬型)の停止</p> <p>↓</p> <p>格納容器フィルタベント系による格納容器ベント</p>	<p>備考</p> <p>・解析条件の相違 島根2号炉は, 可搬型設備にて格納容器スプレイを実施</p>
<p>第4.1.2-1図「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) 第4.1.2-1図「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)のシナリオの概要</p>	<p>図4.1.2-1「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) (残留熱代替除去系を使用しない場合)」のシナリオの概要</p>	



第 4.1.2-2 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)」  
 における系統概要図

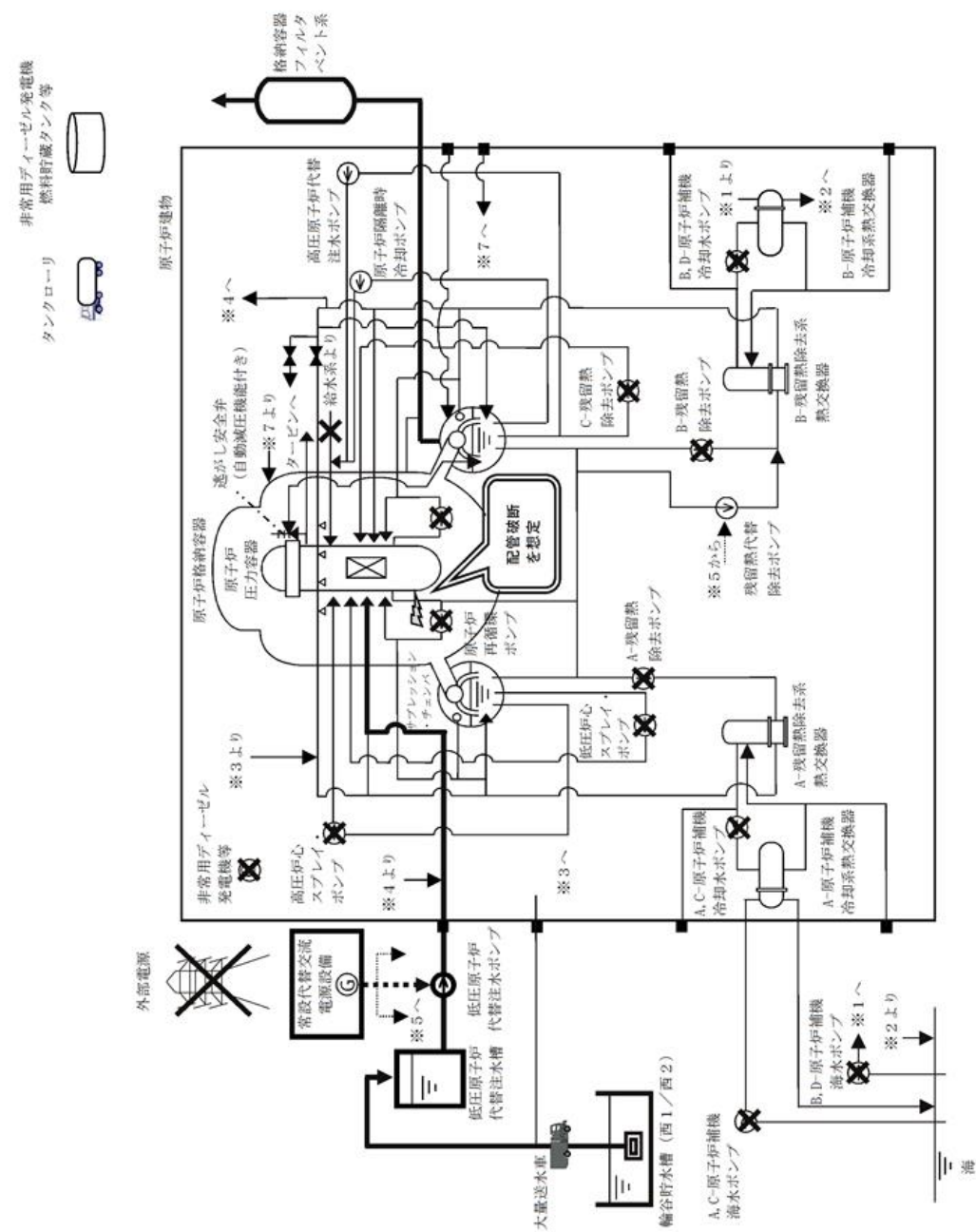
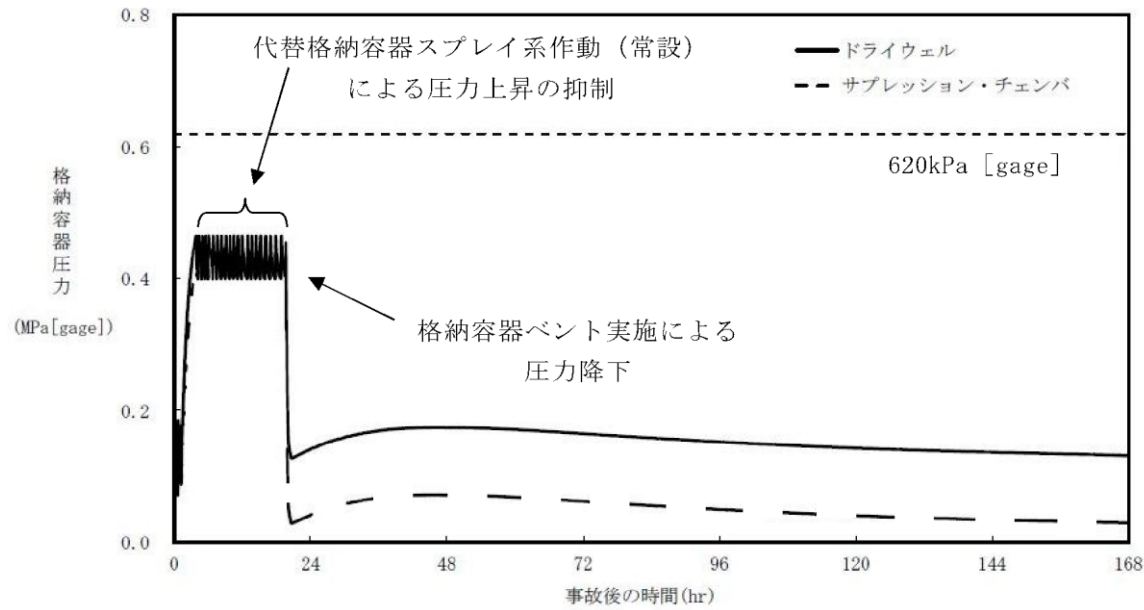


図 4.1.2-2 「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (残留熱代替除去系を使用しない場合)」  
 における系統概要図

・解析条件の相違による使用設備の相違



第 4.1.2-3 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)」における格納容器圧力の推移

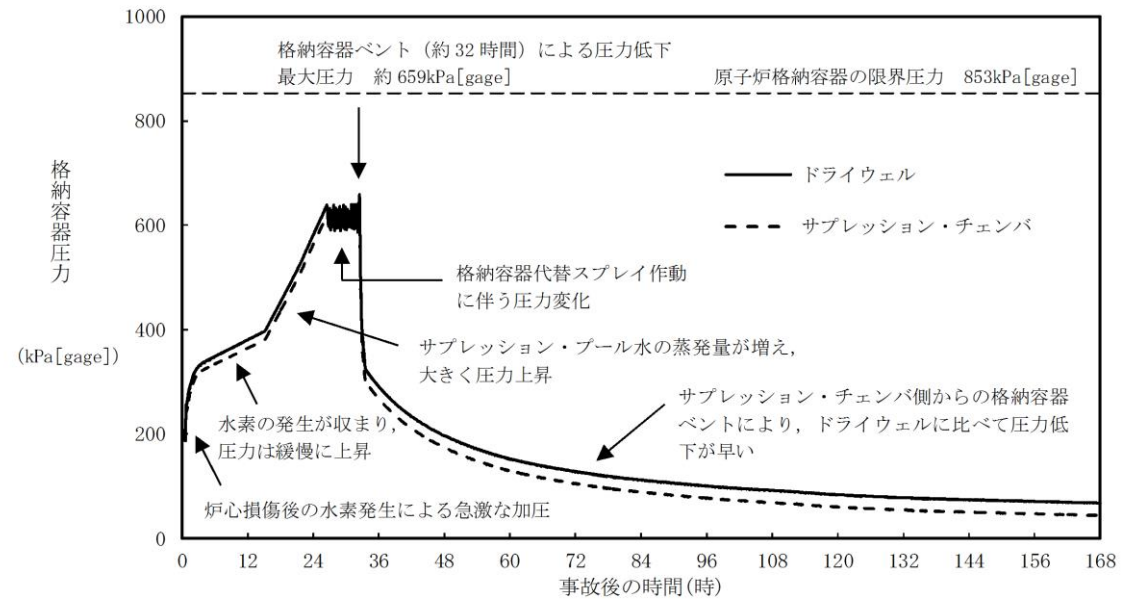
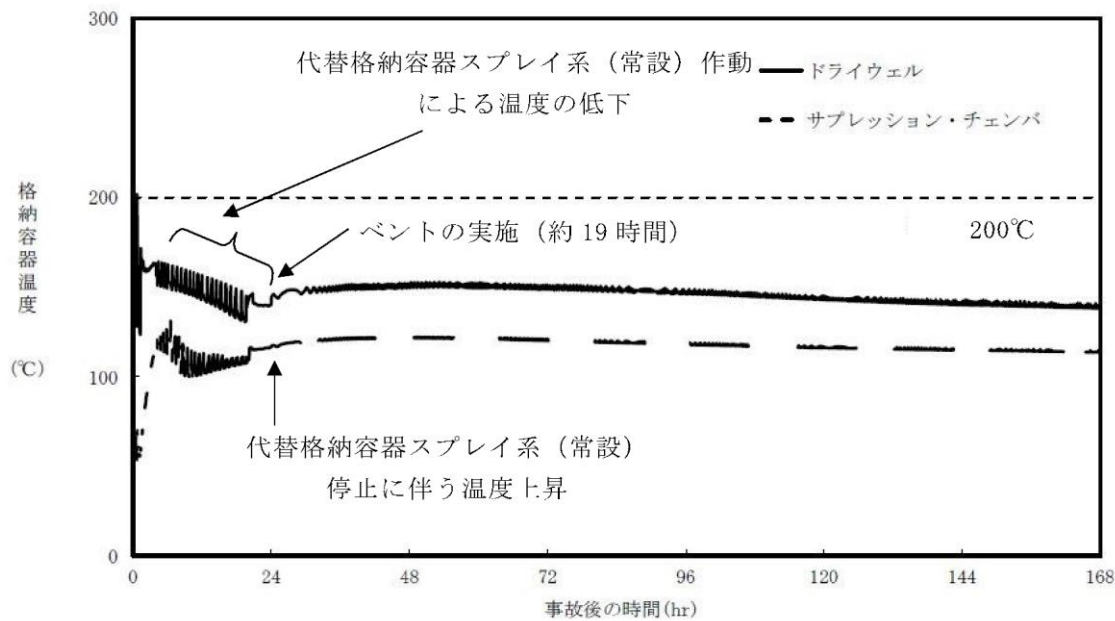


図 4.1.2-3 「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (残留熱代替除去系を使用しない場合)」における格納容器圧力の推移

・評価条件等による解析結果の相違



第 4.1.2-4 図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)」における格納容器温度の推移

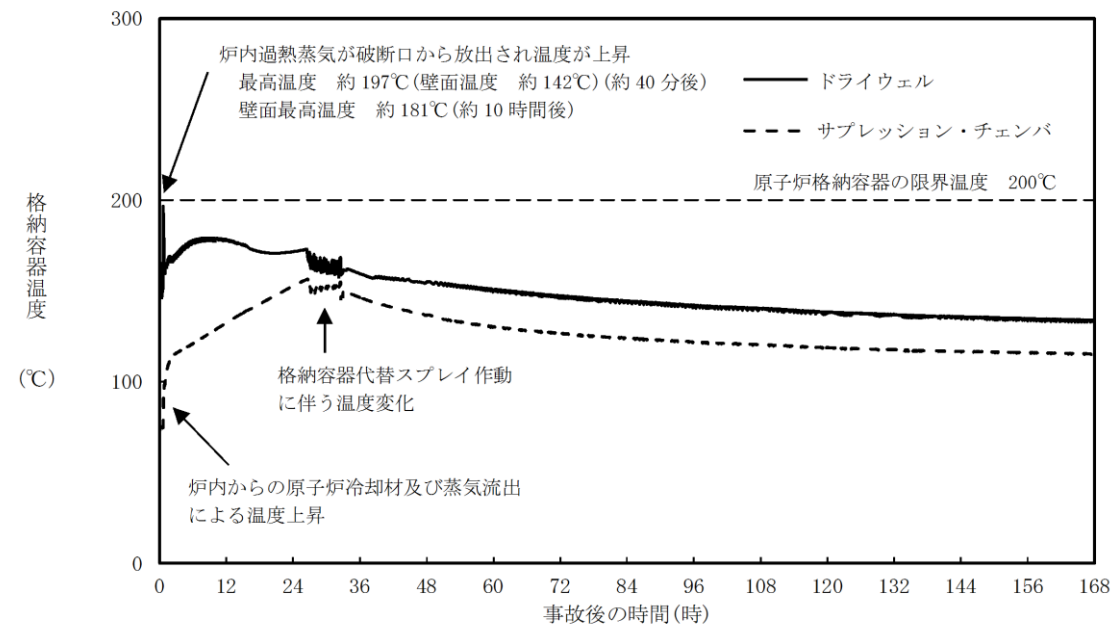
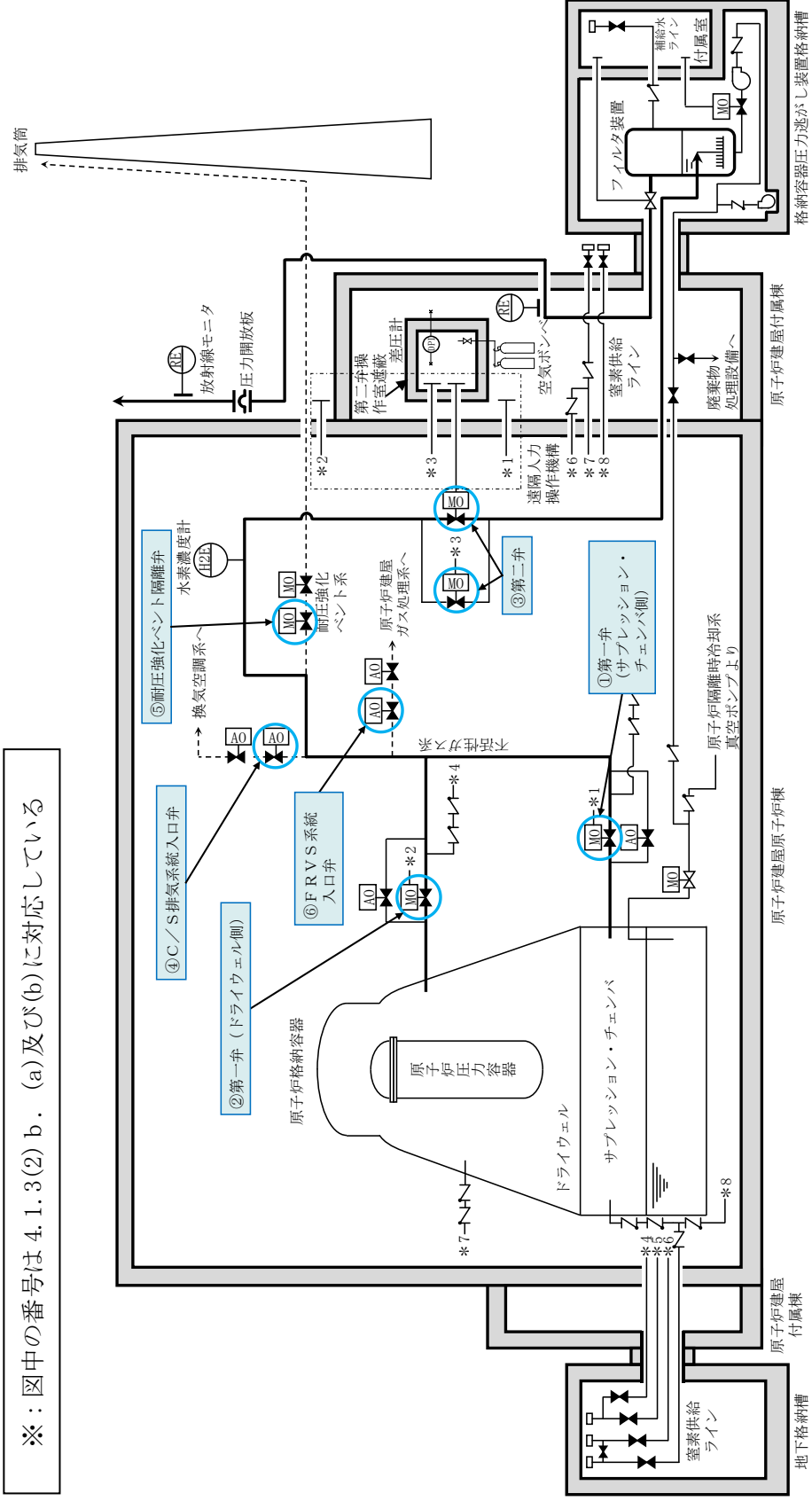


図 4.1.2-4 「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (残留熱代替除去系を使用しない場合)」における格納容器温度の推移

・評価条件等による解析結果の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.1.3 <u>格納容器圧力逃がし装置操作手順について</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の放出系統として、サブプレッション・チェンバからとドライウエルから放出する系統の2通りがあるが、サブプレッション・プールにおけるスクラビング効果（エアロゾル等の低減効果）が期待できるサブプレッション・チェンバからのベントを優先して使用する。（別紙37）</u></p> <p>ただし、サブプレッション・チェンバからのベントが実施できない場合には、ドライウエルからのベントを実施する。</p> <p><u>また、第一弁及び第二弁の操作順位は、第一弁の現場操作時間に対して第二弁操作時間が短いこと及びベント停止時に隔離する第一弁のシート面保護の観点から、流体の流れがない状態で第一弁の開操作を実施し、その後第二弁の開操作を実施する。</u></p> <p><u>なお、ベント停止時に第一弁で隔離する理由は、ベント停止後の格納容器圧力逃がし装置への窒素供給時において、第一弁下流から窒素を供給することで第一弁と第二弁間の水素滞留を防止するためである。</u></p> <p>格納容器圧力逃がし装置の系統概要図（操作対象箇所）を第4.1.3-1図に示す。</p>	<p>4.1.3 <u>格納容器フィルタベント系操作手順について</u></p> <p><u>格納容器フィルタベント系の放出系統として、サブプレッション・チェンバからとドライウエルから放出する系統の2通りがあるが、サブプレッション・プールにおけるスクラビング効果（エアロゾル等の低減効果）が期待できるサブプレッション・チェンバからのベントを優先して使用する。</u></p> <p>ただし、サブプレッション・チェンバからのベントが実施できない場合には、ドライウエルからのベントを実施する。</p> <p><u>また、ベント準備を含めたベント弁開操作は、以下を考慮し、第2弁から実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現場の雰囲気線量を考慮した操作手順</u>  <u>第1弁から開操作を実施した場合、格納容器内の蒸気（放射性物質を含む）が原子炉建物原子炉棟内の系統配管内に滞留することにより、現場の雰囲気線量が上昇する可能性がある。</u></li> <li>・<u>格納容器内への閉じ込め機能維持を考慮した操作手順</u>  <u>機能を発揮している格納容器バウンダリを変更しないため、第2弁から開操作を実施する。</u></li> <li>・<u>現場での手動操作時間を考慮した操作手順</u>  <u>第1弁から開操作を実施した場合、操作する弁の片側に蒸気圧がかかり、現場（原子炉建物附属棟）にて手動操作（人力による遠隔操作）を実施する際、操作に時間を要する可能性がある。</u></li> </ul> <p><u>なお、ベント停止時に第1弁で隔離する理由は、格納容器バウンダリ範囲を通常時と同様にするためである。</u></p> <p>格納容器フィルタベント系の系統概要図（操作対象箇所）を図4.1.3-1に示す。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉は、外部注水制限到達によりベントを実施するため、サブプレッション・チェンバ側ベントとドライウエル側ベントでタイミングが変わらない</p> <p>・設備及び運用の相違</p> <p>格納容器バウンダリの維持及び現場における炉心損傷後のベント実施（準備操作含む）の被ばく評価結果を考慮し、第2弁から開操作する</p> <p>・運用の相違</p> <p>ベント停止に係る考え方の相違</p>

※：図中の番号は4.1.3(2) b. (a)及び(b)に対応している



第4.1.3-1図 格納容器圧力逃がし装置の系統概要図 (操作対象箇所)

※：図中の番号は4.1.3(2) b. (a)及び(b)に対応している

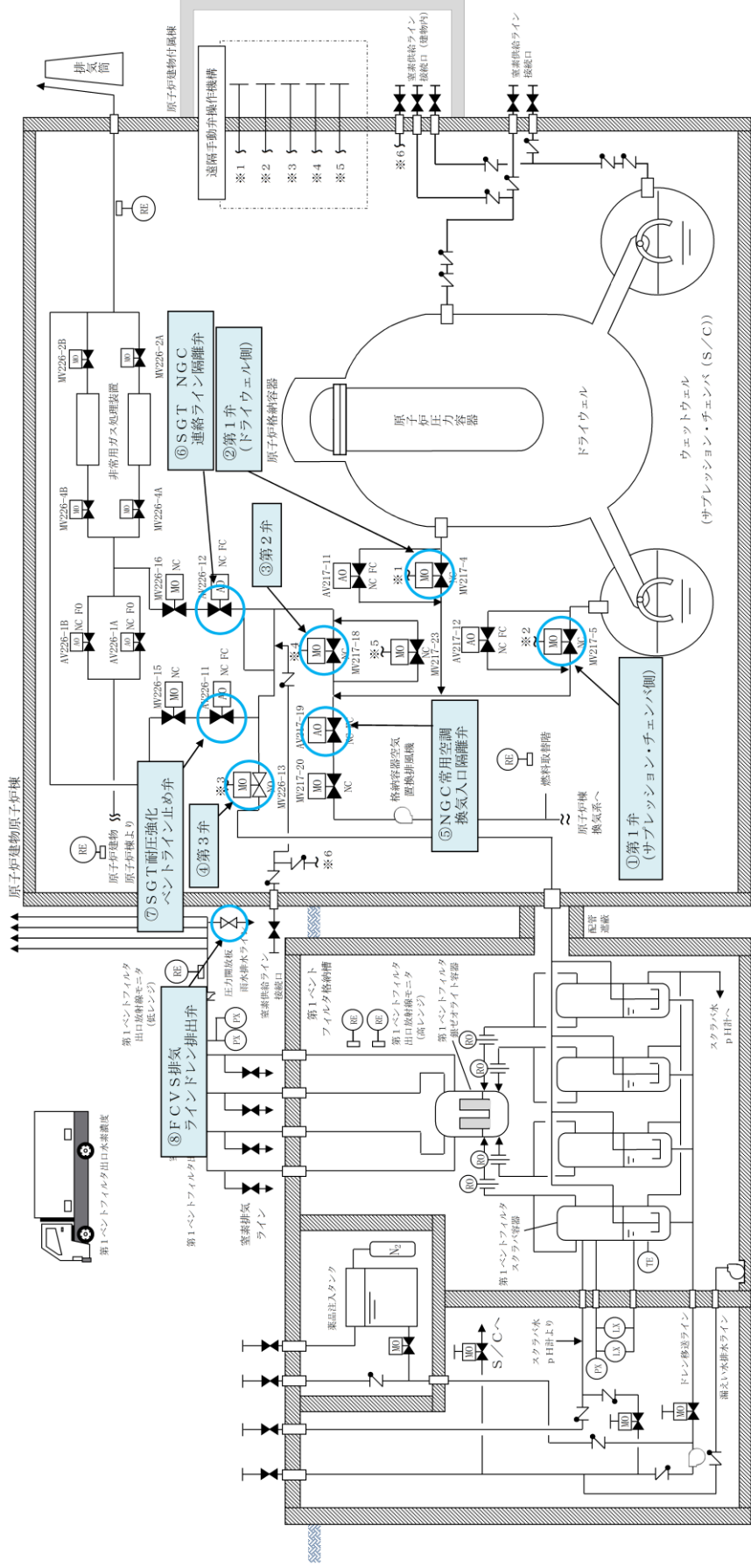


図4.1.3-1 格納容器フィルタバント系の系統概要図 (操作対象箇所)

・設備の相違  
設計方針の相違による系統構成の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>(1) <u>格納容器圧力逃がし装置</u>におけるベントタイミング</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>によるベント操作は、第4.1.3-1表に示す基準に到達した場合に、<u>発電長</u>の指示の下に運転員が実施する。これにより、格納容器の過圧破損防止及び格納容器内での水素燃焼防止が可能である。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4.1.3-1表 ベント実施判断基準</b></p> <table border="1" data-bbox="166 604 1261 915"> <thead> <tr> <th>炉心状態</th> <th>目的</th> <th>実施判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心損傷なし</td> <td rowspan="2">過圧破損防止</td> <td>格納容器圧力 310kPa [gage] (最高使用圧力: 1Pd) 到達</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心損傷を判断した場合</td> <td>サブプレッション・プール通常水位+6.5m 到達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水素燃焼防止</td> <td>格納容器酸素濃度がドライ条件にて 4.3vol% 到達</td> </tr> </tbody> </table> <p>格納容器の過圧破損防止の観点では、炉心損傷なしの場合は、残留熱除去系等の格納容器除熱機能が喪失し格納容器圧力が上昇した際、<u>格納容器圧力が 279kPa [gage] から 217kPa [gage] の範囲で代替格納容器スプレイ系 (常設) による格納容器スプレイ (連続) を実施する。</u>外部水源によるスプレイであるため、サブプレッション・プール通常水位+6.5mに到達すれば<u>ベントライン水没を防止する観点から格納容器スプレイを停止し、格納容器圧力が 310kPa [gage] に到達した時点でベントの実施を判断する。</u>これは、格納容器除熱機能の復旧時間の確保及び追加放出された希ガスの減衰時間を確保することを目的としている。炉心損傷を判断した場合は、<u>465kPa [gage] から 400kPa [gage] の範囲で代替格納容器スプレイ系 (常設) による格納容器スプレイ (連続) を実施し、サブプレッション・プール通常水位+6.5mに到達した時点で格納容器スプレイを停止するとともにベントを実施する。</u>これにより確実に 620kPa [gage] (2Pd) 到達までに格納容器ベントが実施できる。炉心損傷の有無により、格納容器スプレイ実施基準を変更する理由は、炉心損傷した場合、格納容器内に放射性物質が放出されるため、炉心損傷なしの場合に比べてベント実施操作判断基準に到達するタイミングを遅らせることにより、ベント時の外部影響を軽減させるためである。</p> <p>また、炉心損傷を判断した場合は、ジルコニウム-水反応により大量の水素が発生し、格納容器内の水素濃度は可燃限界の 4vol% を超過する。その後、水の放射線分解によって格納容器内酸素濃度が上昇し、格納容器内水素・酸素濃度が可燃限界に到達することにより、格納容器内で水素燃焼が発生するおそれがある。この水素燃焼の発生を防止するため、格納容器内酸素濃度がドライ条件にて <u>4.3vol% に到達した時点でベント操作を実施することで格納容器内の水素・酸素を排出する。</u>ベント実施の判断フローを第4.1.3-2~4図に示す。</p> <p>炉心損傷の有無の判断は、第4.1.3-2表に示すパラメータを確認する。</p>	炉心状態	目的	実施判断基準	炉心損傷なし	過圧破損防止	格納容器圧力 310kPa [gage] (最高使用圧力: 1Pd) 到達	炉心損傷を判断した場合	サブプレッション・プール通常水位+6.5m 到達		水素燃焼防止	格納容器酸素濃度がドライ条件にて 4.3vol% 到達	<p>(1) <u>格納容器フィルタベント系</u>におけるベントタイミング</p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>によるベント操作は、表4.1.3-1に示す基準に到達した場合に、<u>当直副長</u>の指示の下に運転員が実施する。これにより、格納容器の過圧破損防止及び格納容器内での水素燃焼防止が可能である。</p> <p style="text-align: center;"><b>表4.1.3-1 ベント実施判断基準</b></p> <table border="1" data-bbox="1311 604 2407 915"> <thead> <tr> <th>炉心状態</th> <th>目的</th> <th>実施判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心損傷なし</td> <td rowspan="2">過圧破損防止</td> <td>サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心損傷を判断した場合</td> <td>サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水素燃焼防止</td> <td>格納容器酸素濃度がドライ条件にて 4.4vol% 及び ウェット条件にて 1.5vol% 到達</td> </tr> </tbody> </table> <p>格納容器の過圧破損防止の観点では、炉心損傷なしの場合は、残留熱除去系等の格納容器除熱機能が喪失し格納容器圧力が上昇した際、<u>格納容器圧力が 384kPa [gage] から 334kPa [gage] の範囲で格納容器代替スプレイ系 (可搬型) による格納容器スプレイ (間欠) を実施する。</u>外部水源によるスプレイであるため、サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達すれば格納容器スプレイを停止し、ベントの実施を判断する。これは、格納容器除熱機能の復旧時間の確保及び追加放出された希ガスの減衰時間を確保することを目的としている。炉心損傷を判断した場合は、<u>640kPa [gage] から 588kPa [gage] の範囲で格納容器代替スプレイ系 (可搬型) による格納容器スプレイ (間欠) を実施し、サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達すれば格納容器スプレイを停止するとともにベントを実施する。</u>これにより確実に 853kPa [gage] (2Pd) 到達までに格納容器ベントが実施できる。炉心損傷の有無により、格納容器スプレイ実施基準を変更する理由は、炉心損傷した場合、格納容器内に放射性物質が放出されるため、炉心損傷なしの場合に比べてベント実施操作判断基準に到達するタイミングを遅らせることにより、ベント時の外部影響を軽減させるためである。</p> <p>また、炉心損傷を判断した場合は、ジルコニウム-水反応により大量の水素が発生し、格納容器内の水素濃度は可燃限界の 4vol% を超過する。その後、水の放射線分解によって格納容器内酸素濃度が上昇し、格納容器内水素・酸素濃度が可燃限界に到達することにより、格納容器内で水素燃焼が発生するおそれがある。この水素燃焼の発生を防止するため、格納容器内酸素濃度がドライ条件にて <u>4.4vol% 及び ウェット条件にて 1.5vol% に到達した時点でベント操作を実施することで格納容器内の水素・酸素を排出する。</u>ベント実施の判断フローを第4.1.3-2~4図に示す。</p> <p>炉心損傷の有無の判断は、表4.1.3-2に示すパラメータを確認する。</p>	炉心状態	目的	実施判断基準	炉心損傷なし	過圧破損防止	サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達	炉心損傷を判断した場合	サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達		水素燃焼防止	格納容器酸素濃度がドライ条件にて 4.4vol% 及び ウェット条件にて 1.5vol% 到達	<p>・体制の相違</p> <p>島根2号炉の中央制御室は、島根1号炉と共用であり、複数号炉の同時被災時において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう当直副長の指揮に基づき運転操作対応を実施</p> <p>・運用の相違</p> <p>ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉は、格納容器スプレイの停止基準について、サブプレッション・チェンバのベント排気ラインの水没防止を目的に定めていない。また、格納容器スプレイ停止基準 (S/P 水位+約 1.3m) に到達以降、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなることからベントを実施</p> <p>・運用の相違</p> <p>ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>格納容器酸素濃度によるベント実施基準の相違</p>
炉心状態	目的	実施判断基準																						
炉心損傷なし	過圧破損防止	格納容器圧力 310kPa [gage] (最高使用圧力: 1Pd) 到達																						
炉心損傷を判断した場合		サブプレッション・プール通常水位+6.5m 到達																						
		水素燃焼防止	格納容器酸素濃度がドライ条件にて 4.3vol% 到達																					
炉心状態	目的	実施判断基準																						
炉心損傷なし	過圧破損防止	サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達																						
炉心損傷を判断した場合		サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達																						
		水素燃焼防止	格納容器酸素濃度がドライ条件にて 4.4vol% 及び ウェット条件にて 1.5vol% 到達																					

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p align="center">第4.1.3-2表 確認パラメータ (炉心損傷判断)</p> <table border="1" data-bbox="192 247 1234 430"> <thead> <tr> <th>確認パラメータ</th> <th>炉心損傷判断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドライウェル又はサプレッション・チェンバのγ線線量率</td> <td>設計基準事故(原子炉冷却材喪失)において想定する希ガスの追加放出量相当のγ線線量率の10倍以上となった場合、炉心が損傷したものと判断する*。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この基準は、炉内蓄積量の割合約0.1%に相当する希ガスが格納容器内に放出した場合のγ線線量率相当となっている。(別紙23)</p> <p>さらに、<u>炉心損傷後の重大事故等対処設備の機能喪失を仮定した場合のベント実施判断基準</u>として、第4.1.3-3表に示す判断基準を整理している。これらの状況においても、格納容器ベント実施により、格納容器破損の緩和又は大気へ放出される放射性物質の総量の低減が可能である。</p>	確認パラメータ	炉心損傷判断	ドライウェル又はサプレッション・チェンバのγ線線量率	設計基準事故(原子炉冷却材喪失)において想定する希ガスの追加放出量相当のγ線線量率の10倍以上となった場合、炉心が損傷したものと判断する*。	<p align="center">表4.1.3-2 確認パラメータ (炉心損傷判断)</p> <table border="1" data-bbox="1335 247 2398 430"> <thead> <tr> <th>確認パラメータ</th> <th>炉心損傷判断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドライウェル又はサプレッション・チェンバのγ線線量率</td> <td>設計基準事故(原子炉冷却材喪失)において想定する希ガスの追加放出量相当のγ線線量率の10倍を超えた場合、炉心が損傷したものと判断する*。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この基準は、炉内蓄積量の割合約0.1%に相当する希ガスが格納容器内に放出した場合のγ線線量率相当となっている。(別紙40)</p> <p>さらに、重大事故等対処設備の機能喪失を仮定した場合のベント実施判断基準として、表4.1.3-3に示す判断基準を整理している。これらの状況においても、格納容器ベント実施により、格納容器破損の緩和又は大気へ放出される放射性物質の総量の低減が可能である。</p>	確認パラメータ	炉心損傷判断	ドライウェル又はサプレッション・チェンバのγ線線量率	設計基準事故(原子炉冷却材喪失)において想定する希ガスの追加放出量相当のγ線線量率の10倍を超えた場合、炉心が損傷したものと判断する*。	<p>・運用の相違 島根2号炉は、10倍を超過した場合を炉心損傷の判断としているが、東海第二では、10倍を含めて炉心損傷と判断するため、「以上」としている</p>												
確認パラメータ	炉心損傷判断																					
ドライウェル又はサプレッション・チェンバのγ線線量率	設計基準事故(原子炉冷却材喪失)において想定する希ガスの追加放出量相当のγ線線量率の10倍以上となった場合、炉心が損傷したものと判断する*。																					
確認パラメータ	炉心損傷判断																					
ドライウェル又はサプレッション・チェンバのγ線線量率	設計基準事故(原子炉冷却材喪失)において想定する希ガスの追加放出量相当のγ線線量率の10倍を超えた場合、炉心が損傷したものと判断する*。																					
<p align="center">第4.1.3-3表 <u>炉心損傷後の重大事故等対処設備の機能喪失を仮定した場合のベント実施判断基準</u></p> <table border="1" data-bbox="163 877 1264 1207"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>実施判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">格納容器破損の緩和</td> <td>格納容器スプレイが実施できない場合(別紙25)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋水素濃度 <u>2vol%</u>到達</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大気へ放出される放射性物質の総量の低減</td> <td>格納容器温度200℃以上において温度上昇が継続している場合(別紙21)</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリング・ポスト指示値の急激な上昇</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内の放射線モニタ指示値の急激な上昇</td> </tr> </tbody> </table>	目的	実施判断基準	格納容器破損の緩和	格納容器スプレイが実施できない場合(別紙25)	原子炉建屋水素濃度 <u>2vol%</u> 到達	大気へ放出される放射性物質の総量の低減	格納容器温度200℃以上において温度上昇が継続している場合(別紙21)	可搬型モニタリング・ポスト指示値の急激な上昇	原子炉建屋内の放射線モニタ指示値の急激な上昇	<p align="center">表4.1.3-3 重大事故等対処設備の機能喪失を仮定した場合のベント実施判断基準</p> <table border="1" data-bbox="1311 877 2410 1239"> <thead> <tr> <th>炉心状態</th> <th>実施判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心損傷なし</td> <td><u>格納容器スプレイが実施できない場合(384kPa[gage]以下維持不可)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">炉心損傷を判断した場合</td> <td>格納容器スプレイが実施できない場合 <u>(1.5Pd以下維持不可)</u>(別紙41)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物水素濃度 <u>2.5vol%</u>到達</td> </tr> <tr> <td>格納容器温度200℃以上において温度上昇が継続している場合(別紙52)</td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト指示の急激な上昇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建物原子炉棟内の放射線モニタ指示値の急激な上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、<u>炉心損傷後の格納容器代替スプレイが実施できない場合でも、格納容器圧力が640kPa[gage]に到達後、2Pd(853kPa[gage])に到達するまでに5時間程度以上の時間があるため、ベント準備時間が約1時間30分であることを踏まえても格納容器圧力2Pd(853kPa[gage])に到達するまでに準備ができる。</u></p>	炉心状態	実施判断基準	炉心損傷なし	<u>格納容器スプレイが実施できない場合(384kPa[gage]以下維持不可)</u>	炉心損傷を判断した場合	格納容器スプレイが実施できない場合 <u>(1.5Pd以下維持不可)</u> (別紙41)	原子炉建物水素濃度 <u>2.5vol%</u> 到達	格納容器温度200℃以上において温度上昇が継続している場合(別紙52)	可搬式モニタリング・ポスト指示の急激な上昇		原子炉建物原子炉棟内の放射線モニタ指示値の急激な上昇	<p>・運用の相違 ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違 原子炉建物水素濃度によるベント実施基準の相違</p>
目的	実施判断基準																					
格納容器破損の緩和	格納容器スプレイが実施できない場合(別紙25)																					
	原子炉建屋水素濃度 <u>2vol%</u> 到達																					
大気へ放出される放射性物質の総量の低減	格納容器温度200℃以上において温度上昇が継続している場合(別紙21)																					
	可搬型モニタリング・ポスト指示値の急激な上昇																					
	原子炉建屋内の放射線モニタ指示値の急激な上昇																					
炉心状態	実施判断基準																					
炉心損傷なし	<u>格納容器スプレイが実施できない場合(384kPa[gage]以下維持不可)</u>																					
炉心損傷を判断した場合	格納容器スプレイが実施できない場合 <u>(1.5Pd以下維持不可)</u> (別紙41)																					
	原子炉建物水素濃度 <u>2.5vol%</u> 到達																					
	格納容器温度200℃以上において温度上昇が継続している場合(別紙52)																					
	可搬式モニタリング・ポスト指示の急激な上昇																					
	原子炉建物原子炉棟内の放射線モニタ指示値の急激な上昇																					
	<p>・記載方針の相違 格納容器代替スプレイが実施できない場合のベント実施までの余裕時間における作業成立性を記載</p>																					



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故時における格納容器スプレイ手段として、常設設備を用いた残留熱除去系、<u>代替格納容器スプレイ系(常設)</u>及び<u>代替循環冷却系並びに可搬型設備を用いた代替格納容器スプレイ系(可搬型)</u>がある。想定し難い状況ではあるが、これら格納容器スプレイ手段が喪失した場合、想定する希ガスの減衰時間が短くなるが、格納容器の圧力を抑制する観点から、格納容器破損の緩和のためベントを実施する。</p> <p>また、格納容器から漏えいした水素により、<u>原子炉建屋原子炉棟</u>水素濃度が上昇した場合、<u>原子炉建屋原子炉棟</u>内で水素爆発が発生することによって格納容器が破損するおそれがある。このような場合、格納容器圧力を低下させることで格納容器から漏えいする水素量を低減し、<u>原子炉建屋原子炉棟</u>内の水素爆発による格納容器破損を緩和するため、水素の可燃限界濃度 4vol%を考慮し、<u>原子炉建屋</u>水素濃度 <u>2vol%到達</u>によりベントを実施する。</p> <p>格納容器への十分な注水等ができない場合、格納容器雰囲気が過熱状態になり、格納容器は限界圧力を下回る <u>620kPa [gage]</u> に達する前に 200℃に達し、いずれは過温破損に至ることが考えられる。この場合、格納容器ベント実施することによって過温破損を防止できないが、フィルタ装置を介した放出経路を形成し、大気への放射性物質の放出を極力低減するためのベントを実施する。</p> <p>さらに、格納容器が限界圧力を下回る <u>620kPa [gage]</u> 及び限界温度を下回る 200℃に到達する前に、何らかの理由により格納容器の健全性が損なわれ、格納容器から異常な漏えいがある場合、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>指示値及び<u>原子炉建屋</u>内の放射線モニタ指示値が急激に上昇することが考えられる。この場合、格納容器圧力を低下させることで漏えい箇所からの漏えい量を低減させることが可能と考えられることから、フィルタ装置を介さない大気への放射性物質の放出を極力低減するためにベントを実施する。</p>	<p>重大事故時における格納容器スプレイ手段として、常設設備を用いた残留熱除去系、<u>格納容器代替スプレイ系(常設)</u>及び<u>残留熱代替除去系並びに可搬型設備を用いた格納容器代替スプレイ系(可搬型)</u>がある。想定し難い状況ではあるが、これら格納容器スプレイ手段が喪失した場合、想定する希ガスの減衰時間が短くなるが、格納容器の圧力を抑制する観点から、格納容器破損の緩和のためベントを実施する。</p> <p>また、格納容器から漏えいした水素により、<u>原子炉建物</u>水素濃度が上昇した場合、<u>原子炉建物原子炉棟</u>内で水素爆発が発生することによって格納容器が破損するおそれがある。このような場合、格納容器圧力を低下させることで格納容器から漏えいする水素量を低減し、<u>原子炉建物原子炉棟</u>内の水素爆発による格納容器破損を緩和するため、水素の可燃限界濃度 4 vol%を考慮し、<u>原子炉建物</u>水素濃度 <u>2.5vol%到達</u>によりベントを実施する。</p> <p>格納容器への十分な注水等ができない場合、格納容器雰囲気が過熱状態になり、格納容器は限界圧力を下回る <u>853kPa [gage]</u> に達する前に 200℃に達し、いずれは過温破損に至ることが考えられる。この場合、ベントを実施することによって過温破損を防止できないが、フィルタ装置を介した放出経路を形成し、大気への放射性物質の放出を極力低減するためのベントを実施する。</p> <p>さらに、格納容器が限界圧力を下回る <u>853kPa [gage]</u> 及び限界温度を下回る 200℃に到達する前に、何らかの理由により格納容器の健全性が損なわれ、格納容器から異常な漏えいがある場合、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>指示値及び<u>原子炉建物原子炉棟</u>内の放射線モニタ指示値が急激に上昇することが考えられる。この場合、格納容器圧力を低下させることで漏えい箇所からの漏えい量を低減させることが可能と考えられることから、フィルタ装置を介さない大気への放射性物質の放出を極力低減するためにベントを実施する。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違 原子炉建物水素濃度によるベント実施基準の相違</li> <li>・設備の相違 格納容器型式の相違</li> <li>・設備の相違 格納容器型式の相違</li> </ul>

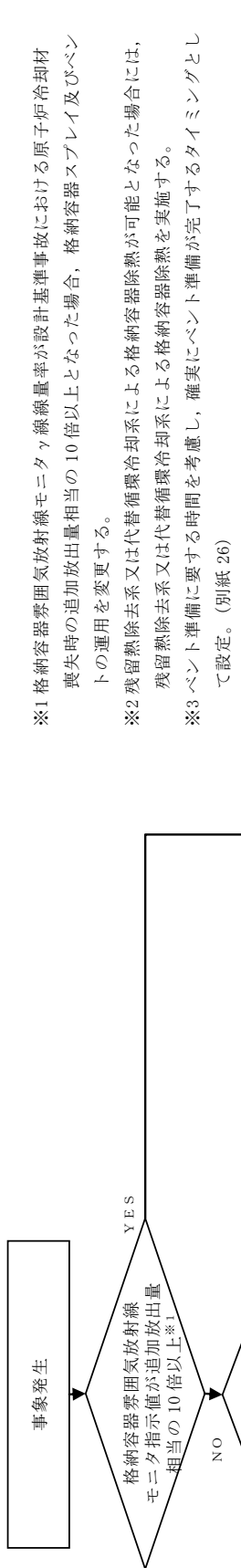


図 4.1.3-3 図に  
詳細フローを示す

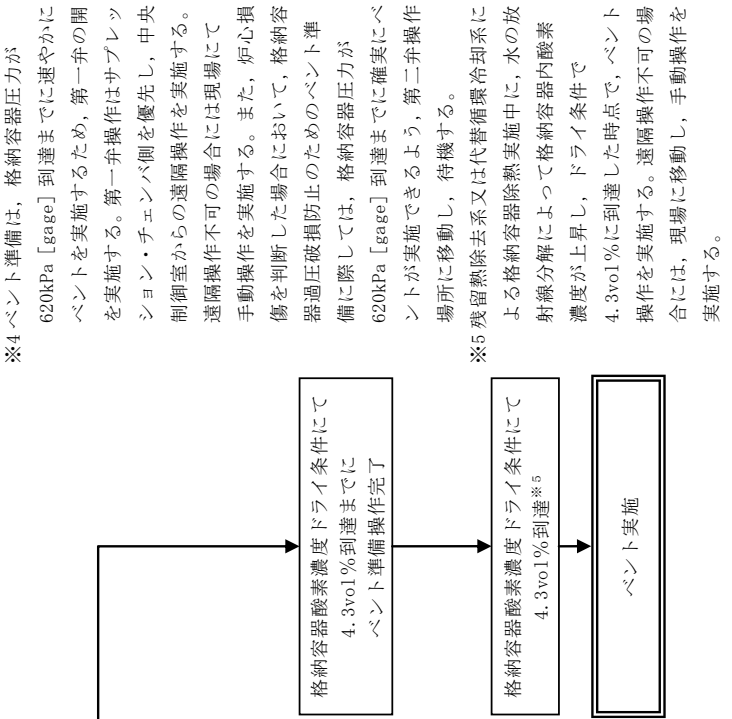


図 4.1.3-4 図に  
詳細フローを示す

※1 格納容器雰囲気放射線モニタ線線量が設計基準事故における原子炉冷却材喪失時の追加放出量相当の10倍以上となった場合、格納容器スプレイ及びベントの運用を変更する。  
 ※2 残留熱除去系又は代替循環冷却系による格納容器除熱が可能となった場合には、残留熱除去系又は代替循環冷却系による格納容器除熱を実施する。  
 ※3 ベント準備に要する時間を考慮し、確実にベント準備が完了するタイミングとして設定。(別紙26)  
 ※4 ベント準備は、格納容器圧力が620kPa [gage] 到達までに速やかにベントを実施するため、第一弁の開閉を実施する。第一弁操作はサブレーション・チェンバール側を優先し、中央制御室からの遠隔操作を実施する。遠隔操作不可の場合には現場にて手動操作を実施する。また、炉心損傷を判断した場合において、格納容器過圧破損防止のためのベント準備に際しては、格納容器圧力が620kPa [gage] 到達までに確実にベントが実施できるよう、第二弁操作場所へ移動し、待機する。  
 ※5 残留熱除去系又は代替循環冷却系による格納容器除熱実施中に、水の放射線分解によって格納容器内酸素濃度が上昇し、ドライ条件で4.3vol%に到達した時点で、ベント操作を実施する。遠隔操作不可の場合には、現場に移動し、手動操作を実施する。

・運用の相違  
 ベント実施基準等の相違

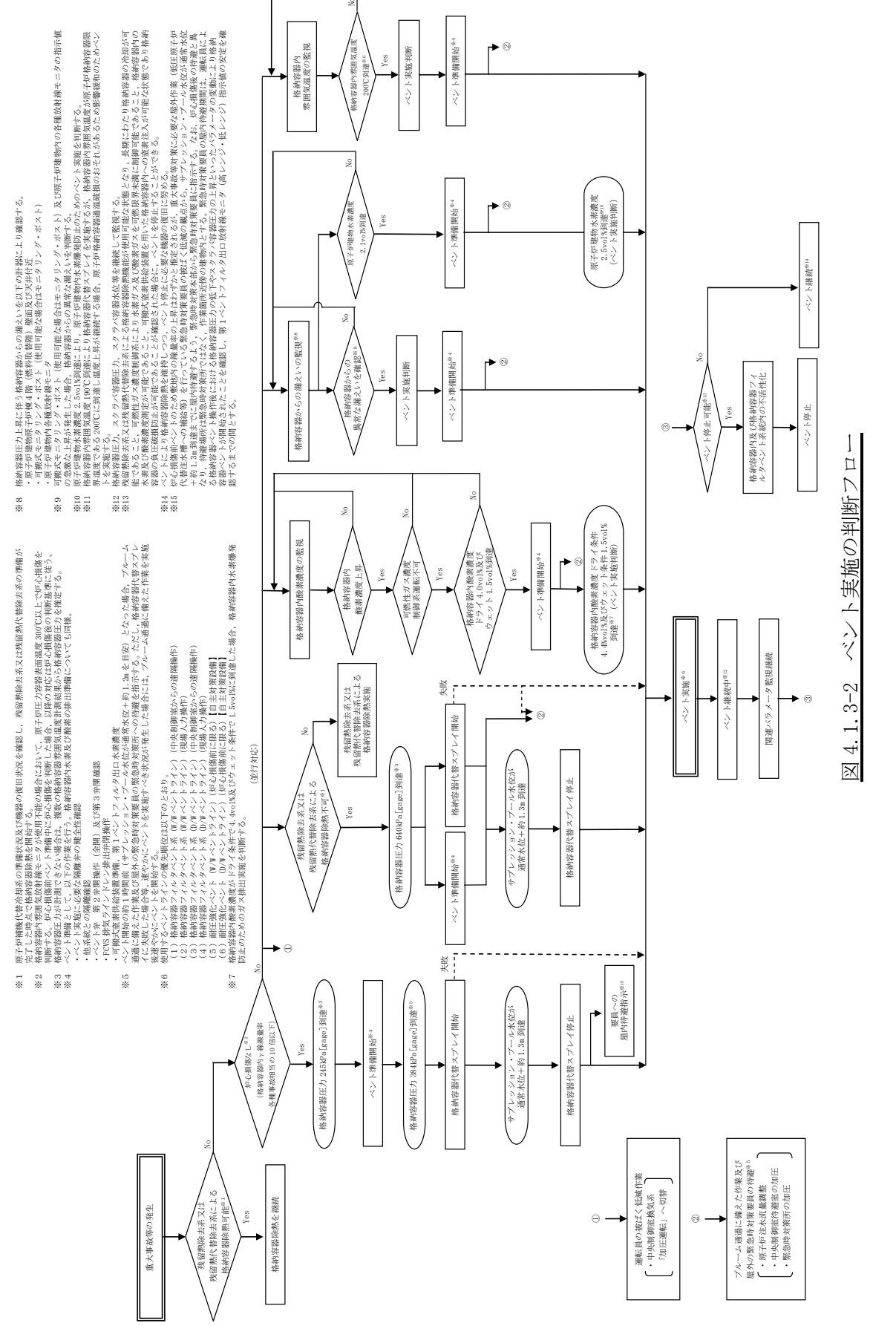


図 4.1.3-2 ベント実施の判断フロー

※1 原子炉補償代替冷却系の稼働状況及び機器の項目状況を確認し、残留熱除去系又は代替循環冷却系による格納容器除熱が可能となった場合、格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※2 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※3 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※4 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※5 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※6 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※7 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※8 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※9 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※10 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※11 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※12 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※13 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※14 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。  
 ※15 格納容器圧力216kPa [gage]到達※1、格納容器圧力384kPa [gage]到達※1、格納容器代替スプレイ開始、サブレーション・プール水位が通常水位+約1.3m到達※1、格納容器代替スプレイ停止、重量への影響が認められる場合、格納容器内圧力抑制※1を実施する。

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>①代替格納容器スプレイ実施 (格納容器圧力 279kPa [gage] 到達)</p> <p>②ベント準備操作開始 (サブプレッション・プール水位 通常水位+5.5m 到達)</p> <p>③代替格納容器スプレイ停止 (サブプレッション・プール水位 通常水位+6.5m 到達)</p> <p>④ベント操作 (格納容器圧力 310kPa [gage] 到達)</p> <p>⑤ベント成否確認</p> <p>⑥安定停止に向けた復旧 (ベント停止)</p>	<p>①格納容器圧力 245kPa [gage] 到達</p> <p>②格納容器代替スプレイ実施 (格納容器圧力 384kPa [gage] 到達)</p> <p>③サブプレッション・プール通常水位 +約 1.3m 到達 (格納容器代替スプレイ停止, ベント操作)</p> <p>④ベント成否確認</p> <p>⑤安定停止に向けた復旧 (ベント停止)</p>	<p>・運用の相違 島根 2 号炉は、格納容器スプレイ停止基準 (S/P 水位+約 1.3m) に到達以降、格納容器圧力・温度を制御する手段がなく、なることからベントを実施</p> <p>・設備の相違 格納容器型式の相違</p>
<p>第 4.1.3-3 図 炉心損傷していない場合のベント実施フロー</p>	<p>図 4.1.3-3 炉心損傷していない場合のベント実施フロー</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>①代替格納容器スプレイ実施 (格納容器圧力 465kPa [gage] 到達)</p> <p>②ベント準備操作開始 (サブプレッション・プール水位 通常水位+5.5m 到達)</p> <p>③ベント操作 (代替格納容器スプレイ停止) (サブプレッション・プール水位 通常水位+6.5m 到達)</p> <p>④ベント成否確認</p> <p>⑤安定停止に向けた復旧 (ベント停止)</p> <p>①代替格納容器スプレイ実施 ・465kPa [gage] ~400kPa [gage] 連続スプレイ</p> <p>②ベント準備操作開始 ・代替格納容器スプレイ停止後、速やかにベントを実施可能とするため、事前に第一弁の開操作を実施する。 ・第一弁の操作はサブプレッション・チェンバ側を優先し、中央制御室からのスイッチ操作を実施する。スイッチ操作不可(弁開閉表示の消灯、スイッチによる開弁不可)の場合は、現場にて人力操作を実施する。サブプレッション・チェンバ側ベント弁が開弁できない場合は、ドライウエル側ベントに切り替えて弁の操作を行う。 ・サブプレッション・プール水位通常水位+5.5mに到達すれば、第二弁操作者は第二弁現場操作場所へ移動し、待機する。 ・第一弁の人力操作は3名で実施し、弁操作時間は90分である。</p> <p>③ベント操作 ・格納容器圧力 620kPa [gage] までに確実にベントを実施するため、サブプレッション・プール水位通常水位+6.5m 到達後格納容器スプレイを停止し、速やかにベント操作を行う。 ・第二弁を開弁することでベントを開始する。 ・ベント開始後、中央制御室操作者は中央制御室待避室に待避する。 ・中央制御室から遠隔操作できない場合(弁開閉表示によって開動作したことが確認できない場合)は、現場待機している第二弁操作者へ連絡し、現場操作(人力による遠隔操作)を実施する。 ・第二弁の人力操作は3名で実施し、開操作時間は30分である。</p> <p>④ベント成否確認 ・ベント操作実施後、格納容器圧力及び温度が減少し、フィルタ装置出口放射線モニタ、圧力及び温度が上昇していることを確認する。 ・遠隔操作によりパラメータに変化が見られない場合、ベント失敗の可能性があるため、人力操作によるベントを実施する。</p> <p>⑤安定停止に向けた復旧 ・下記機能が使用可能と判断した場合、格納容器フィルタベントを停止する。 ○格納容器除熱機能 ○窒素供給機能 ○格納容器内水素・酸素濃度制御機能</p>	<p>①格納容器代替スプレイ実施 (格納容器圧力 640kPa [gage] 到達)</p> <p>②ベント操作 (格納容器代替スプレイ停止) (サブプレッション・プール水位計の 指示が通常水位+約 1.3m 到達後)</p> <p>③ベント成否確認</p> <p>④安定停止に向けた復旧 (ベント停止)</p> <p>① 格納容器代替スプレイ実施 ・640kPa [gage] ~588kPa [gage] 間欠スプレイ</p> <p>①ベント準備操作開始 ・サブプレッション・プール水位計の指示が通常水位+約 1.3m 到達後、速やかにベントを実施可能とするため、事前に第2弁の開操作及びFCVS 排気ラインドレン排出弁の開操作を実施する。 ・第2弁の操作は、中央制御室からのスイッチ操作を実施する。スイッチ操作不可(弁開閉表示の消灯、スイッチによる開弁不可)の場合は、現場にて人力操作を実施する。 ・第2弁の人力操作は2名で実施し、弁操作時間は1時間20分である。 ・FCVS 排気ラインドレン排出弁の操作は2名で実施し、弁操作時間は40分である。</p> <p>②ベント操作 ・格納容器圧力 853kPa [gage] までに確実にベントを実施するため、サブプレッション・プール水位計の指示が通常水位+約 1.3m 到達後、格納容器スプレイを停止し、速やかにベント操作を行う。 ・第1弁の操作はサブプレッション・チェンバ側を優先し、開弁することでベントを開始する。サブプレッション・チェンバ側ベント弁が開弁できない場合は、ドライウエル側ベントの操作を行う。 ・ベント開始後、中央制御室操作者は中央制御室待避室に退避する。 ・中央制御室から遠隔操作できない場合(弁開閉表示によって開動作したことが確認できない場合)は、現場にて人力操作を実施する。 ・第1弁の人力操作は2名で実施し、開操作時間は1時間30分である。</p> <p>③ベント成否確認 ・ベント操作実施後、格納容器圧力及び温度が減少し、フィルタ装置出口放射線量率、スクラバ容器圧力が上昇していることを確認する。 ・遠隔操作によりパラメータに変化が見られない場合、ベント失敗の可能性があるため、第1弁操作場所へ移動し、人力操作によるベントを実施する。</p> <p>④安定停止に向けた復旧 ・下記機能が使用可能と判断した場合、格納容器フィルタベントを停止する。 ○格納容器除熱機能 ○窒素供給機能 ○格納容器内水素・酸素濃度制御機能</p>	<p>・運用の相違 ベント実施基準の相違</p> <p>・設備の相違 島根2号炉(Mark-I改)と東海第二(Mark-II)の最高使用圧力の相違</p>
<p>第 4.1.3-4 図 炉心損傷を判断した場合のベント実施フロー</p>	<p>図 4.1.3-4 炉心損傷を判断した場合のベント実施フロー</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>(2) <u>格納容器圧力逃がし装置</u>の操作手順の概要</p> <p>a. 系統待機状態の確認</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>の待機状態において、第4.1.3-4表に示すパラメータにより、系統に異常がないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4.1.3-4表 確認パラメータ (系統待機状態)</u></p> <table border="1" data-bbox="184 472 1246 682"> <thead> <tr> <th>確認パラメータ</th> <th>確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルタ装置水位</td> <td>待機水位である2,530~2,800mmの範囲にあること</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置スクラビング水pH</td> <td>13以上であること</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置排気ライン圧力</td> <td>微正圧に維持されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ベント準備操作</p> <p>ベント準備操作は、ベント操作が必要になった場合に速やかに実施できるよう、以下に示す事前準備を行う。</p> <p>なお、弁名称及び弁名称に付記する①~⑥の番号は、第4.1.3-1図の番号に対応している。</p> <p>(a) ベント実施に必要な隔離弁の健全性確認</p> <p>中央制御室にてベント実施に必要な隔離弁の健全性を確認するため、当該弁に電源が供給されていることを表示灯により確認する。</p> <p>①第一弁 (サプレッション・チェンバ側) ②第一弁 (ドライウエル側) ③第二弁</p> <p>(b) 他系統との隔離確認</p> <p>ベント操作前に、中央制御室にて他系統 (<u>換気空調系</u>, <u>原子炉建屋ガス処理系</u>及び耐圧強化ベント系) と隔離する弁が全閉となっていることを表示灯により確認する。</p> <p>④C/S排気系統入口弁 ⑤耐圧強化ベント隔離弁 ⑥FRVS系統入口弁</p> <p>(c) <u>第一弁</u>の開操作</p> <p>中央制御室にて開操作を実施する。万一、中央制御室での開操作ができない場合には、現場にて第一弁の人力による開操作を実施する。</p> <p>また、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>の放出経路として、サプレッション・チェンバからとドライウエルから放出する経路の2通りあるが、サプレッション・プールにおけるスクラビング効果 (エアロゾル等の低減効果) が期待できるサプレッション・チェンバからのベントを優先して使用する。</p> <p>ただし、サプレッション・チェンバからのベントが実施できない場合には、ドライウ</p>	確認パラメータ	確認内容	フィルタ装置水位	待機水位である2,530~2,800mmの範囲にあること	フィルタ装置スクラビング水pH	13以上であること	フィルタ装置排気ライン圧力	微正圧に維持されていること	<p>(2) <u>格納容器フィルタベント系</u>の操作手順の概要</p> <p>a. 系統待機状態の確認</p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>の待機状態において、表4.1.3-4に示すパラメータにより、系統に異常がないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;"><u>表4.1.3-4 確認パラメータ (系統待機状態)</u></p> <table border="1" data-bbox="1347 472 2374 672"> <thead> <tr> <th>確認パラメータ</th> <th>確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラバ容器水位</td> <td>待機水位である1,700~1,900mmの範囲にあること</td> </tr> <tr> <td>スクラバ容器pH</td> <td>13以上であること</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口配管圧力</td> <td>微正圧に維持されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ベント準備操作</p> <p>ベント準備操作は、ベント操作が必要になった場合に速やかに実施できるよう、以下に示す事前準備を行う。</p> <p>なお、弁名称及び弁名称に付記する①~⑦の番号は、図4.1.3-1の番号に対応している。</p> <p>(a) ベント実施に必要な隔離弁の健全性確認</p> <p>中央制御室にてベント実施に必要な隔離弁の健全性を確認するため、当該弁に電源が供給されていることを表示灯により確認する。</p> <p>①第1弁 (サプレッション・チェンバ側) ②第1弁 (ドライウエル側) ③第2弁 ④第3弁 (<u>開確認のみ</u>)</p> <p>(b) 他系統との隔離確認</p> <p>ベント操作前に、中央制御室にて他系統 (<u>原子炉棟換気系</u>, <u>非常用ガス処理系</u>及び耐圧強化ベント系) と隔離する弁が全閉となっていることを表示灯により確認する。</p> <p>⑤NGC常用空調換気入口隔離弁 ⑥SGT NGC連絡ライン隔離弁 ⑦SGT耐圧強化ベントライン止め弁</p> <p>(c) <u>第2弁</u>の開操作</p> <p>中央制御室にて開操作を実施する。万一、中央制御室での開操作ができない場合には、現場にて第2弁の人力による開操作を実施する。</p> <p>また、<u>格納容器フィルタベント系</u>の放出経路として、サプレッション・チェンバからとドライウエルから放出する経路の2通りあるが、サプレッション・プールにおけるスクラビング効果 (エアロゾル等の低減効果) が期待できるサプレッション・チェンバからのベントを優先して使用する。</p> <p>ただし、サプレッション・チェンバからのベントが実施できない場合には、ドライウ</p>	確認パラメータ	確認内容	スクラバ容器水位	待機水位である1,700~1,900mmの範囲にあること	スクラバ容器pH	13以上であること	フィルタ装置出口配管圧力	微正圧に維持されていること	<p>備考</p> <p>・設備の相違 格納容器フィルタベント系の設計の相違</p> <p>・設備の相違 系統設計による隔離弁の相違</p> <p>・設備の相違 操作対象弁の相違</p> <p>・運用の相違 島根2号炉は、格納容器バウンダリの維持及び現場における炉心損傷後のベント実施 (準備操作含む) の被ばく評価結果を考慮し、第2弁から開操作する</p>
確認パラメータ	確認内容																	
フィルタ装置水位	待機水位である2,530~2,800mmの範囲にあること																	
フィルタ装置スクラビング水pH	13以上であること																	
フィルタ装置排気ライン圧力	微正圧に維持されていること																	
確認パラメータ	確認内容																	
スクラバ容器水位	待機水位である1,700~1,900mmの範囲にあること																	
スクラバ容器pH	13以上であること																	
フィルタ装置出口配管圧力	微正圧に維持されていること																	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>エルからのベントを実施する。 現場操作の着用装備は、全面マスク、<u>タイベック</u>、<u>アノラック</u>、綿手袋、ゴム手袋及び<u>胴長</u>であり、着用時間は約12分である。</p> <p>(d) <u>第二弁操作のための要員移動</u> <u>炉心損傷を判断した場合における格納容器過圧破損防止を目的としたベントの準備操作に関しては、格納容器圧力が620kPa [gage] 到達までに確実にベントが実施できるよう、ベント実施基準到達までに第二弁操作場所に移動し、待機する。</u> <u>現場操作の着用装備は、全面マスク、タイベック、アノラック、綿手袋、ゴム手袋及び胴長であり、着用時間は約12分である。</u></p> <p>c. ベント準備判断の確認パラメータ <u>ベント準備の判断は、ベント実施判断基準の到達までに確実にベント準備操作が完了する基準として、炉心損傷有無に関わらず、サプレッション・プール通常水位+5.5m 到達によりベント準備実施の判断をする。(別紙26)</u> また、<u>残留熱除去系又は代替循環冷却系による格納容器除熱を実施している場合、格納容器酸素濃度の上昇速度からドライ条件で4.3vol%に到達する時間を予測し、4.3vol%到達までにベント準備を完了させる。</u> ベント準備着手判断に必要なパラメータを以下に示す。 <u>・サプレッション・プール水位</u> <u>・格納容器内酸素濃度 (SA)</u></p> <p>d. ベント準備作業の妥当性 炉心損傷なしの場合及び炉心損傷ありの場合の作業項目及び作業環境を第4.1.3-5表に示す。ベント弁の開操作については、中央制御室での遠隔操作の場合と現場での手動操作(人力による遠隔操作)の場合について記載している。 <u>ベント準備は、ベント実施判断基準に到達した場合の速やかなベント実施を可能とすることを目的としていることから、ベント実施に不可欠な操作であり、ベント実施基準到達までにベント準備操作を完了させることとする。</u></p>	<p>エルからのベントを実施する。 現場操作の着用装備は、全面マスク、<u>個人線量計</u>、綿手袋、ゴム手袋、<u>汚染防護服</u>であり、着用時間は約6分である。</p> <p>(d) <u>FCVS 排気ラインドレン排出弁閉操作</u> <u>ベントガスの排出を防止するため、FCVS排気ラインドレン排出弁の閉操作を実施する。</u></p> <p>(e) <u>可搬型重大事故等対処設備 (第1ベントフィルタ出口水素濃度、可搬式窒素供給装置) 準備</u> <u>ベント停止操作にあたり、格納容器及び格納容器フィルタベント系統内を掃気し不活性化を行うことを目的に、可搬型設備 (車両) である可搬式窒素供給装置及び第1ベントフィルタ出口水素濃度を準備する。</u></p> <p>c. ベント準備判断の確認パラメータ <u>ベント準備及び可搬型設備着手判断である格納容器圧力245kPa [gage] 及び640kPa [gage] の確認に必要なパラメータを以下に示す。また、確認パラメータについては、手順書に定め明確化する。</u> また、<u>残留熱除去系又は残留熱代替除去系による格納容器除熱を実施している場合、ドライ条件で4.0vol%及びウェット条件で1.5vol%到達後、ベント準備を開始する。</u> ベント準備着手判断に必要なパラメータを以下に示す。 <u>・格納容器圧力</u> <u>・格納容器酸素濃度 (SA)</u></p> <p>d. ベント準備作業の妥当性 炉心損傷なしの場合及び炉心損傷ありの場合の作業項目及び作業環境を表4.1.3-5に示す。ベント弁の開操作については、中央制御室での遠隔操作の場合と現場での手動操作(人力による遠隔操作)の場合について記載している。 <u>可搬型設備は、ベント実施後長期で必要となる設備であるため、ベント実施までに準備が完了する必要はないが、念のため準備を実施する。</u> <u>なお、可搬型設備の準備にあたっては、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策に用いる設備の準備を優先する。</u></p>	<p>・着用する防護具の相違 ・放射線防護具着用時間の相違</p> <p>・運用の相違 島根2号炉は、現場でのベント弁操作者は現場待機しない運用</p> <p>・運用の相違 島根2号炉は、ベント準備操作として排気ラインドレン排出弁の閉操作を実施</p> <p>・運用の相違 島根2号炉は、炉心損傷前後でベント準備の判断基準が異なる</p> <p>・運用の相違 ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違 ベント準備判断基準の相違</p> <p>・運用の相違 島根2号炉は、可搬型設備の準備もあわせて実施</p>

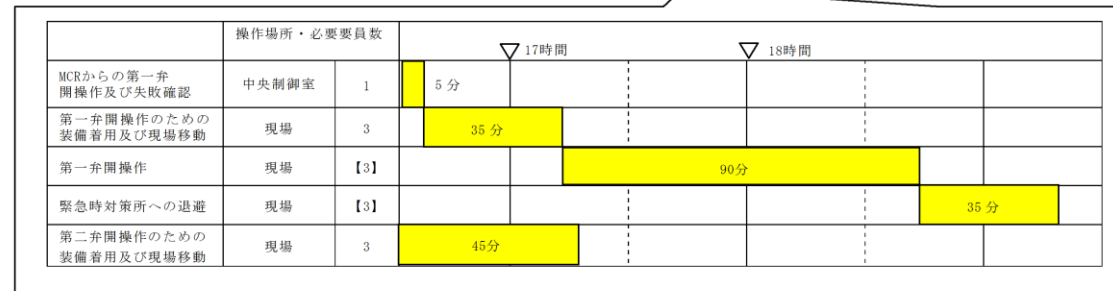
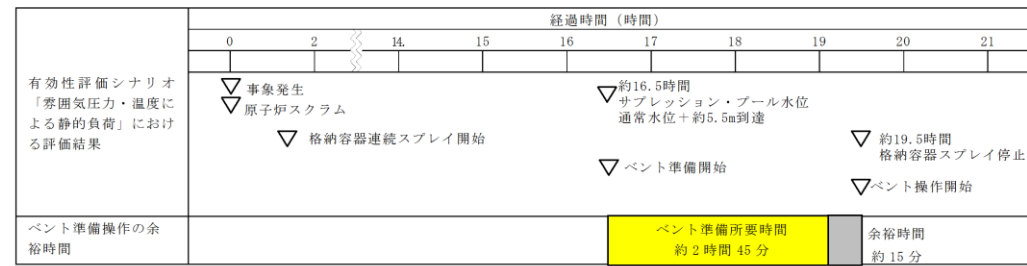
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>また、ベント実施までに準備が完了していない場合でも、操作場所は原子炉建物及びフィルタ装置の第1ベントフィルタ格納槽のコンクリートを隔てた屋外であるため、ベント直後からブルームの影響を受ける期間以外は、十分作業できる環境にある。</u></p> <p><u>フィルタ装置（スクラバ容器）のスクラビング水（水・薬剤）の補給操作については、格納容器ベント実施後168時間までは補給不要の設計のため、ベント後、補給が必要となった場合に準備作業を開始する。</u></p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)							島根原子力発電所 2号炉							備考
第4.1.3-5表 ベント準備操作時の作業項目及び作業環境							表4.1.3-5 ベント準備操作時の作業項目及び作業環境							・運用の相違 島根2号炉は、格納容器バウンダリの維持及び現場における炉心損傷後のベント実施(準備操作含む)の被ばく評価結果を考慮し、第2弁から開操作する ・運用の相違 島根2号炉は、ベント停止に用いる可搬型設備の事前準備を実施
作業項目	作業場所	作業環境				連絡手段	作業項目	作業・操作場所	作業環境				連絡手段	
		温度・湿度	放射線量	照明	その他			温度・湿度	放射線環境	照明	その他			
他系統との隔離	中央制御室	中央制御室の室温については、空調の停止により緩慢に上昇する可能性があるが、作業に支障を及ぼす程の影響はない。	【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。	非常用照明又は直流非常灯が点灯することにより操作に影響はない。なお、非常用照明及び直流非常灯が使用できない場合には、中央制御室内に配備している可搬型照明により、照度を確保する。	周辺には支障となる設備はない。	—	ベント弁の健全性確認	中央制御室	—※1	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2	LEDライト(三脚タイプ、ランタンタイプ)及びヘッドライトにより作業可能である。	周辺には支障となる設備はない。	中央制御室内のため口頭にて連絡可能である。	
ベント実施に必要な隔離弁の健全性確認			【炉心損傷後】 約60mSv/7日間				【炉心損傷後】 約51mSv/7日間以下 (マスク着用※3)							
第一弁開操作(移動含む)	原子炉建屋付属棟(二次格納施設外)	通常運転時と同程度。	【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。	ヘッドライトやLEDライトを携帯しているため、建屋内非常用照明が消灯した場合においても、操作に影響はない。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	携行型有線通話装置、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)、送受話器のうち、使用可能な設備により、中央制御室に連絡する。	第2弁開操作(移動含む)	原子炉建物付属棟	通常運転中と同程度	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2	電源内蔵型照明、ヘッドライト又は懐中電灯により作業可能である。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	有線式通信設備、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。	
			【炉心損傷後】 15mSv/h以下				【炉心損傷後】 9.3mSv/h以下 (マスク着用※3)							
第二弁への現場移動	屋外 原子炉建屋付属棟(二次格納施設外)		【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。				FCVS排水ラインドレン排出弁開操作(移動含む)	屋外	外気	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2	ヘッドライト及び懐中電灯により作業可能である。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	衛星電話設備(固定型、携帯型)、無線通信設備(固定型、携帯型)、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。	
			【炉心損傷後】 14mSv/h以下				可搬型設備の準備(第1ベントフィルタ出口水素濃度、可搬式窒素供給装置)	屋外	外気	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2	車両の作業用照明・ヘッドライト及び懐中電灯により作業可能である。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	衛星電話設備(固定型、携帯型)、無線通信設備(固定型、携帯型)、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。	
							<p>※1：中央制御室の温度・湿度については、全交流動力電源喪失の場合には、中央制御室換気系が動作しないものの、制御盤の発熱が少ないため、作業に支障となる環境とはならない。なお、全交流動力電源喪失以外の事故シーケンスでは中央制御室換気系が動作するため、作業に支障となる環境とはならない。</p> <p>※2：設計基準事故相当のγ線線量率の10倍相当である、全燃料の1%程度の燃料被覆管破裂を考慮した場合でも、被ばくは1mSv以下であり作業に支障はない。</p> <p>※3：全面マスク(PF50)の着用</p>							



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
<p><u>e. ベント準備操作の余裕時間</u></p> <p><u>ベントを実施する有効性評価シナリオのうち、ベント準備操作の余裕時間の最も短い「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）」における現場での手動操作（人力による遠隔操作）を実施した場合のベント準備の余裕時間についてタイムチャートを第4.1.3-5図に示す。</u></p> <p><u>第4.1.3-5図に示すとおり、ベント準備完了後からベント実施基準であるサプレッション・プール通常水位+6.5m到達までに十分な時間があることから、確実に準備を完了することができる。</u></p>	<p><u>e. ベント準備操作の余裕時間</u></p> <p><u>有効性評価で示したシナリオを例に、ベント準備操作の余裕時間を以下に示す。</u></p> <p><u>(a) 炉心損傷なしの場合</u></p> <p><u>炉心損傷なしの場合のベントを実施する有効性評価シナリオを表4.1.3-6に示す。</u></p> <p><u>残留熱除去系による格納容器除熱機能が喪失している場合には、格納容器圧力が245kPa[gage]に到達後、準備操作として、図4.1.3-5に示す第2弁（②又は③）の開操作、第3弁（①）の開確認及び可搬型設備の準備を実施するとともに、FCVS排気ラインドレン排出弁（⑥）を閉操作する。</u></p> <p><u>第2弁（②又は③）、第3弁（①）は、中央制御室にて操作及び確認を行うことにより、短時間で準備可能である。万一、中央制御室での操作ができない場合には、現場にて第2弁（②又は③）の現場での手動操作（人力による遠隔操作）を実施する。</u></p> <p><u>図4.1.3-6に中央制御室での操作ができない場合の、現場での手動操作（人力による遠隔操作）による作業・操作の所要時間を示す。ベントの準備時間は、約1時間20分である。</u></p> <p><u>表4.1.3-6及び図4.1.3-6に示すとおり、ベント準備完了後からベント実施基準であるサプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mに到達するまでに十分な時間があることから、可搬型設備の準備を含めて、確実に準備を完了することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表4.1.3-6 炉心損傷なしの場合のベント関連時間</u></p> <table border="1" data-bbox="1299 1056 2415 1234"> <thead> <tr> <th>事故シーケンス</th> <th>245kPa[gage]到達時間※2</th> <th>準備時間</th> <th>ベント時間※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧・低圧注水機能喪失</td> <td>約16時間</td> <td rowspan="3">約1時間20分 (245kPa[gage] 到達後から)</td> <td>約30時間</td> </tr> <tr> <td>崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系故障)</td> <td>約14時間</td> <td>約30時間</td> </tr> <tr> <td>LOCA時注水機能喪失(中小破断LOCA)</td> <td>約15時間</td> <td>約27時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：サプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mに到達する時間。</p> <p>※2：格納容器圧力の測定ができない場合には、格納容器圧力を推定する手段として、格納容器温度を代替パラメータとする。(別紙39)</p>	事故シーケンス	245kPa[gage]到達時間※2	準備時間	ベント時間※1	高圧・低圧注水機能喪失	約16時間	約1時間20分 (245kPa[gage] 到達後から)	約30時間	崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系故障)	約14時間	約30時間	LOCA時注水機能喪失(中小破断LOCA)	約15時間	約27時間	<p>・記載表現の相違</p> <p>島根2号炉は、ベント準備開始基準が炉心損傷なし、ありで異なることから、場合分けして記載</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>東海第二は、「4.1.3(2)i.有効性評価におけるベント実施操作の余裕時間」に記載</p>
事故シーケンス	245kPa[gage]到達時間※2	準備時間	ベント時間※1													
高圧・低圧注水機能喪失	約16時間	約1時間20分 (245kPa[gage] 到達後から)	約30時間													
崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系故障)	約14時間		約30時間													
LOCA時注水機能喪失(中小破断LOCA)	約15時間		約27時間													

【炉心損傷を判断した場合のベント準備】



第4.1.3-5図 ベント準備操作のタイムチャート

(b) 炉心損傷ありの場合

炉心損傷ありの場合のベントを実施する有効性評価シナリオを表4.1.3-7に示す。

残留熱除去系による格納容器除熱機能が喪失している場合には、格納容器圧力が640kPa[gage]に到達後、準備操作として、図4.1.3-5に示す第2弁(②又は③)の開操作、第3弁(①)の開確認及び可搬型設備の準備を実施するとともに、FCVS排気ラインドレン排出弁(⑥)を閉操作する。

第2弁(②又は③)、第3弁(①)は、中央制御室にて操作及び確認を行うことにより短時間で準備可能である。万一、中央制御室での操作ができない場合には、現場にて第2弁(②又は③)の手動操作(人力による遠隔操作)を実施する。

図4.1.3-7に中央制御室での操作ができない場合の、現場での手動操作(人力による遠隔操作)による作業・操作の所要時間を示す。ベントの準備時間は、約1時間20分である。

表4.1.3-7及び図4.1.3-7に示すとおり、ベント準備完了後からベント実施基準であるサブプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mに到達するまでに十分な時間があることから、可搬型設備の準備を含めて、確実に準備を完了することができる。

表4.1.3-7 炉心損傷ありの場合のベント関連時間

格納容器破損モード	640kPa[gage]到達時間※2	準備時間	ベント時間※1
雰囲気圧力・温度による静的負荷(過圧・過温破損) 残留熱代替除去系を使用しない場合	約27時間	約1時間20分 (640kPa[gage]到達後から)	約32時間

※1：サブプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mに到達する時間。

※2：格納容器圧力の測定ができない場合には、格納容器圧力を推定する手段として、格納容器温度を代替パラメータとする。(別紙39)

・記載表現の相違  
島根2号炉は、ベント準備開始基準が炉心損傷なし、ありで異なることから、場合分けして記載

・記載表現の相違  
準備操作の対象弁を記載

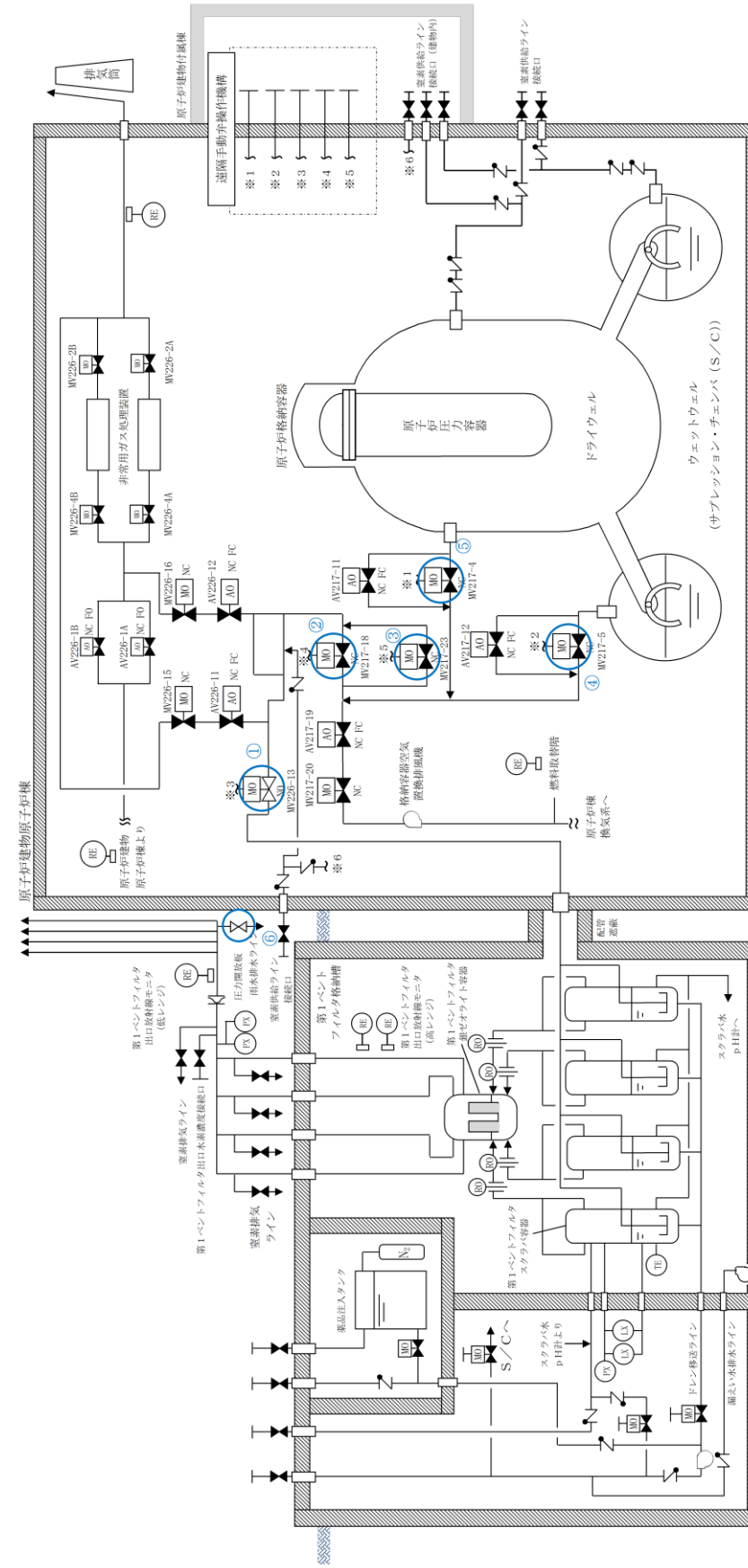


図 4.1.3-5 格納容器フィルタバント系 系統概要図 (他系統を含む)

・記載表現の相違  
準備操作の余裕時間を有効性  
評価のタイムチャートをベース  
に記載

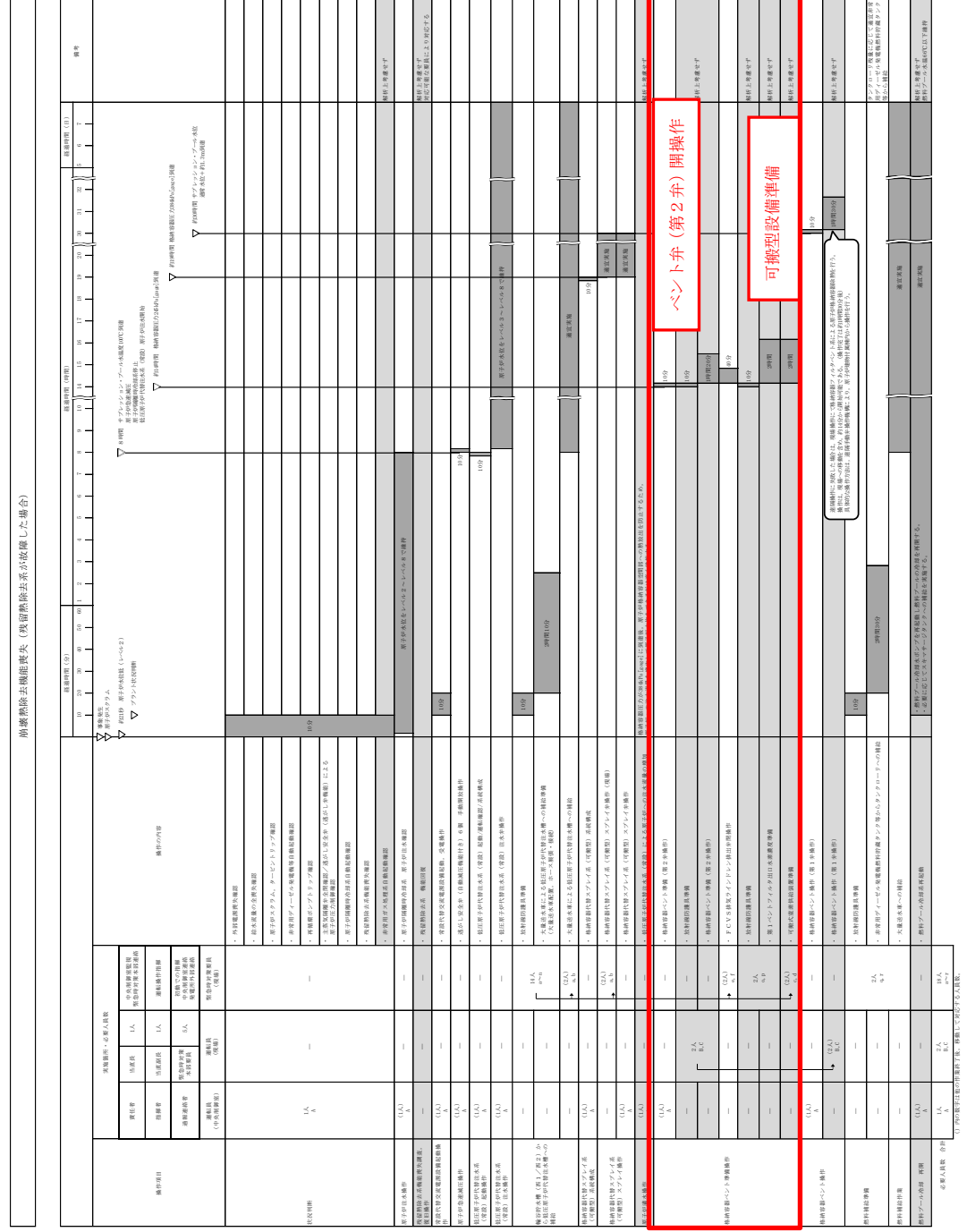


図 4.1.3-6 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系故障）時の作業・操作の所要時間

・記載表現の相違  
準備操作の余裕時間を有効性  
評価のタイムチャートをベース  
に記載

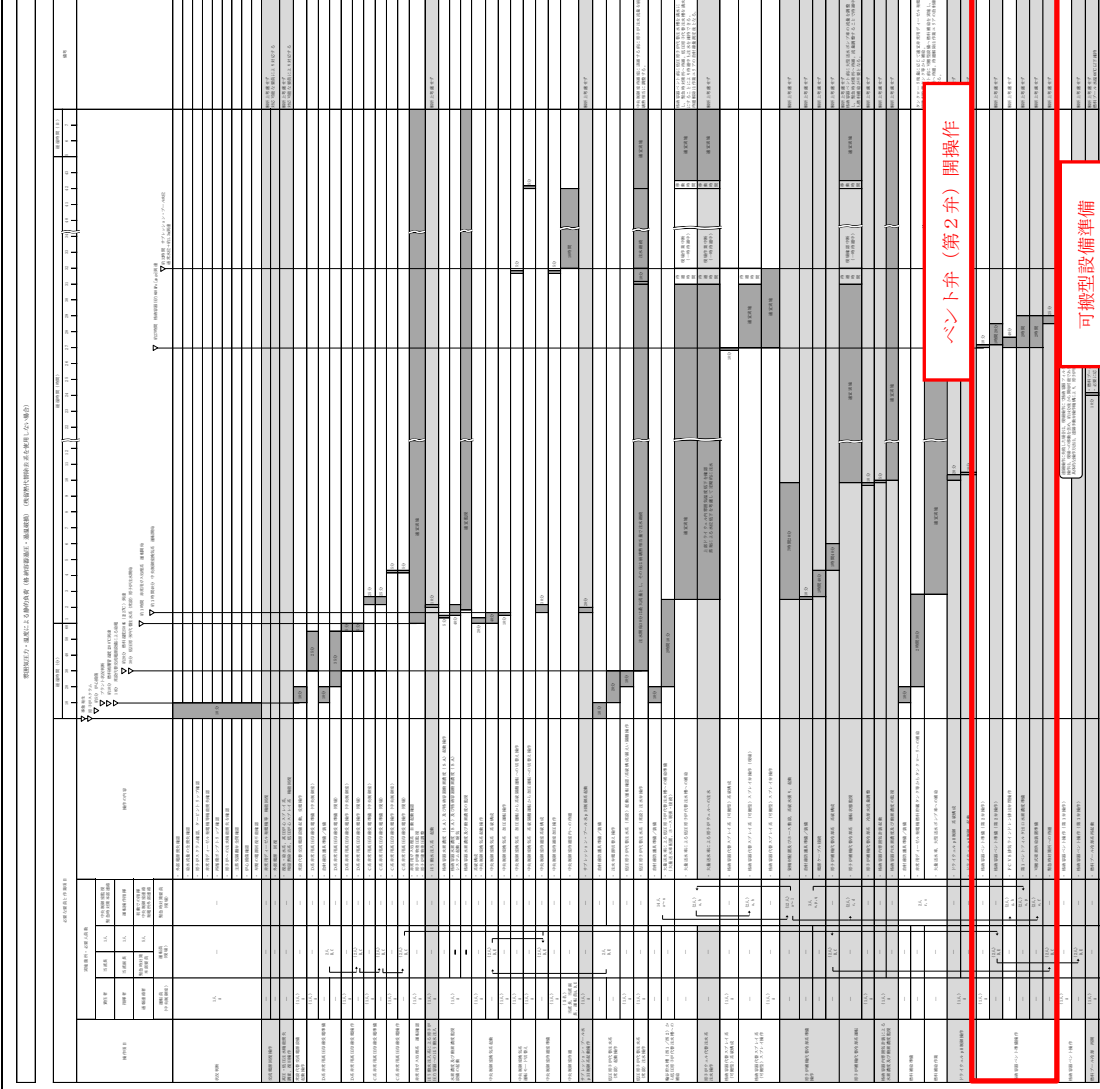


図 4.1.3-7 雰囲気気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) 時の作業・操作の所要時間

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>f. ベント実施操作判断基準</p> <p>(a) 炉心損傷なしの場合</p> <p>i) <u>格納容器圧力 310kPa [gage] 到達</u> 格納容器の健全性を確保するため、<u>最高使用圧力である 310kPa [gage]</u> に到達した時点でベントを実施する。</p> <p>(b) 炉心損傷を判断した場合</p> <p>i) <u>サプレッション・プール通常水位+6.5m 到達</u> <u>格納容器へ大量の放射性物質が放出されることから、大気への放射性物質の放出を極力遅らせることでベント時の外部影響を軽減させるため、限界圧力を下回る 620kPa [gage] に到達するまでにベントを実施する。具体的には、中央制御室での遠隔操作に失敗した場合の現場手動操作時間を考慮し、格納容器スプレイ停止基準であるサプレッション・プール通常水位+6.5m に到達した時点でベントを実施する。</u></p> <p>ii) 格納容器酸素濃度がドライ条件にて <u>4.3vol%</u> に到達した場合</p> <p>炉心損傷時には、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により水素・酸素が発生し、可燃限界に到達すると水素燃焼が発生するおそれがある。これを防止するため、可燃限界到達前に格納容器内の水素・酸素を排出することを目的として、格納容器酸素濃度がドライ条件にて <u>4.3vol%</u> に到達した場合にベントを実施する。<u>4.3vol%</u> の基準設定に当たっては、酸素濃度の可燃限界である 5vol% に対し、計器誤差の <u>±約 0.6vol%</u> 及び 0.1vol% の余裕を考慮して設定した。</p> <p>g. ベント実施操作判断の確認パラメータ</p> <p>(a) 炉心損傷なしの場合</p> <p>i) <u>格納容器圧力 310kPa [gage] 到達</u> 炉心損傷がない場合は、<u>格納容器圧力にてベント実施操作を判断するため、確認パラメータは以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器圧力</li> </ul> <p><u>なお、格納容器圧力の測定ができない場合には、格納容器圧力を推定する手段として、格納容器温度を代替パラメータとする。(別紙 19)</u></p> <p>(b) 炉心損傷を判断した場合</p> <p>i) <u>サプレッション・プール通常水位+6.5m 到達</u> 炉心損傷を判断した場合は、<u>連続の格納容器スプレイ</u>を実施しながら、サプレッション・プール水位にてベント実施操作を判断する。したがって、確認パラメータは以下のとおり。</p>	<p>f. ベント実施操作判断基準</p> <p>(a) 炉心損傷なしの場合</p> <p>i) <u>サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達</u> 格納容器の健全性を確保するため、<u>サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達した時点でベントを実施する。</u></p> <p>(b) 炉心損傷を判断した場合</p> <p>i) <u>サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達</u> <u>格納容器へ大量の放射性物質が放出されることから、大気への放射性物質の放出を極力遅らせることでベント時の外部影響を軽減させるため、限界圧力を下回る 853kPa [gage] に到達するまでにベントを実施する。具体的には、中央制御室での遠隔操作に失敗した場合の現場手動操作時間を考慮し、格納容器スプレイ停止基準であるサプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達した時点でベントを実施する。</u></p> <p>ii) 格納容器酸素濃度がドライ条件にて <u>4.4vol%</u> 及びウェット条件にて <u>1.5vol%</u> に到達した場合</p> <p>炉心損傷時には、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により水素・酸素が発生し、可燃限界に到達すると水素燃焼が発生するおそれがある。これを防止するため、可燃限界到達前に格納容器内の水素・酸素を排出することを目的として、格納容器酸素濃度がドライ条件にて <u>4.4vol%</u> 及びウェット条件にて <u>1.5vol%</u> に到達した場合にベントを実施する。<u>4.4vol%</u> の基準設定に当たっては、酸素濃度の可燃限界である 5vol% に対し、計器誤差の <u>±約 0.5vol%</u> 及び 0.1vol% の余裕を考慮して設定した。</p> <p>g. ベント実施操作判断の確認パラメータ</p> <p>(a) 炉心損傷なしの場合</p> <p>i) <u>サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達</u> 炉心損傷がない場合は、<u>サプレッション・プール水位にてベント実施操作を判断するため、確認パラメータは以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプレッション・プール水位 (SA)</li> </ul> <p>(b) 炉心損傷を判断した場合</p> <p>i) <u>サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達</u> 炉心損傷を判断した場合は、<u>格納容器スプレイを間欠にて実施しながら、サプレッション・プール水位にてベント実施操作を判断する。したがって、確認パラメータは以下のとおり。</u></p>	<p>・運用の相違 島根 2 号炉は、格納容器スプレイ停止基準 (S/P 水位+約 1.3m) に到達以降、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなることからベントを実施</p> <p>・運用の相違 ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違 格納容器酸素ベント基準の相違</p> <p>・運用の相違 島根 2 号炉は、格納容器スプレイ停止基準 (S/P 水位+約 1.3m) に到達以降、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなることからベントを実施</p> <p>・運用の相違 ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違 島根 2 号炉は、エアロゾル除</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・<u>サプレッション・プール水位</u></p> <p>ii) 格納容器酸素濃度がドライ条件にて<u>4.3vol%</u>に到達した場合</p> <p>格納容器酸素濃度によりベント実施操作を判断するため、確認パラメータは以下のとおり。</p> <p>・<u>格納容器内酸素濃度 (S.A)</u></p> <p>h. ベント実施操作の妥当性</p> <p>ベントは、<u>第二弁</u>を開弁することで実施する。炉心損傷していない場合及び炉心損傷を判断した場合の作業項目及び作業環境を第4.1.3-6表に示す。ベント弁の開操作については、中央制御室での操作を基本とするが、万一、中央制御室での操作ができない場合には、現場（原子炉建屋付属棟）にて手動操作（人力による遠隔操作）を実施する。</p> <p>なお、炉心損傷を判断する有効性評価の「格納容器圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）」シーケンスにおいて、ベント準備段階の現場アクセス、現場待機、現場での手動操作、プルーム通過までの現場待機及び帰還の一連の作業での実効線量は、<u>約28mSv</u>である。（別紙17）</p>	<p>・<u>サプレッション・プール水位 (S.A)</u></p> <p>ii) 格納容器酸素濃度がドライ条件にて<u>4.4vol%及びウェット条件にて1.5vol%</u>に到達した場合</p> <p>格納容器酸素濃度によりベント実施操作を判断するため、確認パラメータは以下のとおり。</p> <p>・<u>格納容器酸素濃度 (S.A)</u></p> <p>h. ベント実施操作の妥当性</p> <p>ベントは、<u>第1弁</u>を開弁することで実施する。炉心損傷していない場合及び炉心損傷を判断した場合の作業項目及び作業環境を表4.1.3-8に示す。ベント弁の開操作については、中央制御室での操作を基本とするが、万一、中央制御室での操作ができない場合には、現場（原子炉建物付属棟）にて手動操作（人力による遠隔操作）を実施する。</p> <p>なお、炉心損傷を判断する有効性評価の「格納容器圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）」シーケンスにおいて、ベント準備段階の現場アクセス、現場待機、現場での手動操作、プルーム通過までの現場待機及び帰還の一連の作業での実効線量は、<u>約19mSv</u>である。（別紙8）</p>	<p>去が有効な液滴径確保の観点から120m<sup>3</sup>/hで格納容器スプレイを実施する必要があるため、その流量で連続スプレイを実施した場合には、外部注水制限量に到達する時間が早まり、格納容器ベントの遅延とならないため、間欠スプレイを実施する運用</p> <p>・運用の相違 ベント実施基準の相違</p> <p>・運用の相違 島根2号炉は、格納容器バウンダリの維持及び現場における炉心損傷後のベント実施（準備操作含む）の被ばく評価結果を考慮し、第2弁から開操作するため、ベント実施は、第1弁を操作</p> <p>・被ばく評価結果の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)						島根原子力発電所 2号炉						備考		
第4.1.3-6表 ベント実施操作時の作業項目及び作業環境						表4.1.3-8 ベント実施操作時の作業項目及び作業環境						・被ばく評価結果の相違		
作業項目	作業場所	作業環境				連絡手段	作業項目	作業場所	作業環境				連絡手段	
		温度・湿度	放射線量	照明	その他				温度・湿度	放射線環境	照明			その他
第二弁開 操作	中央制御室	中央制御室の室温については、空調の停止により緩慢に上昇する可能性があるが、作業に支障を及ぼす程の影響はない。	【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。  【炉心損傷後】 約60mSv/7日間	非常用照明又は直流非常灯が点灯することにより操作に影響はない。なお、非常用照明及び直流非常灯が使用できない場合には、中央制御室内に配備している可搬型照明により、照度を確保する。	周辺には支障となる設備はない。	—	第1弁の開 操作 ・開確認	中央制御室	—※1	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※3  【炉心損傷後】 約51mSv/7日間以下 (マスク着用※4)	LEDライト(三脚タイプ、ランタンタイプ)及びヘッドライトにより作業可能である。	周辺には支障となる設備はない。	中央制御室内のため口頭にて連絡可能である。	
	原子炉建屋 付属棟 (二次格納施設外)	通常運転時と同程度。	【炉心損傷前】 炉心損傷がないため、高線量となることはない。  【炉心損傷後】 14mSv/h以下	ヘッドライトやLEDライトを携帯しているため、建屋内非常用照明が消灯した場合においても、操作に影響はない。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	携行型有線通話装置、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)、送受信器のうち、使用可能な設備により、中央制御室に連絡する。		原子炉建物 付属棟	通常運転中と同程度	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度 ※2※3  【炉心損傷後】 2.2mSv/h以下 (マスク着用※4)	電源内蔵型照明、ヘッドライト又は懐中電灯により作業可能である。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	有線式通信設備、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。	

※1：中央制御室の温度・湿度については、全交流動力電源喪失の場合には、中央制御室換気系が動作しないものの、制御盤の発熱が少ないため、作業に支障となる環境とはならない。なお、全交流動力電源喪失以外の事故シナリオでは中央制御室換気系が動作するため、作業に支障となる環境とはならない。

※2：事故あたりに放出される放射性物質全量に対する線量

※3：設計基準事故相当のγ線線量率の10倍相当である、全燃料の1%程度の燃料被覆管破裂を考慮した場合でも、被ばくは1mSv以下であり作業に支障はない。

※4：全面マスク(PF50)の着用

i. 有効性評価におけるベント実施操作の余裕時間

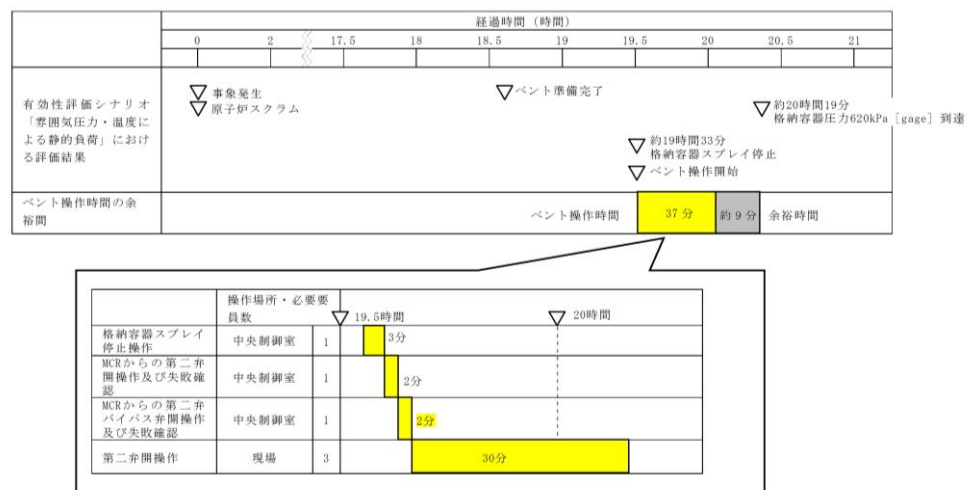
ベントを実施する有効性評価シナリオのうち、最もベント実施操作の余裕時間が短い「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用できない場合)」における現場での手動操作(人力による遠隔操作)を実施した場合のベント実施操作の余裕時間についてタイムチャートを第4.1.3-6図に示す。

第4.1.3-6図に示すとおり、ベント実施基準到達から格納容器限界圧力を下回る620kPa [gage] に到達するまでに十分な時間があることから、確実にベント実施可能である。

・記載表現の相違

島根2号炉は、「4.1.3(2)e. ベント準備操作の余裕時間」に記載





第 4.1.3-6 図 ベント実施のタイムチャート

j. ベント成否確認

ベント操作開始時は、第 4.1.3-7 表に示すパラメータによりベントが開始されたことを確認する。

第 4.1.3-7 表 確認パラメータ (ベント操作開始時)

確認パラメータ	確認内容
格納容器圧力	指示値が低下すること
フィルタ装置圧力	指示値が上昇すること
フィルタ装置スクラビング水温度	
フィルタ装置出口放射線モニタ	

パラメータに変化が見られない場合は、ベント失敗の可能性があるので、現場操作によるベントを実施する。

ベント開始直後は、格納容器内で発生する水素、水蒸気及び窒素等からなるベントガスが系統内に流入するが、系統内は不活性化されているため、高濃度の水素が流入しても水素燃焼には至らない。

k. ベント継続時

ベント継続時は、第 4.1.3-8 表に示すパラメータによりベント継続状況に異常がないことを確認する。

i. ベント成否確認

格納容器過圧破損防止の目的から、格納容器圧力の低下による判断を基本とし、以下のパラメータについても参考として判断する。

- ・ 第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)
- ・ スクラバ容器圧力
- ・ スクラバ容器水位
- ・ 格納容器温度
- ・ サプレッション・チェンバ水位

パラメータに変化が見られない場合は、ベント失敗の可能性があるので、現場操作によるベントを実施する。

ベント開始直後は、格納容器内で発生する水素、水蒸気及び窒素等からなるベントガスが系統内に流入するが、系統内は不活性化されているため、高濃度の水素が流入しても水素燃焼には至らない。

j. ベント継続時

ベント継続時は、表 4.1.3-9 に示すパラメータによりベント継続状況に異常がないことを確認する。(別紙 53)

・ 運用の相違  
島根 2 号炉は、格納容器ベント成功を格納容器圧力の低下による判断を基本とし、その他関連パラメータについても、参考として確認

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																							
<p style="text-align: center;">第4.1.3-8表 確認パラメータ (ベント継続時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">確認パラメータ</th> <th style="width: 50%;">確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器圧力及び温度</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">各パラメータに異常な変化がないこと</td> </tr> <tr> <td>サプレッション・プール水位</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置圧力</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置スクラビング水温度</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>モニタリング・ポスト</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベント継続時には、格納容器内及びフィルタ装置内では放射性物質の崩壊熱による多量の蒸気が発生することにより、水素濃度は低く抑えられるため、可燃限界に至らない。</p> <p>なお、炉心損傷がない場合の格納容器圧力逃がし装置によるベント実施中に炉心損傷を判断した場合は、ベントを継続する運用とする。これは、ベント実施までには代替格納容器スプレイにより外部注水制限に到達していることが想定され、事象が進むことで発生する可能性のある炉心のリロケーション<sup>*</sup>及び原子炉圧力容器破損時の過熱蒸気発生の影響による格納容器圧力の急激な上昇を抑制する手段がベントのみであるためである。加えて、次のとおり、ベントを継続した場合でも、一時的にベント停止する場合と比較し、被ばくの観点で大きな差異はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベントを停止しても格納容器の圧力上昇により再度ベントすることとなり、希ガス保持時間を大きく確保することはできないこと</li> <li>・このような事態では、原子炉スクラムしてからある程度の時間が経過していることから、希ガスの減衰時間は十分に確保されており、ベントを停止しない場合でも大きな放出量にならないと考えられること</li> </ul> <p><sup>*</sup> ここで言うリロケーションとは、炉心損傷後、熔融炉心が炉心下部プレナムに移行する状態を指す。</p> <p>1. ベント停止操作</p> <p>第4.1.3-9表に示す機能が全て使用可能となったことにより、ベント停止後も長期的に格納容器の安定状態を継続可能であることを判断する。また、第4.1.3-10表に示すパラメータを確認し、ベント停止操作が可能であることを判断した場合には、第一弁を閉とすることでベントを停止する。(別紙20)</p>	確認パラメータ	確認内容	格納容器圧力及び温度	各パラメータに異常な変化がないこと	サプレッション・プール水位	フィルタ装置圧力	フィルタ装置水位	フィルタ装置スクラビング水温度	フィルタ装置出口放射線モニタ	モニタリング・ポスト	<p style="text-align: center;">表4.1.3-9 確認パラメータ (ベント継続時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">確認パラメータ</th> <th style="width: 50%;">確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器圧力</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">各パラメータに異常な変化がないこと</td> </tr> <tr> <td>格納容器温度</td> </tr> <tr> <td>サプレッション・チェンバ水位</td> </tr> <tr> <td><u>格納容器酸素濃度 (SA)</u></td> </tr> <tr> <td><u>格納容器水素濃度 (SA)</u></td> </tr> <tr> <td>スクラバ容器圧力</td> </tr> <tr> <td>スクラバ容器水位</td> </tr> <tr> <td>スクラバ容器温度</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> </tr> <tr> <td>モニタリング・ポスト</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベント継続時には、格納容器内及びフィルタ装置内では放射性物質の崩壊熱による多量の蒸気が発生することにより、水素濃度は低く抑えられるため、可燃限界に至らない。</p> <p>なお、炉心損傷がない場合の格納容器フィルタベント系によるベント実施中に炉心損傷を判断した場合は、ベントを継続する運用とする。これは、ベント実施までには格納容器代替スプレイにより外部注水制限に到達していることが想定され、事象が進むことで発生する可能性のある炉心のリロケーション<sup>*</sup>及び原子炉圧力容器破損時の過熱蒸気発生の影響による格納容器圧力の急激な上昇を抑制する手段がベントのみであるためである。加えて、次のとおり、ベントを継続した場合でも、一時的にベント停止する場合と比較し、被ばくの観点で大きな差異はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベントを停止しても格納容器の圧力上昇により再度ベントすることとなり、希ガス保持時間を大きく確保することはできないこと</li> <li>・このような事態では、原子炉スクラムしてからある程度の時間が経過していることから、希ガスの減衰時間は十分に確保されており、ベントを停止しない場合でも大きな放出量にならないと考えられること</li> </ul> <p><sup>*</sup> ここで言うリロケーションとは、炉心損傷後、熔融炉心が炉心下部プレナムに移行する状態を指す。</p> <p>k. ベント停止操作</p> <p>表4.1.3-10に示す機能が全て使用可能となったことにより、ベント停止後も長期的に格納容器の安定状態を継続可能であることを判断する。また、表4.1.3-11に示すパラメータを確認し、ベント停止操作が可能であることを判断した場合には、第1弁を閉とすることでベントを停止する。(別紙42)</p>	確認パラメータ	確認内容	格納容器圧力	各パラメータに異常な変化がないこと	格納容器温度	サプレッション・チェンバ水位	<u>格納容器酸素濃度 (SA)</u>	<u>格納容器水素濃度 (SA)</u>	スクラバ容器圧力	スクラバ容器水位	スクラバ容器温度	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	モニタリング・ポスト	<p>・運用の相違</p> <p>島根2号炉では、ベント継続時に格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を監視し、可燃限界未満であることを確認する運用</p>
確認パラメータ	確認内容																								
格納容器圧力及び温度	各パラメータに異常な変化がないこと																								
サプレッション・プール水位																									
フィルタ装置圧力																									
フィルタ装置水位																									
フィルタ装置スクラビング水温度																									
フィルタ装置出口放射線モニタ																									
モニタリング・ポスト																									
確認パラメータ	確認内容																								
格納容器圧力	各パラメータに異常な変化がないこと																								
格納容器温度																									
サプレッション・チェンバ水位																									
<u>格納容器酸素濃度 (SA)</u>																									
<u>格納容器水素濃度 (SA)</u>																									
スクラバ容器圧力																									
スクラバ容器水位																									
スクラバ容器温度																									
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)																									
モニタリング・ポスト																									

第4.1.3-9表 ベント停止のために必要な機能及び設備

必要な機能	設備	設備概要
格納容器除熱機能	残留熱除去系又は代替循環冷却系	格納容器内に残存する核分裂生成物から発生する崩壊熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送する
	残留熱除去系海水系、緊急用海水系又は代替残留熱除去系海水系	
窒素供給機能	可搬型窒素供給装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系の運転に伴う蒸気凝縮により、格納容器内が負圧になることを防止する</li> <li>系統内のパージを実施する</li> </ul>
格納容器内水素・酸素濃度制御機能	可燃性ガス濃度制御系	水の放射線分解によって発生する水素及び酸素の濃度が可燃限界濃度に到達することを防止する
	格納容器水素・酸素濃度計	格納容器内の水素・酸素濃度を監視する

第4.1.3-10表 確認パラメータ (ベント停止時)

確認パラメータ	確認内容
格納容器圧力及び温度	310kPa [gage] 以下であること及び 171℃ 以下であること
格納容器水素濃度	可燃限界未満であること

ベント停止前から窒素供給装置による格納容器への窒素供給を行い、ベント停止後も継続し、系統を含めて不活性化することで、水素濃度は低く抑えられ、可燃限界には至らない。

第4.1.3-7図にベント停止前の窒素供給の概要を示す。

m. ベント停止操作手順

次にベント停止の流れを示す。

①ベント停止可能であると判断した場合、窒素供給設備により格納容器に窒素注入を開始する。

- ベント弁は開状態であるため、注入した窒素はそのまま排出されることが考えられるが、ベント弁閉後における「水の放射性分解によって発生する水素・酸素濃度の上昇」を抑制するため、早期に注入開始することを目的として最初に実施する。

- ドライウェル内に水素・酸素が滞留している可能性を考慮して、ドライウェル側から窒素供給する。

表4.1.3-10 ベント停止のために必要な機能及び設備

必要な機能	設備	設備概要
格納容器除熱機能	残留熱除去系又は残留熱代替除去系	格納容器内に残存する核分裂生成物から発生する崩壊熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送する
	原子炉補機代替冷却系	
窒素供給機能	可搬式窒素供給装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系の運転に伴う蒸気凝縮により、格納容器内が負圧になることを防止する</li> <li>系統内のパージを実施する</li> </ul>
格納容器内水素・酸素濃度制御機能	可燃性ガス濃度制御系	水の放射線分解によって発生する水素及び酸素の濃度が可燃限界濃度に到達することを防止する
	格納容器水素・酸素濃度計	格納容器内の水素・酸素濃度を監視する

表4.1.3-11 確認パラメータ (ベント停止時)

確認パラメータ	確認内容
格納容器圧力	427kPa [gage] 以下であること及び 171℃ 以下であること。
格納容器温度	
格納容器酸素濃度 (SA)	可燃限界未満であること。
格納容器水素濃度 (SA)	
第1ベントフィルタ出口水素濃度	

ベント停止前から可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素供給を行い、ベント停止後も継続し、系統を含めて不活性化することで、水素濃度は低く抑えられ、可燃限界には至らない。

1. ベント停止操作手順

次にベント停止の流れを示す。

①ベント停止可能であると判断した場合、可搬式窒素供給装置により格納容器に窒素注入を開始する。

- ベント弁は開状態であるため、注入した窒素はそのまま排出されることが考えられるが、ベント弁閉後における「水の放射性分解によって発生する水素・酸素濃度の上昇」を抑制するため、早期に注入開始することを目的として最初に実施する。

- ドライウェル内に水素・酸素が滞留している可能性を考慮して、ドライウェル側から窒素供給する。

・運用の相違

島根2号炉は、ベントを停止する際、ベント停止後に格納容器内での水素燃焼を防止するために酸素濃度についても監視する。また、フィルタベント系が不活性化されていることを確認するため、第1ベントフィルタ出口水素濃度を監視

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②第一弁を閉とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一弁閉後は、<u>第一弁と第二弁の間に水素が滞留するおそれがあるため、第一弁の下流から窒素を供給し滞留している水素をパージする運用としている。このため、第一弁を閉とすることでベントを停止する（第二弁は開状態を維持する）。</u></li> <li>・<u>フィルタ装置への窒素供給を開始する。</u></li> </ul> <p>③残留熱除去系又は代替循環冷却系を起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベント弁を閉止後、サプレッション・プール水温度が飽和温度以下であることを確認し、<u>残留熱除去系又は代替循環冷却系</u>を起動する。</li> <li>・<u>残留熱除去系又は代替循環冷却系</u>による格納容器除熱を実施することで、格納容器内の気相を蒸気から窒素へ置換する。</li> </ul> <p>④格納容器の気相が蒸気から窒素への置換が完了したことを確認し、<u>第一弁を開として格納容器の圧力を低下させる。</u></p> <p>⑤可燃性ガス濃度制御系を起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去系による冷却水を供給し、可燃性ガス濃度制御系の暖気運転を開始する。</li> <li>・起動後 <u>2時間以内</u>に暖機運転が完了し、処理が開始される。</li> </ul> <p>⑥第一弁を閉とする。</p> <p>⑦格納容器への窒素注入を停止する。</p> <p>⑧格納容器内水素・酸素濃度計により、格納容器内水素・酸素濃度を監視する。</p> <p>n. ベント停止操作の妥当性</p> <p>炉心損傷なしの場合及び炉心損傷を判断した場合の作業項目及び作業環境を第 4.1.3-11 表に示す。ベント弁の閉操作については、中央制御室での操作を基本とするが、万一、中央制御室での操作ができない場合には、現場（原子炉建屋付属棟）にて手動操作を実施する。<u>（別紙 18）</u></p>	<p>②第 1 弁を微開とする。</p> <p>③残留熱除去系又は残留熱代替除去系を起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベント弁を微開後、サプレッション・プール水温度が飽和温度以下であることを確認し、<u>残留熱除去系又は残留熱代替除去系</u>を起動する。</li> <li>・<u>残留熱除去系又は残留熱代替除去系</u>による格納容器除熱を実施することで、格納容器内の気相を蒸気から窒素へ置換する。</li> </ul> <p>④格納容器の気相が蒸気から窒素への置換が完了したことを確認する。</p> <p>⑤可燃性ガス濃度制御系を起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去系による冷却水を供給し、可燃性ガス濃度制御系の暖気運転を開始する。</li> <li>・起動後 <u>3時間以内</u>に暖機運転が完了し、処理が開始される。</li> </ul> <p>⑥第 1 弁を閉とする。</p> <p>⑦格納容器への窒素注入を停止する。</p> <p>⑧格納容器内水素濃度・酸素濃度により、格納容器内の水素・酸素濃度を監視する。</p> <p>m. ベント停止操作の妥当性</p> <p>炉心損傷なしの場合及び炉心損傷を判断した場合の作業項目及び作業環境を表 4.1.3-12 に示す。ベント弁の閉操作については、中央制御室での操作を基本とするが、万一、中央制御室での操作ができない場合には、現場（原子炉建物付属棟）にて手動操作を実施する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>島根 2 号炉は、格納容器負圧防止の観点から、ベント弁は全閉せず微開運用</p> <p>・運用の相違</p> <p>島根 2 号炉は、ベント弁微開運用のため再度格納容器ベントを実施しない運用</p> <p>・設備の相違</p> <p>設備仕様の相違に伴う暖機時間の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)						島根原子力発電所 2号炉						備考		
第4.1.3-11表 ベント停止操作項目及び作業環境						表4.1.3-12 ベント停止操作項目及び作業環境						・設備の相違 島根2号炉は、第1ベントフ イルタ出口水槽濃度が可搬型設 備 ・被ばく評価結果の相違		
作業項目	作業場所	作業環境				連絡手段	作業項目	作業場所	作業環境				連絡手段	
		温度・湿度	放射線量	照明	その他				温度・湿度	放射線環境	照明			その他
第一弁操作	中央制御室	中央制御室の室温については、空調の停止により緩慢に上昇する可能性があるが、作業に支障を及ぼす程の影響はない。	【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。  【炉心損傷後】 約60mSv/7日間	非常用照明又は直流非常灯が点灯することにより操作に影響はない。なお、非常用照明及び直流非常灯が使用できない場合には、中央制御室内に配備している可搬型照明により、照度を確保する。	周辺には支障となる設備はない。	—	ベント弁の閉操作	中央制御室	—※1	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2 【炉心損傷後】 約51mSv/7日間以下 (マスク着用※4)	LEDライト(三脚タイプ、ランタンタイプ)及びヘッドライトにより作業可能である。	周辺には支障となる設備はない。	中央制御室内のため口頭にて連絡可能である。	
	原子炉建屋付属棟(二次格納施設外)	通常運転時と同程度。	【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。  【炉心損傷後】 15mSv/h以下	ヘッドライトやLEDライトを携帯しているため、建屋内非常用照明が消灯した場合においても、操作に影響はない。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	携帯型有線通話装置、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)、送受信器のうち、使用可能な設備により、中央制御室に連絡する。		原子炉建屋付属棟	通常運転中と同程度	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2 【炉心損傷後】 2.2mSv/h以下※3 (マスク着用※4)	電源内蔵型照明、ヘッドライト又は懐中電灯により作業可能である。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	有線式通信設備、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。	
窒素供給操作	屋外	— (屋外での作業)	【炉心損傷前】 炉心損傷していないため、高線量となることはない。  【炉心損傷後】 3.9mSv/h以下	車両の作業用照明・ヘッドライト・LEDライトにより、操作可能である。夜間においても、操作に影響はない。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	衛星電話設備(固定型、携帯型)、無線連絡設備(固定型、携帯型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)、送受信器のうち、使用可能な設備により、災害対策本部に連絡する。	窒素供給操作	屋外	外気	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2 【炉心損傷後】 5.0mSv/h以下※3 (マスク着用※4)	車両の作業用照明・ヘッドライト及び懐中電灯により作業可能である。	アクセスルート上に支障となる設備はない。	衛星電話設備(固定型、携帯型)、無線連絡設備(固定型、携帯型)、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。	
水素濃度測定操作	中央制御室	—※1	【炉心損傷前】 通常運転中と同程度※2 【炉心損傷後】 約51mSv/7日間以下※3 (マスク着用※4)	LEDライト(三脚タイプ、ランタンタイプ)及びヘッドライトにより作業可能である。	周辺には支障となる設備はない。	中央制御室内のため口頭にて連絡可能である。								

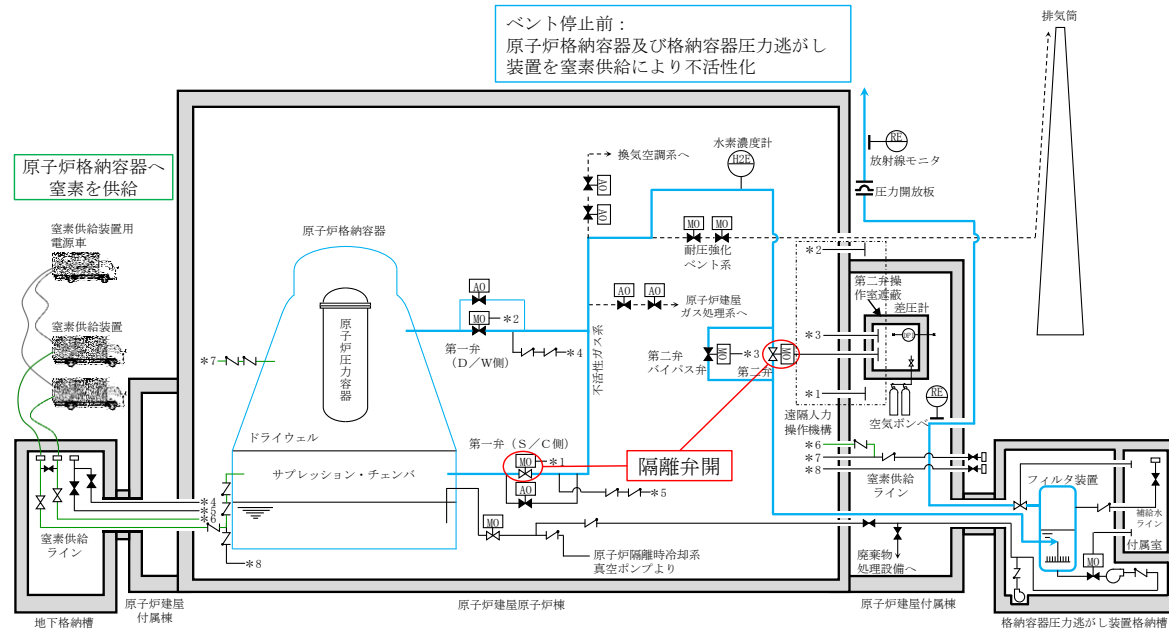
※1：中央制御室の温度・湿度については、全交流動力電源喪失の場合には、中央制御室換気系が動作しないものの、制御盤の発熱が少ないため、作業に支障となる環境とはならない。なお、全交流動力電源喪失以外の事故シーケンスでは中央制御室換気系が動作するため、作業に支障となる環境とはならない。

※2：計基準事故相当のγ線線量率の10倍相当である、全燃料の1%程度の燃料被覆管破裂を考慮した場合でも、被ばくは1mSv以下であり作業に支障はない。

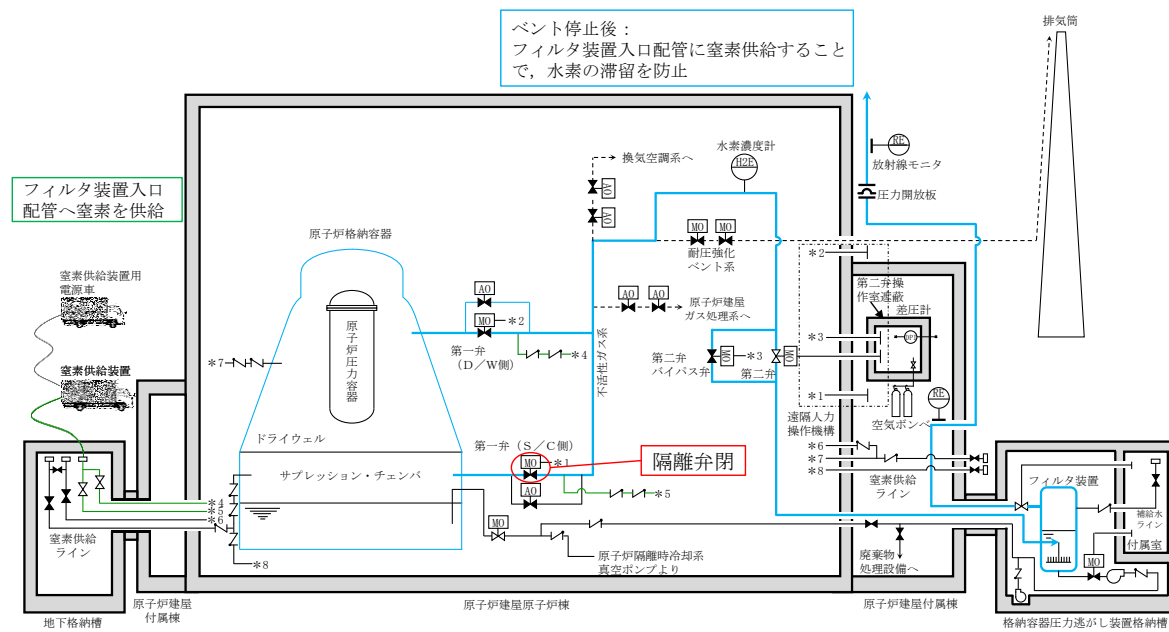
※3：事故後168時間以降を想定

※4：全面マスク(PF50)の着用

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p>o. ベント停止後の操作 ベント停止後は、第 4.1.3-12 表で示すパラメータにより格納容器及び格納容器圧力逃がし装置に異常がないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 4.1.3-12 表 確認パラメータ (ベント停止後)</u></p> <table border="1" data-bbox="160 472 1270 1014"> <thead> <tr> <th>確認パラメータ</th> <th>確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器圧力及び温度</td> <td>・ 格納容器内が負圧でないこと ・ ベント停止後長期的に格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと</td> </tr> <tr> <td>格納容器水素濃度</td> <td rowspan="2">格納容器内及びフィルタ装置入口の水素濃度の異常な上昇がないこと</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置入口水素濃度</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位</td> <td>フィルタ装置の水位が確保されていること (フィルタ装置のスクラビング水の移送後を除く)</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置スクラビング水温度</td> <td>温度の異常な上昇がないこと</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> <td>放射線量率の異常な上昇がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベント実施後はフィルタ装置出口ラインの圧力開放板が開放されていることから、窒素供給による系統パージ停止後は、フィルタ装置を大気と隔離するため、フィルタ装置出口弁を「閉」にする。</p> <p>なお、フィルタ装置出口弁の閉操作については、フィルタ装置のスクラビング水温度が上昇しないこと及び水素濃度の上昇により可燃限界濃度に到達しないことにより判断する。</p> <p><u>第 4.1.3-8 図にベント停止後の窒素供給の概要を示す。</u></p>	確認パラメータ	確認内容	格納容器圧力及び温度	・ 格納容器内が負圧でないこと ・ ベント停止後長期的に格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと	格納容器水素濃度	格納容器内及びフィルタ装置入口の水素濃度の異常な上昇がないこと	フィルタ装置入口水素濃度	フィルタ装置水位	フィルタ装置の水位が確保されていること (フィルタ装置のスクラビング水の移送後を除く)	フィルタ装置スクラビング水温度	温度の異常な上昇がないこと	フィルタ装置出口放射線モニタ	放射線量率の異常な上昇がないこと	<p>n. ベント停止後の操作 ベント停止後は、表 4.1.3-13 で示すパラメータにより格納容器及び格納容器フィルタベント系に異常がないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;"><u>表 4.1.3-13 確認パラメータ (ベント停止後)</u></p> <table border="1" data-bbox="1314 472 2410 1287"> <thead> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>監視理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラバ容器水位</td> <td>フィルタ装置水位が運転範囲内にあることを監視する。また、蒸発による水位低下時においては、水補給の必要性を判断する。</td> </tr> <tr> <td>スクラバ容器圧力</td> <td>指示値により系統が過圧されていないこと又は負圧となっていないことを監視する。</td> </tr> <tr> <td>スクラバ容器温度</td> <td>指示値によりスクラビング水からの水蒸気発生の有無を監視する。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口配管圧力</td> <td>指示値により系統が過圧されていないこと又は負圧となっていないことを監視する。</td> </tr> <tr> <td>第 1 ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td>指示値により系統に水素が滞留していないことを監視する。</td> </tr> <tr> <td>第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</td> <td>指示値が安定していることを監視する。</td> </tr> <tr> <td>モニタリング・ポスト</td> <td>指示値が安定していることを監視する。</td> </tr> <tr> <td>スクラバ水 pH</td> <td>アルカリ性に維持されていることを監視する。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力</td> <td rowspan="4">格納容器内が負圧でないこと。また、ベント停止後長期的に格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器温度</td> </tr> <tr> <td>格納容器水素濃度</td> </tr> <tr> <td>格納容器酸素濃度</td> </tr> </tbody> </table>	監視パラメータ	監視理由	スクラバ容器水位	フィルタ装置水位が運転範囲内にあることを監視する。また、蒸発による水位低下時においては、水補給の必要性を判断する。	スクラバ容器圧力	指示値により系統が過圧されていないこと又は負圧となっていないことを監視する。	スクラバ容器温度	指示値によりスクラビング水からの水蒸気発生の有無を監視する。	フィルタ装置出口配管圧力	指示値により系統が過圧されていないこと又は負圧となっていないことを監視する。	第 1 ベントフィルタ出口水素濃度	指示値により系統に水素が滞留していないことを監視する。	第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	指示値が安定していることを監視する。	モニタリング・ポスト	指示値が安定していることを監視する。	スクラバ水 pH	アルカリ性に維持されていることを監視する。	格納容器圧力	格納容器内が負圧でないこと。また、ベント停止後長期的に格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと。	格納容器温度	格納容器水素濃度	格納容器酸素濃度	<p>・ 運用の相違 島根 2 号炉は、ベント停止後も水の放射線分解によって発生する酸素ガスを監視</p> <p>・ 設備の相違 島根 2 号炉は、放射性物質が再揮発する温度に至らないことを評価により確認</p>
確認パラメータ	確認内容																																					
格納容器圧力及び温度	・ 格納容器内が負圧でないこと ・ ベント停止後長期的に格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと																																					
格納容器水素濃度	格納容器内及びフィルタ装置入口の水素濃度の異常な上昇がないこと																																					
フィルタ装置入口水素濃度																																						
フィルタ装置水位	フィルタ装置の水位が確保されていること (フィルタ装置のスクラビング水の移送後を除く)																																					
フィルタ装置スクラビング水温度	温度の異常な上昇がないこと																																					
フィルタ装置出口放射線モニタ	放射線量率の異常な上昇がないこと																																					
監視パラメータ	監視理由																																					
スクラバ容器水位	フィルタ装置水位が運転範囲内にあることを監視する。また、蒸発による水位低下時においては、水補給の必要性を判断する。																																					
スクラバ容器圧力	指示値により系統が過圧されていないこと又は負圧となっていないことを監視する。																																					
スクラバ容器温度	指示値によりスクラビング水からの水蒸気発生の有無を監視する。																																					
フィルタ装置出口配管圧力	指示値により系統が過圧されていないこと又は負圧となっていないことを監視する。																																					
第 1 ベントフィルタ出口水素濃度	指示値により系統に水素が滞留していないことを監視する。																																					
第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	指示値が安定していることを監視する。																																					
モニタリング・ポスト	指示値が安定していることを監視する。																																					
スクラバ水 pH	アルカリ性に維持されていることを監視する。																																					
格納容器圧力	格納容器内が負圧でないこと。また、ベント停止後長期的に格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと。																																					
格納容器温度																																						
格納容器水素濃度																																						
格納容器酸素濃度																																						



第4.1.3-7図 窒素供給概要図 (ベント停止前)



第4.1.3-8図 窒素供給概要図 (ベント停止後)

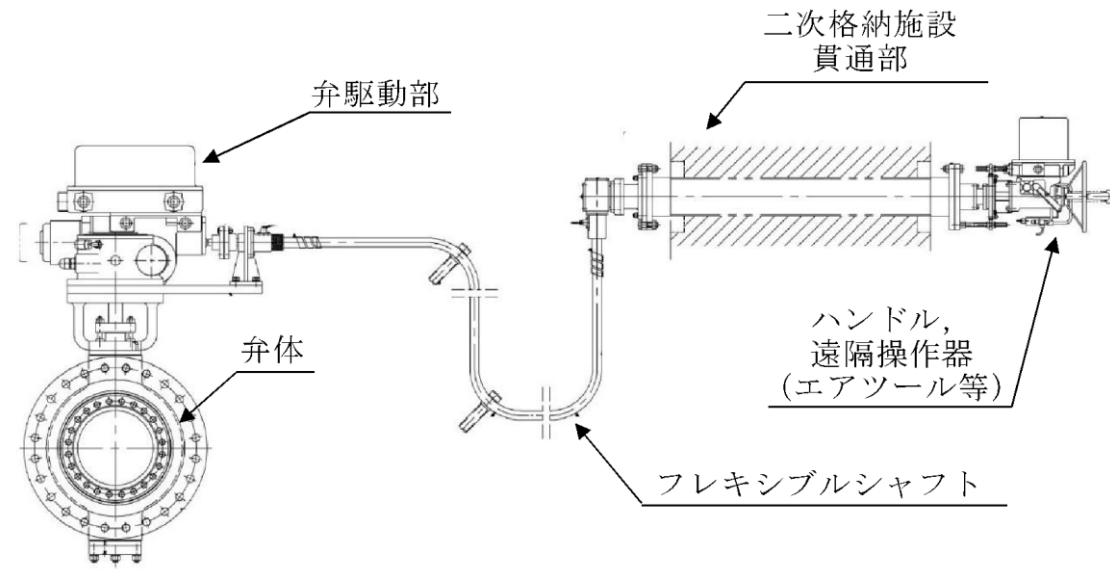
4.2 現場における操作について (別紙17, 18)

4.2.1 隔離弁の現場操作

第一弁, 第二弁とも交流電源で駆動することから, 常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から受電することで, 中央制御室からの操作が可能である。

これらの代替電源設備からの受電が期待できない場合は, 遠隔人力操作機構により, 原子炉建屋付属棟 (二次格納施設外) から人力で操作が可能である。

人力による操作の概略を第4.2.1-1図に示す。また, 現場操作場所を第4.2.1-2図に示す。



第4.2.1-1図 遠隔人力操作機構概略図

4.2 現場における操作について (別紙8)

4.2.1 隔離弁の現場操作

第1弁, 第2弁とも交流電源で駆動することから, 常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備である高圧発電機車から受電することで, 中央制御室からの操作が可能である。

これらの代替電源設備からの受電が期待できない場合は, 遠隔手動弁操作機構により, 原子炉建物付属棟から人力で操作が可能である。

人力による操作の概略を図4.2.1-1に示す。また, 現場操作場所を図4.2.1-2に示す。

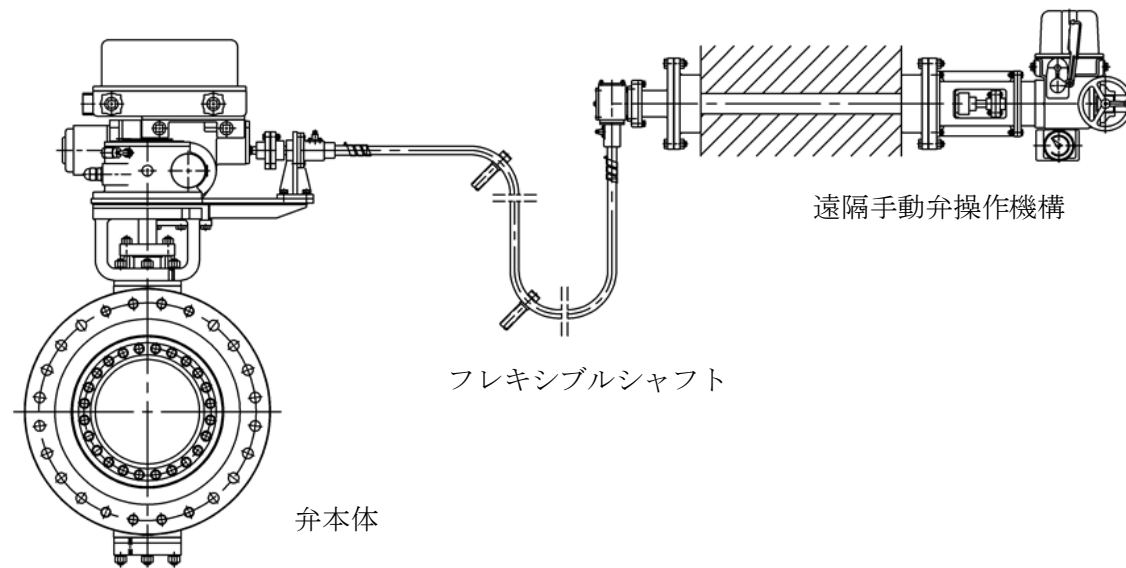
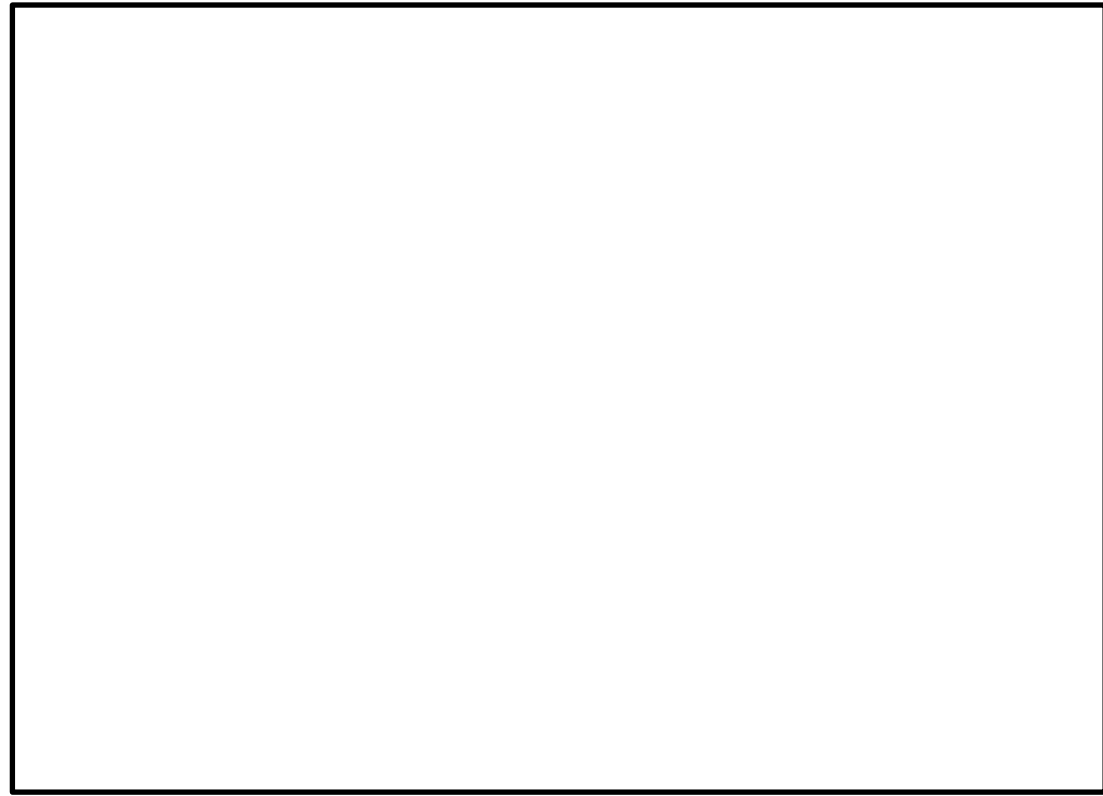


図4.2.1-1 遠隔手動弁操作機構概要図

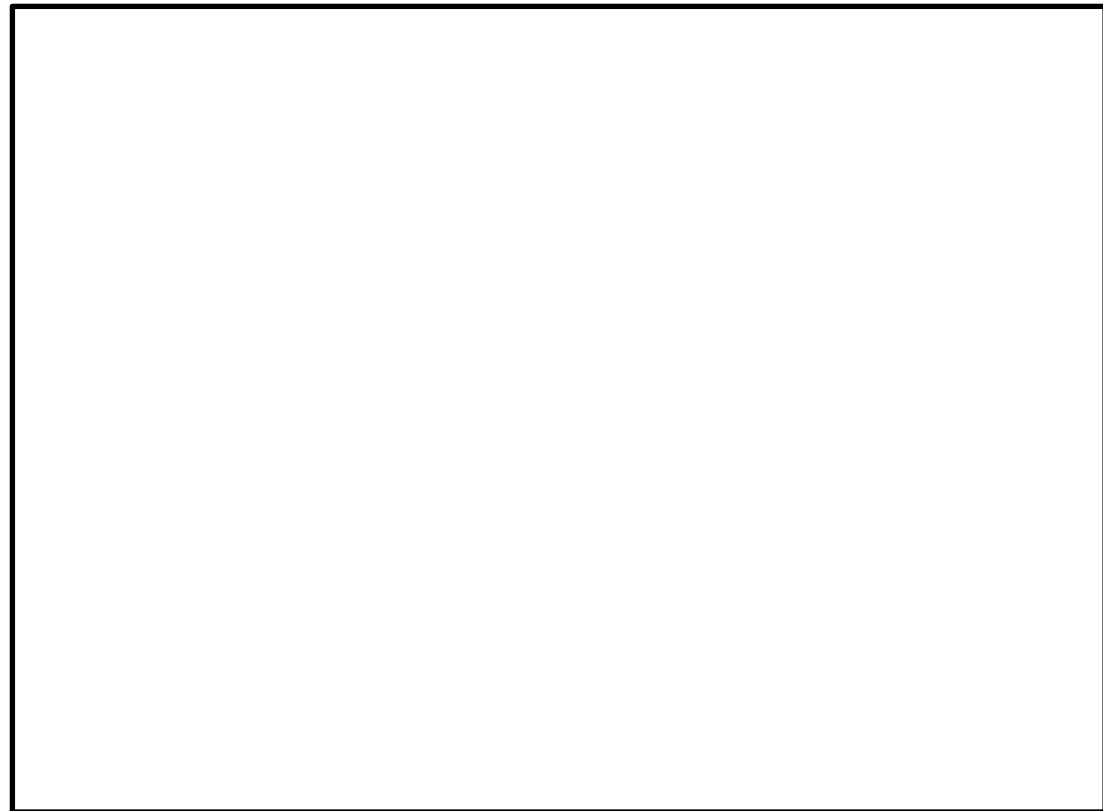




第 4.2.1-2 図 隔離弁の操作場所 (1/3)



図 4.2.1-2 ベント弁遠隔手動弁操作機構設置位置及びアクセスルート (1/3)



第 4.2.1-2 図 隔離弁の操作場所 (2/3)

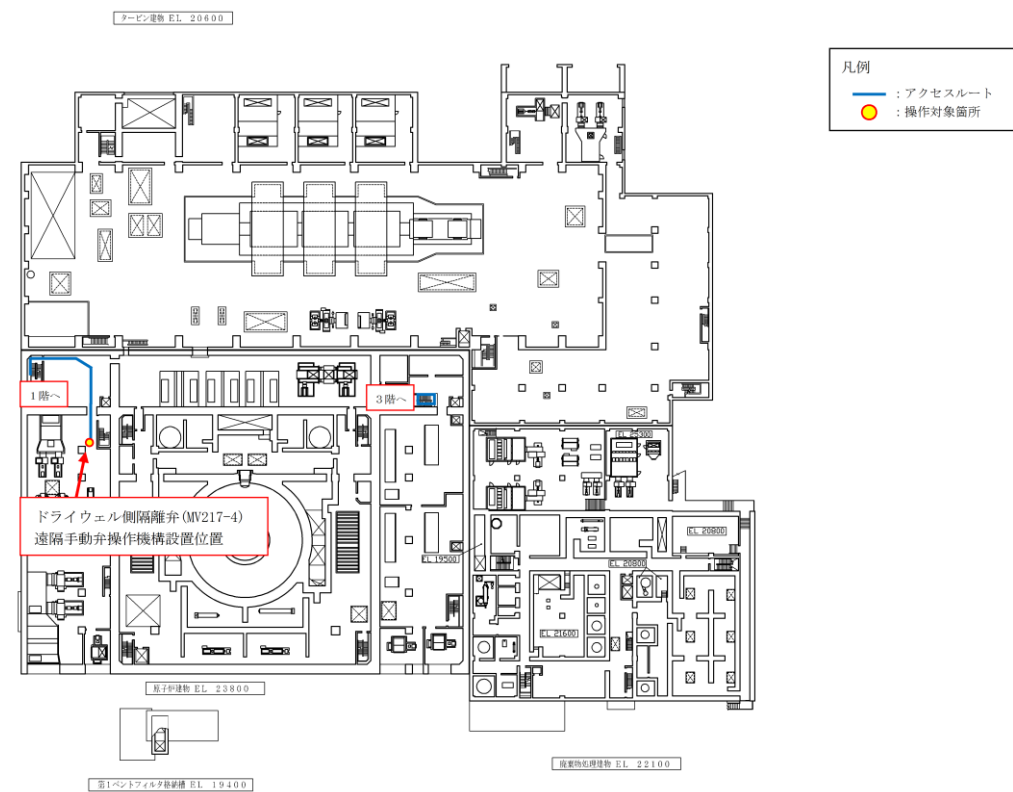
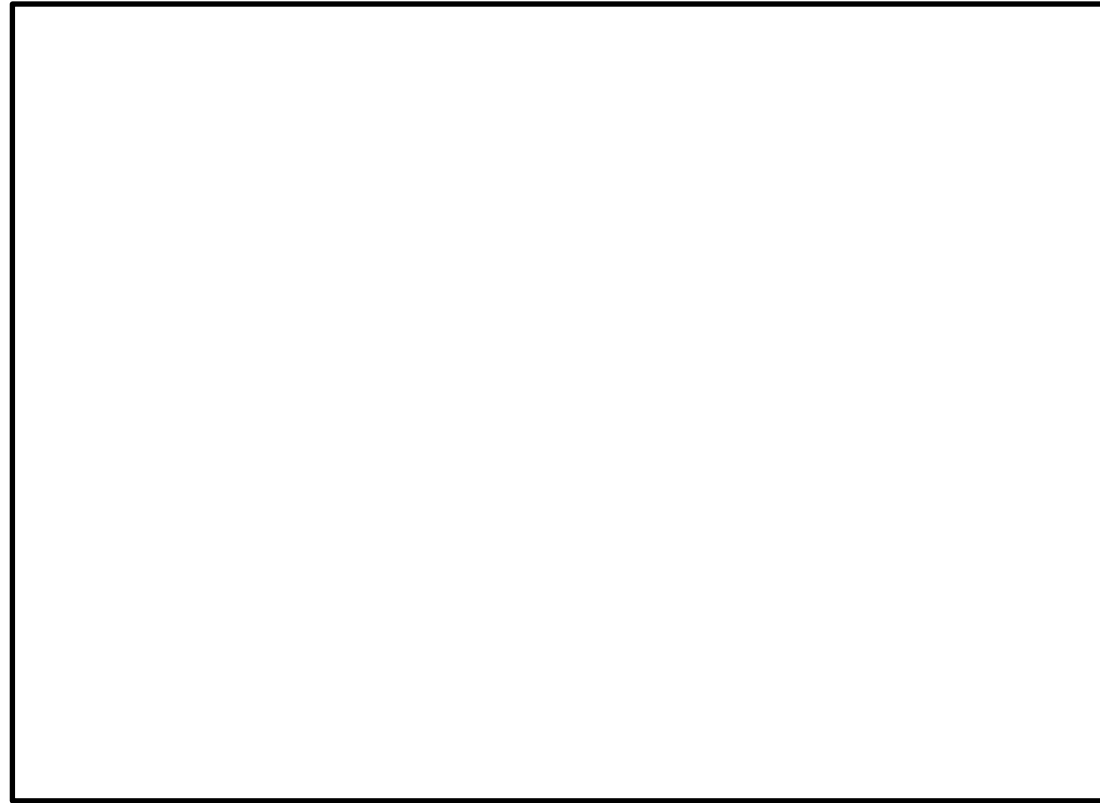


図 4.2.1-2 ベント弁遠隔手動弁操作機構設置位置及びアクセスルート (2/3)



第 4.2.1-2 図 隔離弁の操作場所 (3/3)

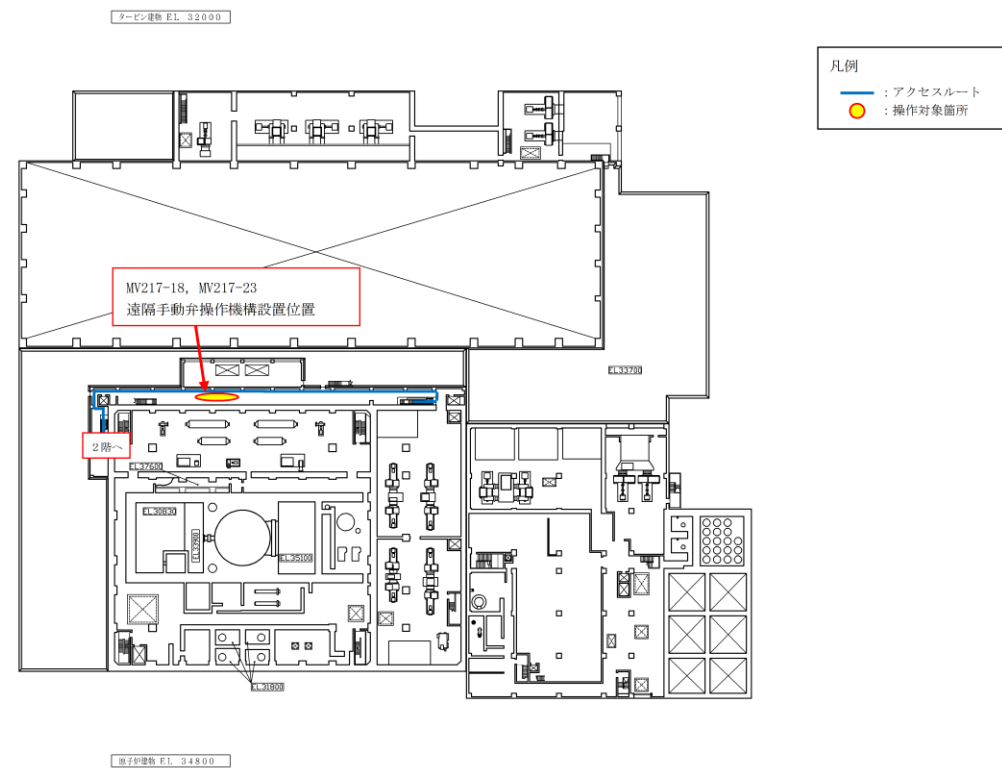


図 4.2.1-2 ベント弁遠隔手動弁操作機構設置位置及びアクセスルート (3/3)

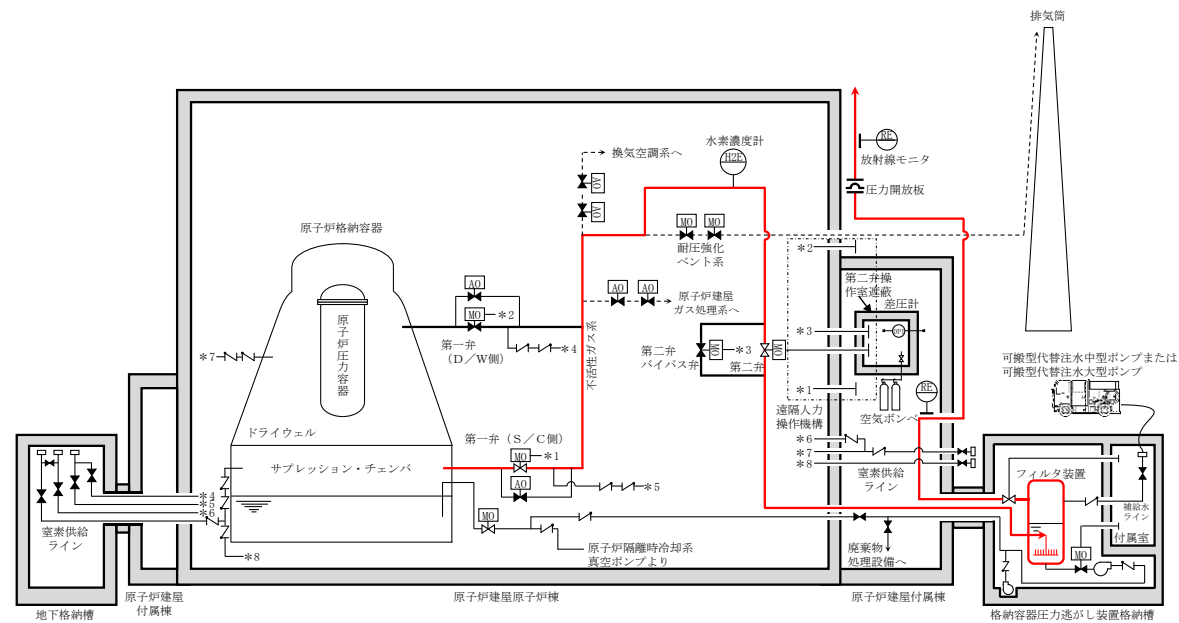
4.2.2 スクラビング水の補給

スクラビング水は、ベンチュリスクラバで捕集した放射性物質の崩壊熱等による蒸発を考慮しても、ベント開始後7日間は運転員等による補給操作が不要となる水量を保有するよう水位を設定するとともに、スクラビング水が減少した場合にベントフィルタ外部より補給を行う。

格納容器圧力逃がし装置格納槽外部に設置された接続口に可搬型の注水設備等を接続し、水を補給する。補給に使用する配管に設置された弁は、格納容器圧力逃がし装置格納槽内の遮蔽を考慮した人員立入スペースより手動操作を行う。

現場操作場所への経路は地震、津波による被害要因を想定し、経路確保のためのホイロローダ等の重機を配備することで、可能な限り早急な仮復旧時間で移動ルートを確認する。

スクラビング水補給時の系統状態の概要を第4.2.2-1図に、スクラビング水補給用接続箇所を第4.2.2-2図に示す。



第4.2.2-1図 スクラビング水補給時の系統状態概要図

4.2.2 スクラビング水・薬剤の補給

スクラビング水は、ベンチュリスクラバで捕集した放射性物質の崩壊熱等による蒸発を考慮しても、ベント開始後7日間は運転員等による補給操作が不要となる水量を保有するよう水位を設定するとともに、スクラビング水が減少した場合は、第1ベントフィルタ格納槽外部に設置された接続口に可搬型の注水設備等を接続し、水を補給する。

また、スクラビング水の排水操作後は、薬品注入タンクから薬剤の補給を行う。

現場操作場所への経路は地震、津波による被害を想定しても、仮復旧なしで可搬型車両の通行が可能である。万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による仮復旧を実施する。

スクラビング水・薬剤補給時の系統状態の概要を図4.2.2-1,2に、スクラビング水補給用接続箇所を第4.2.2-3図に示すとともに、作業環境を表4.2.2-1に示す。

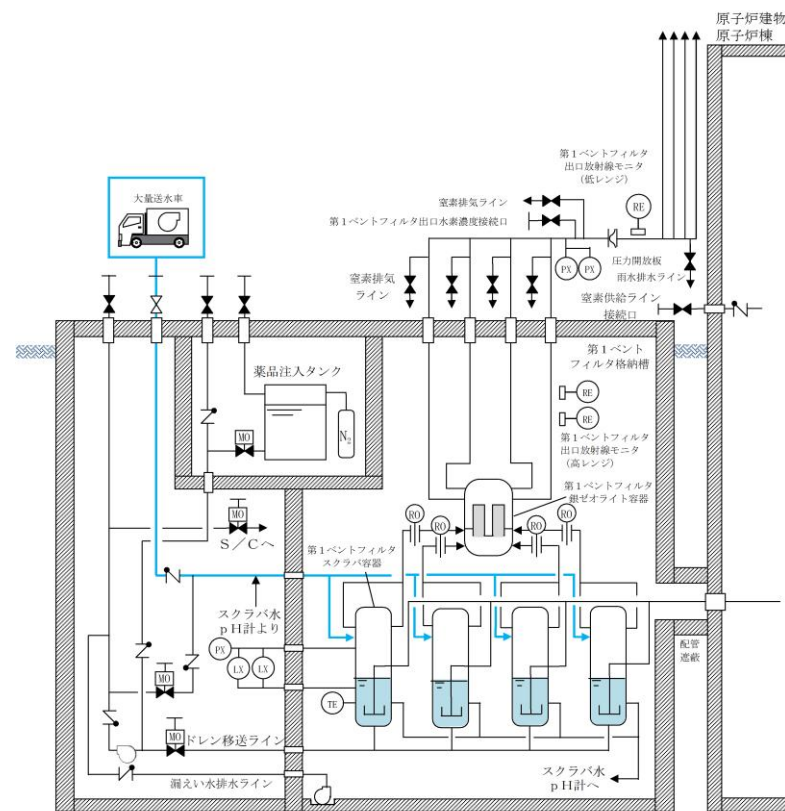


図4.2.2-1 スクラバ容器内スクラビング水補給 系統概略図

- ・設備の相違  
島根2号炉は、薬品注入タンクを設置しており、薬品注入タンクの補給に合わせ水の補給を実施
- ・設備の相違  
島根2号炉は、補給に必要な弁は第1ベントフィルタ格納槽外部に設置
- ・評価結果の相違  
現場操作場所へのアクセスは、地震・津波による影響は受けないが、万一対応を記載

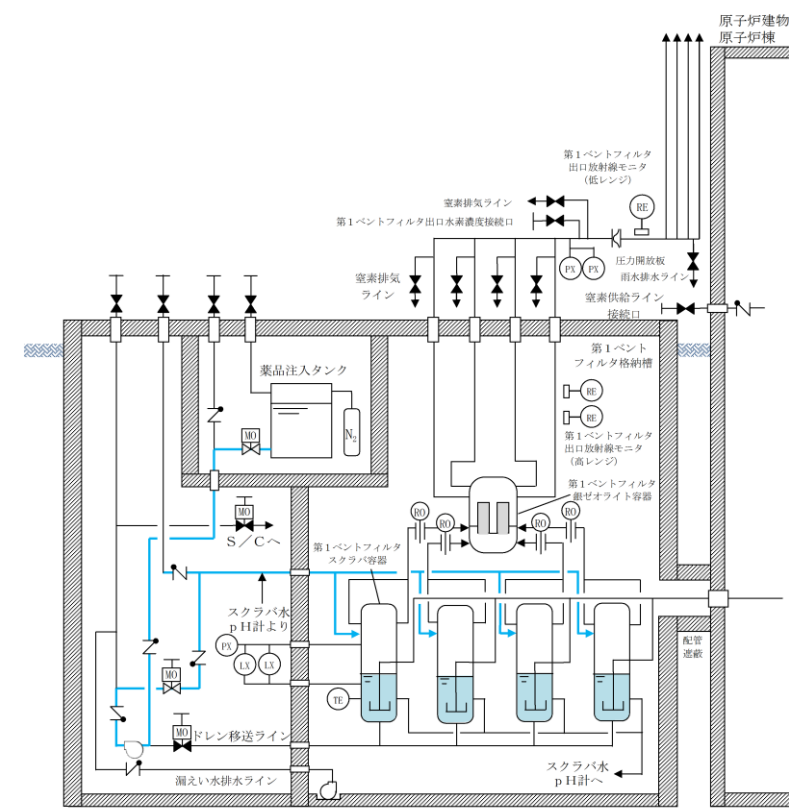
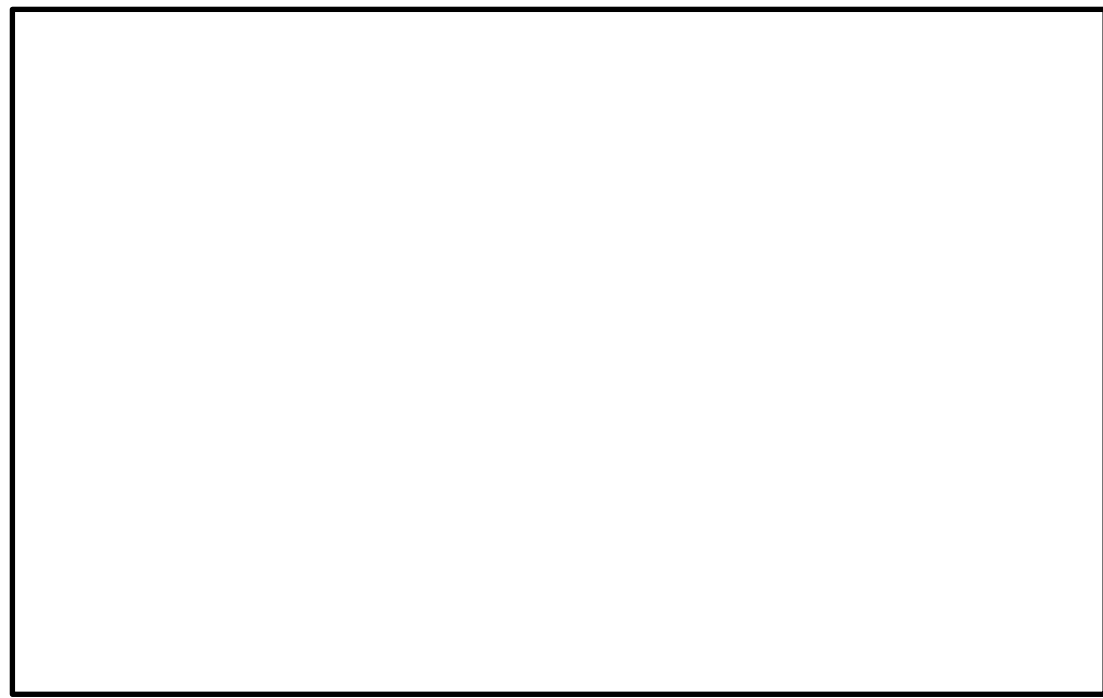


図 4.2.2-2 スクラバ容器内薬剤補給 系統概略図



第 4.2.2-2 図 スクラビング水補給箇所の現場位置

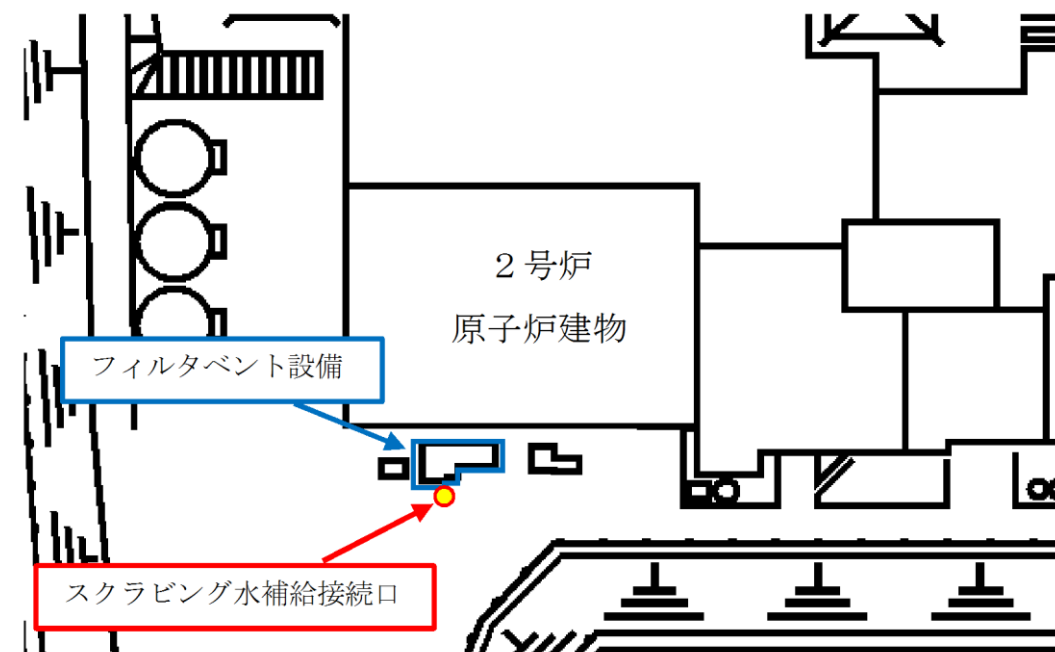


図 4.2.2-3 スクラビング水補給接続口位置

表 4.2.2-1 ベント後長期時の作業項目及び作業環境

作業項目	作業・ 操作場所	作業環境			連絡手段
		温度・湿度	放射線環境	照明	
スクラビング水の補給	屋外	外気	<b>【炉心損傷前】</b> 通常運転中と同程度※1 <b>【炉心損傷後】</b> 5.0mSv/h以下※2 (マスク着用※3)	車両の作業用照明・ヘッドライト及び懐中電灯により作業可能である。	衛星電話設備(固定型、携帯型)、無線通信設備(固定型、携帯型)、電力保安通信用電話設備、所内通信連絡設備により連絡可能である。

※1：計基準事故相当のγ線線量率の10倍相当である、全燃料の1%程度の燃料被覆管破裂を考慮した場合でも、被ばくは1mSv以下であり作業に支障はない。

※2：事故後168時間以降を想定

※3：全面マスク(PF50)の着用

・記載方針の相違  
 島根2号炉は、ベント停止後長期に実施する可能性のある作業の現場作業の成立性を記載

4.2.3 窒素の供給

原子炉建屋外壁に設置された接続口に、可搬型の窒素供給装置を接続し、窒素を格納容器圧力逃がし装置へ供給する。

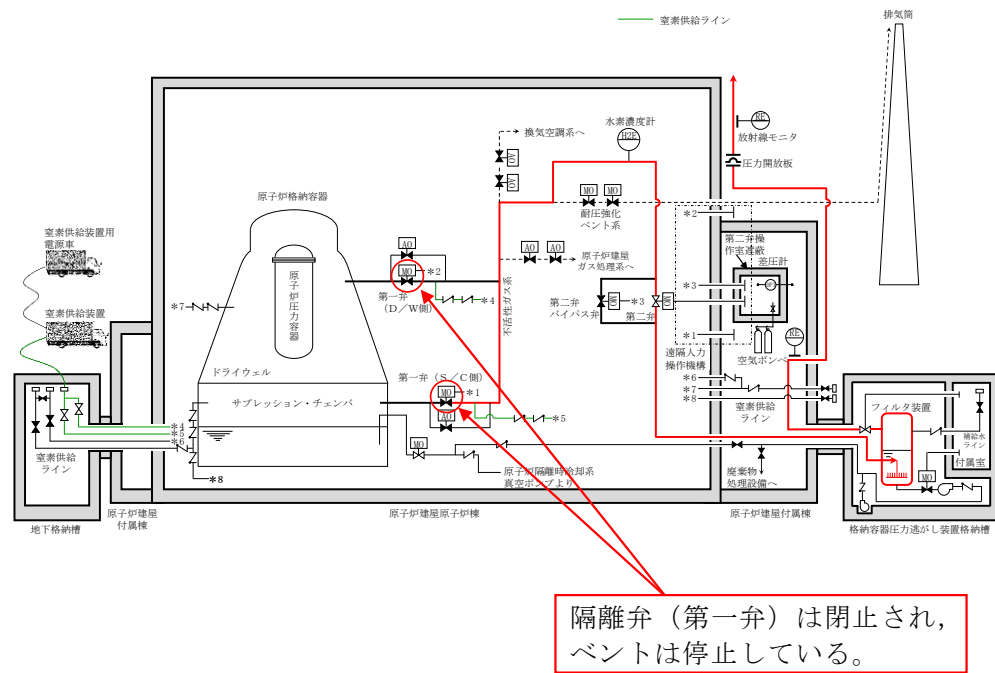
現場操作場所への経路は地震、津波による被害要因を想定し、経路確保のためのホイールローダ等の重機を配備することで、可能な限り早急な仮復旧時間で移動ルートを確認する。

窒素供給時の系統状態の概要を第4.2.3-1図に、窒素供給用接続箇所を第4.2.3-2図に示す。

4.2.3 窒素の供給及び水素濃度測定

ベント停止後、系統の不活性化のため、原子炉建屋外壁又は原子炉建屋付属棟に設置した接続口に、可搬式窒素供給装置を接続し、ドライウェル、サブプレッション・チェンバ及び格納容器フィルタベント系へ窒素を供給する。また、不活性化確認のため、フィルタ装置出口配管に設置した接続口に可搬型設備(車両)である第1ベントフィルタ出口水素濃度を接続し、格納容器フィルタベント系の水素濃度を測定する。操作概要を系統概略図の図4.2.3-1に、窒素供給ライン接続口及び第1ベントフィルタ出口水素濃度接続口の設置位置を図4.2.3-2示す。

・設備の相違  
 島根2号炉は、フィルタベントラインの水素濃度測定を可搬型設備にて実施



第 4.2.3-1 図 窒素供給時の系統状態概要図

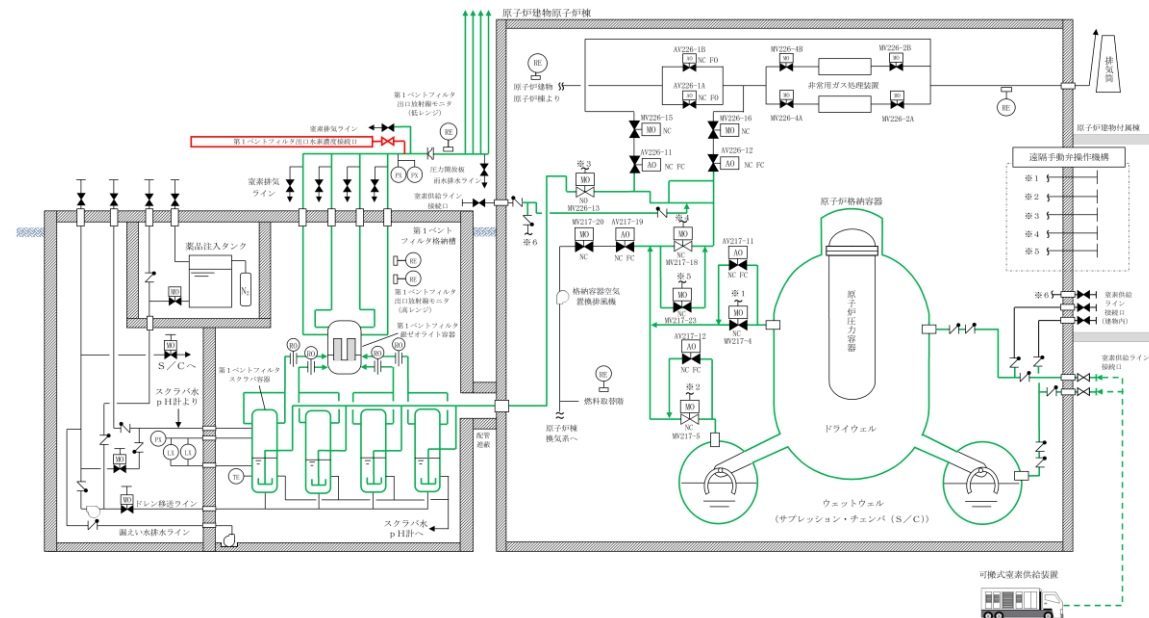
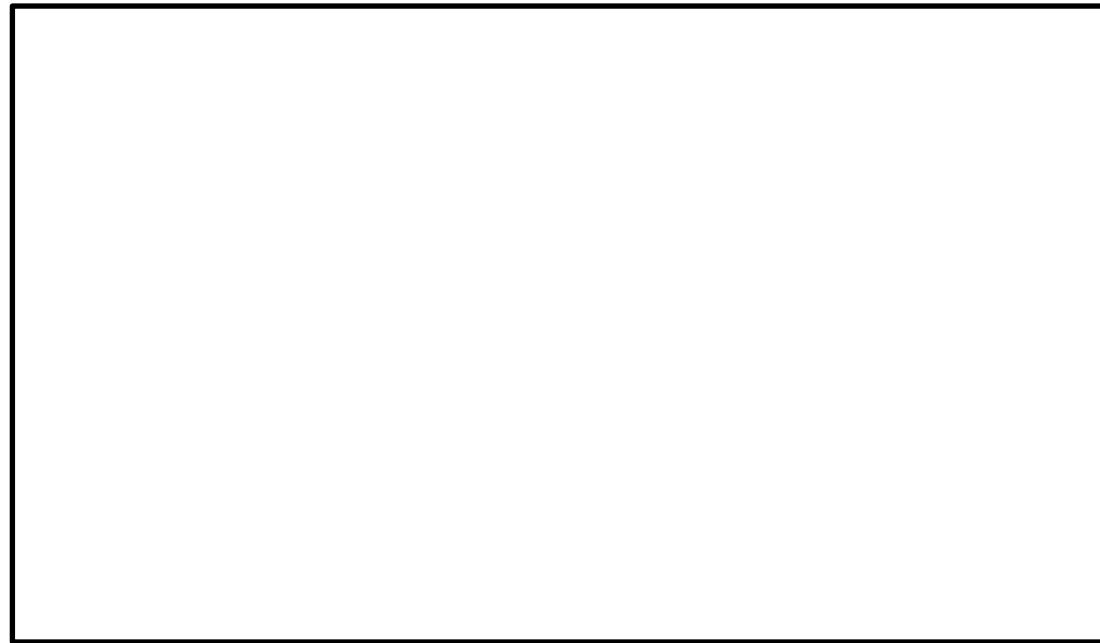


図 4.2.3-1 窒素供給及び水素濃度測定時の系統状態概要図



第 4.2.3-2 図 窒素供給用接続箇所を設置位置

4.2.4 排水操作

排水設備により、ベント停止後の放射性物質を含むスクラビング水を、移送ポンプにより格納容器（サブプレッション・チェンバ）に移送する。また、点検に伴うスクラビング水の移送が必要な場合は、廃棄物処理設備への移送を可能とする設計とする。

さらに、万一、放射性物質を含むスクラビング水が格納容器圧力逃がし装置格納槽に漏えいした場合、排水ポンプにより漏えい水を格納容器（サブプレッション・チェンバ）に移送する。

移送ポンプによりスクラビング水を移送する際は、格納容器圧力逃がし装置格納槽内の遮蔽を考慮した人員立入スペースより、ポンプ入口側の弁を人力にて遠隔操作（開操作）する。

各ポンプは中央制御室より操作スイッチにより操作する。

スクラビング水移送時及び漏えい水移送時の系統状態の概要を第 4.2.4-1 図及び第 4.2.4-2 図に、移送ポンプ入口側弁操作の現場位置を第 4.2.4-3 図に示す。（別紙 13）

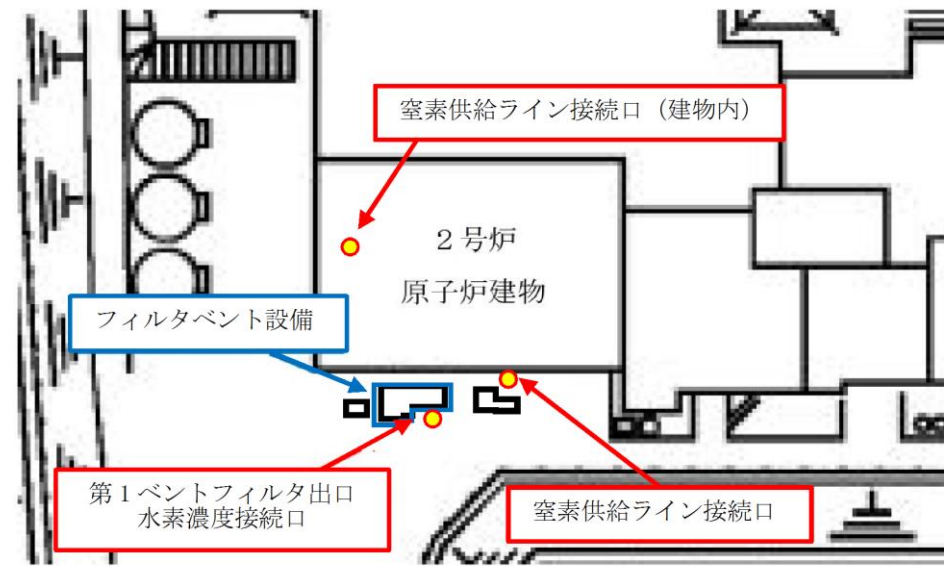


図 4.2.3-2 窒素供給ライン接続口及び第1ベントフィルタ出口水素濃度接続口の設置位置

4.2.4 排水操作

スクラバ容器内の水位が上昇した場合には、スクラバ容器のドレン移送ラインからサブプレッション・チェンバへ排水する。また、ベント実施後のスクラバ容器内の水は、格納容器の状態を確認のうえ、サブプレッション・チェンバへ移送する。

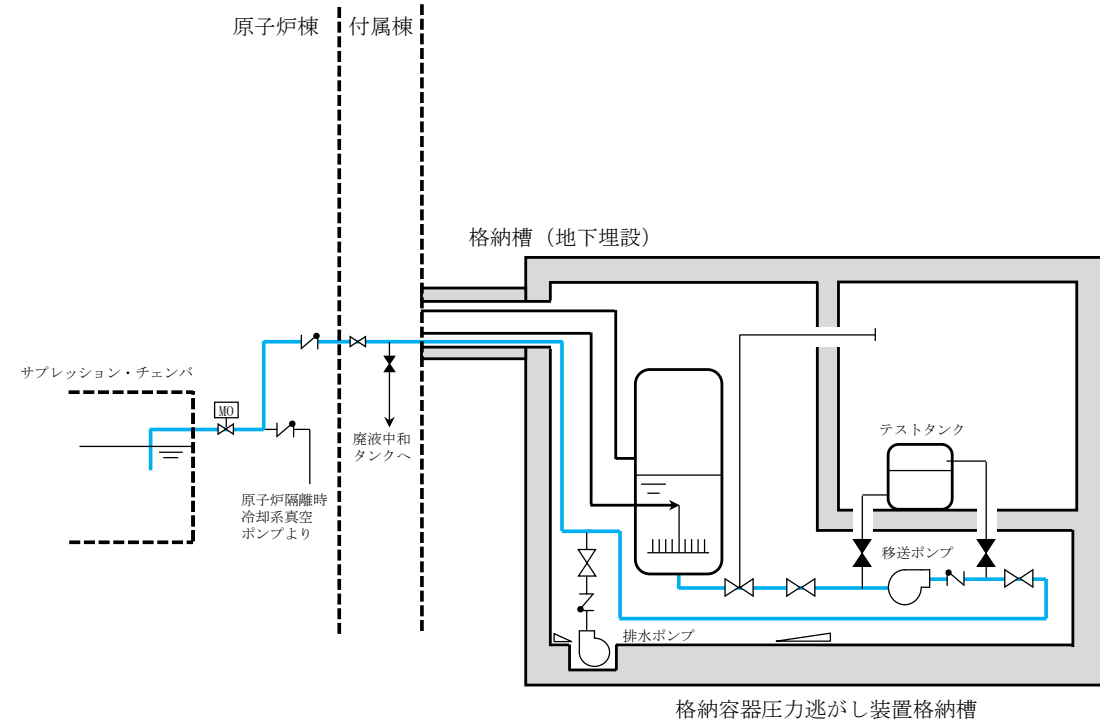
さらに、万一、放射性物質を含むスクラビング水がベントフィルタ室に漏えいした場合、排水ポンプにより水を格納容器（サブプレッション・チェンバ）又は格納容器以外に移送する。

各ポンプ及び弁は、中央制御室より操作スイッチにより操作する。

スクラビング水移送時及び漏えい水移送時の系統状態の概要を図 4.2.4-1 及び図 4.2.4-2 に示す。

・設備の相違  
排水先の相違

・設備の相違  
島根2号炉は、ポンプ入口弁が電動弁のため中央制御室にて操作可能



注) 系統構成は現在の計画

第 4.2.4-1 図 スクラビング水移送時の系統状態概要図

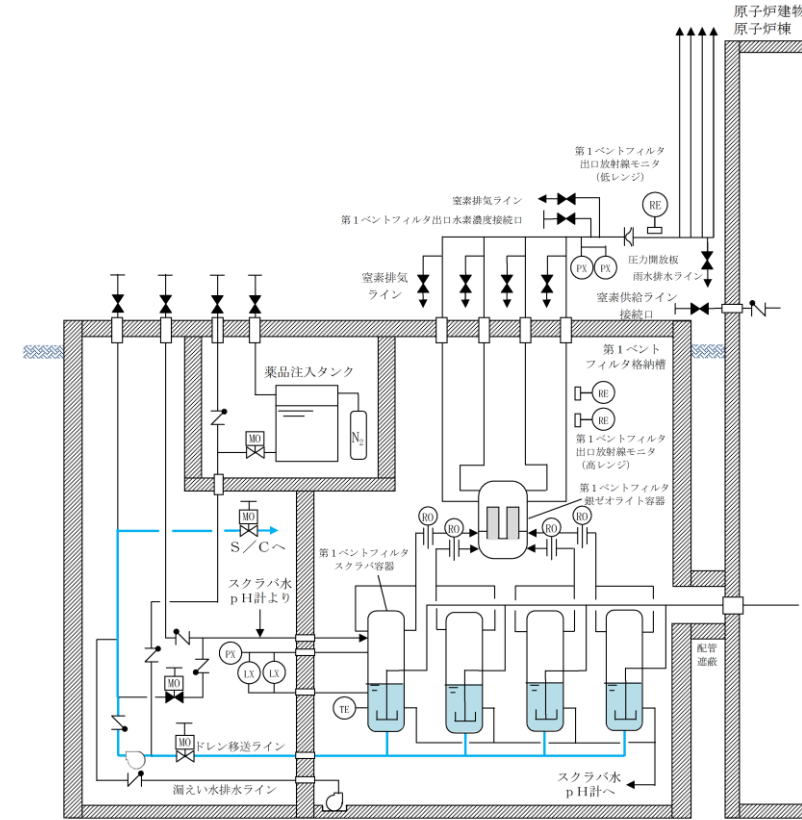
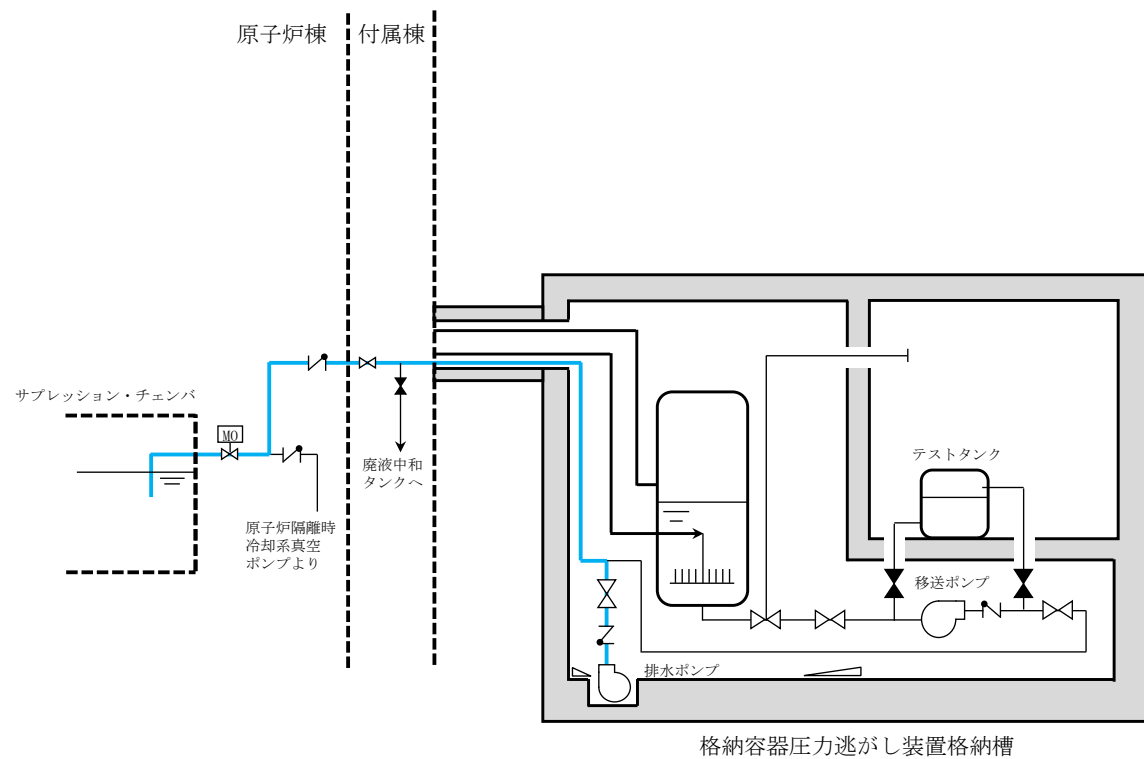


図 4.2.4-1 スクラビング水移送時の系統状態概要図



注) 系統構成は現在の計画

第 4.2.4-2 図 漏えい水移送時の系統状態概要図

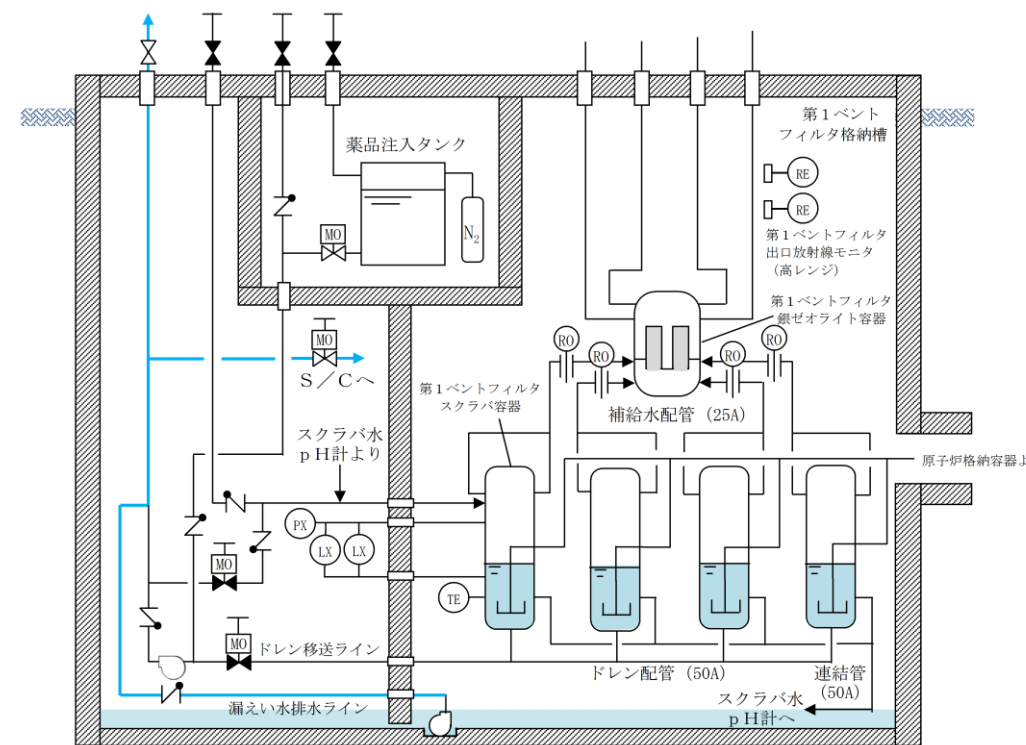
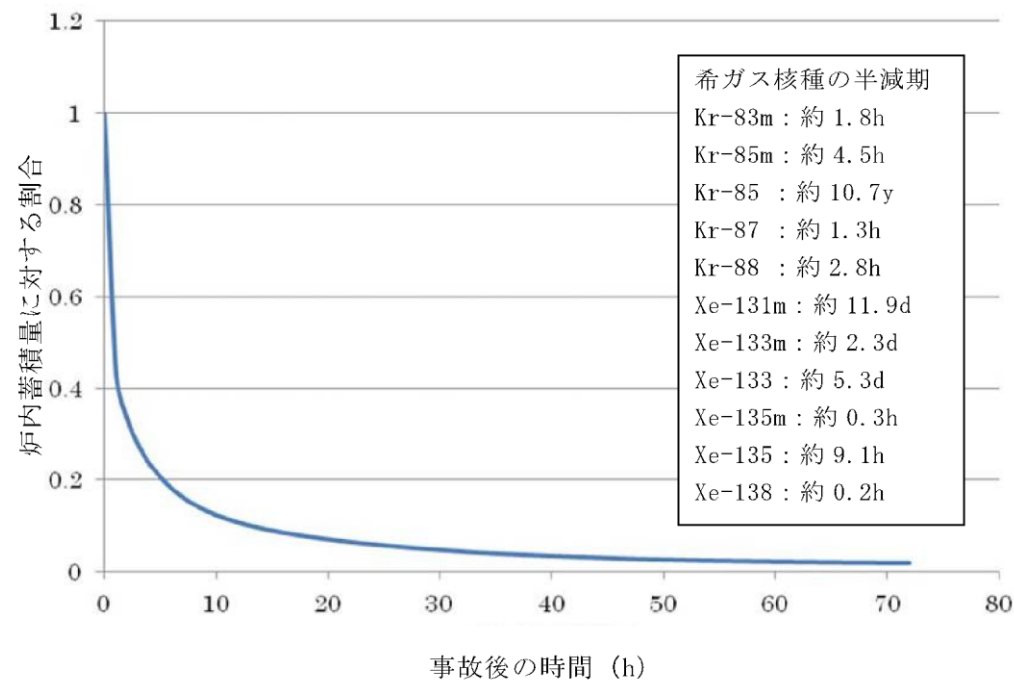


図 4.2.4-2 漏えい水移送時の系統状態概要図

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="201 214 1222 684" style="border: 1px solid black; height: 224px; width: 344px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="480 703 943 735" style="text-align: center;">第4.2.4-3図 排水設備 弁操作位置</p> <p data-bbox="151 840 822 869">4.3 一般公衆の被ばくを可能な限り低減するための運用</p> <p data-bbox="166 884 834 913">(1) 一般公衆の被ばくを可能な限り低減するための運用</p> <p data-bbox="201 928 1276 1050">格納容器圧力逃がし装置にて除去できない希ガスについては、以下の設備を整備することで、可能な限り格納容器内に保持し減衰させることができ、一般公衆の被ばく量の低減が期待できる。</p> <ul data-bbox="234 1064 1276 1409" style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去系又は代替循環冷却系と連携して、原子炉内で発生した崩壊熱を海へ輸送することができるように、重大事故等対処設備として緊急用海水系を整備する。</li> <li>・重大事故等対処設備として代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を整備し、サプレッション・プール通常水位+6.5m到達まで格納容器スプレイを可能とする。</li> <li>・自主対策設備として代替残留熱除去系海水系を整備し、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する間に当該設備を配備し、格納容器除熱を可能とする。</li> </ul> <p data-bbox="166 1467 519 1497">(2) 希ガス低減効果について</p> <p data-bbox="201 1512 1276 1680">格納容器内に放出された希ガスは、放射性崩壊により時間経過とともに減衰し、事象発生後から12時間程度の間は、特に大きく減衰し、その後は、減衰幅は小さくなっていくものの、減衰は継続する。このため、格納容器内での希ガスの保持時間を可能な限り長くすることによって、ベント実施時における一般公衆の被ばく量を低減することができる。</p> <p data-bbox="225 1694 700 1724">希ガスの減衰曲線を第4.3-1図に示す。</p>	<p data-bbox="1294 840 1970 869">4.3 一般公衆の被ばくを可能な限り低減するための運用</p> <p data-bbox="1308 884 1979 913">(1) 一般公衆の被ばくを可能な限り低減するための運用</p> <p data-bbox="1344 928 2418 1050">格納容器フィルタベント系にて除去できない希ガスについては、以下の設備を整備することで、可能な限り格納容器内に保持し減衰させることができ、一般公衆の被ばく量の低減が期待できる。</p> <ul data-bbox="1377 1064 2418 1409" style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去系又は残留熱代替除去系と連携して、原子炉内で発生した崩壊熱を海へ輸送することができるように、重大事故等対処設備として原子炉補機代替冷却系を整備する。</li> <li>・重大事故等対処設備として格納容器代替スプレイ系（可搬型）を整備し、サプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mに到達するまで格納容器スプレイを可能とする。</li> <li>・自主対策設備として大型送水ポンプ車による格納容器除熱手段を整備し、格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器圧力及び温度の上昇を抑制する間に当該設備を配備し、格納容器除熱を可能とする。</li> </ul> <p data-bbox="1308 1467 1668 1497">(2) 希ガス低減効果について</p> <p data-bbox="1344 1512 2418 1680">気体状放射性物質（希ガス）は、原子炉停止後、半日程度格納容器内で保持することで、大幅に減衰される。炉心損傷後にベントの実施が必要となる場合には、さらにドライウエル内へ間欠スプレイ操作を行い、格納容器圧力を最高使用圧力の1.5倍以下に制御し、ベント開始時間を遅らせることにより、ベントによる希ガス放出を低減する。</p> <p data-bbox="1368 1694 1822 1724">希ガスの減衰曲線を図4.3-1に示す。</p>	<p data-bbox="2439 1199 2733 1228">・ベント実施基準の相違</p> <p data-bbox="2439 1516 2813 1677">・解析結果の相違 格納容器ベント実施時間の相違に伴う、スプレイ実施期間の相違</p>





第 4.3-1 図 炉内蓄積量に対する割合の時間変化 (希ガス核種合計)

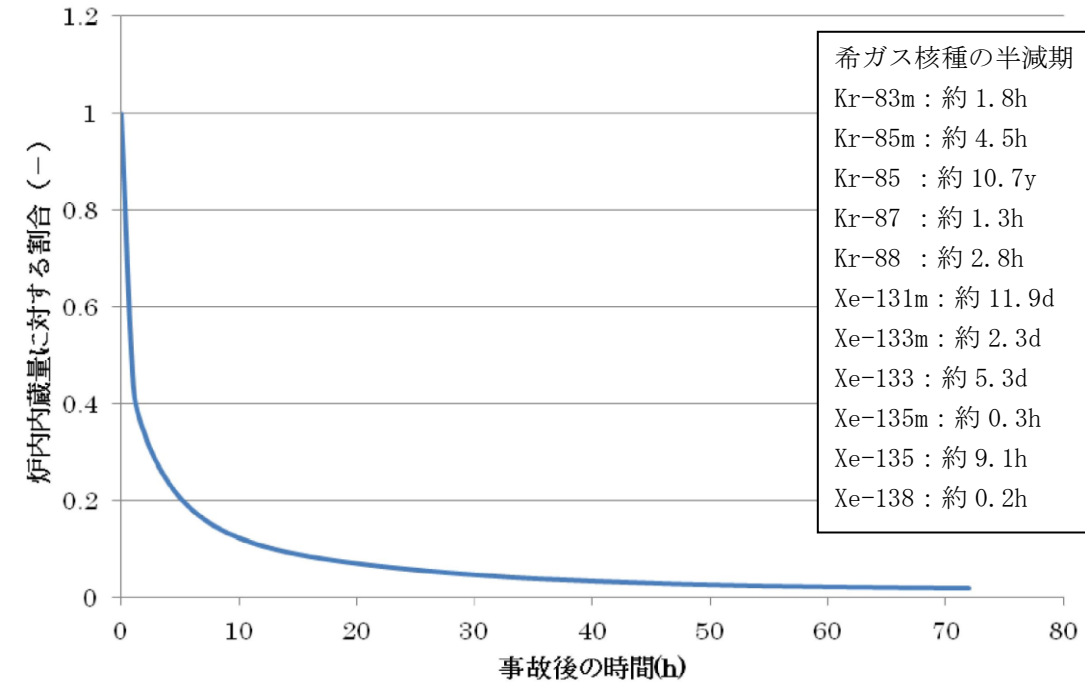


図 4.3-1 炉内蓄積量に対する割合の時間変化 (希ガス核種合計)

4.4 格納容器フィルタベント系の運用に係る考慮事項

(1) 格納容器フィルタベント系の長期運用

格納容器フィルタベント系については、長期間の運転継続を実施するにあたり、設備的には問題ないことを確認している。(別紙 36, 別紙 37, 別紙 38)

(2) 格納容器フィルタベント系の使用後の保管方法

格納容器フィルタベント系の使用後は、フィルタ装置に捕捉された放射性物質が環境に放出することがないように、スクラビング水を格納容器へ移送する。(別紙 17)

(3) 格納容器負圧防止

フィルタベント実施後、ベント弁閉止については、残留熱除去機能を復旧し、除熱機能を確保した上で、格納容器の圧力・温度の低下及び長期的に格納容器の安定状態を継続できると判断した場合に実施するが、冷却による負圧防止のため、格納容器圧力が 13.7kPa [gage] 以下になる場合は、格納容器除熱を停止する運用としている。

(4) 格納容器 pH 制御の実施

サプレッション・プール水 pH 制御系等により格納容器内へ薬液を注入し、アルカリ性に維持することにより、サプレッション・プール水に捕集したよう素の再揮発を抑制することができる。なお、pH 制御による格納容器への悪影響はないことを確認している。(別紙 43)

・記載方針の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.4 設備の維持管理</p> <p>(1) 点検方法</p> <p>a. 機械設備</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の機械設備については、東海第二発電所の他設備の点検実績等を参考に、設置環境や動作頻度に対する故障及び劣化モード等を考慮して、適切な周期で点検（時間基準保全）を行うことにより、設備の健全性を確保する。</u></p> <p><u>一方、東海第二発電所として保全の経験がない設備として、高アルカリ性のスクラビング水に接液する設備が挙げられる。これらの設備については、劣化モード（腐食等）を考慮した材料選定を行っており、有意な劣化が発生する可能性は小さいと考えているが、先ずは初回定期検査時に点検を実施し、その結果を基に点検周期を定めるものとする。</u></p> <p><u>スクラビング水の分析については、海外プラントにおいて窒素封入環境下で約15年間薬液濃度の有意な変化は認められていない実績があり、性状に有意な変化はないものと考えられるが、定期検査ごとに実施することとする。</u></p> <p><u>また、よう素除去部に充填される銀ゼオライトについては、試験を行い、スクラビング水による飽和蒸気環境下で15カ月間保管した後も性能基準を満たしていることを確認した。（別紙14）</u></p> <p><u>東海第二のフィルタ装置では、銀ゼオライトのサンプリングが可能な設計としており、先ずは初回定期検査時に性状の確認を行い、その結果を基にサンプリング周期を定めるものとする。</u></p> <p><u>機械設備の点検内容を第4.4-1表に示す。</u></p>	<p>4.5 格納容器フィルタベント系の維持管理</p> <p>(1) 点検内容</p> <p><u>格納容器フィルタベント系は、設置環境や動作頻度に対する故障及び劣化モード等を考慮した適切な周期による定期的な点検（時間基準保全）により、設備性能を確保していることの確認を行う。（別紙44）</u></p> <p><u>点検周期は、表4.5-1～3に示すように機能や設置環境の類似した既設類似機器を踏襲して決定する。</u></p> <p><u>また、初回定期事業者検査時の点検結果に応じて点検周期へ反映する。</u></p> <p><u>また、銀ゼオライト容器に充填される銀ゼオライトについては、試験を行い、スクラビング水による飽和蒸気環境下で15カ月間保管した後も性能基準を満たしていることを確認した。（別紙45）</u></p> <p><u>機械設備、電気設備、計測設備の点検項目及び点検内容を表4.5-1～3に示す。</u></p>	<p>備考</p> <p>・点検周期の相違 島根2号炉は、既設類似機器により定める</p> <p>（スクラビング水の点検周期は表5.3-1参照）</p> <p>・点検周期の相違 島根2号炉は、1サイクル毎に実施</p>

第4.4-1表 機械設備の点検内容

設備名	点検内容	点検周期・時期(計画)
フィルタ装置	本体	・外観点検(内面) 初回定検(結果によりその後の周期を決定)
	機能確認	・漏えい確認 本体内部点検に合わせて実施
	スクラビング水	・水質確認 毎定検
内部構造物 ・ベンチュリノズル ・金属フィルタ ・流量制限オリフィス ・よう素除去部	本体	・外観点検 初回定検(結果によりその後の周期を決定)
	機能確認(よう素除去部)	・サンプル性状確認
圧力開放板	本体	・外観点検 ・フランジ面手入れ 初回定検(結果によりその後の周期を決定)
	機能確認	・漏えい確認
配管	本体	・外観点検 ・フランジ部点検手入れ 10定検ごと
	機能確認	・漏えい確認 10定検ごと、ただし接液部については初回定検(結果によりその後の周期を決定)
弁	本体	・弁箱内面点検手入れ 3定検ごと、ただし接液部については初回定検(結果によりその後の周期を決定)
		・弁体, 弁座, 弁棒等点検手入れ
		・パッキン類交換
		・外観目視点検
機能確認	・漏えい確認 ・作動試験 毎定検(手動弁を除く)	
ポンプ	本体	・内面点検手入れ 4定検ごと
		・インペラ, シャフト, ケーシング等点検手入れ
		・パッキン類交換
		・外観目視点検
	機能確認	・漏えい確認 ・作動試験 4定検ごと、ただし移送ポンプについては毎月定期試験

表4.5-1 機械設備の点検項目及び点検内容

対象機器	点検項目	点検内容	点検周期
スクラバ容器	1. 本体	a. 開放点検	65M
	2. 機能確認	a. 漏えい確認	1C
		a. スクラビング水性状確認	1C
内部構造物 ・ベンチュリノズル ・金属フィルタ ・多孔板	1. 本体	a. 開放点検	65M
	銀ゼオライト容器	1. 本体	a. 開放点検
2. 機能確認		a. 漏えい確認	1C
		b. 銀ゼオライトよう素除去性能試験	1C
伸縮継手	1. 本体	a. 外観点検	10C
	2. 機能確認	a. 漏えい確認	10C
流量制限オリフィス	1. 本体	a. 開放点検	10C
	2. 機能確認	a. 漏えい確認	10C
圧力開放板	1. 機能確認	a. 漏えい確認	5C
弁	1. 本体	a. 分解点検	78M
		a. 漏えい確認	1C, 10C
	2. 機能確認	b. 動作確認	1C
配管	1. 本体	a. 外観点検	10C
	2. 機能確認	b. 漏えい確認	1C, 10C

※点検周期のMは「月」、Cは「サイクル」を示す。

・設備の相違

b. 電気設備

格納容器圧力逃がし装置の電気設備については、東海第二発電所の他設備の点検実績等を参考に、設置環境や動作頻度に対する故障及び劣化モード等を考慮して、適切な周期で点検（時間基準保全）を行うことにより、設備の健全性を確保する。

電気設備の点検内容を第4.4-2表に示す。

第4.4-2表 電気設備の点検内容

対象機器	点検内容	点検周期・時期（計画）	
電動駆動弁駆動部	電動機	・外観点検	2 定検ごと
		・分解点検	156 ヶ月ごと
	トルクスイッチ	・動作確認	2 定検ごと
		・設定値確認	
	リミットスイッチ	・動作確認	2 定検ごと
		・取付状態確認	
	電気室	・結線点検	2 定検ごと
	開度計	・外観点検	2 定検ごと
		・指示値確認	
	試験・測定	・絶縁抵抗測定	1 定検ごと
・作動試験			
・電流測定			
ポンプ電動機	電動機	・外観点検	5 定検ごと
		・分解点検	
	機能確認	・絶縁抵抗測定	5 定検ごと、ただし移送ポンプについては毎月定期試験
		・作動試験	
		・電流測定	

表4.5-2 電気設備の点検項目及び点検内容

対象機器	点検項目	点検内容	点検周期
電動弁アクチュエータ	1. 電気室内部	a. 分解点検	65M
		b. 部品取替	130M
	2. トルクスイッチ	a. 分解点検	65M
		b. 部品取替	130M
	3. リミットスイッチ	a. 分解点検	65M
		b. 部品取替	130M
	4. ピニオン, ギア	a. 分解点検	65M
	5. 開度計	a. 分解点検	65M
b. 機能・性能試験		5C	
6. 駆動部	a. 分解点検	65M	
	b. 機能・性能試験	5C	
7. 駆動電動機	a. 分解点検	130M	
8. 機能確認	a. 機能・性能試験	5C	

※点検周期のMは「月」、Cは「サイクル」を示す。

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																											
<p>c. 計装設備</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の計装設備については、東海第二発電所の他設備の点検実績等を参考に、設置環境や動作頻度に対する故障及び劣化モード等を考慮して、適切な周期で点検（時間基準保全）を行うことにより、設備の健全性を確保する。</p> <p>計装設備の点検内容を第4.4-3表に示す。</p>																																																																																													
<p>第4.4-3表 計装設備の点検内容</p>	<p>表4.5-3 計測制御設備の点検項目及び点検内容</p>																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>点検内容</th> <th>点検周期・時期（計画）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水位計</td> <td>特性試験</td> <td rowspan="2">1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>・外観点検 ・単体・ループ校正</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧力計</td> <td>特性試験</td> <td rowspan="2">1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>・外観点検 ・単体・ループ校正</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">温度計</td> <td>特性試験</td> <td rowspan="3">1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>・外観点検</td> </tr> <tr> <td>・電気試験 ・ループ校正</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線モニタ</td> <td>特性試験</td> <td rowspan="3">1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>・外観点検</td> </tr> <tr> <td>・単体・ループ校正 ・線源校正</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水素濃度計</td> <td>特性試験</td> <td rowspan="3">1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>・外観点検</td> </tr> <tr> <td>・単体・ループ校正 ・ガス校正</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サンプリング機器</td> <td>外観検査</td> <td>1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>1 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>5 定検ごと</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> <td>外観検査</td> <td>1 定検ごと</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	点検内容	点検周期・時期（計画）	水位計	特性試験	1 定検ごと	・外観点検 ・単体・ループ校正	圧力計	特性試験	1 定検ごと	・外観点検 ・単体・ループ校正	温度計	特性試験	1 定検ごと	・外観点検	・電気試験 ・ループ校正	放射線モニタ	特性試験	1 定検ごと	・外観点検	・単体・ループ校正 ・線源校正	水素濃度計	特性試験	1 定検ごと	・外観点検	・単体・ループ校正 ・ガス校正	サンプリング機器	外観検査	1 定検ごと	特性試験	1 定検ごと	機能・性能検査	1 定検ごと	分解点検	5 定検ごと	制御盤	外観検査	1 定検ごと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>点検項目</th> <th>点検内容</th> <th>点検周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スクラバ容器圧力</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクラバ容器温度</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクラバ容器水位</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ装置出口配管圧力</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1ベントフィルタ出口放射線モニタ</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクラバ水 pH</td> <td>1. 外観点検</td> <td>a. 外観点検</td> <td>1C</td> </tr> <tr> <td>2. 特性試験</td> <td>a. 校正試験</td> <td>13M</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点検周期のMは「月」、Cは「サイクル」を示す。</p>	対象機器	点検項目	点検内容	点検周期	スクラバ容器圧力	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	スクラバ容器温度	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	スクラバ容器水位	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	フィルタ装置出口配管圧力	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	第1ベントフィルタ出口水素濃度	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	スクラバ水 pH	1. 外観点検	a. 外観点検	1C	2. 特性試験	a. 校正試験	13M	<p>・設備の相違</p>
設備名	点検内容	点検周期・時期（計画）																																																																																											
水位計	特性試験	1 定検ごと																																																																																											
	・外観点検 ・単体・ループ校正																																																																																												
圧力計	特性試験	1 定検ごと																																																																																											
	・外観点検 ・単体・ループ校正																																																																																												
温度計	特性試験	1 定検ごと																																																																																											
	・外観点検																																																																																												
	・電気試験 ・ループ校正																																																																																												
放射線モニタ	特性試験	1 定検ごと																																																																																											
	・外観点検																																																																																												
	・単体・ループ校正 ・線源校正																																																																																												
水素濃度計	特性試験	1 定検ごと																																																																																											
	・外観点検																																																																																												
	・単体・ループ校正 ・ガス校正																																																																																												
サンプリング機器	外観検査	1 定検ごと																																																																																											
	特性試験	1 定検ごと																																																																																											
	機能・性能検査	1 定検ごと																																																																																											
	分解点検	5 定検ごと																																																																																											
制御盤	外観検査	1 定検ごと																																																																																											
対象機器	点検項目	点検内容	点検周期																																																																																										
スクラバ容器圧力	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
スクラバ容器温度	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
スクラバ容器水位	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
フィルタ装置出口配管圧力	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
第1ベントフィルタ出口水素濃度	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
スクラバ水 pH	1. 外観点検	a. 外観点検	1C																																																																																										
	2. 特性試験	a. 校正試験	13M																																																																																										
	<p>保全方式の選定にあたっては、「原子力発電所の保守管理規定（JEAC 4209）MC-11-1-1 保全方式の選定」に基づき、適切な方針を選定することとした。</p> <p>格納容器フィルタベント系は設備の重要性から予防保全を行うことが適切である。機械設備、電気設備、及び計測制御設備については、運転経験、劣化の進展予測等から、定期的な保全が妥当と判断するため、時間基準保全とする。</p> <p>スクラバ容器及び容器内部構造物については、薬液に対する劣化状況について確認するため、マンホールを開放して定期的な内部点検を行う必要がある。また、銀ゼオライトについても発電所内で設置した事例がないことから、銀ゼオライト容器の定期的な開放点検等で劣化の進展状況を把握する必要があるため、同様に時間基準保全とする。</p>	<p>・記載方針の相違</p>																																																																																											

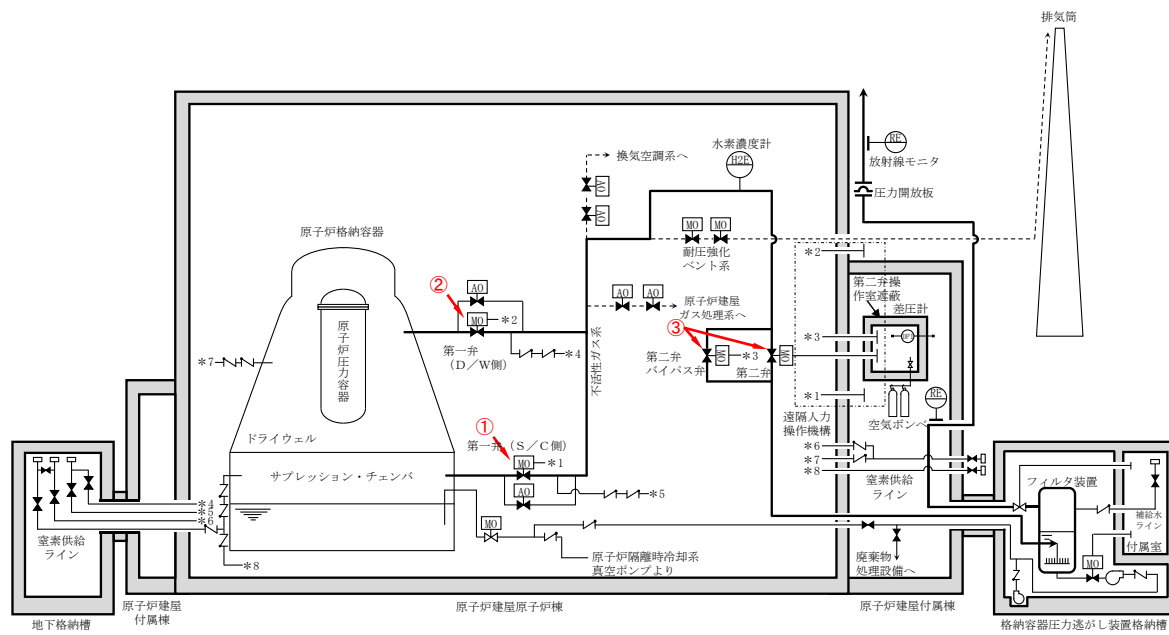
(2) 試験方法

格納容器圧力逃がし装置の機能検査として、「弁開閉試験」、「移送ポンプ作動試験」、「漏えい試験」、「スクラビング水質確認試験」及び「よう素除去部（銀ゼオライト）性能確認試験」を実施する。

a. 弁開閉試験

系統が所定の機能を発揮することを確認するため、以下の弁について開閉試験を実施する。第4.4-1図に対象弁を示す。

- ・中央制御室の操作スイッチによる弁開閉試験
- ・フレキシブルシャフトによる人力での弁開閉試験



第4.4-1図 格納容器圧力逃がし装置機能検査対象弁

(2) 試験方法

格納容器フィルタベント系が所定の機能を確保していることを確認するため、「弁開閉試験」、「漏えい試験」、「スクラビング水性状確認」及び「銀ゼオライトよう素除去性能試験」を定期的実施する。なお、これらの試験はプラント停止時に行う定期事業者検査を想定したものである。

a. 弁開閉試験

弁開閉試験の概要図を図4.5-1に示す。

以下の弁開閉試験を実施することにより、ベント操作時に必要な流路を確保できることを確認する。

(a) 電動弁（弁番号：①、②、③、④、⑤）

- ・中央制御室の操作スイッチによる弁開閉試験

: ①\*, ②\*, ③\*, ④\*, ⑤

- ・弁駆動部のエクステンションによる人力での弁開閉試験

: ①, ②, ③, ④, ⑤

※当該弁の中央制御室の操作スイッチによる弁開閉試験は、格納容器隔離弁の弁開閉試験として別途実施する。

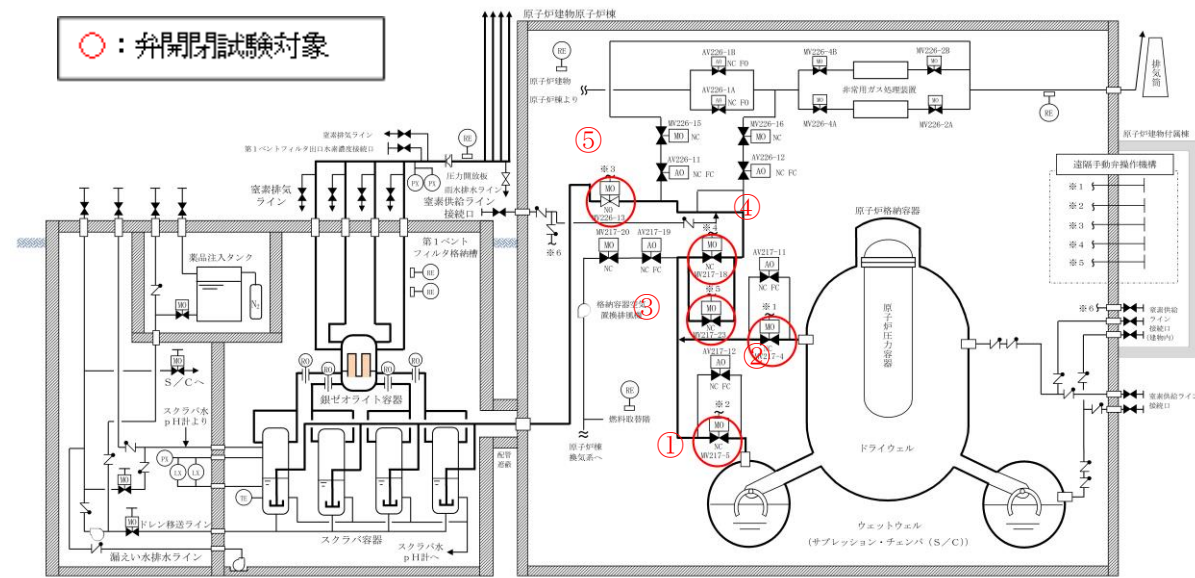
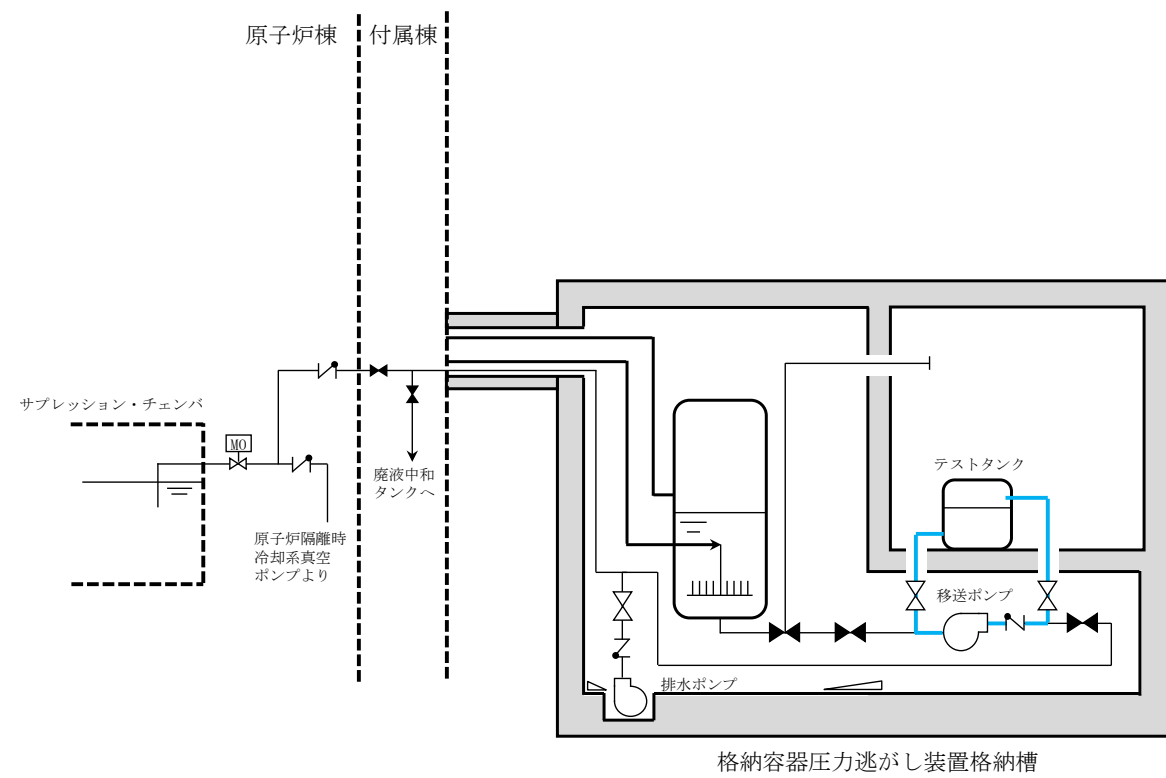


図4.5-1 弁開閉試験概要図

・設備の相違

**b. 移送ポンプ作動試験**

排水設備のうち移送ポンプが所定の機能を発揮することを確認するため、テストラインを使用して、移送ポンプの作動試験を実施する。移送ポンプ作動試験の概要図を第 4.4-2 図に示す。



注) 系統構成は現在の計画

第 4.4-2 図 排水設備 (移送ポンプ) 作動試験概要図

・設備の相違  
島根 2 号炉は、蒸気凝縮によるスクラビング水の水位上昇が、排水設備を使用しなくともフィルタ機能維持可能な上限値に至らない設計としているため、移送ポンプを自主対策設備としていることから、記載していない

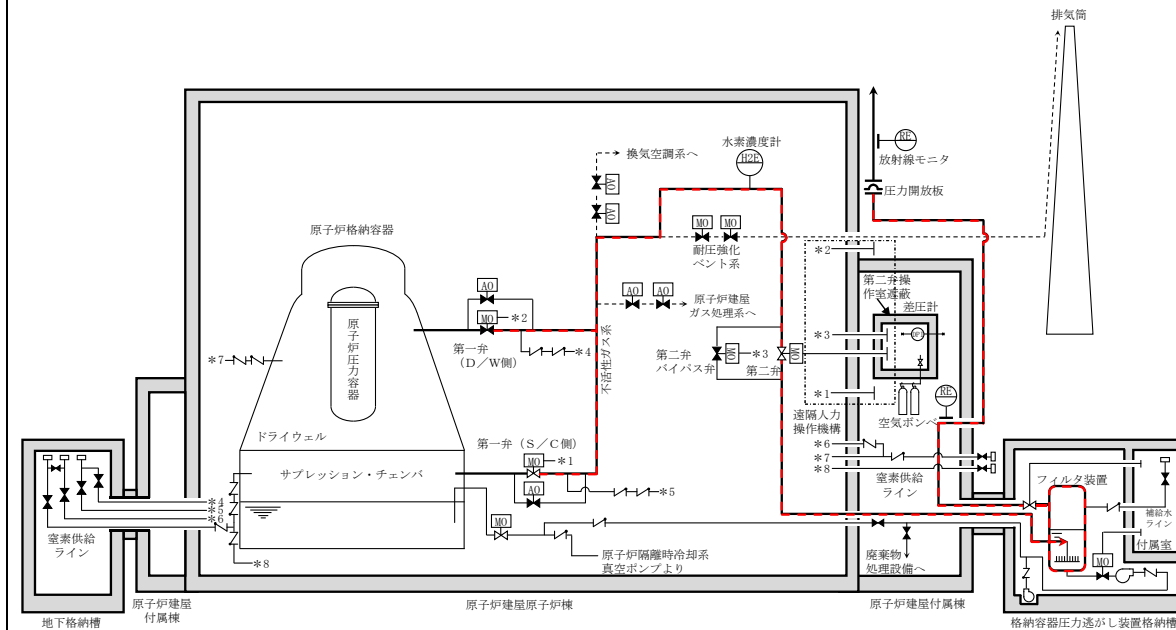
・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>漏えい試験 (主配管)</u>  <u>漏えい試験の試験条件・方法を第4.4-4表に、試験概要図を第4.4-3図に示す。</u>  <u>漏えい試験の各条件について下記(a)～(c)に整理する。</u></p> <p>(a) <u>加圧媒体</u>  <u>格納容器圧力逃がし装置の最高使用圧力620kPa [gage] でのベント開始時の系統内は窒素が支配的であること、また、ベント継続中に漏えい防止対象となる放射性物質は窒素より分子量が大きいことから、窒素を加圧媒体とすることは妥当であると判断する。</u>  <u>なお、事故時に発生する水素については、系統内は常に流動があり滞留することがないため、フランジ部等から水素の大量漏えいは考え難いこと、系統内から水素が漏えいした場合においても、建屋内についてはPARによる処理が、建屋外については外気への拡散が期待できること、また、試験時の安全性確保の観点から、水素を加圧媒体とした漏えい試験は行わない。</u></p> <p>(b) <u>試験圧力</u>  <u>漏えい試験では、系統内が不活性状態で維持できることを確認するため窒素封入圧力30kPa [gage] 以上を試験圧力とする。また、系統の使用時にバウンダリ機能を維持できることを確認するため最高使用圧力620kPa [gage] を試験圧力とする。</u></p> <p>(c) <u>試験温度</u>  <u>漏えい試験では、系統の最高使用温度200℃を模擬することが困難となることから約180℃低い常温約20℃での漏えい確認となるが、同様に系統最高使用温度での漏えい確認が困難な原子炉圧力容器の漏えい試験では、通常運転温度約280℃に対し180℃以上低い100℃以下で漏えい確認を行っていることから、常温での漏えい確認で十分であると判断する。</u></p>	<p>b. <u>漏えい試験 (主配管)</u>  <u>漏えい試験の試験条件・方法を表4.5-4に、試験概要図を図4.5-2に示す。</u>  <u>漏えい試験の各条件について下記(a)～(c)に整理する。</u></p> <p>(a) <u>加圧媒体</u>  <u>スクラバ容器の最高使用圧力853kPa [gage] でのベント開始時の系統内は窒素ガスが支配的であること、また、ベント継続中に漏えい防止対象となる放射性物質は窒素より分子量が大きいことから、窒素ガスを加圧媒体とすることは妥当であると判断する。なお、事故時に発生する水素ガスについては、事故時において系統内から漏えいする可能性はあるものの、建物外については外気により拡散すること、建物内についてはPARによる処理が期待できること、試験時の安全性確保の観点から、水素ガスを加圧媒体とした漏えい試験は行わない。</u></p> <p>(b) <u>試験圧力</u>  <u>漏えい試験では、系統内が不活性状態で維持されていることの確認として窒素封入圧力 [ ] [gage] 程度が維持されていること、並びに、系統が使用時にバウンダリ機能を維持できることの確認として最高使用圧力853kPa [gage] (流量制限オリフィスまで) 及び最高使用圧力427kPa [gage] (流量制限オリフィス以降) を試験圧力とする。</u></p> <p>(c) <u>試験温度</u>  <u>漏えい試験では、系統の最高使用温度200℃を模擬することが困難となることから約180℃低い常温約20℃での漏えい確認となるが、同様に系統最高使用温度での漏えい確認が困難な原子炉圧力容器の漏えい試験では、通常運転温度約280℃に対し180℃以上低い100℃以下で漏えい確認を行っていることから、常温での漏えい確認で十分であると判断する。</u></p>	<p>・炉型の違い  東海第二 (Mark-II) と島根2号炉 (Mark-I 改) の最高使用圧力の相違による  (以下、⑦の相違)</p> <p>・炉型及び設備の違い  ⑦及び設備仕様の相違</p>



第4.4-4表 漏えい試験の試験条件・目的・方法

	加圧媒体	試験圧力	試験温度	試験目的・方法
簡易点検	窒素ガス	30kPa [gage] 以上 (窒素封入圧力)	常温	系統内を不活性状態に維持することを目的に、系統全体を窒素封入圧力(待機状態)に加圧し、著しい漏えいのないことを確認する。
本格点検	窒素ガス	620kPa [gage] (最高使用圧力)	常温	使用時にバウンダリ機能が維持されていることを確認するために、系統全体を最高使用圧力に加圧し、著しい漏えいのないことを確認する。



第4.4-3 図 漏えい試験の試験概要図

表 4.5-4 漏えい試験の試験条件・目的・方法

加圧媒体	試験圧力	試験温度	周期	試験目的方法
窒素ガス	[ ] [gage] (窒素パーヅ圧力)	常温	1C	系統内を不活性状態に維持することを目的に、系統全体を窒素パーヅ圧力(待機状態)に加圧し、著しい漏えいのないことを確認する。
	853kPa [gage] (最高使用圧力)			使用時にバウンダリ機能が維持されていることを確認するために、系統全体を最高使用圧力に加圧し、著しい漏えいのないことを確認する。 (ペント弁(第3弁)から銀ゼオライト容器上流側オリフィスまで)
	427kPa [gage] (最高使用圧力)			使用時にバウンダリ機能が維持されていることを確認するために、系統全体を最高使用圧力に加圧し、著しい漏えいのないことを確認する。 (銀ゼオライト容器上流側オリフィスから圧力開放板まで)

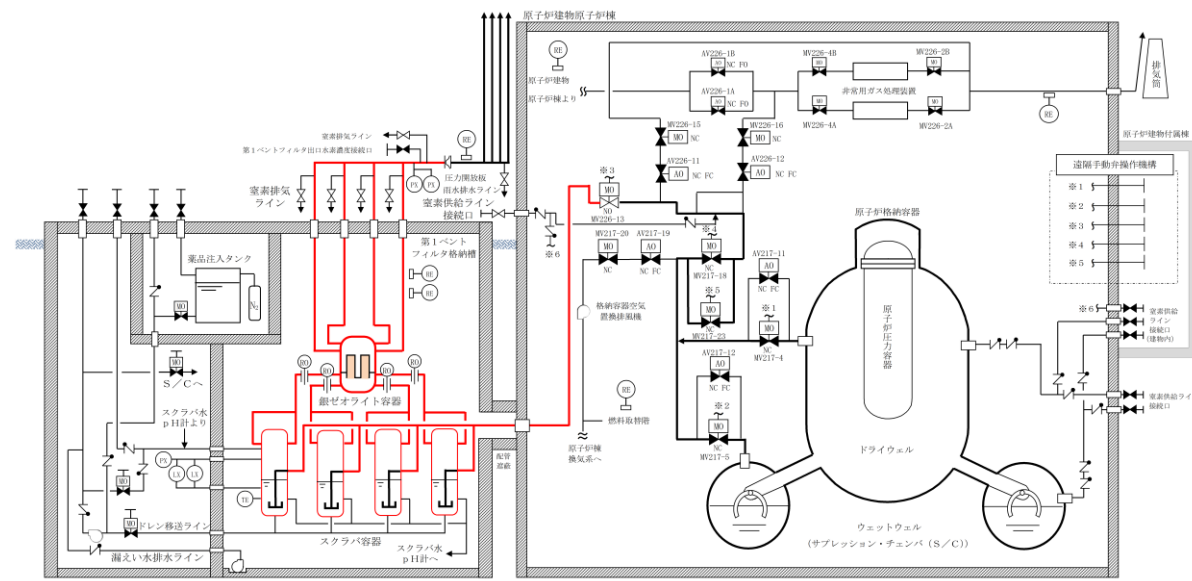


図 4.5-2 漏えい試験概要図

・設備の相違

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. <u>スクラビング水質確認試験</u>  <u>スクラビング水質確認試験は、サンプラインから水を採取・分析を実施し、スクラビング水が規定の濃度であることを確認する。</u></p> <p>e. <u>銀ゼオライト性能確認試験</u>  <u>よう素除去部に充填される銀ゼオライトについては、原子炉停止期間中にベントフィルタ内の試験用銀ゼオライトを用いてよう素除去性能試験を行い、規定の性能が確保されていることを確認する。</u></p>	<p>c. <u>スクラビング水性状確認</u>  <u>スクラビング水性状確認は、格納容器フィルタベント系待機中に、連結管からサンプル水の採取・分析を実施し、スクラビング水が規定の薬液濃度であることを確認する。</u></p> <p>d. <u>銀ゼオライトよう素除去性能試験</u>  <u>銀ゼオライト容器に充填される銀ゼオライトについては、銀ゼオライトと同等の環境に保管される銀ゼオライトサンプルを用いてよう素除去性能試験を行い、規定の性能が確保されていることを確認する。</u></p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 新規制基準への適合性</p> <p>5.1 第38条 (重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>(1) 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故防止設備のうち常設のものであって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するものが設置される重大事故等対処施設： 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</li> <li>・重大事故緩和設備のうち常設のものが設置される重大事故等対処施設： 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</li> <li>・重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</li> <li>・重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</li> </ul> </div> <p>(2) 規制基準適合性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の設備は、以下のとおり設計している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用した場合においても、当該施設を十分に支持できる地盤に設置する。</li> </ul>	<p>5. 新規制基準への適合性</p> <p>5.1 設置許可基準規則への適合性</p> <p>5.1.1 第38条 重大事故等対処施設の地盤</p> <p>第三十八条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備を設置する地盤</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 重大事故防止設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故防止設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤〔第1項第1号〕</p> <p>(b) 重大事故緩和設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故緩和設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤〔第1項第3号〕</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用した場合においても当該設備を十分に支持することができる地盤に設置する設計とする。</p> <p>(2) 重大事故等対処施設を設置する地盤の変形</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設（前項第二号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第二項において同じ。）は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。〔第2項〕</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる可能性のある支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ <u>地震発生に伴い地盤が変形した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p>・ <u>変位が生じるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p><u>以上より、第38条の要求事項に適合している。</u></p> <p>5.2 第39条 (地震による損傷の防止)</p> <p>(1) 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設： 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>・ 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設： 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> </div> <p>(2) 規制基準適合性</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の設備は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれないよう設計している。(別紙31)</u></p>	<p>(3) <u>重大事故等対処施設を設置する地盤の変位</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。[第3項]</u></p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント系は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する設計とする。</u></p> <p>5.1.2 第39条 地震による損傷の防止</p> <p><u>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の地震による損傷防止</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</u> [第1項第1号]</p> <p>(b) <u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</u> [第1項第3号]</p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント系は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。(別紙16)</u></p> <p>(2) <u>地震による斜面の崩壊</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u> [第2項]</p>	<p>・ 記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>以上より、<u>第39条の要求事項に適合している。</u></p> <p>5.3 <u>第40条 (津波による損傷の防止)</u></p> <p>(1) <u>規制基準要求事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・<u>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p> </div> <p>(2) <u>規制基準適合性</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置の設備を設置する原子炉建屋、格納容器圧力逃がし装置格納槽及び連絡配管路については、標高8mの位置に設置され(一部地下埋設)、防潮堤により基準津波が遡上してこないことから、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない。</u></p> <p><u>以上より、第40条の要求事項に適合している。</u></p> <p>5.4 <u>第41条 (火災による損傷の防止)</u></p> <p>(1) <u>規制基準要求事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・<u>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</u></p> </div> <p>(2) <u>規制基準適合性</u></p> <p>a. <u>火災の発生の防止</u></p> <p>(a) <u>火災防護対策を講じた設計</u></p> <p><u>多量の発火性又は引火性物質を内包する設備、火花及び水素が発生する設備はない。</u></p> <p><u>また、系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。</u></p> <p><u>なお、主要構造物は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性及び耐延焼性を有す</u></p>	<p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント系は、基準地震動Ssによる地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p>5.1.3 <u>第40条 津波による損傷の防止</u></p> <p><u>第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>津波による損傷防止</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント系を設置する原子炉建物及び第1ベントフィルタ格納槽は、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。</u></p> <p>5.1.4 <u>第41条 火災による損傷の防止</u></p> <p><u>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災による損傷防止</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</u></p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>火災の発生防止</u></p> <p>(i) <u>発火性又は引火性物質を内包する設備、火花及び水素ガスが発生する設備はない。</u></p> <p><u>また、系統内に水素が滞留することを防止する設計とする。</u></p> <p>(ii) <u>主要な構造材は、不燃性材料を使用し、ケーブルは、実証試験により自己消火性</u></p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>難燃ケーブルを使用し、電線管等で布設することにより、発火した場合においても他の構築物、系統又は機器に火災による影響を生じさせるおそれはない。</p> <p>(b) <u>落雷、地震への対策</u>  <u>落雷については、5.5項を参照。</u>  <u>地震については、5.2項を参照。</u></p> <p>b. 火災の感知、消火</p> <p>(a) 火災感知設備  <u>原子炉建屋及び格納容器圧力逃がし装置格納槽には、設置環境等を考慮し、異なる2種類の感知器を設置する。なお、感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、中央制御室にて監視できる設計とする。</u></p> <p>(b) 消火設備  <u>原子炉建屋は、消防法消防法及び実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準に基づき消火栓及び消火器を設置する。万一、タービン建屋等で消火配管が破断した場合は、消防車を用いて給水接続口より消火栓へ水の供給が可能な設計とする。また、格納容器圧力逃がし装置格納槽については、ケーブルを電線管等で布設するため火災によって煙が充満し消火が困難となることは少ないが、格納容器圧力逃がし装置格納槽の計装ラックや電動弁の火災を考慮し、消火器等を設置する。</u></p> <p>(c) 消火設備の破損等に対する影響  <u>原子炉建屋での消火設備の破損、誤作動等での放水等による溢水等は、安全機能に影響を与えないよう、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」に基づき設計する。</u></p> <p>以上より、第41条の要求事項に適合している。</p>	<p>及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用し、電線管等で敷設することにより、発火した場合においても他の構築物、系統又は機器に火災による影響を生じさない設計とする。</p> <p>(iii) <u>電気系統については、過電流による過熱や損傷を防止するために、保護継電器、遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。</u></p> <p>(iv) <u>落雷や地震により火災が発生する可能性を低減するために、避雷設備を設けるとともに、施設の区分に応じた耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p>(b) 火災の感知、消火</p> <p>(i) <u>格納容器フィルタベント系には、異なる種類の感知器を設置する設計とする。なお、感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、中央制御室にて監視できる設計とする。</u></p> <p>(ii) <u>格納容器フィルタベント系には、全域ハロン消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p>(c) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作について</p> <p>(i) <u>全域ガス消火設備には電気絶縁性が大きく揮発性も高いハロン1301を使用し、消火設備の破損、誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・設備の相違  島根2号炉では、第1ベントフィルタ格納槽に全域ハロン消火設備を設置している</p> <p>・設備の相違  島根2号炉では、第1ベントフィルタ格納槽に全域ハロン消火設備を設置している</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.5 第43条 (重大事故等対処設備)</p> <p>(1) 多様性及び独立性, 位置的分散</p> <p>a. 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>・可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </div> <p>b. 規制基準適合性</p> <p>(a) 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器及び残留熱除去系海水系ポンプの安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>設計上考慮する自然現象、外部人為事象については、設計基準事故対処設備の設計上考慮すべき想定される自然現象及び想定される人為事象と同じ事象を考慮する。(別紙32)</p>	<p>5.1.5 第43条 重大事故等対処設備</p> <p>第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 多様性及び独立性, 位置的分散</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。[第2項第3号]</p> <p>(b) 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。[第3項第3号]</p> <p>(c) 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。[第3項第5号]</p> <p>(d) 重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。[第3項第7号]</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系は、設置許可基準規則第48条においては、常設耐震重要重大事故防止設備兼常設重大事故緩和設備と整理し、残留熱除去系(格納容器冷却モード)の安全機能を代替する。残留熱除去系(格納容器冷却モード)については、サブプレッション・チェンバ内のプール水をドライウェル及びサブプレッション・チェンバの気相部にスプレィし、崩壊熱及び燃料の過熱に伴う燃料被覆管(ジルカロイ)と水の反応による発生熱を除去するものである。ドライウェルにスプレィされた水は、格納容器ベント管を通過してサブプレッション・チェンバ内に戻り、サブプレッション・チェンバ内にスプレィされた水とともに残留熱除去ポンプにより、熱交換器によって冷却された後、再びスプレィされる。したがって、当該系統については目的を果たすための原理及び構成機器を共有するものではなく、更には設置エリアは近接していないため、共通要因によって同時に機能喪失となることはない。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>設計上考慮する自然現象、外部人為事象については、設計基準事故対処設備の設計上考慮すべき想定される自然現象及び想定される人為事象と同じ事象を考慮する。(別紙15)</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>具体的な自然現象としては、国内外の基準等から網羅的に抽出した事象に対して、海外の評価手法を参考とした除外基準に基づいて選定した、風（台風）、竜巻、積雪、凍結、落雷、火山、降水、生物学的事象、洪水、<u>森林火災及び高潮</u>を考慮する。</p> <p>外部人為事象としては自然現象と同様の手法で選定した、航空機落下、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重、その他の使用条件において<u>格納容器圧力逃がし装置</u>がその機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.5(5) 環境条件等」に記載する。</p> <p>地震、風（台風）及び<u>竜巻の風荷重</u>、積雪、凍結、降水、<u>火山の影響</u>及び電磁的障害に対して<u>格納容器圧力逃がし装置</u>は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して<u>格納容器圧力逃がし装置</u>は、「5.1 重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置する。</p> <p>地震、津波及び火災に対して<u>格納容器圧力逃がし装置</u>は、「5.2 地震による損傷の防止」「5.3 津波による損傷の防止」「5.4 火災による損傷の防止」に基づき設計する。</p> <p>地震、津波、火災及び溢水に対して<u>格納容器圧力逃がし装置</u>は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系ポンプ</u>、<u>残留熱除去系熱交換器</u>及び<u>残留熱除去系海水系ポンプ</u>と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮して設置する。</p> <p>自然現象と外部人為事象に対して<u>格納容器圧力逃がし装置</u>のうち屋内に設置可能なものは、原子炉建屋、<u>格納容器圧力逃がし装置格納槽</u>及び連絡配管路内に設置する。屋外に設置する排気配管は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系ポンプ</u>、<u>残留熱除去系熱交換器</u>及び<u>残留熱除去系海水系ポンプ</u>と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図る。<u>また、多重化したフィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）については、自然現象による共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう位置的分散を図る。</u></p> <p>生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対しては、屋外の<u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>は、侵入防止対策等により安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>航空機落下に対しては、屋外に設置する排気配管を除き、<u>建屋内設置又は地下埋設</u>とする。</p>	<p>具体的な自然現象としては、国内外の基準等から網羅的に抽出した事象に対して、海外の評価手法を参考とした除外基準に基づいて選定した、風（台風）、竜巻、積雪、凍結、落雷、<u>地滑り・土石流</u>、<u>火山の影響</u>、降水、生物学的事象、洪水及び<u>森林火災</u>を考慮する。</p> <p>外部人為事象としては自然現象と同様の手法で選定した、<u>飛来物（航空機落下）</u>、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重、その他の使用条件において<u>格納容器フィルタベント系</u>がその機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.1.5(5) 環境条件及び荷重条件」に記載する。</p> <p>地震、風（台風）、積雪、凍結、降水及び電磁的障害に対して<u>格納容器フィルタベント系</u>は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して<u>格納容器フィルタベント系</u>は、「5.1.1 重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置する。</p> <p>地震、津波及び火災に対して<u>格納容器フィルタベント系</u>は、「5.1.2 地震による損傷の防止」「5.1.3 津波による損傷の防止」「5.1.4 火災による損傷の防止」に基づき設計する。</p> <p>地震、津波、火災及び溢水に対して<u>格納容器フィルタベント系</u>は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去ポンプ</u>、<u>残留熱除去系熱交換器</u>及び<u>原子炉補機冷却ポンプ</u>と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮して設置する。</p> <p>自然現象と外部人為事象に対して<u>格納容器フィルタベント系</u>のうち屋内に設置可能なものは、<u>原子炉建物</u>、<u>第1ベントフィルタ格納槽</u>に設置する。屋外に設置する排気配管は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去ポンプ</u>、<u>残留熱除去系熱交換器</u>及び<u>原子炉補機冷却ポンプ</u>と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図る。</p> <p>生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対しては、屋外の<u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）</u>は、侵入防止対策等により安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p><u>飛来物（航空機落下）</u>に対しては、屋外に設置する排気配管を除き、<u>建物内設置又は地下埋設</u>とする。</p>	<p>・設計方針の相違</p> <p>島根2号炉は、設計上考慮する事象として地滑り・土石流を選定し、高潮については津波評価で考慮していることから選定していない</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>島根2号炉は、環境条件として年超過発生頻度 <math>10^{-2}</math>/年を想定しているため、竜巻及び火山の影響は環境条件の対象としていない</p> <p>・設備の相違</p> <p>島根2号炉は、自然現象の影響を受けない地下の格納槽内に設置した上で多重化している</p>



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>洪水、ダムの崩壊、爆発及び近隣工場等の火災のうち石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p><u>高潮及び船舶の衝突</u>については、各々の影響を受けない敷地高さに保管する設計とする。</p> <p>有毒ガスについては、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>は機械構造物であり影響はうけない。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力を考慮し<u>格納容器圧力逃がし装置</u>は設計基準事故対処設備と異なる駆動源を用いる設計とする。</p> <p>(b) <u>可搬型窒素供給装置</u></p> <p><u>可搬型窒素供給装置</u>は、環境条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重、その他の使用条件において可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.5(5) 環境条件等」に記載する。</p> <p>風(台風)及び竜巻の風荷重、積雪、凍結、降水、<u>火山の影響</u>及び電磁波障害に対して<u>可搬型窒素供給装置</u>は、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>屋外に保管する<u>可搬型窒素供給装置</u>は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震に対して<u>可搬型窒素供給装置</u>は、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>津波に対して<u>可搬型窒素供給装置</u>は、津波の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>火災に対して<u>可搬型窒素供給装置</u>は、「5.4 火災による損傷の防止」に基づき設計する。</p> <p>自然現象又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムに対して屋外の<u>可搬型窒素供給装置</u>は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋のそれぞれから100mの離隔距離を確保した上で保管する。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力を考慮し、<u>可搬型窒素供給装置</u>は設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と異なる駆動源を用いる設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>a. <u>規制基準要求事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・<u>重大事故等対処設備</u>は、工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> </div>	<p>洪水、<u>地滑り・土石流</u>、ダムの崩壊、爆発及び近隣工場等の火災のうち石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>船舶の衝突については、各々の影響を受けない敷地高さに保管する設計とする。</p> <p>有毒ガスについては、<u>格納容器フィルタベント系</u>は機械構造物であり影響はうけない。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力を考慮し<u>格納容器フィルタベント系</u>は設計基準事故対処設備と異なる駆動源を用いる設計とする。</p> <p>(b) <u>可搬式窒素供給装置</u></p> <p><u>可搬式窒素供給装置</u>は、環境条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重、その他の使用条件において可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.1.5(5) 環境条件及び荷重条件」に記載する。</p> <p>風(台風)、積雪、凍結、降水及び電磁波障害に対して<u>可搬式窒素供給装置</u>は、<u>環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計</u>とする。</p> <p>屋外に保管する<u>可搬式窒素供給装置</u>は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震に対して<u>可搬式窒素供給装置</u>は、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>津波に対して<u>可搬式窒素供給装置</u>は、津波の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>火災に対して<u>可搬式窒素供給装置</u>は、「5.1.4 火災による損傷の防止」に基づき設計する。</p> <p>自然現象又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムに対して屋外の<u>可搬式窒素供給装置</u>は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている建物のそれぞれから100mの離隔距離を確保した上で保管する。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力を考慮し、<u>可搬式窒素供給装置</u>は設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と異なる駆動源を用いる設計とする。</p> <p>(2) 悪影響の防止</p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。 [第1項第5号]</p>	<p>・設計方針の相違</p> <p>島根2号炉は、設計上考慮する事象として地滑り・土石流を選定している。また、高潮については津波評価で考慮していることから選定していない</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>島根2号炉は、環境条件として年超過発生頻度 <math>10^{-2}</math>/年を想定しているため、竜巻及び火山の影響は環境条件の対象としていない</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>規制基準適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント設備</u></p> <p>他設備への系統的な影響に対しては、格納圧力逃がし装置配管は、サブプレッション・チェンバ及びドライウェルに接続された不活性ガス系配管が合流した下流に接続する耐圧強化ベント系配管から分岐していることから、設計基準対象施設である不活性ガス系に悪影響を及ぼさないように、格納容器圧力逃がし装置配管に設置した隔離弁を閉止しておくことによって、確実な隔離ができる設計とする。</p> <p>(b) <u>可搬型窒素供給装置</u></p> <p>他設備への系統的な影響に対しては、可搬型窒素供給装置を接続する緊急時窒素封入系の配管は、格納容器圧力逃がし装置配管に接続していることから、格納容器圧力逃がし装置に悪影響を及ぼさないように、格納容器圧力逃がし装置配管に設置した手動弁を閉止しておくことによって、確実な隔離ができる設計とする。</p> <p>また、可搬型窒素供給装置は、通常待機時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は通常待機時の分離された状態から可搬ホースを接続することにより重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3) <u>共用の禁止</u></p> <p>a. <u>規制基準要求事項</u></p> <p>・常設重大事故等対処設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>b. <u>規制基準適合性</u></p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。なお、東海第二発電所は単一の発電用原子炉施設である。</p> <p>(4) <u>容量等</u></p> <p>a. <u>規制基準要求事項</u></p> <p>・常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p>	<p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント系</u>は、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(b) <u>格納容器フィルタベント系</u>は、重大事故等時の排出経路と他の系統及び機器との間に隔離弁を直列に2個設置し、格納容器フィルタベント系使用時に確実に隔離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(c) <u>可搬式窒素供給装置</u></p> <p>可搬式窒素供給装置は、通常待機時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は通常待機時の分離された状態から可搬ホースを接続することにより重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3) <u>共用の禁止</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>二以上の発電用原子炉施設</u>において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。[第2項第2号]</p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>格納容器フィルタベント系</u>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(4) <u>容量</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</u> [第2項第1号]</p> <p>(b) <u>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</u> [第3項第1号]</p>	<p>・設備の相違</p> <p>島根2号炉の可搬式窒素供給装置は、直接格納容器フィルタベント系に接続する</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>規制基準適合性</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置は、重大事故等時に崩壊熱による格納容器内の温度及び圧力の上昇に対して、格納容器内の雰囲気ガスを取り出し大気へ放出することにより、格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる容量を有する設計とする。また、重大事故等時の格納容器内の水素濃度を低減できる容量を有する設計とする。</u></p> <p>可搬型重大事故等対処設備である可搬型の窒素供給装置は、ベント後の格納容器圧力逃がし装置入口配管の水素濃度を可燃限界（4vol%）以下に維持するために必要な窒素量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型窒素供給装置は、必要となる容量等を賄うことができる設備を1セット持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>原子炉建屋屋上位置より放出される放射性物質濃度を確認するためのフィルタ装置出口放射線モニタは、ベント実施時に想定されるフィルタ装置出口配管に内包される放射性物質からのγ線強度を十分監視できる計測範囲を有した設計とする。</p> <p>水素の排出経路内の水素濃度を計測するためのフィルタ装置入口水素濃度計は、可搬型窒素供給装置からの窒素によるパージの効果が確認でき、配管内の水素濃度が可燃限界濃度以下であることが監視できる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>(5) <u>環境条件等</u></p> <p>a. <u>環境条件</u></p> <p>(a) <u>規制基準要求事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> </div>	<p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>フィルタ装置の設計流量については、想定される重大事故等時において格納容器内で発生する蒸気量に対して、排出可能な蒸気量を大きくすることで、格納容器を減圧するために十分な排出流量を有する設計とする。</u></p> <p>(b) <u>スクラビング水位については、想定される重大事故シナリオにおいて、スクラバ容器の粒子状放射性物質に対する除去効率が金属フィルタと組み合わせて 99.9%以上確保可能な水位とする。</u></p> <p>(c) <u>スクラビング水の待機時の薬液添加濃度については、想定される重大事故等時のスクラビング水のpH値の低下を考慮しても、無機よう素に対する除去効率が 99%以上確保できるpH値を維持可能な添加濃度とする。</u></p> <p>(d) <u>スクラバ容器の金属フィルタの許容エアロゾル量については、想定される重大事故シナリオにおいて当該システムを使用した際に、金属フィルタへ流入するエアロゾル量を算定し、金属フィルタの閉塞が生じないだけの十分な容量を有する設計とする。</u></p> <p>(e) <u>圧力開放板は、格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならないよう、格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力である約 80kPa[gage]で破裂する設計とする。</u></p> <p>(f) <u>可搬型重大事故等対処設備である可搬式窒素供給装置は、ベント後の格納容器フィルタベント系の水素濃度を可燃限界（4vol%）以下に維持するために必要な窒素量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。</u></p> <p>(g) <u>可搬式窒素供給装置は、必要となる容量等を賄うことができる設備を1セット持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</u></p> <p>(h) <u>原子炉建屋屋上位置より放出される放射性物質濃度を確認するためのフィルタ装置出口放射線モニタは、ベント実施時に想定されるフィルタ装置出口配管に内包される放射性物質からのγ線強度を十分監視できる計測範囲を有した設計とする。</u></p> <p>(g) <u>水素の排出経路内の水素濃度を計測するための第1ベントフィルタ出口水素濃度は、可搬式窒素供給装置からの窒素によるパージの効果が確認でき、配管内の水素濃度が可燃限界濃度以下であることが監視できる計測範囲を有する設計とする。</u></p> <p>(5) <u>環境条件及び荷重条件</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。[第1項第1号]</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 規制基準適合性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、使用する際の環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、設備を施設する場所、想定事象及び操作時間に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作に支障がない場所に施設する。</p> <p>荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重に加えて、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響）による荷重を、発生頻度を踏まえて適切に考慮する。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、格納容器圧力逃がし装置は原子炉建屋付属棟（二次格納施設外）、屋外（格納容器圧力逃がし装置の使用により影響が与えられる区画）に設置することから、その区画における環境条件及び操作時間に対して、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等発生時のプロセス条件（流体温度、圧力、流速）において、その機能が有効に発揮できる設計とする。</p> <p>さらに、フィルタ装置内に貯留しているスクラビング水は薬品を含むため、薬品影響を考慮した設計とする。（別紙43）</p> <p>b. 設置場所</p> <p>(a) 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</li> </ul> </div> <p>(b) 規制基準適合性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の起動に必要な弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とするとともに、現場操作も可能となるようにフレキシブルシャフトを設け、現場で人力により確実に操作できる設計とする。（別紙16）</p> <p>このフレキシブルシャフトは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は必要な遮蔽等を設置する。（別紙48）</p>	<p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系のフィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）は、第1ベントフィルタ格納槽内に設置されている設備であることから、想定される重大事故等時における第1ベントフィルタ格納槽内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。（別紙20）</p> <p>(b) 格納容器フィルタベント系の圧力開放板は、屋外（原子炉建物近傍）に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における屋外（原子炉建物近傍）の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。</p> <p>(c) 降水及び凍結により機能を損なわないよう、放出口が屋外に開放される配管については雨水が蓄積しない構造とする。スクラバ容器は地下の第1ベントフィルタ格納槽に設置しているため、凍結しない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。[第1項第6号]</p> <p>(b) 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。[第3項第4号]</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系のフィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）については、当該システムを使用した際に放射線量が高くなることから地下の第1ベントフィルタ格納槽の中に設置することにより、重大事故等対処設備の操作及び復旧作業に影響を及ぼさない設計とする。また、スクラバ容器へ接続する配管についても、同様に地下の第1ベントフィルタ格納槽の中に設置する。</p> <p>(b) 格納容器フィルタベント系を使用する際に操作が必要な隔離弁については、排気ガスに含まれる放射性物質により、当該弁に直接近接して操作を行うことは困難であるため、中央制御室又は離れた場所から遠隔操作が可能な設計とする。また操作場所は、原子炉建物付属棟に設置することで、運転員の放射線防護を考慮した設計とする。（別紙</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>可搬型窒素供給装置は、使用する際の環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、設備を設置する場所、想定事象及び操作時間に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作に支障がない場所に施設する。(別紙18)</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、可搬型窒素供給装置は、屋外に保管及び設置することから、この区画における環境条件及び操作時間に対して、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>フィルタ装置入口水素濃度計(サンプリング設備含む)による監視に必要な弁等は、重大事故時における二次格納施設内及び原子炉建屋付属棟(二次格納施設外)の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタは、原子炉建屋付属棟(二次格納施設外)及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>(6) 操作性及び試験・検査性について</p> <p>a. 操作性の確保</p> <p>(a) 操作の確実性</p> <p>ア. 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> </div> <p>イ. 規制基準適合性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の起動は、隔離弁を開弁することによって行う。これらの弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とするとともに、現場操作も可能となるようにフレキシブルシャフトを設け、現場で人力により確実に操作できる設計とする。(別紙16)</p> <p>中央制御室設置の制御盤での操作スイッチは、運転員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>現場での操作に対して、フレキシブルシャフトは想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は必要な遮蔽等を設置する。(別紙48)</p> <p>また、操作場所までの経路を確保するとともに、経路上にはアクセス及び操作に支障をきたす設備等は設置しない、又は支障をきたさない措置を行うこととし、操作する全ての設備に対し十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備し、専用工具は、作業場所の近傍で保管する。</p>	<p>3, 別紙4)</p> <p>(c) 可搬式窒素供給装置は、使用する際の環境温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、設備を設置する場所、想定事象及び操作時間に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作に支障がない場所に施設する。(別紙8)</p> <p>(d) 重大事故等発生時の環境条件については、可搬式窒素供給装置は、屋外に保管及び設置することから、この区画における環境条件及び操作時間に対して、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>(e) 第1ベントフィルタ出口水素濃度による監視に必要な弁等は、重大事故時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>(f) 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)は、第1ベントフィルタ格納槽の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>(7) 操作性及び試験・検査性について</p> <p>a. 操作性の確保</p> <p>(a) 操作の確実性</p> <p>ア. 要求事項</p> <p>ア) 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。[第1項第2号]</p> <p>イ. 適合性</p> <p>ア) 格納容器フィルタベント系を使用する際に操作が必要な隔離弁(NGC N2トーラス出口隔離弁, NGC N2ドライウェル出口隔離弁, NGC非常用ガス処理入口隔離弁)については、遠隔手動弁操作機構にて原子炉建物付属棟より人力にて遠隔操作することにより、重大事故等の環境下においても確実に操作が可能な設計とする。NGC N2トーラス出口隔離弁, NGC N2ドライウェル出口隔離弁, NGC非常用ガス処理入口隔離弁は電源が復旧することにより、中央制御室でも遠隔操作可能である。NGC非常用ガス処理入口隔離弁が使用できない場合にはNGC非常用ガス処理系入口隔離弁バイパス弁を遠隔手動弁操作機構により、原子炉建物付属棟より人力にて遠隔操作することも可能である。なお、NGC非常用ガス処理系入口隔離弁バイパス弁についても、電源が復旧することにより、中央制御室でも遠隔操作可能である。(別紙3, 別紙4)</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置への窒素の供給は、可搬型窒素供給装置に接続したホースを外部接続口へ接続し、窒素供給元弁を開弁することによって行う。</p> <p>操作を確実なものとするため、操作環境として、可搬型窒素供給装置、ホース接続箇所及び窒素供給元弁は放射線の影響をなるべく受けない場所へ設置する。また、操作場所及び接続場所までの経路を確保するとともに、経路上には操作に支障をきたす設備等は設置しない、又は支障をきたさない措置を行うこととし、操作する全ての設備に対し十分な空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>操作準備として、作業に必要な工具は、確実に取り扱うことかできるように、一般的に用いられる工具を使用する。専用工具は、作業場所の近傍で保管又は専用工具を使用する可搬型窒素供給装置とともに運搬できる設計とする。可搬型窒素供給装置の運搬・設置等が確実にできるような車両への配備（車載）を行う。</p> <p>フィルタ装置入口水素濃度計は、監視に必要なサンプリング設備の弁等の操作は、中央制御室からの操作が可能な設計とする。</p> <p>(b) 系統の切替性</p> <p>ア. 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・重大事故等対処設備は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常待機時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> </div> <p>イ. 規制基準適合性</p>	<p>イ) <u>流路に設ける圧力開放板は、格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならないよう、格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で破裂することで操作が不要な設計とする。</u></p> <p>ウ) <u>格納容器フィルタベント系使用時に、格納容器フィルタベント系に接続される他系統との隔離のための弁（SGT NGC連絡ライン隔離弁、SGT NGC連絡ライン隔離弁後弁、SGT耐圧強化ベントライン止め弁、SGT耐圧強化ベントライン止め弁後弁、NGC常用空調換気入口隔離弁、NGC常用空調換気入口隔離弁後弁）については、中央制御室により閉操作、若しくは閉確認をすることができる設計とする。</u></p> <p>エ) <u>可搬式窒素供給装置については、付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。可搬式窒素供給装置は付属の操作スイッチ及び操作に必要な弁を操作するにあたり、緊急時対策要員のアクセス性、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、緊急時対策要員の操作・監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</u></p> <p>オ) <u>可搬式窒素供給装置は、接続口まで屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</u></p> <p>カ) <u>ホースの接続作業に当たっては、特殊な工具、及び技量は必要とせず、簡便な結合金具による接続並びに一般的な工具を使用することにより、確実に接続が可能な設計とする。</u></p> <p>キ) <u>操作が必要な弁については、屋外にあるため、操作位置及び作業位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p>ク) <u>第1ベントフィルタ出口水素濃度は、監視に必要なサンプリング設備の操作は、中央制御室からの操作が可能な設計とする。</u></p> <p>(b) 系統の切替性</p> <p>ア. 要求事項</p> <p>ア) <u>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。[第1項第4号]</u></p> <p>イ. 適合性</p> <p>ア) <u>格納容器フィルタベント系のフィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）及び圧力開放板については本来の用途以外の用途には使用しない。</u></p> <p>イ) <u>本系統を使用する際には、流路に接続される弁（NGC N2トールラス出口隔離弁、NGC N2ドライウェル出口隔離弁、NGC非常用ガス処理入口隔離弁）を電源喪失時においても遠隔手動弁操作機構にて原子炉建物附属棟より人力にて遠隔操作することにより、排気ガスをフィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）に導くことが</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>サンプリング用の弁は、ベント前に現場で開操作する</p> <p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>格納容器圧力逃がし装置は、不活性ガス系の一部を使用しており、重大事故等時に使用する場合には、接続する原子炉建屋ガス処理系、換気空調系、耐圧強化ベント系を、中央制御室からの弁操作によって速やかに切替えが可能である。</p> <p>また、全交流動力電源が喪失した場合、原子炉建屋ガス処理系及び換気空調系との取合い弁である空気駆動弁については、フェイルクローズであるため、系統の切替えは可能である。耐圧強化ベント系との取合い弁については電動駆動弁であり、耐圧強化ベント系は格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合に使用する系統であるため、全閉状態を維持する。</p> <p>可搬型窒素供給装置は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備ではないことから、系統の切替えは発生しない。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>ア. 規制基準要求事項</p> <div data-bbox="240 1012 1270 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・可搬型重大事故等対処設備において、常設設備と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> </div> <p>イ. 規制基準適合性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備である可搬型窒素供給装置と常設設備である外部接続口との接続は、容易かつ確実に接続できるように、簡便な接続規格を用いるとともに、識別表示を行うことで操作が確実にできる設計とする。</p> <p>(d) 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>ア. 規制基準要求事項</p> <div data-bbox="240 1600 1270 1732" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> </div> <p>イ. 規制基準適合性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁等の現場操作場所までの経路は、移動に支障をきたすことがないよう、経路上にはアクセス及び操作に支障をきたす設備等は設置しない。</p>	<p>可能である。また、NGC N2トラス出口隔離弁、NGC N2ドライウェル出口隔離弁、NGC非常用ガス処理入口隔離弁は電源が復旧することにより、中央制御室でも遠隔操作可能である。NGC非常用ガス処理入口隔離弁が使用できない場合にはNGC非常用ガス処理入口隔離弁バイパス弁を遠隔手動弁操作機構により原子炉建物附属棟より人力にて操作することも可能である。NGC非常用ガス処理入口隔離弁バイパス弁は、電源が復旧することにより、中央制御室でも遠隔操作可能である。</p> <p>ウ) 格納容器フィルタベント系は、窒素ガス制御系の一部を使用しており、重大事故等時に使用する場合には、接続する原子炉棟換気系、非常用ガス処理系を、中央制御室からの弁操作によって速やかに切替えが可能である。</p> <p>また、全交流動力電源が喪失した場合、原子炉棟換気系、非常用ガス処理系との取合い弁は、フェイルクローズの空気駆動弁及びフェイルアズイズの電動駆動弁であることから、空気駆動弁については全交流動力電源喪失時には、全閉状態となり、電動駆動弁については、全閉状態を維持するため、系統の切り替えは可能である。</p> <p>可搬型窒素供給装置は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備ではないことから、系統の切替えは発生しない。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>ア. 要求事項</p> <p>ア) 常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。[第3項第2号]</p> <p>イ. 適合性</p> <p>ア) 格納容器フィルタベント系の可搬型窒素供給装置の接続箇所は、窒素ガス代替注入系への窒素ガスの供給にも使用することができるよう、可搬型窒素供給装置から来るホースと接続口について、簡便な接続方式である結合金具にすることに加え、接続口の口径を50Aに統一することで、確実に接続ができる設計とする。</p> <p>(d) 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>ア. 要求事項</p> <p>ア) 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。[第3項第6号]</p> <p>イ. 適合性</p> <p>ア) 格納容器フィルタベント系の可搬型窒素供給装置は、通常時は高台の第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管しており、想定される重大事故等が発生し</p>	<p>・設備の相違 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 ④の相違</p> <p>・設備の相違 ⑤の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>い、又は支障をきたさない措置を行う。</p> <p>可搬型窒素供給装置は車両へ配備し、経路は地震、津波による被害を想定し、経路確保のための重機を配備することで、可能な限り早急に移動ルートを確認する。</p> <p>b. 試験・検査</p> <p>(a) 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること</p> </div> <p>(b) 規制基準適合性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の機械設備、電気設備、計装設備は、設置環境や動作頻度に対する故障及び劣化モード等を考慮した適切な周期による定期的な点検により、設備性能を確保していることの確認ができる設計とする。</p> <p>以上より、第43条の要求事項に適合している。</p> <p>5.6 第48条 (最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)</p> <p>(1) 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>た場合においても、保管場所から接続場所までの運搬経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>b. 試験及び検査</p> <p>(a) 要求事項</p> <p>ア. 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。[第1項第3号]</p> <p>(b) 適合性</p> <p>ア. スクラバ容器は、発電用原子炉の停止中にマンホールを開放して内部構造物の外観点検が可能な設計とする。</p> <p>イ. 銀ゼオライト容器は、発電用原子炉の停止中にマンホールを開放して内部構造物の外観点検が可能であることに加え、内部に設置されている吸着材試験片(銀ゼオライト)を用いてよう素除去性能試験が実施可能な設計とする。</p> <p>ウ. 圧力開放板については、発電用原子炉の停止中にホルダーから取外して定期的に取り替えが可能な設計とする。</p> <p>エ. 格納容器フィルタベント系において格納容器から放出口までのラインを構成する電動弁については、発電用原子炉の停止中に機能・性能試験が可能な設計とする。発電用原子炉の運転中については、弁の開閉動作の確認により系統内に封入されている窒素が外部に排出されることを防止するため、開閉動作の確認は実施しない。</p> <p>オ. 機能・性能試験として、格納容器フィルタベント系の主配管は漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>5.1.6 第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>第四十八条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第48条に規定する「最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) 格納容器フィルタベント系の設置</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷等を防止するため、重大事故防止設備を整備すること。</p>	



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 規制基準適合性</p> <p>a. 格納容器圧力逃がし装置の設置</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、<u>最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備として、格納容器圧力逃がし装置を設置する。</u></p> <p>b. 設計基準事故対処設備との多様性、独立性、位置的分散</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、最終ヒートシンクである海へ熱を輸送する機能を有する設計基準事故対処設備である残留熱除去系ポンプ、熱交換器及び残留熱除去系海水系ポンプに対して、<u>大気へ熱を輸送することから多様性を有しているとともに、システムの独立性及び位置的分散が図られた設計としている。</u></p> <p>c. 残留熱除去系の使用が不可能な場合の考慮</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、<u>残留熱除去系と独立した設備であることから、残留熱除去系が使用不可能となった場合においても、大気を最終ヒートシンクとして熱を輸送することが可能な設計としている。</u></p> <p>d. 敷地境界での線量評価</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の使用に際しては、敷地境界での線量評価を実施している。</p>	<p>b. 適合性</p> <p>(a) 設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器フィルタベント系を設ける。</u></p> <p>(2) 設計基準事故対処設備との多様性、独立性、位置的分散</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) <u>重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備に対して、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。</u></p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) <u>当該設備は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器冷却モード)及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、多様性、位置的分散を図った設計とする。</u></p> <p>(b) <u>残留熱除去系及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)との独立性については、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</u></p> <p>(c) <u>排出経路に設置される隔離弁の電源については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作が可能な設計とすることとしているが、遠隔手動弁操作機構等を用いて必要に応じて現場での手動操作も可能な設計とすることによって駆動源の多様化を図っている。</u></p> <p>(d) <u>格納容器フィルタベント系については、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)と異なり、ポンプや熱交換器等を必要としないが、これらの系統を構成する主要設備については、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)に対して位置的分散を図った設計とする。なお、格納容器フィルタベント系の配管及び弁の一部については、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)の配管及び弁と同一階に設置されているが、残留熱除去系及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)の配管及び弁とは区画された部屋に設置することにより、位置的分散を図った設計とする。</u></p> <p>(3) 残留熱除去系の使用が不可能な場合の考慮</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) <u>残留熱除去系の使用が不可能な場合について考慮すること。</u></p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) <u>当該設備は残留熱除去系及び原子炉補機冷却系(区分Ⅰ、Ⅱ)が機能喪失した場合に使用する設計とする。</u></p> <p>(4) 敷地境界での線量評価</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) <u>格納容器圧力逃がし装置を整備する場合は、本規程第50条3b)に準ずること。また、</u></p>	<p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>以上より、<u>第48条の要求事項に適合している。</u></p> <p>5.7 第50条 (原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)</p> <p>(1)規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p><u>その使用に際しては、敷地境界での線量評価を行うこと。</u></p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>当該設備は設置許可基準規則解釈の第50条第3項b)の要求を満たすものとする。</u></p> <p>(b) <u>当該設備を使用して格納容器ベントを実施した場合に放出される想定放射性物質の放出量に対して、あらかじめ敷地境界での線量評価を行うこととする。</u></p> <p>(c) <u>敷地境界を含む原子力発電所周辺の放射性物質の濃度及び放射線量を監視、測定する設備を設けるものとする。</u></p> <p>5.1.7 第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>第五十条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において過圧による原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設（原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による損傷が発生するおそれがあるものに限る。）には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>3 前項の設備は、共通要因によって第一項の設備の過圧破損防止機能（炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「原子炉格納容器バウンダリを維持」とは、限界圧力及び限界温度において評価される原子炉格納容器の漏えい率を超えることなく、原子炉格納容器内の放射性物質を閉じ込めておくことをいい、「原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>2 第2項に規定する「原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるもの」とは、原子炉格納容器の容積が小さく炉心損傷後の事象進展が速い発電用原子炉施設であるBWR及びアイスコンデンサ型格納容器を有するPWRをいう。</p> <p>3 第2項に規定する「原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>4 第3項に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、多様性及び可能な限り独立性を有し、位置的分散を図ることをいう。</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 規制基準適合性</p> <p>a. 格納容器圧力逃がし装置の設置 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備として、格納容器圧力逃がし装置を設置する。</p> <p>b. 放射性物質の低減</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置により排気中に含まれる放射性物質を低減する設計とする。</p> <p>c. 可燃性ガスの爆発防止対策</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、可燃性ガスの爆発防止のため、排気配管には系統内の窒素置換に必要な大気との隔壁として、排気の妨げにならない微正圧で動作するラブチャーデイスク（圧力開放板）を設け、系統待機中より、窒素置換による系統内の不活性化によって、水素爆発を防止する設計とする。また、格納容器圧力逃がし装置の配管にはUシール部を作らずベント中の蒸気凝縮で配管が閉塞することによる水素及び酸素の滞留を防止する設計とする。ベント停止操作等により、水素が滞留する可能性がある箇所については、窒素供給により可燃限界を超えることがないよう、希釈、掃気ができる設計とする。</p>	<p>(1) 格納容器フィルタベント系の設置</p> <p>a. 要求事項 (a) 格納容器圧力逃がし装置を設置すること。</p> <p>b. 適合性 (a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内の圧力及び温度を低下させるために格納容器フィルタベント系を設ける。</p> <p>(2) 放射性物質の低減</p> <p>a. 要求事項 (a) 格納容器圧力逃がし装置は、排気中に含まれる放射性物質を低減するものであること。</p> <p>b. 適合性 (a) 当該設備は排気中に含まれる放射性物質を低減するため、フィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）を設置する設計とする。 (b) スクラバ容器にて粒子状放射性物質の99.9%以上、ガス状の無機よう素に対して99%以上を除去可能である。また、銀ゼオライト容器にて、有機よう素に対して98%以上を除去可能である。</p> <p>(3) 可燃性ガスの爆発防止対策</p> <p>a. 要求事項 (a) 格納容器圧力逃がし装置は、可燃性ガスの爆発防止等の対策が講じられていること。</p> <p>b. 適合性 (a) 排気中に含まれる可燃性ガスの爆発防止等の対策として、当該系統内を可搬式窒素供給装置にて不活性ガス（窒素ガス）にて置換した状態で待機し、使用後には同様に可搬式窒素供給装置を用いて、系統内を不活性ガスにてパージできる設計とする。これにより、格納容器ベント初期に排気中に含まれる可燃性ガス及び使用後にスクラビング水の放射線分解により発生する可燃性ガスによる爆発を防ぐことが可能な設計とする。なお、格納容器ベント実施後に格納容器及びスクラビング水内に貯留された核分裂生成物による水の放射線分解によって発生する可燃性ガスの量は微量であり、また、連続して系外に排出されていることから、系統内で可燃領域に達することはない。系統内で可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所については、可燃性ガスを連続して排出するバイパスラインを設置することで、局所的に滞留し、系統内で可燃性ガスの濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。</p> <p>(4) 他系統との共用</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. 他系統との共用</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は、他の系統・機器に悪影響を及ぼさないよう、接続する系統と弁により分離する設計とする。</p> <p>e. 原子炉格納容器の負圧防止</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、格納容器圧力逃がし装置を使用しても格納容器が負圧に至ることはないことを確認していることから、負圧破損を防止する設備は設置しない。</p> <p>f. 隔離弁の操作</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の起動は、隔離弁（電動駆動）を開弁することによって行う。また、停止は隔離弁（電動駆動）を閉弁することによって行う。これらの弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とするとともに現場操作も可能となるように、駆動部にフレキシブルシャフトを設け、現場で人力により確実に操作できる設計とする。</p> <p>g. 隔離弁操作時の放射線防護対策</p>	<p>a. 要求事項</p> <p>(a) 格納容器圧力逃がし装置の配管等は、他の系統・機器（例えばSGTS）や他号機の格納容器圧力逃がし装置等と共用しないこと。ただし、他への悪影響がない場合を除く。</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系を使用する際に流路となる窒素ガス制御系、非常用ガス処理系及び格納容器フィルタベント系の配管は、他号炉とは共用しない。また、格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は直列で2個設置し、格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(5) 格納容器の負圧防止</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) また、格納容器圧力逃がし装置の使用に際しては、必要に応じて、格納容器の負圧破損を防止する設備を整備すること。</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 重大事故等対策の有効性評価において、格納容器フィルタベント系を使用しても格納容器が負圧にならないことを確認している。</p> <p>(b) 格納容器ベント停止後に再度、格納容器代替スプレイ系等により格納容器内へのスプレイを行う場合は、格納容器内圧力を確認し、規定の圧力まで減圧した場合は格納容器内へのスプレイを停止する運用とする。</p> <p>(6) 隔離弁の人力操作</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 格納容器圧力逃がし装置の隔離弁は、人力により容易かつ確実に開閉操作ができること。</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構により人力で容易かつ確実に開閉操作が可能な設計とする。</p> <p>(b) 電動弁については常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)又は可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)からの給電により、中央制御室から開閉操作が可能な設計とする。</p> <p>(7) 隔離弁操作時の放射線防護対策</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷時においても、現場において、人力で格納容器圧力逃がし装置の隔離弁の操作ができるよう、遮蔽又は離隔等の放射線防護対策がなされていること。</p> <p>b. 適合性</p>	<p>・記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>電動駆動弁の人力による操作部は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は必要な遮蔽等を設置する設計とする。</p> <p>h. 圧力開放板</p> <p>本設備には、系統内を不活性ガス（窒素）で置換する際の大気との隔離のため、圧力開放板を設置することとしており、この圧力開放板はベントの妨げにならないよう、ベント開始圧力と比較して十分低い圧力で開放する設計とする。</p> <p>i. 長期的な使用時の悪影響防止</p> <p>サプレッション・チェンバ及びドライウエルに排気ラインを設置し、系統の冗長性を確保する。接続位置については、長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けにくい場所としている。</p> <p>j. 設備使用後の放射線防護対策</p>	<p>(a) 格納容器フィルタベント系を使用する際に操作が必要な隔離弁の遠隔手動弁操作機構を介した操作場所は、原子炉建物付属棟に設置することで、作業員の放射線防護を考慮する設計とする。</p> <p>(8) 圧力開放板</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) ラブチャディスクを使用する場合は、バイパス弁を併置すること。ただし、格納容器圧力逃がし装置の使用の妨げにならないよう、十分に低い圧力に設定されたラブチャディスク（格納容器の隔離機能を目的としたものではなく、例えば、配管の窒素充填を目的としたもの）を使用する場合又はラブチャディスクを強制的に手動で破壊する装置を設置する場合を除く。</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 圧力開放板については、待機時に系統内を不活性ガス（窒素ガス）にて置換する際の 大気との障壁として設置する。また、バイパス弁は併置しないものの、圧力開放板は格納容器からの排気圧力(384kPa[gage])と比較して十分に低い圧力である約 80kPa [gage]にて破裂する設計であり、格納容器フィルタベント系の排気の妨げにならない設計とする。</p> <p>(9) 長期的な使用時の悪影響防止</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 格納容器圧力逃がし装置は、長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない場所に接続されていること。</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器との接続位置は、サプレッション・チェンバ及びドライウエルに設けるものとし、いずれからも格納容器フィルタベント系を用いた排気を実施することができるよう設計する。</p> <p>(b) サプレッション・チェンバ側からの排気では、サプレッション・チェンバの水面からの高さを確保し、ドライウエル側からの排気では、燃料棒有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることにより、長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。</p> <p>(10) 設備使用後の放射線防護対策</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 使用後に高線量となるフィルター等からの被ばくを低減するための遮蔽等の放射線防護対策がなされていること。</p> <p>b. 適合性</p>	

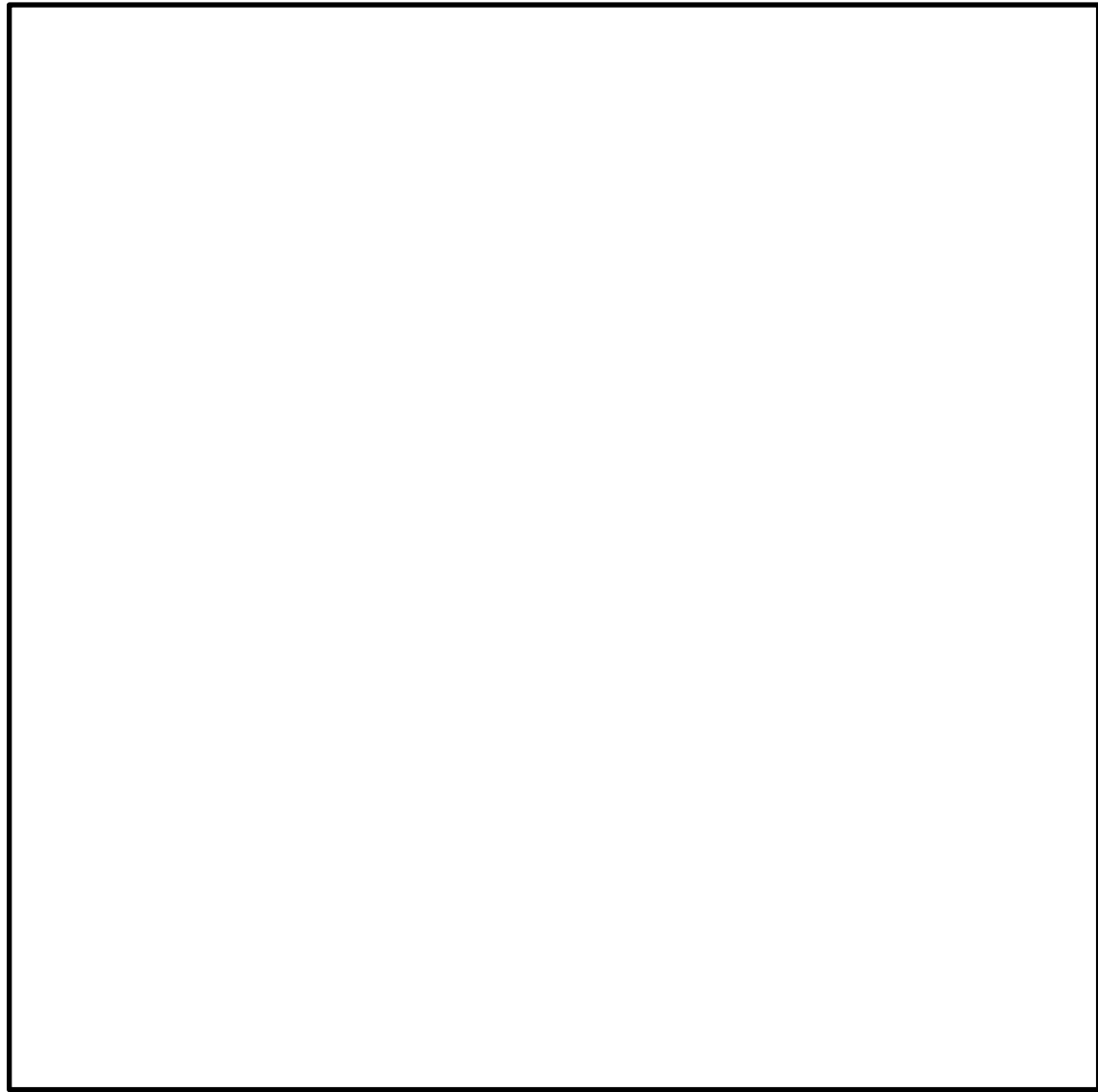
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>スクラビング水の補給等、屋外作業を実施する際、ベント実施後に高線量となるフィルタ装置からの被ばくを低減するため、格納容器圧力逃がし装置格納槽は必要な遮蔽厚さを設けた設計とする。</p> <p>以上より、第50条の要求事項に適合している。</p> <p>5.8 第52条 (水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)</p> <p>(1) 規制基準要求事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。</li> </ul> </div>	<p>(a) 格納容器フィルタベント系のフィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）及び使用時に高線量となる配管、機器等は地下の第1ベントフィルタ格納槽に設置し、格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。</p> <p>(11) 格納容器フィルタベント系と残留熱代替除去系の多様性及び可能な限りの独立性、位置的分散の確保</p> <p>a. 要求事項</p> <p>(a) 多様性及び可能な限り独立性を有し、位置的分散を図ること。</p> <p>b. 適合性</p> <p>(a) 格納容器フィルタベント系及び残留熱代替除去系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(b) 格納容器フィルタベント系は、人力により排出経路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、残留熱代替除去系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>(c) 残留熱代替除去系に使用する原子炉補機代替冷却系の移動式代替熱交換設備及び大型送水ポンプ車は、格納容器フィルタベント系から離れた屋外に分散して保管することで、格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(d) 移動式代替熱交換設備の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ格納容器フィルタベント系との離隔を考慮した設計とする。</p> <p>(e) 格納容器フィルタベント系のフィルタ装置並びに圧力開放板と、残留熱代替除去系の残留熱代替除去ポンプ、残留熱除去系熱交換器及びサプレッション・チェンバは共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(f) 格納容器フィルタベント系と残留熱代替除去系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。</p> <p>5.1.8 第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>第五十二条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第52条に規定する「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」</p>	<p>・ 記載方針の相違</p>

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 規制基準適合性</p> <p>a. 格納容器圧力逃がし装置の設置 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器内における水素爆発による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備として、格納容器圧力逃がし装置を設置する。</p> <p>b. 格納容器の不活性化  格納容器は、通常運転時より窒素により不活性化される設計となっている。</p> <p>c. 水素排出経路における対策  格納容器圧力逃がし装置により水素を格納容器外に排出することから、可燃性ガスの爆発防止のため、排気配管には系統内の窒素置換に必要な大気との隔壁として、排気の妨げとならない微正圧で動作する圧力開放板を設け、系統待機中より、窒素置換による系統内の不活性化によって、水素爆発を防止する設計とする。また、格納容器圧力逃がし装置の配管にはUシール部を作らず、ベント中の蒸気凝縮で配管が閉塞することによる水素及び酸素の滞留を防止する設計とする。また、ベント停止操作等により、水素が滞留する可能性がある箇所については、窒素供給により可燃限界を超えることがないよう、希釈、掃気できる設計とする。</p>	<p>とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) 格納容器フィルタベント系の設置</p> <p>a. 要求事項 (a) 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>b. 適合性 (a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器内における水素による爆発による格納容器の破損を防止するための設備として、格納容器フィルタベント系を設ける。</p> <p>(2) 格納容器内の不活性化</p> <p>a. 要求事項 (a) 格納容器内を不活性化すること。</p> <p>b. 適合性 (a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器内におけるジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する水素ガスにより、格納容器内で水素爆発が発生することを防止するため、原子炉運転中において格納容器内は、窒素ガス制御系により常時不活性化されている。</p> <p>(3) 水素の排出対策</p> <p>a. 要求事項 (a) 水素を格納容器外に排出する場合には、排出経路での水素爆発を防止すること、放射性物質の低減設備、水素及び放射性物質濃度測定装置を設けること。</p> <p>b. 適合性 (a) 排出経路での水素爆発防止 (i) 格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる水素ガス及び酸素ガスによる水素爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス（窒素ガス）で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とし、排出経路に水素ガス及び酸素ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、水素ガス及び酸素ガスを連続して排出できる設計とする。 (ii) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、フィルタ装置（スクラバ容器及び銀ゼオライト容器）へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物近傍に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウム-水反応及び水の</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. <u>水素及び放射性物質濃度測定装置の設置</u>  <u>水素を格納容器外に排出する経路において、水素及び放射性物質濃度を監視するための設備を設置する設計とする。</u></p> <p>e. <u>水素濃度の測定</u></p> <p><u>水素爆発による格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合における格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備を設置する設計とする。</u></p> <p>f. <u>代替電源からの給電</u></p> <p><u>ベントガスの流路となる配管に設置される電動駆動弁及びフィルタ装置入口水素濃度計については、代替電源設備の常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電ができる設計とする。また、フィルタ装置出口放射線モニタについては、代替電源設備の常設代替直流電源設備の緊急用125V系蓄電池並びに可搬型代替直流電源設備である可搬型低圧電源車及び可搬型整流器から給電ができる設計とする。</u></p> <p><u>以上より、第52条の要求事項に適合している。</u></p>	<p><u>放射線分解等により発生する格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。</u></p> <p>(b) <u>放射性物質の低減設備</u></p> <p>(i) <u>排気経路にフィルタ装置を設置することにより、排出ガスに含まれる放射性物質を低減することが可能な設計とする。</u></p> <p>(c) <u>水素及び放射性物質濃度測定装置の設置</u></p> <p>(i) <u>フィルタ装置(スクラバ容器及び銀ゼオライト容器)出口側配管に第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)を設置することにより、放出口から排出される放射線量率を測定し、放出された放射性物質濃度を推定することが可能な設計とする。</u></p> <p>(4) <u>水素濃度の測定</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>炉心の著しい損傷時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる監視設備を設置すること。</u></p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(a) <u>フィルタ装置出口側配管に水素濃度計を設置することにより系統内の水素濃度を測定可能な設計とする。</u></p> <p>(5) <u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>a. <u>要求事項</u></p> <p>(a) <u>これらの設備は、交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすること。</u></p> <p>b. <u>適合性</u></p> <p>(b) <u>格納容器フィルタベント系のうち、第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。</u></p>	



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
<p style="text-align: right;">別紙 40</p> <p style="text-align: center;"><u>ベント放出高さの違いによる被ばくへの影響について</u></p> <p>格納容器圧力逃がし装置の放出高さ（原子炉建屋屋上放出，排気筒放出）の違い（補足 1 参照）による被ばくへの影響を評価した結果，以下に述べるとおり有意な影響はないことを確認した。</p> <p>(1) 炉心損傷前のベント実施時における被ばく評価への影響 炉心損傷前のベント実施時における，非居住区域境界外の実効線量は，原子炉建屋屋上放出（地上放出）では約 0.16mSv，排気筒放出では約 0.019mSv であり，判断基準（5mSv）に対して十分余裕がある値となっている（補足 2 参照）。</p> <p>(2) 炉心損傷後のベント実施時における被ばく評価への影響 炉心損傷後のベント実施時における Cs-137 の放出量は，判断基準である 100TBq を十分下回る値となっているが，セシウムによる長期土壌汚染の観点から，遠距離地点の地上濃度について放出高さの違いによる影響を評価した。その結果，排気筒放出に比べ，風下距離 5km～30km で約 1.1 倍～約 1.7 倍であり影響は小さいことを確認した（補足 3 参照）。</p> <p>さらに，発電所周辺地形及び実際の放出位置を模擬できる 3次元移流拡散コードによる評価においても，同等の結果が得られた（補足 4 参照）。</p> <p>また，ベント実施に伴う敷地内作業の作業員被ばくについても原子炉建屋屋上放出，排気筒放出の場合についてそれぞれ評価を行い，放出高さの違いによる影響は小さいことを確認した（補足 5 参照）。</p> <p>補足 1 <u>格納容器圧力逃がし装置放出位置と排気筒放出位置の位置関係について</u></p> <p>格納容器圧力逃がし装置は，耐圧強化ベントとともに，格納容器からの除熱機能を有する設備であるため，格納容器圧力逃がし装置の屋外配管は原子炉建屋の南面に設置することで，原子炉建屋の北面から東面に設置されている既設の耐圧強化ベント系の屋外配管から極力位置的分散を図った設計としている。このように位置的分散を図ることで，大規模な自然災害等の共通要因による機能喪失を回避できる可能性が高まる。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の屋外配管及び耐圧強化ベント系の屋外配管（非常用ガス処理系排気筒）の位置関係を第 1 図に示す。格納容器圧力逃がし装置排気口は原子炉建屋南側屋上（地上約 55m）付近に設置しており，非常用ガス処理系排気筒の放出口は原子炉建屋東側地上約 140m の位置にある</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;"><u>ベント方法及び放出位置を変更することによる公衆被ばくへの影響について</u></p> <p>島根原子力発電所の敷地は，北側を日本海に面し，他の三方を標高 150m 程度の山に囲まれた特徴を有している（図 1 参照）。この地形の特徴を踏まえた格納容器フィルタベント系からの放出位置の妥当性を確認するため，発電所敷地内気象観測データ及び敷地内・敷地周辺の地形を模擬した風洞実験<sup>※1</sup>結果を用い，放出位置別の相対濃度及び相対線量の比較や地表濃度の比較を検討実施した。</p> <p>また，島根原子力発電所 2号炉（以下「島根 2号炉」という。）においては，格納容器フィルタベント系を用いた格納容器ベントを実施する際，サプレッション・チェンバの排気ラインを使用した格納容器ベント（以下，「W/Wベント」という。）の他に，ドライウェルの排気ラインを使用した格納容器ベント（以下，「D/Wベント」という。）を実施することも可能である。</p> <p>ここでは，炉心損傷に至る代表的な事故シーケンスである「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」の事故シーケンスにて，ベントライン（W/Wベント又はD/Wベント）を変更することによる公衆被ばくへの影響を評価した。</p> <p>※1 「島根原子力発電所敷地改変及び気象年変更に関する風洞実験」（平成 30 年 9 月，財団法人 電力中央研究所）</p> <p>(1) 放出位置別の相対濃度及び相対線量の比較</p> <p>格納容器フィルタベント系排気管放出（EL. 約 65m）と主排気筒放出（EL. 約 130m）とした場合の相対濃度及び相対線量の比較を表 1 に示す。この結果より，相対濃度及び相対線量が地上放出に比べて大幅に低減されること及び格納容器フィルタベント系放出と主排気筒放出の差が敷地境界においても限定的であることを確認している。</p> <p style="text-align: center;">表 1 相対濃度 <math>\chi/Q</math> (s/m<sup>3</sup>) 及び相対線量 D/Q (Gy/Bq) の比較</p> <table border="1" data-bbox="1299 1417 2410 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">大気拡散条件（敷地境界）</th> </tr> <tr> <th>①地上放出</th> <th>②フィルタベント排気管放出 (EL. 約 65m) (現設計)</th> <th>③主排気筒放出 (EL. 約 130m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象指針に基づく 97%値<sup>※2</sup></td> <td><math>\chi/Q : 3.5 \times 10^{-4}</math> (基本ケース)</td> <td><math>\chi/Q : 3.1 \times 10^{-5}</math> (基本ケースの約 8.9%)</td> <td><math>\chi/Q : 8.8 \times 10^{-6}</math> (基本ケースの約 2.5%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D/Q : <math>2.1 \times 10^{-18}</math> (基本ケース)</td> <td>D/Q : <math>4.9 \times 10^{-19}</math> (基本ケースの約 23%)</td> <td>D/Q : <math>2.5 \times 10^{-19}</math> (基本ケースの約 12%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 「発電用原子炉施設の安全解析等に関する気象指針」に基づき 2009 年の毎時の風向，風速及び大気安定度など気象データ等を用いて計算（累積出現頻度 97%値）</p>		大気拡散条件（敷地境界）			①地上放出	②フィルタベント排気管放出 (EL. 約 65m) (現設計)	③主排気筒放出 (EL. 約 130m)	気象指針に基づく 97%値 <sup>※2</sup>	$\chi/Q : 3.5 \times 10^{-4}$ (基本ケース)	$\chi/Q : 3.1 \times 10^{-5}$ (基本ケースの約 8.9%)	$\chi/Q : 8.8 \times 10^{-6}$ (基本ケースの約 2.5%)		D/Q : $2.1 \times 10^{-18}$ (基本ケース)	D/Q : $4.9 \times 10^{-19}$ (基本ケースの約 23%)	D/Q : $2.5 \times 10^{-19}$ (基本ケースの約 12%)	<p>・島根 2号炉では，風洞実験結果を用いて，ベント位置を排気筒とした場合にも有意な影響がないことを確認している</p>
	大気拡散条件（敷地境界）																
	①地上放出	②フィルタベント排気管放出 (EL. 約 65m) (現設計)	③主排気筒放出 (EL. 約 130m)														
気象指針に基づく 97%値 <sup>※2</sup>	$\chi/Q : 3.5 \times 10^{-4}$ (基本ケース)	$\chi/Q : 3.1 \times 10^{-5}$ (基本ケースの約 8.9%)	$\chi/Q : 8.8 \times 10^{-6}$ (基本ケースの約 2.5%)														
	D/Q : $2.1 \times 10^{-18}$ (基本ケース)	D/Q : $4.9 \times 10^{-19}$ (基本ケースの約 23%)	D/Q : $2.5 \times 10^{-19}$ (基本ケースの約 12%)														



第1図 格納容器圧力逃がし装置放出位置と排気筒放出位置の位置関係図

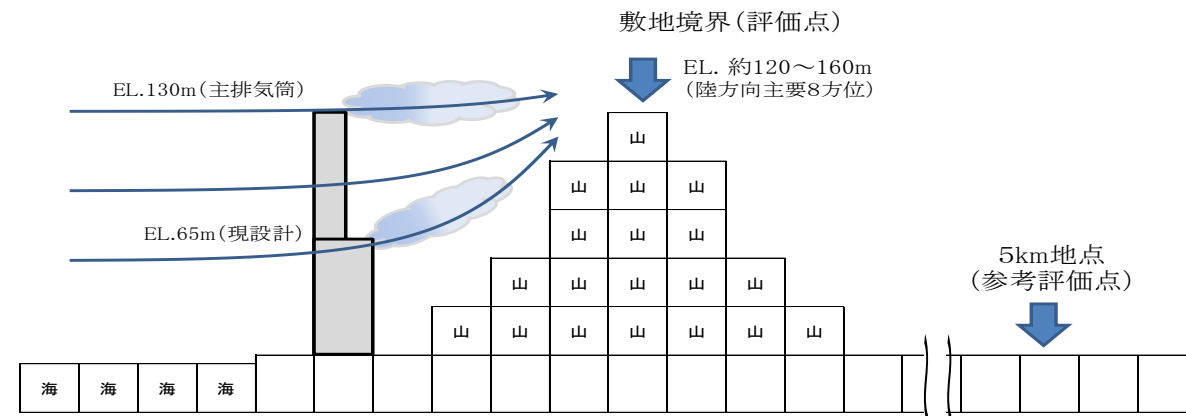


図1 島根原子力発電所周辺の地形イメージ

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																							
<p>補足2 短期被ばくの主因となる放射性希ガス及びよう素による影響 (非居住区域境界周辺への影響)</p> <p>格納容器圧力逃がし装置によって粒子状の放射性物質は大幅に低減されることから、短期的には放射性希ガス及びよう素による被ばくが支配的となる。格納容器圧力逃がし装置の放出位置は原子炉建屋屋上としているが、非居住区域境界外の被ばく評価では、放出高さを保守的に地上放出としている。ここでは、排気筒放出と仮定した場合の放射性希ガスによる外部被ばく及び放射性よう素の吸入による内部被ばくの実効線量の合計を比較して第1表に示す。また、排気筒放出の場合の放出源の有効高さは、東海第二発電所での風洞実験結果を用いる。</p> <p>放出高さの違いによる実効線量の差異については、地上放出とした場合約0.16mSv、排気筒放出とした場合約0.019mSvと評価され、5mSvに対していずれも十分余裕がある。</p> <p>また、3次元移流拡散評価コードである緊急時環境影響評価システム(以下「AREDES」という。)を用い、格納容器圧力逃がし装置からの放出(原子炉建屋屋上放出)を想定した大気拡散評価から実効線量を計算した結果を第1表に示す。また、AREDESの入力条件、評価位置等は、第2表及び第2図に示す。なお、AREDESの詳細については補足4に示す。</p> <p>AREDESによるシミュレーションの結果においても、実効線量は約0.08mSvであり、5mSvに対して十分余裕がある。</p> <p>第1表 放出高さの違いによる非居住区域境界外での実効線量等の比較</p> <table border="1" data-bbox="142 1100 1282 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建屋屋上放出※1</th> <th>排気筒放出</th> <th>AREDESによる評価※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出高さ(m)</td> <td>0(地上)</td> <td>95~115(排気筒)</td> <td>57(原子炉建屋屋上)</td> </tr> <tr> <td>風向風速データ</td> <td>地上風(地上高10m)</td> <td>排気筒風(地上高140m)</td> <td>2005年度の平均風速から気流計算</td> </tr> <tr> <td>評価方位</td> <td>NW</td> <td>W</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>相対線量(Gy/Bq)</td> <td>約<math>4.0 \times 10^{-19}</math></td> <td>約<math>8.1 \times 10^{-20}</math></td> <td>約<math>3.1 \times 10^{-19}</math></td> </tr> <tr> <td>相対濃度(s/m<sup>3</sup>)</td> <td>約<math>2.9 \times 10^{-5}</math></td> <td>約<math>2.0 \times 10^{-6}</math></td> <td>約<math>8.4 \times 10^{-6}</math></td> </tr> <tr> <td>実効線量※4(mSv)</td> <td>約0.16※2</td> <td>約0.019</td> <td>約0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 申請書ではベント放出について保守的に地上放出と想定し被ばく評価している。          ※2 炉心損傷防止対策の有効性評価における非居住区域境界外での周辺公衆の実効線量          ※3 AREDESを用いて、原子炉建屋屋上のベント放出位置(地上57m)からの放出を評価          ※4 実効線量の評価に用いる希ガスの放出量は約<math>1.5 \times 10^{14}</math>Bq(ガンマ線0.5MeV換算値)、よう素の放出量は約<math>2.3 \times 10^{11}</math>Bq(I-131等価量)</p>	項目	建屋屋上放出※1	排気筒放出	AREDESによる評価※3	放出高さ(m)	0(地上)	95~115(排気筒)	57(原子炉建屋屋上)	風向風速データ	地上風(地上高10m)	排気筒風(地上高140m)	2005年度の平均風速から気流計算	評価方位	NW	W	W	相対線量(Gy/Bq)	約 $4.0 \times 10^{-19}$	約 $8.1 \times 10^{-20}$	約 $3.1 \times 10^{-19}$	相対濃度(s/m <sup>3</sup> )	約 $2.9 \times 10^{-5}$	約 $2.0 \times 10^{-6}$	約 $8.4 \times 10^{-6}$	実効線量※4(mSv)	約0.16※2	約0.019	約0.08	<p>(2) 放出位置別の地表濃度の比較</p> <p>放出位置別の地表濃度への影響を方位別に確認するため、風洞実験で得られた敷地境界及び5km地点での地表濃度結果を方位別に読み取り(図2参照)、格納容器フィルタベント系排気管放出時の地表濃度を1に規格化した相対値を算出した。表2にその結果を示す。</p> <p>主排気筒放出時の敷地境界での相対値は平均が約0.7であり、格納容器フィルタベント系排気管放出時よりも低い。風向によって約0.3から約1.5と相対値が変わる結果となり、風向によっては格納容器フィルタベント系排気管放出時のほうが低い場合もあることがわかった。主排気筒放出時の相対値が1を超えるケースは、風下側の敷地内(近距離)に主排気筒より標高が高いエリアがあり、敷地境界の標高も高いこと等によるものであると考えられる。</p> <p>5km地点での相対値の平均は約1.0で、敷地境界での相対値の平均よりも高く、放出地点からの距離が長くなることで、放出位置の違いによる影響は全般的には少なくなることがわかった。</p> <p>なお、表2において、地形の特異性がみられる(相対値が1を大きく超える)風下方位が西南西の地点の値を除いたうえで、再度、地表濃度の相対値の平均を算出すると、敷地境界では約0.6(0.611)、5km地点では約1.0(0.977)となり、放出地点からの距離による放出位置の影響が少なくなる結果に大きく影響しないことがわかった。</p> <p>以上に示すとおり、発電所周辺の地形形状を考慮すると、放出位置の違いは敷地境界においても限定的であり、発電所からの距離が離れると影響は更に小さくなることがわかる。</p> <p>表2 主排気筒放出時の地表濃度の相対値 (フィルタベント排気管放出時の地表濃度を1とした場合)</p> <table border="1" data-bbox="1282 1150 2427 1486"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価点</th> <th colspan="12">風下方位(陸方向)</th> </tr> <tr> <th>東北東</th> <th>東</th> <th>東南東</th> <th>南東</th> <th>南南東</th> <th>南</th> <th>南南西</th> <th>南西</th> <th>西南西</th> <th>西</th> <th>西北西</th> <th>北西</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界</td> <td colspan="12">平均値 約0.7 (0.685)</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5km地点</td> <td colspan="12">平均値 約1.0 (0.982)</td> </tr> <tr> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	風下方位(陸方向)												東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	敷地境界	平均値 約0.7 (0.685)												1.0	0.7	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	0.9	0.7	0.9	5km地点	平均値 約1.0 (0.982)												1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.0	1.0	
項目	建屋屋上放出※1	排気筒放出	AREDESによる評価※3																																																																																																						
放出高さ(m)	0(地上)	95~115(排気筒)	57(原子炉建屋屋上)																																																																																																						
風向風速データ	地上風(地上高10m)	排気筒風(地上高140m)	2005年度の平均風速から気流計算																																																																																																						
評価方位	NW	W	W																																																																																																						
相対線量(Gy/Bq)	約 $4.0 \times 10^{-19}$	約 $8.1 \times 10^{-20}$	約 $3.1 \times 10^{-19}$																																																																																																						
相対濃度(s/m <sup>3</sup> )	約 $2.9 \times 10^{-5}$	約 $2.0 \times 10^{-6}$	約 $8.4 \times 10^{-6}$																																																																																																						
実効線量※4(mSv)	約0.16※2	約0.019	約0.08																																																																																																						
評価点	風下方位(陸方向)																																																																																																								
	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西																																																																																													
敷地境界	平均値 約0.7 (0.685)																																																																																																								
	1.0	0.7	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	0.9	0.7	0.9																																																																																													
5km地点	平均値 約1.0 (0.982)																																																																																																								
	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.0	1.0																																																																																													

第2表 AREDESへの主な入力条件(周辺監視区域境界)

項目	評価条件	備考
風速	地上10m: 3.1m/s 地上81m: 5.1m/s 地上140m: 5.4m/s	東海第二発電所構内で観測された各高度の年間(2005年度)の平均風速から設定
風向	E方向	排気筒放出時の主風向を参考に設定
大気安定度	D型(中立)	東海第二発電所構内で観測された大気安定度のうち、年間(2005年度)で最も出現頻度の高い大気安定度
放出高さ	屋上放出: 地上57m	格納容器圧力逃がし装置の放出位置から設定
評価地点	W方向: 530m	周辺監視区域境界を評価点として設定



第2図 AREDES評価画面を基にした評価位置図(周辺監視区域境界)

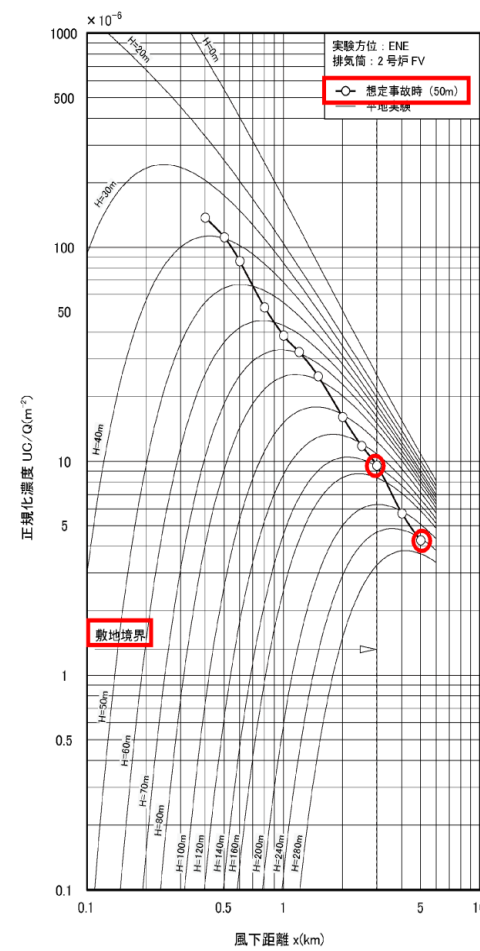


図2-1 風洞実験結果(フィルタベント排気筒放出)の例

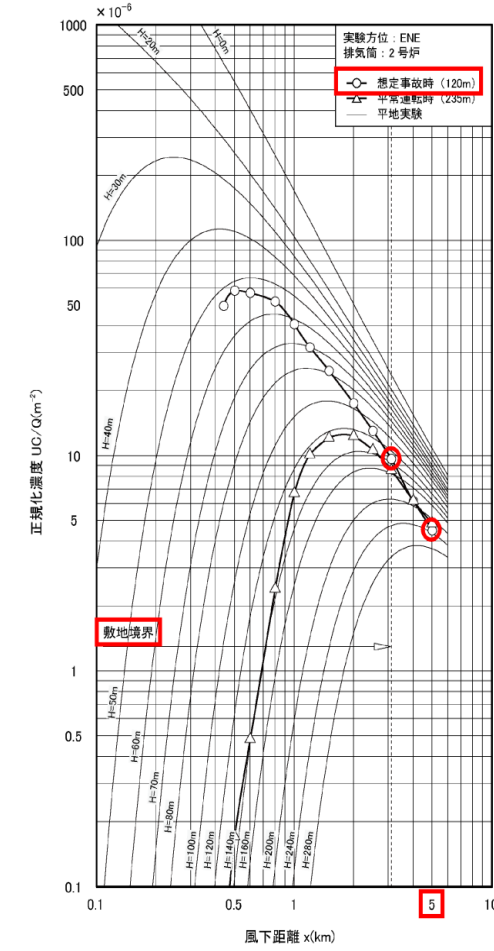


図2-2 風洞実験結果(主排気筒放出)の例

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																					
<p>補足3 長期土壌汚染の主原因となる放射性セシウム等による影響 (遠距離地点への影響)</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は広域の地表汚染を防止するために設置するものであり、風下距離で5km, 10km, 20km, 30km地点での放出高さの影響を検討する。また、参考として非居住区域境界外での影響を確認した。</p> <p>土壌汚染は大気中に拡散した放射性セシウム等が地表に沈着することによって生じることから、地上空気中濃度に依存する。このため、放出高さを排気筒と仮定した場合と原子炉建屋屋上の場合の上記の地点における地上空気中濃度を比較して第3表に示す。また、風下距離による地上空気中濃度の変化を第3図に示す。ここで、放出高さは排気筒放出の場合は東海第二発電所の風洞実験で風向ごとに求めた値の平均値(105m)、原子炉建屋屋上放出の場合は地上(0m)とし、大気安定度は中立、風速は1m/s、放出率は1Bq/sとした。地上空気中濃度は、原子炉建屋屋上放出の場合には排気筒放出の場合に比べ、風下距離5kmでは約1.7倍、10kmでは約1.3倍、20kmでは約1.2倍、30kmでは約1.1倍であり、風下距離とともにその差は小さくなる。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置での放射性物質の低減効果(粒子状物質で1/1000)を考慮すれば、土壌汚染抑制の観点からは原子炉建屋屋上放出と排気筒放出では大差はないと考える。</p>	<p>(3) 放出位置別の風向出現頻度の比較</p> <p>敷地内で観測された、格納容器フィルタベント系排気管放出(EL.約65m)と主排気筒放出(EL.約130m)における風向出現頻度を表3に示す。各標高における風向出現頻度を比較すると、陸側の大部分の方位において差は5%未満となっており、各標高で風向の現れ方に大きな差は見られなかった。</p> <p>したがって、放出位置の違いによる風向の影響は小さいと判断できる。</p> <p style="text-align: center;">表3 風向出現頻度 気象年：2009年1月～2009年12月</p> <table border="1" data-bbox="1299 609 2410 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">風下方位 標高</th> <th>東北東</th> <th>東</th> <th>東南東</th> <th>南東</th> <th>南南東</th> <th>南</th> <th>南南西</th> <th>南西</th> <th>西南西</th> <th>西</th> <th>西北西</th> <th>北西</th> <th>北北西(海)</th> <th>北(海)</th> <th>北北東(海)</th> <th>北東(海)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EL.約65m</td> <td>4.1</td> <td>4.7</td> <td>7.3</td> <td>7.8</td> <td>9.4</td> <td>7.3</td> <td>3.8</td> <td>2.1</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>2.9</td> <td>6.7</td> <td>14.7</td> <td>15.2</td> <td>4.8</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>EL.約130m</td> <td></td> <td>6.1</td> <td>6.4</td> <td>6.7</td> <td>5.7</td> <td>4.6</td> <td>3.2</td> <td>4.6</td> <td>10.4</td> <td>7.8</td> <td>4.0</td> <td>3.8</td> <td>6.1</td> <td>5.5</td> <td>8.0</td> <td>8.9</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table>	風下方位 標高		東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西(海)	北(海)	北北東(海)	北東(海)	EL.約65m	4.1	4.7	7.3	7.8	9.4	7.3	3.8	2.1	3.1	3.1	2.9	6.7	14.7	15.2	4.8	3.0	EL.約130m		6.1	6.4	6.7	5.7	4.6	3.2	4.6	10.4	7.8	4.0	3.8	6.1	5.5	8.0	8.9	8.4	
風下方位 標高				東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西(海)	北(海)	北北東(海)	北東(海)																																				
		EL.約65m	4.1	4.7	7.3	7.8	9.4	7.3	3.8	2.1	3.1	3.1	2.9	6.7	14.7	15.2	4.8	3.0																																					
EL.約130m		6.1	6.4	6.7	5.7	4.6	3.2	4.6	10.4	7.8	4.0	3.8	6.1	5.5	8.0	8.9	8.4																																						

第3表 遠距離地点の地上空气中濃度の比較

風下距離	建屋屋上 (Bq/cm <sup>3</sup> )	排気筒 (Bq/cm <sup>3</sup> )	備考 (屋上：排気筒)
5km	約 1.1×10 <sup>-5</sup>	約 6.3×10 <sup>-6</sup>	1.7 : 1
10km	約 4.0×10 <sup>-6</sup>	約 3.1×10 <sup>-6</sup>	1.3 : 1
20km	約 1.5×10 <sup>-6</sup>	約 1.3×10 <sup>-6</sup>	1.2 : 1
30km	約 8.4×10 <sup>-7</sup>	約 7.8×10 <sup>-7</sup>	1.1 : 1

(4) ベントラインの違いによる影響

W/W及びD/Wベントラインにおける敷地境界被ばく評価結果を図3に示す。ここでは、ベントラインの違いによる影響を明確にするため、大破断LOCA (W/Wベント) シナリオ時の評価値を1に規格化した相対値を示した。

大破断LOCA (D/Wベント) シナリオ時の相対値は約 1.1 となった。このことから、ベントラインの違いによる敷地境界外の被ばくへの影響は限定的であると考えられる。

<影響評価ケース>

a. ウェットウェル (W/W) ベントケース (図4-1)

約 32 時間後にW/Wからのベントを実施

b. ドライウェル (D/W) ベントケース (図4-2)

約 32 時間後にD/Wからのベントを実施

○希ガス

希ガスについては、W/Wベントにおいてもスクラビングによる除去は期待できないため、ベントラインの違いによる希ガス放出量には差異がほぼない。ベント時の希ガス放出量に関してD/WベントのケースはW/Wベントケースの約 1.0 倍となる。

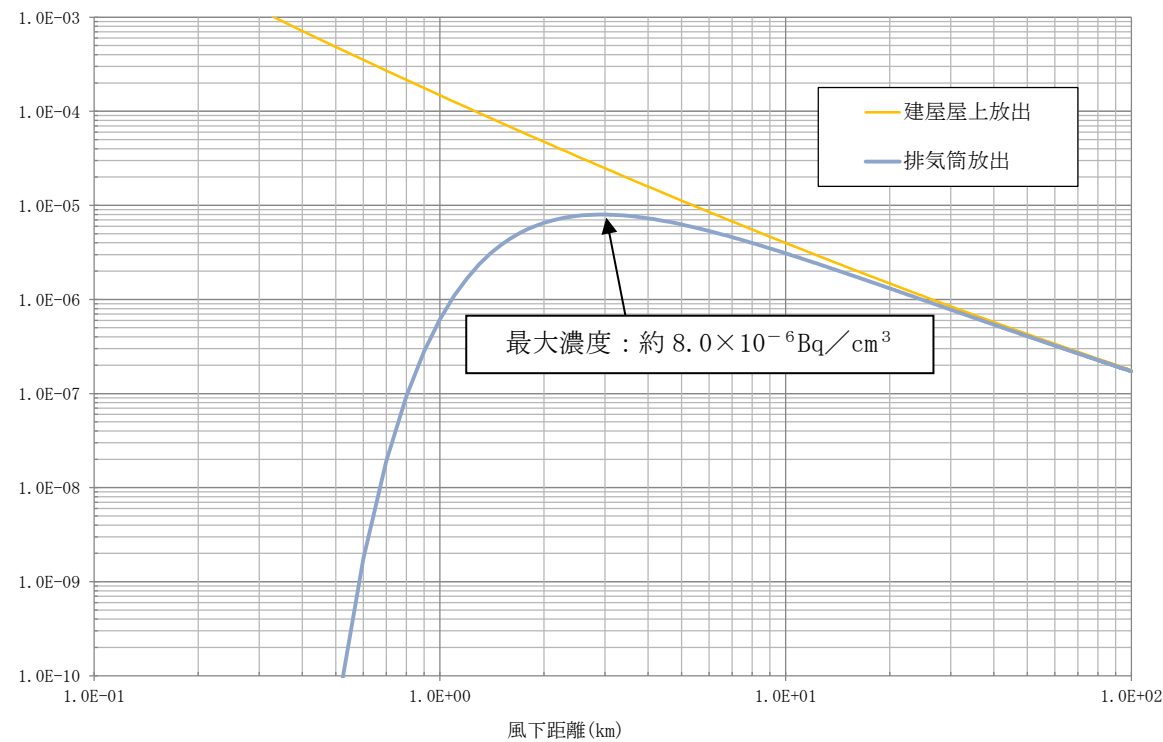
○よう素

D/Wベントでは、W/Wスクラビング効果がなくなり、よう素放出量は増加する。敷地境界での内部被ばくに関して、D/WベントケースではW/Wベントケースの約 1.1 倍に増加する。

○Cs-137

D/Wベントにおいては、ベント時のW/Wスクラビング効果がなくなり、Cs-137 放出量は増加する。ベント時のCs-137 放出量に関して、D/WベントケースではW/Wベントケースの約 1600 倍に増加する。

以上に示すとおり、D/Wベントとすることで、内部被ばくを含めた総被ばく量が増加する。また、Cs-137 放出量も増加することから、W/Wベントを選択することが好ましいと考えられる。



※1 放出点からNW方向の非居住区域境界は 600m

※2 放出点からW方向の非居住区域境界は 530m

補足4 AREDESを用いた放出高さの違いによる影響評価

a. AREDESについて

放出高さの違いによる拡散効果への影響について、3次元移流拡散評価コードであるAREDESを用いて評価を行った。AREDESには、東海第二発電所周辺の地形データが入力されており、地形の形状を考慮した大気拡散評価が可能である。AREDESにより、単位放出量当たりの拡散係数(相対濃度  $(\chi/Q)$  )及び相対線量  $(D/Q)$  )を評価し、放出高さの違いによる拡散効果への影響を評価した。

b. AREDESへの入力条件について

東海第二発電所における放出高さの違いによる拡散効果の影響を確認するために、原子炉建屋屋上(格納容器圧力逃がし装置排気口)及び排気筒の2つの放出高さを設定した。

拡散効果を確認するために、各高度における一定の気象条件(風向, 風速, 大気安定度)を入力条件として評価を行った。なお、AREDESは地形影響を考慮できるため、放出高さは実際の放出位置を設定した。

主な入力条件を第4表に示す。また、AREDESの評価画面を用いた評価位置を第4図に示す。

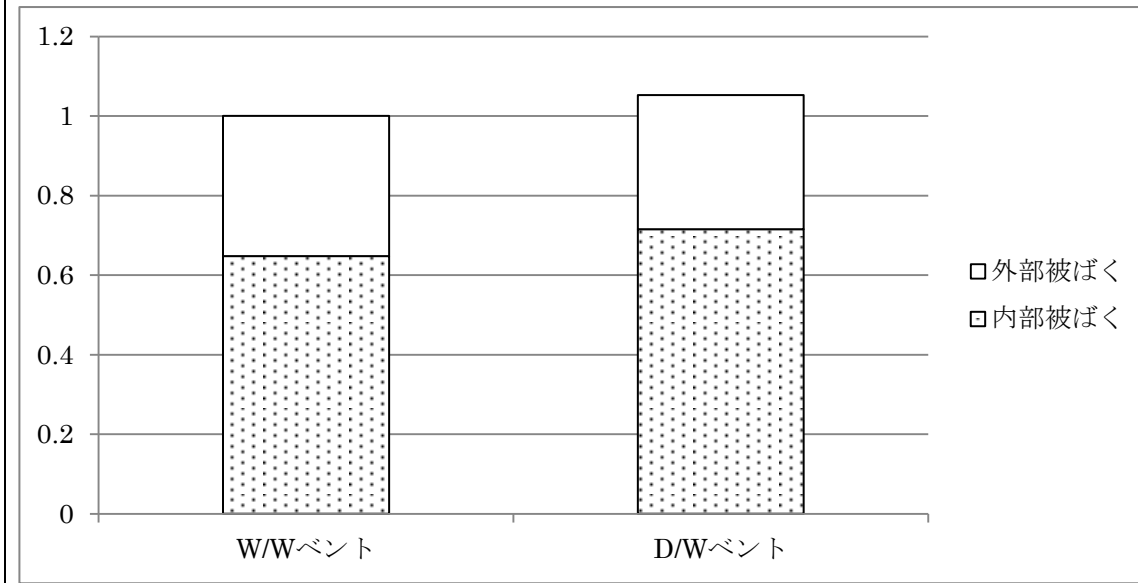
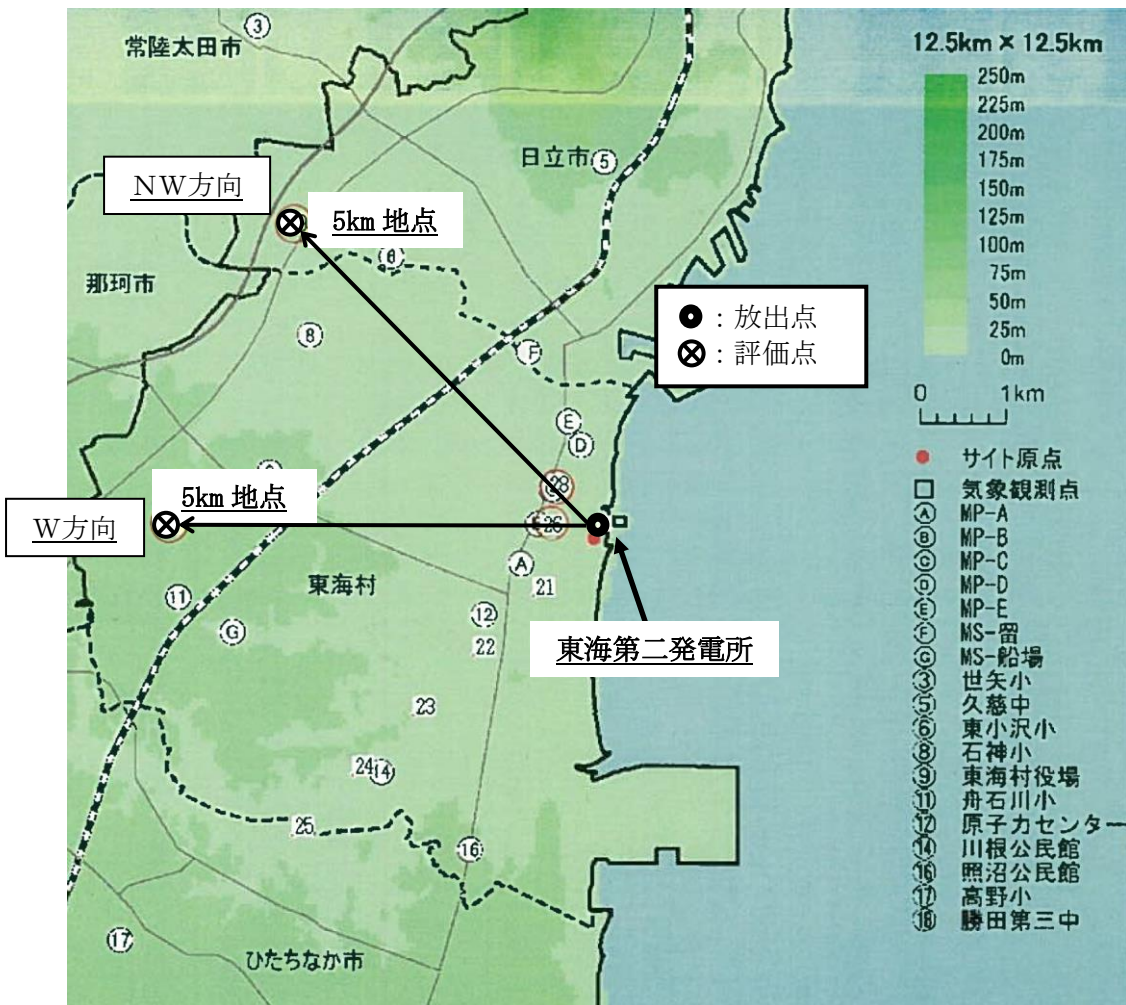


図3 敷地境界における被ばく量の相対値 (ベントラインの違いによる影響)

第4表 AREDESへの主な入力条件(放出点から5km地点)

項目	評価条件	備考
風速	地上10m: 3.1m/s 地上81m: 5.1m/s 地上140m: 5.4m/s	東海第二発電所構内で観測された各高度の年間(2005年度)の平均風速から設定
風向	E方向, SE方向	地上放出時, 排気筒放出時の主風向を参考に設定
大気安定度	D型(中立)	東海第二発電所構内で観測された大気安定度のうち, 年間(2005年度)で最も出現頻度の高い大気安定度
放出高さ	屋上放出: 地上57m	格納容器圧力逃がし装置の放出位置から設定
	排気筒放出: 地上140m	耐圧強化ベント系の放出位置から設定
評価地点	W方向: 5km	放出点からW方向の遠距離地点(5km)に設定
	NW方向: 5km	放出点からNW方向の遠距離地点(5km)に設定



第4図 AREDES評価画面を基にした評価位置図(放出点から5km地点)

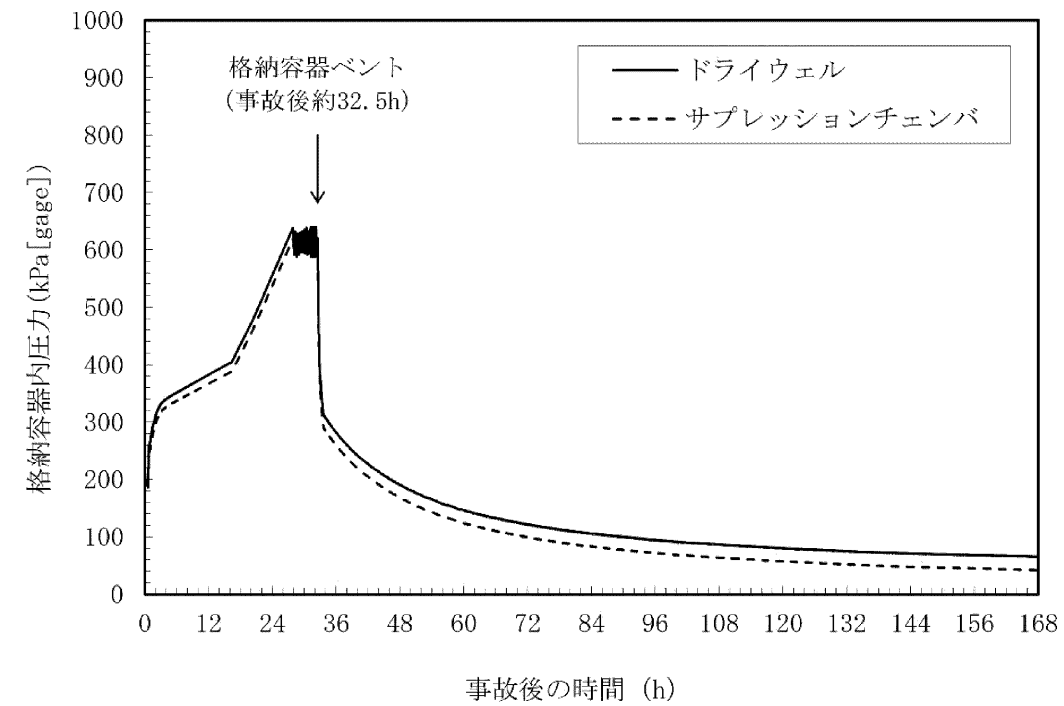


図4-1 W/Wベントケースの格納容器内圧力の推移

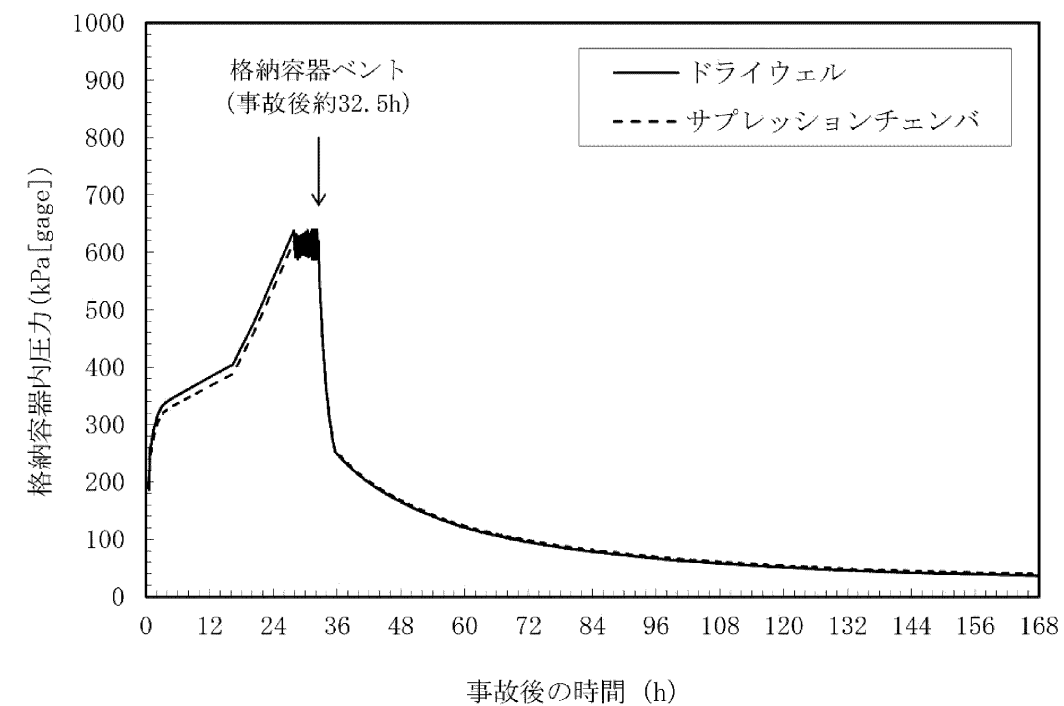


図4-2 D/Wベントケースの格納容器内圧力の推移



c. AREDESによる評価結果

AREDESによるシミュレーション結果を第5表に示す。

気象指針に基づいた評価と同様、遠距離地点においては原子炉建屋屋上放出と排気筒放出の拡散効果の差異が小さく、その差は約2倍～3倍となった。

第5表 遠距離地点の  $\chi/Q$  及び  $D/Q$  の比較

評価地点	拡散係数	屋上放出 (地上 57m)	排気筒放出 (地上 140m)	屋上：排気筒
W方位 5km	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$2.1 \times 10^{-6}$	$9.0 \times 10^{-7}$	2.3 : 1
	$D/Q$ (Gy/Bq)	$9.1 \times 10^{-20}$	$5.6 \times 10^{-20}$	1.6 : 1
NW方位 5km	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$1.7 \times 10^{-6}$	$6.4 \times 10^{-7}$	2.7 : 1
	$D/Q$ (Gy/Bq)	$1.0 \times 10^{-19}$	$5.2 \times 10^{-20}$	1.9 : 1

d. AREDESの評価結果の妥当性について

AREDESによる大気拡散評価結果の妥当性について、気象指針の基本拡散式に基づく大気拡散評価結果との比較を行い確認した。評価条件は、第6表に示すとおりとし、排気筒放出におけるW方向の周辺監視区域境界を評価点における相対濃度の評価を行った。その結果、第7表に示すとおりAREDESによる評価結果が気象指針に基づく評価結果と同等であり、AREDESの評価結果が妥当であることを確認した。

また、AREDESについては、以下の参考図書にトレーサ拡散実験や他のシミュレーションとの比較検証結果が示されている。参考図書1には、米国にて実施された屋外におけるトレーサ拡散実験との比較が行われており、風下距離10km以内において非常に良い相関となっていることが記載されている。また、参考図書2には、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)との比較検証を実施した結果、AREDESはSPEEDIの評価結果に対して外部線量は0.8倍～3.1倍、甲状腺線量は0.4倍～1.3倍と記載されている。

参考図書1: N.Suzuki, K.Sugai, K.Hayashi, M.Suzuki, H.Suwa, Y.Kato, F.H.Liu, and S.Kodama: Construction of System for Environmental Emergency Dose

(注) 本参考図書1はDIANAコードに関するものであるが、DIANA, AREDESともに電力共通研究の成果を用いており同一のコードである。よって、本参考図書1はAREDESにも適用可能である。

参考図書2: Masatoki Suzuki and Yoshitaka Yoshida: Development of a Rapid Prediction Technology for Emergency Protection Area at Nuclear Accidents

(5) まとめ

敷地境界における被ばくについてベントラインの変更による影響は限定的である。また、被ばく量及び長期にわたる土壌汚染を抑制する観点では、W/Wベントを選択することが好ましいと考えられる。

放出位置を変更しても、島根原子力発電所周辺の地形形状の効果により、被ばくへの影響は限定的である。

第6表 評価条件

項目	AREDES	気象指針	備考
風速	地上10m : 3.1m/s 地上81m : 5.1m/s 地上140m : 5.4m/s	地上140m : 5.4m/s	東海第二発電所構内で観測された各高度の年間(2005年度)の平均風速から設定
風向	E方向	E方向	地上放出時, 排気筒放出時の主風向を参考に設定
大気安定度	D型(中立)	D型(中立)	東海第二発電所構内で観測された大気安定度のうち, 年間(2005年度)で最も出現頻度の高い大気安定度
放出高さ	地上140m (排気筒高さ)	115m <sup>※1</sup> (放出源有効高さ)	非常用ガス処理系の放出位置から設定
評価地点	W方向 : 530m	W方向 : 530m	放出点からW方向の周辺監視区域境界までの距離

※1 風洞実験結果に基づく放出源有効高さ

第7表 排気筒放出における大気拡散評価結果

相対濃度	AREDES	気象指針
$\chi/Q$ (s/m <sup>3</sup> )	約 $1.8 \times 10^{-6}$	約 $1.2 \times 10^{-6}$

補足5 ベント実施に伴う敷地内作業の作業員被ばくの放出高さの違いによる影響

ベント実施に伴う敷地内作業(S/Cからのベント実施時の第一弁開操作, 第二弁開操作, スクラビング水補給及び窒素供給作業)の作業員被ばくについて, 格納容器圧力逃がし装置の放出位置を原子炉建屋屋上放出, 排気筒放出と仮定した場合についてそれぞれ評価を行い, 放出高さの違いによる影響を確認した。評価結果を第8表に示す。

ベント実施に伴う敷地内作業の作業員の被ばく評価においては, 非常用ガス処理系が起動する前(事象発生~2時間後)までに, 炉心損傷に伴い原子炉建屋から地上放出される放射性物質の地表沈着による被ばくが大半を占めている。このことから, 格納容器圧力逃がし装置の放出位置の違いによる, ベント(事象発生19時間後)に伴う敷地内作業の作業員被ばくへの影響は小さい。

なお, 被ばく評価に当たっては, 気象指針に基づき保守的な気象条件で評価を行っているが, 現実的な条件で評価を行った場合は線量が低くなると考えられる(参考参照)。

第8表 放出高さの違いによる作業員被ばくの評価結果  
(S/Cからのベント実施時)

作業内容		建屋屋上放出	排気筒放出	備考
弁開 操作時	第一弁操作	約 37mSv	約 37mSv	ベント実施前作業
	第二弁操作	約 28mSv	約 23mSv	ベント実施時作業
スクラビング水補給		約 13mSv/h	約 13mSv/h	事象発生から7日後の作業
窒素供給作業		約 3.6mSv/h	約 3.6mSv/h	事象発生から7日後の作業

参 考

現実的な気象条件における評価について

事故時の大気拡散評価に係る気象条件は、気象指針に基づき整理しており、これを参考に次式(相対濃度の場合)により風下方位が陸側の全ての方位を対象に現実的な気象条件として中央値を求めた。

$$x/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (x/Q)_i \cdot \delta_i$$

ここで、

$x/Q$  : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m<sup>3</sup>)

$T$  : 実効放出継続時間 (h)

$(x/Q)_i$  : 時刻  $i$  における相対濃度 (s/m<sup>3</sup>)

$\delta_i$  : 時刻  $i$  において風向が陸に向う方位にあるとき  $\delta_i = 1$   
 時刻  $i$  において風向が海に向う方位にあるとき  $\delta_i = 0$

気象指針に基づいた保守的な気象条件(97%相当値)と現実的な気象条件(中央値)で評価した相対濃度、相対線量を第9表に示す。保守的な評価結果に比べ現実的な評価結果は1/2程度となった。

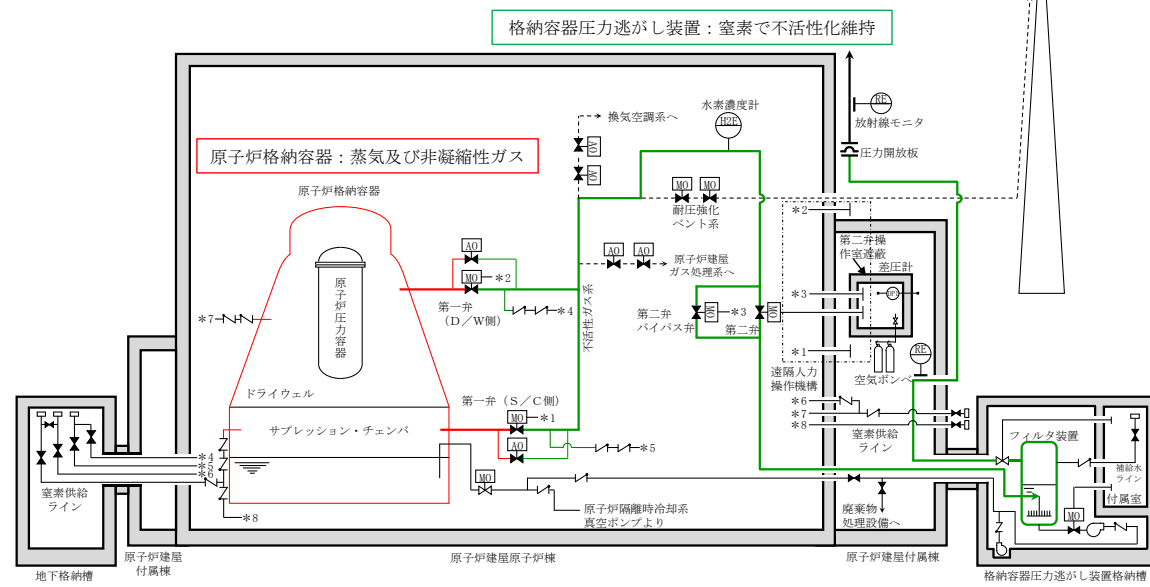
第9表 保守的及び現実的な評価結果

	気象指針に基づく保守的な評価	現実的な評価
相対線量 (Gy/Bq)	約 $4.0 \times 10^{-19}$	約 $2.3 \times 10^{-19}$
相対濃度 (s/m <sup>3</sup> )	約 $2.9 \times 10^{-5}$	約 $1.6 \times 10^{-5}$

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;"><u>可燃性ガスの爆発防止対策について</u></p> <p>格納容器圧力逃がし装置の系統内で可燃性ガスの爆発が発生した場合、格納容器圧力逃がし装置に期待している放射性物質の低減効果が喪失するおそれ又はフィルタ装置内で保持している放射性物質の外部への放出のおそれがあるため、設計及び運用により系統内での可燃性ガスの爆発を防止する。</p> <p>(1) 考慮する可燃性ガスの種類及び対策</p> <p>炉心の著しい損傷を伴う重大事故時に発生するおそれのある可燃性ガスとして、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解及び金属腐食により発生する水素が考えられる<sup>※1</sup>。これらの反応によって格納容器内水素濃度は、可燃限界濃度である 4vol% を大きく上回るが、格納容器内雰囲気は通常運転時から不活性化（ドライ条件で酸素濃度 2.5vol% 以下に管理）することに加え、水の放射線分解によって発生する酸素を考慮しても酸素濃度を可燃限界であるドライ条件で 5vol% 未満に管理することで、水素及び酸素が同時に可燃限界に到達することを防止する。格納容器圧力逃がし装置の系統内については、待機状態から系統内を窒素で不活性化することにより、格納容器内の水素が排出経路を通過する際における水素爆発を防止する（補足1）。</p> <p>また、格納容器圧力逃がし装置の配管については、ベント時に発生する蒸気凝縮で発生するドレン水による閉塞やこれに起因する水素及び酸素の滞留を防止するために、配管ルートにUシール部ができないように配置する。新設部分については水平配管に適切な勾配を設ける。</p> <p>なお、水素爆発の条件として、水素濃度 4vol% かつ酸素濃度 5vol% 以上の条件に加えて、着火源又は 500℃ 以上の発熱源が必要となるが、格納容器内における着火源又は 500℃ 以上の発熱源の不確かさが大きいと、酸素濃度を管理することで水素爆発を防止することとしている。</p> <p>※1 熔融炉心・コンクリート相互作用によって、可燃性ガスである一酸化炭素が発生することが考えられるが、コリウムシールドを設置することでペDESTAL（ドライウェル部）のコンクリートが熔融炉心によって侵食されないことから、一酸化炭素は可燃性ガスとして考慮しないこととした。また、仮にペDESTAL（ドライウェル部）のコンクリートが床面及び壁面ともに 30cm 侵食したことを仮定した場合においても、一酸化炭素の発生量は 15 kg であり、有効性評価シナリオ「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」における水素発生量 700kg に対して十分に低いこと及び一酸化炭素の可燃限界濃度が空気中において 12.5vol% であることを踏まえると、無視できると考えられる。（別紙 41）</p> <p>(2) 系統の各運転状態における設計上の考慮</p> <p>a. 系統待機状態①：プラント通常運転中</p> <p>(a) 水素爆発防止対策</p> <p>プラント通常運転中においては、格納容器と同様に系統内を窒素で不活性化する設</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;"><u>水素の滞留に対する設計上の考慮について</u></p> <p>炉心の著しい損傷を伴う重大事故が発生した場合には、ジルコニウム-水反応等で大量の水素が発生する。また、長期的には水の放射線分解により水素及び酸素が発生する。これを考慮し、島根2号炉を含むBWRプラントにおいては、プラント通常運転中に格納容器内を窒素で不活性化しており、水素爆発を防止する設計としている。</p> <p>格納容器フィルタベント系は、同様の設計思想で、プラント通常運転中は系統内を窒素で不活性化し、排出経路での水素爆発を防止する設計としている。また、ベント後収束モードにおける水素爆発防止対策として、水の放射線分解で長期的に発生する水素が系統内に滞留しないよう、可搬式窒素供給装置による窒素供給（窒素パージ）で系統内の排気及び不活性化ができる設計としている（別紙32）。可搬型設備（車両）である第1ベントフィルタ出口水素濃度は、窒素パージが確実に実施されていることを確認する目的で水素濃度を測定、監視するため、フィルタ装置出口配管に設置する。</p> <p>(1) 系統の水素爆発防止対策</p> <p>系統の水素爆発防止対策については、以下の方針で行っている。</p> <p>a. 格納容器フィルタベント系の配管ルートは、格納容器、フィルタ装置及び放出端の設置レベルを考慮し、水素の滞留やドレン溜まりが出来ないようなルート構成としている。具体的には、出来るだけローポイント・ハイポイントが出来ないルート構成とし、原則としてハイポイントからは連続下り勾配、ローポイントからは連続上り勾配になるように設定している。格納容器フィルタベント系の系統概略図を図1、配管ルート全体鳥瞰図を図2-1から図2-3に示す。</p> <p>b. 主配管から分岐している枝管については、「BWR配管における混合ガス（水素・酸素）の燃焼による配管損傷防止に関するガイドライン（第3版）」に基づき評価設計している。</p> <p>他系統との隔離弁のうち、原子炉棟換気系との隔離弁（AV217-19）及び耐圧強化ベントラインとの隔離弁（AV226-11）までの配管については、水平枝管であり閉止端までの長さが短く、枝管長さ <math>l</math> / 枝管内径 <math>d</math> が不燃限界長さ <math>(1' / d)</math> の判定値以内であることから、水素が不燃限界濃度を超過して蓄積しないと判断する。また、非常用ガス処理系との隔離弁（AV226-12）までの配管については、上向きで分岐する組合せ枝管であるため、ベント時に水素を連続して主配管に排出させるバイパスラインを設置することとしており、水素が蓄積することはない。</p> <p>なお、ウェットウェルベント時はドライウェル側の第1弁（MV217-4）までの配管が分岐枝管となるが、水平枝管であり閉止端までの長さが短く、枝管長さ <math>l</math> / 枝管内径 <math>d</math> が不燃限界長さ <math>(1' / d)</math> の判定値以内であることから、水素が不燃限界濃度を超過して蓄積しないと判断する。ドライウェルベント時はウェットウェル側の第1弁（MV217-5）までの配管が分岐枝管となるが、水平分岐で下向きの枝管であるため、水素が蓄積することはない。（図2-2参照）</p> <p>c. 容器についても、「BWR配管における混合ガス（水素・酸素）の燃焼による配管損傷防止に関</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>計としている。フィルタ装置から放出端へ至る配管上には、窒素置換時に大気と隔離するため、圧力開放板を設けている。この圧力開放板は、格納容器からの排気と比較して、十分低い圧力で開放するよう設計している。</p> <p>(b) 系統における水素濃度監視</p> <p>系統における水素濃度に関しては、水素の発生がないため、監視不要である。この系統状態における水素爆発防止対策概要を第1図に示す。</p> <p>系統待機状態①：プラント通常運転中</p> <p>第1図 水素爆発防止対策 (系統待機状態①)</p> <p>b. 系統待機状態②：重大事故時、ベント前</p> <p>(a) 水素爆発防止対策</p> <p>炉心の著しい損傷を伴う重大事故時の格納容器内雰囲気は、蒸気、窒素、水素及び酸素が混合した状態となるが、格納容器ベント実施前の系統は格納容器内からのガスの流入はないため、不活性化が保たれる。</p> <p>(b) 系統における水素濃度監視</p> <p>系統における水素濃度に関しては、系統内に水素が持ち込まれないため、監視不要である。この系統状態における水素爆発防止対策概要を第2図に示す。</p>	<p>するガイドライン (第3版)」の考え方を準用して評価設計している。上向き枝管に相当する銀ゼオライト容器のマンホール部については、容器に保温施工を行うことにより、放熱により蒸気が凝縮し水素が蓄積することを防止し、また閉止端までの長さが短いことから、マンホール部頂部までガスが循環し、換気可能と評価している。</p> <p>d. 炉心の著しい損傷を伴う重大事故が発生した場合の格納容器フィルタベント系の各運転モードにおいて、系統内の流れの有無を考慮し、水素爆発の防止対策を行っている。</p> <p>以下に、格納容器フィルタベント系の各運転モードにおける具体的な設計上の考慮を示す。</p> <p>【系統待機モード①】：プラント通常運転中</p> <p>プラント通常運転中においては、格納容器と同様、系統内を窒素で不活性化し、水素爆発を防止する設計としている。フィルタ装置から放出端へ至る配管上には、窒素置換時に大気と隔離するため、格納容器からの排気と比較して十分低い圧力で開放する圧力開放板を設けている。</p> <p>格納容器フィルタベント系 (系統待機モード①) の水素爆発防止対策概要を図3に示す。</p> <p>【系統待機モード②】：SA時、ベント前</p> <p>炉心の著しい損傷を伴う重大事故時においては、格納容器内の雰囲気は、蒸気、窒素及び水-金属反応で発生した水素が混合した状態となるが、ベント前の格納容器フィルタベント系は、格納容器からのガス流入はないため、系統の不活性化が保たれる。</p> <p>格納容器フィルタベント系 (系統待機モード②) の水素爆発防止対策概要を図4に示す。</p> <p>【ベント運転モード】：ベント～事象発生後7日程度</p> <p>ベント開始により、格納容器内に蓄積された系統待機モード②の状態のガス (蒸気、窒素、水素等) が系統内に流入するが、ベント開始直後の系統の昇温に伴う蒸気の凝縮を考慮しても排気口から空気が格納容器フィルタベント系内に逆流することはないことから、格納容器フィルタベント系は不活性化され酸素濃度が低く維持されているため、水素爆発は発生しない。(注記参照)</p> <p>また、ベントにより、当初封入された窒素は系外に排出されるが、格納容器から系統内に流入するガスの大半は蒸気であるため、水素爆発は発生しない。</p> <p>格納容器フィルタベント系 (ベント運転モード) の水素爆発防止対策概要を図5に示す。</p> <p>【注記：対向流が発生しない理由】</p> <p>格納容器ベント実施直後は、蒸気、窒素、水素等の混合流体がフィルタ装置に流入するが、蒸気の一部はスクラビング水に熱を奪われ凝縮する。スクラビング水が沸騰するまでにフィルタ装置に流入する蒸気の全量が凝縮し続けると仮定した場合でも、沸騰するまでの間 (1時間以内) 水素や窒素はフィルタ装置へ継続して流入するため、フィルタ装置の下流側の流量は維持される。また、沸騰した後はフィルタ装置に流入する水蒸気は凝縮されず、フィルタ装置の下流側の流量は維持される。以上のことより、フィルタ装置の下流側の流量は維持され、対向流は発生しない。</p> <p>【ベント後収束モード】：事象発生後7日以降</p> <p>大半の放射性物質が捕集され、移行がなくなった状態であるベント後収束モードでは、プラント状態により、ベント弁の開運用と閉運用がある。それぞれにおける水素爆発防止に対</p>	

系統待機状態②：重大事故時，ベント前



第2図 水素爆発防止対策（系統待機状態②）

c. 系統運転状態①：ベント実施直後

(a) 水素爆発防止対策

格納容器ベント開始時において、ベントガス中の蒸気がスクラビング水によって凝縮された場合、酸素濃度が上昇することで、水素爆発が発生するおそれがあるが、格納容器ベント実施前から、格納容器内の酸素濃度をドライ条件で監視し、4.3vol%に到達した時点でベント実施する判断基準を設定していること及び格納容器圧力逃がし装置系統内は不活性化されているため、仮にベントガス中の蒸気全てがスクラビング水によって凝縮された場合においても水素爆発は発生しない。

なお、このベント実施判断基準については、酸素濃度の可燃限界である5vol%に対し、酸素濃度監視設備（格納容器酸素濃度（SA））の測定誤差である±0.6vol%及び0.1vol%の余裕を考慮して設定した。また、格納容器内の気体については、格納容器スプレイ及び温度差による自然対流効果によって均一に攪拌されており、濃度分布がないため、酸素濃度監視設備（格納容器酸素濃度（SA））により格納容器全体の濃度を代表して監視することができる。（補足2）

(b) 系統における水素濃度監視

系統における水素濃度に関しては、格納容器から可燃限界を超えた水素が流入するが、格納容器内の酸素を可燃限界未満で管理していることから監視不要である。

(c) 対向流による空気の流入

フィルタ装置内が負圧に至るような状況下では、対向流が発生することにより、フィルタ装置内に空気が流入するおそれがある。しかしながら、格納容器ベント実施時におけるスクラビング水沸騰までの間、ベントガス中の蒸気がスクラビング水によって凝縮された場合においても、蒸気の供給が継続的に行われるためフィルタ装置内が

する具体的な設計上の考慮を以下に示す。

①ベント弁「開」運用

ベント弁開運用の場合は、格納容器及びスクラバ容器内の保有水から、水の放射線分解による水素と酸素が発生するとともに、放射性物質の崩壊熱による蒸気が継続的に発生するが、系統内は飽和状態で、ほぼ蒸気100%の環境でベントが長期間継続される。したがって、そのような状況が継続される間は、水素濃度が可燃限界に達することはなく、水素爆発は発生しない。

格納容器内の除熱手段として、残留熱除去系が期待できる状態に復旧した場合等にベント弁を閉操作してベント停止する可能性があるが、その際は、ベント弁閉（ベント停止）前までに格納容器内に可搬式窒素供給装置により窒素を供給することで、格納容器内の窒素置換を行うとともに、水素の排出経路である格納容器フィルタベント系の系統内の窒素パージを行うことができるため、水素爆発防止は適切に実施できる。

格納容器フィルタベント系（ベント後収束モード①）の水素爆発防止対策概要を図6に示す。

②ベント弁「閉」運用（ベント停止後）

ベント弁閉後、格納容器フィルタベント系では、スクラビング水の放射線分解により水素と酸素が発生するとともに、放射性物質の崩壊熱による蒸気が発生する。スクラビング水が飽和状態にある場合は、蒸気発生量が水素発生量を大きく上回るため、水素濃度が可燃限界に達することはないが、スクラビング水が未飽和となる場合やフィルタ装置上流側への拡散による水素蓄積が懸念される場合を考慮し、可搬式窒素供給装置による窒素パージを行うことにより、水素爆発防止は適切に実施できる。

格納容器フィルタベント系（ベント後収束モード②）の水素爆発防止対策概要を図7に示す。

(2) 系統の水素濃度監視

(1)で示した各モードについて、水素濃度監視は以下のように設定している。

【系統待機モード①】：プラント通常運転中

系統内に水素は持ち込まれないため、水素濃度監視は不要である。

【系統待機モード②】：SA時，ベント前

系統内に水素は持ち込まれないため、水素濃度監視は不要であるが、ベント実施までに可搬型設備（車両）である第1ベントフィルタ出口水素濃度による測定の準備を実施する。

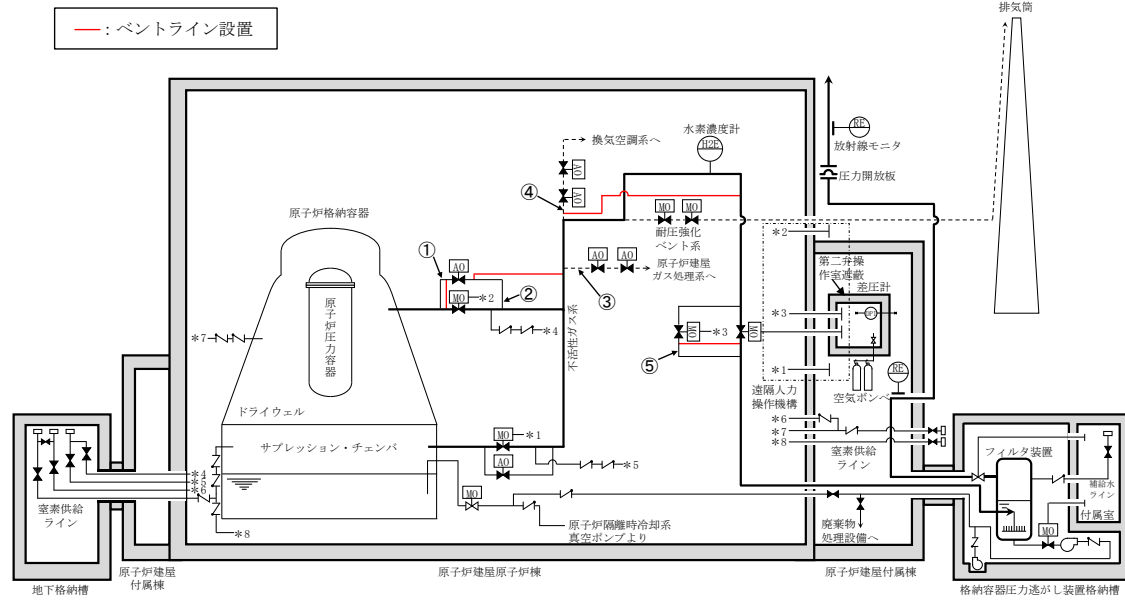
【ベント運転モード】：ベント～事象発生後7日程度

系統内に水素は持ち込まれるが、蒸気発生量が非常に大きいためベントガス中の水素濃度は低く、ベントガス流速が大きいことから、水素が系統内で滞留することはないため、水素濃度監視は不要である。

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>負圧にならないこと及び非凝縮性ガスの排出は継続されることから、対向流は発生しない。</p> <p>(d) 枝管における水素及び酸素の蓄積について</p> <p>東海第二発電所では、格納容器内をドライ条件に換算して、5vol%未満に管理することから、ベント実施中において、仮に枝管におけるベントガスの蓄積があった場合においても、枝管での水素爆発は発生しないと考えられるが、万が一、枝管内での成層化等によって混合ガスの濃度が変化した場合、枝管での水素爆発の脅威が存在する。そのため、枝管内での混合ガスの蓄積評価を実施する。枝管における水素及び酸素の混合ガスの蓄積の評価について「BWR配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（第3版）」（日本原子力技術協会）に基づき、上向きの枝管に対して評価を実施する。なお、ガイドラインでは、下向きの枝管に対しては、水封されることで混合ガスが蓄積しないと評価されているため対象外とした。</p> <p>枝管長さ（L）を枝管内径（D）で除することによって規格化した不燃限界長さ（L/D）の数値によって、枝管内に混合ガスが蓄積する可能性の有無を判断する。不燃限界長さ（L/D）の数値が4以下であれば混合ガスの蓄積が発生しないとされている。評価結果を第1表に示す。</p> <p>ドライウェル側第一弁のバイパスライン、原子炉建屋ガス処理系ライン及び第二弁バイパス弁については、混合ガスが蓄積する可能性がある結果となった。そのため、第3図及び第4図に示すように、ベントラインを設置し、混合ガスが蓄積することのない設計とする。また、フィルタ装置に接続される枝管については、不燃限界長さ（L/D）を考慮して、必要に応じてベントラインを設置する設計とする。</p> <p>(e) 圧力開放板の下流における水素爆発について</p> <p>格納容器から圧力開放板までは不活性化されていること及び格納容器内の酸素濃度をドライ条件で可燃限界未満に維持することで、高濃度の水素雰囲気においても水素爆発は発生しないが、圧力開放板以降については、不活性化していない範囲であるため、高濃度の水素と空気が触れることで水素爆発のおそれがある。しかしながら、ベント実施直後は、格納容器からのベントガスによって系統内の窒素が押し出され、圧力開放板以降の空気が排出されることから、放出端までの範囲で高濃度の水素が空気と触れず、水素爆発が発生することはないと考えられる。また、放出端から先については、大気であるものの、大気中には着火源等がなく、水素爆発は発生しないと考えられる。</p>	<p>格納容器過圧・過温破損シーケンス（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）におけるベント時の蒸気流量を図8、格納容器内の気相濃度の変化（ウェット条件）を図9に示す。</p> <p>【ベント後収束モード】：事象発生後7日以降</p> <p>ベント弁の開運用と閉運用ともに、系統内の水素爆発を防止するために行う可搬式窒素供給装置による窒素パージが確実に実施されていることを確認する目的で可搬型設備（車両）である第1ベントフィルタ出口水素濃度により水素濃度を測定し、監視する。</p> <p>格納容器フィルタベント系の系統内の水素濃度の評価を以下に示す。</p> <p>①ベント弁「開」運用</p> <p>格納容器フィルタベント系へ流入するベントガスの水素濃度については、格納容器内における水素発生量と窒素供給量の割合から求める。</p> <p>水素濃度の計算条件は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内における水素発生量は事象発生7日後を想定し、格納容器過圧・過温破損シーケンス（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）におけるMAAP解析結果より、約1.3 m<sup>3</sup>/h[normal]とする。</li> <li>格納容器内で発生する蒸気については、保守的に未飽和を想定し考慮しない。</li> <li>窒素供給量は100 m<sup>3</sup>/h[normal]とする。</li> </ul> <p>水素濃度=水素発生量/(窒素供給量+水素発生量)= 1.3 %</p> <p>ここでは保守的にベントガスの蒸気発生量を考慮していないが、格納容器過圧・過温破損シーケンス（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）における蒸気発生量は、事故発生30日後においても [ ] であり、蒸気発生量を考慮した場合、数桁低い水素濃度となる。</p> <p>②ベント弁「閉」運用（ベント停止後）</p> <p>スクラビング水が沸騰状態である場合のスクラバ容器において発生する水素濃度については、スクラバ容器内のスクラビング水の放射線分解による水素発生量と窒素供給量、同時に発生する蒸気発生量の割合から求める。</p> <p>水素濃度の計算条件は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水の放射線分解に寄与する熱量は、設計崩壊熱量である370kWを想定する。</li> <li>[ ]</li> <li>放射線吸収割合は [ ] とする。</li> <li>窒素供給量は100 m<sup>3</sup>/h[normal]とする。</li> </ul> <p>蒸気発生量=[崩壊熱(MW)]×1000/([飽和蒸気比エンタルピ]-[飽和水比エンタル</p>	



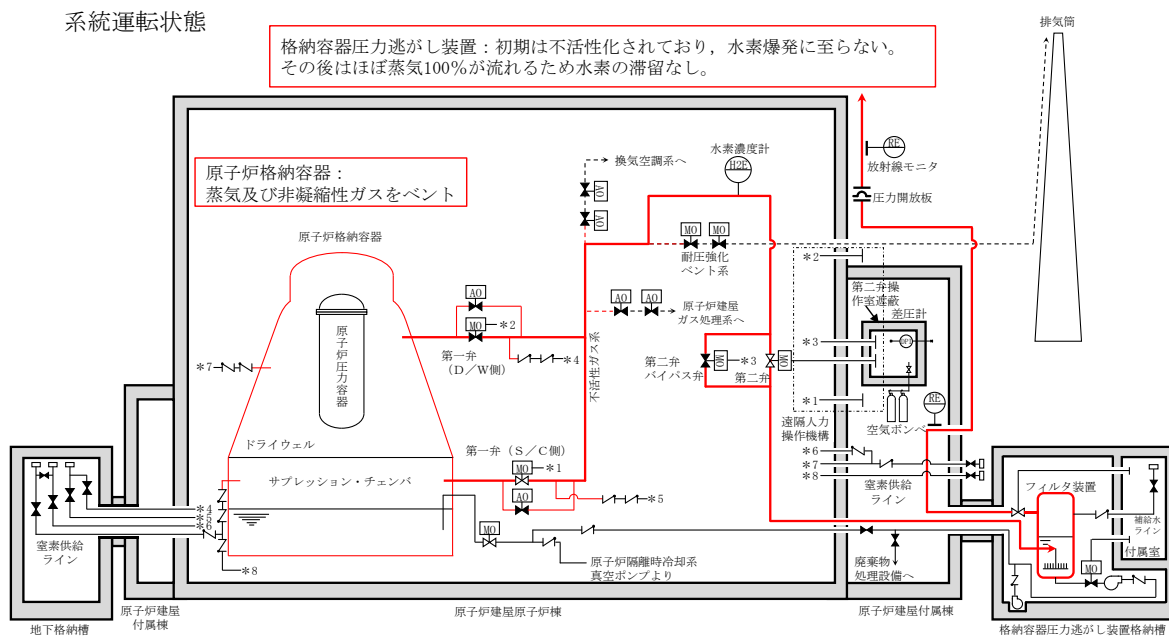




第4図 ベントライン設置概要図

この系統状態における水素爆発防止対策概要を第5図に、酸素濃度監視設備（格納容器酸素濃度（SA））の概要図を第6図に、有効性評価シナリオ「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）」における格納容器の気相濃度の推移を第7図及び第8図に示す。なお、図に示す格納容器の水素及び酸素の気相濃度については、MAAP解析に基づく水-ジルコニウム反応により発生する水素に加え、MAAP解析で考慮していない水の放射線分解によって発生する水素及び酸素についても考慮している。

系統運転状態



第5図 水素爆発防止対策（系統運転状態）

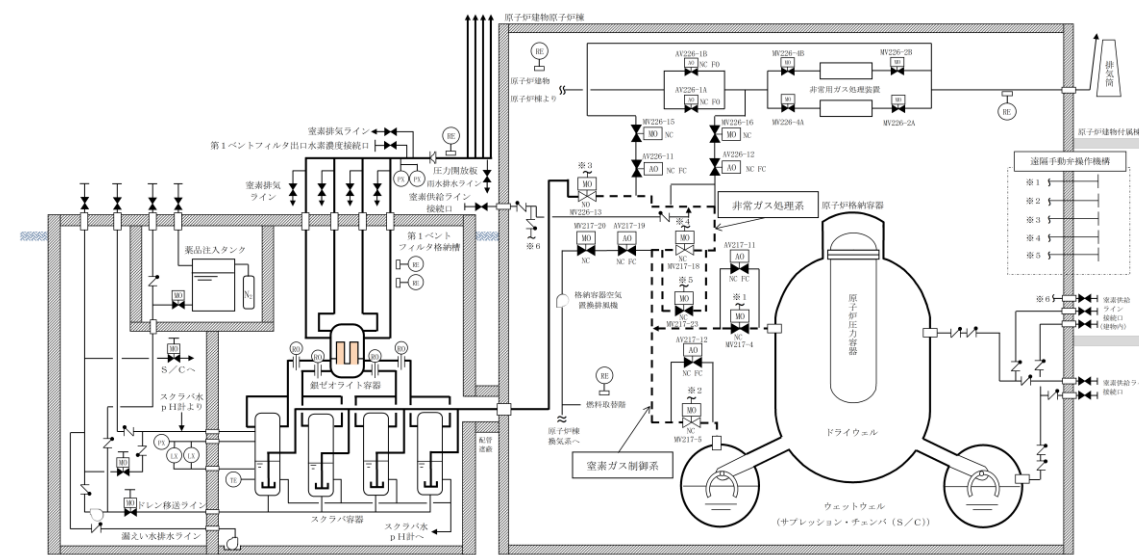
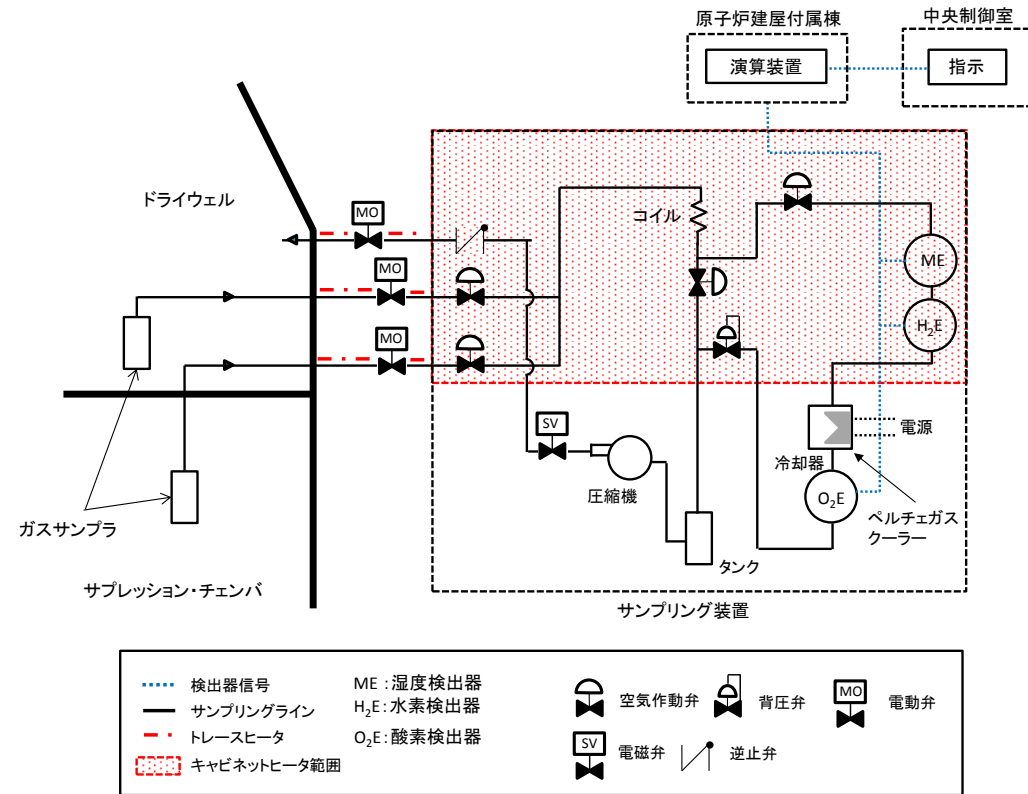


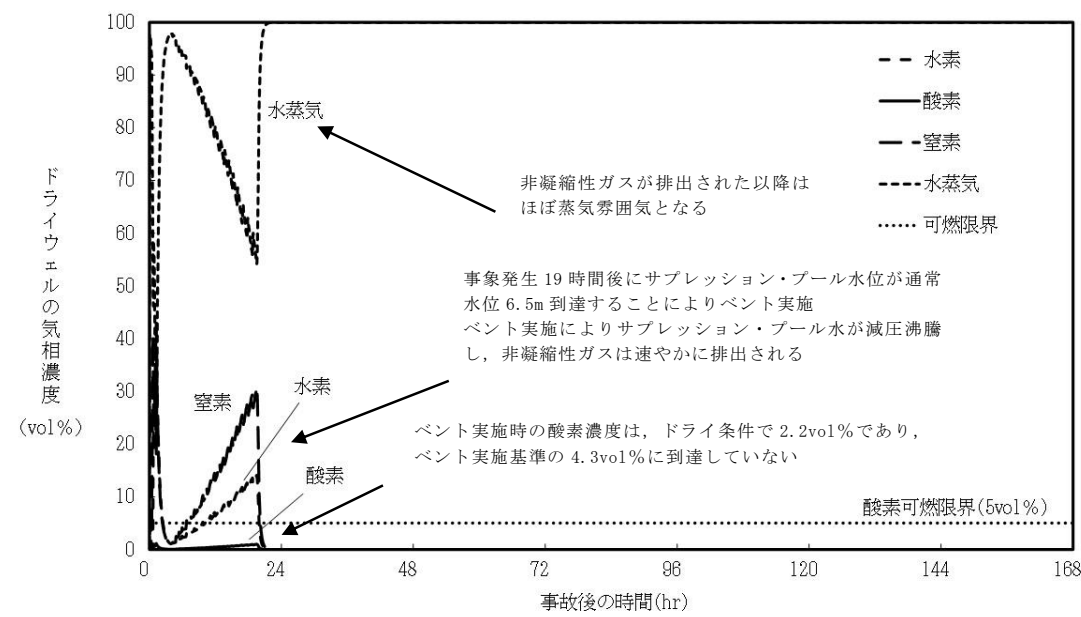
図1 格納容器フィルタベント系 系統概略図



計測周期：サンプリング装置は、格納容器内ガスのサンプリングから、測定、排出までの工程を約3分で行う。

中央制御室指示：ドライ条件及びウェット条件での濃度を表示する。

第6図 酸素濃度監視設備（格納容器酸素濃度（S A））に関する系統概要図



第7図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）  
（代替循環冷却系を使用できない場合）」における  
ドライウエルの気相濃度の推移（ウェット条件）

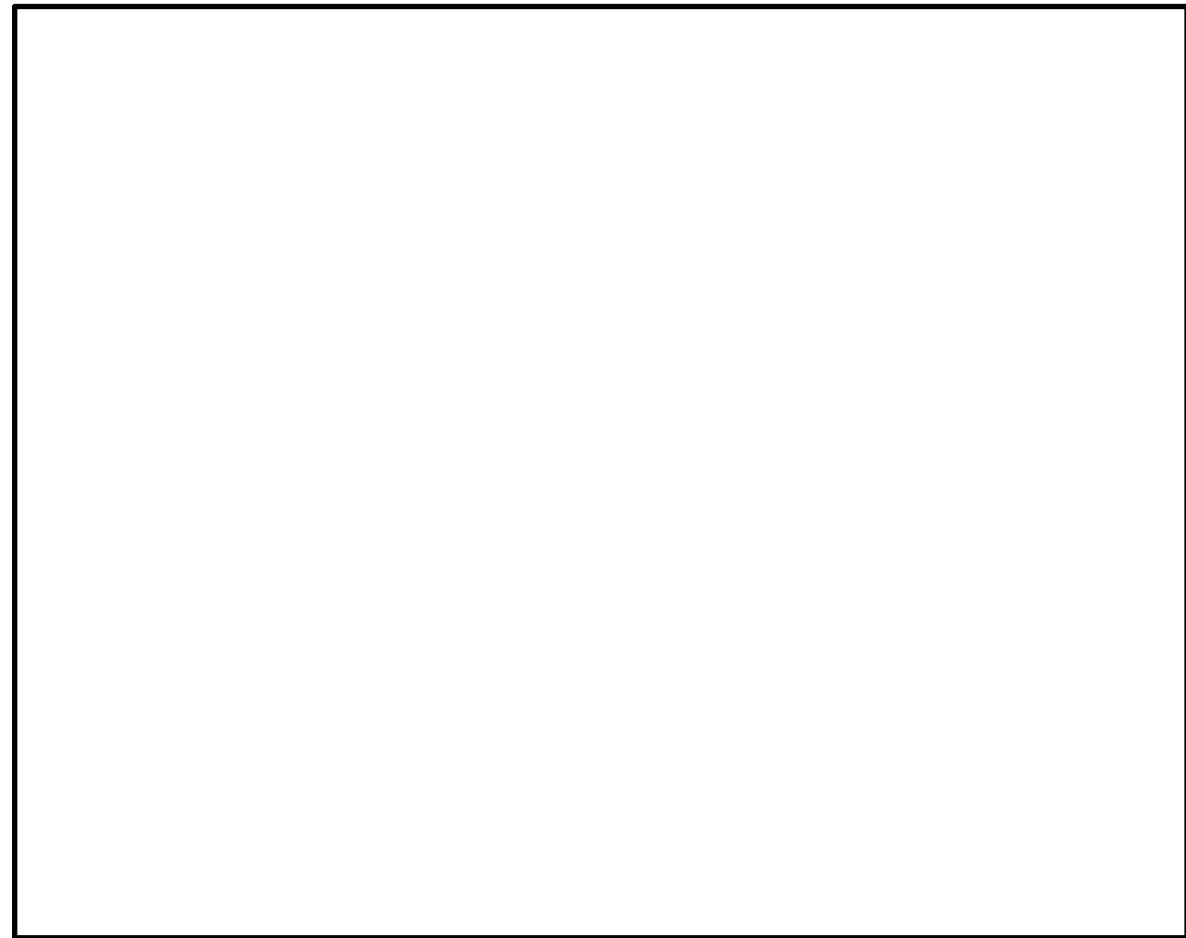
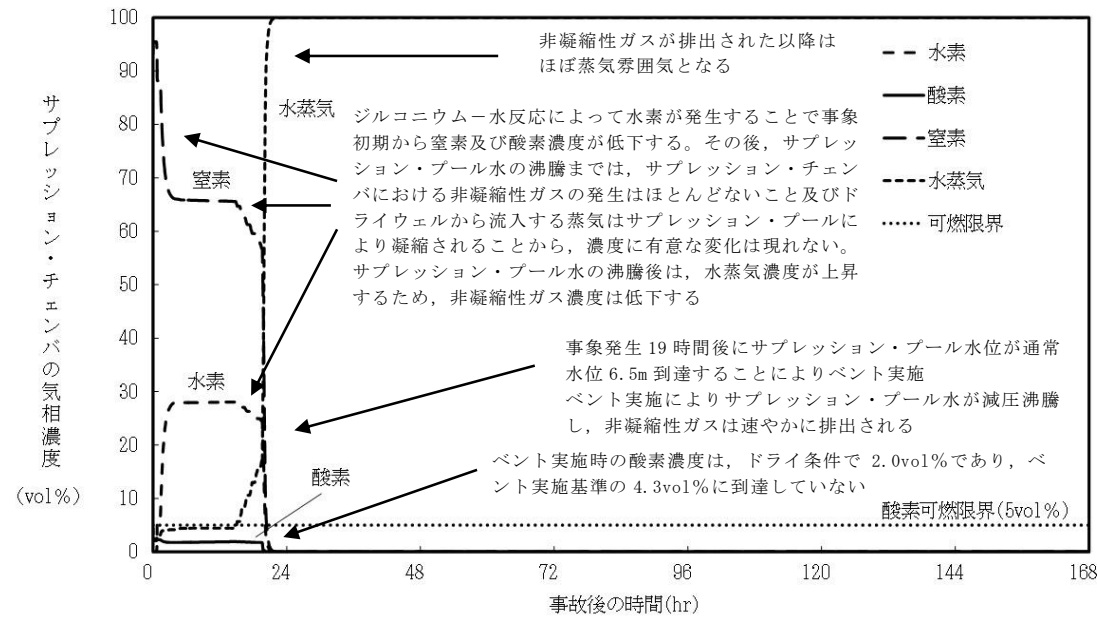


図2-1 格納容器フィルタベント系 配管ルート全体鳥瞰図



第8図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）  
（代替循環冷却系を使用できない場合）」における  
サプレッション・チェンバの気相濃度の推移（ウェット条件）

d. 系統運転状態②：非凝縮性ガス排出（ベント開始後1時間程度）後

(a) 水素爆発防止対策

ベント実施に伴うサプレッション・プール水の減圧沸騰により、可燃性ガスを含む非凝縮性ガスが排出された以降の格納容器は、ほぼ水蒸気で満たされた状態となり、系統へ流入するベントガスもほぼ水蒸気となることから、水素爆発は発生しない。

(b) 系統における水素濃度監視

系統における水素濃度については、ベントガスがほぼ蒸気となっていることから、監視不要である。

(c) 対向流による空気の流入

格納容器及び系統から非凝縮性ガスが排出された以降は、仮に対向流が発生した場合であっても、格納容器及び系統内はほぼ蒸気で満たされている状態となるため、水素爆発は発生しない。

この系統状態における水素爆発防止対策概要は第5図と同様である。

e. 格納容器ベント停止後

(a) 水素爆発防止対策

格納容器ベント停止後、スクラビング水の放射線分解により水素及び酸素が発生するため、第一弁の下流から窒素供給装置等による窒素供給を実施し、系統のパージを継続することで、水素爆発を防止する。

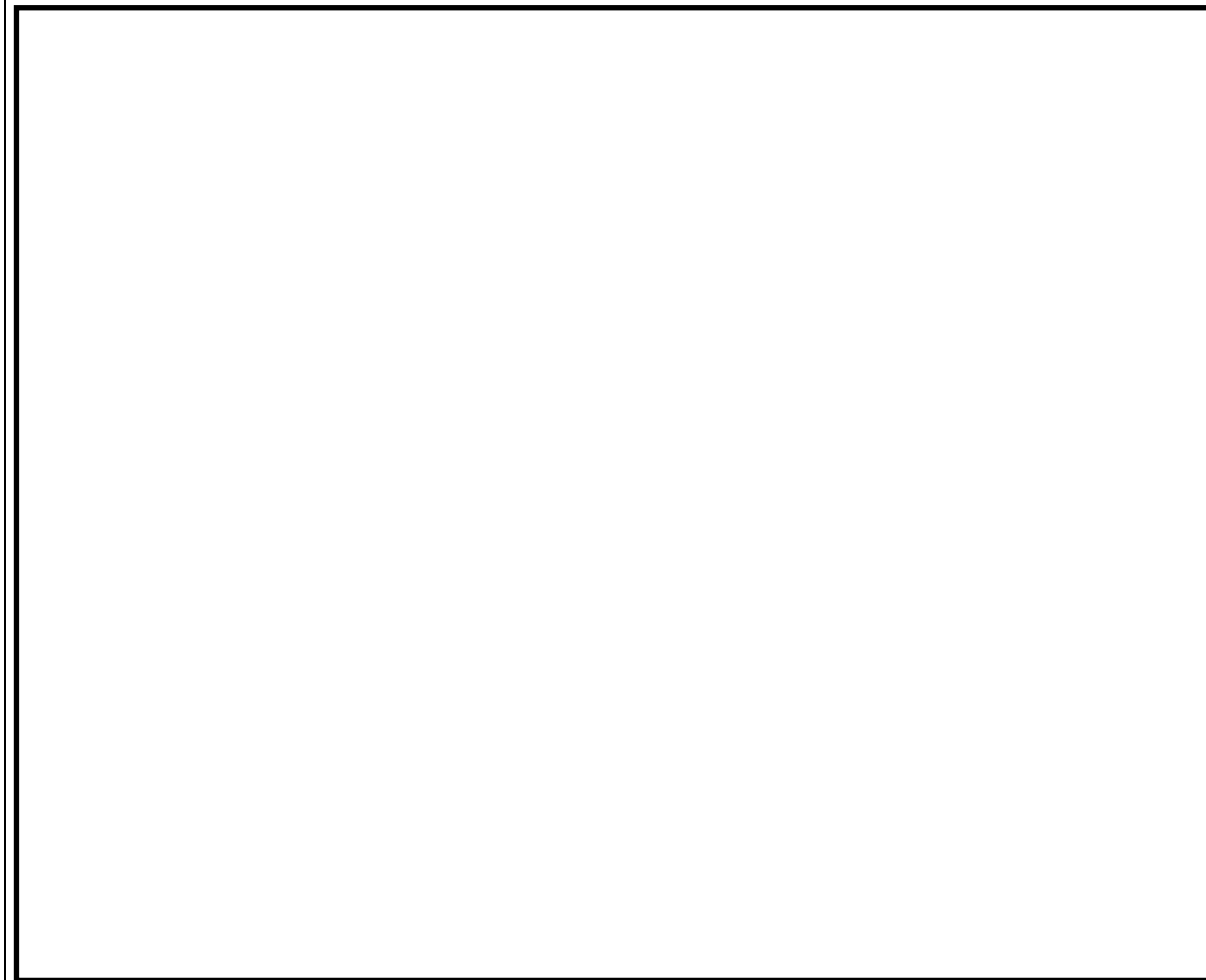


図2-2 格納容器フィルタベント系 配管ルート全体鳥瞰図

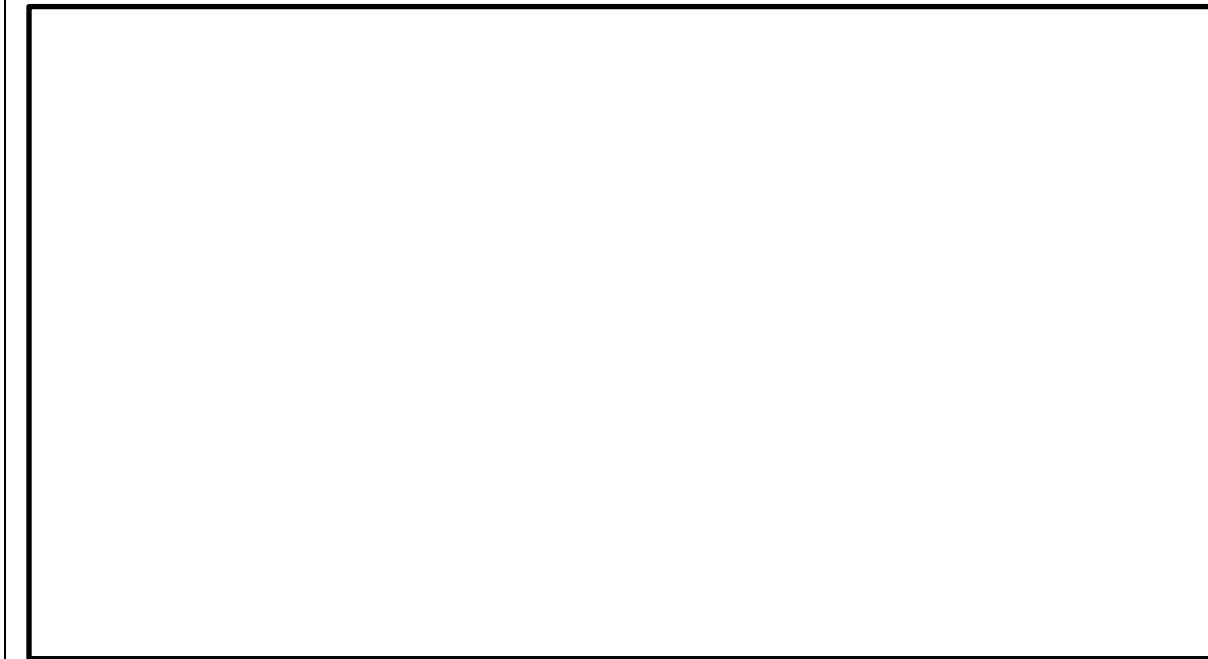


図2-3 格納容器フィルタベント系 配管ルート全体鳥瞰図

(b) 系統における水素濃度監視

系統における水素濃度に関しては、窒素供給による系統パージ停止後において、水素が長期的に系統内に滞留しないことを確認するため、監視を実施する。

(c) スクラビング水の放射線分解による酸素発生

ベント停止後において、スクラビング水の放射線分解によって発生する酸素については、スクラビング水中の放射性物質の崩壊熱によって発生量が変化しますが、蒸気の発生量も崩壊熱によって変化する比例関係にあり、以下のとおり、酸素濃度は0.1vol%未滿となるため系統内で水素爆発することはない。

- ・スクラビング水の沸騰を考慮し、酸素発生量のG値は0.2とする。
- ・スクラビング水の放射線吸収割合は1.0とする。

$$\begin{aligned} \text{○蒸気発生量} &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 1,000 / ([\text{飽和蒸気比エンタルピー}] - [\text{飽和水比エンタルピー}]) \times 1,000 / \text{分子量} \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3,600 \\ &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 1,000 / ((2675.57 - 419.10) \times 1,000 / 18 \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3,600) \\ &= 1,985.4 \times [\text{崩壊熱 (MW)}] \text{ Nm}^3/\text{h} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○酸素発生量} &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 10^6 \times [\text{G値}] / 100 \\ & / (1.602 \times 10^{-19}) / (6.022 \times 10^{23}) \times 22.4 \times 10^{-3} \\ & \times 3,600 \times [\text{放射線吸収割合}] \\ &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 10^6 \times 0.2 / 100 / (1.602 \times 10^{-19}) / (6.022 \times 10^{23}) \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3,600 \times 1 \\ &= 1.68 \times [\text{崩壊熱 (MW)}] \text{ Nm}^3/\text{h} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○酸素濃度} &= \text{酸素発生量} / (\text{蒸気発生量} + \text{酸素発生量}) \\ &= 0.085\% \end{aligned}$$

(d) 移送ライン使用時における格納容器内への空気流入の影響について

格納容器ベント停止後は、第9図に示すとおり、移送ポンプを用いてスクラビング水をサプレッション・チェンバへ移送することとしているが、スクラビング水を移送する際には、移送ポンプ下流側配管のうち水張りを行っていない範囲の空気がスクラビング水とともにサプレッション・チェンバへ流入するが、ベント停止後の格納容器は窒素供給により不活性化されており、さらに可燃性ガス濃度制御系によって格納容器内の水素濃度を可燃限界未滿に維持するため、空気の流入による影響はない。

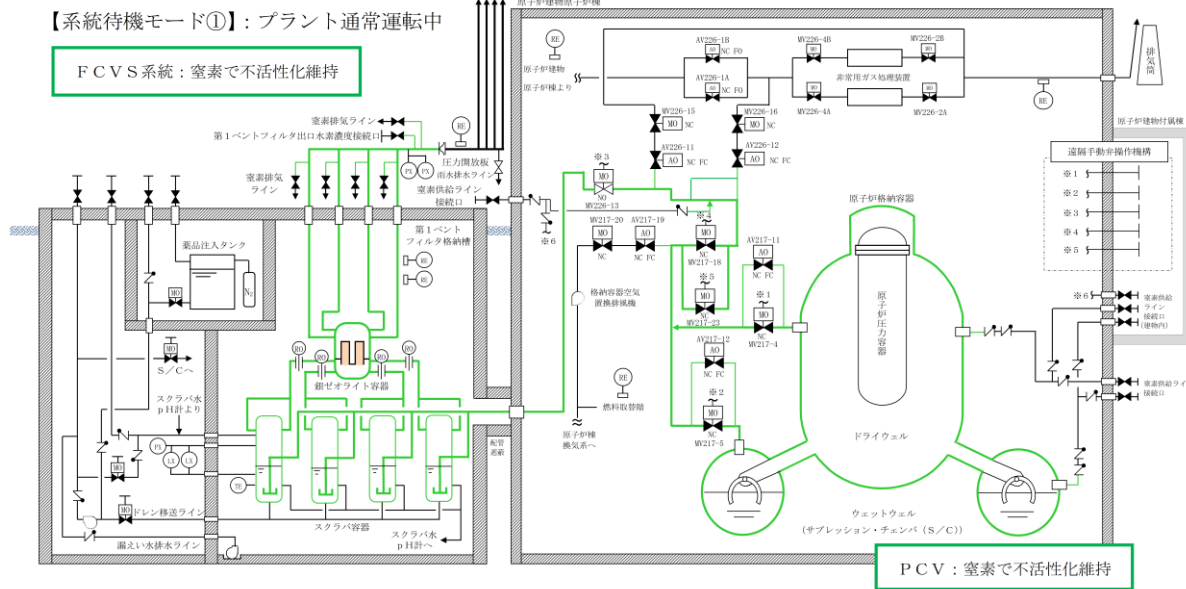


図3 格納容器フィルタベント系(系統待機モード①) 水素爆発防止対策

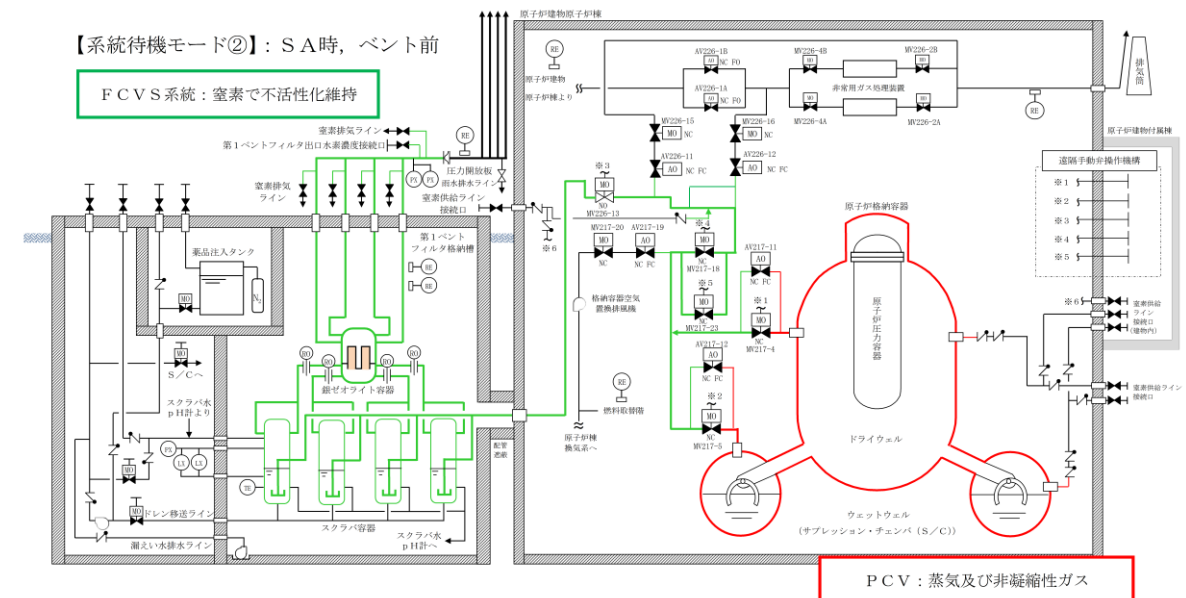
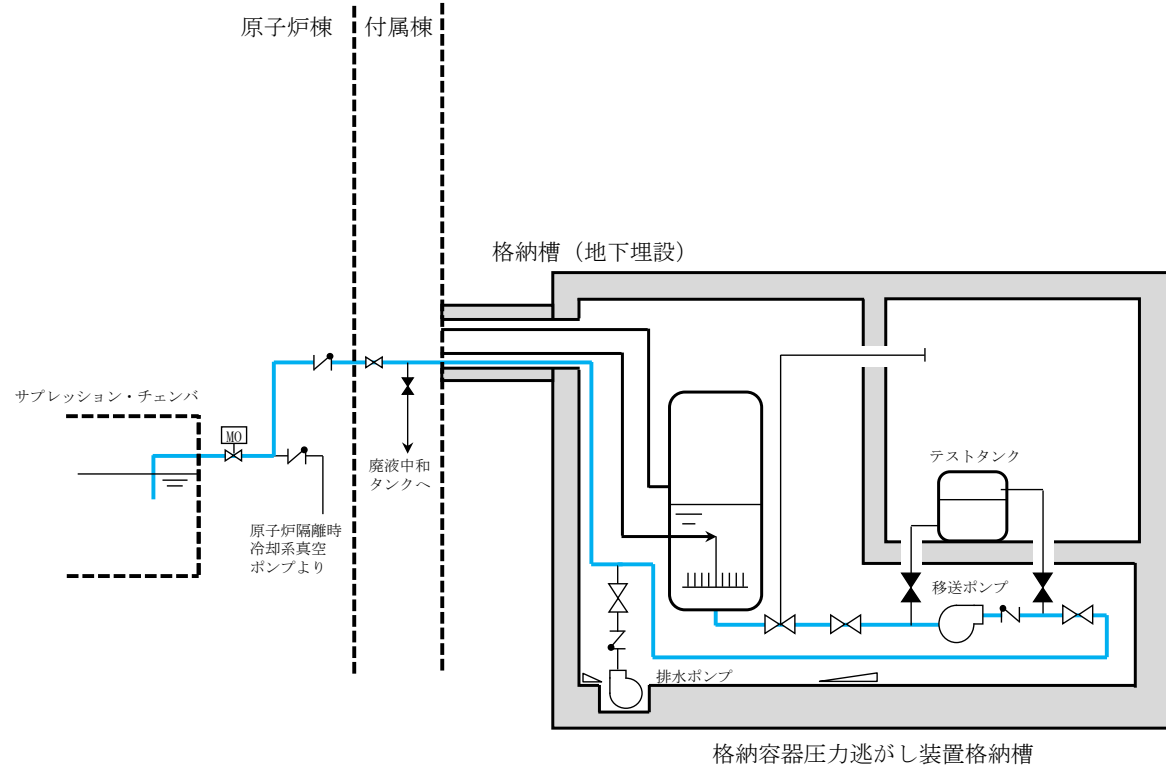


図4 格納容器フィルタベント系(系統待機モード②) 水素爆発防止対策



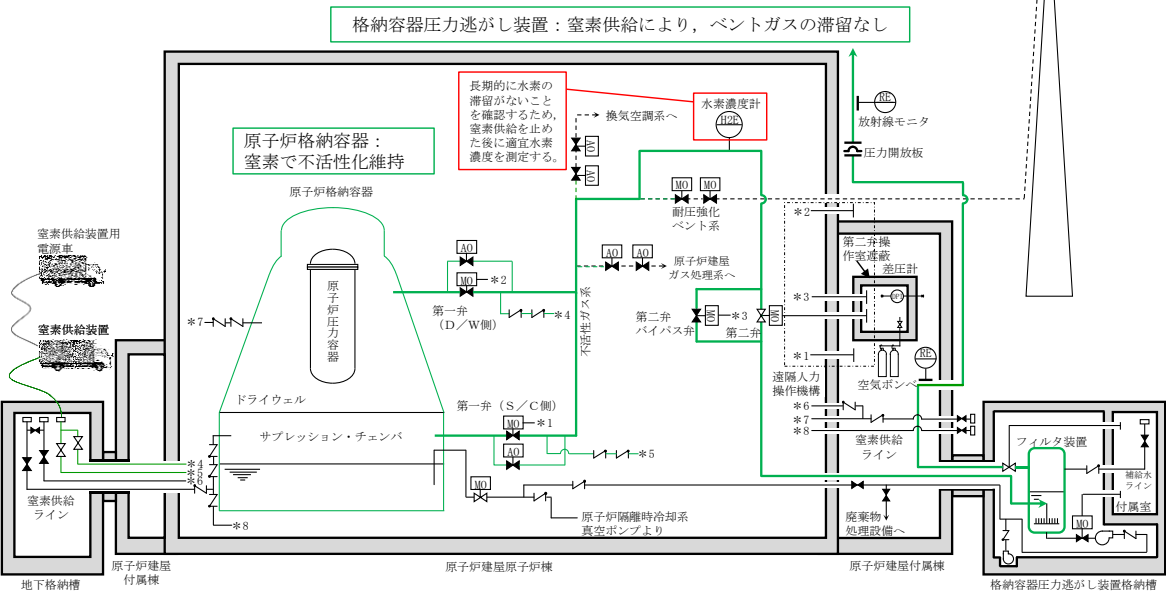
格納容器圧力逃がし装置格納槽

注) 系統構成は現在の計画

第9図 移送ライン系統概要図

この系統状態における水素爆発防止対策概要を第10図に示す。

事故収束状態：「隔離弁閉」



第10図 水素爆発防止対策 (ベント停止後)

【ベント運転モード】：ベント～事象発生後7日程度

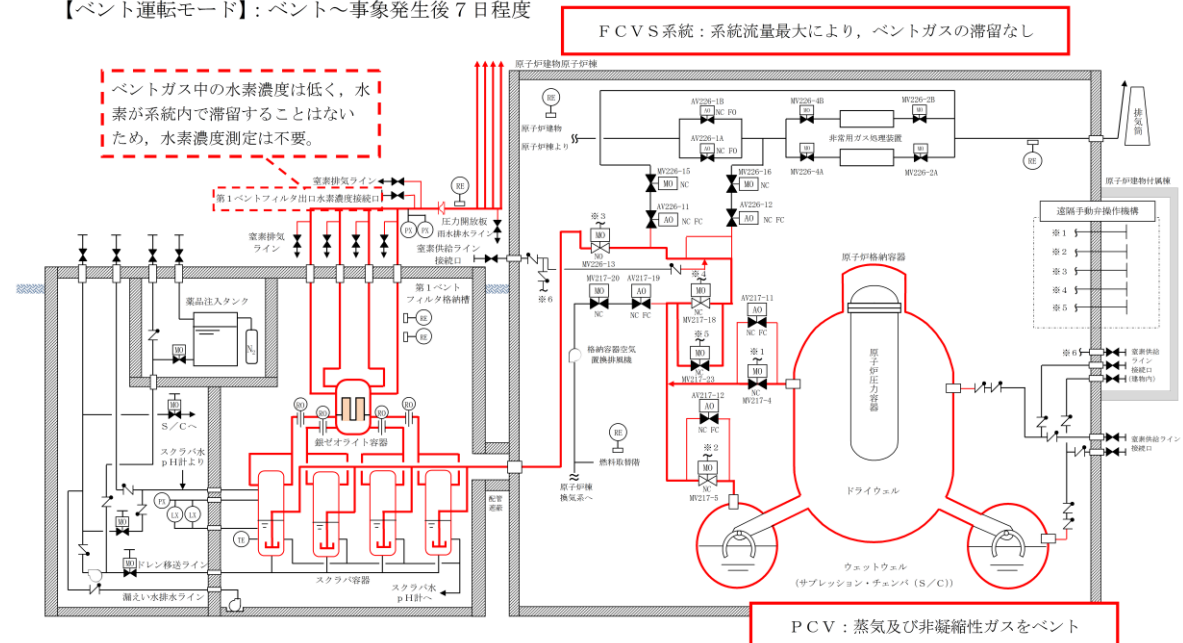


図5 格納容器フィルタベント系 (ベント運転モード) 水素爆発防止対策

【ベント後収束モード (ベント弁開)】：事象発生後7日以降

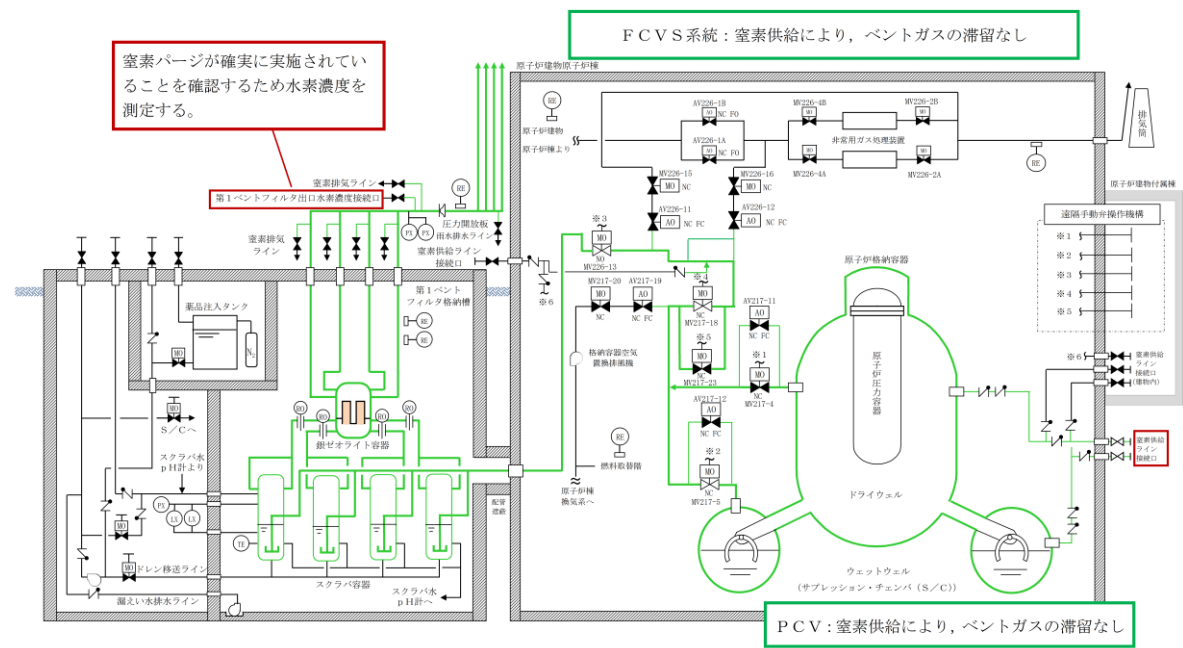
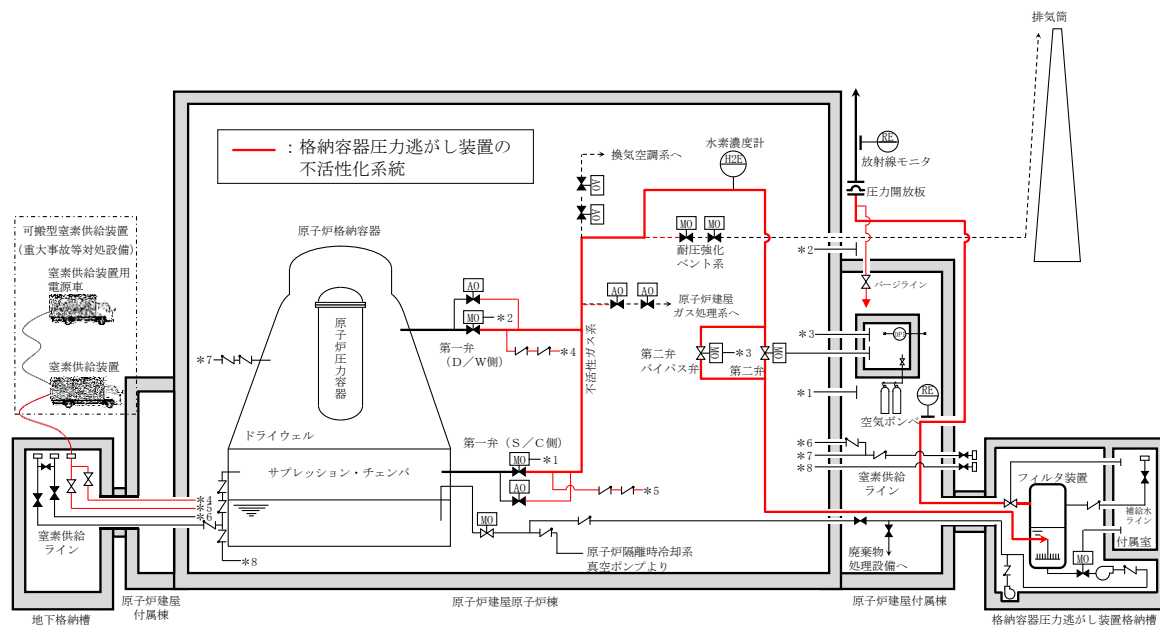


図6 格納容器フィルタベント系 (ベント後収束モード①) 水素爆発防止対策

補足1 格納容器圧力逃がし装置系統の不活性化について

格納容器圧力逃がし装置系統の不活性化については、プラント起動前に実施する。系統の不活性化に使用する系統について第1図に示す。

第一弁を閉とした状態で、第一弁の下流から可搬型窒素供給装置により窒素供給を実施し、フィルタ装置を通じてパージラインから排出を継続することで窒素置換を実施する。また、フィルタ装置配管は、管理区域内を通るため、パージラインの排気先については、原子炉建屋付属棟とする。



第1図 格納容器圧力逃がし装置の不活性化系統

補足2 格納容器内における気体のミキシングについて

BWRの格納容器内の気体のミキシング効果については、電力共同研究「格納容器内ミキシング確認試験に関する研究」(S57年度)<sup>[1]</sup>によって、格納容器スプレイや温度差による自然対流に伴う攪拌効果による十分なミキシングが短時間に得られることを確認している。

有効性評価シナリオ「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用できない場合)」において、事象発生後25分から格納容器スプレイを実施すること及び格納容器内の温度差により、格納容器内の気体は十分にミキシングされるものと考えられる。さらに、崩壊熱によって炉心で発生した蒸気が格納容器内へ放出されることによってもミキシングが促進される。

格納容器スプレイを実施している場合の格納容器内の気体の流動については、上記研究にて実験的に確認されている。実験結果を第1図に示す。10vol%の空気希釈ヘリウムガスの供給を停止すると、格納容器スプレイにより短期間で十分なミキシング効果が得られることが示されている。

【ベント後収束モード(ベント弁閉)】: 事象発生後7日以降

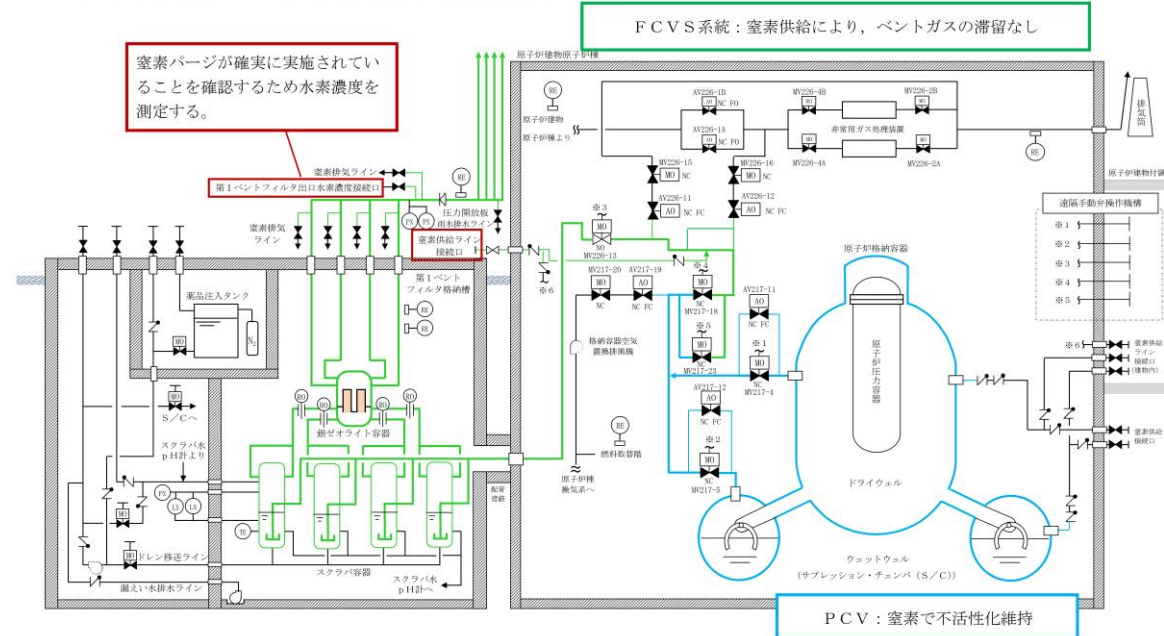
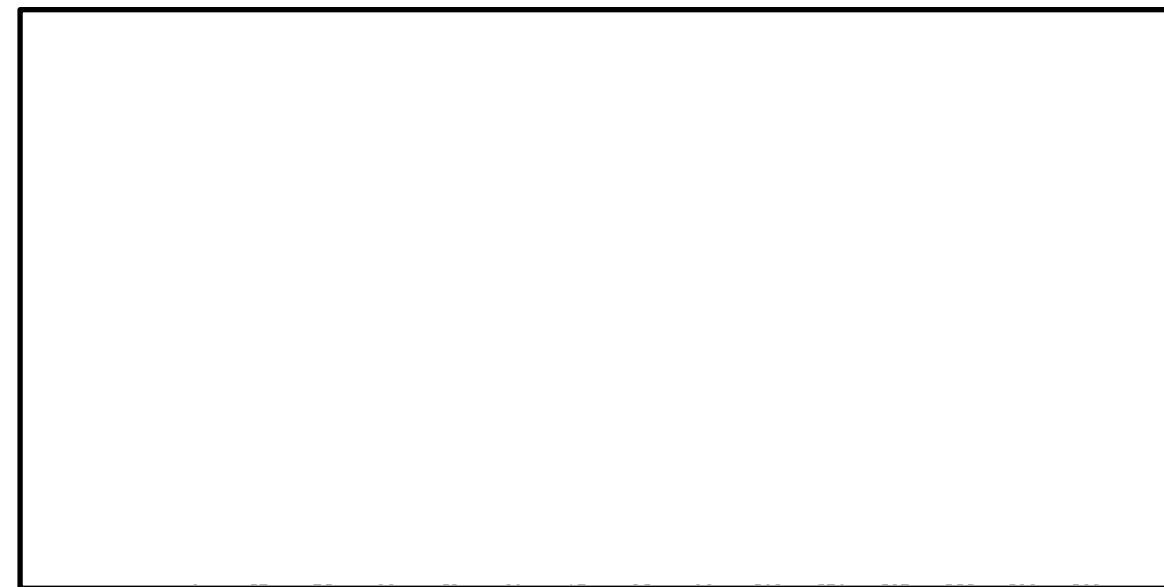


図7 格納容器フィルタベント系(ベント後収束モード②)水素爆発防止対策



事故後の時間(時)

図8 格納容器過圧・過温破損シーケンスにおけるベント時の蒸気流量

格納容器内雰囲気と壁面に温度差がある場合のミキシング効果についての実験結果を第2図に示す。第2図は格納容器内雰囲気と壁面に5℃の温度差がある場合のミキシング効果を示しており、10vol%の空気希釈ヘリウムガスを供給しているが、実験開始から約20分後までには十分にミキシングされることを示している。BWRの格納容器内では、原子炉圧力容器が熱源として考えられるため、格納容器内雰囲気と壁面において少なくとも5℃以上の温度差は生じているものと考えられる。このため、BWRの格納容器内において、気体が成層化する等の位置的な濃度の著しい偏りが生じる可能性は低いと考えられる。さらに、本試験は、より成層化の可能性が高い軽密度気体であるヘリウムにて攪拌効果を確認しているため、格納容器内での水素燃焼を防止するためのベント実施判断基準として設定している酸素については、濃度の著しい偏りが生じる可能性はさらに低いと考えられる。

また、シビアアクシデント条件下における格納容器内の気体のミキシング効果については、比較的単純な形状から大規模で複雑な形状の試験装置に至る国内外の試験において検討されている。代表的なものとして、旧(財)原子力発電技術機構による試験で得られた知見[2]を以下にまとめる。

- ・軽密度気体(試験では水素をヘリウムで模擬)の放出による自然循環のみでも、ミキシングは比較的良好であった。
- ・水蒸気発生を考慮したケースでは、ミキシングは促進された。
- ・上部区画へ軽密度気体を放出して濃度の偏りを生じさせたケースでも、格納容器スプレイを作動させることによりミキシングは達成された。

本試験はPWRプラントを模擬したものであるが、複雑な区画を含む形状においても十分なミキシングが得られたことが確認されており、BWRプラントでも同様の効果が期待できると考えられる。

[1] 共同研究報告書、格納容器内ミキシング確認試験に関する研究(S57年度)

[2] 重要構造物安全評価(原子炉格納容器信頼性実証事業)に関する総括報告書、財団法人 原子力発電技術機構(平成15年3月)

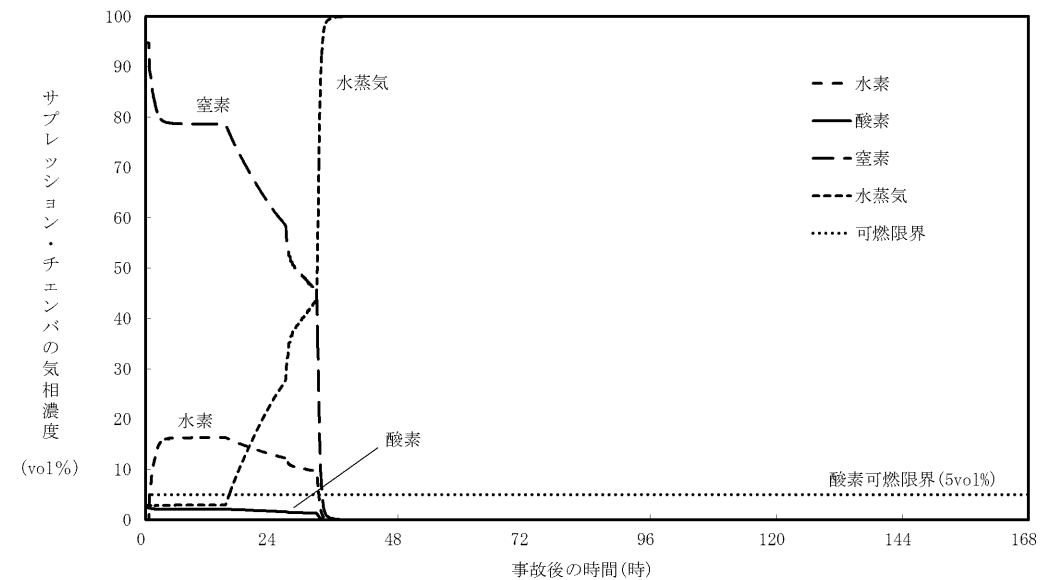
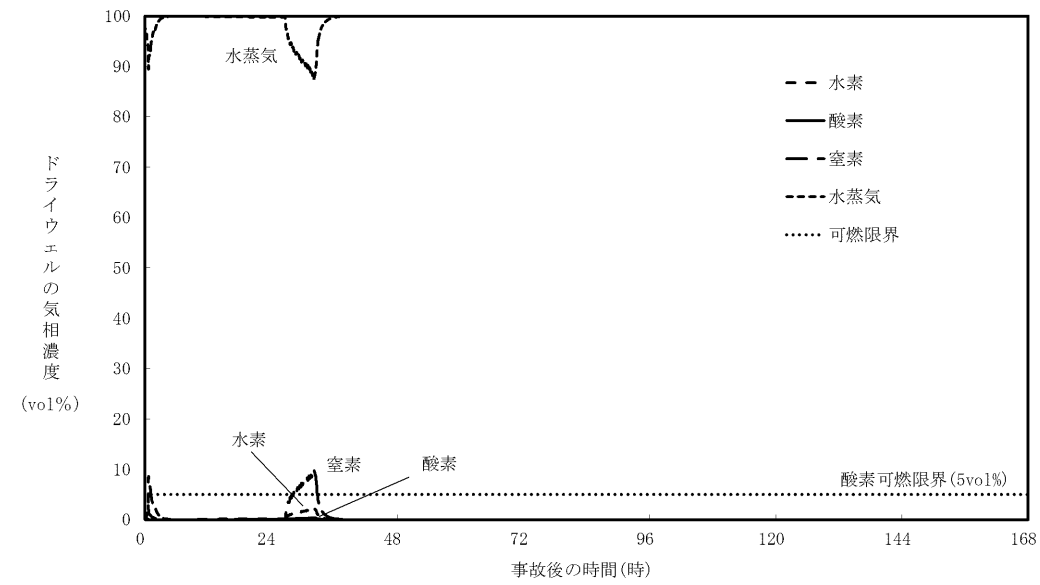


図9 格納容器過圧・過温破損シーケンスにおける格納容器内の気相濃度の変化(ウェット条件)



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="403 216 1018 863" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="418 884 1003 915">第1図 格納容器スプレイ実施時のガス濃度変化</p> <div data-bbox="412 978 1012 1717" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="320 1738 1104 1770">第2図 格納容器内雰囲気と壁面の温度差によるガス濃度変化結果</p>	<p data-bbox="1308 212 1822 243">(参考1) 銀ゼオライト容器の流動解析結果</p> <p data-bbox="1329 302 2421 468">銀ゼオライト容器で上向き枝管に相当するマンホール部頂部への水素の蓄積は、蒸気の凝縮により水素濃度が徐々に増加することにより生じると考えられるが、ガスが循環する流れによる換気作用がある場合は水素が蓄積することはないと考えられるため、マンホール部内のガスの流れを確認することを目的として流動解析を行った。</p> <p data-bbox="1329 527 1475 558">(a)解析条件</p> <p data-bbox="1347 573 2421 646">銀ゼオライト容器の解析は、容器の対称性を考慮して1/4セクタモデルとし、汎用熱流体解析プログラム STAR-CCM+を用いて解析を行った。</p> <p data-bbox="1347 661 2421 869">ベント運転中としてガス流量を蒸気流量 9.8kg/s、ガス温度を 130℃とした。また、循環するガス流量が最も小さい場合としてベント後長期を想定し、ガス流量を小さく見積もるため蒸気流量は考慮せず、可搬式窒素供給装置による窒素ガス流量である 100m<sup>3</sup>/h、ガス温度を 100℃とした。なお、保温材 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> を考慮し、周囲環境温度は 40℃とした。</p> <p data-bbox="1329 928 1578 959">(b)解析結果及び評価</p> <p data-bbox="1347 974 2421 1182">銀ゼオライト容器におけるベントガスの流れを図1、流動解析結果を図2、3に示す。容器入口から流入したガスは、銀ゼオライトフィルタ二層(内層、外層)の間からフィルタを通過し、銀ゼオライト内層の内側で上昇流が生じ、上部鏡板壁面に沿って容器出口へ至る流れが確認できた。また、銀ゼオライト内層の内側の上昇流の影響により、直上にあるマンホール部頂部までガスが循環する流れが認められた。</p> <p data-bbox="1347 1197 2421 1362">「BWR配管における混合ガス(水素・酸素)の燃焼による配管損傷防止に関するガイドライン(第3版)」では下降流速 1mm/s の流れが生じれば換気されるとあるが、流動解析結果ではマンホール部内で cm/s オーダーの下降流速が確認されており、水素はマンホール部内から排出され、銀ゼオライト容器外に押し出されると評価できる。</p> <p data-bbox="1347 1377 2421 1499">ここでは、流体として水素を含めていないが、銀ゼオライト容器内のガスの流れによる換気作用を確認するための流動解析であり、水素濃度は非常に小さいことから、その影響は無視できると考えられる。</p>	

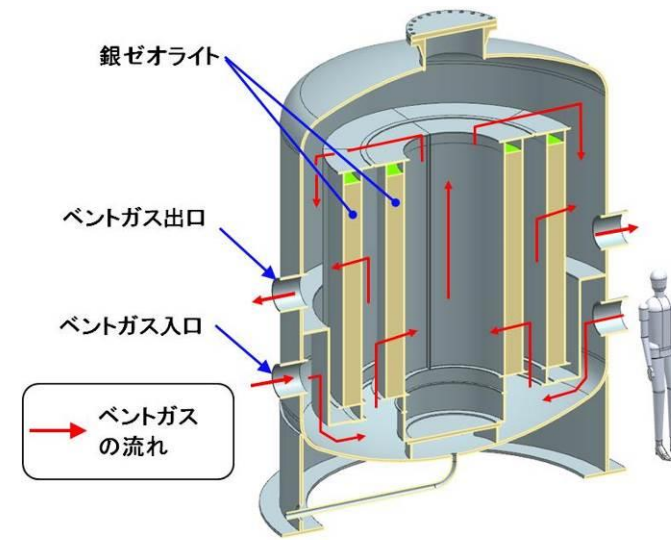


図1 銀ゼオライト容器におけるベントガスの流れ

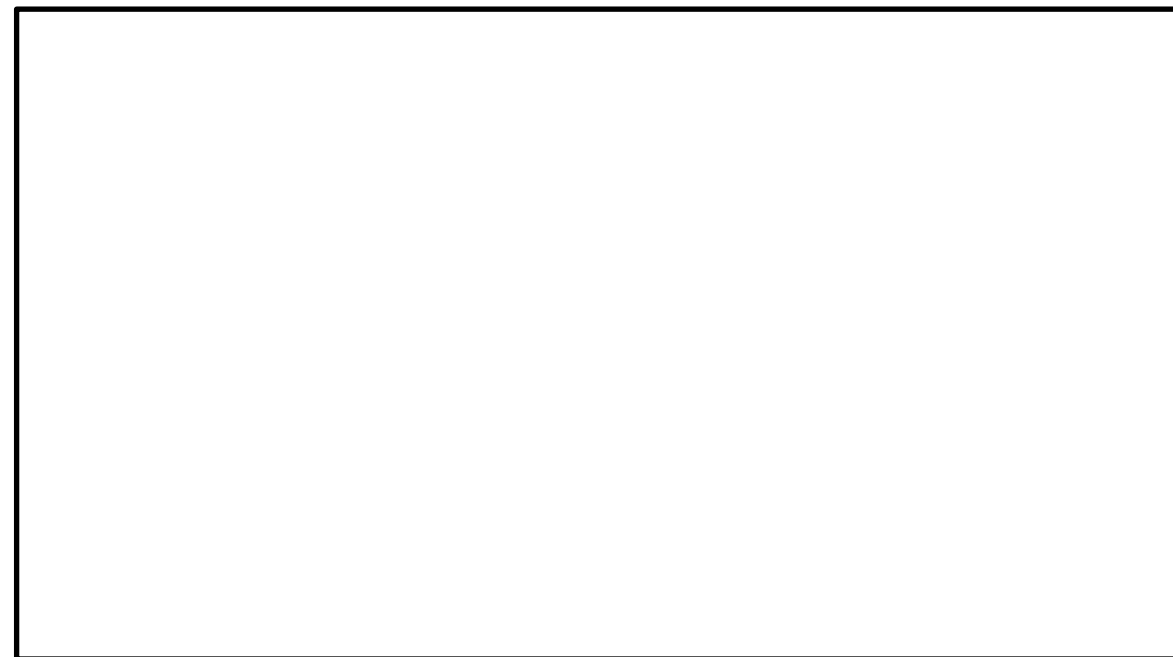


図2 銀ゼオライト容器における流動解析結果 (ベント運転中)

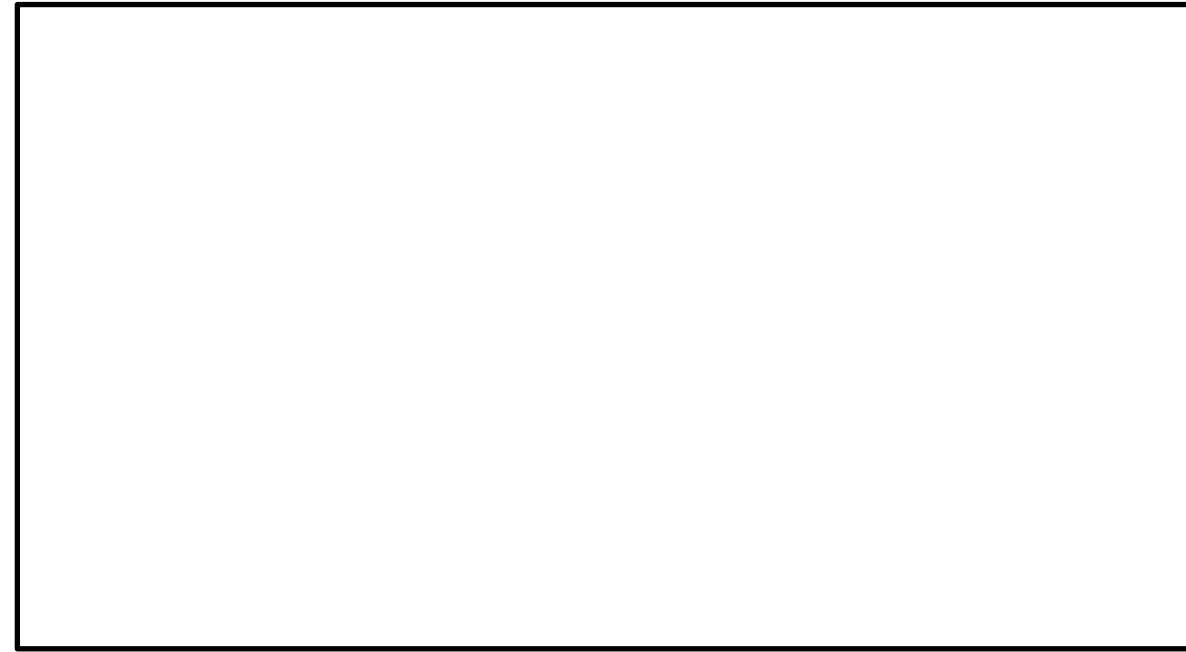


図3 銀ゼオライト容器における流動解析結果 (ベント後長期)

(参考2) シビアアクシデント時に発生する可燃性ガスについて

シビアアクシデント時に発生する可燃性ガスとして、主に金属-水反応による水素発生、水の放射線分解による水素及び酸素の発生その他、原子炉圧力容器破損後は、溶融炉心・コンクリート相互作用による一酸化炭素の発生が想定されるため、一酸化炭素の影響について確認する。

有効性評価の溶融炉心・コンクリート相互作用における一酸化炭素発生量は、圧力容器ペDESTAL (以下、「ペDESTAL」という。)内の壁面コンクリートが約4cm侵食されることで約1kg [ ] となる。

格納容器気相容積が [ ] であることから、 [ ] の一酸化炭素が格納容器気相部に均一に分布すると仮定した場合、一酸化炭素濃度は約0.004%程度となるが、一酸化炭素の可燃限界濃度は12.5%であることから、発生する一酸化炭素濃度は可燃限界濃度よりはるかに低い。

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p>(参考3) ドレン移送ライン使用時における格納容器内への空気流入影響について</p> <p>ドレン移送ラインについては、図1のようにドレン移送ポンプを用いてスクラビング水をサブプレッション・チェンバへ排水することとしているが、スクラビング水を排水する際に、ドレン移送ポンプ下流側配管の水張りができない範囲の空気については、スクラビング水と同時にサブプレッション・チェンバへ流入する。</p> <p>系統待機時のドレン移送ポンプは水張りを実施しているが、保守的にドレン移送ラインの配管容積すべての空気量がサブプレッション・チェンバへ移行したとして評価した結果を以下に示す。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ドレン移送ラインの配管容積</td> <td>約 0.6m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>酸素量 (酸素濃度 21%で算出)</td> <td>約 0.12m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>サブプレッション・チェンバの空間容積</td> <td>約 3,190m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">(サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m を考慮)</p> <p>系統待機時のドレン移送ラインの空気の状態を大気圧、温度 10℃、排水時のサブプレッション・チェンバの状態を大気圧、温度 100℃、酸素濃度 C%と仮定すると、サブプレッション・チェンバへの酸素流入量は約 0.164m<sup>3</sup>、空気流入量は 0.79m<sup>3</sup>、もともとのサブプレッション・チェンバ内の酸素量は 31.9C m<sup>3</sup>となる。</p> <p>以上より、排水後のサブプレッション・チェンバの酸素濃度は</p> $\begin{aligned} \text{(酸素濃度)} &= \text{(酸素量)} / \text{(空気量)} \times 100 \\ &= (0.164 + 31.9C) / (0.79 + 3190) \times 100 \\ &= 0.00513 + 0.9998C \quad \% \end{aligned}$ <p>となる。よって、ドレン移送ライン配管内の酸素が流入することによる酸素濃度上昇分は</p> $\begin{aligned} \text{(酸素濃度上昇分)} &= \text{(排水後酸素濃度)} - \text{(排水前酸素濃度)} \\ &= (0.00513 + 0.9998C) - C \\ &= 0.00513 - 0.0002C < 0.01\% \end{aligned}$ <p>ドレン移送ラインの配管に溜まっている空気(酸素)が全てサブプレッション・チェンバへ移行した場合でも酸素濃度の上昇分は最大でも 0.01%未満であり、酸素の可燃限界濃度である 5% に対して非常に小さいことから問題ない。</p>	ドレン移送ラインの配管容積	約 0.6m <sup>3</sup>	酸素量 (酸素濃度 21%で算出)	約 0.12m <sup>3</sup>	サブプレッション・チェンバの空間容積	約 3,190m <sup>3</sup>	
ドレン移送ラインの配管容積	約 0.6m <sup>3</sup>							
酸素量 (酸素濃度 21%で算出)	約 0.12m <sup>3</sup>							
サブプレッション・チェンバの空間容積	約 3,190m <sup>3</sup>							



東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(参考4) 格納容器フィルタベント系の水素爆発防止対策について</p> <p>1. 設備面の対策について</p> <p>格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を窒素ガスで置換した状態で待機させ、ベント実施後においても可搬式窒素供給装置により窒素パージを行うことが可能な設計とする。また、排出経路の枝管のうち可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。</p> <p>排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配管に可搬型設備(車両)である第1ベントフィルタ出口水素濃度を設置する。</p> <div data-bbox="1302 695 2415 1146" style="border: 1px solid black; height: 215px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図1 格納容器フィルタベント系 配管ルート図</p> <p>2. 可搬式窒素供給装置の運用について</p> <p>可搬式窒素供給装置の運用は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベント実施中は、格納容器から多量の蒸気が排出されるためベントガス中の水素濃度は低く、ベントガス流速が大きいことから、水素が系統内で滞留することはないため、水素爆発は発生しない。</li> <li>・ 可搬式窒素供給装置は、ベント停止前までに起動し、格納容器に窒素を供給することにより格納容器内の窒素置換を行うとともに、水素の排出経路である格納容器フィルタベント系の系統内の窒素パージを連続的に実施する。</li> <li>・ ベント停止にあたって格納容器への窒素供給を停止するが、ベント停止後すみやかに格納容器フィルタベント系に窒素を供給することにより系統内の窒素パージを実施する。</li> </ul> <p>なお、可搬式窒素供給装置は接続口に接続したまま起動状態を維持でき、弁操作のみで窒素供給先を格納容器側から格納容器フィルタベント系側に切り替えることが可能であり、また可搬式窒素供給装置への燃料補給中であっても窒素パージを連続して実施可能である。</p>	

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
	<p>・ 可搬式窒素供給装置による窒素パージは、スクラビング水の格納容器 (S/C) への移送を完了するまで継続する。</p> <p>上記運用を踏まえ、排出経路のハイポイントにおける水素の排出状況をベントガス流速及び窒素パージ流速を用いて評価した結果、表1で示すとおり、「BWR配管における混合ガス(水素・酸素)の燃焼による配管損傷防止に関するガイドライン(第3版)」で示されている水素を排出可能な流速である1mm/s以上であり、各ハイポイントにおいて水素は滞留せず、放出端から排出されることを確認した。</p> <p style="text-align: center;">表1 系統内のハイポイントにおけるガス流速</p> <table border="1" data-bbox="1299 653 2392 1125"> <thead> <tr> <th data-bbox="1299 653 1914 810">ハイポイント</th> <th data-bbox="1914 653 2148 810">ベントガス流速*1 (mm/s)</th> <th data-bbox="2148 653 2392 810">窒素パージ流速*2 (mm/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1299 810 1914 919">① 非常用ガス処理系との隔離弁 (AV216-12) までの配管に設置されたバイパスライン</td> <td data-bbox="1914 810 2148 919">約 19500</td> <td data-bbox="2148 810 2392 919">約 450</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 919 1914 989">② ベント弁第3弁 (MV226-13) 下流配管</td> <td data-bbox="1914 919 2148 989">約 16800</td> <td data-bbox="2148 919 2392 989">約 400</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 989 1914 1058">③ 銀ゼオライト容器入口配管 (全4箇所)</td> <td data-bbox="1914 989 2148 1058">約 4200</td> <td data-bbox="2148 989 2392 1058">約 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 1058 1914 1125">④ フィルタ装置出口配管 (全2箇所)</td> <td data-bbox="1914 1058 2148 1125">約 4200</td> <td data-bbox="2148 1058 2392 1125">約 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 有効性評価のうち、格納容器過圧・過温破損(冷却材喪失(大破断LOCA)+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失)における約100日後の蒸気流量による評価</p> <p>※2 可搬式窒素供給装置の窒素パージ流量100m<sup>3</sup>/hによる評価</p> <p><b>【可搬式窒素供給装置の接続口について】</b></p> <p>可搬式窒素供給装置は、格納容器フィルタベント系又は残留熱代替除去系により格納容器の減圧及び除熱を行う場合に使用し、格納容器(D/W, S/C)及び格納容器フィルタベント系への窒素供給ラインを独立して設置することとしているが、原子炉建物附属棟内にそれぞれのラインの接続口【図中①】を追加で設置することにより、窒素供給の信頼性向上を図る。</p> <p>原子炉建物附属棟内の接続口【図中①】については、原子炉建物南側の接続口【図中②】が使用できない場合に使用する。</p>	ハイポイント	ベントガス流速*1 (mm/s)	窒素パージ流速*2 (mm/s)	① 非常用ガス処理系との隔離弁 (AV216-12) までの配管に設置されたバイパスライン	約 19500	約 450	② ベント弁第3弁 (MV226-13) 下流配管	約 16800	約 400	③ 銀ゼオライト容器入口配管 (全4箇所)	約 4200	約 100	④ フィルタ装置出口配管 (全2箇所)	約 4200	約 100	
ハイポイント	ベントガス流速*1 (mm/s)	窒素パージ流速*2 (mm/s)															
① 非常用ガス処理系との隔離弁 (AV216-12) までの配管に設置されたバイパスライン	約 19500	約 450															
② ベント弁第3弁 (MV226-13) 下流配管	約 16800	約 400															
③ 銀ゼオライト容器入口配管 (全4箇所)	約 4200	約 100															
④ フィルタ装置出口配管 (全2箇所)	約 4200	約 100															

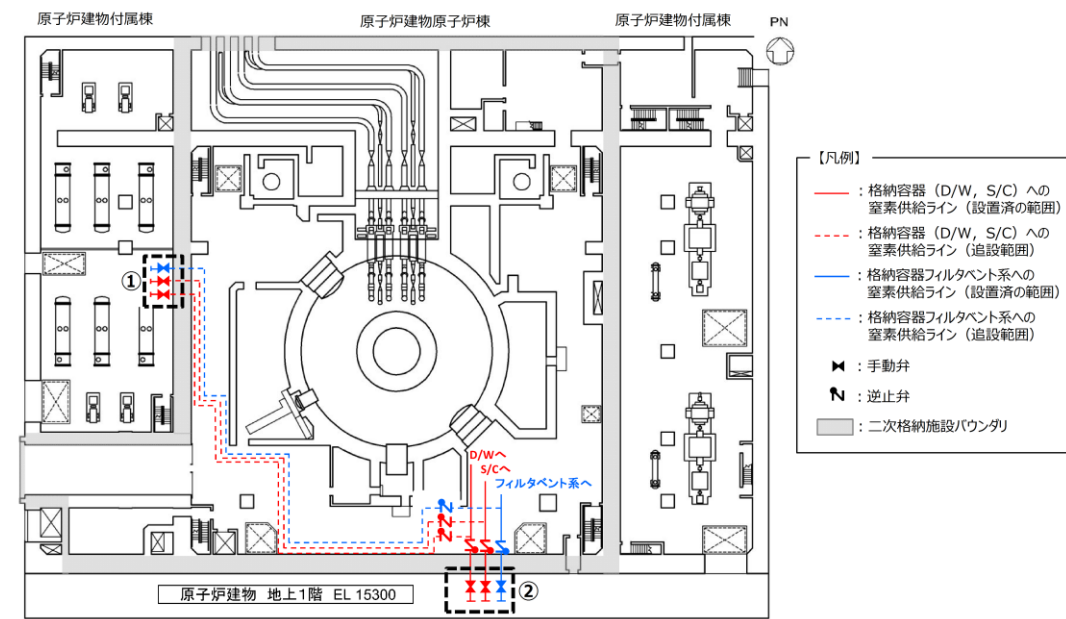


図2 窒素供給ラインの追設範囲

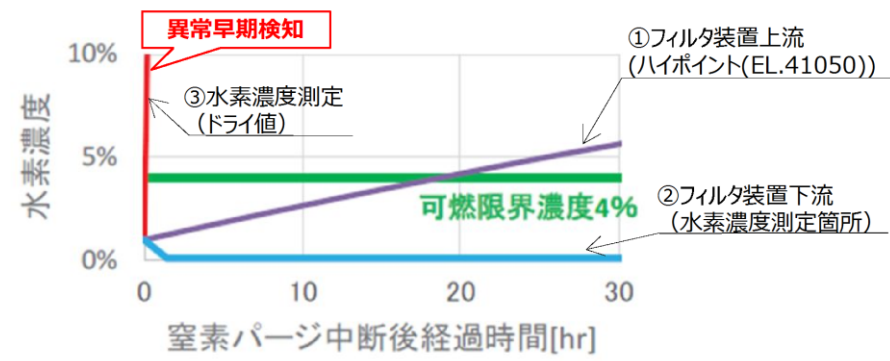
3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度の設計について

可搬型設備（車両）である第1ベントフィルタ出口水素濃度は、格納容器フィルタベント系の排出経路での水素爆発を防止するために行う窒素パージが確実に実施されていることを確認する目的で水素濃度を測定、監視するために設置する。

ベント実施中は水素が格納容器フィルタベント系統内で滞留することはないため、格納容器への窒素供給を実施するベント停止前のタイミングで測定を開始する。なお、可搬型設備（車両）である第1ベントフィルタ出口水素濃度は、ベント実施までに測定の準備を実施する。

ベント停止後にスクラバ容器内で発生した水素は窒素パージによりフィルタ装置下流側に連続排出されること、及び意図せず窒素パージが中断した場合の水素濃度推移（図3）を踏まえるとフィルタ装置下流側のドライ値の計測により、窒素パージ状況の異常の早期検知が期待できるため、図4に示すフィルタ装置下流側に水素濃度測定箇所を設け排出経路での水素蓄積徴候を監視する設計とする。





①フィルタ装置上流 (ハイポイント(EL.41050))  
 閉塞配管で流れはなく窒素充填配管に水素が徐々に蓄積する。蒸気は配管経路で全量凝縮しドライ状態と想定され、可燃限界濃度到達は約18時間後。

②フィルタ装置下流 (水素濃度測定箇所)  
 大気開放のため窒素は排出されるが、スクラバ容器内で発生するガスにより流れが生じ水素は蓄積しない。スクラバ容器内は水素より蒸気の発生量が大きく、発生するガスはウェット状態であり可燃限界濃度に達しない。

③水素濃度測定 (ドライ値)  
 スクラバ容器内で発生するガスから蒸気を除くとほぼ水素と酸素のみであり、窒素が供給されない窒素パージ中断後は測定結果が顕著に上昇する。

図3 窒素パージ中断後の水素濃度推移 (事故7日後想定)



図4 第1ベントフィルタ出口水素濃度の測定箇所

<窒素パージ中断時の水素・酸素濃度に関する評価>

ベント停止後は格納容器フィルタベント系の系統内の窒素パージを連続的に実施することとしているが、仮に意図せず窒素パージが中断した場合は、スクラバ容器のスクラビング水中に蓄積された放射性物質による水の放射線分解で発生する水素・酸素がフィルタ装置上流側及び下流側に流入するため、フィルタ装置上流側及び下流側における水素・酸素濃度について評価を行った。

評価条件は、水素・酸素分子の生成量が大いケースとして有効性評価のうち格納容器過圧・過温破損（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）において事故7日（168時間）後に窒素パージが中断すると仮定し、スクラビング水は沸騰状態、



スクラビング水中における水素・酸素の生成速度を図5に示す。

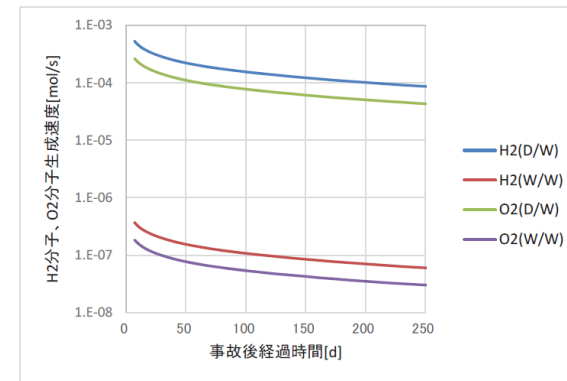


図5 スクラビング水中における水素・酸素分子の生成速度

上記をもとに、スクラビング水中における水素・酸素分子の生成速度が大いD/Wベント（スクラバ容器に移行する粒子状放射性物質の総崩壊熱量：約13kW）の場合を想定した。

(1) フィルタ装置上流側

窒素パージ中断時にフィルタ装置上流側配管内において、スクラバ容器のスクラビング水の上限水位と同じ高さまでスクラビング水位が形成されると仮定し、フィルタ装置上流側配管内で発生する水素・酸素が滞留しやすいスクラバ容器に近いハイポイント②（ベント弁第3弁（MV226-13）下流配管（EL.41050））における水素・酸素濃度を評価した。

初期の系統内の気体条件として、水素1%、酸素1%が系統内に存在するとし、フィルタ装置上流側では窒素パージ中断時においても窒素が充填されている状態が維持されるため、水素と酸素以外は全て窒素と仮定した。なお、フィルタ装置上流側配管内のスクラビング水から発生する蒸気量は少ないため、スクラバ容器上流側配管において蒸気は全て凝縮すると仮定した。

評価結果を図6に示す。

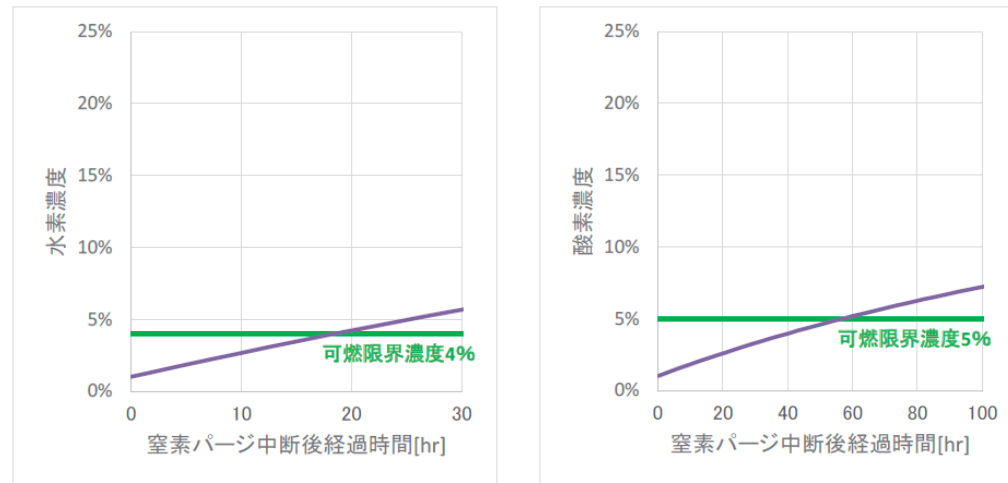


図6 水素・酸素濃度の窒素バージ中断後の時間経過 (D/W ベント時)

評価を行った結果、フィルタ装置上流側では水素濃度は約 18 時間後に可燃限界に達し、水素・酸素濃度ともに可燃限界に達するのは約 57 時間後となった。

(2) フィルタ装置下流側

スクラバ容器において発生する水素・酸素濃度は、スクラビング水の放射線分解による水素・酸素発生量と、同時に発生する蒸気発生量の割合から計算する。

$$\begin{aligned} \text{蒸気発生量} &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 1000 / ([\text{飽和蒸気比エンタルピ}] - [\text{飽和水比エンタルピ}]) \times 1000 / \text{分子量} \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3600 \\ &= 0.013 \times 1000 / (2675.53 - 418.99) \times 1000 / 18 \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3600 \\ &= 25.81 \text{ (m}^3/\text{h [normal])} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{水素発生量} &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 10^6 \times [\text{G 値}] / 100 / (1.602 \times 10^{-19}) \\ &\quad / (6.022 \times 10^{23}) \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3600 \times [\text{放射線吸収割合}] \\ &= 0.013 \times 10^6 \times \boxed{\phantom{00}} / 100 / (1.602 \times 10^{-19}) / (6.022 \times 10^{23}) \times \\ &\quad 22.4 \times 10^{-3} \times 3600 \times \boxed{\phantom{00}} \\ &= \boxed{\phantom{00}} \text{ (m}^3/\text{h [normal])} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{酸素発生量} &= [\text{崩壊熱 (MW)}] \times 10^6 \times [\text{G 値}] / 100 / (1.602 \times 10^{-19}) \\ &\quad / (6.022 \times 10^{23}) \times 22.4 \times 10^{-3} \times 3600 \times [\text{放射線吸収割合}] \\ &= 0.013 \times 10^6 \times \boxed{\phantom{00}} / 100 / (1.602 \times 10^{-19}) / (6.022 \times 10^{23}) \times \\ &\quad 22.4 \times 10^{-3} \times 3600 \times \boxed{\phantom{00}} \\ &= \boxed{\phantom{00}} \text{ (m}^3/\text{h [normal])} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{水素濃度} &= \text{水素発生量} / (\text{蒸気発生量} + \text{水素発生量} + \text{酸素発生量}) = \boxed{\phantom{00}} \\ \text{酸素濃度} &= \text{酸素発生量} / (\text{蒸気発生量} + \text{水素発生量} + \text{酸素発生量}) = \boxed{\phantom{00}} \end{aligned}$$

上記の水素濃度は、フィルタ装置下流の水素濃度測定箇所における水素濃度となるが、可搬型設備（車両）である第1ベントフィルタ出口水素濃度で測定する水素濃度（ドライ値）は、蒸気発生量を除いた割合から計算し、約66%となる。

初期の系統内の気体条件を水素1%とし、フィルタ装置上流側のハイポイント②における水素濃度評価と重ね合わせた結果を図7に示す。

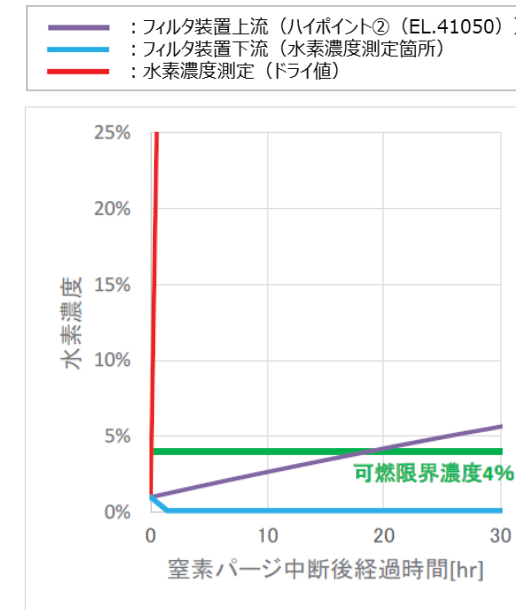


図7 水素濃度の窒素パージ中断後の時間経過

(参考5) 各スクラバ容器における窒素パージ流量のばらつきについて

フィルタ装置入口配管の分岐部から各スクラバ容器入口までの圧力損失と窒素パージ流量を評価した結果、各スクラバ容器を均等に窒素パージできることを確認した。フィルタ装置入口側の圧力損失及び窒素パージ流量を表1、フィルタ装置廻り系統概要図を図1に示す。

表1 フィルタ装置入口側の圧力損失及び窒素パージ流量

	圧力損失 (kPa)	窒素パージ 流量 (m <sup>3</sup> /s)	窒素パージ 流速 (m/s)	流量比 (%)
スクラバ容器A				
スクラバ容器B				
スクラバ容器C				
スクラバ容器D				

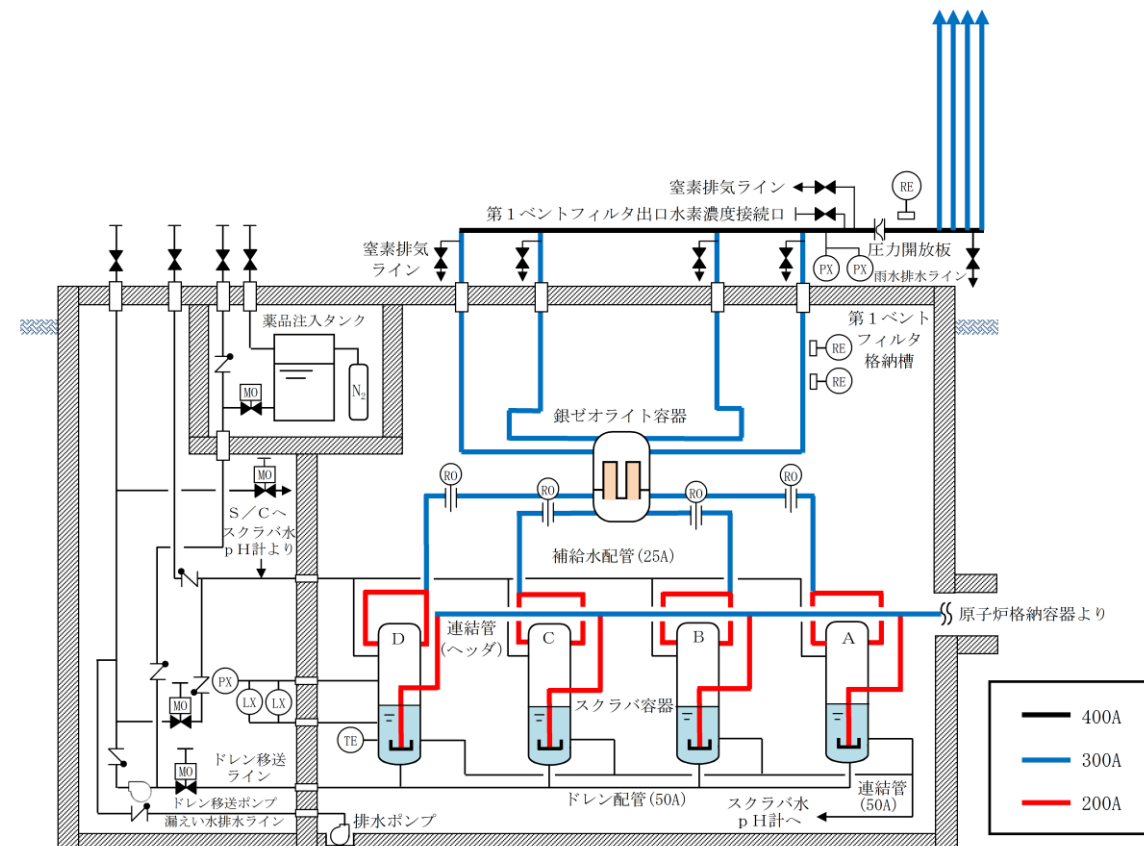
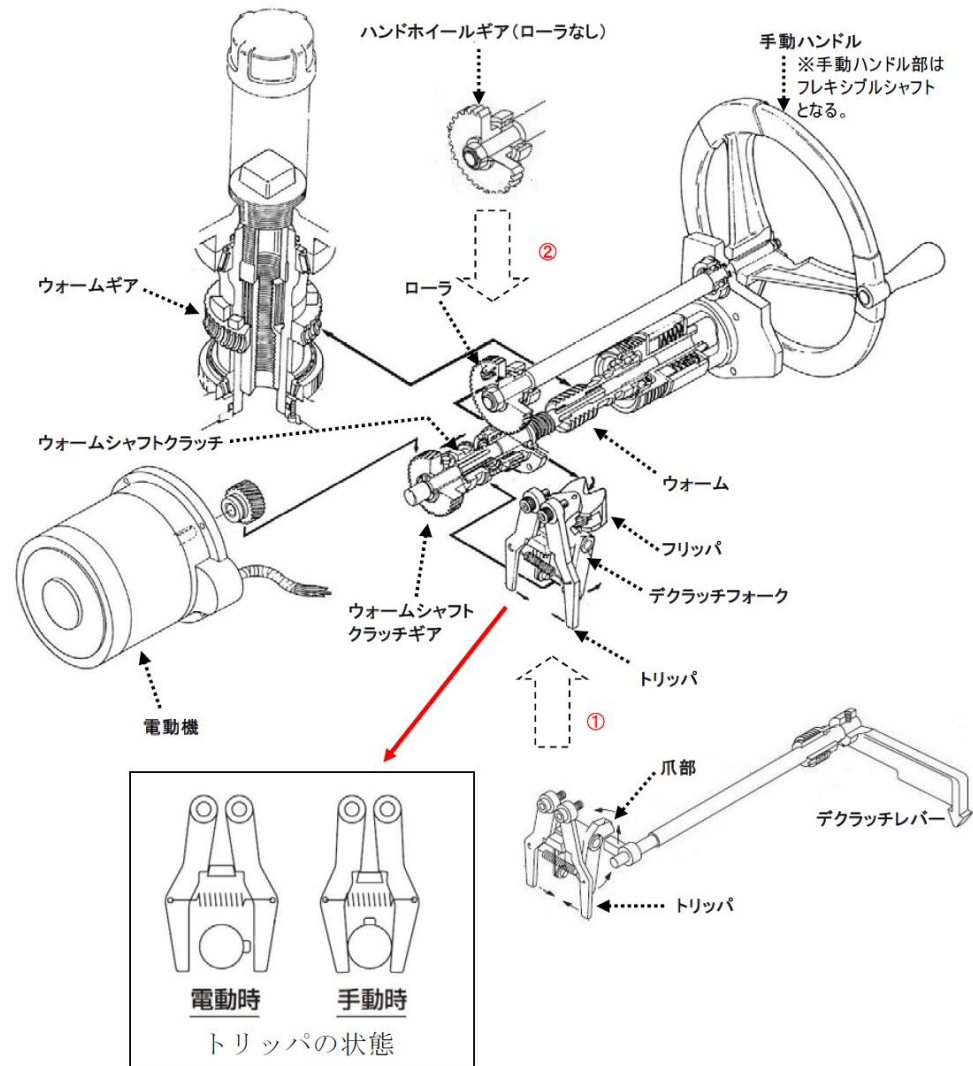


図1 フィルタ装置廻り系統概要図

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙16</p> <p>フレキシブルシャフトが常時接続されている状態における弁操作の詳細メカニズム</p> <p>隔離弁の駆動方式は、電動（電動機による駆動）と遠隔手動（フレキシブルシャフトによる操作）があり、これらの方式の切替えには「オートデクラッチ機構」を採用している。</p> <p><u>オートデクラッチ機構は、従来、弁駆動部のレバー操作により実施していたクラッチの切替操作を、フレキシブルシャフトを操作することで、自動的に通常電動側にあるクラッチを手動（人力）側に切り替えることを可能とした機構である。</u></p> <p><u>また、弁駆動部に動力を伝えるためのウォームシャフト部への動力の伝達は、クラッチ機構を採用しており、電動側又は手動側のウォームシャフト部と切り離されるため、トルク伝達に影響を与えない構造となっている。</u></p> <p><u>オートデクラッチ機構付の電動駆動弁の概要を第1図に示す。</u></p> <p>オートデクラッチ機構は、ウォームシャフトクラッチが保持される位置により、弁へのトルクの伝わり方が変動する。</p> <p><u>電動操作時と手動操作時のオートデクラッチ機構の動作の違いについて第2図、第3図に示す。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p>フレキシブルシャフトが常時接続されている状態における弁操作の詳細メカニズム</p> <p>隔離弁の駆動方式は、電動（電動機による駆動）と遠隔手動（フレキシブルシャフトによる操作）があり、これらの方式の切替えには「オートデクラッチ機構」を採用している。</p> <p><u>フレキシブルシャフトが接続されているベント弁は、通常状態においては電動側のギアがかみ合い、中央制御室からの遠隔操作によって、モータのトルクが弁棒に伝達され開閉する。</u></p> <p><u>人力操作の際は、弁設置場所での電動／手動切替え操作が不要なオートデクラッチ機構によりクラッチが手動操作側に切り替わることで手動側のギアがかみ合い、フレキシブルシャフトの回転トルクが弁棒に伝達され開閉する。</u></p> <p><u>なお、手動操作時に電源が復旧した際は、モータの起動により電動側のギアがかみ合い、中央制御室からの遠隔操作が可能となる。</u></p> <p><u>オートデクラッチ機構付き電気作動弁の概要を図1、電動操作、手動操作及び切替え時の弁駆動部の状態を図2～5に示す。</u></p> <p>オートデクラッチ機構は、ウォームシャフトクラッチが保持される位置により、弁へのトルクの伝わり方が変動する。</p>	

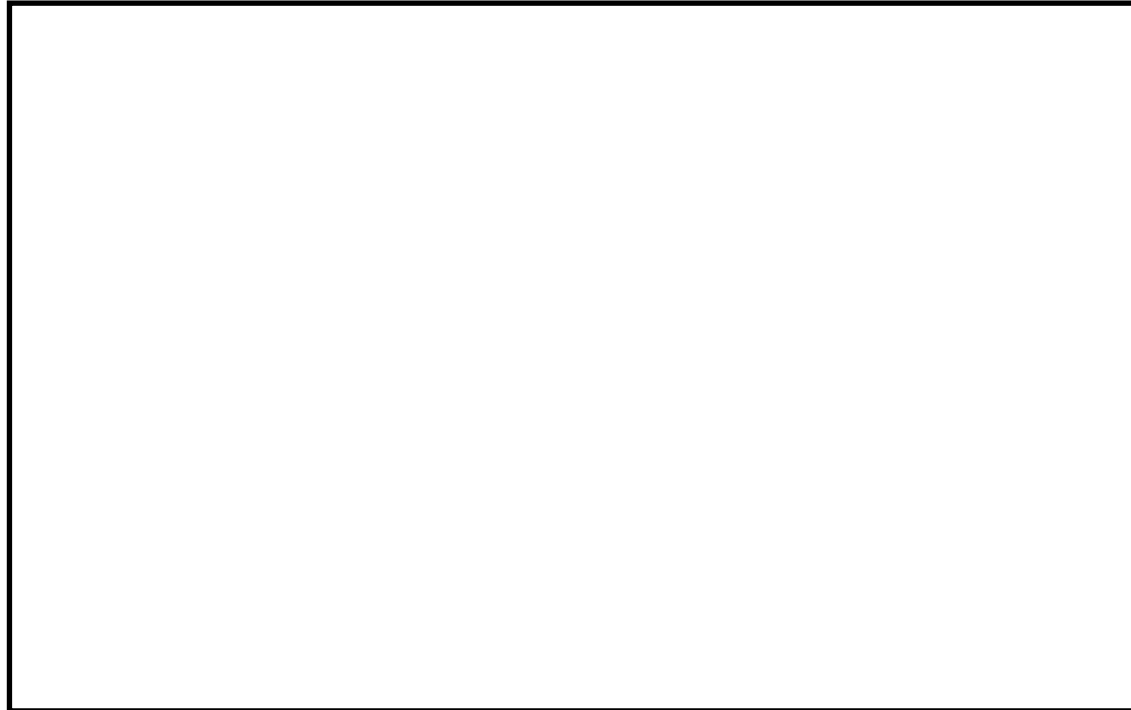
・設備の相違



<注記>  
 ①標準型では、ウォームシャフトクラッチ切替用のデクラッチレバーが本体機構に付くが、オートデクラッチ機能付きでは、手動ハンドルの動力を受けるフリッパとなる。  
 ②オートデクラッチ機能付きでは、手動ハンドルの動力はハンドホイールギアを介してデクラッチフォークに伝えるため、ハンドホイールギアにローラが取り付けられている。

第1図 オートデクラッチ機構の概要図

図1 オートデクラッチ機構付き電気作動弁の概要



第2図 弁駆動部の詳細図 (電動駆動時 (通常状態))

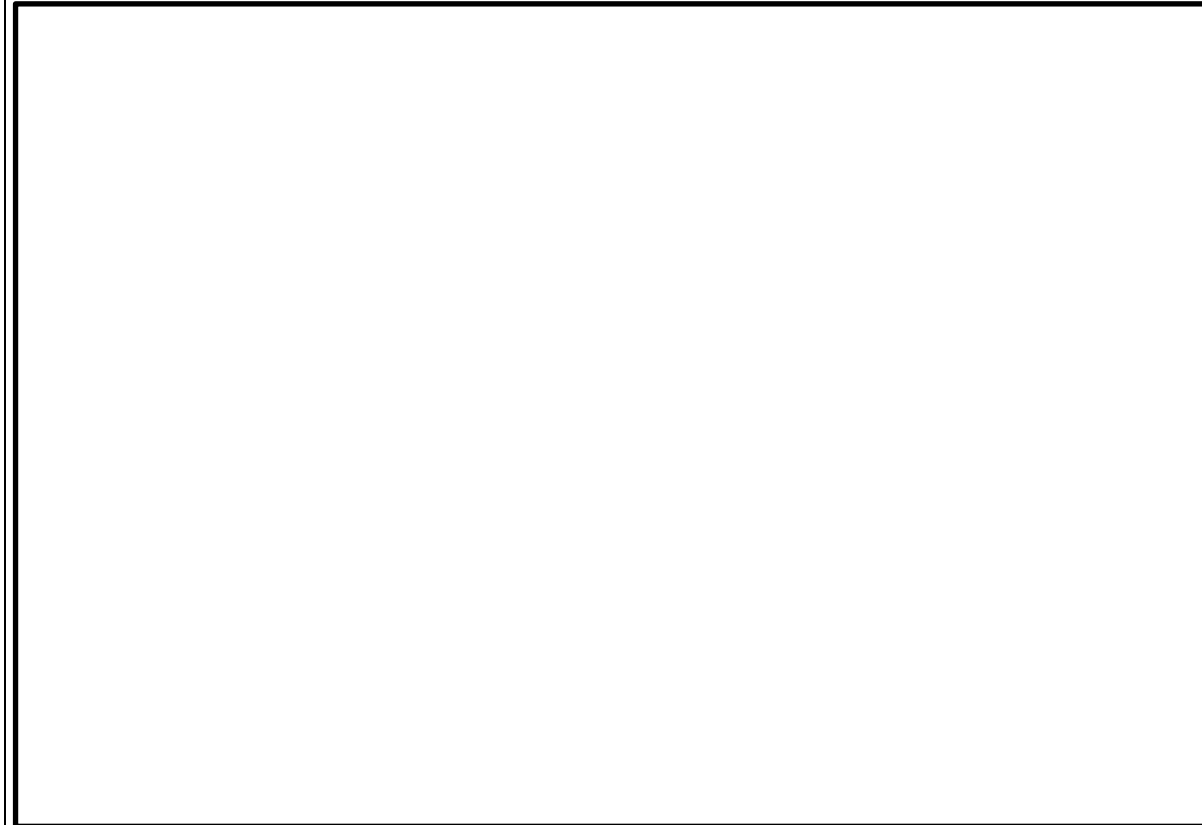
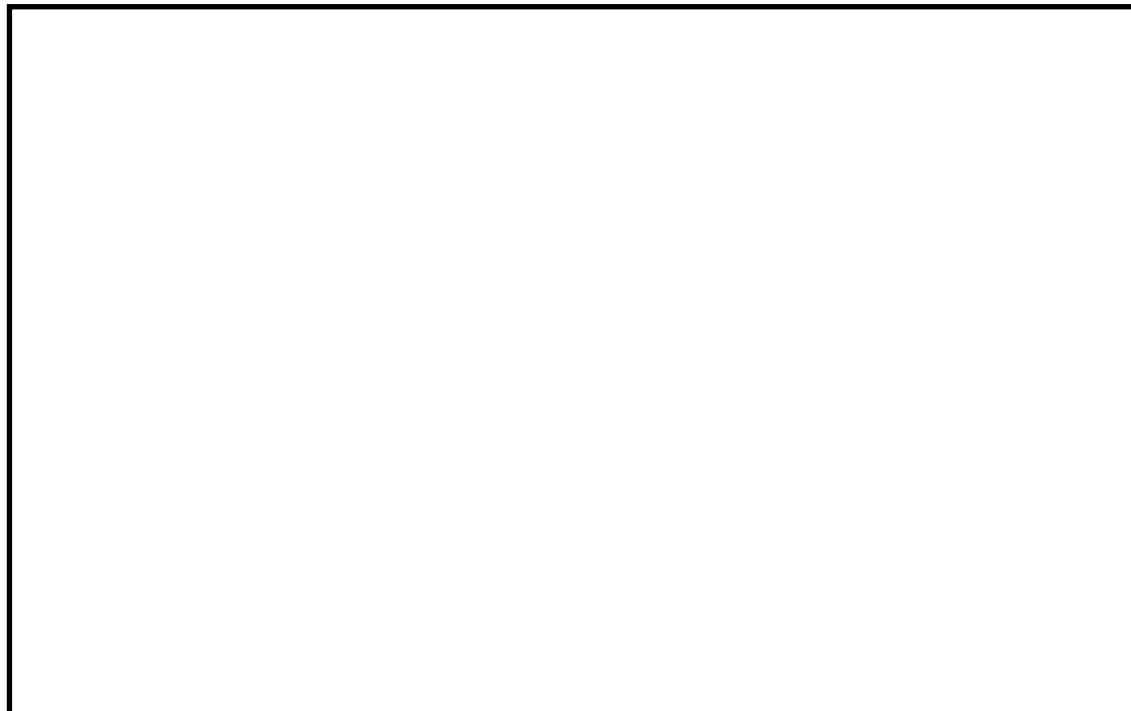


図2 弁駆動部の状態 (電動操作時 (通常状態))



第3図 弁駆動部の詳細図 (手動操作時)

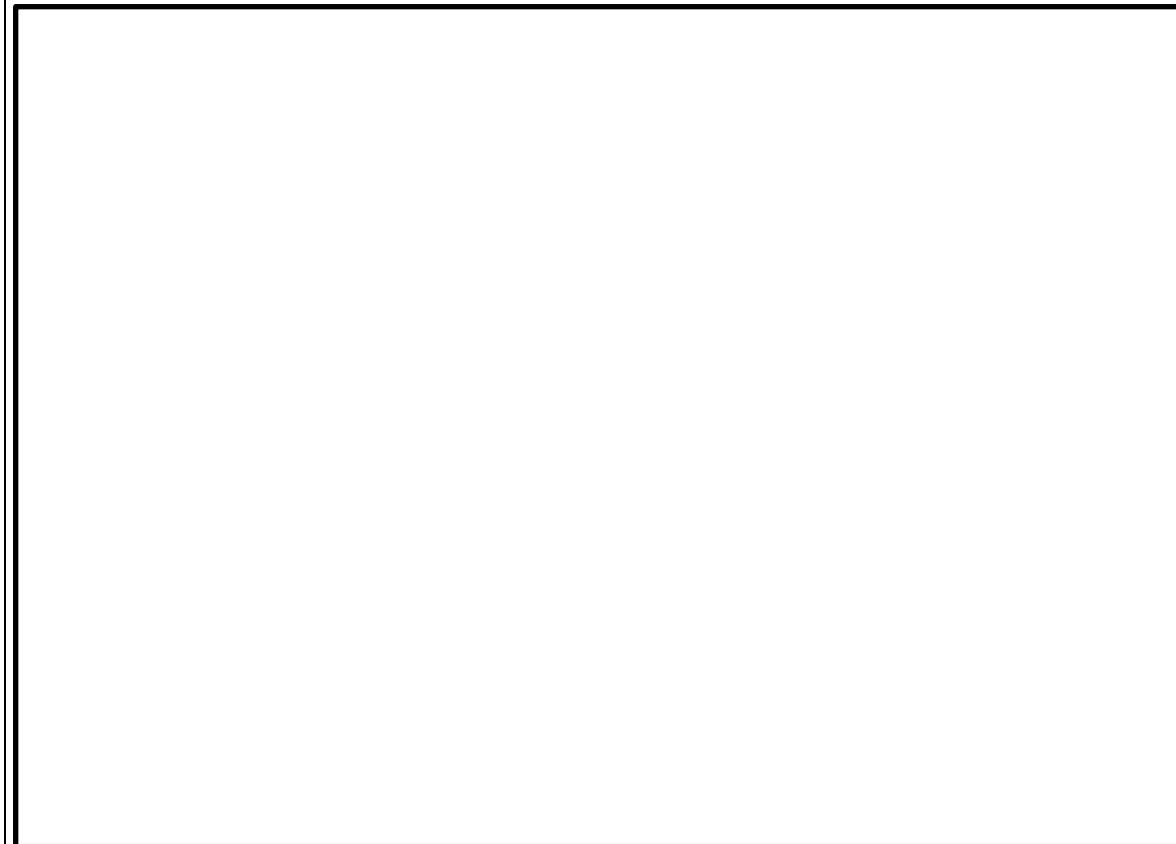


図3 弁駆動部の状態 (通常状態から手動操作位置への切替え (オートデクラッチ))



(参考) オートデクラッチ機構の操作概要

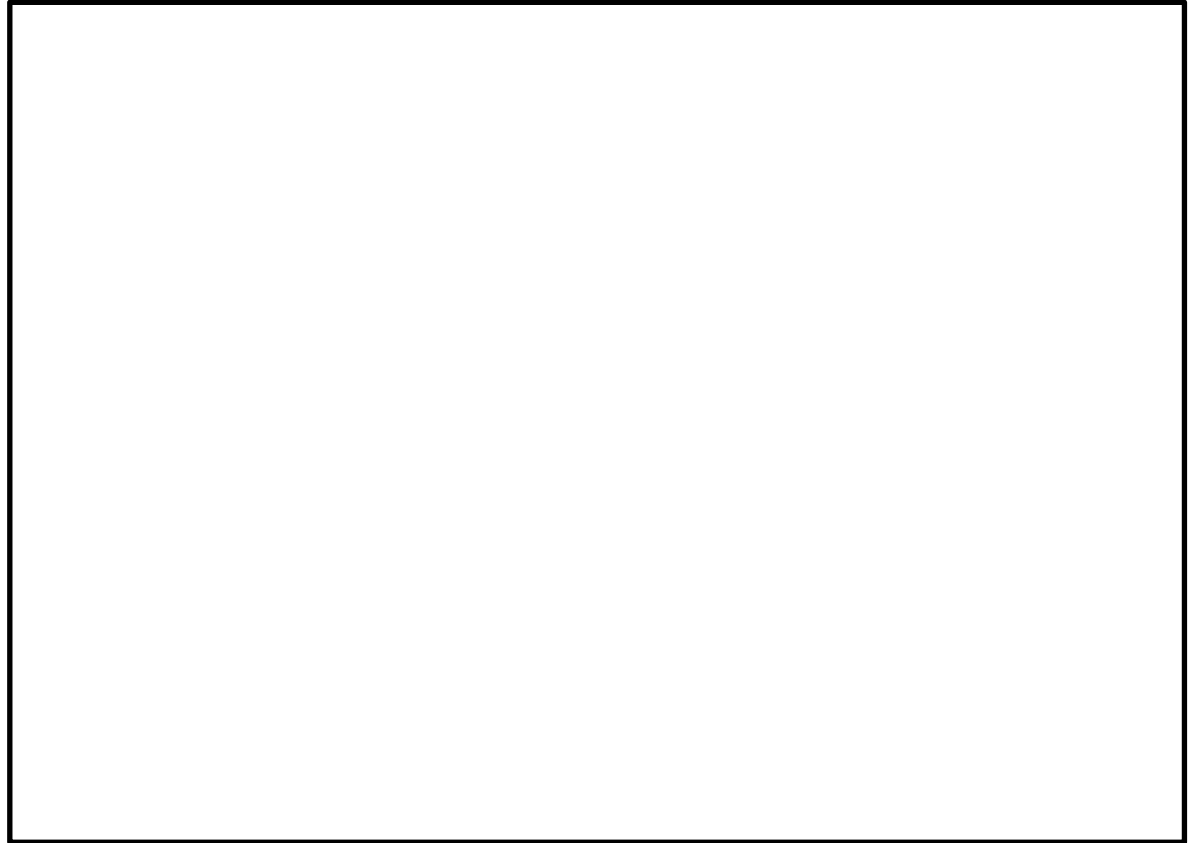
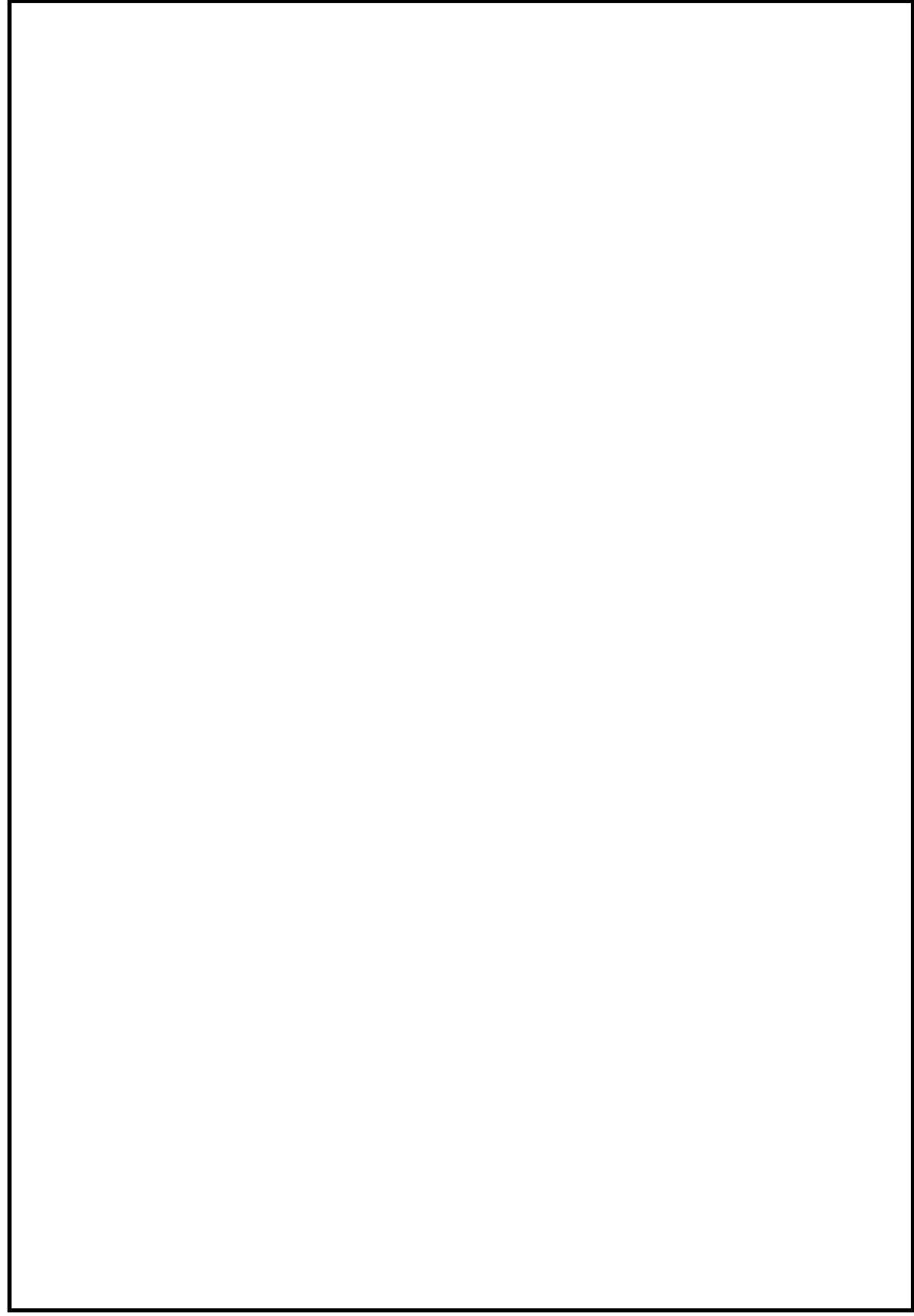


図4 弁駆動部の状態 (手動操作時)

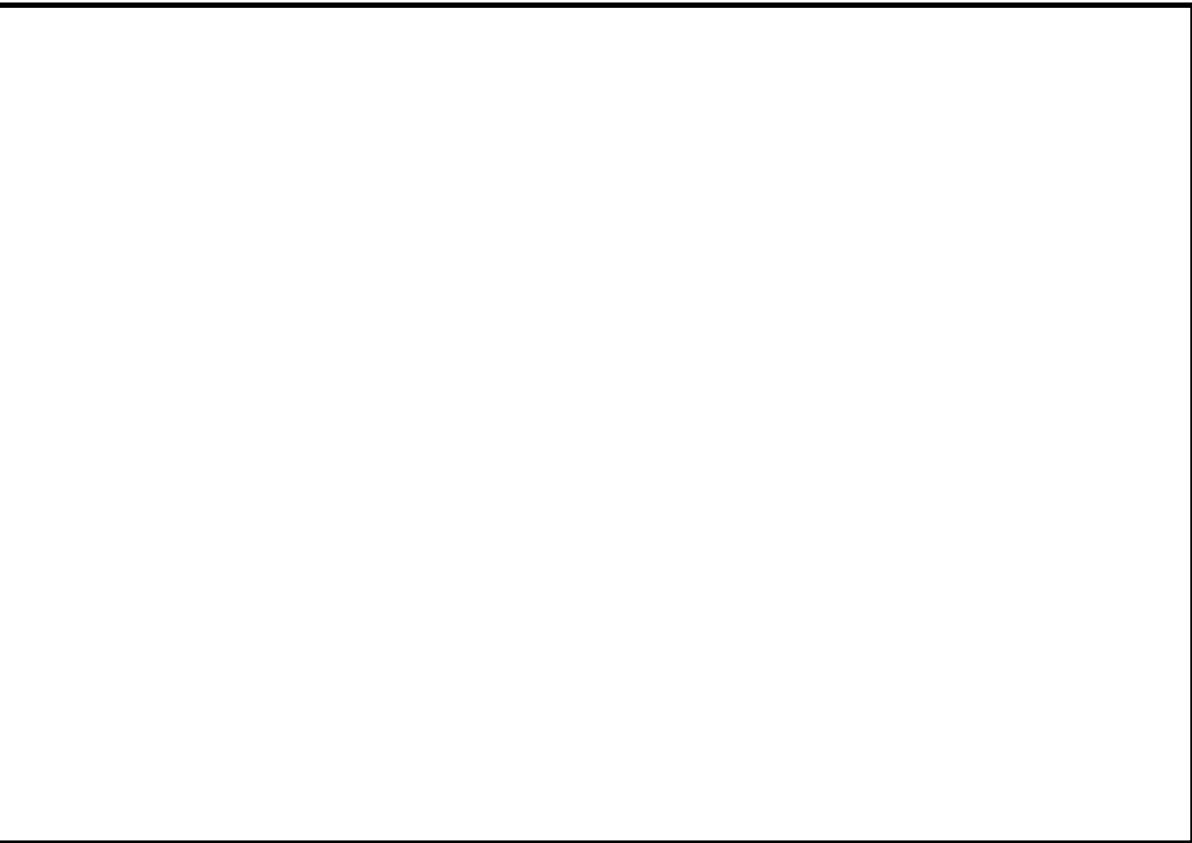



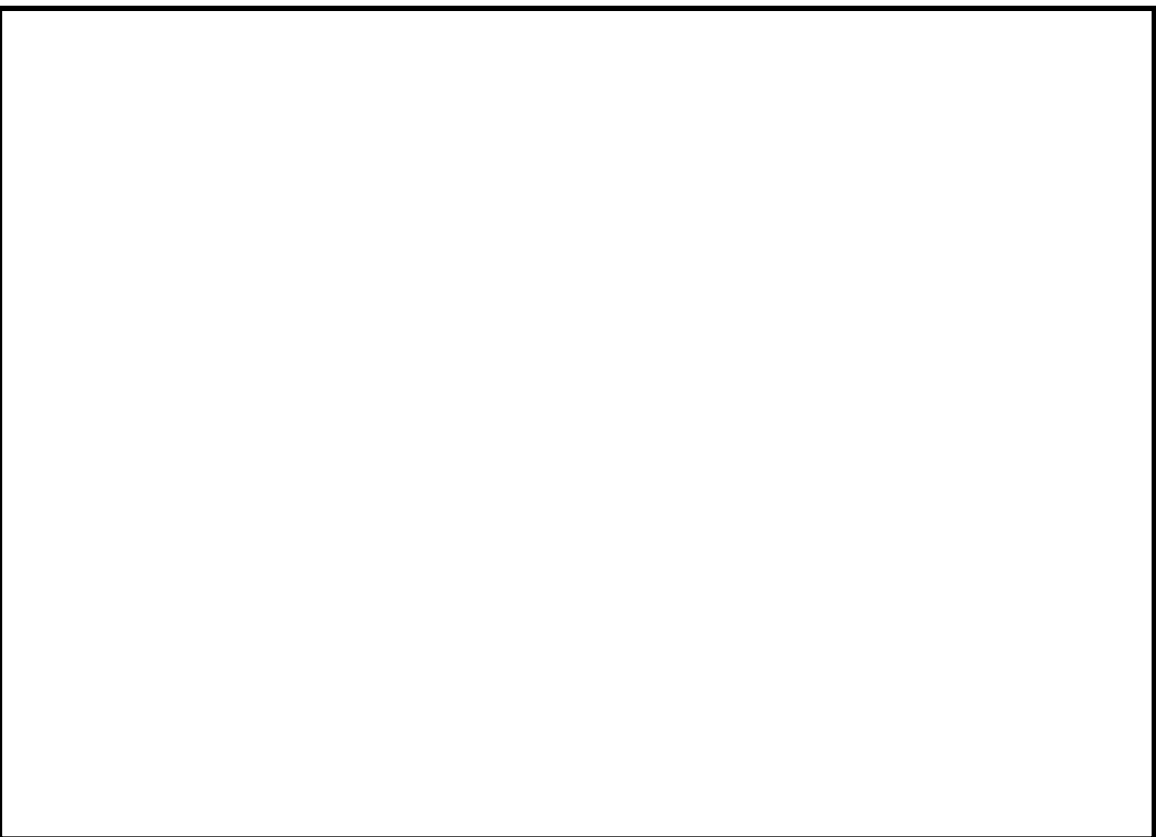
図5 弁駆動部の状態 (手動操作位置から電動操作位置への自動復帰)

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		

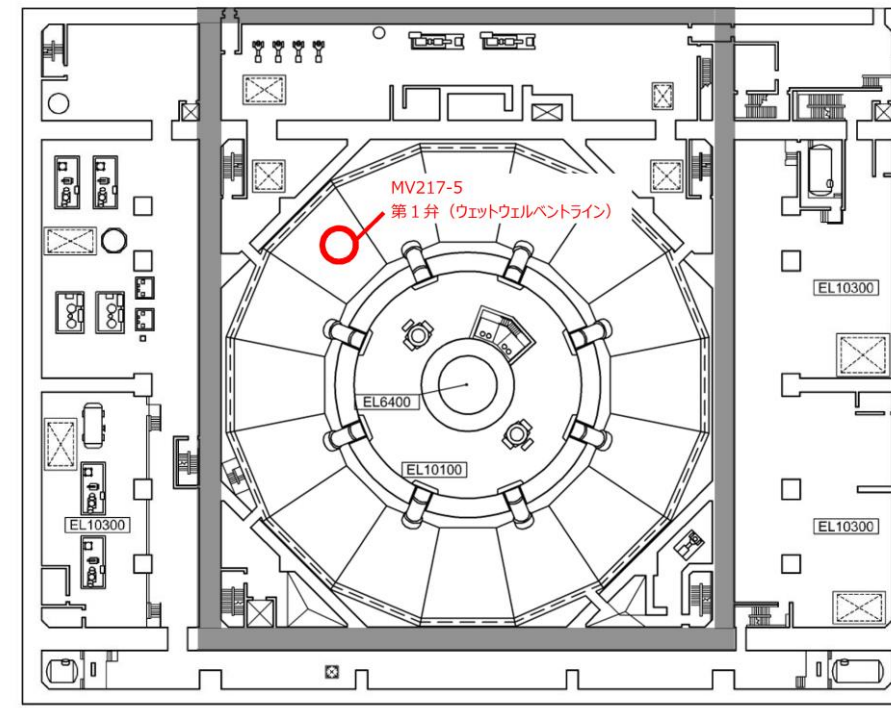
東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙48</p> <p style="text-align: center;"><u>格納容器フィルタベント設備隔離弁の人力操作について</u></p> <p>格納容器フィルタベント設備の隔離弁は、中央制御室からの操作ができない場合には、現場の隔離弁操作場所から遠隔人力操作機構を介して弁操作を実施する。ベントに必要な弁の位置と操作場所について、第1図に示す。</p> <p><u>ベントは、第一弁より開操作を実施し、第一弁が全開となったのちに第二弁の操作を実施し、ベントガスの大気への放出が開始されるため、第二弁操作室を設ける。第二弁操作室は、弁の人力操作に必要な要員を収容可能な遮蔽に囲まれた空間とし、空気ポンプユニットにより正圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断することで、ベントの際のプルームの影響による操作員の被ばくを低減する設計とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p style="text-align: center;"><u>格納容器フィルタベント系隔離弁の人力操作について</u></p> <p>格納容器フィルタベント系の隔離弁は、中央制御室からの操作ができない場合には、現場の隔離弁操作場所から遠隔手動弁操作機構を介して弁操作を実施する。ベントに必要な弁の位置と操作場所について、図1～図4に示す。</p>	<p>・設備の相違 被ばく評価結果の相違により、第二弁操作室が不要なため記載不要</p>



第1図 隔離弁の操作場所 (1/3)

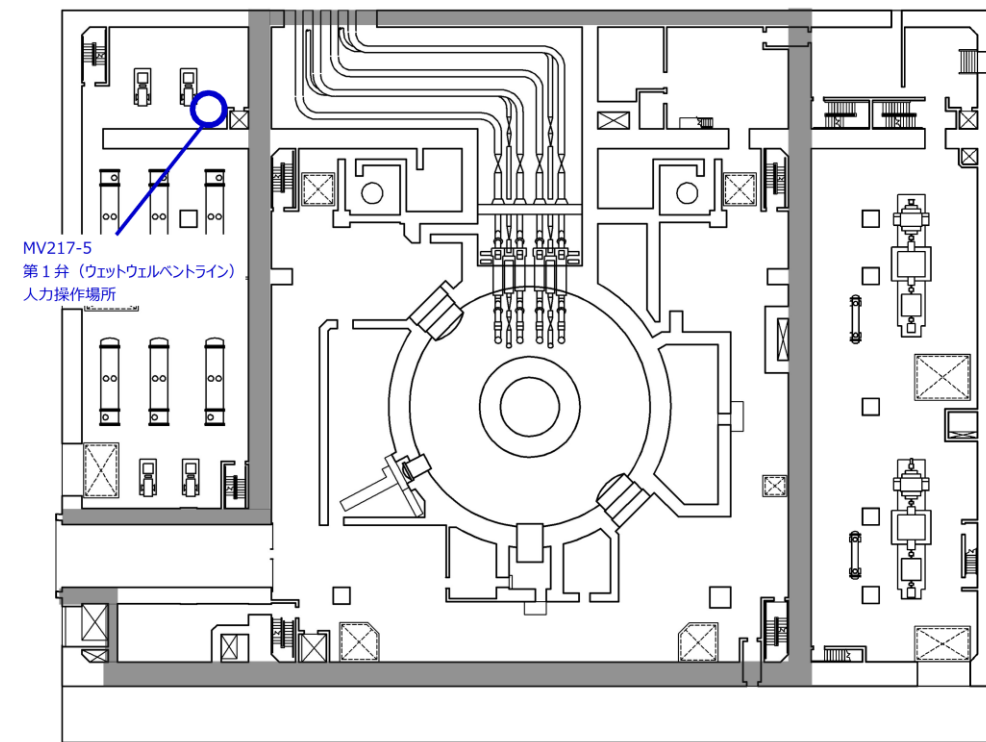


第1図 隔離弁の操作場所 (2/3)



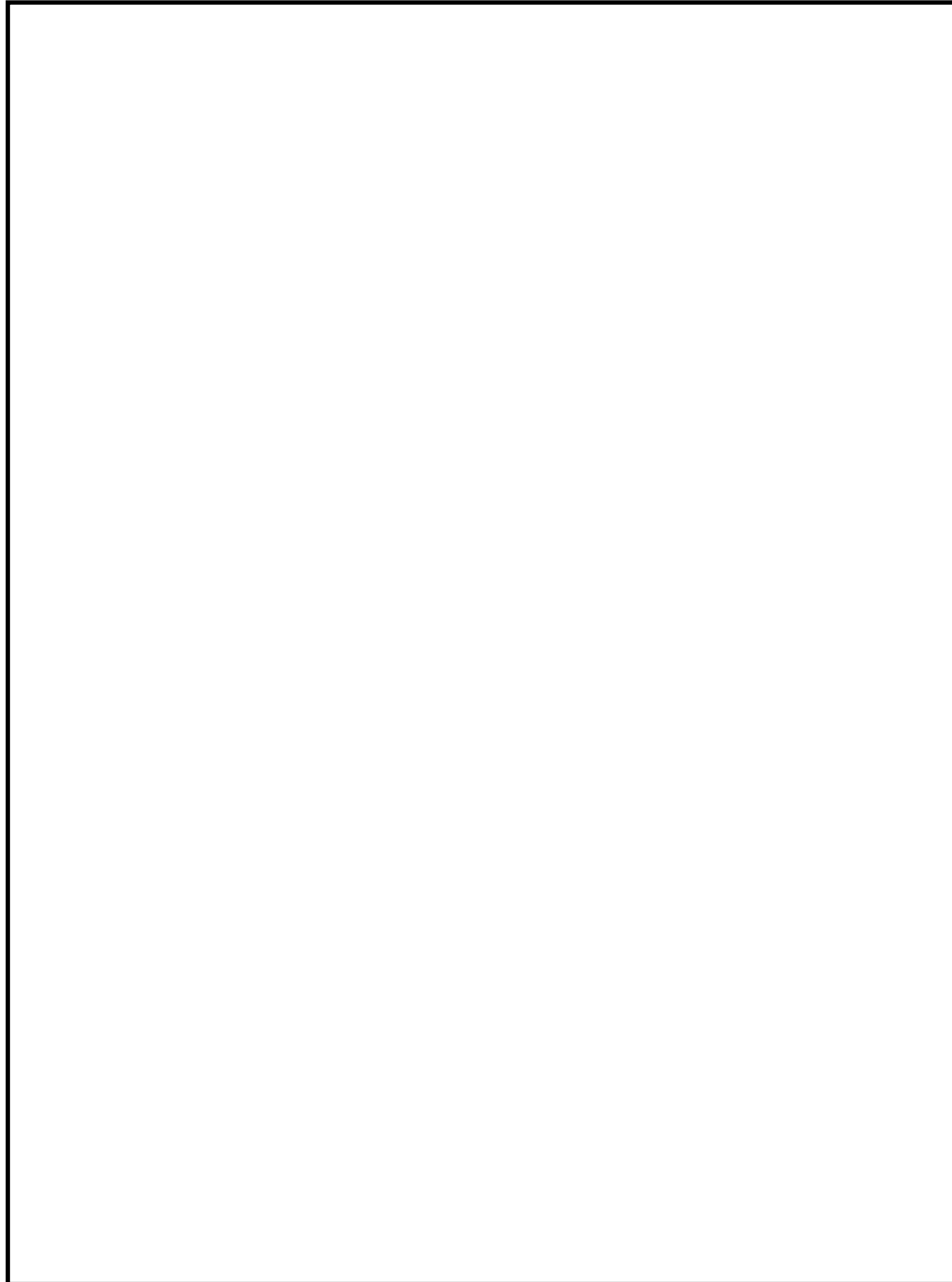
R/B B1FL (EL8800)

図1 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その1)



R/B 1FL (EL15300)

図2 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その2)



第1図 隔離弁の操作場所 (3/3)

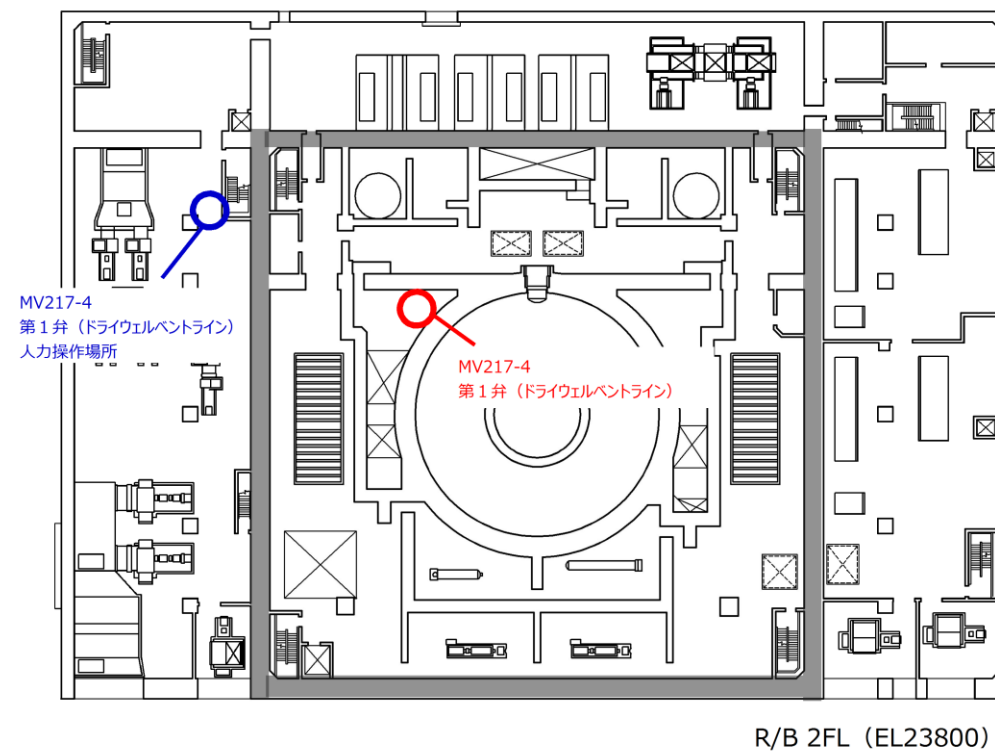


図3 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その3)

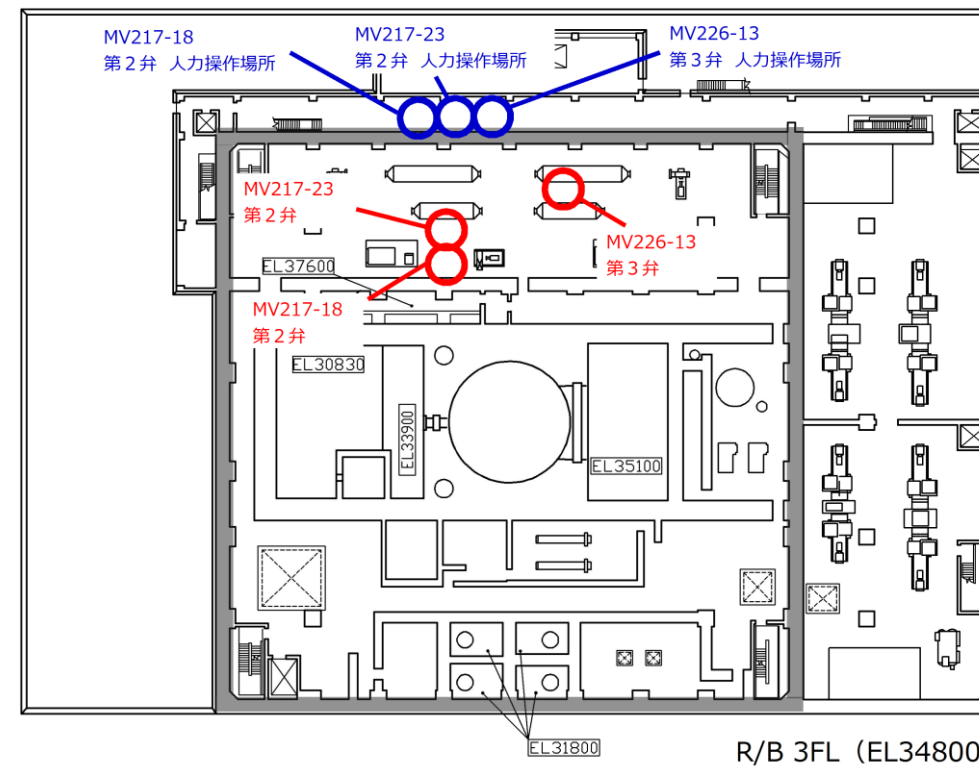


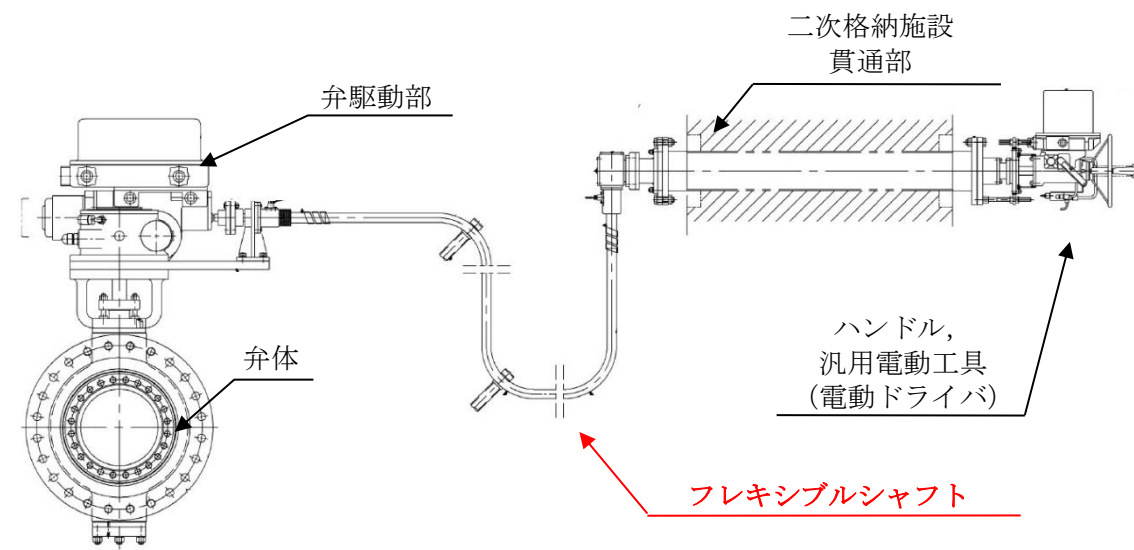
図4 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その4)

(1) 電動駆動弁の遠隔人力操作機構の概要

隔離弁の操作軸にフレキシブルシャフトを接続し、二次格納施設外まで延長し、端部にハンドル又は遠隔操作器を取り付けて人力で操作できる構成とする。フレキシブルシャフトは直線に限らずトルクが伝達可能な構造とし、容易に操作できるように設計する。フレキシブルシャフトの一部は、隔離弁の付近に設置されることから、設備の使用時には高温、高放射線環境が想定されるが、機械装置であり機能が損なわれるおそれはない。

なお、フレキシブルシャフトを取り外し、ハンドルを取り付けることにより、弁設置場所での操作も可能である。

遠隔人力操作機構の模式図を第2図に、ベントに必要な隔離弁の遠隔人力操作機構の仕様について第1表に示す。



第2図 遠隔人力操作機構の模式図

第1表 ベントに必要な隔離弁の遠隔人力操作機構の仕様

弁名称 (口径)	第一弁 (S/C側) (600A)	第一弁 (D/W側) (600A)	第二弁及び 第二弁バイパス弁 (450A)
フレキシブル シャフト長さ	約 12m	約 25m	約 15m
ハンドル 回転数	約 2,940 回	約 2,940 回	約 1,989 回

(1) 遠隔手動弁操作機構

a. 概要

ベント弁の操作軸にフレキシブルシャフトを接続し、原子炉建物付属棟(二次格納施設外)まで延長し、端部にハンドルを取り付けて人力で操作できる構成としている。フレキシブルシャフトは直線に限らずトルクを伝達可能な構造とし、操作に必要なトルクは、容易に回転できるように設計している。また、原子炉建物付属棟(二次格納施設外)の操作場所において、電動モータにバッテリーを接続することによる操作も可能としている。

なお、カップリングユニット部のフレキシブルシャフトを取外し、ハンドルを取付けることにより、弁設置場所での操作も可能である。遠隔手動弁操作機構の模式図を図5に示す。ベントに必要な隔離弁の遠隔手動弁操作機構の仕様について表1に示す。

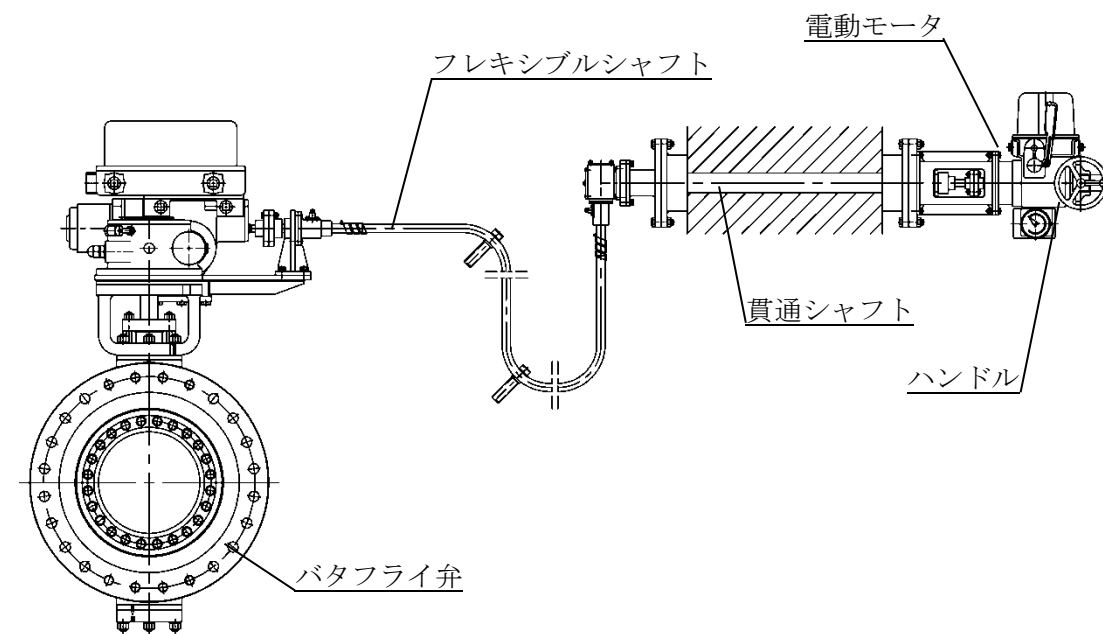


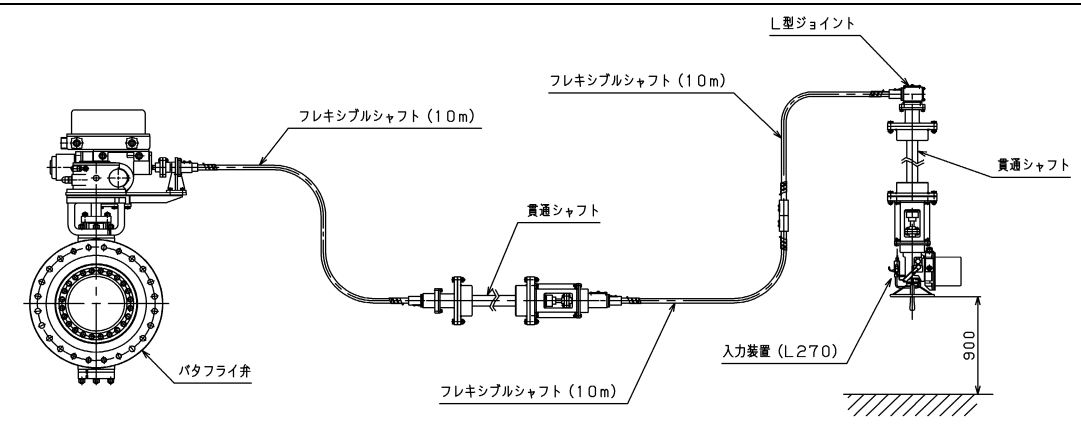
図5 遠隔手動弁操作機構の模式図

表1 ベントに必要な隔離弁の遠隔手動弁操作機構の仕様

弁名称 (呼び径)	第一弁 (W/W側) (600A)	第一弁 (D/W側) (600A)	第二弁及び 第二弁バイパス弁 (400A)
フレキシブル シャフト長さ	約 23m	約 27m	約 22, 23m
ハンドル 回転数	約 4,000 回	約 4,000 回	約 700 回

・設備の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 遠隔人力操作機構のモックアップ試験</p> <p>フレキシブルシャフトを介した遠隔人力操作機構の成立性及び操作時間を500Aのバタフライ弁を用いたモックアップ試験により確認した。モックアップ試験の概要を第3図に示す。</p> <p>モックアップ試験の結果、弁上流側に格納容器圧力2Pdに相当する圧力(620kPa [gage])がかかった状態であっても、フレキシブルシャフトを介した遠隔手動操作が可能なことを確認した。また、弁の操作要員は3名で約82回/分の速度にてハンドル操作が可能なことを確認した。モックアップ試験の結果を第2表に示す。</p> <p>試験の結果を反映したベントに必要な隔離弁のハンドル操作時間を第3表に示す。</p> <p>なお、東海第二ではフィルタベントを使用する際の系統構成(他系統との隔離及びベント操作)において、A0弁の遠隔手動操作をすることはしない。</p>	<p>b. モックアップ試験</p> <p>遠隔手動弁操作機構の成立性及び操作時間をモックアップ試験により確認した。モックアップ試験装置にはベント弁と同構造の500Aのバタフライ弁を用いており、フレキシブルシャフトの長さは約33m、曲げ箇所は11箇所としてベント弁の遠隔手動弁操作機構の条件を可能な限り模擬した。</p> <p>モックアップ試験は、格納容器圧力2Pd(853kPa[gage])の差圧をかけて実施した。また、燃料破損後のベント操作を想定し、セルフエアセット、タングステンベスト及びタイベック等を着用し、操作員2名が交替しながら弁操作を実施した。</p> <p>モックアップ試験概略を図6、モックアップ試験結果を表2に示す。</p> <p>モックアップ弁より呼び径が大きい第1弁(MV217-4,5:600A)は操作トルクを同等とするため、開又は閉操作に約4000回転必要となるが、モックアップ試験結果に余裕を見て操作速度を80回/分以上とした場合でも、1時間半以内で開又は閉操作可能であると評価できる。</p> <p>なお、島根2号炉ではフィルタベントを使用する際の系統構成(他系統との隔離及びベント操作)において、A0弁の遠隔手動操作をすることはしない。</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p>



弁型式：500A バタフライ弁（電動駆動）  
 シャフト長さ：約 30m  
 上流側圧力：620kPa [gage] 以上

第3図 モックアップ試験の概要 (1/2)

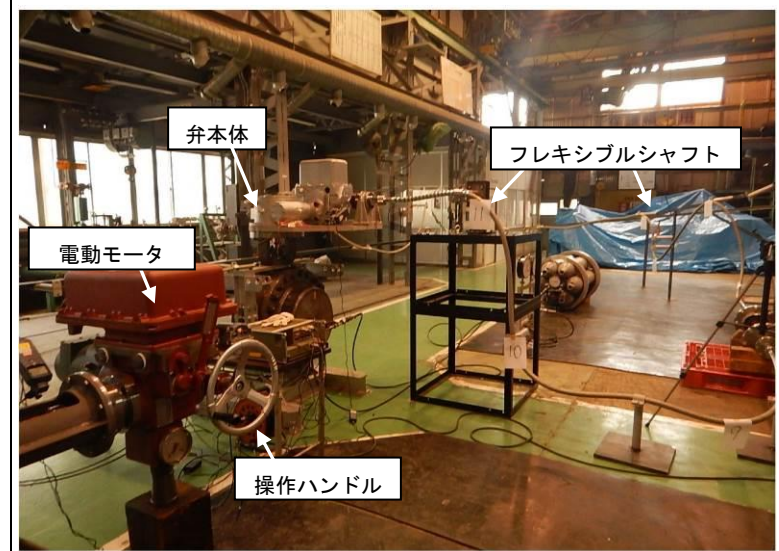
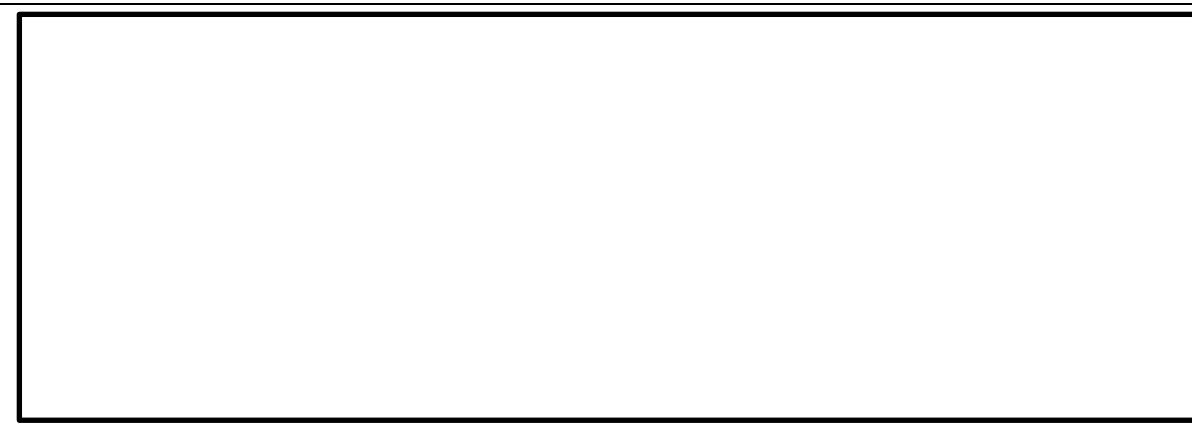
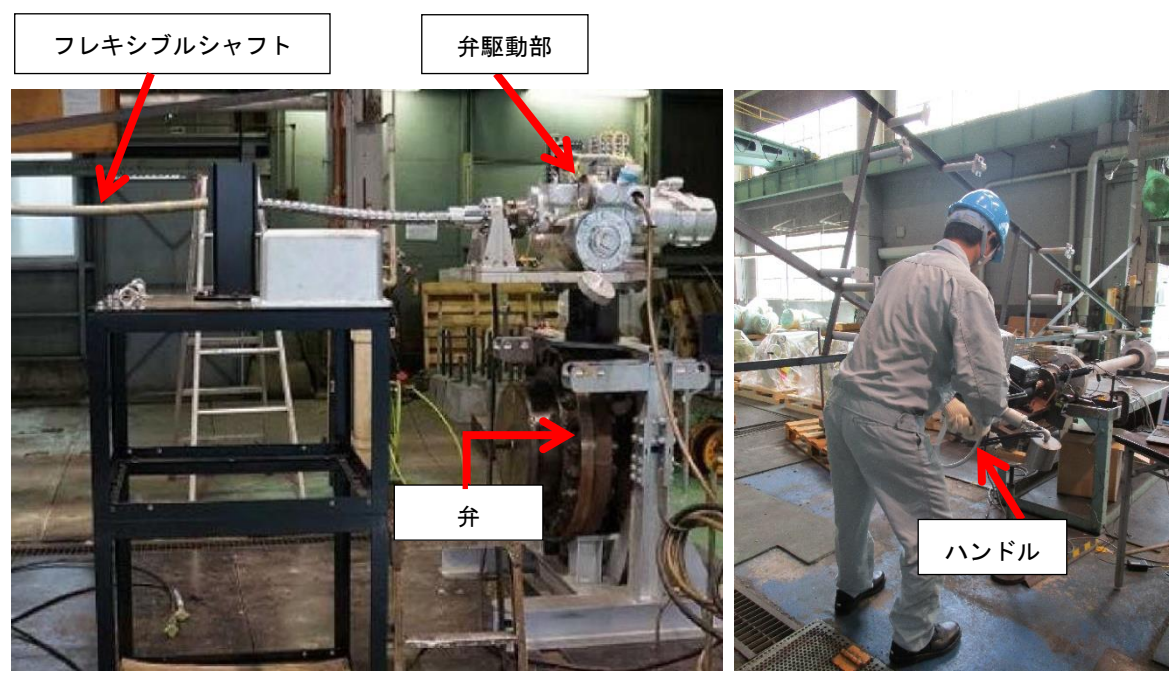


図6 モックアップ試験概略



第3図 モックアップ試験の概要 (2/2)



第2表 モックアップ試験結果

表2 モックアップ試験結果

弁開度指示	ハンドル操作時間	ハンドル回転数	弁上流側圧力 (kPa [gage])	備考
5%	2分03秒	144	650	弁開度指示9%で 弁上流側圧力0kPa
10%	3分09秒	238	0	
50%	11分55秒	985	0	
100%	22分59秒	1,893	0	

操作時間	操作速度 (平均)	備考
約 29 分	約 100 回/分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁呼び径 500A</li> <li>・弁前後の差圧 2 P d で実施</li> <li>・2名が交替で実施</li> <li>・操作トルクは約 10 N・m (差圧 2 P d 時は約 20 N・m)</li> </ul>

第3表 ベントに必要な隔離弁のハンドル操作時間

弁名称	第一弁 (S/C側)	第一弁 (D/W側)	第二弁
ハンドル 操作時間	約 36 分	約 36 分	約 25 分

モックアップ試験結果のハンドル操作速度約 82 回転/分より算出。

・資料構成の相違  
島根2号炉は、「b. モックアップ試験」に記載

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 汎用電動工具による操作性向上</p> <p><u>遠隔人力操作機構のハンドル操作時間には数十分を要することから、操作性を向上するために、汎用電動工具（電動ドライバ）を第二弁操作室付近に準備する。汎用電動工具を用いたハンドル操作時間は、10分程度に短縮可能である。</u></p> <p>なお、過回転による遠隔人力操作機構の損傷防止のため、ハンドル付近には回転数カウンタを設け、弁開度が全閉及び全開付近では必要により人力で操作することとする。</p> <p>(4) <u>第二弁操作室の正圧化バウンダリの設計差圧</u></p> <p>第二弁操作室の正圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>第二弁操作室の正圧化に必要な差圧を保守的に評価するため、重大事故等時の室内の温度を高め50℃、隣接区画を外気的设计最低温度-12.7℃と仮定すると、第二弁操作室の天井高さは最大約4mであり、以下のとおり約10.4Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = \{(-12.7^\circ\text{Cの乾き空気の密度} [\text{kg}/\text{m}^3]) - (+50^\circ\text{Cの乾き空気の密度} [\text{kg}/\text{m}^3])\} \times \text{天井高さ} [\text{m}]$ $= (1.3555 [\text{kg}/\text{m}^3] - 1.0925 [\text{kg}/\text{m}^3]) \times 4 [\text{m}]$ $= 1.052 [\text{kg}/\text{m}^2]$ $\approx 10.4 [\text{Pa}]$ <p>したがって、正圧化の必要差圧は裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p> <p>(5) <u>第二弁操作室</u></p> <p>第二弁操作室は、弁の人力操作に必要な要員を収容可能な遮蔽に囲まれた空間とし、空気ボンベユニットにより正圧化し、外気の流入を一定時間完全に遮断することで、ベントの際のブルームの影響による操作員の被ばくを低減する設計とする。室温については、ベント開始後は、格納容器圧力逃がし装置の配管の一部が遮蔽を挟んで隣接したエリアに設置されるため、長期的には徐々に上昇することが想定されるが、遮蔽が十分厚く操作員が第二弁操作室に滞在する数時間での室温の上昇はほとんどなく、居住性に与える影響は小さいと考えられる。</p> <p>また、現場の第二弁操作室には、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び電離箱サーベイメータを設けることで居住性が確保できていることを確認できる。</p> <p>中央制御室との通信については、携行型有線通話装置を第二弁操作室に</p> <p>①収容人数</p> <p>第二弁の操作に必要な要員は、既述のモックアップ試験結果より3名であることから、第二弁操作室には3名を収容できる設計とする。</p>	<p><u>また、原子炉建物付属棟（二次格納施設外）の操作場所において、電動モータにバッテリーを接続することによる操作も可能としている。</u></p> <p>なお、過回転による遠隔手動弁操作機構の損傷防止のため、ハンドル付近には回転数カウンタを設け、弁開度が全閉及び全開付近では必要により人力で操作することとする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>2号炉は、被ばく評価上人力操作場所の正圧化が不要</p> <p>・設備の相違</p> <p>島根2号炉は、被ばく評価上人力操作場所の正圧化が不要</p>

②設置場所

第二弁操作室は、アクセス性と被ばく低減を考慮して原子炉建屋原子炉棟外でかつ遮蔽のある部屋とする必要があることから、原子炉建屋付属棟内に設置する。

また、第二弁は遠隔人力操作機構を用いて操作することから、弁の操作性のため、可能な限り第二弁に近い場所に第二弁操作室を設置する。第二弁操作室の設置位置を第1図に示す。

③遮蔽設備

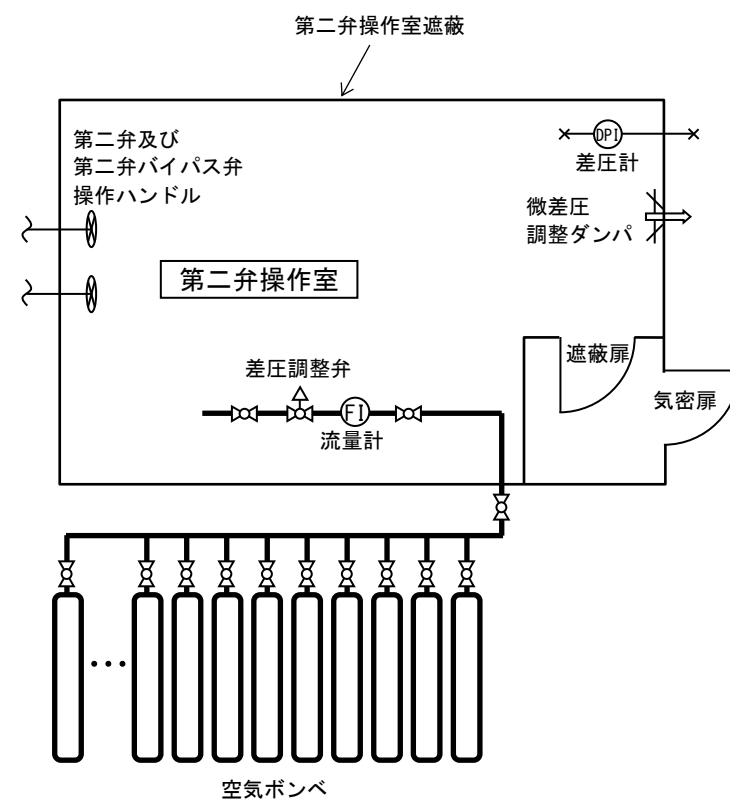
第二弁操作室の壁及び床は、弁操作要員がベント中に滞在可能なように鉄筋コンクリート40cm以上の厚さを有し、さらに、第二弁操作室に隣接するエリアに格納容器圧力逃がし装置入口配管が設置される方向の壁及び床の厚さは、鉄筋コンクリート120cmとし、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計とする。(別紙17)

なお、第二弁操作室の入口は、遮蔽扉及び気密扉を設置し、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減し、また、放射性物質の第二弁操作室への流入を防止する設計とする。

④第二弁操作室空気ポンベユニット

a. 系統構成

第二弁操作室空気ポンベユニットの概要図を第4図に示す。空気ポンベユニットから減圧ユニットを介し、流量計ユニットにより一定流量の空気を第二弁操作室へ供給する。第二弁操作室内は微差圧調整ダンパにより正圧を維持する。また、第二弁操作室内が微正圧であることを確認するため差圧計を設置する。



第4図 第二弁操作室空気ポンベユニット概要図

b. 必要空気量

(a) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要空気量

- ・ 収容人数 : n=3 (名)
- ・ 許容二酸化炭素濃度 : C=0.5% (J E A C 4622-2009)
- ・ 空気ポンベ中の二酸化炭素濃度 : C<sub>0</sub>=0.0336%
- ・ 呼吸により排出する二酸化炭素量 : M

作業 (時間)	呼吸により排出する二酸化炭素量 : M (m <sup>3</sup> /h/人)	空気調和・衛生工学便覧の作業程度区分
弁操作 (1時間) ※1	0.074	重作業
待機 (4時間)	0.022	極軽作業

※1 弁操作時間は第3表のとおり1時間未満であるが、保守的に1時間を見込む。

- ・ 必要換気量 :  $Q = M \times n / (C - C_0)$   
 弁操作時  $Q_1 = 0.074 \times 3 / (0.005 - 0.000336)$   
 $= 47.6 \text{ m}^3 / \text{h}$   
 待機時  $Q_2 = 0.022 \times 3 / (0.005 - 0.000336)$   
 $= 14.2 \text{ m}^3 / \text{h}$
- ・ 必要空気量 :  $V = Q_1 \times 1 + Q_2 \times 4$   
 $= 47.6 \times 1 + 14.2 \times 4$   
 $= 104.4 \text{ m}^3$

(b) 酸素濃度基準に基づく必要空気量

- ・ 収容人数 : n=3 (名)
- ・ 吸気酸素濃度 : a=20.95% (標準大気酸素濃度)
- ・ 許容酸素濃度 : b=19.0% (鉱山保安法施工規則)
- ・ 乾燥空気換算酸素濃度 : d=16.4% (空気調和・衛生工学便覧)
- ・ 成人の酸素消費量 : c = (呼吸量) × (a-d) / 100

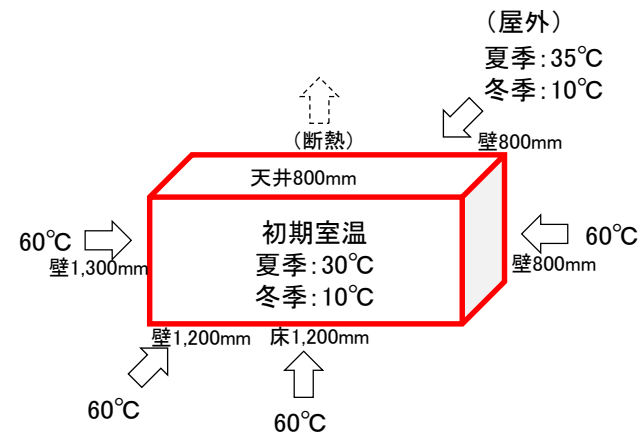
作業 (時間)	酸素消費量 : c (m <sup>3</sup> /h/人)	呼吸量 (L/min)	空気調和・衛生工学便覧の作業区分
弁操作 (1時間) ※2	0.273	100	歩行(300m/min)
待機 (4時間)	0.02184	8	静座

※2 弁操作時間は第3表のとおり1時間未満であるが、保守的に1時間を見込む。

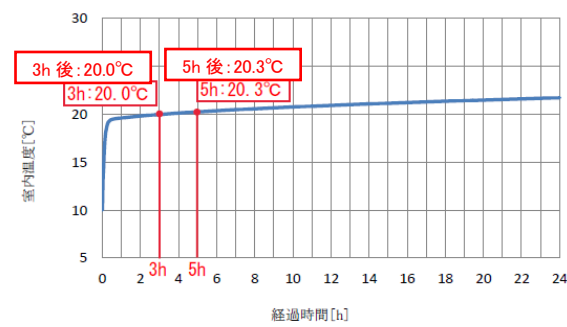
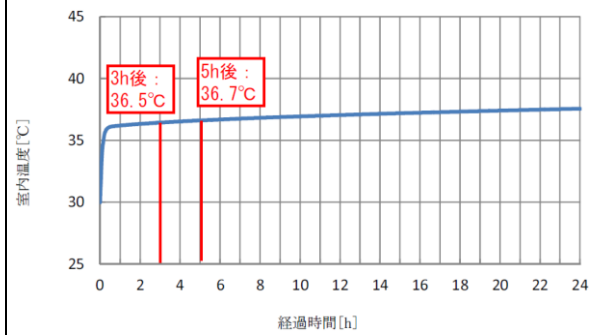
- ・ 必要換気量 :  $Q = c \times n / (a - b)$   
 弁操作時  $Q_1 = 0.273 \times 3 / (0.2095 - 0.190)$   
 $= 42.0 \text{ m}^3 / \text{h}$   
 待機時  $Q_2 = 0.02184 \times 3 / (0.2095 - 0.190)$   
 $= 3.36 \text{ m}^3 / \text{h}$

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・必要空気量：<math>V=Q_1 \times 1 + Q_2 \times 4</math>  <math>=42.0 \times 1 + 3.36 \times 4</math>  <math>=55.44\text{m}^3</math></p> <p>(c)必要ポンペ本数  (a), (b)の結果より, 第二弁操作室内に滞在する操作員(3名)が弁操作時間を含めて5時間滞在するために必要な空気ポンペによる必要空気量は二酸化炭素濃度基準の<math>104.4\text{m}^3</math>とする。  空気ポンペの仕様は以下のとおり。  ・容量: 46.7L/本  ・初期充填圧力: 14.7MPa [gage]  したがって, 1気圧でのポンペの空気量は約<math>6.8\text{m}^3</math>/本であるが, 残圧及び使用温度補正を考慮し, 空気供給量は<math>5.5\text{m}^3</math>/本とすると, 空気ポンペの必要本数は下記の計算により19本となる。  <math>104.4 / 5.5 = 18.98 \dots \rightarrow 19</math>本</p> <p>⑤通信設備  第二弁操作室には, 中央制御室と通信するための携行型有線通話装置(図5)を設ける。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="359 1098 724 1371" style="text-align: center;">  <p>通話装置</p> </div> <div data-bbox="839 1104 1047 1381" style="text-align: center;">  <p>通話装置差込口</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第5図 携行型有線通話装置</p>		

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>(参考) 第二隔離弁の遠隔人力操作作業室の環境について</u></p> <p>重大事故等時に想定される放射線量及び室温が、第二弁の操作に影響はないことを以下のとおり確認した。</p> <p>第二弁操作室内は、空気ボンベにより正圧化して、放射性物質の流入を防ぐ設計としており、第二弁操作室の壁及び床は、弁操作要員の滞在中の被ばく防護のため、40cm以上の鉄筋コンクリート壁厚を確保している。</p> <p>さらに、第二弁操作室に隣接するエリアに格納容器圧力逃がし装置入口配管が設置されるため、配管が設置される方向に対し、120cm以上の鉄筋コンクリート壁厚を確保し、ベント時の放射性物質からのガンマ線による外部被ばくを低減する設計としている。</p> <p>この対策により、第二弁操作室にベント開始から3時間滞在した場合の被ばく量は、ウェットウェルベントの場合で約28mSv、ドライウェルベントの場合で42mSvと評価している。(別紙17)</p> <p>また、ベント開始後の格納容器圧力逃がし装置配管の影響による室温の上昇は、ベント開始3時間～5時間後で夏季：約37℃(外気温+2℃)、冬季：約20℃(外気温+10℃)と評価した。(第6図)</p>		<p>・設備の相違</p> <p>島根2号炉は、原子炉建物付属棟で操作するため、該当資料なし</p>



- 初期室温は夏季：30℃，冬季：10℃とし，外気温は夏季：35℃，冬季：10℃とする。
- 評価開始時点で格納容器圧力逃がし装置の入口配管が敷設される部屋の壁の表面温度を60℃とする。  
(保温材の効果により60℃となる)
- 隣接する部屋に格納容器圧力逃がし装置の入口配管が敷設されていない部屋の壁は，保守的に断熱とする。



室温は，格納容器圧力逃がし装置の入口配管が敷設される部屋の壁の表面温度を評価開始時点で60℃と保守的に設定しても3時間～5時間後で夏季：約37℃（外気温+2℃），冬季：約20℃（外気温+10℃）と評価。

第6図 第二弁操作室の室温上昇評価モデルと評価結果

圧力開放板の信頼性について

(1) 設計時の考慮

圧力開放板の設定破裂圧力は、ベントを実施する際の妨げにならないよう、ベント開始時の格納容器圧力(310kPa [gage])と比較して十分低い圧力で動作するように、設定破裂圧力は80kPa(圧力開放板前後差圧)を適用している。

ベント開始時における圧力開放板が破裂したことの確認は、格納容器内のガスが大気へ放出されることによる格納容器圧力の指示値の下降、また、ベント開始時にベントガスがフィルタ装置へ流入することによりフィルタ装置圧力が上昇し、圧力開放板が破裂するとベントガスが大気へ放出されるためフィルタ装置圧力が下降することから、フィルタ装置圧力の変化によっても確認することができる。

さらに、炉心の損傷が発生している場合においては、ベントガスに含まれる放射性物質により、圧力開放板下流に設置されたフィルタ装置出口放射線モニタの指示値が上昇することによっても、確認することができる。

なお、圧力開放板は、大気との境界に設置されることから、フィルタ装置出口配管端部から降水が浸入し、凍結することで機能に影響を与えることがないように系統開口部から降水が浸入し難い構造とする。(別紙32)

圧力開放板の信頼性について

1. 圧力開放板の信頼性について

圧力開放板の設定破裂圧力は、ベントを実施する際の妨げにならないよう、ベント開始時の格納容器圧力(約384kPa[gage])と比較して十分低い圧力で動作するように、設定破裂圧力は80kPa(圧力開放板前後差圧)を適用している。

操作実施後、圧力開放板が動作したことを表1に示すパラメータの指示傾向を監視し判断する。

表1 圧力開放板が作動したことの確認パラメータ

確認パラメータ	指示傾向
格納容器圧力	指示値が下降する。
フィルタ装置出口配管圧力	指示値が一旦上昇し、その後下降する。
第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ)	指示値が上昇する。

2. 圧力開放板の凍結による影響について

圧力開放板は、大気との境界に設置されることから、フィルタ装置出口配管端部から降水が浸入し、凍結することで機能に影響を与えることがないように系統開口部から降水が浸入し難い構造とする。(別紙15)

銀ゼオライト容器下流側の圧力開放板出口側は図1に示すとおり大気側に開放されているため、格納容器フィルタベント系の出口配管の頂部放出端から雨水が流入した場合、圧力開放板まで流入する。そのため、圧力開放板の下流側配管に雨水排水ラインを設けることにより、流入した雨水は圧力開放板下流側配管内に蓄積せずに系外へ放出することができ、配管内で凍結することはない。

一方で、圧力開放板の出口側配管は大気開放されていることから、配管内で水分が結露して水滴が付着し、その状態で外気温が氷点下以下となった場合には圧力開放板表面で水分が凍結する可能性がある。圧力開放板表面が凍結することによる設定圧力での作動影響については、圧力開放板表面を意図的に凍結させ、凍結状態を模擬した破裂試験を実施し、破裂圧力に影響がないことを確認する。

・設備の相違  
島根2号炉は、Mark-1改型原子炉格納容器のため設計圧力が異なる

・記載方針の相違



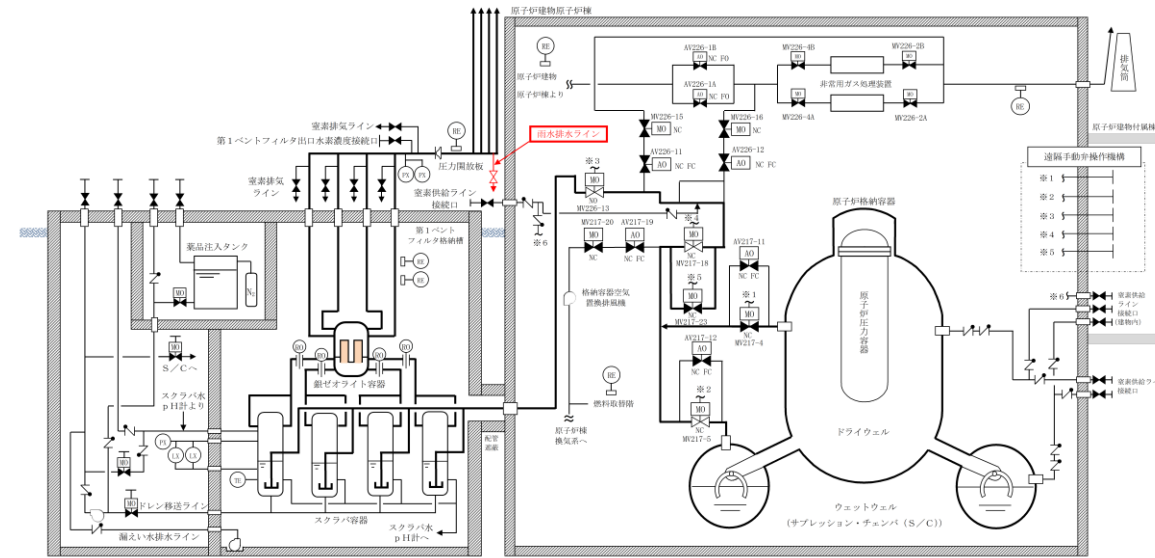


図1 雨水排水ライン系統図

・記載方針の相違

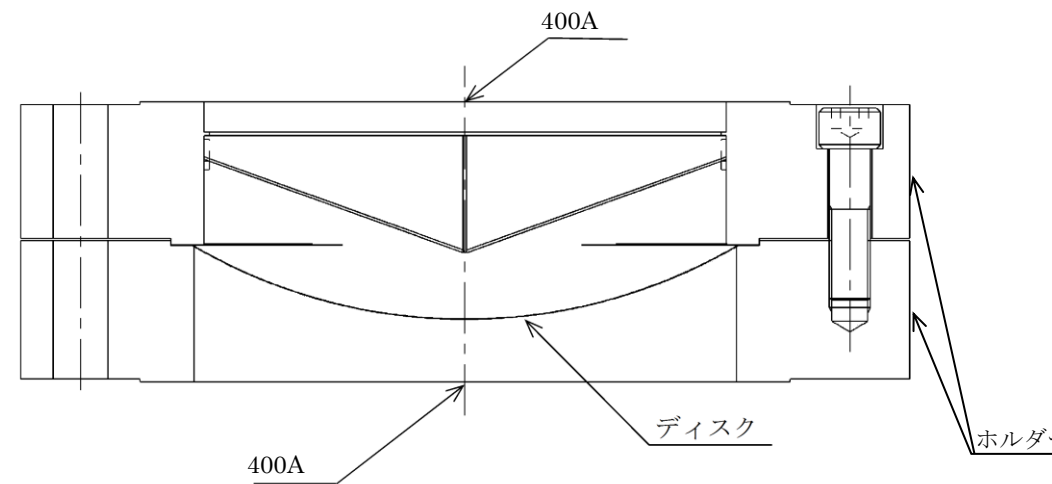


図2 圧力開放板構造図

・記載方針の相違

雨水排水ラインの止め弁については、系統待機時に雨水排水ラインに雨水が溜まらないよう、プラント通常運転中は開運用とする。そのため、雨水排水ラインの止め弁については、ベント実施前に人力で確実に閉操作する運用とする。

・記載方針の相違

なお、ベント実施中は、常にベントガスの流れがあるため、放出口から雨水が流入することは考えにくい。また、仮に放出口から雨水が流入したとしても、流入した雨水はスクラバ容器に回収され、格納容器に移送することが可能である。

(2) 製作時の考慮

圧力開放板は以下の項目を確認することで、信頼性を確保している。



3. 製作時の考慮

圧力開放板は以下の項目を確認することで、信頼性を確保している。

圧力開放板の試験内容を表2に示す。ホルダーについて耐圧・漏えい試験を行い、漏えい及び変形が無いことを確認しており、ディスクについては複数（実機取付用、破裂試験用、予備）製作しロット管理を行い、気密試験、耐背圧試験及び破裂試験に合格したロットの中から、系統に設置する圧力開放板を選定することとしており、破裂圧力の許容差を考慮し80kPa～110kPaで圧力開放板が確実に動作すると考えている。

表2 ラブチャディスク試験内容

試験項目	試験内容	試験個数	判定基準
気密試験	ディスク出口側（凹部）を大気圧とし、ディスク入口側（凸部）より試験圧力 <input type="text"/> ※1にて加圧保持（10分以上）し、漏えいの有無を圧力計の指示値にて確認する。	ディスク 2枚	圧力降下がないこと。
耐背圧試験	ディスク入口側（凸部）を大気圧とし、ディスク出口側（凹部）より試験圧力 <input type="text"/> ※2にて加圧保持（10分以上）し、漏えいの有無を圧力計の指示値にて確認及び変形の有無を確認する。	ディスク 2枚※3	圧力降下・変形がないこと。
破裂試験	ディスク出口側（凹部）を大気圧とし、ディスクが破裂するまで入口側（凸部）より加圧する。	ディスク 4枚以上※4	破裂圧力が80～110kPaの範囲内であること。
耐圧・漏えい試験	穴をあけたディスクをホルダーに組込み、最高使用圧力427kPa以上に加圧保持（10分以上）し、漏えい・変形の有無を圧力計・目視により確認する。	ホルダー 1個（全数）	圧力降下・変形が無いこと。

※1：常用圧力の上限（差圧）

※2：メーカー設計値

※3：気密試験に使用した2枚にて実施

※4：気密試験、耐背圧試験に使用した2枚を含む計4枚以上にて実施

・記載方針の相違

・記載方針の相違

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙22</p> <p>格納容器減圧に伴うベント管からサブプレッション・チェンバへの冷却水の流入について</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）等による代替格納容器スプレイを実施する場合、外部水源の持ち込みによるサブプレッション・プール水位の上昇により、ベントラインが水没するおそれがある。サブプレッション・プールの水位は、ベント時のサブプレッション・チェンバ圧力低下に伴う体積膨張及びベント管からの水の流入によっても上昇するため、これらを考慮してもベント実施後にベントラインが水没しないよう代替格納容器スプレイを停止する必要がある。</p> <p>原子炉注水した冷却材が破断口からサブプレッション・チェンバに移行し、サブプレッション・プール水位の上昇が最も厳しいシーケンスとなる「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」におけるサブプレッション・プール水位の挙動を第1図に示す。格納容器スプレイ停止後、ドライウェル圧力が上昇することでベント管内の冷却材の一部が押し出されサブプレッション・プール水位が上昇する。ベントを開始すると、サブプレッション・チェンバの圧力が低下し、ベント管内に残存する冷却材がサブプレッション・プールに押し出されることでさらに水位が上昇する。その後は、破断口から流出する冷却材の流入等による水位上昇効果と、ベント時の圧力低下やサブプレッション・プール内の核分裂生成物からの崩壊熱によるサブプレッション・プール水の蒸発による水位低下効果のバランスによりサブプレッション・プール水位が変動するが、ベントライン下端まで到達しない。また、ベント実施時の減圧沸騰によるサブプレッション・プールの水位上昇を考慮してもベントライン下端まで到達しない。</p>	<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p>格納容器減圧に伴うベント管からサブプレッション・チェンバへの冷却水の流入について</p> <p>格納容器フィルタベント系の使用（ベント開始）のタイミングは、重大事故等の事象収束シナリオにより異なり、外部水源からの注水量に関しては、サブプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mをベント実施判断基準としている。</p> <p>格納容器への注水からベントに至る概要は以下のとおりであり、対策の概要を図1に示す。</p> <p>① 格納容器雰囲気冷却のために、格納容器代替スプレイ系による格納容器スプレイを行うことにより、格納容器圧力を最高使用圧力 427kPa[gage]の1.5倍である 640kPa[gage]以下に制御する。</p> <p>② サプレッション・プール水位が通常水位+約1.3mに到達した時点で格納容器スプレイを停止する。その後、速やかに格納容器フィルタベント系によるベントを実施する。ベント開始後は、低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉への崩壊熱相当の注水を継続する。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>島根2号炉は、Mark-1改型原子炉格納容器のため容積が異なる（以下、別紙6においては①の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>島根2号炉は、Mark-1改型原子炉格納容器のため設計圧力が異なる</p> <p>・記載方針の相違</p>

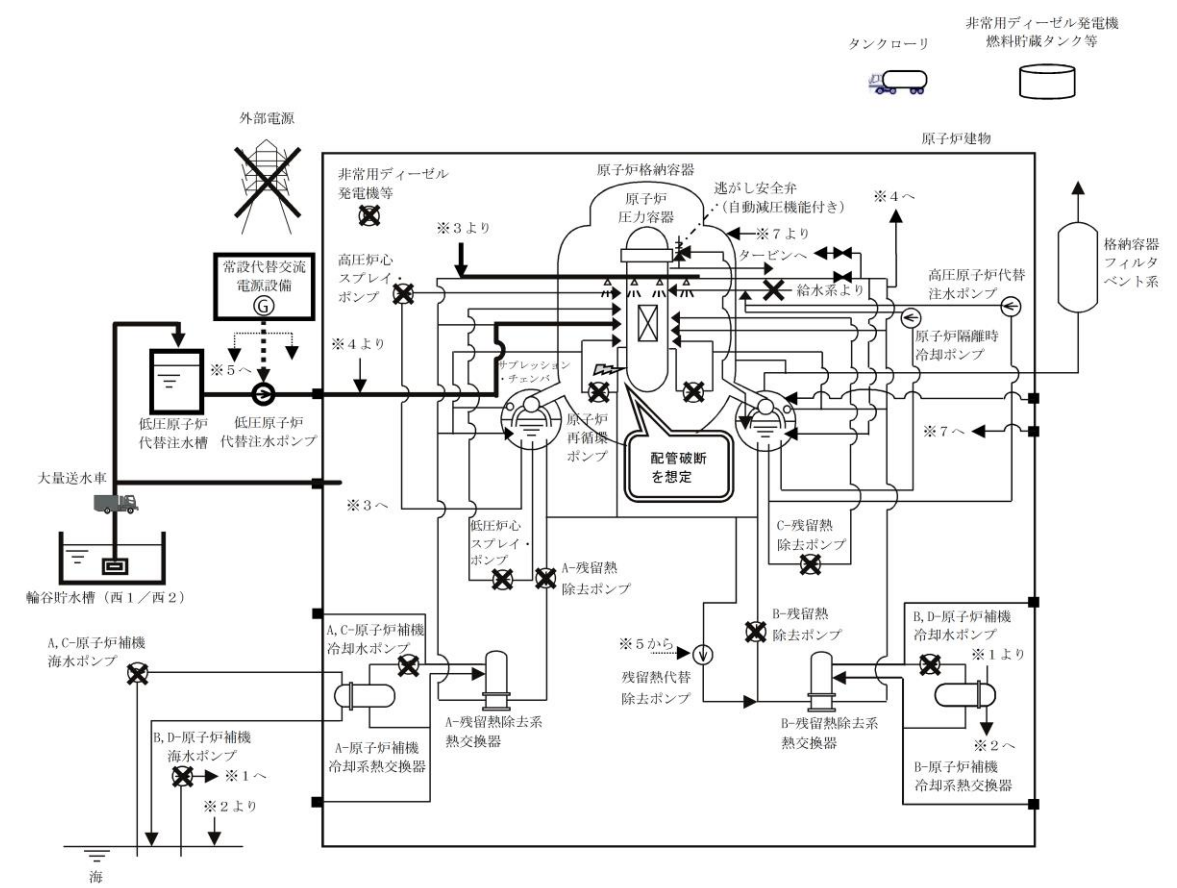


図1 重大事故等対策概要図

・資料構成の相違

外部水源からの格納容器への注水の挙動を図2～4に示す。

通常運転時、サプレッション・プール水位は真空破壊装置より下の通常水位を維持している。

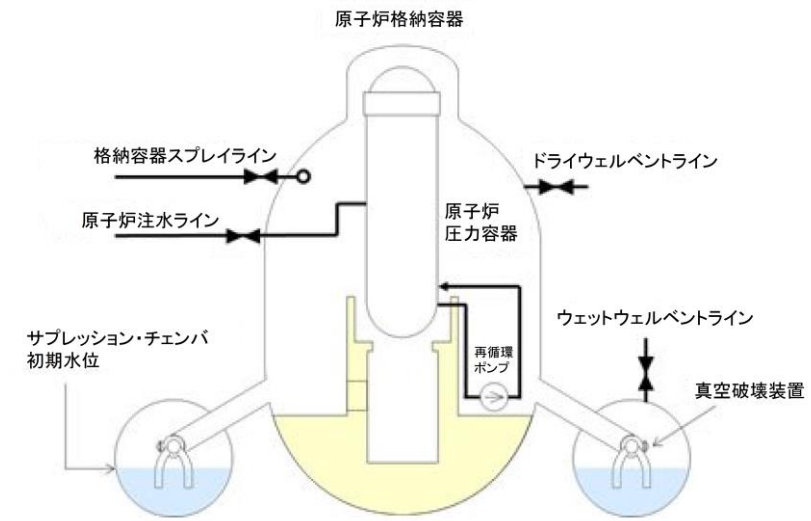


図2 通常運転時の蓄水状態

事象発生後、格納容器への外部水源からの注水（原子炉への注水等）を継続すると、ベント管を通じてドライウェルからサプレッション・チェンバに流入し、サプレッション・プール水位が上昇する。

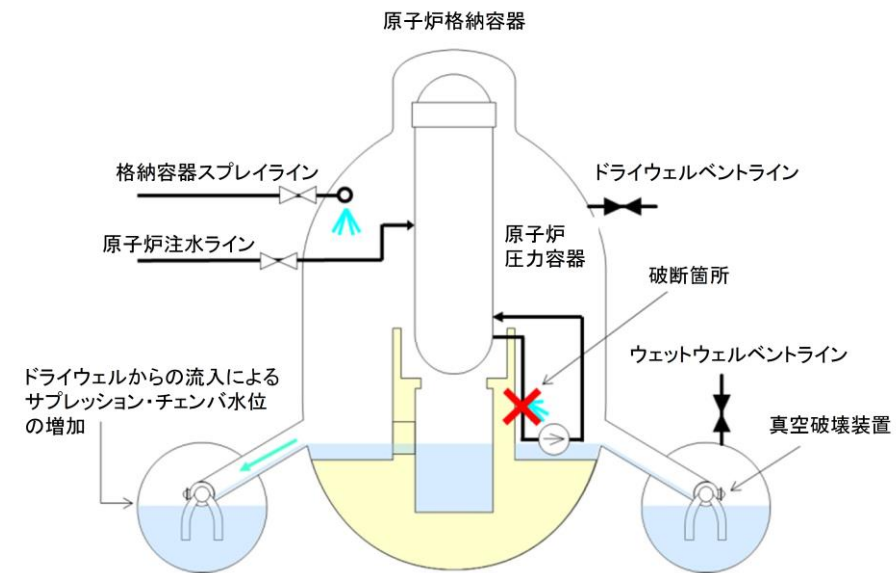


図3 外部水源からの注水開始時の蓄水状態

・資料構成の相違

・資料構成の相違

・資料構成の相違

サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達した時点で格納容器スプレイを停止し、その後速やかにウェットウェルベントを実施するため、ベント後のサプレッション・プール水位はベントライン下端に対して余裕がある。

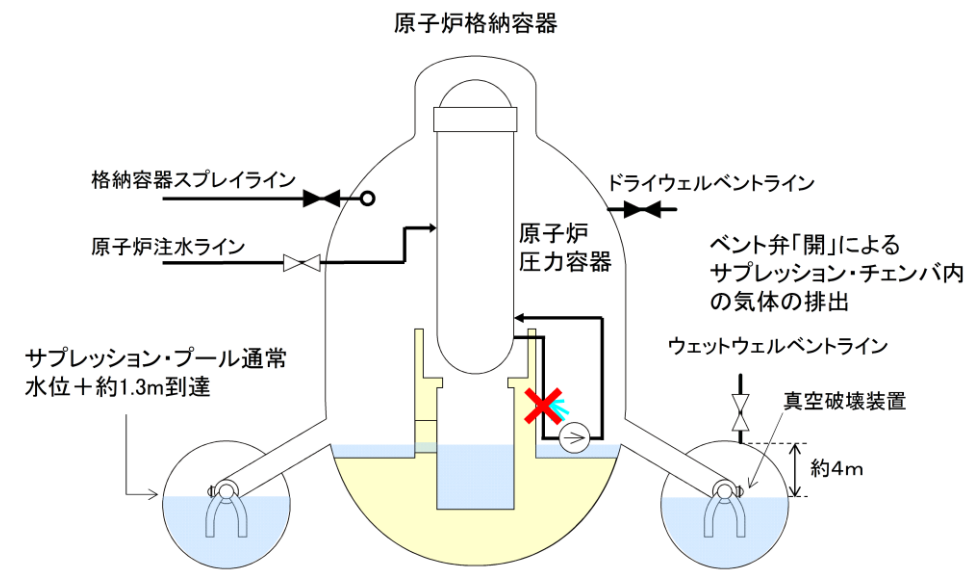


図4 ベント後の状態

・資料構成の相違

(参考) ウェットウェルベントにおける考慮事項について

1. 格納容器内に蓄水する水源について

ウェットウェルベントの実施判断のうちサプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m については、中央制御室によりサプレッション・プール水位を監視し、サプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達した場合にベントを開始する運用としているため、外部水源からの注水以外に原子炉圧力容器等からの漏えいがある場合でも、ウェットウェルベントラインが水没することはない。

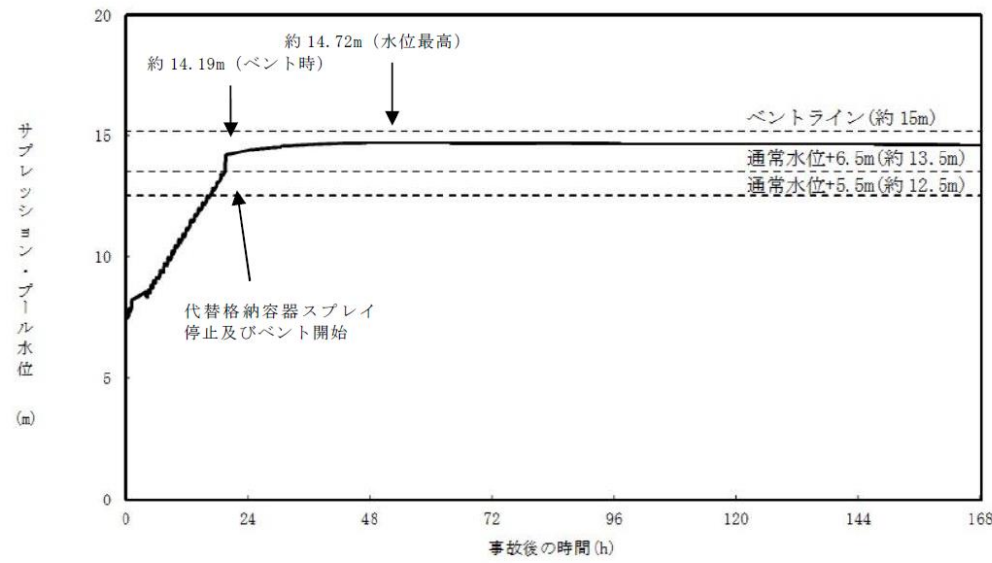
有効性評価のうち、格納容器過圧・過温破損モード（冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失）における外部注水量の内訳を表1に示す。外部注水量は格納容器代替スプレイ（約 321m<sup>3</sup>）の他、原子炉注水（約 999m<sup>3</sup>）及び配管破断に伴う原子炉からの漏水（約 167m<sup>3</sup>）がある。

なお、制御棒駆動水圧系アキュムレータ（約 2.5m<sup>3</sup>）及びほう酸水注入系（約 20m<sup>3</sup>）の水量については流入量が小さく、サプレッション・プール水位の上昇に与える影響は小さいため、ほぼ変化はない。（図1）

表1 格納容器への注水量（格納容器過圧・過温破損モード）

注水元	注水量
格納容器代替スプレイ	約 321 m <sup>3</sup>
原子炉注水	約 999 m <sup>3</sup>
原子炉からの漏水	約 167 m <sup>3</sup>

・資料構成の相違



第1図 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）  
におけるサブプレッション・プール水位の挙動

格納容器圧力逃し装置によるサブプレッション・チェンバからのベント実施時には、ベント管内に残存する冷却材がサブプレッション・チェンバに流入することで、サブプレッション・プール水位が最大約 14.72m まで上昇するものの、ベントライン下端高さである約 15.17m に対して余裕がある（第2図）。

また、ベント管に設置されている真空破壊弁（第3図）11弁のうち10弁については、下端高さが約 13.99m であることから、この水位上昇によって機能喪失するおそれがあるが、最も高い位置に設置されている残り1弁の真空破壊弁下端高さは約 14.88m であるため、水没しない。なお、真空破壊弁設置の目的はドライウェルの負圧防止であるが、ベント実施時にはドライウェルが負圧に至る状況にないため、真空破壊弁が水没することに対する影響はないと考えられる。

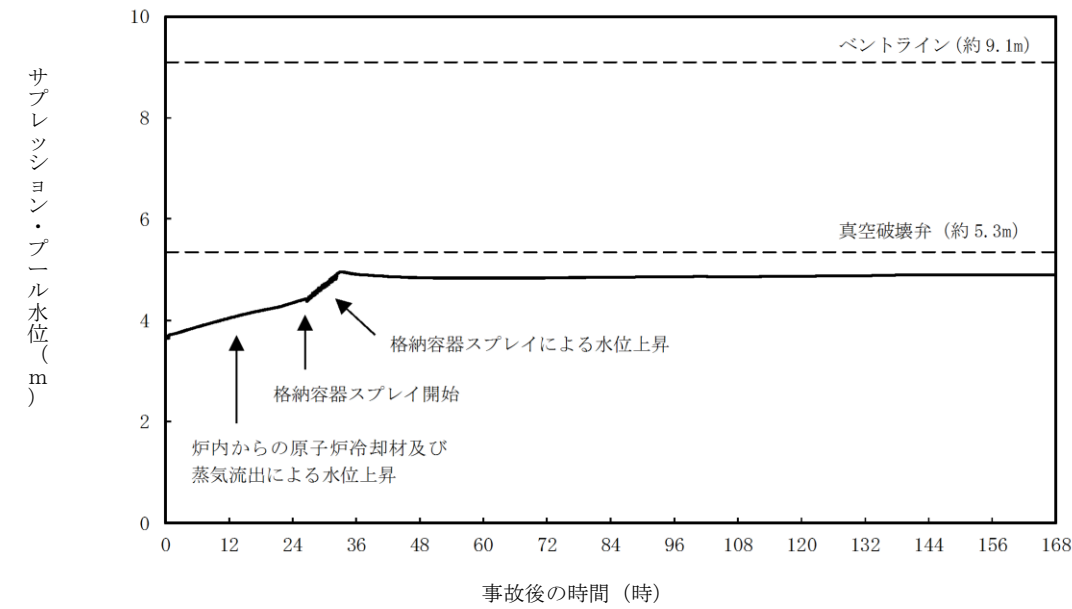


図1 サブプレッション・プール水位変化（格納容器過圧・過温シナリオ）

2. ベント実施時のサブプレッション・プール水減圧沸騰の影響について

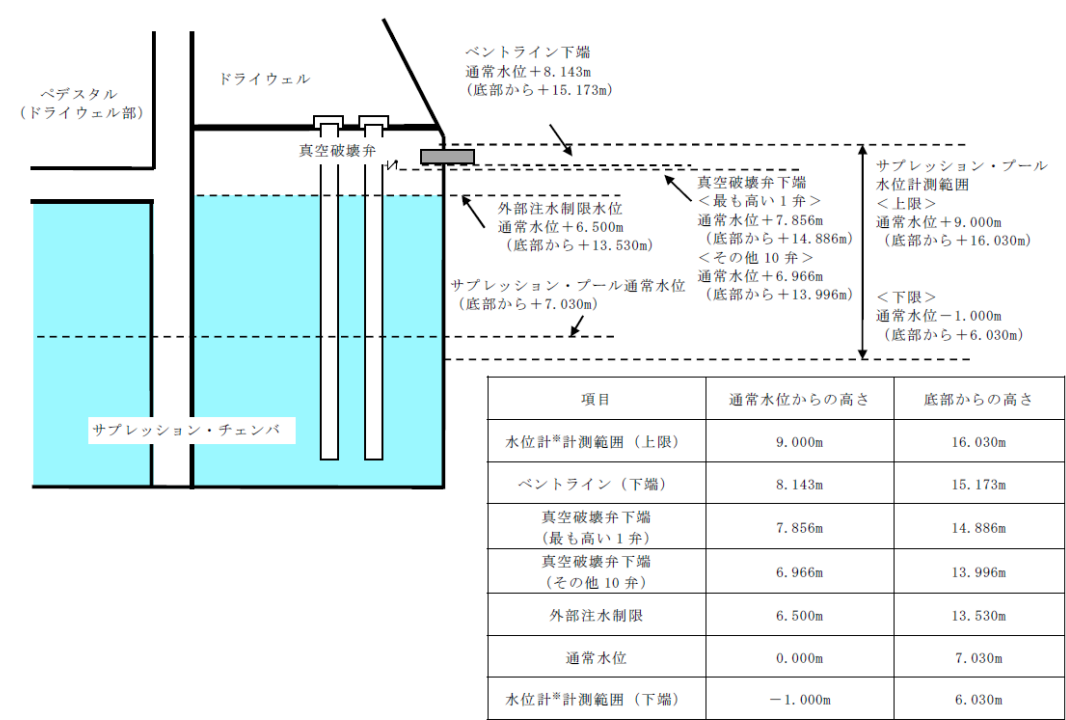
サブプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m に到達した時点で格納容器スプレイを停止し、その後速やかにウェットウェルベントを実施する場合、図1に示すとおり、ベント時のサブプレッション・プール水位は約 4.9m であり、ベントライン下端（約 9.1m）に対して余裕がある。

・設備の相違  
①の相違  
・解析結果の相違  
東二と島根で設備及び評価条件が異なる

・評価結果の相違  
島根2号炉は、真空破壊弁が水没しない

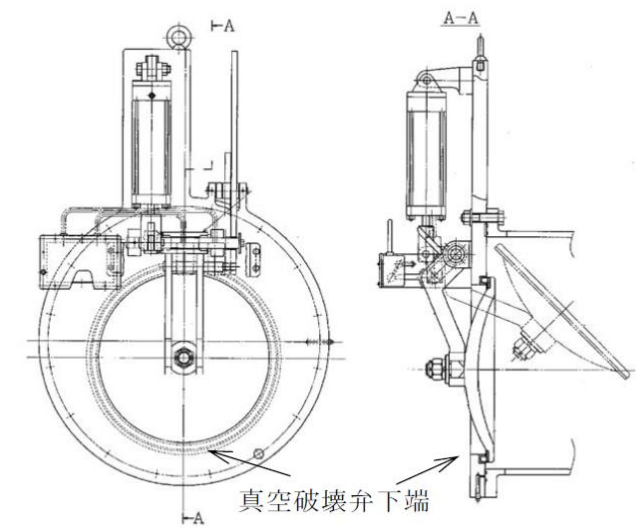


東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、減圧沸騰が発生すると考えられるベント実施時(サプレッション・プール水位:約14.19m)について、減圧沸騰を考慮した場合の水位を評価した結果、水位上昇幅は約0.85mとなり、サプレッション・プール水位は約15.04mに到達するが、ベントライン下端高さである約15.17mに対して余裕があるため、減圧沸騰の影響によってベントが妨げられることはない。</p> <p>また、最も高い位置に設置されている真空破壊弁の下端高さが約14.88mであることから、一時的に最も高い位置に設置されている真空破壊弁の下端以上となるが、減圧沸騰が収束することで再度真空破壊弁は露出する。さらに、真空破壊弁が水没した場合、サプレッション・チェンバの圧力が上昇することが考えられるが、サプレッション・チェンバの圧力が上昇すれば減圧沸騰が抑制され、再度真空破壊弁が露出することとなることから、減圧沸騰によって一時的に最も高い位置に設置されている真空破壊弁が水没することによる影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>なお、以上の減圧沸騰による水位上昇評価は、サプレッション・プールの圧力がサプレッション・チェンバ圧力に等しいと仮定して評価しているが、現実的にはサプレッション・プールの下部には水頭圧がかかることにより、プール全体が減圧沸騰することはないため、水位は約15.04mより低くなると考えられる。</p>	<p>このとき、サプレッション・プールの水が全て減圧沸騰するという保守的な仮定により水位上昇を評価すると、ベント時のサプレッション・プール水位は、約4.9mに対して減圧沸騰により若干上昇するが、ほぼ変化はない。サプレッション・チェンバのベントライン下端高さは約9.1mであるため、エントレインメントは回避できると考えられる。</p> <p>なお、現実的にはサプレッション・チェンバの下部には水頭圧がかかるため全体が減圧沸騰することはないことから、水位は全て減圧沸騰した場合よりも低くなると考えられる。</p> <p>また、サプレッション・プール水面の飛沫が、ベント時に同伴してベント配管内に取り込まれたとしても、配管内に滞留水が形成されない構造設計としているため、ベントラインが閉塞することはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果の相違 減圧沸騰に係る計算に用いる条件の相違により水位計算結果が異なる</li> <li>・設備の相違 ベントライン下端高さが異なる</li> <li>・評価結果の相違 島根2号炉は、真空破壊弁が水没しない</li> <li>・評価結果の相違 減圧沸騰に係る計算に用いる条件の相違により水位計算結果が異なる</li> <li>・記載方針の相違</li> </ul>



※重大事故等対処設備として設置するもの

第2図 サプレッション・プール水位に係る位置関係概要図



第3図 真空破壊弁概略図

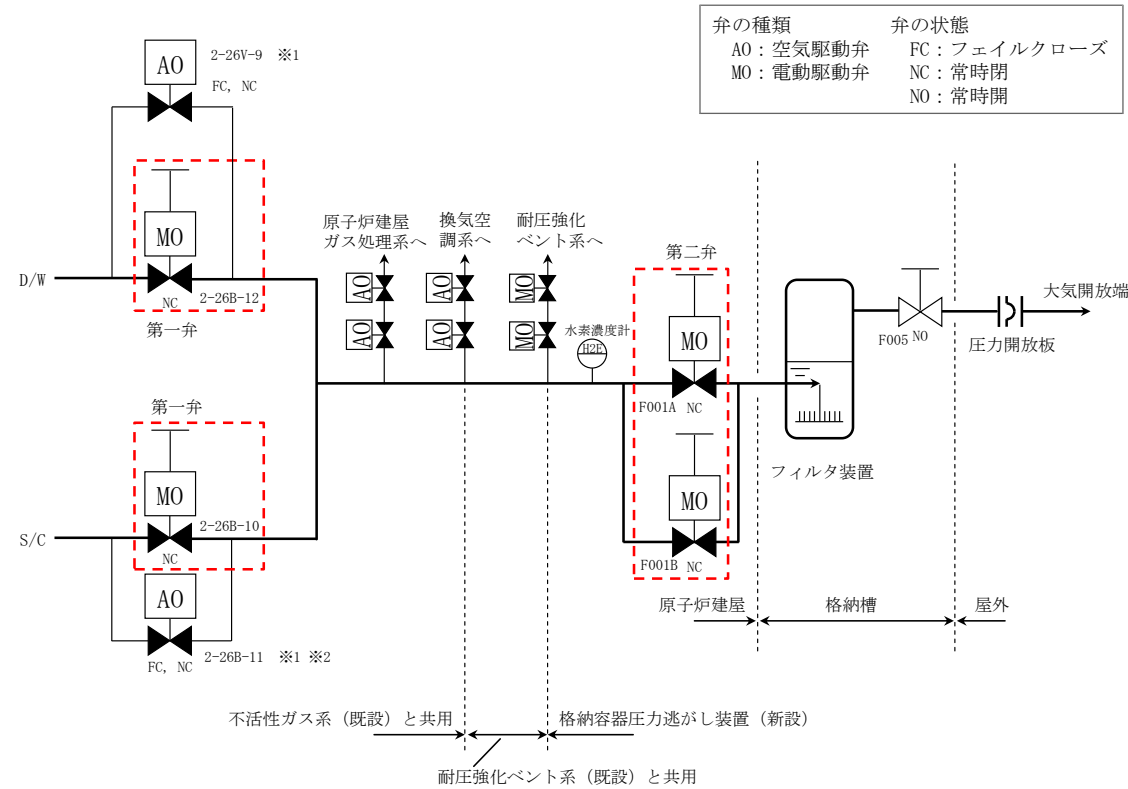
東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>＜サブプレッション・プール水位上昇評価＞</p> <p><u>減圧沸騰時のボイド率からサブプレッション・プール水位の上昇分を求める。</u></p> <p><u>サブプレッション・プール水中で一様な蒸気発生がある場合の平均ボイド率<math>\alpha</math>は、ドリフトフラックスモデルから以下の計算により求める。</u></p> $\alpha = \frac{j_g}{V_g + j_g C_0}$ <p><u><math>j_g</math>: サブプレッション・プール表面での見かけの蒸気速度 (<math>3.3 \times 10^{-3}</math> [m/s])</u></p> <p><u><math>V_g</math>: ドリフト速度 (0.225 [m/s])</u></p> <p><u><math>C_0</math>: 分布定数 (1.0)</u></p> <p><u>よって、平均ボイド率<math>\alpha</math>を求めると、約0.014となる。</u></p> <p><u>以上より、減圧沸騰によりサブプレッション・プール水は約1.4%体積膨張する。減圧沸騰による水位上昇量は、ベント実施時のサブプレッション・プール水位約4.9mに対して、0.1m未満となる。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p>

主ライン・弁の構成について

1. 主ライン構成

1.1 系統概要図

格納容器圧力逃がし装置のベントガスを格納容器から大気開放端まで導く主ラインの概略図を第1図に示す。



- ※1 2-26V-9 及び 2-26B-11 はプラント運転中の格納容器圧力の調整に用いる小口径 (50A) の弁であり、格納容器圧力逃がし装置の経路としては十分ではない。
- ※2 2-26V-11 は、現在バタフライ弁であるが、高温時における弁のシール性向上のためグローブ弁に交換する。

第1図 格納容器圧力逃がし装置 主ライン概略図

1.2 設計の意図

東海第二発電所では、格納容器の圧力及び温度を低下させるためのベントを確実にを行うため、以下に配慮し、主ラインの設計を行っている。

(1) 主ラインの取り出し及び構成

格納容器からの取り出しについては、サプレッション・プール水でのスクラビング効果が期待できるサプレッション・チェンバ (S/C) からの取り出しに加え、外部注水等による水没の影響を受け難いドライウェル (D/W) 上部からの取り出しを行っている。

主ライン・弁の構成について

1. 格納容器フィルタベント系の弁選定の考え方について

1.1 格納容器フィルタベント系のベント弁の構成

格納容器フィルタベント系の主ラインの概略構成図を図1、各ベント弁の主な仕様について表1に示す。ベント弁 (MV217-4, 5, 18, 23, MV226-13) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) 又は可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車) から電源供給することにより、中央制御室において遠隔による開操作が可能な設計としている。また、駆動源喪失時においても事故後の環境 (温度、放射線等) を考慮し、原子炉建物付属棟 (二次格納施設外) から遠隔手動弁操作機構を用いた人力による開操作が可能な設計としている。

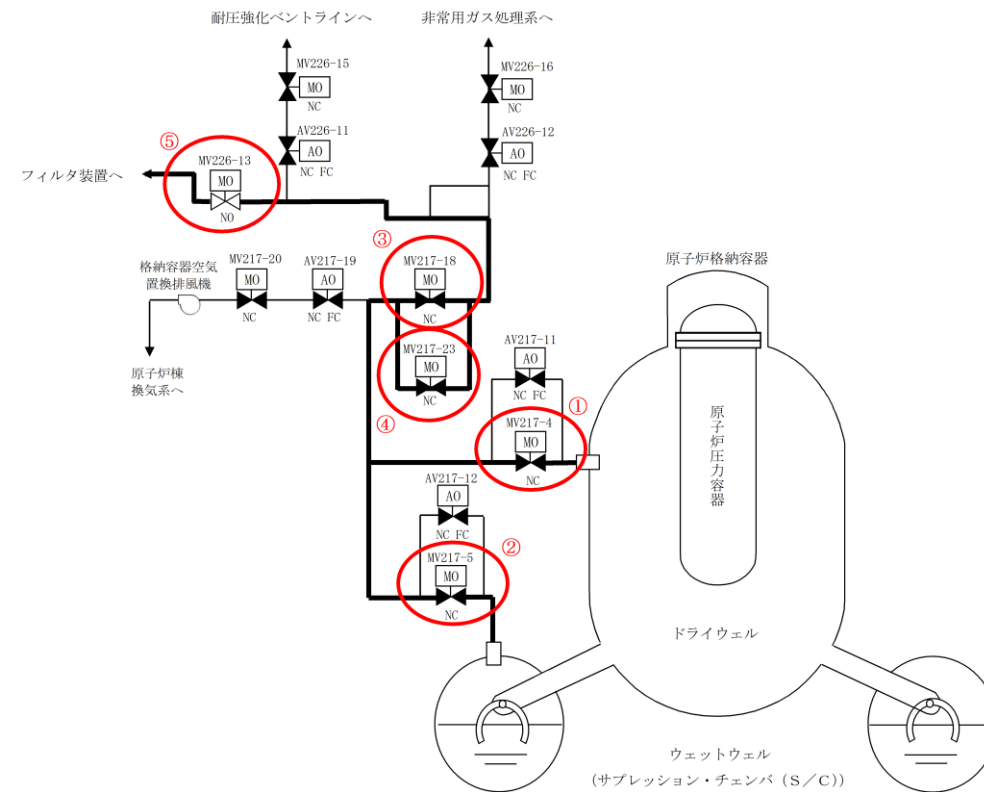


図1 格納容器フィルタベント系 主ラインの概略構成図

・設備の相違  
島根2号炉の他系統との隔離弁は、全てフェイルクローズのための電動駆動弁の2個構成

・設備の相違  
島根2号炉は、ベント停止後に放射性物質の再揮発温度に達しないことを確認しているため、フィルタ装置出口弁を設置しない

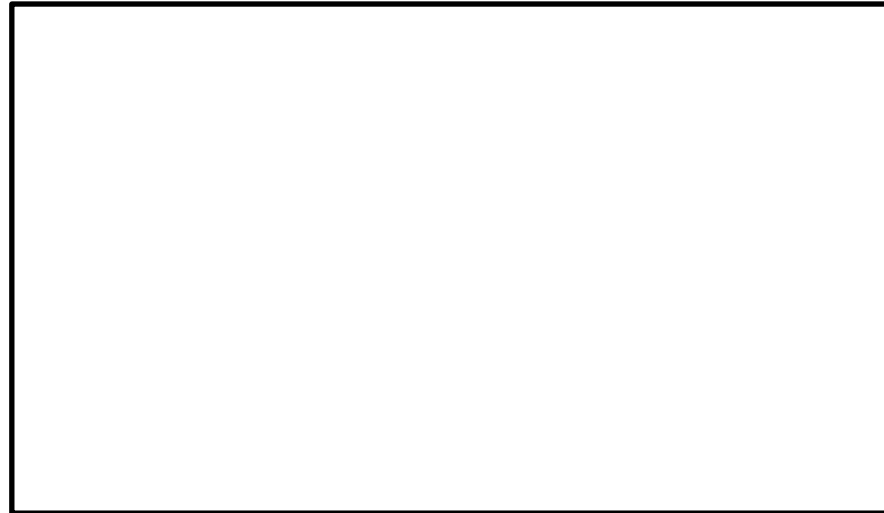
・設備の相違  
島根2号炉の耐圧強化ベントラインは、新規規制基準施行以前にアクシデントマネジメント対策として設置しており、設置許可基準規則第48条としても必要な容量を有する設備であるが、格納容器フィルタベント系を新たに重大事故等対処設備として設置することから、耐圧強化ベントラインは同規則第48条の自主対策設備として位置付け、万一、炉心損傷前に格納容器フィルタベント系が使用できない場合に耐圧強化ベントラインを使用する運用としている。

なお、格納容器フィルタベント系は、同規則第48条、第50条及び第52条を満足する重大事故等対処設備として、以下に示すとおり、信頼性の高い系統構成としている

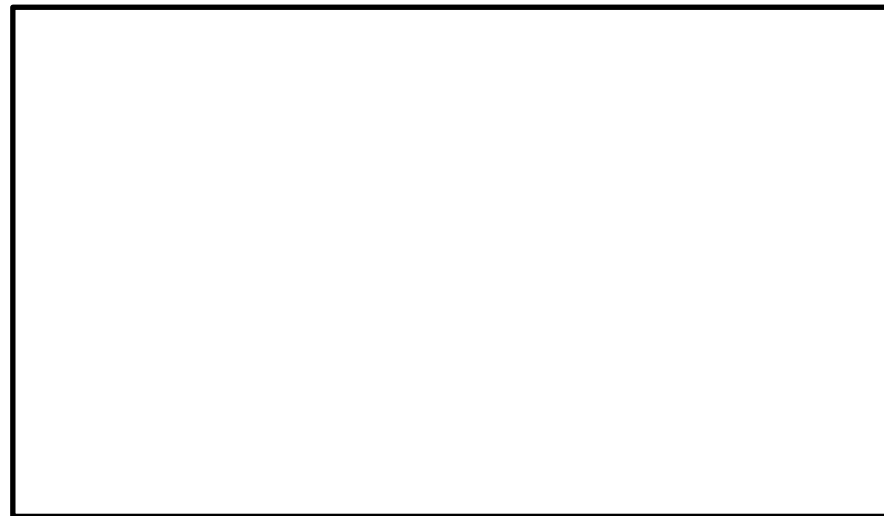
・ベント弁 (第1弁及び第2弁) の並列2重化及び操作機構

東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉						備考																																																								
<p>具体的な取り出し位置(貫通孔)については、漏えい経路の増加等による大気への放射性物質の放リスク増加を最小限に抑えるため、既存の貫通孔の中から十分な排気容量が確保できる口径を有する不活性ガスの貫通孔(600A)を選定し使用する構成としている。</p> <p>主ラインは不活性ガス系配管(既設)、耐圧強化ベント系配管(既設)を経て、格納容器圧力逃がし装置配管(新設)によりフィルタ装置に導かれるが、他の系統とは弁で隔離することで、他の系統や機器への悪影響を防止する設計としている(3.参照)。</p> <p>(2) 格納容器隔離弁</p> <p>格納容器隔離弁の設置要求(実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈)に基づき、S/C側及びD/W側それぞれの主ラインに格納容器隔離弁(第一弁)として電動駆動弁(MO弁)を各1弁設置する構成としている。また、主ラインが合流した後に格納容器隔離弁(第二弁)として電動駆動弁(MO弁)を並列に2弁設置する構成としている。</p> <p>(3) フィルタ装置出口弁</p> <p>フィルタ装置出口弁は、ベント実施後にフィルタ装置を大気から隔離するために設置している。</p>		<p>表1 各ベント弁の主な仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁番号</th> <th>MV217-4 (第1弁) D/Wベントライン</th> <th>MV217-5 (第1弁) W/Wベントライン</th> <th>MV217-18 (第2弁)</th> <th>MV217-23 (第2弁)</th> <th>MV226-13 (第3弁)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 2階</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 地下1階</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 3階</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 3階</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 3階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径</td> <td>600A</td> <td>600A</td> <td>400A</td> <td>400A</td> <td>300A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td colspan="6">バタフライ弁</td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td colspan="6">電動駆動及び遠隔手動弁操作機構</td> </tr> <tr> <td>開閉状態</td> <td colspan="5">通常時閉(NC), フェイルアズイズ(FAI)</td> <td>通常時開(NO), フェイルアズイズ(FAI)</td> </tr> <tr> <td>操作場 所</td> <td>電源 あり</td> <td colspan="5">中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源 なし</td> <td>原子炉建物 付属棟2階</td> <td>原子炉建物 付属棟1階</td> <td>原子炉建物 付属棟3階</td> <td>原子炉建物 付属棟3階</td> <td>原子炉建物 付属棟3階</td> </tr> </tbody> </table>						弁番号	MV217-4 (第1弁) D/Wベントライン	MV217-5 (第1弁) W/Wベントライン	MV217-18 (第2弁)	MV217-23 (第2弁)	MV226-13 (第3弁)		設置場所	原子炉建物 原子炉棟 2階	原子炉建物 原子炉棟 地下1階	原子炉建物 原子炉棟 3階	原子炉建物 原子炉棟 3階	原子炉建物 原子炉棟 3階		口径	600A	600A	400A	400A	300A		型式	バタフライ弁						駆動方式	電動駆動及び遠隔手動弁操作機構						開閉状態	通常時閉(NC), フェイルアズイズ(FAI)					通常時開(NO), フェイルアズイズ(FAI)	操作場 所	電源 あり	中央制御室						電源 なし	原子炉建物 付属棟2階	原子炉建物 付属棟1階	原子炉建物 付属棟3階	原子炉建物 付属棟3階	原子炉建物 付属棟3階	<p>の多様化によるベント弁開放の信頼性を確保</p> <p>・他系統との隔離弁の直列2重化による格納容器フィルタベントラインの隔離機能の信頼性を確保</p>
弁番号	MV217-4 (第1弁) D/Wベントライン	MV217-5 (第1弁) W/Wベントライン	MV217-18 (第2弁)	MV217-23 (第2弁)	MV226-13 (第3弁)																																																											
設置場所	原子炉建物 原子炉棟 2階	原子炉建物 原子炉棟 地下1階	原子炉建物 原子炉棟 3階	原子炉建物 原子炉棟 3階	原子炉建物 原子炉棟 3階																																																											
口径	600A	600A	400A	400A	300A																																																											
型式	バタフライ弁																																																															
駆動方式	電動駆動及び遠隔手動弁操作機構																																																															
開閉状態	通常時閉(NC), フェイルアズイズ(FAI)					通常時開(NO), フェイルアズイズ(FAI)																																																										
操作場 所	電源 あり	中央制御室																																																														
	電源 なし	原子炉建物 付属棟2階	原子炉建物 付属棟1階	原子炉建物 付属棟3階	原子炉建物 付属棟3階	原子炉建物 付属棟3階																																																										
<p>1.3 弁の設置位置の妥当性(物理的位置、他からの悪影響)</p> <p>ベント開始に必要な主ラインの隔離弁(S/C側第一弁、D/W側第一弁及び第二弁)の設置位置は、弁の設置スペース、人力による遠隔操作性等を考慮して決定している。</p> <p>また、事故後の環境条件を考慮した設計としているため、ベント時においても弁の健全性は確保され、主ラインの隔離弁は、電源がある場合は中央制御室で操作できる。炉心損傷後は弁設置エリアが高線量となるため、現場において弁本体を直接操作することはできないが、遠隔人力操作機構を設けることで駆動源喪失時においても人力による開閉操作が可能である。</p> <p>なお、遠隔人力操作機構の操作場所は、遮蔽効果が得られる二次格納施設外とし、さらに、必要な遮蔽及び空気ポンペを設置し、作業員の被ばく低減に配慮している。</p> <p>遠隔人力操作機構は、フィルタ装置入口配管付近に敷設されることから高線量、高温雰囲気による機能への影響の可能性があるため、これらの耐性を確認した。</p>		<p>1.2 設計の意図</p> <p>格納容器フィルタベント系のベント弁は、第1弁(MV217-4/5)、第2弁(MV217-18/23)及び第3弁(MV226-13)で構成しており、これら第1弁～第3弁の全てを「開」とすることで格納容器内のガスがフィルタ装置に導かれ、格納容器ベントが可能で設計としている。</p> <p>格納容器フィルタベント系の第1弁(MV217-4/5)、第2弁(MV217-18)については窒素ガス制御系の既設の格納容器隔離弁であり、DBAでは閉方向に限定可能であることから空気作動弁としていたが、SA時(ベント時)に人力による開閉操作を行うことを考慮して電動駆動弁に設計変更した。さらに、第2弁(MV217-23)は、第1弁と同様に弁を多重化(並列配置)し、開の信頼性向上を図る設計としている。</p> <p>また、第3弁(MV226-13)については、上流で分岐している非常用ガス処理系への連絡ライン等を使用する場合に閉とするが、ベント時の開要求を達成する観点から、通常時開(NO)となるように確実な管理をする。それぞれの弁の駆動方式・弁の状態及び選定理由について表2に示す。</p>																																																														
<p>(1) 耐放射線性について</p> <p>フィルタ装置入口配管近傍における積算線量は、有効性評価で確認している19時間ベントで約19kGy/7日と評価している。これに対し、配管と同エリアにある機器の積算線量は36kGy/7日と保守的に設定している。遠隔人力操作機構を構成する部品のうち、フレキシブルシャフトの被覆(シリコンゴム)及び摺動部に使用される潤滑油は、長期的には放射線による劣化が考えられる。</p> <p>ただし、フレキシブルシャフトの被覆は、据付時等の製品保護用であり、劣化(硬化)しても機能への影響はない。</p> <p>また、潤滑油については、隔離弁の操作時間のような短期間で劣化(粘度増加)することはなく機能への影響はない。</p>		<p>表2 ベント弁の選定理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>弁名称</th> <th>駆動方式</th> <th>弁の状態</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ②</td> <td>第1弁 MV217-4 MV217-5</td> <td rowspan="3">電動 駆動</td> <td rowspan="2">NC FAI</td> <td>・SA時に要求される遠隔手動弁操作機構の設置が可能なものとするため、電動駆動弁とする。 ・格納容器隔離弁であるため、NCとする。 ・ベントのタイミングや弁の操作は人間の判断によって行う設計としているため、FAIとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ④</td> <td>第2弁 MV217-18 MV217-23</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>第3弁 MV226-13</td> <td>NO FAI</td> <td>・SA時に要求される遠隔手動弁操作機構の設置が可能なものとするため、電動駆動弁とする。 ・ベント時の開要求を確実に達成する観点からNOとする。 ・ベントのタイミングや弁の操作は人間の判断によって行う設計としているため、FAIとする。</td> </tr> </tbody> </table>						番号	弁名称	駆動方式	弁の状態	理由	① ②	第1弁 MV217-4 MV217-5	電動 駆動	NC FAI	・SA時に要求される遠隔手動弁操作機構の設置が可能なものとするため、電動駆動弁とする。 ・格納容器隔離弁であるため、NCとする。 ・ベントのタイミングや弁の操作は人間の判断によって行う設計としているため、FAIとする。	③ ④	第2弁 MV217-18 MV217-23	⑤	第3弁 MV226-13	NO FAI	・SA時に要求される遠隔手動弁操作機構の設置が可能なものとするため、電動駆動弁とする。 ・ベント時の開要求を確実に達成する観点からNOとする。 ・ベントのタイミングや弁の操作は人間の判断によって行う設計としているため、FAIとする。																																									
番号	弁名称	駆動方式	弁の状態	理由																																																												
① ②	第1弁 MV217-4 MV217-5	電動 駆動	NC FAI	・SA時に要求される遠隔手動弁操作機構の設置が可能なものとするため、電動駆動弁とする。 ・格納容器隔離弁であるため、NCとする。 ・ベントのタイミングや弁の操作は人間の判断によって行う設計としているため、FAIとする。																																																												
③ ④	第2弁 MV217-18 MV217-23																																																															
⑤	第3弁 MV226-13		NO FAI	・SA時に要求される遠隔手動弁操作機構の設置が可能なものとするため、電動駆動弁とする。 ・ベント時の開要求を確実に達成する観点からNOとする。 ・ベントのタイミングや弁の操作は人間の判断によって行う設計としているため、FAIとする。																																																												
<p>(2) 耐熱性について</p>		<p>NC：通常時閉</p>																																																														

東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ベント時のフィルタ装置入口配管は、表面温度を170時程度(別紙30)と評価しているが、周囲の温度が60℃程度になるように保温を施工する設計としている。</p> <p>フレキシブルシャフト被覆(シリコンゴム)の耐熱温度は200℃以上であり、また、遠隔人力操作機構を構成するフレキシブルシャフトの被覆以外の部品については金属材料であり、温度上昇が機能に影響することはない。</p> <p>よって、遠隔人力操作機構は、フィルタ装置入口配管付近に敷設される環境でも、機能への影響はない。</p> <p>遠隔人力操作機構フレキシブルシャフトの構造を第2図に、主ラインの隔離弁の配置位置及び人力による遠隔操作位置を第3図～第5図に示す。</p> <div data-bbox="201 646 1225 1003" style="border: 1px solid black; height: 170px; width: 345px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第2図 遠隔人力操作機構フレキシブルシャフトの構造</p> <div data-bbox="302 1066 1124 1577" style="border: 1px solid black; height: 243px; width: 277px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 第一弁(S/C側)配置図</p>	<p>NO：通常時開 FAI：駆動源喪失時状態維持</p> <p>格納容器フィルタベント系のベント弁は新設した弁であり、ベント弁(第3弁)は通常運転中より全開運用としており、ベントを実施する際は、ベント弁(第1弁及び第2弁)を全開とする。</p> <p>格納容器フィルタベント系の設計流量(9.8kg/s(格納容器圧力427kPa[gage]において))は、これらのベント弁を全開とすることを前提としていることから、ベント弁(第1弁及び第2弁)を全開とすることを手順に定めている。また、有効性評価解析においてもベント弁を全開することを条件として解析を実施している。</p> <p>1.3 弁の設置位置の妥当性</p> <p>ベント弁は原子炉建物原子炉棟内に設置されており、事故後の環境(温度、放射線等)を考慮した設計としているため、ベント時においても弁の健全性は確保され、電源がある場合は中央制御室から操作できる。燃料破損後は弁設置エリアは高線量となるため、現場において弁本体を直接操作することはできないが、遠隔手動弁操作機構の操作場所を現場へのアクセス及び作業環境を考慮して原子炉建物付属棟(二次格納施設外)としていることから、駆動源喪失時においても人力による開閉操作は可能である。ベント弁の設置位置を図2～5に示す。</p> <div data-bbox="1567 1171 2205 1707" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図2 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置(その1)</p>	



第4図 第一弁 (D/W側) 及び第二弁配置図



第5図 第二弁配置図

1.4 開の確実性, 隔離の確実性

(1) 開の確実性

ベント実施時は, 第一弁, 第二弁の順に開弁する。第一弁, 第二弁とも交流電源で駆動する弁であり, 中央制御室の制御盤から遠隔操作できる設計としている。

駆動源となる電源は, 通常時には非常用母線より給電しているが, 重大事故等で非常用母線が喪失した場合には, 重大事故等に対処するために必要な電源の供給が可能なよう常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる構成とし, 高い信頼性を確保している。

また, これら代替電源設備からの受電が期待できない場合は, 遠隔人力操作機構により, 放射線量率の低い二次格納施設外にて人力で開閉操作が実施できること, 補助ツールとして汎用の電動工具を用いることで操作時間を短縮できる設計としている。

以上のように, 操作方法に多様性を持たせ開操作が確実に実施できる。

(2) 隔離の確実性

a. ベント実施前

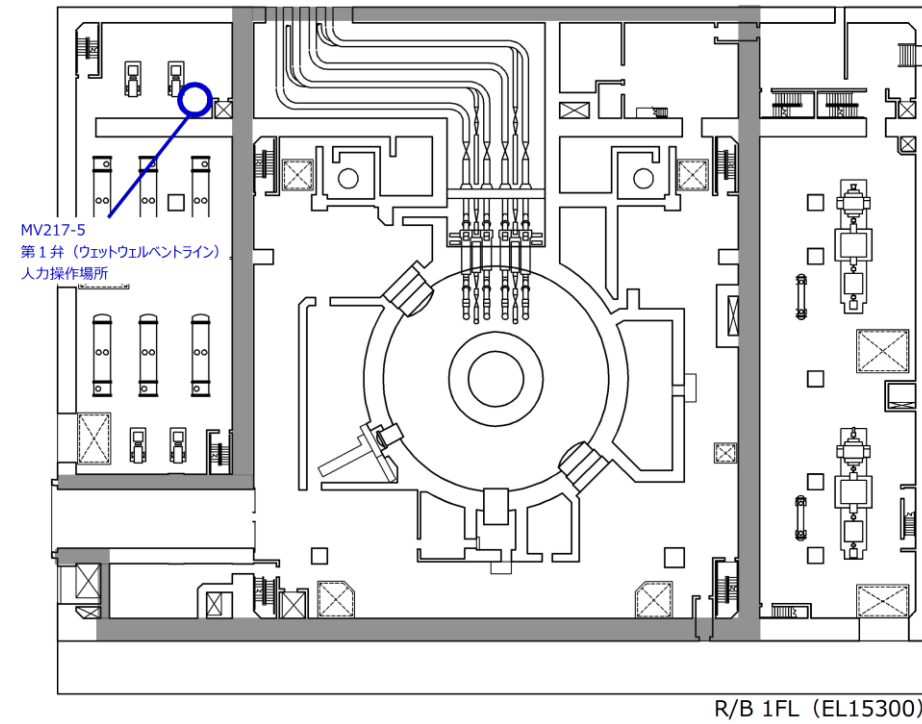


図3 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その2)

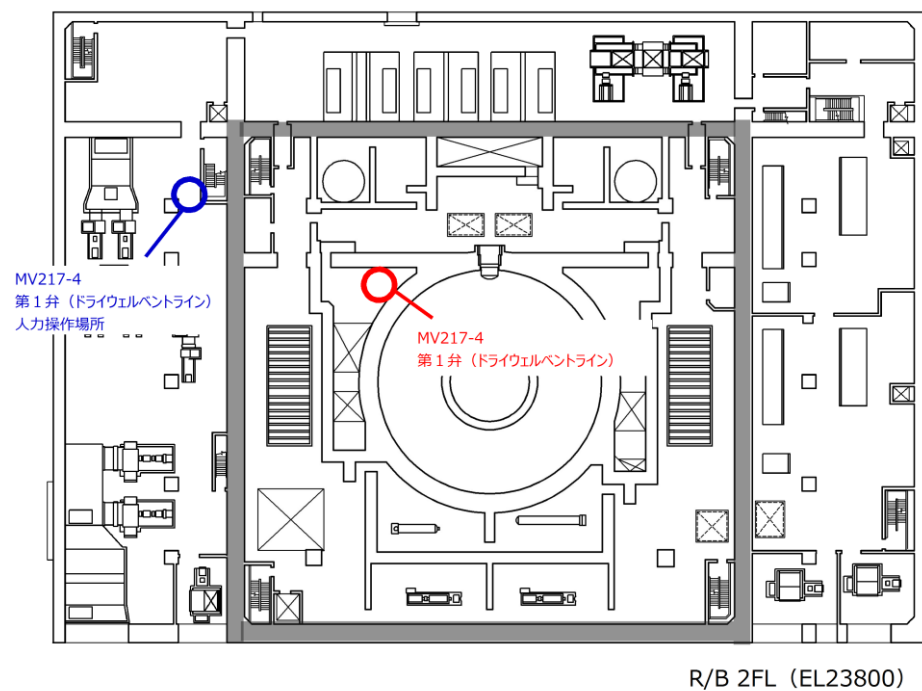


図4 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置 (その3)

ベント実施前は、格納容器バウンダリの維持が要求される。格納容器圧力逃がし装置の隔離弁（第一弁、第二弁）は常時「閉」であり、中央制御室の操作スイッチにカバーを取り付けて誤操作防止を図っていること、駆動源喪失時その状態が維持（フェイルアズイズ）されるため、確実に隔離状態は維持される。

b. ベント実施後

ベント実施後は、格納容器圧力逃がし装置の隔離弁を閉とし格納容器と隔離する。さらに、フィルタ装置出口弁を閉とし、フィルタ装置を大気と隔離する。

格納容器と格納容器圧力逃がし装置の隔離について、格納容器からの除熱機能が使用可能となり、格納容器及び格納容器圧力逃がし装置の窒素置換後に、ベント実施時に開弁した隔離弁（第一弁）を閉とし、格納容器バウンダリを復旧する。閉操作の確実性は、(1) 開の確実性と同様に実施できる。

フィルタ装置と大気の隔離について、放射性物質を含むスクラビング水の移送が完了し、捕集した放射性物質の崩壊熱が除去できた後に、フィルタ装置下流に設置したフィルタ装置出口弁を閉とし、フィルタ装置を大気と隔離することができる。この弁の操作は、ベント実施後に放射線量が高くなるフィルタ装置設置エリアに入域せずに実施できるよう、地下の格納容器圧力逃がし装置格納槽内に遮蔽壁（コンクリート遮蔽 1.3m）を設け、遠隔人力操作機構を設置することで、フィルタ装置設置エリア外から人力で操作できる設計としている。

2. 弁の種類

2.1 主ラインの弁構成の考え方

空気作動弁（AO 弁）は、駆動源喪失時の弁状態を選択（フェイルオープン、フェイルクローズ）する箇所に用いる。電動駆動弁（MO 弁）は駆動源喪失時に弁状態を維持（フェイルアズイズ）する箇所に用いる。また、MO 弁は遠隔人力操作機構が設置できる。

格納容器圧力逃がし装置の主ラインの弁は、中央制御室からの遠隔操作と人力による遠隔手動操作が両立できること、駆動源喪失時の弁状態維持（フェイルアズイズ）の観点から、MO 弁を採用している。

格納容器圧力逃がし装置主ラインの弁に採用する場合の駆動方式の違いによる特徴を第1表に示す。

第1表 主ラインの弁に採用する場合の駆動方式の特徴

駆動方式	メリット	デメリット
AO (空気作動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>MO 弁に対して必要な電源容量が小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駆動源として事故時に使用可能な電源に加えて、空気（圧縮空気設備）が必要</li> <li>人力による遠隔人力操作機構の設置が困難</li> </ul>
MO (電動駆動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>駆動源喪失時は、その状態を維持（フェイルアズイズ）する</li> <li>電源以外のサポート系が不要</li> <li>人力による遠隔人力操作機構の設置が可能</li> <li>開度調整が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AO 弁に対して必要な電源容量が大きい</li> </ul>

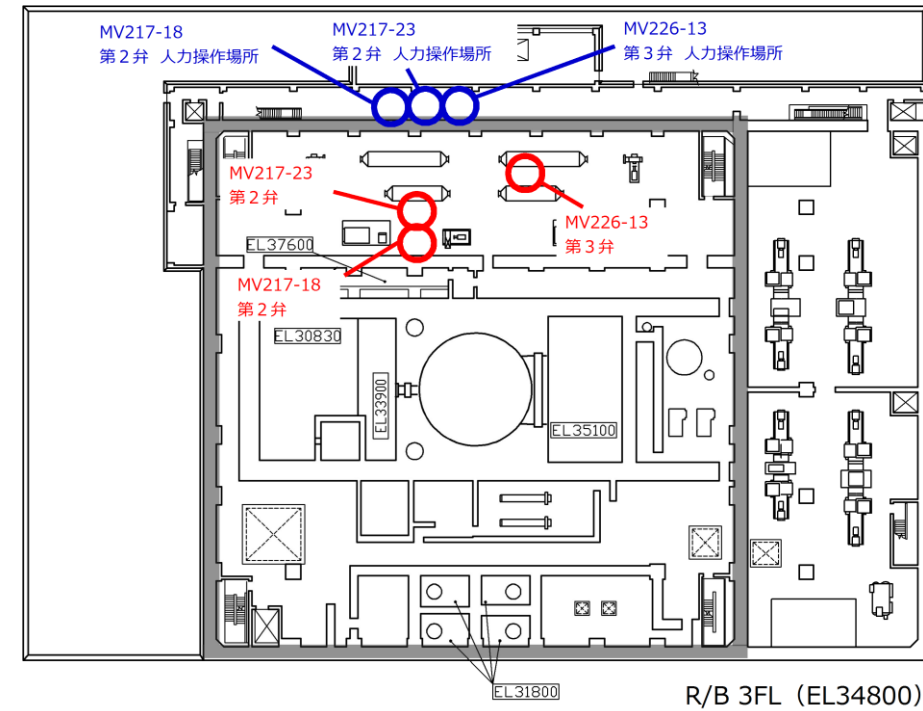


図5 格納容器フィルタベント系 弁の設置位置（その4）

1.4 諸外国の弁構成

格納容器フィルタベント系を設置している諸外国の弁構成を以下に示す。

(1) フィンランド

フィンランドのBWRプラントにて設置されているフィルタベントの概略系統図を図6に示す。V1 と V20 は圧力開放板である。ベントラインに設置している弁は全て手動駆動弁で構成されている。D/W のラインにはバイパスラインが設置されており、V2, V3 は通常時「開」となっている。また、V21, V23 についても通常時「開」となっている。そのため、操作員がベントラインに設置された弁の「開」操作を実施しなくても、格納容器圧力が既定の値まで上昇し、V1 と V20 の圧力開放板が開放すれば、D/W のバイパスラインより格納容器ベントは自動的に開始される。



2.2 主ライン上の主な弁の仕様

主ラインの弁について、主な仕様を第2表に示す。

第2表 主ラインの弁の仕様

弁名称	第一弁 (S/C側)	第一弁 (D/W側)	第二弁	フィルタ装置 出口弁
弁番号	2-26B-10	2-26B-12	F001A, F001B	F005
型式	バタフライ弁			
口径	600A	600A	450A	600A
駆動方式	電動駆動 (交流)			手動
遠隔人力 操作機構	有			
弁の状態	常時閉 (NC)			常時開 (NO)
フェイルクロ ーズ (FC)	無 (フェイルアズイズ)			—
設置場所	原子炉建屋 1階 (二次格納 施設内)	原子炉建屋 4階 (二次格納 施設内)	原子炉建屋 4階 (二次格納 施設内)	格納容器圧力逃がし 装置格納槽内 (フィルタ装置設置 エリア)
操作場 所	通常時	中央制御室		
	電源 喪失時	原子炉建屋 附属棟1階 (二次格納 施設外)	原子炉建屋 附属棟屋上 (二次格納 施設外)	原子炉建屋 附属棟3階 (二次格納 施設外)

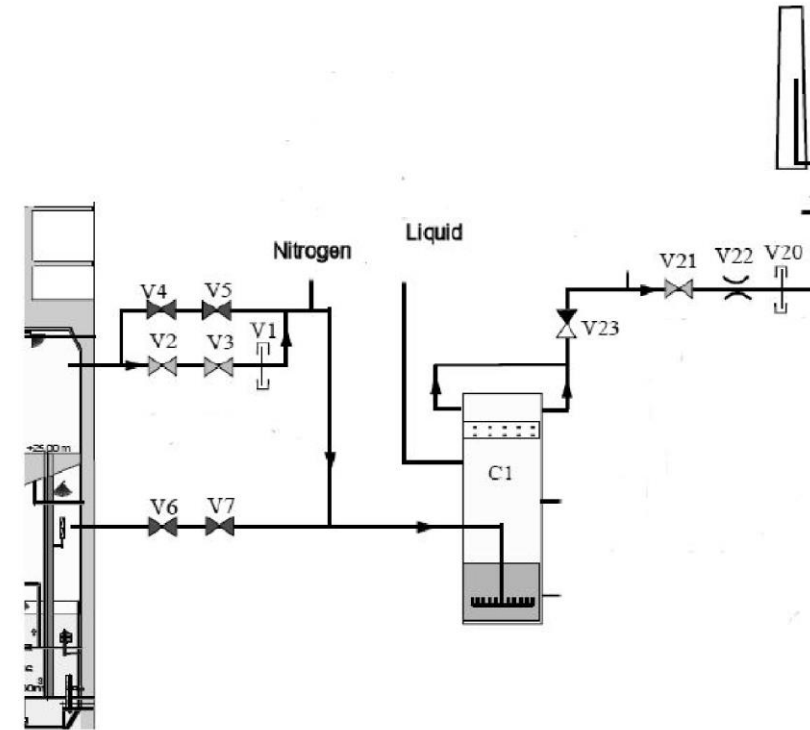


図6 格納容器フィルタベント系概略系統図 (フィンランド)

(2) ドイツ

ドイツのBWRプラントに設置されている格納容器フィルタベント系の概略系統図を図7に示す。格納容器フィルタベント系は、2ユニットで共有する設計となっている。ベントラインには、格納容器隔離のための電動弁が2つ、ユニット間の切り替えのための電動弁が1つ設置されている。また、フィルタ装置の出口側には逆止弁が設置されている。

2.3 設計の意図

格納容器圧力逃がし装置主ラインに設置する隔離弁の駆動方式の採用理由は、「2.1 主ラインの弁構成の考え方」に示すとおり、開弁時には駆動源喪失時にもその状態を維持(フェイルアズイズ)する必要があることから、MO弁を採用している。これらの弁については、ベント時以外に開弁することがないことから、通常時の格納容器バウンダリの維持のため、常時閉 (NC) とし、中央制御室の操作スイッチにカバーを取り付けて誤操作防止を図っている。

また、フィルタ装置を大気から隔離するフィルタ装置出口弁は、ベント実施後に使用するため、排気の妨げとならないよう常時開 (NO) とする。

なお、第一弁 (S/C側, D/W側) に並列して設置されているバイパス弁 (2-26V-9, 2-26B-11) は、通常運転中、主蒸気隔離弁等の定期試験を実施することにより窒素が格納容器内へ流入し、格納容器圧力が徐々に上昇するので、格納容器の圧力降下操

作のため、一時的に開弁することがある。これらの弁はフェイルクローズ (FC) 機能を設ける必要があるため、空気作動弁を採用している。また、事故時に自動的かつ確実に閉止されるように、格納容器隔離信号により閉止する機能を設けている。これらバイパス弁は、通常運転中に常時の使用はないため、常時閉 (NC) 運用としている。

3. 格納容器圧力逃がし装置と接続する各系統の隔離弁の数と種類

3.1 各系統の隔離弁の数と種類

格納容器圧力逃がし装置には、換気空調系、原子炉建屋ガス処理系及び耐圧強化ベント系が接続する。各系統の隔離弁の数と種類等の仕様を第3表に、系統概略図を第6図に示す。

第3表 他系統隔離弁 (格納容器隔離弁) の仕様

系統名	換気空調系		原子炉建屋 ガス処理系		耐圧強化ベント系	
	個数	2		2		2
番号 (第5図 中の表記)	①	②	③	④	⑤	⑥
弁番号	SB2-14	追設	追設	SB2-3	2-26B-90	追設
型式	バタフライ弁					
駆動方式	空気駆動			電動駆動		
口径	600A			300A		
弁の状態	常時閉 (NC) ※1		常時開 (NO)	常時閉 (NC)		
フェイル クローズ (FC) 機能	有			無 (フェイルアズイズ)		

※1 通常運転中、主蒸気隔離弁等の定期試験を実施することにより窒素が格納容器内へ流入し、格納容器圧力が徐々に上昇する。格納容器の圧力降下操作のため、一時的に開弁することがある。

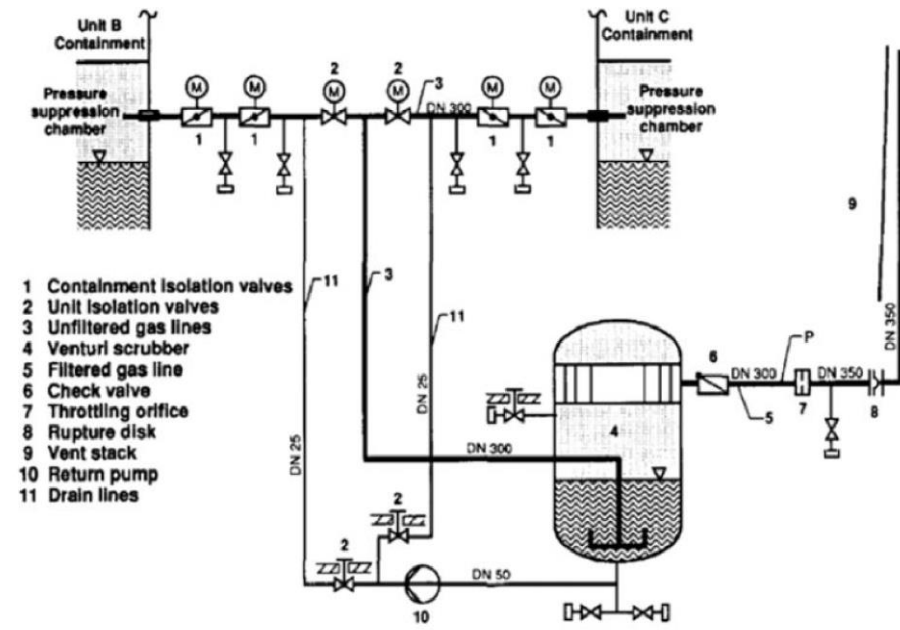


図7 格納容器フィルタベント系概略系統図 (ドイツ)

(3) スイス

スイスのBWRプラントに設置されている格納容器フィルタベント系の概略系統図を図8に示す。ベントラインには電動弁が2つ設置されており、格納容器から1つ目の弁は通常時「開」、2つ目の弁は通常時「閉」となっている。また、2つ目の弁をバイパスするラインが設置されており、バイパスラインには圧力開放板が設置されている。そのため、操作員が2つ目の弁の「開」操作を実施しなくても、格納容器圧力が規定の値まで上昇し、圧力開放板が開放すれば格納容器ベントは自動的に開始される。

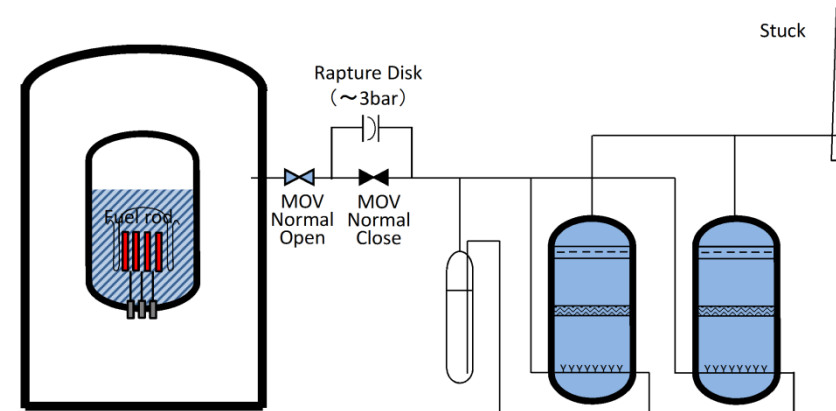
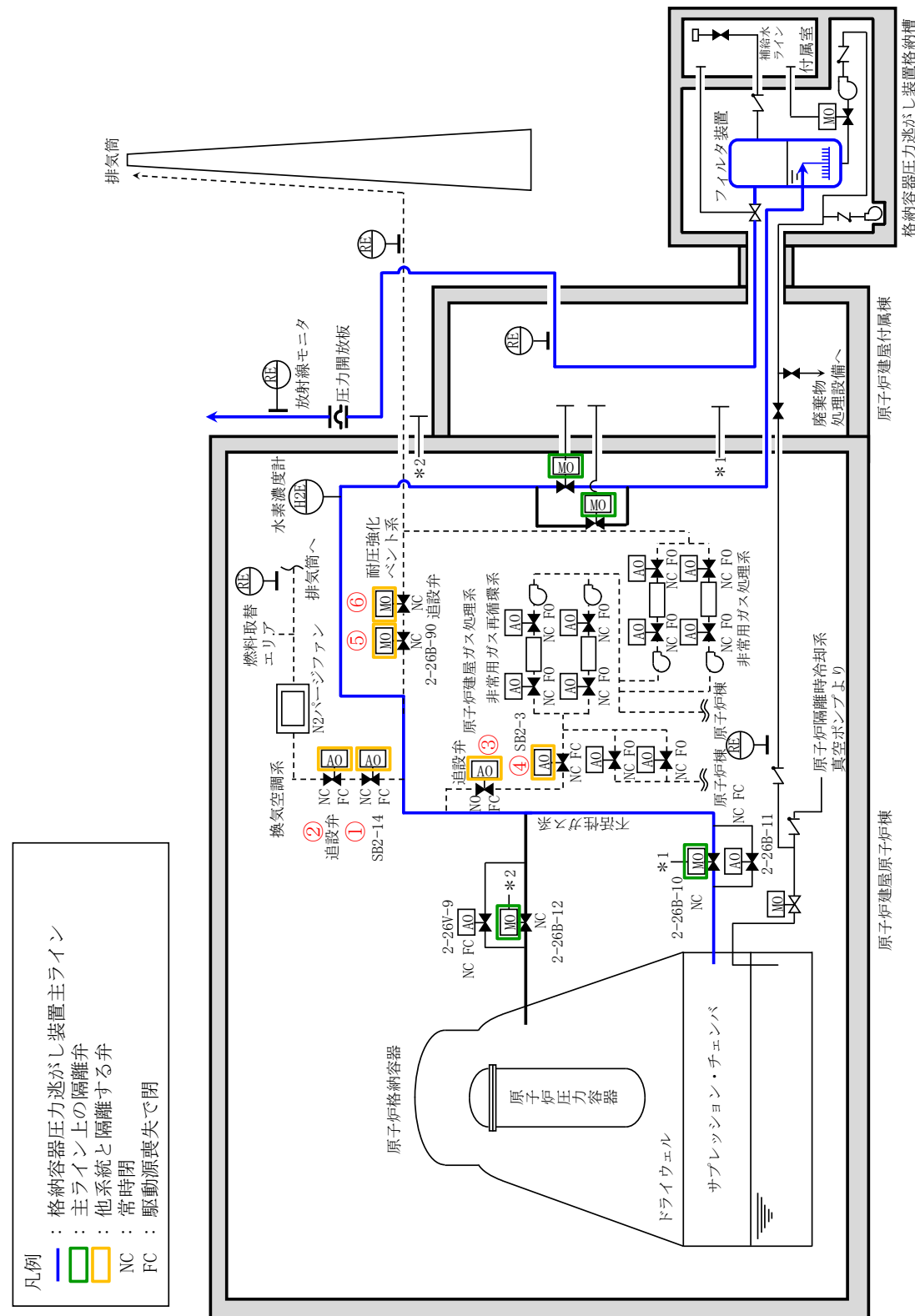


図8 格納容器フィルタベント系概略系統図 (スイス)

《参考図書》

1. NEA/CSNI/R(2014)7, "OECD/NEA/CSNI Status Report on Filtered Containment Venting", 02-Jul-2014.



第6図 格納容器圧力逃がし装置に接続する系統概要図

2. 他系統との隔離について  
 2.1 格納容器フィルタベント系から他系統への隔離弁  
 格納容器フィルタベント系に接続している他系統の概略構成図を図9に、他系統との隔離弁の仕様を表3に示す。  
 格納容器フィルタベント系は、既設の窒素ガス制御系から分岐し、格納容器内のガスをフィルタ装置に導く系統としており、格納容器からフィルタ装置間の主ライン上に接続している他系統としては、非常用ガス処理系、原子炉棟換気系及び耐圧強化ベントラインがある。  
 これらの主ライン上に接続している他系統は、弁で隔離することにより、他系統や機器への悪影響を防止する設計としている。

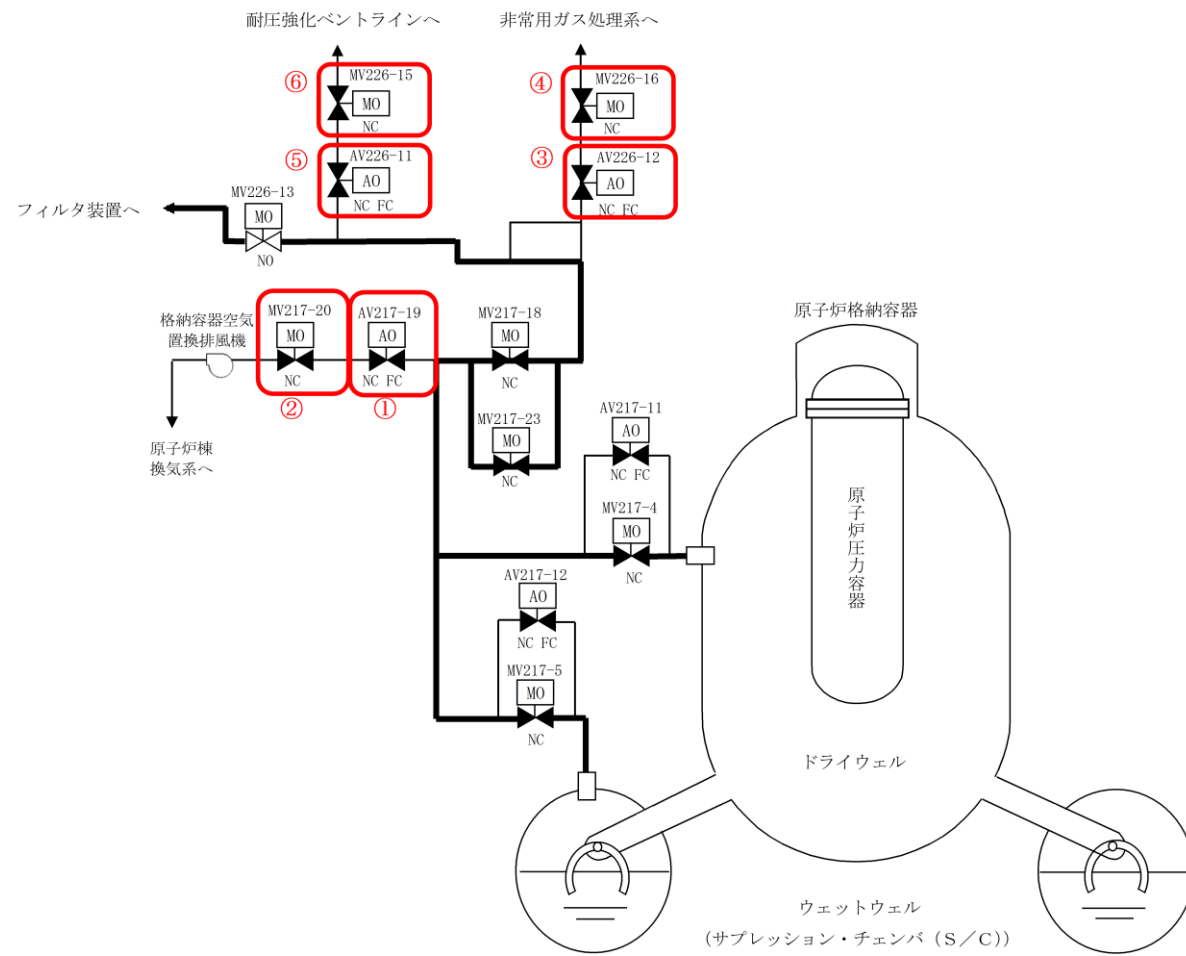


図9 他系統との隔離弁の概略構成図

表3 他系統との隔離弁の仕様

	原子炉棟換気系		非常用ガス処理系		耐圧強化ベントライン	
弁番号	①AV217-19	②MV217-20	③AV226-12	④MV226-16	⑤AV226-11	⑥MV226-15
型式	バタフライ弁					
シート材	改良 EPDM	膨張黒鉛	メタル	膨張黒鉛	メタル	膨張黒鉛
開閉状態	NC・FC	NC・FAI	NC・FC	NC・FAI	NC・FC	NC・FAI

3.2 設計の意図

格納容器からフィルタ装置へ至る配管は、ベントを実施する際、接続する他系統と隔離し、流路を構成する必要がある。

重大事故時以外に開操作する可能性のある隔離弁は、駆動源喪失時においても格納容器バウンダリを維持できるようフェイルクローズが可能な空気作動弁を選定する。また、重大事故時に開操作する可能性のある隔離弁については、駆動源喪失時においても人力による手動操作が容易な電動駆動弁を選定し、常時閉 (NC) 運用とする。

なお、万一のこれらの隔離弁の漏えいを考慮し、第3表及び第6図のとおり、上流と同仕様の弁を新規に設置する。

(1) 換気空調系との隔離

換気空調系との隔離は、第6図中①SB2-14及び②追設弁の2弁より、格納容器圧力逃がし装置主ラインから隔離できる構成となっている。

これら隔離弁は、通常運転時の格納容器の圧力降下操作時においても、重大事故が発生した際には確実な閉止が求められるが、中央制御室からの操作が可能であり、駆動源が喪失した際のフェイルクローズ (FC) 機能を有し、SB2-14については格納容器隔離信号により閉止する機能を設けていることから、確実な隔離が実施できる。

(2) 原子炉建屋ガス処理系との隔離

原子炉建屋ガス処理系との隔離は、第6図中③追設弁及び④SB2-3の2弁より、格納容器圧力逃がし装置主ラインから隔離できる構成となっている。

これら隔離弁は、駆動源が喪失した際のフェイルクローズ (FC) 機能を有し、SB2-3については通常運転時に開弁することはなく、また、格納容器隔離信号により閉止する機能を設けていることから、確実な隔離が実施できる。

(3) 耐圧強化ベントラインとの隔離

耐圧強化ベントラインとの隔離は、第5図中⑤2-26B-90及び⑥追設弁の2弁より、格納容器圧力逃がし装置主ラインから隔離できる構成となっている。

これら隔離弁は、重大事故時に開操作する可能性があるため、駆動源喪失時においても人力による手動操作が容易な電動駆動弁を選定し、常時閉 (NC) 運用とする。

2.2 格納容器フィルタベント系の他系統への影響

(1) 格納容器フィルタベント系の主ライン構成及び他系統との分岐位置

格納容器フィルタベント系の主ラインの概略構成を図10に、ベント弁の選定理由を表4に示す。

ウェットウェル側のベントラインとドライウェル側のベントラインは、それぞれの格納容器側から見て第1弁 (MV217-4/5) 下流で合流し、第2弁 (MV217-18/23) 及び第3弁 (MV226-13) を経由してフィルタ装置に接続する。

格納容器フィルタベント系に接続する他系統としては、原子炉棟換気系、非常用ガス処理系及び耐圧強化ベントラインがあり、原子炉棟換気系は第1弁と第2弁の間、非常用ガス処理系及び耐圧強化ベントラインは第2弁と第3弁の間の配管から分岐しており、接続配管には隔離弁を2重に設置することで隔離機能の信頼性向上を図る設計としている。

また、本隔離弁は、通常時閉 (NC) とするとともに、格納容器フィルタベント系の主ラインから見て第1弁については空気作動弁を採用し、重大事故等時に想定される弁の駆動源喪失時においても自動的に隔離できるようにフェイル・クローズ (FC) の設計としている。

第2弁については電動駆動弁を採用し、他系統と接続状態において流量調整を可能な設計としている。

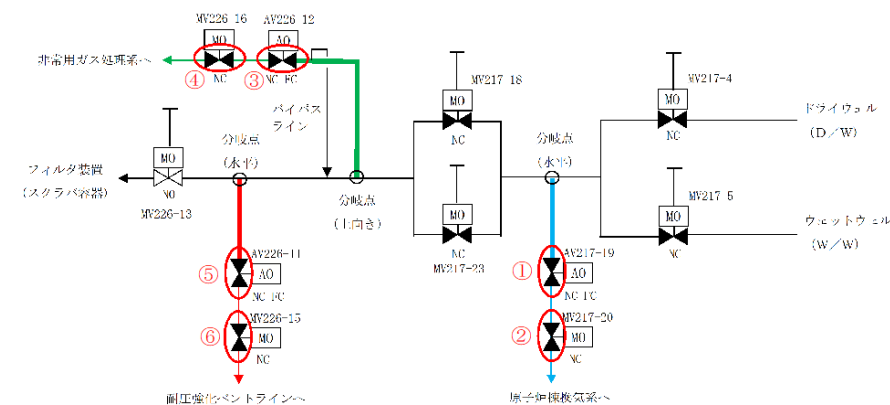


図10 格納容器フィルタベント系 主ライン概略構成図

表4 ベント弁の選定理由

弁の分類 (番号)	駆動方式	弁の状態	理由
第1隔離弁 (①③⑤)	空気	NC FC	・弁の駆動源喪失時において自動的に隔離できる。
第2隔離弁 (②④⑥)	電動	NC FAI	・他系統との接続状態において流量調整が可能な設計とする。

NC : 通常時閉

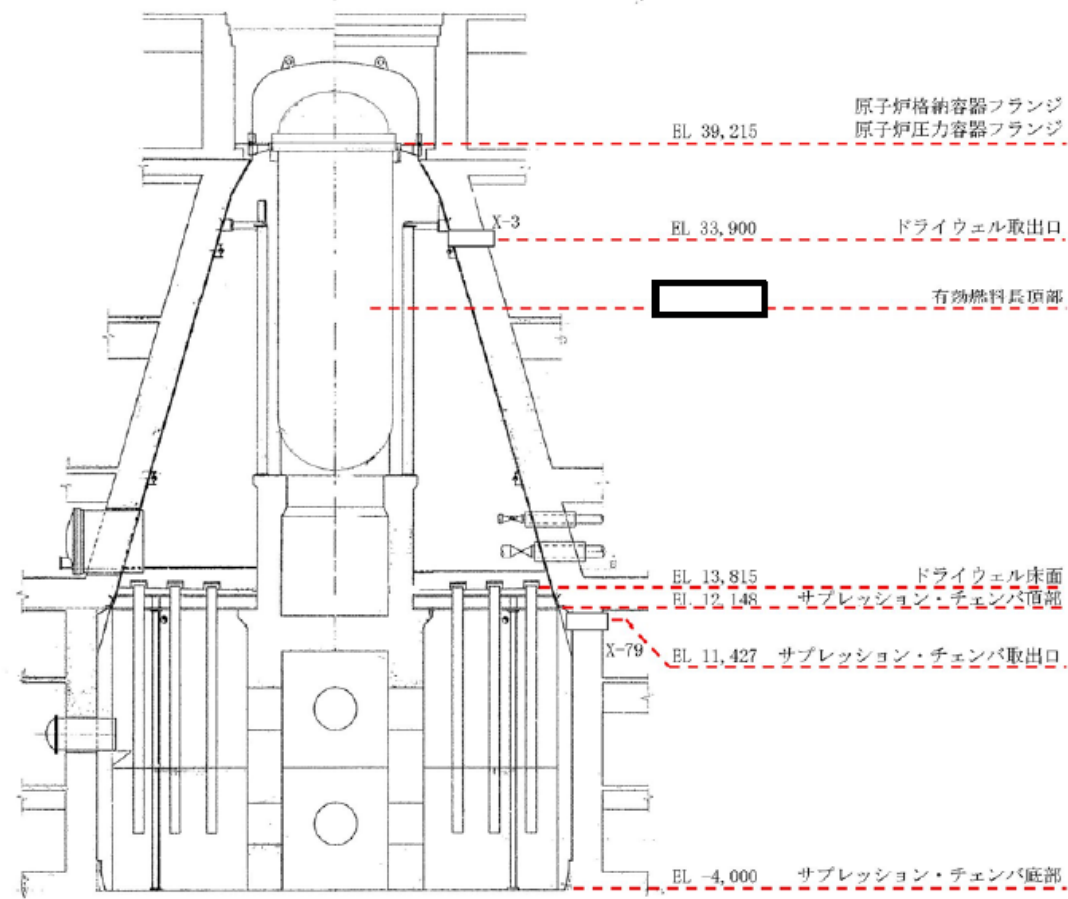
NO : 通常時開

FC : 駆動源喪失時「閉」

FAI : 駆動源喪失時状態維持

3.3 格納容器からの取り出し高さ

各主要高さを示した図を第7図に示す。



第7図 格納容器からの取り出し高さ

3.4 設計の意図

D/W側の取り出しには、格納容器スプレイによる水没等の影響を受けにくい格納容器上部に位置し、格納容器の圧力を下げるために十分大口径である既設不活性ガス系の貫通孔(X-3)を選定している。

また、S/C側の取り出しには、原子炉及び格納容器冷却のため実施する外部注水による水位上昇を考慮して、S/C頂部付近に位置し、格納容器圧力を下げるために十分大口径である既設不活性ガス系の貫通孔(X-79)を選定している。

(参考) 諸外国の弁構成

格納容器圧力逃がし装置を設置している諸外国の弁構成を以下に示す。

(1) フィンランド

フィンランドのBWRプラントにて設置されている格納容器圧力逃がし装置の概略系統図を第1図に示す。V1とV20は圧力開放板である。ベントラインに設置している弁は全て手動駆動弁で構成されている。D/Wのラインにはバイパスラインが設置されており、V2、V3は通常時「開」となっている。また、V21、V23についても通常時「開」となっている。そのため、操作員がベントラインに設置された弁の「開」操作を実施しなくても、格納容器圧力が既定の値まで上昇し、V1とV20の圧力開放板が開放すれば、D/Wのバイパスラインよりベントは自動的に開始される。

(2) フィルタベント使用時に他系統との隔離弁が受ける負荷について

他系統との隔離弁の仕様を表5に示す。

フィルタベント操作は、ベント弁の第2弁(MV217-18又はMV217-23)、第1弁(MV217-4又はMV217-5)の順で開操作を行うため、操作の過程(第2弁のみ開状態)で他系統との隔離弁に対して負荷がかかることはない。

ベント時(第1弁開操作後)には、他系統との隔離弁(AV217-19、MV217-20、AV226-11、MV226-15、AV226-12及びMV226-16)に対して最大200℃、853kPa(2Pd)の負荷がかかるが、ベント後は格納容器内の圧力及び温度の低下に伴い、他系統との隔離弁にかかる負荷も低下する。

他系統との隔離弁のうちAV217-19以外の弁は、弁シート部がメタル又は膨張黒鉛製であるため、200℃、2Pd環境下において十分な耐熱性能を有しており、高温劣化の懸念がない。また、AV217-19は弁シート部に改良EPDMを使用しており、高温劣化による機能低下が想定されるが、放射線環境を考慮した蒸気加熱漏洩試験により、200℃、2Pd環境下において弁シート部の隔離機能が維持できることを確認している。蒸気加熱漏洩試験条件を表6に示す。

表5 他系統との隔離弁の仕様

弁番号	原子炉棟換気系		非常用ガス処理系		耐圧強化ベントライン	
	AV217-19*2	MV217-20*1	AV226-12*1	MV226-16*1	AV226-11*1	MV226-15*1
型式	バタフライ弁					
駆動方式	空気作動	電動駆動	空気作動	電動駆動	空気作動	電動駆動
シート材	改良EPDM	膨張黒鉛	メタル	膨張黒鉛	メタル	膨張黒鉛
開閉状態	NC・FC	NC・FAI	NC・FC	NC・FAI	NC・FC	NC・FAI

\*1: 新設弁(最高使用圧力: 853kPa, 最高使用温度: 200℃)

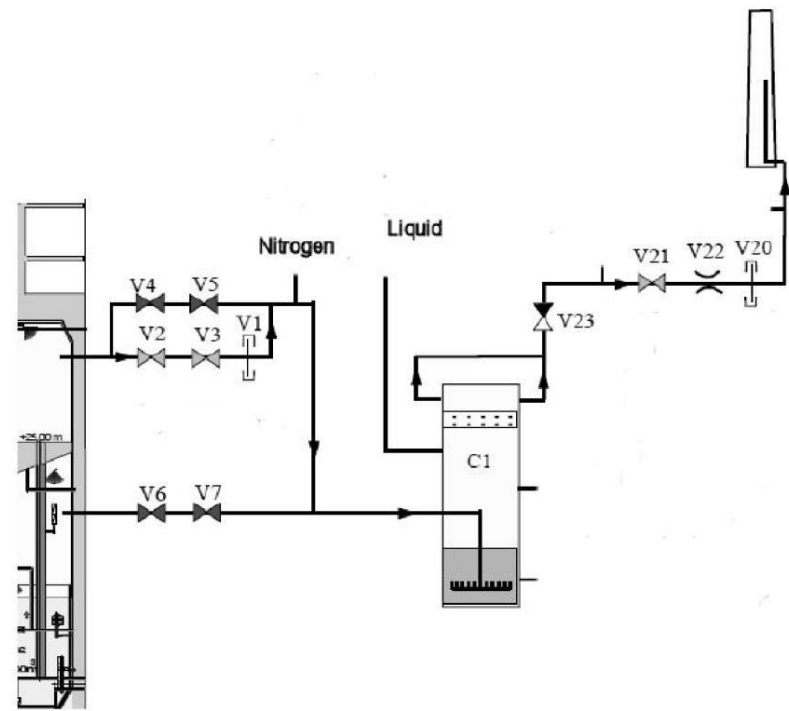
\*2: 既設弁の弁シート材を改良EPDMに変更(最高使用圧力: 0.43MPa, 最高使用温度: 171℃) 圧力クラス(圧力温度基準)は1.03MPa(150LB)であり、弁耐圧部の200℃における許容圧力1.40MPaは2Pdを上回ることから、200℃、2Pd環境下において弁耐圧部の健全性が維持できることを確認

表6 蒸気加熱漏洩試験条件

試験圧力	853kPa以上(2Pd以上)
試験温度	200℃
試験時間	168hr
積算放射線量	300kGy

また、AV217-19については、最高使用温度及び最高使用圧力である200℃、2Pd未満で設計された弁であるため、200℃、2Pdの環境下における構造健全性を評価した。

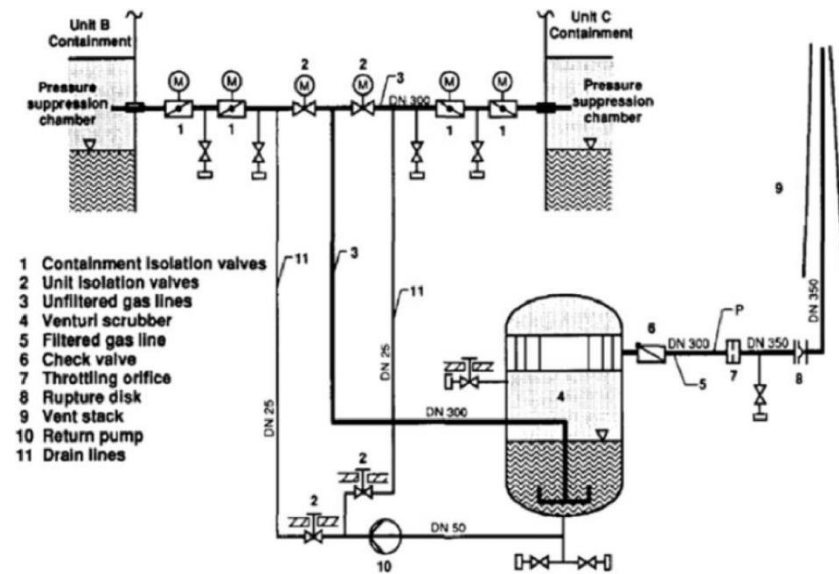
弁の耐圧部の機能喪失要因として、脆性破壊、疲労破壊、座屈及び変形が考えられるが、200℃、2Pdの環境下では、脆性破壊が生じる温度域ではないこと、繰り返し荷重が作用しないこと、圧縮力が弁耐圧部に生じないことから、脆性破壊、疲労破壊及び座屈は評価対象外と考えられる。よって、AV217-19弁の耐圧部について、過度な変形(一次応力)に対する



第1図 格納容器圧力逃がし装置概略系統図 (フィンランド)

(2) ドイツ

ドイツのBWRプラントに設置されている格納容器圧力逃がし装置の概略系統図を第2図に示す。格納容器圧力逃がし装置は、2ユニットで共有する設計となっている。ベントラインには、格納容器隔離のための電動駆動弁が2つ、ユニット間の切替えのための電動駆動弁が1つ設置されている。また、フィルタ装置の出口側には逆止弁が設置されている。



第2図 格納容器圧力逃がし装置概略系統図 (ドイツ)

健全性を確認する。

当該弁の圧力クラス (圧力温度基準) は1.03MPa (150LB) であることから、図11に示すとおり、弁耐圧部の200℃における許容圧力1.40MPaは2Pd (0.853MPa) を上回る。これにより、弁耐圧部は200℃、2Pd環境下において健全性が維持される。

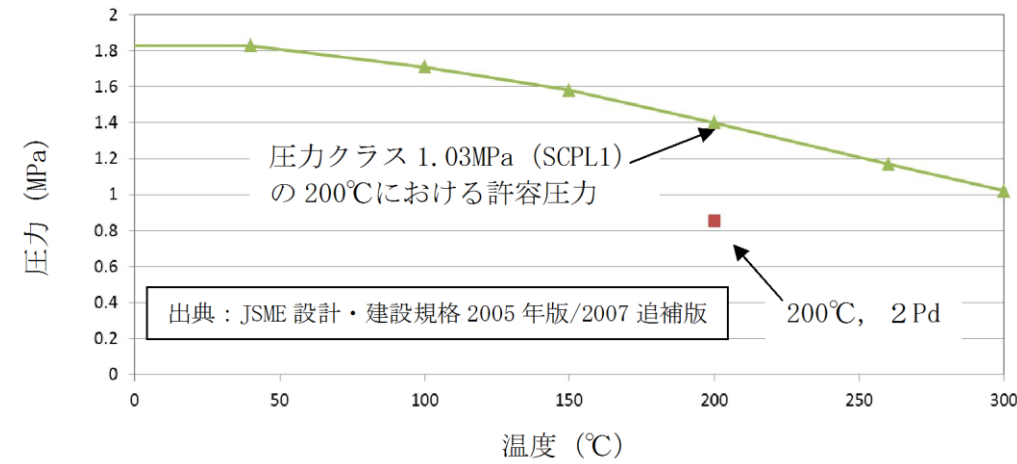


図11 AV217-19 (圧力クラス 1.03MPa) の温度-許容圧力

(3) 他系統との隔離弁までの位置関係及び水素滞留について

他系統との隔離弁までの配管容積及び配管ルート鳥瞰図を図12に示す。

格納容器フィルタベント系の主ラインから他系統との隔離弁までの配管については、「BWR配管における混合ガス (水素・酸素) 蓄積防止に関するガイドライン」に基づき評価設計している。

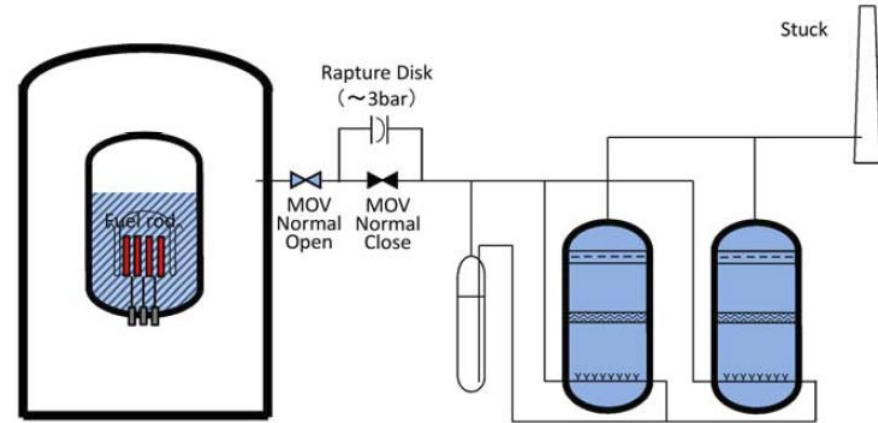
原子炉棟換気系との隔離弁 (AV217-19) 及び耐圧強化ベントラインとの隔離弁 (AV226-11) までの配管については、水平枝管であり閉止端までの長さが短く、枝管長さ  $l$  / 枝管内径  $d$  が不燃限界長さ ( $1' / d$ ) の判定値以内であることから、水素が不燃限界濃度を超過して蓄積しないと判断する。

また、非常用ガス処理系との隔離弁 (AV226-12) までの配管については、上向きで分岐する組合せ枝管であるため、ベント時に水素を連続して主配管に排出させるバイパスラインを設置することとしており、水素が蓄積することはない。

なお、ウェットウェルベント時はドライウェル側の第1弁 (MV217-4) までの配管が分岐枝管となるが、水平枝管であり閉止端までの長さが短く、枝管長さ  $l$  / 枝管内径  $d$  が不燃限界長さ ( $1' / d$ ) の判定値以内であることから、水素が不燃限界濃度を超過して蓄積しないと判断する。ドライウェルベント時はウェットウェル側の第1弁 (MV217-5) までの配管が分岐枝管となるが、水平分岐で下向きの枝管であるため、水素が蓄積することはない。

(3) スイス

スイスのBWRプラントに設置されている格納容器圧力逃がし装置の概略系統図を第3図に示す。ベントラインには電動駆動弁が2つ設置されており、格納容器から2つ目の弁は通常時「開」、2つ目の弁は通常時「閉」となっている。また、2つ目の弁をバイパスするラインが設置されており、バイパスラインには圧力開放板が設置されている。そのため、操作員が2つ目の弁の「開」操作を実施しなくても、格納容器圧力が規定の値まで上昇し、圧力開放板が開放すればベントは自動的に開始される。



第3図 格納容器圧力逃がし装置概略系統図 (スイス)

<参考図書>

1. NEA/CSNI/R(2014)7, "OECD/NEA/CSNI Status Report on Filtered Containment Venting", 02-Jul-2014.

(参考) 耐圧強化ベント系の駆動源喪失時の現場における弁操作について

耐圧強化ベント系を使用する際に操作が必要な弁については、中央制御室から操作可能であるが、駆動源喪失時には現場において操作が必要であるため、以下のとおり、操作の成立性を確認した。

炉心損傷前の耐圧強化ベント系との隔離時の作業員の被ばくは、格納容器から原子炉建屋内に漏えいした放射性物質による被ばく及び操作場所付近の耐圧強化ベント系配管、非常用ガス処理系フィルタ等からの直接線による被ばくを考慮する。放出量評価条件、線量評価条件等を第4表～第7表に示す。線量率の評価結果は第8表に示すとおり約7.3mSv/hである。

室温については、耐圧強化ベント系は炉心損傷前に使用する系統であり、通常時と同等で夏季でも約30温程度と考えられる。

耐圧強化ベント系を使用する場合で、駆動源喪失時に現場にて手動操作が必要な4個の弁の操作時間は作業時間(10分/個)である。

なお、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁は、信頼性、作業性向上のため、手動操作用ハンドルにて弁の操作が可能なアクチュエータに取り替える。

以上のことから、耐圧強化ベント系の駆動源喪失時にも、現場において弁の操作が可能である。

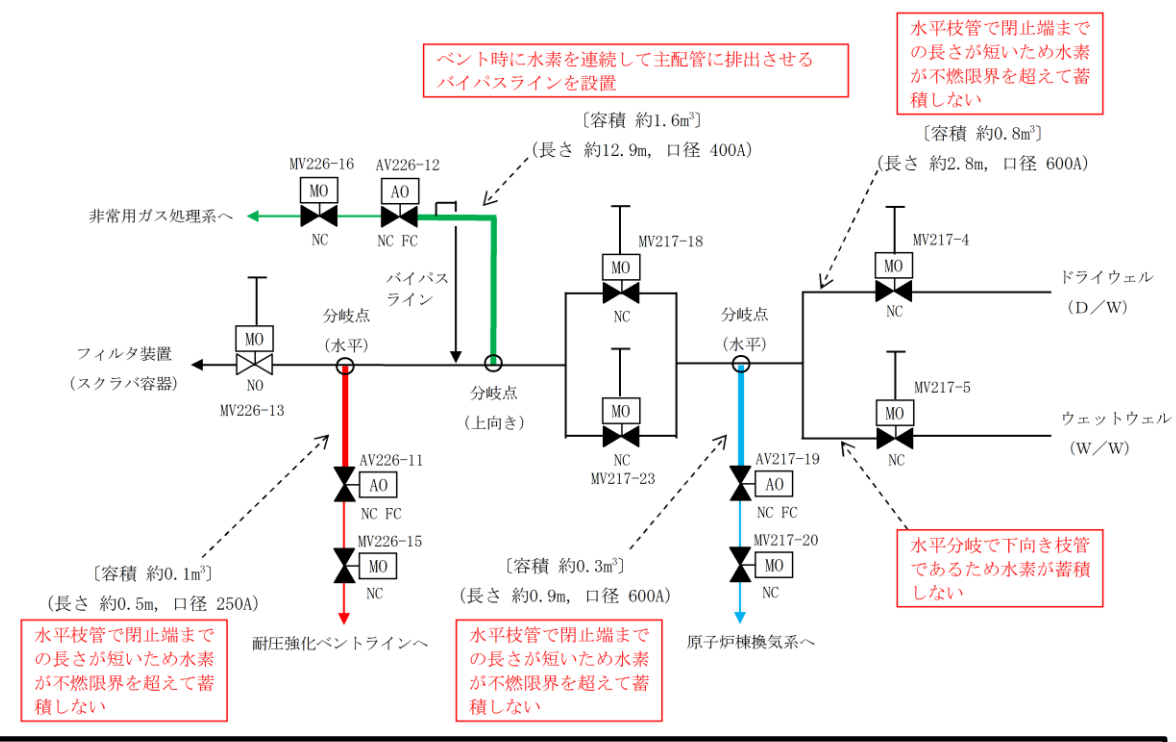


図12 他系統との隔離弁までの配管容積及び配管ルート鳥瞰図

第4表 放出量評価条件

項目	評価条件	備考
原子炉熱出力 (MW)	3,293	東海第二発電所定格熱出力
原子炉運転時間 (日)	2,000	十分な運転時間として仮定した時間
冷却材中濃度 (I-131) (Bq/g)	約 4.61) (3)	I-131 の冷却材中濃度に応じ他のよう素の組成を拡散組成として考慮
追加放出量 (I-131) (Bq)	2.22) (I <sup>14</sup> )	I-131 の追加放出量に応じ他のよう素及び希ガスの組成を平衡組成として考慮, 希ガスについてはよう素の2倍の値
原子炉冷却材重量 (t)	289	設計値から設定
原子炉冷却材浄化系流量 (g/s)	1.68 却材浄 <sup>4</sup>	設計値から設定
主蒸気流量 (g/s)	1.79 量 (定 <sup>6</sup> )	設計値から設定
原子炉冷却材浄化系の除染係数	10	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に基づき設定
追加放出されたよう素の割合 (%)	有機よう素 : 96 無機よう素 : 4	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき設定
原子炉圧力容器気相部への移行割合 (%)	希ガス : 100 有機よう素 : 10 無機よう素 : 約 8.1	残り 90%の有機よう素は原子炉冷却材中で分解され, 無機よう素と同様の割合で気相に移行する。
スクラビングの除去効果	考慮しない	
耐圧強化ベント開始時間	事象発生 28 時間後	事象発生 28 時間後までの自然減衰を考慮

第5表 換気系の評価条件

項目	評価条件	備考
非常用ガス再循環系	よう素除去効率 : 90% 再循環率 : 4.8 回/日	非常用ガス処理系等の起動を考慮し保守的に評価
非常用ガス処理系	よう素除去効率 : 97% 換気率 : 1 回/日	
原子炉建屋漏えい	考慮しない	原子炉建屋内の放射性物質による線量率を保守的に評価

(4) 他系統と隔離する弁の運用上の影響について

格納容器フィルタベント系の系統概略図を図 13 に示す。

格納容器フィルタベント系に接続する他系統としては, ①原子炉棟換気系, ②非常用ガス処理系及び③耐圧強化ベントラインがあり, 接続配管には隔離弁を2重に設置することで隔離機能の信頼性向上を図る設計とし, 当該隔離弁は通常時「閉」とする。

当該隔離弁について, 第1隔離弁(主配管側)は, 駆動源喪失時においても自動的に隔離できるよう, フェイルクローズの設計とするとともに, 第2隔離弁は, 代替交流動力電源から受電し, 開閉操作が可能な設計としているため, フィルタベント実施までにベントラインと確実に隔離できることから, フィルタベント実施には影響はない。

以下に, ①から③に示す系統の運用上の影響を示す。

① 原子炉棟換気系

原子炉棟換気系の当該ラインは, 通常運転中の格納容器圧力調整(台風等に伴う大気圧低下時)の際に使用することがある。(図 14, 15 参照)

図 15 に示す㊸, ㊹の第1隔離弁(格納容器側)及び㊺の第2隔離弁(系統側)は, 格納容器隔離弁のため格納容器隔離信号にて自動で全閉する。また, 駆動源喪失時においても自動的に隔離できるよう, フェイルクローズの設計としている。

格納容器圧力調整中は, 図 15 に示す㊸の隔離弁(MV217-20)は調整開状態であるが, 異常が発生した場合には, 通常時の系統構成に戻すことを手順の基本としているため, 中央制御室より全閉操作を実施する。仮に, 非常用電源が喪失した場合でも, 代替交流動力電源から受電し, 当該弁の閉操作を実施することが可能な設計としている。

したがって, 格納容器隔離弁によりバウンダリが保持されていること, 並びにフィルタベント実施までには時間的余裕があることから, 同時使用することはなく, 切替え操作を含め確実に隔離操作が実施できることから, フィルタベント実施に影響はない。

なお, 原子炉棟換気系は, 通常運転時の原子炉建物原子炉棟の換気に使用するが, 2重に設置した隔離弁によって格納容器フィルタベント系と確実に系統隔離されており, フィルタベント実施時には, 事前確認項目として他系統と隔離されていることを確認する旨を手順に定め, 確実に隔離されていることを確認する。

② 非常用ガス処理系

非常用ガス処理系の当該ラインは, 運転中には使用しない。

窒素又は空気の漏えいにより, 格納容器圧力が上昇した場合のプラント停止後において, 格納容器圧力を減圧させるために使用する。また, プラント停止後の作業環境確保のために使用する。このため, 格納容器フィルタベント系との同時使用はなく, 切替え操作も実施しない。

なお, 非常用ガス処理系は, 事故時に原子炉建物原子炉棟を負圧に維持するために使用



第6表 建屋内に漏えいした放射性物質による外部被ばく条件

項目	評価条件	選定理由
サブマージョンモデル (評価式)	$D = 6.2 \times 10^{-14} \cdot Q_{\gamma} \cdot E_{\gamma} \cdot (1 - e^{-\mu \cdot R}) \cdot 3600$ <p>D : 放射線量率 (Sv/h)</p> <p>6.2 : サブマージョンによる換算係数 (<math>\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \text{Sv}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{s}}</math>)</p> <p><math>\times 10^{-14}</math></p> <p><math>Q_{\gamma}</math> : 原子炉建屋内の放射性物質濃度 (Bq/m<sup>3</sup>) (0.5MeV換算値)</p> <p><math>E_{\gamma}</math> : ガンマ線エネルギー (0.5MeV/dis)</p> <p><math>\mu</math> : 空気に対するガンマ線エネルギー吸収係数 (3.9に對す<sup>-3</sup>/m)</p> <p>R : 操作場所の空間体積と等価な半球の半径 (m)</p> $R = \sqrt[3]{\frac{3 \cdot V_R}{2 \cdot \pi}}$ <p><math>V_R</math> : 操作場所の空間体積 (m<sup>3</sup>)</p>	
操作場所の空間体積 (m <sup>3</sup> )	2,200m <sup>3</sup>	原子炉建屋ガス処理系フィルタ室の空間体積

第7表 線量換算係数, 呼吸率等

項目	評価条件	選定理由
線量換算係数	成人実効線量換算係数を使用 I-131 : 2.0510 <sup>-8</sup> Sv/Bq I-132 : 3.1510 <sup>-10</sup> Sv/Bq I-133 : 4.0510 <sup>-9</sup> Sv/Bq I-134 : 1.5510 <sup>-10</sup> Sv/Bq I-135 : 9.2510 <sup>-10</sup> Sv/Bq	ICRP Publication 71に基づき設定
呼吸率	1.2m <sup>3</sup> /h	成人活動時の呼吸率を設定
耐圧強化ベント系配管から評価点までの距離	配管表面から 30cm	操作場所を考慮して設定
非常用ガス処理系フィルタ等から評価点までの距離	非常用ガス再循環系フィルタ : 2.0m 非常用ガス処理系フィルタ : 2.7m	操作場所を考慮して設定

するが、2重に設置した隔離弁によって格納容器フィルタベント系と確実に系統隔離され、各々独立して使用すること及びフィルタベント実施時には、事前確認項目として他系統と隔離されていることを確認する旨を手順に定め、確実に隔離されていることを確認することから格納容器フィルタベント系と非常用ガス処理系は相互に影響を与えることはない。

③ 耐圧強化ベントライン

耐圧強化ベントラインは、万一、炉心損傷前に格納容器フィルタベント系が使用できない場合に使用する。このため、格納容器フィルタベント系との同時使用はなく、切替え操作も実施しない。

なお、耐圧強化ベントラインは、2重に設置した隔離弁によって格納容器フィルタベント系と確実に系統隔離されており、フィルタベント実施時には、事前確認項目として他系統と隔離されていることを確認する旨を手順に定め、確実に隔離されていることを確認することから格納容器フィルタベント系と耐圧強化ベントラインは相互に影響を与えることはない。

<耐圧強化ベントラインの位置付けについて>

島根2号炉の耐圧強化ベントラインは、新規基準施行以前にアクシデントマネジメント対策として設置しており、設置許可基準規則第48条(最終ヒートシンクへ熱を輸送する設備)としても必要な容量を有する設備であるが、格納容器フィルタベント系を新たに重大事故等対処設備として設置することから、耐圧強化ベントラインは設置許可基準規則第48条の自主対策設備として位置付け、万一、炉心損傷前に格納容器フィルタベント系が使用できない場合に耐圧強化ベントラインを使用する運用とする。

なお、格納容器フィルタベント系は、設置許可基準規則第48条、第50条及び第52条を満足する重大事故等対処設備として、以下に示すとおり、信頼性の高い系統構成としている。

- ・ベント弁(第1弁及び第2弁)の並列2重化及び操作機構の多様化によるベント弁開放の信頼性を確保
- ・他系統との隔離弁の直列2重化による格納容器フィルタベントラインの隔離機能の信頼性を確保

第8表 線量率の評価結果

被ばく経路		線量率 (mSv/h)
建屋内の放射性物質による線量率	外部被ばく	約 4.6 ばく射 <sup>-2</sup>
	内部被ばく	約 4.9 ばく射 <sup>0</sup>
非常用ガス処理系フィルタ等からの線量率	非常用ガス処理系フィルタ	約 4.3 × 10 <sup>-2</sup>
	非常用ガス再循環系フィルタ	約 2.6 ガス再 <sup>-1</sup>
配管からの線量率		約 2.1 らの線 <sup>0</sup>
合計線量率		約 7.3 量率線 <sup>0</sup>
作業線量 (10分/個)		約 1.2 / (線 <sup>0</sup> mSv)

(参考) フレキシブルシャフトにおける線量影響について

フィルタ装置入口配管内の放射性物質による直接ガンマ線におけるフレキシブルシャフトへの線量影響について以下のとおり確認した。

線量評価条件を第9表に示す。また、評価モデルを第4図に示す。

この結果、フィルタ装置入口配管からの直接ガンマ線の7日間の積算線量は約19kGyであり、設計値の36kGyを超えないことを確認した。

なお、配管内に浮遊した放射性物質(希ガスを含む)からの直接ガンマ線は、評価結果の約19kGyと比較して1桁程度小さく影響は小さい。

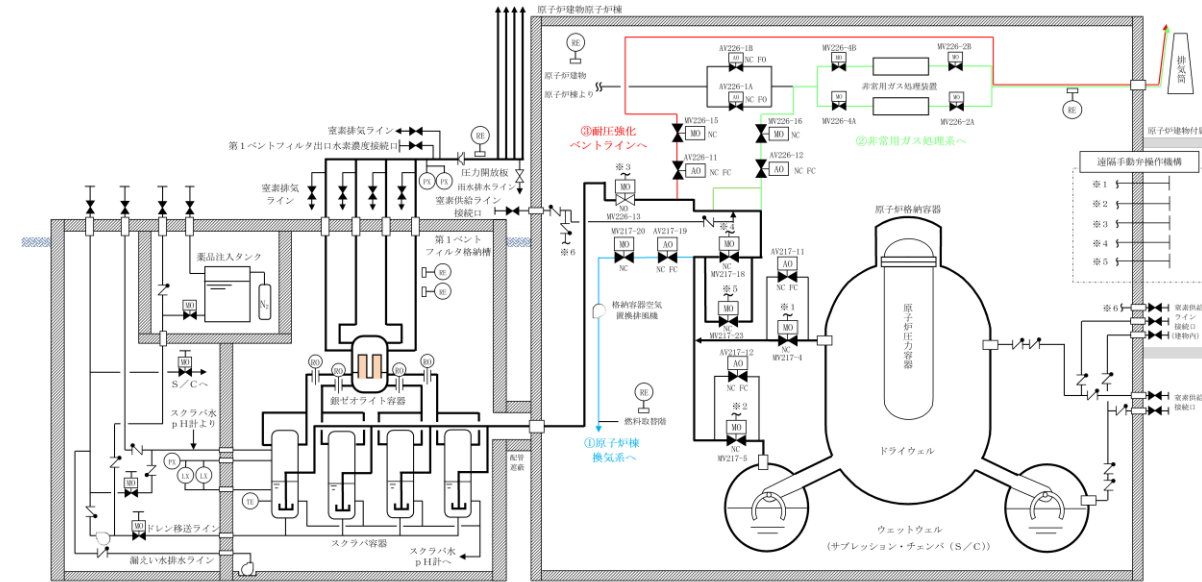


図13 格納容器フィルタベント系 系統概略図

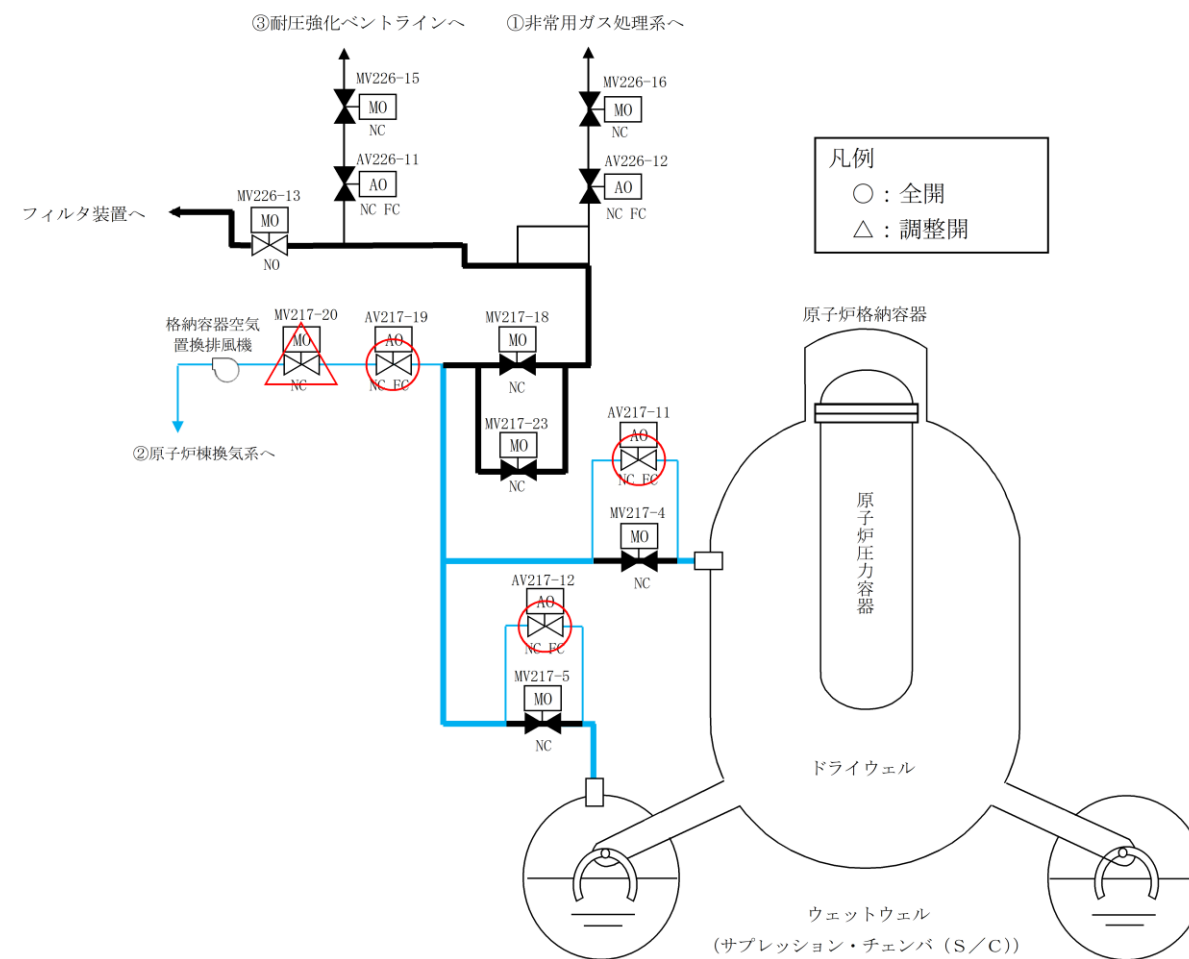


図14 通常運転中における格納容器圧力調整時の系統構成

第9表 線量評価条件

項目	評価条件	備考
想定事象	格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」	代替循環冷却系を使用できない場合
放出量条件	事象発生から19時間ベント（D/Wベント）	サブプレッション・プール水でのスクラビングによる除去係数に期待しないD/Wベントを選定
線源条件	総放出量の10%の放射性物質（希ガスを除く）が均一に付着	別紙30参照 付着した放射性物質のガンマ線線源強度を第10表に示す。
配管条件		配管板厚が薄い第一弁付近の配管を想定し設定 配管長は100mと設定
評価位置	配管表面から25cm地点	配管表面からフレキシブルシャフトの最短距離から設定。（配管から25cm以上離して敷設する設計）
直接ガンマ線評価コード	QAD-CGGP2R	三次元形状を扱う遮蔽解析コード

第10表 フィルタ装置入口配管付着のガンマ線線源強度

ガンマ線エネルギー (MeV)	線源強度 (cm <sup>-3</sup> )
0.01	1.508 ネルギ <sup>15</sup>
0.025	2.468 ネルギ <sup>15</sup>
0.0375	5.970510 <sup>14</sup>
0.0575	3.101510 <sup>14</sup>
0.085	1.015510 <sup>15</sup>
0.125	2.659510 <sup>14</sup>
0.225	4.315510 <sup>15</sup>
0.375	2.861510 <sup>16</sup>
0.575	6.549510 <sup>16</sup>
0.85	3.620510 <sup>16</sup>
1.25	8.533510 <sup>15</sup>
1.75	8.737510 <sup>14</sup>
2.25	5.644510 <sup>14</sup>
2.75	1.334510 <sup>13</sup>
3.5	1.149510 <sup>9</sup>
5.0	2.541510 <sup>3</sup>
7.0	2.924510 <sup>2</sup>
9.5	3.366510 <sup>1</sup>

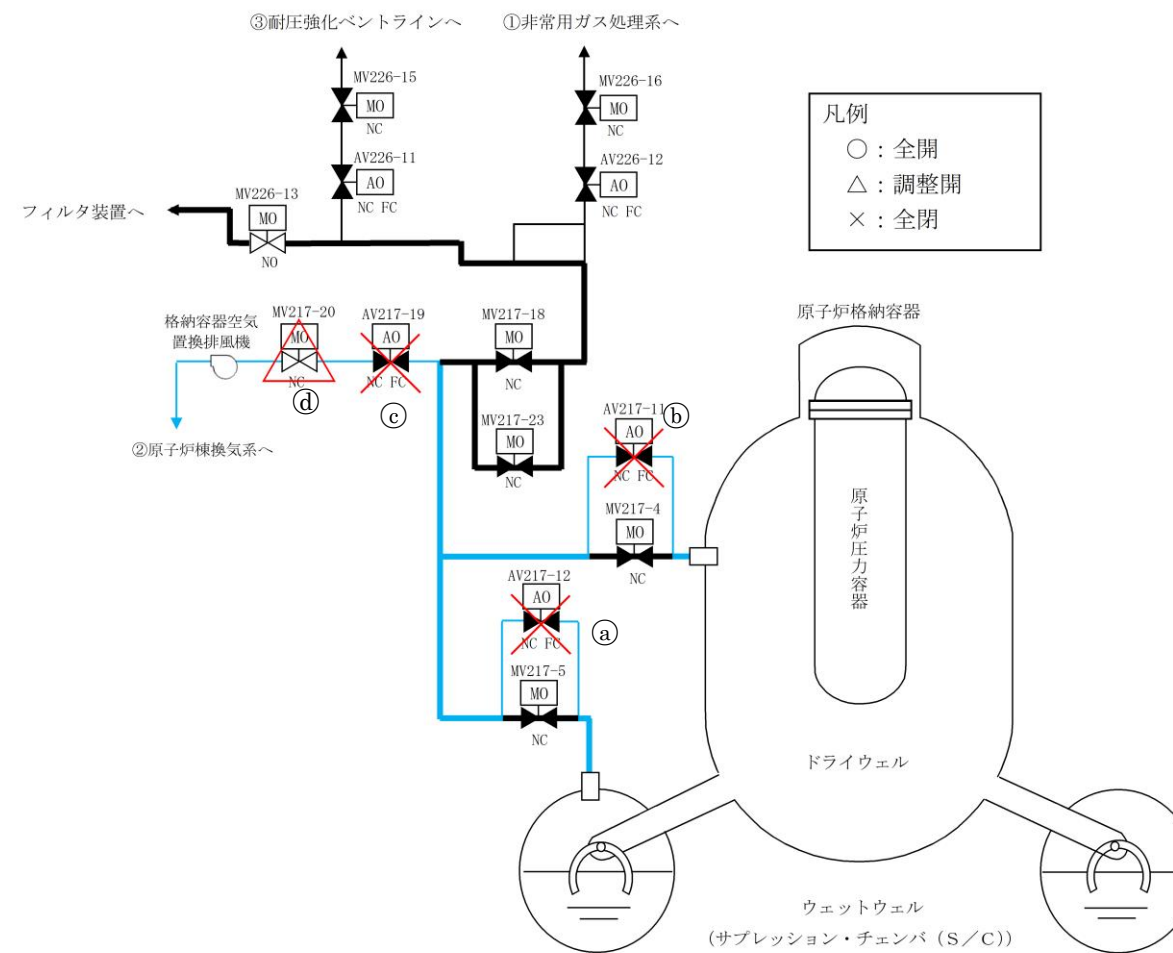


図15 格納容器圧力調整中に格納容器隔離信号が発生した場合の系統構成

3. 格納容器からの取り出し位置について

格納容器からの排気ラインの取り出し位置は、ドライウエル及びサブプレッション・チェンバのそれぞれに設け、どちらからでも排気が可能な設計としている。格納容器フィルタベント系の系統における格納容器からの取り出し位置（ドライウエル及びウェットウエルベントライン）を図16に示す。

ウェットウエルベントラインについては、サブプレッション・チェンバの水面からの高さ確保し、ドライウエルベントラインについては、燃料棒有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることにより、長期的にも熔融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。



第4図 フィルタ装置入口配管線量評価モデル

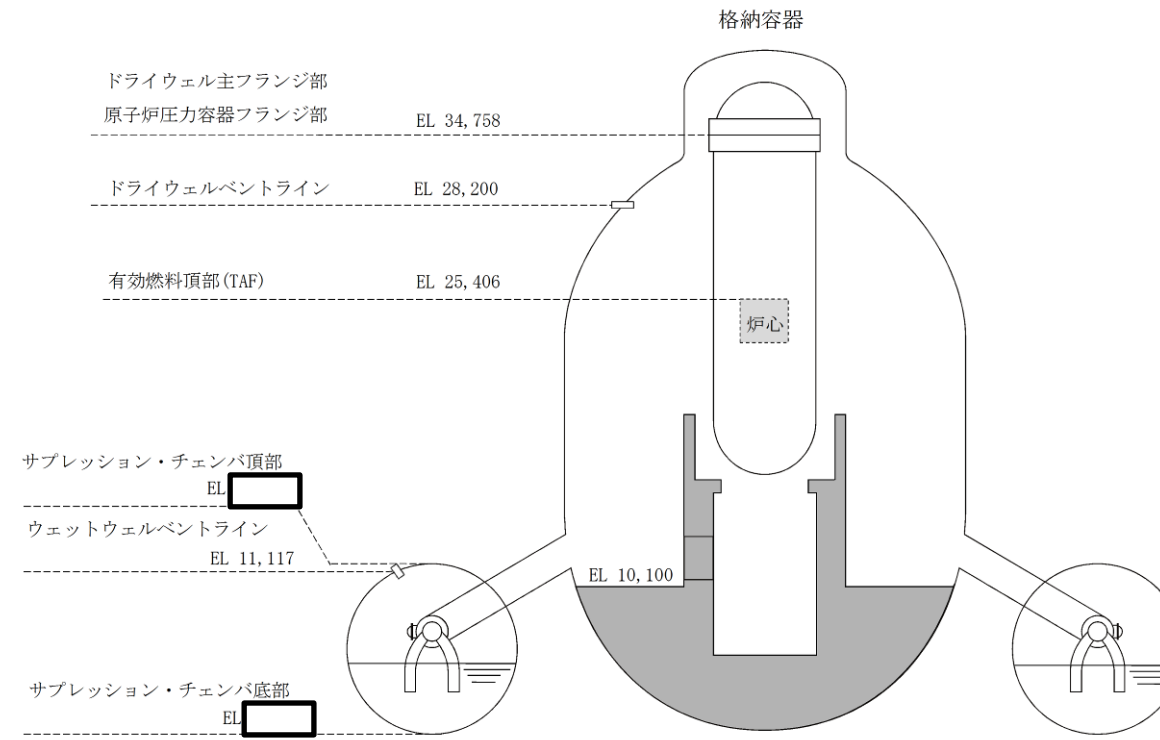


図16 格納容器の部位毎の高さ

(参考1) 窒素供給ラインの隔離弁の頑健性について

窒素供給ラインの概略系統図を図1に示す。

格納容器フィルタベント系を使用している際に、窒素供給ラインにベントガスが逆流し、フィルタを経由せずにベントガスが大気へ放出されないように、窒素供給ラインに逆止弁 (V226-14) を設置している。逆止弁 (V226-14) は、重大事故時においても窒素注入ラインの逆流を防止するため、設計温度 200℃、設計圧力 2Pd 以上 (0.93MPa) としている。

また、仮に逆止弁 (V226-14) のシートリークを想定した場合でも、手動弁 (V2B3-82) を設置しているため、窒素供給ラインにベントガスが逆流することはない。なお、手動弁 (V2B3-82) は、設計温度 66℃、設計圧力 0.93MPa としているものの、200℃、2Pd (0.853MPa) の環境下においても、隔離機能が確保されることを確認している。手動弁 (V2B3-82) の構造図を図2に示す。

- ・弁耐圧部 : 当該弁は圧力クラス 1.03MPa のクラス 2 弁として設計されており、図3に示すとおり、200℃における許容圧力は 1.53MPa であることから、2Pd (0.853MPa) を上回る。
- ・シール部 : 弁体シート部はメタルであり、弁ふた及びグランドシール部は膨張黒鉛製であるため十分なシール性能を有している。

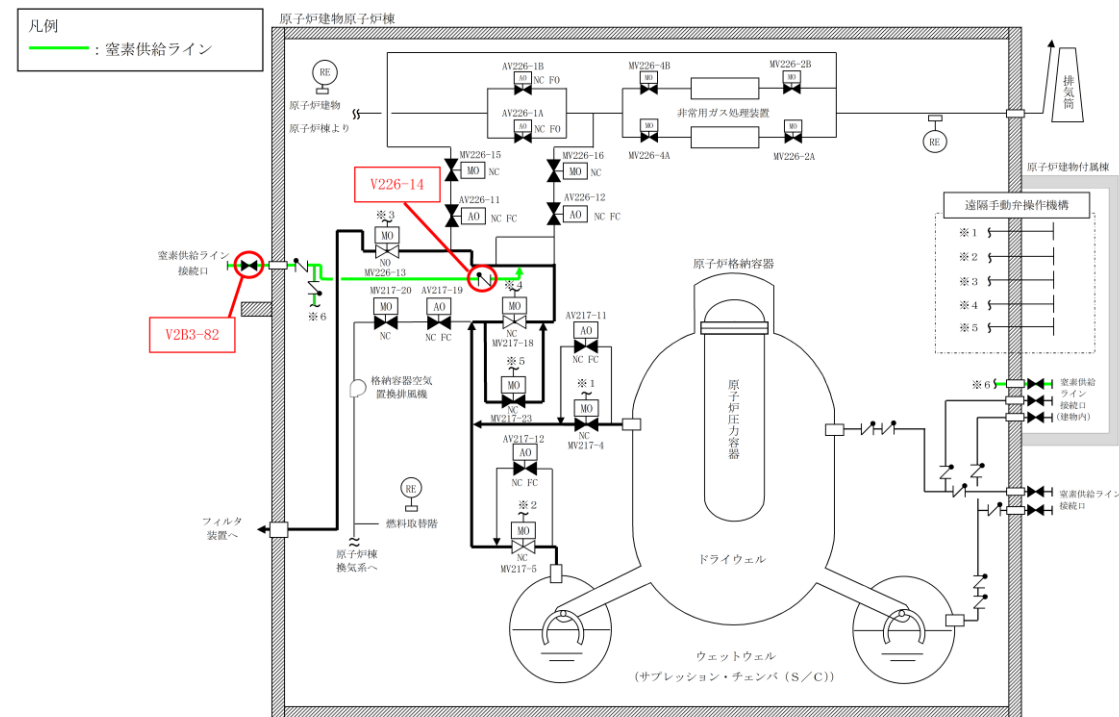


図1 窒素供給ライン 概略系統図

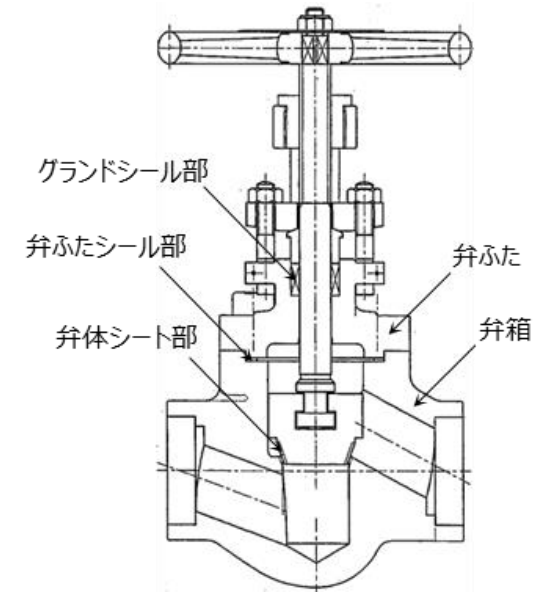


図2 手動弁 (V2B3-82) 構造図

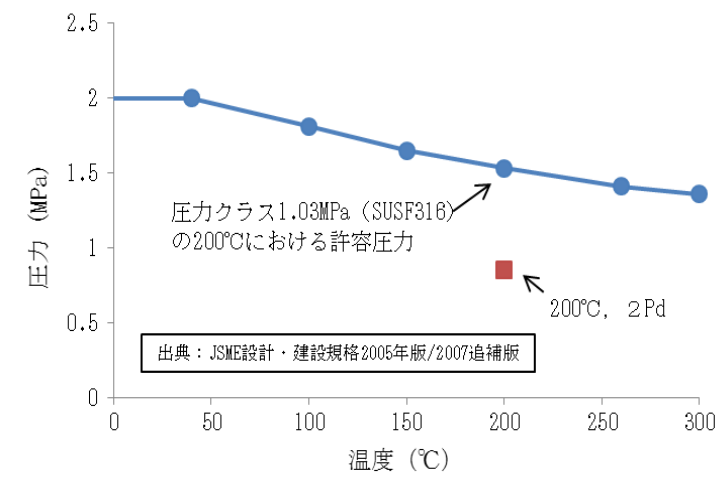


図3 圧力クラス 1.03MPa の温度-許容圧力線図

(参考2) 放出端の雨水防止対策について

格納容器フィルタベント系出口配管の放出端は、図1に示すとおり、放出方向を水平とし、水平部を1m以上確保したうえで、先端を45度で斜切りした形状としていたが、さらに、図2に示すとおり、先端を約70度で斜切りした形状に変更することで、出口配管内に雨水が浸入し難いような対策を図る。なお、放出端には、異物混入防止のためバードスクリーンを設置する。

上記の対策により、出口配管内への雨水の浸入はほぼないと考えているが、出口配管下端の雨水排水ラインの止め弁について、格納容器フィルタベント系の系統待機時における弁状態を閉運用から開運用に変更することとし、系統待機時に雨水排水ラインに雨水が溜まらない運用とする。雨水排水ラインの止め弁については、ベント実施前に人力で確実に閉操作する運用とする。



図1 格納容器フィルタベント系出口配管 (放出端及び雨水排水ライン)

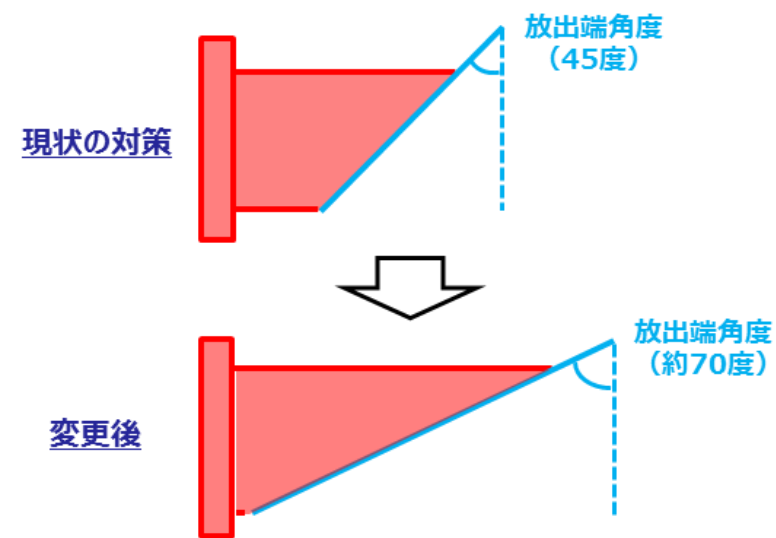


図2 放出端の雨水浸入防止対策